

# 2013 年度知的財産白書

## 目次

<b>第1編 知的財産政策の概観</b> .....	<b>36</b>
<b>第1章 2013年の主要政策の成果</b> .....	<b>37</b>
第1節 知的財産基盤創造経済実現戦略の樹立 .....	37
第2節 開庁以来最大の組織改編の断行 .....	41
<b>第2章 知的財産分野における国内外の動向</b> .....	<b>45</b>
第1節 知的財産分野における国内動向及び政策の推進方向 .....	45
1. 国内動向と知的財産政策の推進方向 .....	47
第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向 .....	50
1. 知的財産分野の国際動向 .....	50
2. 対応策 .....	53
<b>第3章 特許行政の戦略体系</b> .....	<b>55</b>
第1節 特許庁のビジョンとミッション .....	55
第2節 ビジョン達成に向けた実践課題 .....	56
1. 知的財産権創出システムの革新 .....	56
2. 知的財産及びアイデアの保護の強化 .....	56
3. 中小企業などの知的財産活用能力の向上 .....	56
4. 国民をより幸せにするための知的財産行政サービスの提供 .....	57
5. 知的財産人材養成及びグローバルリーダーシップの強化 .....	57

## 第2編 知的財産権創出システムの革新 ..... 59

### 第1章 知的財産の迅速・正確な権利化 ..... 60

第1節 特許・実用新案分野-----	60
1. 概観 .....	60
2. 特許・実用新案の速やかな権利化及び審査品質の向上 .....	61
3. 特許・実用新案審査インフラの改善 .....	70
4. 特許審査における国際協力の強化 .....	76
第2節 商標・デザイン分野-----	79
1. 概観 .....	79
2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上 .....	79
3. 商標・デザイン審査インフラの改善 .....	85
4. 商標・デザイン分野における国際協力体系の構築 .....	104
第3節 審判分野-----	110
1. 概観 .....	110
2. 審判品質の向上 .....	113
3. 口述審理の拡大実施及び充実化 .....	119
第4節 審査評価制度の運営-----	124
1. 概観 .....	124
2. 審査評価制度の運営 .....	125
3. 審査品質向上のための審査能力開発支援 .....	132
第5節 出願、登録など方式審査分野-----	136
1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査 .....	136
第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化-----	138
1. 概観 .....	138

2. 実務中心の専門教育課程…………… 139
3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化…………… 141

## 第2章 特許行政情報システムの高度化 ……147

- 第1節 概観…………… 147
- 第2節 特許行政情報システムの開発…………… 149
  1. 3世代特許ネットシステムの構築 …… 149
  2. 未来型検索システムの高度化…………… 152
- 第3節 特許行政情報システムの運営…………… 156
  1. 特許ネットシステムの委託運営…………… 156
  2. 知識管理システム(KOASIS)の運営…………… 159
- 第4節 電算装備の運営及び維持…………… 163
  1. 特許ネットシステムインフラの高度化…………… 163
  2. ユーザー支援顧客満足度の向上…………… 167
  3. 情報保護体系の強化…………… 170

## 第3章 知的財産政策の国家レベルでの推進 ……173

- 第1節 概観…………… 173
- 第2節 知的財産政策の国家レベルでの推進…………… 174
  1. 推進背景…………… 174
  2. 推進内容及び成果…………… 174
  3. 今後の推進計画…………… 174
- 第3節 知的財産権政策強化の基盤作り…………… 176
  1. 知的財産政策研究の強化…………… 176
  2. 知的財産研究のインフラ構築…………… 178



## 第4章 強い知的財産権創出に向けたIP-R&Dの拡

### 大 .....186

#### 第1節 知的財産権観点の政府R&Dの効率化 ----- 186

1. 概観 ..... 186
2. 国家特許戦略青写真の構築 ..... 186
3. 政府R&D特許技術動向調査 ..... 192
4. 政府R&D特許成果の管理 ..... 200
5. 政府R&D特許戦略支援 ..... 205

#### 第2節 IP-R&D連携戦略の高度化 ----- 212

1. 概観 ..... 212
2. 知的財産権中心の技術獲得戦略の支援 ..... 214
3. 先端部品・素材産業のIP-R&D戦略支援 ..... 218

#### 第3節 標準特許の創出支援 ----- 224

1. 概観 ..... 224
2. 標準特許の分析及び戦略樹立支援 ..... 225
3. 標準特許情報DBの構築及び標準特許の人材養成 ..... 230

## 第3編 知的財産及びアイデアの保護強化 .....235

### 第1章 国内知的財産保護の強化 .....236

#### 第1節 概観 ----- 236

1. 推進背景及び概要 ..... 236
2. 推進内容及び成果 ..... 237
3. 評価及び発展方向 ..... 238

#### 第2節 国内知的財産権保護活動の強化 ----- 240

1. 商標権特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化	240
2. 模倣品申告褒賞金制度の運営	242
3. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報強化	244
4. 職務発明制度定着の促進	246
<b>第3節 知的財産保護環境の構築</b>	<b>256</b>
1. 企業の営業秘密保護に向けた制度改善	256
2. 公正な商標使用体系の確立	260
3. 知的財産権訴訟における専門性の強化	261
4. 半導体設計財産の振興	266

## **第2章 海外知的財産紛争に対する支援の拡大 .....273**

<b>第1節 概観</b>	<b>273</b>
1. 推進背景及び概要	273
2. 推進内容及び成果	274
3. 評価及び発展方向	274
<b>第2節 海外知的財産権の保護強化</b>	<b>276</b>
1. 海外における知的財産保護の必要性	276
2. IP-Deskを通じた知的財産権支援の強化	278
3. 企業の国際特許紛争対応能力の向上	280

## **第3章 創意的アイデアの保護体系の強化 .....286**

<b>第1節 概観</b>	<b>286</b>
1. 推進背景及び概要	286
2. 推進内容及び成果	287
3. 評価及び発展方向	287
<b>第2節 アイデア保護範囲の拡大及び自律的な保護環境作り</b>	<b>289</b>

1. アイデア保護範囲の拡大…………… 289
2. 不正競争防止法の改正によるアイデアの保護…………… 293
3. 自律的な保護環境作り…………… 295

## **第4編 中小企業などの知的財産活用能力の向上 .298**

### **第1章 中小企業の知的財産取引・金融の活性化 .299**

- 第1節 概観…………… 299
- 第2節 優秀な知的財産権の創出・活用に向けたインフラの拡大…… 301
  1. 需要者中心の特許技術取引システムの運営…………… 301
  2. 知的財産活用戦略の支援…………… 306
  3. 特許技術評価支援事業…………… 308
  4. 国有特許の活用促進…………… 312
- 第3節 中小企業に対する知的財産経営支援の強化…………… 317
  1. 特許総合支援事業…………… 317
  2. 中小企業知的財産経営コンサルティング…………… 321
  3. 地域ブランド・デザイン価値の向上…………… 329
  4. 非英語圏ブランド開発支援事業…………… 335

### **第2章 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進341**

- 第1節 概観…………… 341
- 第2節 大学・公共研の優秀特許創出・活用の促進…………… 344
  1. 特許経営専門家の派遣…………… 344
  2. 発明インタビュー及び知的財産事業化の支援…………… 347
  3. 知的財産生態系の活性化支援…………… 350
  4. 創意資本の造成…………… 355

## 第3章 知的財産サービス産業の育成及び活用生態

### 系の構築 .....358

第1節 概観-----	358
第2節 国内知的財産サービス産業の競争力強化支援-----	361
1. 知的財産サービス市場の需要拡大 .....	361
2. 知的財産サービス企業の採用と連携した教育の拡大 .....	365
第3節 地域における知的財産インフラの構築-----	371
1. 地域知識財産センターの運営 .....	371
2. 地域における知的財産権認識の向上 .....	374

## 第5編 知的財産行政サービスの高度化 .....380

### 第1章 需要者中心の顧客サービス改善 .....381

第1節 概観-----	381
1. 推進背景及び概要 .....	381
2. 推進内容及び成果 .....	381
3. 評価及び発展方向 .....	382
第2節 ユーザー中心のサービスシステムの構築-----	383
1. ユーザー指向的な手数料システムの改編 .....	383
2. 出願・登録分野の特許行政制度の改善 .....	384
3. ユーザーのための請願・制度の改善 .....	388
第3節 ユーザー感動の電子請願サービスの提供-----	394
1. 24時間電子請願サービスの支援 .....	394
2. ユーザー指向型の特許情報検索サービス(特許ネットKIPRIS)の運営 .....	405

## 第2章 環境変化に応じた知的財産制度の改善 .....409

第1節 概観-----	409
第2節 特許・実用新案分野-----	410
1. 特許法、実用新案法の国際的な調和及び顧客便宜の増進 .....	410
2. 世界的水準の特許・実用新案審査基準の改正 .....	416
第3節 商標・デザイン分野-----	420
1. 商標法全面改正の推進.....	420
2. デザイン保護法改正の推進.....	423
第4節 審判分野-----	429
1. ユーザーオーダーメイド型審判制度の施行 .....	429
2. 韓・中・日の審判分野交流協力基盤の強化 .....	431

## 第3章 知的財産情報の拡充及び情報サービスのレ

## ベル向上 .....434

第1節 概観-----	434
第2節 特許情報DB構築-----	436
1. 知的財産権情報データの拡充と管理 .....	436
2. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及 .....	448
3. 知的財産権公報の発刊及び普及 .....	452
第3節 知的財産情報サービス水準の向上-----	455
1. 知的財産情報モバイル検索サービスの拡大 .....	455
2. 海外進出企業のブランドネーミング支援のための海外商標情報提供拡大 .....	457
3. 特許文献翻訳サービスの拡大 .....	458
4. 知的財産情報の統合検索支援 .....	461

## 第6編 知的財産人材養成及びグローバルリーダー

### シップの強化.....464

## 第1章 知的財産フレンドリーな社会基盤の形成 .465

第1節 知的財産専門人材の育成-----	465
1. 概観 .....	465
2. 知的財産権に強い大学(院)の人材育成 .....	466
3. 企業・大学間の新産学協力プロジェクトの推進 .....	473
4. 企業の知的財産専門人材育成 .....	487
第2節 創意的発明人材の発掘・育成-----	496
1. 概観 .....	496
2. 発明教育基盤の構築及び制度化 .....	497
3. 学生レベル別・学校レベル別発明教育の推進 .....	502
4. 発明活動が優秀な学生及び教員の発掘・拡大 .....	511
5. e-ラーニングを活用した国民全体の知的財産常時学習の推進 .....	516
第3節 社会的弱者に対する配慮の拡大-----	522
1. 概観 .....	522
2. 疎外地域・階級の青少年に対するシェアリング発明教育 .....	523
3. 社会的弱者のための無料弁理サービス .....	525
4. 社会的企業の知的財産競争力向上 .....	528
5. 知的財産才能シェアリング事業の推進 .....	534
第4節 発明振興イベントの開催-----	539
1. 概観 .....	539
2. 第48回「発明の日」記念式の開催 .....	540
3. 特許技術賞授賞 .....	542

4. 2013大韓民国知的財産大典の開催	545
第5節 女性発明振興活動の展開	549
1. 概観	549
2. 女性発明家の裾野拡大及び知的財産の認識向上	550
3. 女性発明の事業化支援	552
第6節 軍将兵の知的財産認識の向上	556
1. 概観	556
2. 軍将兵向け知的財産権教育	557
3. 知的財産権の創出支援	561

## 第2章 グローバル知的財産協力の拡大 .....564

第1節 概観	564
1. 概要	564
2. 国際動向及び対応策	566
第2節 先進5庁(IP5)体制の強固化	572
1. IP5協力の推進経過	572
2. IP5長官会合の主な成果	573
3. 今後の推進計画	574
第3節 商標先進5庁(TM5)体制の強化	576
1. 商標先進5庁の協力推進経過	576
2. 商標先進5庁会合の主な成果	577
3. 今後の推進課題	579
第4節 二国間及び多国間協力の積極的な推進	580
1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化	580
2. 知的財産権の二国間協力対象国の多角化	582
3. 知的財産分野の多国間交渉における能動的な対応	584

4. 知的財産権分野の通商交渉対応	608
第5節 グローバル特許行政情報化の先導	613
1. グローバル特許行政情報化のための海外協力強化	613
2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散	621
3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用事業	628
4. 国内外特許情報の拡散・活用のための特許情報博覧会	631
第6節 最貧・途上国の対する知的財産シェアリングの拡大	633
1. 推進背景及び概要	633
2. 主な推進成果	635
3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散	638

## 第7編 出願、審査・審判、登録分野の状況 .....640

### 第1章 国内出願分野 .....641

第1節 産業財産権全般	641
1. 産業財産権の出願動向	641
2. 外国人の出願状況	642
3. 法人及び個人の出願状況	644
4. 女性及び学生の出願状況	645
5. 代理人有無別の出願状況	646
6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)の特許出願状況	647
7. 韓国の主要国(米国、日本、EPO、中国)に対する特許出願状況	647
第2節 権利別・産業通商資源部門別の出願	649
1. 特許・実用新案の登録出願	649
2. デザインの登録出願	653
3. 商標の登録出願	654
第3節 公共機関及び大学の特許出願	656



1. 公共機関の特許出願 .....	656
2. 大学の特許出願 .....	657
第4節 内・外国人の地域別・企業別の出願-----	659
1. 内国人の出願状況 .....	659
2. 外国人の出願状況 .....	661
<b>第2章 PCT及びマドリッド国際出願分野 .....</b>	<b>665</b>
第1節 PCT国際出願 -----	665
1. 全世界PCT国際出願の状況 .....	665
2. 韓国のPCT国際出願状況及び見通し .....	667
3. 国際調査・国際予備審査の状況 .....	673
4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行状況 .....	676
第2節 マドリッド国際商標出願-----	678
1. 世界の国際商標出願の状況 .....	678
2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況 .....	680
3. 韓国内指定国官庁の動向 .....	683
<b>第3章 登録分野 .....</b>	<b>686</b>
第1節 産業財産権全般-----	686
1. 産業財産権登録動向の概要 .....	686
2. 2013年度登録の細部状況 .....	686
第2節 年次登録の状況-----	697
第3節 存続権利の状況-----	698
第4節 国際商標(マドリッド)登録状況-----	700
<b>第4章 審査分野 .....</b>	<b>701</b>

第1節 総括	701
第2節 特許及び <b>実用新案</b>	703
1. 特許出願審査	703
2. 実用新案登録出願の審査	704
3. PCT国際調査及び予備審査	707
第3節 商標及びデザイン	708
1. 商標登録出願審査	708
2. デザイン登録出願審査	710
3. 異議審査	712
<b>第5章 審判分野</b>	<b>713</b>
第1節 審判請求及び処理状況	713
1. 権利別の審判請求及び処理件数状況	713
2. 審判請求人別の審判請求状況	714
3. 内国人・外国人間の当事者系の審判請求状況	716
4. 国内企業・外国企業間の審判請求状況	718
5. 中小企業・大企業間の審判請求状況	718
6. 審判処理期間の状況	719
第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況	720
第3節 最高裁判所への上告提起及び宣告状況	721

## 付録

1. 歴代庁長(運営支援課)	723
2. 機構・定員・予算状況(創造行政担当官室、企画財政担当官室)	724
3. 特許庁所管の法令状況(規制改革法務担当官)	726

**4. 2013年の主要マスコミ報道内容及び庁長の広報活動(スポークスマン)727**

## 表目次

＜表Ⅰ-2-1＞韓国における産業財産権出願の推移 .....	47
＜表Ⅰ-2-2＞主要国における産業財産権の出願状況 .....	48
＜表Ⅱ-1-1＞審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限.....	64
＜表Ⅱ-1-2＞審査パート制の構成状況.....	65
＜表Ⅱ-1-3＞開かれた審査制度パイロット・テストの実施結果 .....	69
＜表Ⅱ-1-4＞特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況 .....	71
＜表Ⅱ-1-5＞特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績 .....	71
＜表Ⅱ-1-6＞国際出願先行技術調査専門機関の指定状況.....	72
＜表Ⅱ-1-7＞国際出願先行技術調査事業の推進実績 .....	73
＜表Ⅱ-1-8＞特許分類付与事業の年度別推進状況 .....	74
＜表Ⅱ-1-9＞審査官向け新技術教育事業の推進実績 .....	76
＜表Ⅱ-1-10＞国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況.....	77
＜表Ⅱ-1-11＞PCT国際調査の依頼状況.....	78
＜表Ⅱ-1-12＞韓国がPCT国際調査サービスを提供している国.....	78
＜表Ⅱ-1-13＞主要国における商標・デザインの審査処理期間の状況 .....	80
＜表Ⅱ-1-14＞2013年商標・デザイン審査品質向上推進体系 .....	80
＜表Ⅱ-1-15＞2013年商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催状況....	82
＜表Ⅱ-1-16＞2013年商標分野における外部専門家招聘講演の状況 .....	83
＜表Ⅱ-1-17＞2013年デザイン分野における外部専門家招聘講演の状況.....	83
＜表Ⅱ-1-18＞2013年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況 .....	84
＜表Ⅱ-1-19＞2013年度顧客満足度調査の結果(審査分野).....	84
＜表Ⅱ-1-20＞商標・デザイン分野の審査実務関連教育の実施状況 .....	89

＜表Ⅱ-1-21＞商標調査分析事業の推進実績 .....	96
＜表Ⅱ-1-22＞マドリッド国際商標登録出願DB構築事業の推進実績 .....	97
＜表Ⅱ-1-23＞指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績 .....	97
＜表Ⅱ-1-24＞デザイン調査分析事業の推進実績 .....	98
＜表Ⅱ-1-25＞2014年デザイン審査資料の保有状況 .....	102
＜表Ⅱ-1-26＞最近5年間審判請求件数の推移 .....	110
＜表Ⅱ-1-27＞知財権侵害訴訟件数の推移 .....	111
＜表Ⅱ-1-28＞審判官の定員と審判処理期間 .....	112
＜表Ⅱ-1-29＞2013年判例評釈公募の結果 .....	115
＜表Ⅱ-1-30＞2013年裁判所勤務者発表会の結果 .....	116
＜表Ⅱ-1-31＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況 .....	119
＜表Ⅱ-1-32＞2013年度特・実分野の総合審査品質指数 .....	128
＜表Ⅱ-1-33＞2013年度商標分野の総合審査品質指数 .....	128
＜表Ⅱ-1-34＞特・実、商標、デザイン及びPCT分野の評価観点別等級基準 表 .....	129
＜表Ⅱ-1-35＞2013年度審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会の開 催結果 .....	133
＜表Ⅱ-1-36＞方式審査処理期間の遵守率 .....	136
＜表Ⅱ-1-37＞教育訓練状況(2013年教育実績) .....	140
＜表Ⅱ-1-38＞2013年国際セミナー及び外国人向け教育の状況 .....	145
＜表Ⅱ-2-1＞2008年～2013年検索システム高度化推進の経過 .....	152
＜表Ⅱ-2-2＞知識活動の状況 .....	161
＜表Ⅱ-2-3＞特許ネットシステムの稼働時間 .....	164
＜表Ⅱ-2-4＞電算装備の運用状況 .....	165

<表Ⅱ-2-5>年度別ユーザー支援の状況 .....	168
<表Ⅱ-3-1>政策研究の推進プロセス及び運営 .....	176
<表Ⅱ-3-2>2013年知的財産政策研究テーマ .....	177
<表Ⅱ-3-3>2013年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容 .....	181
<表Ⅱ-3-4>大学(院)生知的財産優秀論文コンテストの受付状況 .....	181
<表Ⅱ-3-5>2013年知的財産基礎研究の主要内容 .....	184
<表Ⅱ-4-1>国家特許戦略青写真構築事業の推進対象となる産業分野 .....	188
<表Ⅱ-4-2>各部処のR&D企画課題活用の結果 .....	189
<表Ⅱ-4-3>国家研究開発事業の管理などに関する規定(大統領令) .....	193
<表Ⅱ-4-4>2012年の国家R&D研究企画/中間企画時の特許動向調査支援状況 .....	195
<表Ⅱ-4-5>2013年国家R&D課題選定/段階評価時の先行特許調査支援状況 .....	198
<表Ⅱ-4-6>登録された出願成果のうち成果漏れ状況及び認定状況 .....	203
<表Ⅱ-4-7>政府R&D特許を含む技術移転契約及び技術移転料 .....	203
<表Ⅱ-4-8>政府R&D国内登録特許(2008～2012)指標の分析 .....	205
<表Ⅱ-4-9>2013年政府R&D特許戦略支援事業の支援状況 .....	206
<表Ⅱ-4-10>2014年政府R&D特許戦略支援体系の改編案 .....	210
<表Ⅱ-4-11>支援企業の優秀事例 .....	217
<表Ⅱ-4-12>対日貿易収支の推移 .....	219
<表Ⅱ-4-13>2013年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の実績 .....	221
<表Ⅱ-4-14>支援企業の優秀事例 .....	222
<表Ⅱ-4-15>国際標準化機関に登録された標準特許の状況(2013年12月) .....	226
<表Ⅱ-4-16>2013年R&D標準特許創出支援事業の推進成果 .....	228
<表Ⅱ-4-17>2013年国際標準案特許戦略化事業の推進成果 .....	228

<表Ⅱ-4-18>2013年標準特許後続管理事業の推進成果.....	229
<表Ⅱ-4-19>2013年国家標準制定特許戦略支援の推進成果.....	229
<表Ⅱ-4-20>2009～2013年の標準特許情報DBの構築内容.....	232
<表Ⅱ-4-21>2013年標準特許ポータルサイトのサービス内容.....	232
<表Ⅱ-4-22>2013年需要者オーダーメイド型標準特許教育の成果.....	233
<表Ⅲ-1-1>模倣品取締り状況.....	241
<表Ⅲ-1-2>主要品目別の取締り状況(2013).....	241
<表Ⅲ-1-3>類型別褒賞金の支給状況(2006～2013).....	243
<表Ⅲ-1-4>韓国における法人の特許出願の推移.....	247
<表Ⅲ-1-5>職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況.....	249
<表Ⅲ-1-6>国内企業の職務発明補償制度導入比率.....	253
<表Ⅲ-1-7>企業の産業機密流出状況(2009～2011).....	256
<表Ⅲ-1-8>企業の営業秘密管理実態.....	256
<表Ⅲ-1-9>主要国の知的財産権訴訟制度.....	262
<表Ⅲ-1-10>韓国の知的財産権訴訟体系.....	263
<表Ⅲ-1-11>知的財産権訴訟代理制度の改善案.....	265
<表Ⅲ-1-12>半導体IP検証の支援状況.....	269
<表Ⅲ-1-13>Core-A搭載システム半導体の試作品製作状況.....	270
<表Ⅲ-1-14>配置設計権の登録状況.....	270
<表Ⅲ-1-15>第14回半導体設計コンテストの授賞作.....	271
<表Ⅲ-2-1>2013年IP-DESK支援状況.....	279
<表Ⅲ-2-2>海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況.....	282
<表Ⅲ-2-3>知的財産権紛争対応コンサルティングの成功事例.....	283

<表Ⅲ-3-1>不正競争行為の補充的な一般条項 .....	294
<表Ⅳ-1-1>権利別技術移転の実績.....	303
<表Ⅳ-1-2>類型別技術移転の実績.....	303
<表Ⅳ-1-3>特許分析評価システムの利用機関状況 .....	305
<表Ⅳ-1-4>機関類型別の特許分析評価システムの利用実績 .....	305
<表Ⅳ-1-5>中小企業IP活用戦略支援実績の細部状況 .....	307
<表Ⅳ-1-6>中小企業IP活用戦略支援事業の活用率 .....	308
<表Ⅳ-1-7>最近5年間特許技術評価の支援実績 .....	310
<表Ⅳ-1-8>最近5年間金融連携評価連携の支援実績.....	311
<表Ⅳ-1-9>発明評価機関の指定状況.....	312
<表Ⅳ-1-10>年度別国有特許権の保有状況 .....	314
<表Ⅳ-1-11>年度別国有特許権の実施状況 .....	314
<表Ⅳ-1-12>国有特許登録・処分補償金の支給状況.....	315
<表Ⅳ-1-13>特許総合支援事業の主要推進実績 .....	318
<表Ⅳ-1-14>2013年IPスター企業に対する支援の成果 .....	320
<表Ⅳ-1-15>中小企業知的財産経営コンサルティングの主要内容 .....	324
<表Ⅳ-1-16>2013年コンサルティングの主要内容及び分布 .....	326
<表Ⅳ-1-17>IP経営コンサルティング報告書のコンサルティング結果(例 示).....	327
<表Ⅳ-1-18>2013年ブランド・デザイン価値向上事業の内容 .....	330
<表Ⅳ-1-19>2013年ブランド・デザイン価値向上の遂行地域 .....	331
<表Ⅳ-1-20>2013年ブランド・デザインコンサルタントの採用状況 .....	333
<表Ⅳ-1-21>2013年ブランド・デザイン主要事業の推進状況 .....	334
<表Ⅳ-1-22>非英語圏ブランドの開発状況 .....	336



<表Ⅳ-2-1> 主要指標の国家間比較.....	344
<表Ⅳ-2-2> 発明インタビューの支援内容.....	348
<表Ⅳ-2-3> 2009～2013年技術移転・事業化の成果状況.....	349
<表Ⅳ-2-4> 知的財産事業化協力ネットワークの運営状況.....	351
<表Ⅳ-2-5> 公共機関保有技術の共同活用支援事業における構築段階別支援事項.....	353
<表Ⅳ-2-6> マザー組合と子組合の結成及び創意資本の投資状況.....	356
<表Ⅳ-3-1> 特許管理専門会社(NPEs)から提訴された国内企業の状況.....	358
<表Ⅳ-3-2> 大企業及び中小企業の知的財産経営の状況.....	359
<表Ⅳ-3-3> 全国地域知識財産センターの状況.....	360
<表Ⅳ-3-4> 地域知識財産センターの設置運営状況.....	373
<表Ⅳ-3-5> 2013年地域知識財産フォーラムの開催日程.....	375
<表Ⅳ-3-6> 知的財産権教育状況.....	379
<表Ⅴ-1-1> 5年間の特許満足度推移.....	391
<表Ⅴ-1-2> 5年間電話親切度の推移.....	392
<表Ⅴ-1-3> 2003年に完了した主要改善事項.....	395
<表Ⅴ-1-4> 2004年に完了した主要改善事項.....	395
<表Ⅴ-1-5> 2005年24時間電子請願サービスの拡大.....	396
<表Ⅴ-1-6> 24時間電子請願サービスの段階別開通時期.....	397
<表Ⅴ-1-7> 2006年に完了した主要改善事項.....	398
<表Ⅴ-1-8> 2007年に完了した主要改善事項.....	399
<表Ⅴ-1-9> 2008年に完了した主要改善事項.....	400
<表Ⅴ-1-10> 2009年に完了した主要改善事項.....	402
<表Ⅴ-1-11> 2010年に完了した主要改善事項.....	402

<表V-1-12>2011年に完了した主要改善事項 .....	403
<表V-1-13>2012年に完了した主要改善事項 .....	404
<表V-1-14>2013年に完了した主要改善事項 .....	405
<表V-1-15>KIPRISの現状 .....	408
<表V-2-1>第1段階：特許法の主な改正内容 .....	411
<表V-2-2>第2段階：特許法の主な改正推進事項 .....	412
<表V-2-3>特許法下位法令の主な改正内容(2013年改正) .....	413
<表V-2-4>デザイン保護法改正の前後の権利範囲比較 .....	427
<表V-2-5>2013年迅速・優先及び一般審判の対象件数 .....	430
<表V-3-1>特許及び実用新案の検索DB構築状況 .....	437
<表V-3-2>デザイン検索DB構築の状況 .....	439
<表V-3-3>商標検索DBの構築状況 .....	441
<表V-3-4>2013年度教育及び広報状況 .....	446
<表V-3-5>年度別データ品質の正確度 .....	447
<表V-3-6>2013年度データ管理業務処理の状況 .....	447
<表V-3-7>韓国特許英文抄録DB構築の状況(2013年12月末基準) .....	449
<表V-3-8>韓国特許英文抄録の国内外配布機関状況 .....	450
<表V-3-9>過去4年間の韓国特許英文抄録の検索状況(2013年12月末基準) .....	451
<表V-3-10>各国の韓国特許英文抄録活用状況 .....	451
<表V-3-11>2013年度公報発刊件数 .....	453
<表V-3-12>インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール発 送件数 .....	453
<表V-3-13>モバイル検索サービスの利用状況 .....	455
<表V-3-14>KIPRIS海外商標データ提供の状況 .....	457

＜表Ⅴ-3-15＞翻訳サービス提供の状況	459
＜表Ⅴ-3-16＞翻訳辞典及び翻訳メモリの構築状況	460
＜表Ⅴ-3-17＞海外特許文献の引用文献活用推移	460
＜表Ⅴ-3-18＞知的財産情報統合サービス(IPIS)連携状況	462
＜表Ⅵ-1-1＞大学の知的財産教育支援状況	467
＜表Ⅵ-1-2＞知的財産先導大学の運営結果	467
＜表Ⅵ-1-3＞知的財産専門学位課程の運営状況	469
＜表Ⅵ-1-4＞大学知的財産教授教育の状況	471
＜表Ⅵ-1-5＞大学の知的財産教授教育プログラム	471
＜表Ⅵ-1-6＞学会学術大会知的財産セクションの開設状況	472
＜表Ⅵ-1-7＞コンペティション部門別の書面審査基準	475
＜表Ⅵ-1-8＞コンペティション部門別の最終審査基準	476
＜表Ⅵ-1-9＞2013年の授賞内訳	477
＜表Ⅵ-1-10＞2013年の細部推進日程	478
＜表Ⅵ-1-11＞部門別の参加及び受賞状況	479
＜表Ⅵ-1-12＞最多受賞大学及び最多応募大学の順位	480
＜表Ⅵ-1-13＞D2Bデザイン・フェアの審査手続き	482
＜表Ⅵ-1-14＞2013年のD2Bデザイン・フェアの受賞者状況	483
＜表Ⅵ-1-15＞大会の主要進行日程及びプロセス	485
＜表Ⅵ-1-16＞大学創意発明大会の出品状況	486
＜表Ⅵ-1-17＞2013年大学創意発明大会の優秀発明受賞作状況	486
＜表Ⅵ-1-18＞2013年の中小企業知的財産職務教育課程状況	488
＜表Ⅵ-1-19＞2013年の海外知的財産戦略人材育成課程状況	490

<表VI-1-20> 2013年中小企業関連機関と連携した知的財産課程の状況.....	491
<表VI-1-21> 2013年地域の中小企業CEO知的財産経営認識向上の特別講演 状況 .....	492
<表VI-1-22> 2013年のCIPO朝食会セミナー開催状況 .....	494
<表VI-1-23> 発明教育研究学校の運営状況 .....	499
<表VI-1-24> 2013年発明教育センターの教育運営状況.....	500
<表VI-1-25> 年度別発明教室の設置状況 .....	503
<表VI-1-26> 発明教室の利用者状況.....	503
<表VI-1-27> 発明英才教育の状況.....	505
<表VI-1-28> 発明英才教育プログラム開発状況 .....	506
<表VI-1-29> 次世代英才起業家教育院の教育内容 .....	507
<表VI-1-30> 2013年企業連携職務発明プログラムの参加状況 .....	510
<表VI-1-31> 優秀発明学生及び教員発掘・拡大活動.....	511
<表VI-1-32> 大韓民国学生発明展示会の出品件数 .....	513
<表VI-1-33> 大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数 .....	514
<表VI-1-34> YIP(青少年発明家プログラム)状況 .....	514
<表VI-1-35> 発明奨学生 of 年度別選抜人数 .....	515
<表VI-1-36> 知的財産e-ラーニング教育対象別の運営状況.....	520
<表VI-1-37> 2013年シェアリング発明教室の運営体系.....	524
<表VI-1-38> 2013年シェアリング発明教育の運営状況.....	524
<表VI-1-39> 年度別の疎外地域・階級のためのシェアリング発明教育状況	524
<表VI-1-40> 2013年相談及び書類作成支援実績(支援類型別) .....	526
<表VI-1-41> 2013年相談及び書類作成支援実績(支援対象別) .....	526
<表VI-1-42> 2013年審判・訴訟関連の支援実績(支援類型別) .....	526

<表VI-1-43>2013年審判・訴の支援実績(支援対象別).....	527
<表VI-1-44>社会的企業の支援状況.....	529
<表VI-1-45>2013年知的財産才能シェアリング推進の成果.....	537
<表VI-1-46>授賞の種類.....	543
<表VI-1-47>OECD主要国の女性経済活動参加率の比較.....	550
<表VI-1-48>軍の技術を民間分野に伝播した事例.....	557
<表VI-1-49>軍将兵の知的財産認識向上のための主要推進事業内容.....	558
<表VI-1-50>軍の発明コンテストの推進プロセス.....	559
<表VI-1-51>軍の発明コンテスト推進成果の内容.....	560
<表VI-1-52>2013年軍将兵発明コンテスト優秀発明品に対する出願支援状況.....	562
<表VI-2-1>TM5の主要協力事業.....	578
<表VI-2-2>FTA交渉の主要内容.....	609
<表VII-1-1>過去5年間の権利別出願状況.....	641
<表VII-1-2>国内・外国人別の出願状況.....	643
<表VII-1-3>法人、個人別の出願状況.....	644
<表VII-1-4>女性及び学生の出願状況.....	645
<表VII-1-5>代理人有無別の出願件数.....	646
<表VII-1-6>主要国の過去5年間の特許出願状況.....	647
<表VII-1-7>過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願状況.....	648
<表VII-1-8>産業部門別の特許、実用新案登録出願状況.....	649
<表VII-1-9>産業部門別のデザイン登録出願状況.....	653
<表VII-1-10>NICE分類別の商標登録出願状況.....	654
<表VII-1-11>公共機関の特許出願状況.....	656

<表VII-1-12> 公共機関の特許多出願順位 .....	656
<表VII-1-13> 大学の特許出願状況 .....	657
<表VII-1-14> 大学の特許多出願順位 .....	657
<表VII-1-15> 内国人の地域別出願状況 .....	659
<表VII-1-16> 国内10大多出願企業の出願状況 .....	661
<表VII-1-17> 外国(法人)の国籍別出願状況 .....	662
<表VII-1-18> 外国人の10大多出願企業別の出願状況 .....	663
<表VII-2-1> 韓国のPCT国際出願件数 .....	668
<表VII-2-2> 韓国内の多出願法人(企業)別PCT国際出願状況 .....	669
<表VII-2-3> 個人対法人のPCT 国際出願状況 .....	670
<表VII-2-4> 媒体別のPCT国際出願状況 .....	671
<表VII-2-5> 言語別のPCT国際出願状況 .....	672
<表VII-2-6> PCT国際調査使用写本の受付状況 .....	674
<表VII-2-7> PCT国際予備審査の請求状況 .....	675
<表VII-2-8> PCT国際調査機関の指定状況 .....	675
<表VII-2-9> PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数 .....	676
<表VII-2-10> 年度別の韓国の国際商標電子出願状況 .....	681
<表VII-2-11> 2013年の韓国10大国際商標多出願企業状況 .....	683
<表VII-2-12> 2013年度の韓国を指定した10大外国多出願企業状況 .....	685
<表VII-3-1> 過去5年間の登録状況 .....	687
<表VII-3-2> 2013年の産業部門別特許・実用新案設定登録状況 .....	688
<表VII-3-3> 2013年の物品群別デザイン登録状況 .....	688
<表VII-3-4> 2013年の部門別商標登録状況 .....	689

<表Ⅶ-3-5>2013年の個人・法人別登録状況 .....	690
<表Ⅶ-3-6>過去5年間の個人・法人別登録状況 .....	691
<表Ⅶ-3-7>2013年の代理人有無別登録状況 .....	691
<表Ⅶ-3-8>過去5年間の内国人・外国人登録状況 .....	693
<表Ⅶ-3-9>2013年市・道別登録状況 .....	694
<表Ⅶ-3-10>2013年の外国の国別登録状況 .....	695
<表Ⅶ-3-11>2013年の国内多登録法人の状況 .....	696
<表Ⅶ-3-12>過去5年間の権利別年次登録状況 .....	697
<表Ⅶ-3-13>2013年現在の存続権利状況 .....	698
<表Ⅶ-3-14>2013年の国別国際商標(マドリッド)登録状況 .....	700
<表Ⅶ-4-1>権利別の審査処理状況 .....	701
<表Ⅶ-4-2>特許1次審査処理状況 .....	703
<表Ⅶ-4-3>特許審査終結処理状況 .....	704
<表Ⅶ-4-4>実用新案1次審査処理状況 .....	705
<表Ⅶ-4-5>実用新案審査終結処理状況 .....	705
<表Ⅶ-4-6>旧実用新案(先登録制度)審査状況 .....	706
<表Ⅶ-4-7>PCT国際調査及び予備審査状況 .....	707
<表Ⅶ-4-8>商標登録出願の1次審査処理状況 .....	708
<表Ⅶ-4-9>商標登録出願審査の終結処理状況 .....	709
<表Ⅶ-4-10>国際商標登録出願の1次審査処理状況 .....	709
<表Ⅶ-4-11>国際商標登録出願の審査終結処理状況 .....	710
<表Ⅶ-4-12>デザイン登録出願の1次審査処理状況 .....	711
<表Ⅶ-4-13>デザイン登録出願審査の終結処理状況 .....	711

<表Ⅶ-4-14>異議申立て件数、異議申立て率及び異議認容率 .....	712
<表Ⅶ-5-1>権利別の審判請求状況.....	713
<表Ⅶ-5-2>権利別の審判処理及び前置登録状況 .....	714
<表Ⅶ-5-3>審判請求別の審判請求状況 .....	715
<表Ⅶ-5-4>内国人・外国人間の当事者系審判請求状況.....	716
<表Ⅶ-5-5>韓国の国内企業・外国企業間の審判請求状況 .....	718
<表Ⅶ-5-6>中小企業・大企業間の審判請求状況 .....	719
<表Ⅶ-5-7>年度別の審判処理期間状況 .....	719
<表Ⅶ-5-8>特許裁判所の訴訟提起及び判決状況 .....	720
<表Ⅶ-5-9>最高裁判所への上告提起及び宣告状況 .....	721



## 目次

<図Ⅰ-1-1> 審査局の組織改編 .....	42
<図Ⅰ-1-2> 政策・支援局の組織改編 .....	43
<図Ⅰ-2-1> 最近5年間NPEsの韓国企業に対する訴訟提起の状況 .....	45
<図Ⅰ-2-2> 主要国の特許生産性(2012年基準).....	49
<図Ⅰ-2-3> 韓国の技術貿易の現状 .....	49
<図Ⅰ-3-1> 2013年度業務推進方向 .....	55
<図Ⅱ-1-1> CPR(Community Patent Review)制度の運営プロセス .....	68
<図Ⅱ-1-2> 公知デザイン審査資料の収集・整備の状況 .....	99
<図Ⅱ-1-3> 特許審判院の遠隔映像口述審理システム .....	121
<図Ⅱ-1-4> 当事者系口述審理が行われる審判廷 .....	122
<図Ⅱ-1-5> 審査品質担当官室の組織図 .....	124
<図Ⅱ-1-6> 審査品質担当官室の組織沿革 .....	125
<図Ⅱ-1-7> 2013年知的財産教育分野における国際協力 .....	144
<図Ⅱ-2-1> 戦略目標の体系図 .....	147
<図Ⅱ-2-2> 知識管理システム(KOASIS)の主要サービス .....	161
<図Ⅱ-2-3> KOASISのメイン画面 .....	162
<図Ⅱ-2-4> 特許情報システムインフラの構成図 .....	165
<図Ⅱ-3-1> 知的財産動向の収集・普及の流れ図 .....	180
<図Ⅱ-3-2> 知識財産専門図書館 .....	182
<図Ⅱ-3-3> 知的財産情報サービスシステムの構成図 .....	183
<図Ⅱ-4-1> 現政府のR&D課題発掘プロセス .....	187
<図Ⅱ-4-2> 4段階推進プロセス .....	188

<図Ⅱ-4-3> 国家特許戦略青写真構築計画 .....	192
<図Ⅱ-4-4> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系 .....	194
<図Ⅱ-4-5> e-特許ナラの改編事項 .....	195
<図Ⅱ-4-6> 先行特許調査の進行プロセス .....	197
<図Ⅱ-4-7> 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系 .....	198
<図Ⅱ-4-8> 政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析 .....	200
<図Ⅱ-4-9> 2008～2012年政府R&D特許成果の主要分析結果.....	201
<図Ⅱ-4-10> 政府R&D特許移転件数及び特許移転率 .....	204
<図Ⅱ-4-11> 特許戦略支援のプロセス .....	208
<図Ⅱ-4-12> 知的財産権融・複合支援のプロセス .....	208
<図Ⅱ-4-13> 2013年政府R&D特許戦略支援の優秀事例 .....	209
<図Ⅱ-4-14> 先進国の貿易規制手段などの戦略的な変化.....	212
<図Ⅱ-4-15> 民間主導によるIP-R&D生態系作りのモデル .....	213
<図Ⅱ-4-16> 主要国の知的財産戦略の推進動向 .....	214
<図Ⅱ-4-17> 製品と技術に対するパラダイムの <b>転換</b> .....	215
<図Ⅱ-4-18> IP-R&D戦略支援の樹立プロセス .....	216
<図Ⅱ-4-19> 国家別部品・素材輸出市場シェアの推移(%).....	218
<図Ⅱ-4-20> 先端部品・素材IP-R&D戦略支援のプロセス .....	220
<図Ⅱ-4-21> IP-R&D活用書 .....	222
<図Ⅱ-4-22> 標準特許創出支援事業の政府レベルでの推進体系 .....	227
<図Ⅱ-4-23> 標準化機関別の標準特許DBの構築計画 .....	233
<図Ⅲ-1-1> 国家別知的財産権保護の順位 .....	237
<図Ⅲ-1-2> 模倣品取締りの写真 .....	242

<図Ⅲ-1-3>職務発明補償制度のメカニズム .....	248
<図Ⅲ-1-4>職務発明補償優秀企業の認証プロセス .....	249
<図Ⅲ-1-5>職務発明補償優秀企業認証の案内広告 .....	249
<図Ⅲ-1-6>職務発明補償制度説明会及びコンサルティングを受けた企業 (計50回).....	250
<図Ⅲ-1-7>職務発明補償制度の巡回説明会 .....	250
<図Ⅲ-1-8>職務発明補償制度運営優秀事例の発表 .....	251
<図Ⅲ-1-9>職務発明制度運営優秀企業の授賞 .....	251
<図Ⅲ-1-10>職務発明フォーラム .....	252
<図Ⅲ-1-11>職務発明ホームページ及び広報パンフレット .....	253
<図Ⅲ-1-12>職務発明の活性化に向けた事業推進戦略 .....	254
<図Ⅲ-1-13>営業秘密原本証明制度 .....	258
<図Ⅲ-1-14>営業秘密セミナー及び知的財産権保護コンファレンス .....	259
<図Ⅲ-1-15>営業秘密診断コンサルティング及び標準管理システム .....	259
<図Ⅲ-1-16>知的財産権訴訟管轄制度の改善案 .....	265
<図Ⅲ-1-17>チップ1個当たり使用する半導体設計財産の数及び再使用率 .....	267
<図Ⅲ-1-18>半導体設計財産振興事業の推進体系 .....	268
<図Ⅲ-2-1>米国地域の知的財産権説明会 .....	279
<図Ⅲ-2-2>国際知的財産権紛争情報ポータルの詳細検索機能画面 .....	283
<図Ⅲ-2-3>紛争支援事業のオンライン申請画面 .....	284
<図Ⅲ-3-1>知的財産権の創出・保護・活用体系 .....	286
<図Ⅲ-3-2>アイデア保護守則10.....	296
<図Ⅳ-1-1>知的財産取引情報システムのホームページ .....	302
<図Ⅳ-1-2>2013年IP金融関連MOUの推進状況.....	311

<図IV-1-3>特許総合支援事業の推進体系 .....	318
<図IV-1-4>中小企業知的財産経営コンサルティングの概要 .....	324
<図IV-1-5>中小企業知的財産経営コンサルティングの支援状況(2007～2013).....	326
<図IV-2-1>韓国の主体別研究開発費の比重(2012).....	341
<図IV-2-2>韓国の主体別・学位別研究員の分布(2012).....	342
<図IV-2-3>特許経営専門家派遣事業の優秀事例 .....	345
<図IV-2-4>特許経営専門家の派遣状況(2006～2013年基準) .....	346
<図IV-2-5>発明インタビュー及びIP事業化支援事業の推進プロセス .....	349
<図IV-2-6>発明インタビュー及びIP事業化支援の2年統合運営プロセス ...	350
<図IV-2-7>IP創出－活用の全周期的な支援システム .....	350
<図IV-2-8>知的財産事業化協力ネットワークモデル.....	351
<図IV-2-9>知的財産事業化協力ネットワークを通じた全周期的支援プロセス .....	351
<図IV-2-10>R&D IP協議会の組織.....	352
<図IV-2-11>技術ニーズ説明会の推進過程 .....	354
<図IV-3-1>資格制度の機能 .....	362
<図IV-3-2>教育実施及び資格検定試験の施行 .....	363
<図IV-3-3>中国特許情報コンファレンス、日本特許情報フェア及びコンファレンス .....	363
<図IV-3-4>2013IP DB及びソリューションコンファレンスの開催 .....	364
<図IV-3-5>バイオコリア2013、ワールドITショーへの参加支援.....	364
<図IV-3-6>知的財産サービス採用連携教育のプロセス .....	366
<図IV-3-7>教育広報資料 .....	366

<図IV-3-8>研修生選抜の優先順位.....	367
<図IV-3-9>IP分析の概要及びIP定量分析準備作業の実習教材.....	367
<図IV-3-10>教育授賞式及び修了式.....	368
<図IV-3-11>採用連携のプロセス.....	368
<図IV-3-12>採用連携教育の満足度.....	369
<図IV-3-13>地域知識財産センターの状況.....	373
<図V-1-1>過去5年間の提案公募件数及び採択率の推移.....	390
<図V-2-1>ポジティブ審査の概要.....	414
<図V-2-2>一括審査制度の運営.....	415
<図V-2-3>オーダーメイド型審判プロセスの概要.....	430
<図V-3-1>電子化処理工程フロー.....	442
<図V-3-2>年度別の電子化処理期間及びエラー率状況.....	443
<図V-3-3>年度別の訪問型特許情報検索及び教育回数と教育人数.....	444
<図V-3-4>韓国特許英文抄録の構成項目.....	448
<図V-3-5>特許検索アプリ及びモバイルKIPRISの画面.....	456
<図V-3-6>知的財産情報統合サービス(IPIS)連携の拡大.....	462
<図VI-1-1>2013年の大賞(Roly Poly、左)及び金賞(cupid、右)受賞作.....	483
<図VI-1-2>KINPA Annualコンファレンス開催模様.....	493
<図VI-1-3>KAIST、POSTECH 次世代英才起業家教育院の教育体系.....	508
<図VI-1-4>知的財産才能シェアリングCI.....	535
<図VI-1-5>知的財産才能シェアリングの構造図.....	536
<図VI-1-6>2013年知的財産シェアリング事業の成果報告会.....	538
<図VI-1-7>大統領の祝辞.....	541

< 図VI-1-8 > 2013年今年の発明王月桂冠授与 .....	541
< 図VI-1-9 > 主題映像物の上映 .....	541
< 図VI-1-10 > 幸せな発明家のパフォーマンス .....	541
< 図VI-1-11 > 授賞マークの種類 .....	543
< 図VI-1-12 > 2013年上・下半期の特許技術賞授賞式.....	544
< 図VI-1-13 > 2013年上・下半期の授賞発明紹介写真.....	544
< 図VI-1-14 > 展示場の様子 .....	547
< 図VI-1-15 > ポートゾン(休憩空間).....	547
< 図VI-1-16 > 受賞技術展示館VIP巡回写真.....	547
< 図VI-1-17 > ハイテック展示館 .....	547
< 図VI-1-18 > 購買相談会場運営 .....	547
< 図VI-1-19 > ソウル展の授賞式 .....	547
< 図VI-1-20 > 大韓民国世界女性発明大会の開幕式 .....	554
< 図VI-1-21 > 大韓民国女性発明品博覧会 .....	554
< 図VI-1-22 > 大韓民国世界女性発明フォーラム .....	554
< 図VI-1-23 > 想像力、科学技術と知的財産権 .....	556
< 図VI-1-24 > 2013年軍将兵発明コンテスト .....	562
< 図VI-2-1 > 適正技術製品の事例.....	634
< 図VI-2-2 > ブランド開発の成果.....	635
< 図VI-2-3 > オイル抽出機 .....	636
< 図VI-2-4 > 自転車ウォーターポンプ.....	637
< 図VI-2-5 > キヌアブランド .....	637
< 図VI-2-6 > Tarlac地域の認証ブランド.....	638

< 図VII-1-1 > 過去5年間の権利別出願推移 .....	642
< 図VII-1-2 > 代理人有無別出願推移 .....	646
< 図VII-1-3 > 2013年内国人の地域別出願推移 .....	660
< 図VII-2-1 > 全世界のPCT国際出願の状況 .....	666
< 図VII-2-2 > 2013年全世界のPCT多出願国の順位 .....	666
< 図VII-2-3 > 2013年全世界PCT多出願企業の順位 .....	667
< 図VII-2-4 > 韓国のPCT国際出願状況 .....	668
< 図VII-2-5 > 海外出願人のPCT国際出願依頼状況 .....	674
< 図VII-2-6 > PCT韓国の国内段階(指定官庁)への移行状況 .....	677
< 図VII-2-7 > 年度別の世界国際商標出願状況 .....	678
< 図VII-2-8 > 2013年世界国際商標10大多出願国 .....	679
< 図VII-2-9 > 年度別の世界国際商標登録状況 .....	679
< 図VII-2-10 > 2013年の世界10位指定国状況 .....	680
< 図VII-2-11 > 年度別の韓国国際商標出願状況 .....	681
< 図VII-2-12 > 2013年度国内出願人の10大指定国状況 .....	682
< 図VII-2-13 > 外国人が韓国を指定した国際商標登録出願状況 .....	684
< 図VII-2-14 > 2013年の韓国を指定した10大締約国状況 .....	684
< 図VII-5-1 > 権利別の審判請求状況 .....	713
< 図VII-5-2 > 年度別の審判処理状況 .....	714

## 第1編 知的財産政策の概観



## 第1章 2013年の主要政策の成果

### 第1節 知的財産基盤創造経済実現戦略の樹立

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・ゾンピル

最近世界経済は「産業経済」、「知識経済」から創造力及び創意性と科学技術を基に経済的な価値を創り出す「創造経済(Creative Economy)」へシフトしつつある。創造経済にシフトするにつれ持続的な経済成長を左右する核心的な競争要因が生産要素の「量的拡大」から「質的改善」に変わりつつある。すなわち、過去には労働、資本など生産要素の量的拡大を通じて成長が可能であったが、創造経済の下では質的要素である「クリエイティブなアイデア」、「技術革新」、「知的財産」が持続可能な成長の要となる競争要素として登場している。

#### 経済発展の段階別特性の比較

区分	産業経済	知識経済	創造経済
変 化 動 因	機械エンジン(動力)	情報処理技術、インターネット	ソーシャル・モバイル・クラウド革命
主 力 産 業	重化学工業 (自動車、造船、鉄鋼)	IT産業 (家電、半導体、情報通信)	創造産業 (サービス、芸術、コンテンツ)
競 争 要 因	土地、資本、労働	技術、知識、情報	創意的なアイデア、技術革新、知的財産
雇 用	Man Power	Human Power	Creative & Knowledge Power
産 業 構 造	製造業、生産者中心	サービス業、消費者中心	文化産業中心、消費者=生産者

\* 出处：知的財産基盤創造経済実現戦略、2013.6

それを受け韓国も低成長、少子高齢化、雇用不振などとともに韓国経済の成長エンジン低迷に対する解決策として「創造経済」を打ち出した。

「創造力と創意性、科学技術に基づく経済の運営を通じて新たな成長エンジンを創り出し、新しい市場、新しい雇用を創り出していく政策」

「創業国家コリアは創意的なアイデアが技術と融合し、知的財産権で発展すると同時に雇用が増え、創造型の中小企業が花咲く国」

- パク・クネ大統領、「創造経済論」発表文(2012.10.18) -

これは韓国経済が知識を基に持続可能な発展が可能になるよう、科学技術と人的資源中心の質的成長戦略を追及することであり、全ての分野において想像力と創意性を加えることで産業間の融合促進を通じた新しい成長エンジンと市場、雇用を創り出すためである。

#### 国家発展パラダイムの転換

過去	未来
模倣型・追従型の経済	創意・先導型の経済
経済成長中心	経済成長と雇用・福祉の調和
大企業(主力産業)中心	ベンチャー・中小企業の共存及び同伴成長
一生懸命働く人材	創意的に働く人材

主要国も創造経済時代において創意的なアイデアを知的財産権として確保することで比較優位を維持するとともに新しい経済的な価値を創り出すための戦略を打ち出している。米国は自国の経済成長と将来の競争優位を維持するために政府運営による改革と創意性を活用した経済成長戦略である「米国革新戦略(A Strategy for American Innovation)」を発表し、特許審査期間の短縮(35ヶ月→20ヶ月)、審査品質の最適化など知的財産政策を強化・反映した。イギリスは創意性中心の産業育成を通じて持続可能な

成長エンジンを確保するため、2008年に今後10年間のビジョンを提示した創造経済中長期戦略である「Creative Britain : New Talents for the New Economy」を打ち出し、創造経済の発展に向けた核心的な中長期政策課題の一つとして「知的財産の奨励及び保護」を盛り込んだ。日本は少子高齢化など経済問題を解決する過程で経済成長を達成するという内容の10年間の中長期計画、「新成長戦略」を2010年に発表し、「知的財産推進計画2012」の主な戦略である「Cool Japan Strategy」を推進している。一方、中国の温家宝首相は2009年3月第11回全国人民代表会議で国家3大戦略として「科学技術」、「人的資源戦略」、「知的財産戦略」を公表した。

このような知的財産に対する国内外環境の変化とともに、約3ヶ月の産業界、学界、関連団体など各界各層からの意見や現場の声を集め、韓国特許庁は創造経済の生態系を構築するための具体的な実践戦略として「知的財産基盤創造経済実現戦略」を打ち出し、2013年6月に発表した。長期ビジョンとして「知的財産基盤創造経済の実現」を定め、3大実現目標として「想像とチャレンジで幸せな国民」、「知的財産とともに成長する企業」、「創意的な努力を尊重する創造文化社会」を提示し、そのための具体的な実践方法として3大推進戦略、10大戦略課題、43の実践課題を提示した。

**ビジョン** 知的財産に基づく 創造経済 の実現

**実現目標**

想像とチャレンジで **幸せな国民**  
 知的財産と共に **成長する企業**  
 創意的な努力を尊重する **創造文化社会**



## 第2節 開庁以来最大の組織改編の断行

企画調整官 創造行政担当官 行政事務官 パク・サンボム

最近世界経済は創造性に基づいて新しい雇用を創出する創造経済時代に突入している。

そこで、知的財産の創出・活用・保護を主な機能とする特許庁の役割が益々増大するとともに、特許庁はこのような環境の変化に伴って融合技術出願に対する高品質の審査サービス基盤を整え、知的財産に対する保護体系を構築するとともに、知的財産情報を企業が産業現場でうまく活用できるようにする政策推進体系を構築することが求められるようになった。

国家競争力の鍵として国民の創意性とアイデアが尊重され、創意性の結果物として知的財産の重要性が日増しに高まりつつあるこの時点で、韓国特許庁は1977年開庁以来36年ぶりに大々的な組織改編を断行した。

組織改編の内容を見ると、第一、特許庁の主な機能である特許審査組織を技術間、産業間での融合が益々スピードアップしている流れに対応させるため、専門性に基づいた融合型審査組織に改編した。

特許審査組織はこれまで機械・化学・電子など伝統産業中心の技術形態によって編制されたものであり、幾つかの部署による協業審査が必要なITなどの融合技術を一つの部署が担当していたことで効率的な審査が行われず、特許審査政策課など政策部署が審査局に属していたために審査部署間で共通審査基準の整備や協業審査システムの構築などが困難であった。

このような困難を改善するため、伝統産業を中心に編制された機械・化学・電気・通信審査局を特許審査制度・基準などの総括及び審査部署間の協業、融合組織としてリードしていく機能を担当する特許審査企画局と、技術動向分析を通じて類似技術別

に分類し、基盤・主力・成長など階層別産業構造を考慮して審査する特許審査1局、特許審査2局、特許審査3局に改編した。

＜図 I-1-1＞審査局の組織改編

改編前	審査分野	改編後	審査分野
機械金属建設 審査局(9課)	▶機械、金属、建設技術分野 *一般機械、自動車、精密機械など	特許審査企 画局(9課)	▶審査政策、技術の融合化が加速化している分野 *エネルギー技術、自動車融合技術、医療技術など
化学生命工学 審査局(9課)	▶化学、生命工学、生活用品分野 *生命工学、化学素材、薬品化学など	特許審査1 局(9課)	▶部品・素材、SOC、伝統産業の関連分野 *精密化学、電力技術、農林水産食品など
電気電子審査 局(9課)	▶審査政策の総括、電気電子分野 *電気、半導体、電子商取引など	特許審査2 局(8課)	▶主力産業と関連する分野 *自動車、半導体、精密部品、薬品化学など
情報通信審査 局(7課)	▶通信、情報分野 *通信、情報、コンピュータ、ディスプレイなど	特許審査3 局(8課)	▶成長または将来有望産業と関連する分野 *モバイル通信、次世代輸送、バイオ、ロボット自動化など

例えば、自動車ナビゲーションは機械及び電気、通信の要素が結合した技術であり、これまでは自動車ナビゲーションに対する審査を機械分野である精密機械審査課が審査したが、組織改編以来機械、化学、電気など多様な技術専門審査官が集まっている自動車融合審査課が審査することによってより効率的な審査が可能になった。

第二、国民の創意性によって創り出された特許など知的財産を保護するための推進体系を強化するため、顧客協力局を産業財産保護協力局に改編した。

現在スイス国際経営開発院(IMD)によれば、韓国の知的財産権保護水準は2013年調査対象の60カ国のうち40位を占めて低い水準である。これを2017年まで20位圏レベルまで引上げるため、産業財産保護政策課を設置し、知的財産権保護政策のビジョンと戦略を樹立し、知的財産権に関する法・制度の先進化を進める計画である。

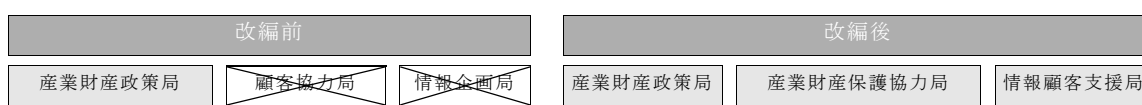
同時に、これまで社会問題として、また企業の成長にも阻害要因となっていたオンラインなどを通じた偽造商品の流通など不正競争行為に対する取り締まりを積極的に行うため、産業財産調査課を設置して取り締まり人員を補強し、これを通じて他人の創意的努力に対する尊重と正当な補償を与えるムードを作り、最終的には創造経済時代に創意性が充分発揮できる環境作りの基盤を整えた。

また、最近サムスンとアップルの特許紛争事例のように国際特許訴訟が増加しているが、特に2013年上半期には国際特許訴訟件数が210件で前年同期比131%大幅増加した。このような状況を反映し、産業財産権被害の実態調査などを通じて国内外の特許紛争関連情報を構築・提供することで、企業が産業財産権に対する迅速かつ正確な紛争対応能力を強化できるように支援するために産業財産保護支援課を設置した。

第三、ユーザー支援サービスを強化するため、関連部署をIT担当部署である情報化部署と統合して情報顧客支援局に改編した。これは出願・登録などユーザー支援業務が殆ど情報システムを通じて受け付けられる状況を考慮したもので、特に知的財産情報の公開・開放・共有に向けた政府3.0を積極的に推進し、知的財産情報に対する国民の活用度を高めるために情報活用チームを新設した。

今回の組織改編は機関を増やすことなく類似機能を担当する部署間の再配置を通じて国民が求める機能を中心に再編を行った。

<図 I-1-2> 政策・支援局の組織改編



2013年度知的財産白書

<p>産業財産政策課 産業財産振興課 産業財産人材課 産業財産保護課 産業財産経営支援チ ーム</p>	<p>顧客協力政策課 国際協力課 多国間協力チー ム 出願課 登録課 国際出願課</p>	<p>情報企画課 情報開発課 情報管理課 情報基盤課 情報協力チー ム</p>	<p>産業財産政策課 産業財産振興課 産業財産人材課 地域産業財産課</p>	<p>産業財産保護政策課 産業財産保護支援課(新) 産業財産調査課(新) 国際協力課 多国間機関チー ム 産業財産情報協力チー ム</p>	<p>情報顧客政策課 情報開発課 情報管理課 情報活用チー ム (新) 出願課 登録課 国際出願課</p>
---	--	---	--	---	---



## 第2章 知的財産分野における国内外の動向

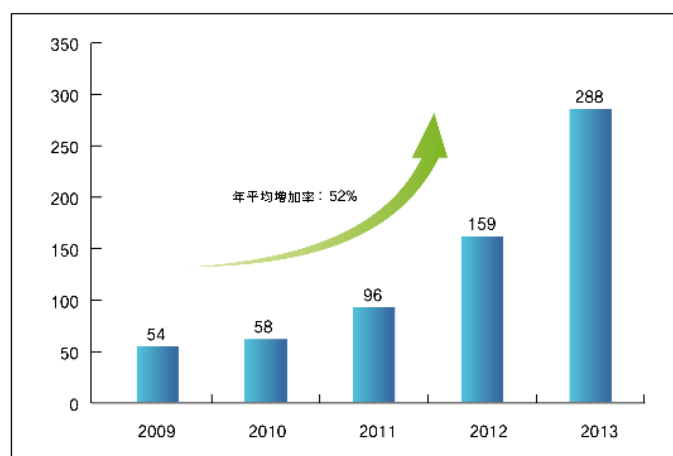
### 第1節 知的財産分野における国内動向及び政策の推進方向

企画調整官 企画財政担当官 技術書記官 イ・ジュンホ

2011年4月米国カリフォルニアのサンノゼ(San Jose)連邦地方裁判所で始まったサムスンとアップル間における知的財産権の紛争は翌年世界9カ国13の裁判所に拡大・本格化したことで、特許はもちろん外観デザインやユーザー環境、アイコンの形などの知的財産を保有する企業が産業主導権の確保に有利であることを国内外企業のみならず一般国民も認識できるきっかけとなった。

保有する特許を活用する上で製品やサービスは供給せず、ライセンス交涉及び訴訟を通じて特許権のみ行使するNPEs(Non Practicing Entities)の活動も持続的に増加しているため、韓国企業に対する訴訟も増えつつある。特に、2009年以後5年間NPEsが国内企業を相手に提起した特許侵害事件は計655件で、年平均52%の増加率を記録し、携帯・半導体など電子分野中心から自動車重工業、ゲームソフトなど多様な業種にその影響力を広げていると同時に、大企業から中小・中堅企業にまで影響力を拡大しているため、国内企業の輸出拡大の足枷となる危険性を含んでいるものと分析されている。

<図 I-2-1> 最近5年間NPEsの韓国企業に対する訴訟提起の状況



\* 出処：知的財産保護協会 NPEs 動向報告書

また、知的財産権を活用して収益を最大化する現象が増えるにつれ、国家間・企業間の知的財産権をめぐる銃声なき戦争時代が到来した。かつて保護貿易の主な手段であった反ダンピング提訴の比重が減り、特許侵害を根拠にした輸出入禁止(水際措置)が強化されたのである。米国の場合、反ダンピングを通じた貿易制裁は1998年以降年平均約2%ずつ減少しているが、特許侵害を根拠とする輸入禁止決定は急激に増加して年平均15%ずつ増加している。

このようにかつて研究開発による副産物または技術を保護するための防御手段としての資産として認識された知的財産が、もはやビジネスのための必須条件であり、ライセンス、売却、訴訟、ベンチャー投資など独自の収益を生み出す核心資産として看做されている。

韓国政府もこのような国内外における政策環境の変化に積極的に対応し、個人と企業の知的財産が効率的に創出－保護－活用され、新しい成長エンジンを生み出し、最終的には経済的な付加価値と雇用につながる知的財産生態系を造成するべく取り組んできた。

まず、知的財産に対する国内外環境の変化と各界の意見や現場の声を反映して「知的財産基盤創造経済実現戦略」を2013年6月に発表し、「創造経済の実現に向けた知的財産の保護方案」と「韓国企業の国際特許紛争に対する対策」など各種の政策を樹立することで「輸出中小・中堅企業の国際知的財産権紛争に対応する総合対策」を関係機関と合同で発表した。

一方、増えつつある技術貿易収支の赤字規模を改善する方法として特許行政サービスの全過程を改善し、高品質の特許が創出できるように「国家特許競争力の強化方案」を樹立した。また、国際標準の影響力が拡大し、標準特許が市場競争力の鍵として浮上したことを受け、標準特許と関連する国際環境の変化に体系的に対応するための「標準特許の戦略的な確保方案」などを発表した。

## 1. 国内動向と知的財産政策の推進方向

2008年金融危機の後に低成長が続くとともに少子高齢化・格差問題などが成長潜在力の低下につながっているにもかかわらず、2010年度以後国内特許、商標出願は持続的に増加傾向にある。

2013年特許、実用新案、商標、デザインなど産業財産権の出願は計430,164件で2012年396,379件に比べて8.5%増加し、そのうち特許の場合前年比8.6%増加した204,589件が出願されて20万件を超えるなど、産業財産権及び特許出願の件数はともに世界4位の水準を維持している。

これは世界経済の不確実性による暗い経済展望にもかかわらず、企業が研究開発(R&D)など未来志向の投資を通じて新技術とブランドを先取りするための努力の結果であると分析できる。

＜表 I - 2 - 1＞韓国における産業財産権出願の推移

(件、())は前年同期比増加率%

区分	特許		実用新案		商標		デザイン		合計	
	件数	増加率%	件数	増加率%	件数	増加率%	件数	増加率%	件数	増加率%
2009	163,523	(△4.2)	17,144	(△1.5)	103,433	(3.4)	57,903	(2.0)	342,003	(△0.8)
2010	170,101	(4.0)	13,661	(△20.3)	108,324	(4.7)	57,187	(△1.2)	349,273	(2.1)
2011	178,924	(5.2)	11,854	(△13.2)	123,814	(14.3)	56,524	(△1.2)	371,116	(6.3)
2012	188,305	(5.2)	12,422	(4.8)	132,517	(7.0)	63,135	(11.7)	396,379	(6.8)
2013	204,589	(8.3)	10,968	(△11.7)	147,667	(11.4)	66,940	(6.0)	430,164	(8.3)

\*2013年は出願書の受付基準での確定値である。

韓国特許庁に出願されたPCT<sup>1</sup>国際出願は毎年持続的に増加している。2013年は12,439件で2012年の11,869件に比べて4.8%増加し、出願件数において米国、日本、ドイツ、

<sup>1</sup> Patent Cooperation Treaty(特許協力条約)：特許または実用新案の海外出願プロセスを統一して簡素化するために発効した多国間条約

中国の次に多かった。また、外国人によるPCT国際調査申請件数も増加し、2013年に韓国特許庁に申し込まれた国際調査は計29,531件で2012年の27,109件に比べて8.9%増加した。

これは海外で特許権を確保するための韓国企業、研究所、大学などの持続的な努力とともに、韓国特許庁の審査品質に対する国際的な評価の向上、PCT国際出願説明会の実施、主要出願企業への訪問及び専用ホームページの運営などを通じた支援努力が功を奏したためであると分析できる。

<表 I - 2 - 2> 主要国における産業財産権の出願状況

<主要国の産業財産権の推移>

(千件、前年比増加率%)

区分	2010	2011	2012	増加率
中国	2,294	2,907	3,699	27.2
米国	878	933	877	△6.0
日本	499	489	502	2.7
韓国	349	371	397	7.0
ドイツ	193	196	195	△0.5

<主要国のPCT国際特許出願の推移>

(千件、前年比増加率%)

区分	2010	2011	2012	増加率
米国	45,029	49,060	51,207	4.4
日本	32,150	38,874	43,660	12.3
ドイツ	17,568	18,851	18,855	0.0
中国	12,296	16,402	18,627	13.6
韓国	9,669	10,447	11,869	13.4

\* 出処：各国年報 \* 出処：WIPO国際動向報告書(2013.12)

2012年度GDP及びR&D投資対比内国人の特許出願件数は世界1位で、量的な面で特許生産性は世界最高水準を維持している。但し、R&D投資対比特許生産性の面で中国が韓国にほぼ近づいていることがわかる。

<図 I -2-2> 主要国の特許生産性(2012年基準)

GDP10 億 \$ 当たり内国人の特許出願件数 R&D100 万\$当たり内国人の特許出願件数



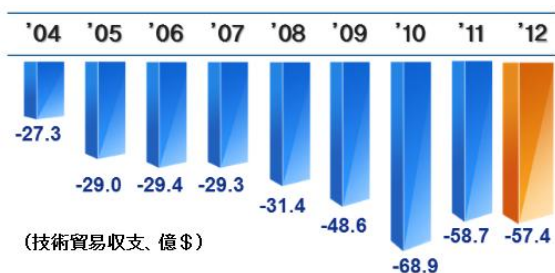
\* 出処：WIPO,2013年

\*出処：WIPO,2013年

このような産業財産権の量的成長にもかかわらず、産業財産権の活用度を示す技術貿易収支はその赤字規模が未だに増加傾向にあり、技術貿易収支比率はOECD国家のうち最下位圏に属している。

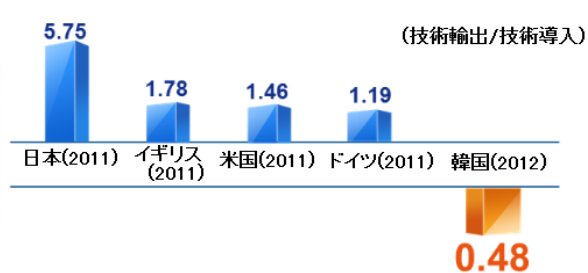
<図 I -2-3> 韓国の技術貿易の現状

技術貿易収支の推移



\*出処：国家科学技術審議会、2013年

技術貿易収支の比率(輸出/輸入)



\*出処：OECD(経済協力開発機関),2012年

そこで核心・源泉技術とそれに基づく知的財産を確保するためには政府の戦略投資及び支援のみならず、一般国民の知的財産に対する認識を高めることで創造力を基盤とする雰囲気国全体に拡大する必要がある。

## 第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 ヨ・インホン

### 1. 知的財産分野の国際動向

韓国は先進国の後を追っていくタイプの経済成長戦略を通じて高度成長を成し遂げたが、2007年以後平均国民所得2万ドル水準に止まっており、低成長基調の固着や雇用なき成長などの経済ジレンマに陥っている。韓国政府はこのような危機を乗り越えて先進経済に跳躍するための新しい戦略として「創造経済」を提示し、関連政策を展開している。創造経済とは、想像力と創意性、科学技術に基づく経済運営を通じて新しい成長、新しい雇用を創り出す国家発展戦略である。このような創造経済戦略の推進に成功するためにはアイデアを企業の競争力につなげる媒介として作用する知的財産の役割が何より重要である。

韓国のみならず米国、日本、中国など主要国も知的財産を国家競争力を強化するための鍵の一つとして認識し、知的財産制度を改善するなど国家レベルで知的財産戦略を推進している。米国は2014-2018知的財産戦略計画を樹立・推進している。主な内容を見ると、既存の2010-2015戦略計画の成果を継承し、これを基に特許と商標の審査期間及び審査品質を最適に管理し、国内外知的財産権の認識向上及び保護強化を通じたグローバルリーダーシップの拡大などが盛り込まれている。

日本は2013知的財産政策ビジョンを発表し、日本企業が新興市場と新興産業において国際競争力の優位を占めるため、今後10年間推進すべき知的財産戦略を提示した。その主な内容として、産業競争力の強化に向けたグローバル知的財産システムの構築、中小ベンチャー企業の知的財産経営強化の支援、デジタル・ネットワーク時代に対応した環境整備、コンテンツを中心とするソフトパワーの強化など4大戦略を打ち出した。また、日本特許庁は「一括審査制度」の導入、職務発明制度の改善、中小企業の出願手数料の引き下げなどを通じて企業の知的財産経営支援を拡大した。

中国は知的財産権制度を国際レベルに調和させて中国法体系の不確実性を取除き、世界最大の知的財産権出願国というタイトルに相応しい国際的プレゼンスを高めるため、持続的な努力を傾けている。中国は2011年に特許出願1位の米国を追い抜いて1位になってから2012年には60万件を出願し、2013年には80万件を超えて圧倒的な1位を維持している。知的財産権の出願量が急増し、知的財産権をめぐる紛争もまた大幅に増加している。このような変化に対応し、知的財産権を通じた革新的な成果を出すため、中国共産党は2013年第18回三中全会<sup>2</sup>で知的財産権と関連して知的財産権の活用と保護、知的財産権専門裁判所の設立、産・学・研協力体系の構築、企業の技術革新を通じた主体的な地位の強化などを提示した。特許制度のみならず中国商標の出願、登録の管理及び保護水準の向上に向けて2013年8月商標法を改正した。

知財権をめぐる貿易環境は過去よりさらに複雑になっている。WTO<sup>3</sup>/TRIPS<sup>4</sup>体制が発足した直後、先進国は途上国に対してTRIPS協定の完全な履行を集中的に要求してきた。すなわち、知財権と関連する貿易圧力のフォーカスは途上国の制度と慣行の改善を通じて知財権の保護水準を高めることに当てられていた。しかし、新興国の技術及び産業発展が加速化したことで、先進国が掌握していた核心市場に新競争の雰囲気を感じられるようになった。かつて単なる模倣者または後発走者に過ぎなかった新興国が新たな競合者として浮上したのである。グローバル企業はこのような挑戦に対応するため、知財権を活用して後発走者の市場参入を封鎖する方法を用いているが、最近国際的な特許紛争、知財権侵害に基づく水際措置などが増えていることが代表的な事例と言える。また、特許を直接実施せずライセンスや訴訟をビジネスモデルとして採択している非実施特許企業(またはパテントトロール)の出現はこのようなグローバルな特許紛争の量産を招く要因となっている。同時に、先進国は知財権の二国間または多国間自由貿易協定を通じて途上国に対して既存のTRIPS協定の知財権保護水準を超える新しい水準の知財権保護を求めるようになったが、これを「TRIPSプラス

---

<sup>2</sup> 2013年11月15日開催された中国共産党中央委員会全体会議で、今後5年間中国の主要経済政策の方向を提示する。

<sup>3</sup> World Trade Organization(世界貿易機関)：既存の関税及び貿易に関する一般協定(GATT)を吸収・統合し、名実共に世界貿易秩序を立てUR協定の履行を監視する役割を果たす国際機関である。

<sup>4</sup> Trade Related Intellectual Properties：特許、デザイン、商標及び著作権など知的財産権に対する最初の多国間規範

アプローチ」と呼んでいる。

グローバル知的財産環境を自国に有利な方向に持っていかうとする国家間の競争と努力はWIPO<sup>5</sup>とWTOなど多国間協議の舞台でも展開されている。自国の利益が投影された国際知財権規範を作るために各国が取り組んでいる中、先進国と途上国間、そして各地域グループ別利害関係の対立も益々激化している。先進国は簡単に知財権が取得出来るようにすることで知財権の裾野を広げつつ権利者の保護を強化しようとしているが、一方途上国の場合は開発アジェンダを通じて簡単に技術移転が出来るようにすると同時に、途上国が強みを持っている伝統知識と遺伝資源の保護を強化するために力を入れている。

各国の知財権競争は産業財産権出願の大幅な増加という結果をもたらした。特許の場合、2012年全世界の出願は約235万件で前年比9.2%増加しているが、2009年経済危機によって出願量が減少して以来2010年7.6%増加、2011年8.1%増加を超え、2013年にもこのような増加傾向は続くものと見られる。このような増加は各国の審査物量の増加に繋がり、全体出願のうち約40%が複数の国家に共通出願される重複出願であると推測されたため、主要国は審査滞積問題を国家間協力で解決するために動き始めている。2007年に初めて導入された特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway、PPH)制度はこのような国家間審査協力(Work Sharing)の努力が具体的な成果につながった代表例である。2013年末基準で韓国は米国、日本、中国を含む14カ国と特許審査ハイウェイを実施している。特許審査ハイウェイは韓国で特許登録を受けた後、同じ特許を外国で出願する場合、他の正規出願に比べて優先的に審査が受けられるようにすることで韓国企業が海外でより速やかに特許登録が受けられる道を切り開くものであり、一日でも早く権利の安定性を確保しようとする企業の立場からすると大変有用な制度と評価できる。

国家間審査協力の必要性はIP5<sup>6</sup>という知的財産G5体制の発足ももたらした。世界出

<sup>5</sup> World Intellectual Property Office(世界知的所有権機関)：加盟国及びその他国際機関との協力を通じて全世界の知的財産を保護・促進する任務を遂行。

<sup>6</sup> Intellectual Property 5(先進5カ国特許庁)：知的財産分野のG5を意味し、韓国・米国・日本・中国・ヨーロッパの5庁を指す。



願のうち韓国を含めて米国、日本、中国、ヨーロッパの5大国家(地域)が占める割合は80%を上回っている。すなわち、5カ国知財権協力の成果は実質的に世界知財権規範を左右する影響力を持っている。2007年米国のハワイで5カ国の特許庁長官が史上初の会合を開いて以来2013年米国のシリコンバレーで開かれた第6回IP5特許庁長官会合に至るまで5カ国は合意された基盤課題を中心に審査協力と特許制度の調和に向けた協力を続けている。主な成果として、IP5審査官の間で審査進行情報が一目で確認できる審査履歴情報確認システムを開通し、IP5国家間審査協力(Work Sharing)努力の一環として2014年からIP5-PPH施行に合意してIP5国家間では共通の書式と要件で特許審査ハイウェイ(PPH)制度を利用できるようにしたことが挙げられる。IP5協力は審査協力を通じた審査負担の軽減という当初の目的を超え、知的財産権制度の調和と国際的な知的財産権システムの改善でその協力範囲が拡大しており、今後国際知的財産権システムの発展に更に大きな意味を持つと見られる。

## 2. 対応策

このような知財権分野の国際動向に対応し、韓国を知的財産模範国家として位置づけるためには積極的な国際協力が必要である。

何よりも海外知財権保護環境の改善に努力を傾ける必要がある。韓国企業の海外進出が多様化していることから知的財産協力の対象国及び協力分野を拡大するとともに、海外紛争が発生した際には迅速な対応体系を構築して海外進出企業を支援し、多国間協力においても対応力を強化する必要がある。そのためには主要国とは持続的な二国間会合の開催を通じて国家間の協力体制を整える一方、途上国と新興国との協力を拡大するために東南アジア、南米、アフリカなど圏域別知的財産協議体と協力事業を発掘して韓国企業に友好的な海外知的財産権保護環境を作る必要がある。また、特許審査ハイウェイの対象国を持続的に拡大する一方、制度統一を通じてユーザーの利便性を高めるために多国間特許審査ハイウェイの議論に積極的に参加する必要がある。FTAなどを通じた新興国、途上国との貿易交渉を通じて海外知的財産権の保護基盤作りの努力が求められる。

また、グローバル知的財産システムの改善に向けた取り組みにも積極的に参加する必要がある。WIPO、WTO、APEC<sup>7</sup>など各種フォーラムを通じて進められている国際知財権規範の議論過程に積極的に参加することで、グローバル知的財産システムが韓国ユーザーに有利な方向に改善できるようにする必要がある。特許法の調和、PCT制度の改善、商標・デザイン分野国際条約への加盟、デザイン法条約の採択などがこのような努力が求められる代表的な分野である。

最後に知財権模範国家として先進国と途上国間で存在する知財権格差(IP-Divide)の解消にも関心を持たなければならない。特許庁の優秀な審査人材を活用して外国の審査支援及び代行要請に積極的に対応し、特許情報システムの海外進出を通じて途上国の特許情報化事業の支援も強化していく必要がある。また、国際的な知的財産シェアリング事業を拡大し、特許技術を活用した適正技術の普及、途上国の農村地域のための1村1ブランド活動の拡散、WIPO韓国信託基金を活用した支援事業なども充実に推進していかなければならない。

---

<sup>7</sup> Asia-Pacific Economic Cooperation(アジア太平洋経済協力)：加盟国間の経済的・社会的・文化的な異質性を克服し、域内の持続的な経済成長に寄与することで、最終的にはア・太地域経済共同体を追求。

## 第3章 特許行政の戦略体系

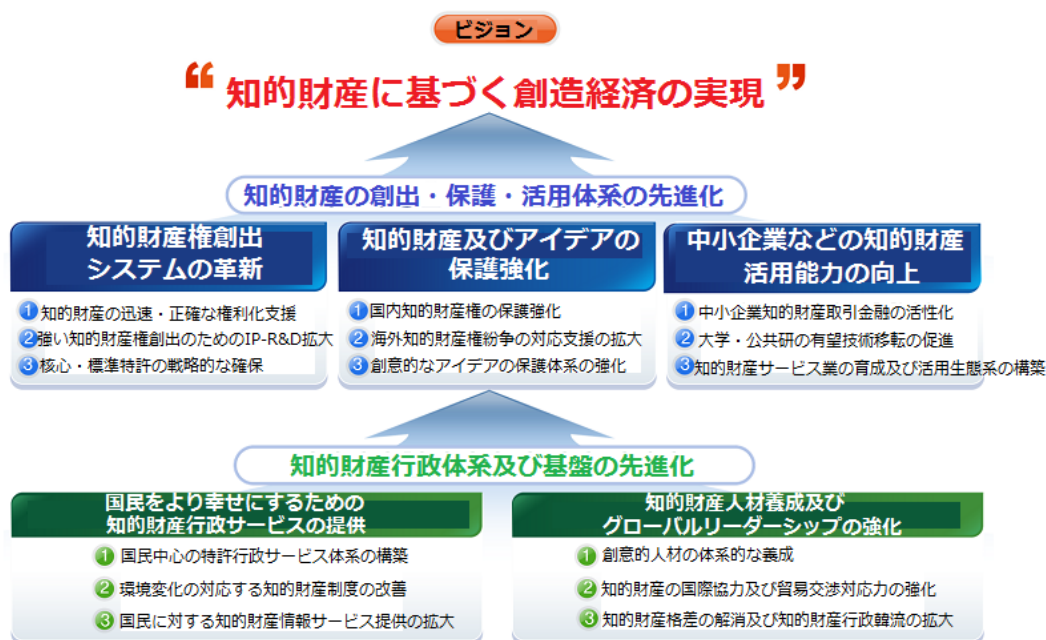
### 第1節 特許庁のビジョンとミッション

企画調整官 企画財政担当官 技術書記官 イ・ジュンホ

今や世界は新技術、デザイン、ブランドのような知的財産が国家と企業の競争力を左右しているため、このような知的財産を先取りするための国家間、企業間の競争が激しさを増している。そこで、米国、日本、ヨーロッパ、中国など主要先進国は核心・源泉・標準特許の確保に国の力を集中させる一方、政府レベルで強力な知的財産保護政策を推進している。

特許庁はこのような国内外の環境変化と多様な政策顧客のニーズなどを反映し、知的財産に基づく創造経済の実現というビジョンとそれを実現するための政策方向を定めた。

<図 I-3-1> 2013年度業務推進方向



## 第2節 ビジョン達成に向けた実践課題

### 1. 知的財産権創出システムの革新

迅速かつ安定的な知的財産権の確保は企業の投資に対する意思決定や技術商用化に直結するため、特許庁は審査・審判処理期間の短縮を通じてアイデアの迅速な権利化を支援し、業務プロセスの改善と品質管理を通じて高品質の特許創出を支援した。そして、市場や顧客のニーズの変化とグローバル知的財産規範を反映するとともに、高品質の知的財産権が創り出せる知的財産権制度を構築するために取り組んできた。一方、増えつつある技術貿易収支の赤字を改善するため、政府が推進する研究開発の全過程に知的財産権情報を分析・提供することで重複投資を防止し、核心・源泉・標準特許の創出を誘導して知的財産権創出システムの革新を推進した。

### 2. 知的財産及びアイデアの保護の強化

国民の知的財産権尊重に対する認識を高めると同時に不十分な知的財産権保護体系を改善するため、偽造商品に対する取締り執行力を強化するとともに、消費者キャンペーン・教育・広報などを実施し、職務発明補償の優秀企業認証制度の施行を通じて正当な補償体系を強化した。また、営業秘密に対する保護を強化するとともに、商標ブローカーの根絶方策を樹立することで、公正な競争秩序の確立に向けた知的財産保護環境作りに取り組んだ。一方、急増する国際知的財産権紛争に韓国企業が対応できるように紛争予防コンサルティングと訴訟保険費用を支援し、知的財産権紛争対応協議会を構成するとともに海外知的財産センター(IP-DESK)も拡充した。そして、アイデアの保護範囲を拡大し、自律的な保護環境を作ることで知的財産とアイデアに対する保護を強化した。

### 3. 中小企業などの知的財産活用能力の向上

増えつつある技術貿易収支の赤字を改善するため、競争力のある知的財産権の創出のみならず、創出された知的財産権が経済的・産業的に高い付加価値を生み出すようにすることが喫緊の課題である。そこで、特許庁は中小企業が知的財産で事業化できるように支援するため、中小企業を対象にオーダーメイド型知的財産活用戦略の樹立・取引を支援する一方、産業銀行・技術保証基金・ベンチャーキャピタルなどと協力して知的財産の価値に基づいた金融を拡大した。また、知的財産戦略コンサルティングと他機関との事業連携支援を通じてIPスター企業を知的財産基盤の隠れチャンピオンとして育成し、社会的企業を対象にブランド・デザインの開発と知的財産権化を支援することで生き残れる力を備えるようサポートした。また、特許庁は中小企業庁との協力の下で大学・公共研究機関の有望技術を産業界に移転させて事業化を促進し、国内知的財産サービス業の競争力を強化するために知的財産サービス専門会社を指定して民間資格検証制度を導入するなど、知的財産サービス産業を育成するために取り組んだ。

#### 4. 国民をより幸せにするための知的財産行政サービスの提供

知的財産行政サービスに対する国民のニーズが多様化していることを受け、顧客オーダーメイド型知的財産行政サービスを提供するため、顧客サービス改善総合計画を樹立・推進した。また、社会的弱者に対する無料弁理相談サービスと審判・訴訟を支援する一方、個人と中小企業などの権利維持負担を減らすため手数料体系の合理化方を講じるとともに、安定的な権利維持のために出願と登録制度を改善した。そして、国内外知的財産環境の変化に対応するとともに国際知的財産規範を反映するため、外国語特許出願を許容し、消滅した特許権の回復要件を緩和する特許法の改正や零細商人などを保護するための商標法改正も推進した。さらに、知的財産情報を普及して流通インフラを構築するため、知的財産情報を持続的に拡充した。

#### 5. 知的財産人材養成及びグローバルリーダーシップの強化

企業と市場から求められる知的財産人材を体系的に養成するため、教育課程と中小企業を対象にする出前教育を拡大し、弁理士法の全部改正を推進して弁理士の専門性と公共性を強化するために取り組んだ。また、発明人材を早期に発掘・育成する一方、女性と軍兵士に対する知的財産オーダーメイド型教育などを提供した。

そして、海外で韓国企業を保護するために特許審査ハイウェイの対象国を拡大し、米国・日本・ヨーロッパ・中国などと分野別協力を通じて知的財産権の海外保護を強化した。一方、途上国の知的財産情報化システムの構築を支援するとともに、該当国に適用可能な適正技術を発掘・開発することで生存にかかわる問題の解決を支援するなど、知的財産の格差を解消し、知的財産分野で行政韓流を作り出すために努めた。

## 第2編 知的財産権創出システムの革新

## 第1章 知的財産の迅速・正確な権利化

### 第1節 特許・実用新案分野

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 チョン・イルヨン

#### 1. 概観

短くなる製品の寿命、知的財産権紛争の激化などで知的財産に対する迅速かつ安定的な権利の確保が必要であるという認識が世界的に広がりつつある。米国特許庁は2015年まで特許審査処理期間を10ヶ月に短縮することを発表するなど、主要先進国は審査処理期間の短縮を通じて企業の競争力確保を支援しており、そのために審査人材の増員、先行技術調査のアウトソーシング拡大など様々な方法を講じて推進している。そこで、韓国特許庁も世界最高水準の知的財産サービスを提供するため、出願された知的財産権に対する処理期間と品質の面において競争力のある審査・審判サービスを提供し、先進知的財産制度の運営、審査インフラの改善、グローバル知的財産協力の強化、世界最高水準の特許行政情報化の実現などを通じて知的財産行政機関として必要な能力を最高水準まで引上げるために努めている。

特許庁は特許出願世界第4位に相応しい審査処理期間を維持するため、審査官の増員、業務プロセスの改善、何時でも何処でも審査可能な特許行政情報システムの構築などを通じて2013年特許審査処理期間を年平均13.2ヶ月に短縮し、世界で最も速い審査処理期間を維持してきた。

また、特許庁は一律的な特許審査処理期間の短縮から脱して、顧客が希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供するために特許審査制度の改善を本格的に推進し、2008年10月1日から世界初のオーダーメイド型3トラック特許審査制度を施行し、その後も制度を持続的に改善している。顧客オーダーメイド型3トラック審査制度は出願人の特許戦略によって「優先審査」、「一般審査」、「遅い審査」のうち審査時期が選択できる制度であり、出願人は優先審査を通じて迅速に特許権を獲得して独占的な



地位を先占することができ、遅い審査を通じて事業化のための十分な時間を確保することもできる。

最近グローバル知的財産協力の強化によって国家別審査結果を相互比較する機会が増え、外国PCT国際調査依頼の増加など韓国特許庁の審査品質に対する関心もまた増大している。そこで、韓国特許庁は審査官の専門性向上、審査評価の強化、先行技術調査の品質管理体系の構築などを通じた高品質の審査サービスを提供することで強い特許創出を誘導し、このような努力の結果、審査サービス品質が国際的に認められ2008年284万ドルに過ぎなかったPCT国際調査手数料の収入が2013年には2,049万ドルと7倍以上増加した。

以上のように様々な審査サービスの高度化政策を施行した結果、韓国の特許審査処理期間は先進主要国に比べて最も速い特許審査サービスを提供してきたが、米国、日本など主要国が競争的に審査処理期間を短縮しているため、韓国の比較優位が失われる恐れがある。したがって、審査人材の増員、業務プロセスの改善などを通じて世界各国による審査処理期間の短縮競争に対応する必要がある、審査官一人当たり審査処理件数の適正化、審査官の能力強化などを通じて審査処理期間はもちろん審査品質の面でも審査サービスの高度化を達成する必要がある。

## 2. 特許・実用新案の速やかな権利化及び審査品質の向上

特許審査企画局 特許審査企画課 薬務事務官 キム・ヨン

### イ. 推進背景及び概要

最近IP5体制の定着、国家間審査協力体制の拡大などにより、国家別審査結果の相互比較及び活用の機会が増えつつある。また、外国企業がPCT国際調査を韓国に依頼する件数が2006年735件から2013年17,402件へと大きく増加し、韓国特許庁の審査品質に対する国際社会からの関心が高まりつつある。このようなグローバル特許環境を

踏まえると、韓国が知的財産強国としての地位を確固たるものにするためには特許・実用新案の速やかな権利化のみならず全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が増加し、その内容もまた複雑になるにつれ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業たちが徐々に特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社に対する牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略もまた従来 of 量中心から質中心へと変わり、国際的な競争力を備えた「強い特許」を確保するための企業の努力はさらに熾烈になりつつあり、それに伴って審査品質に対する関心もまた何時になく高まりつつある。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査処理期間の短縮のみならず審査品質においても世界最高水準のサービスを提供するために多様な政策を樹立・施行している。

特許庁のこのような努力は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があると言える。同時に、これは国内外の出願人に速やかな権利確保を支援すると同時に、先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、今後到来するグローバル特許システムの構築において韓国がリーダーとしての役割を果たせるためのものである。

#### ロ. 推進内容及び成果

1) 優秀な審査人材の拡充及び効率的な人材管理を通じた審査能力の強化

イ) 優秀な審査人材の増員

審査処理期間を短縮し、審査品質を更に高めるための対策として、博士・技術士など外部の専門技術人材を新規審査官として採用し、特許庁の自助努力を通じて政策・支援部署の審査官たちを審査部署に再配置した。2011年には70名の外部専門技術人材を補強し、2012年には審査人材の再配置を通じて19名の人材を拡充した。このように増員された審査人材は審査生産性や審査品質の向上に大きく貢献している。これを通じて審査請求日から1次審査までかかった特許審査処理期間を13.2ヶ月(2013年年平均基準)で達成し、主要国の中で最も速い水準を維持した。

#### ロ)審査官等級制

審査官等級制はキャリア審査官を優遇する文化を定着させることで審査官の士気を高めると同時に審査管理の効率性を高めることを目的として2001年1月から施行された。審査官を審査経歴と審査能力によって首席審査官、責任審査官、前任審査官、審査官の4段階等級に区分し、業務生産性を高めるため等級別に意思決定権に差をつけて委任している。

具体的に首席審査官は審査経歴10年以上の者で審判官課程などの教育課程を履修するよう義務付け、責任審査官は審査経歴7年以上の者で審判訴訟制度課程などの教育課程履修を義務付けた。また、前任審査官は審査経歴が4年以上の者で中堅審査官課程などの教育課程を履修した者が昇級できるように規定した。昇級手続きの透明性を確保するため、審査局昇級審査委員会の推薦と特許庁次長を委員長とする特許庁昇級審査委員会の決定で昇級者を確定している。審査官等級別に委任された意思決定権限を見ると、首席審査官には特許登録決定と審査関連通知事項に対する独自の決裁権を委任し、責任審査官には意見提出通知などの決裁権を委任し、前任審査官には優先審査申請書の補完指示などの決裁権を委任している。

審査局内の審査官等級の状況を見ると、2013年12月基準で首席審査官が103人で13.6%、責任審査官が236人で31.2%、前任審査官が97人で12.8%、審査官は320人で42.3%を占めている。

＜表Ⅱ－1－1＞審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限

区分	経歴	教育履修		意思決定権限
首席 審査官	審査経歴 10年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	以下を除いた全ての処分 －特・実拒絶決定(未対応拒絶決定を除く) －補正却下決定 －方式未補正の無効処分 －特許権存続期間の延長登録決定及び拒絶決定
		選択	審判訴訟制度課程、審判官課程のうち1つ	
責任 審査官	審査経歴 7年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	意見提出通知、協議通知など
		選択	審判訴訟制度課程、PCT審査高級課程、審判官課程のうち1つ	
先任 審査官	審査経歴 4年以上	必修	審査事例研究基礎課程、明細書及び請求範囲解釈課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	優先審査申請書の補完指示、優先審査の結果通知など
		選択	中堅審査官課程、PCT審査基礎課程のうち1つ	

## ハ)審査パート制

審査官の増加に伴って効果的に審査品質を管理するとともに類似技術分野に対する審査の一貫性や専門性を高め、審査業務の処理速度を高めるため、技術分野別に6人程度の審査官をグループ化して運営する審査パート制を2000年から局別に試験的に運営していたが、2005年審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで本格的な施行となった。

審査パート長は先任審査官以上の書記官又は責任審査官以上の事務官として優秀な

審査能力や優れたリーダーシップを備えた者の中から審査局長が任命し、審査課(チーム)長は課(チーム)内の審査パートのうち1つの審査パート長を兼任している。審査パート長は審査課(チーム)長に代わって決裁を通じてパート内の審査管理業務を遂行しているが、その他にも所管の技術分野に対する特許要件判断事項に対する研究及び討論、審査パート別の学習プログラムによる審査官教育などを主導している。

＜表Ⅱ-1-2＞審査パート制の構成状況

(2013年12月基準)

審査局	審査課	審査パート
特許 審査 企画局 (6課)	エネルギー	融・複合エネルギー技術、エネルギー変換基盤技術、二次電池、光エネルギー
	自動車融合	電池パッケージ、自動車動力伝達、自動車エンジン、自動車電子制御
	情報技術融合	電子商取引、金融決済、デジタルコンテンツ、融合サービス
	計測分析	医療計測、センサーネットワーク、光学機械、計測試験
	医療技術	治療機器、診断技術、保健衛生、医療用品
	標準特許半導体	半導体設計
特許 審査1局 (9課)	生活家電	洗濯機、カメラ、エアコン、冷蔵庫
	事務機器	印刷機器、家具、照明機器、事務用品
	住居生活	衛生安全用品、運動用品、システムサッシ
	国土環境	国土基盤、土木構造、水資源環境、資源廃棄物
	住居基盤	住居環境、住居冷暖房、住居安全、住居構造
	電力技術	伝送線路、電動機、電力変換、電力送配電
	精密化学	触媒化学、ナノ素材、セラミックス、表面処理システム
	農林水産食品	食品保存、植物資源、食品製造、動物資源
特許	電子部品	電子機器、メモリ素子、電子回路、半導体素子
	加工システム	複合加工、高分子加工、金属加工、データ入出力

審査2局 (8課)	精密部品	移送保管部品、流体機械部品、回転積層部品、印刷回路基板
	半導体	エッチング、蒸着、露光、材料
	自動車	車両フレーム、車両シャーシー、車両部品、車両空調
	高分子繊維	スマート繊維、高分子合成、複合素材分離、高分子応用
	コンピュータシステム	コンピュータ制御、サーチ/データベース、コンピュータインターフェース、コンピュータ応用システム
	薬品化学	天然物医学、融合医学、合成医学、製剤
	通信ネットワーク	通信プロトコル、伝送システム、ネットワーク制御、スイッチングネットワーク
特許 審査3局 (8課)	応用素材	スマート素材、応用通信素材、化学素材、部品素材
	ロボット自動化	工作機械、産業ロボット、制御機械、特殊加工
	次世代輸送	海洋プラント、物流移送、造船航空システム、陸上運送
	バイオ	バイオ応用、バイオ医薬品、バイオシステム、バイオ素材
	モバイル通信	モバイル通信システム、モバイル通信端末、モバイル通信アンテナ、モバイル通信サービス
	金属	材料分析、金属材料、表面処理
	ディスプレイ機器	画像駆動、画像パネル、OLED、画像素子

2013年12月基準で審査課(チーム)別に3~4つの審査パートを運営しており、特・実審査局の内に計119の審査パート(特許審査企画局21、特許審査1局35、特許審査2局32、特許審査3局31)を運営している。このような審査パート制の運営は審査パート別の学習活動を通じて審査ノウハウを共有し、審査ミスを防止するなど審査品質の向上に貢献している。

## 2)対内外の審査協力拡大を通じた品質向上基盤の構築

### イ)国家特許競争力強化方策の樹立

特許庁はこれまで審査品質中心の特許行政から特許の全周期にわたる特許品質の向上を目指す特許政策にパラダイムを転換し、研究開発の段階から権利活用まで特許の全過程にわたる品質管理を通じて高品質の特許を創り出すための「国家特許競争力強化方策」を樹立した。

国家特許競争力強化方策には高品質の出願の環境づくり (Superior Application)、国民が希望する時期に特許審査サービスの提供 (Timely Examination)、正確な審査で法的安定性の高い特許権の創出 (Accurate Examination)、信頼性のある特許生態系の構築 (Reliable Patent) を通じた特許行政サービス全周期の改善で強い特許を創り出すための4大推進戦略と出願-審査-登録など特許行政サービスの全過程にわたる改善課題を全て取りまとめた計18の細部課題を盛り込んでいる。本戦略は創意的なアイデアが強い特許として創り出され、強い特許は再び新しいアイデアの創出を誘引し、最終的には産業競争力の強化を通じた創造経済の実現の土台になると期待されている。



国家特許競争力強化方策を通じて特許庁は高付加価値特許権を確保するためのR&D体系の改善はもちろん、迅速・正確な審査を通じて強い特許権を付与し、信頼性のある特許生態系の構築を通じた知的財産権の国際収支改善など良質な特許を創り出すための行政刷新を推進する計画である。

ロ)開かれた審査制度の実施

技術の発展により先行技術文献の量が日増しに膨大化するにつれ、特許庁審査官の

検索業務負担も益々増加しつつある。そこで、先端技術分野を中心に現業の技術専門家の最新資料アクセシビリティ及び技術専門性を審査に活用する開かれた審査制度を運営している。

開かれた審査制度とは出願人が申請したり特許庁が選定した公開特許出願件を対象に出願技術をインターネット上に掲載した後、該当技術分野の専門家がレビューアーとして関連先行技術文献と意見を提示すると、特許審査官がそれを特許審査に活用する制度である。

<図Ⅱ-1-1> CPR(Community Patent Review)制度の運営プロセス



2010年公開されたIT分野の出願50件を対象に1次パイロット・テストを実施した結果、43件に対して計136件の意見が提出され、審査着手41件のうち提出意見を引用した件は17件で、意見引用率が41%に達した。2011年2次パイロット・テストではIT分野25件、BT分野25件を対象に実施した結果、32件に対して計101件の意見が提出され、審査着手30件のうち提出された意見を引用した件が10件で意見引用率33%を記録した。このような2年間にわたるパイロット・テストの結果を基に、2012年からは専門家の意見共有機能が強化された開かれた審査専用システムを通じて開かれた審査制度が本



格的に施行された。全技術分野に対象を拡大して実施した結果、234件に対して計493件の意見が提出され、審査着手63件のうち37件が提出された意見を引用して62%の意見引用率を記録するなど開かれた審査制度は安定的に定着しつつある。

<表Ⅱ-1-3>開かれた審査制度パイロット・テストの実施結果

実施期間	対象件	意見提出件 (審査着手件)	提出された意見	登録レビューアー (参加レビューアー)	意見引用件
2010年	50件	43件(41件)	136件	53人(8人)	17件(41%)
2011年	50件	32件(30件)	101件	69人(19人)	10件(33%)
2012年	228件	123件(90件)	407件	846人(51人)	36件(40%)
2013年	234件	76件(63件)	493件	1,132人(33人)	37件(62%)

#### ハ)国際特許協力体制の強化

2009年から先進5カ国特許庁(IP5)間の相互協力が具体化したことを受け、国家間審査実務の共通点と差異点に対する比較分析、審査官教育課程の交互参加、審査官合同ワークショップの開催などを通じて審査基準に対する国際的な調和と国家間審査結果に対する相互信頼を確保するために取り組んでいる。

また、韓・中・日の特許審査専門家が実務者協議体を構成し、3国間の特許協力を図っている。2011年には仮想事例に対する3国間の進歩性判断結果を、2012年には新規性判断結果を、2013年には明細書記載要件の判断結果を比較・研究して審査基準と実務のギャップを総合的に検討することで、審査結果を相互活用するための基盤を構築している。

#### ハ.評価及び発展方向

以上のように、優秀人材の効果的な管理、品質管理体制の持続的な改善、対内外の審査協力の拡大など様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間の国際競争力

を維持すると同時に、高品質の審査サービスが提供できる確実な基盤作りに成功した。

今後審査官等級制は教育要件の調整などを通じて審査官に昇級のチャンスをより多く提供し、首席・責任審査官など優秀なキャリア審査官に対するインセンティブを拡大していく予定である。そして審査パート制は審査人材の新規採用によるパート別適正人員の維持及びPCT専担制の実施による専門担当パート・部署の新設などを全体的に踏まえて適正数で運営する計画である。同時に、パート長の責任及び権限強化を通じてパート基盤の審査品質管理体系を確立していく計画である。

審査業務管理カードは形式的な記載を避けるとともに審査ノウハウの蓄積及び持続的な発展を図るために技術単位別ウィキ方式の形態で構築する予定である。また、審査報告書はIP5情報化分野基盤課題(検索戦略の共有及び文書化)との連携など今後の活用可能性に対する追加検討を通じて改善事項を持続的に発掘していく計画である。同時に、協議審査制度に対しても協議件数の推移及び協議の充実性などに対する持続的なモニタリングを通じて補完していく予定である。

開かれた審査制度に関しては産業界への波及効果及び紛争可能性を考慮した対象出願の選別などを通じてより実効性のある制度に改善していく計画である。同時に、国家間特許相互協力もまた強化し、IP5特許庁及び韓・中・日間の様々な共同研究などを通じてグローバル水準の審査能力を持続的に確保していく予定である。

### 3. 特許・実用新案審査インフラの改善

特許審査企画局 特許審査企画課 放送通信事務官 キム・キホ  
工業事務官 ヤン・キョンシク

#### イ.特許先行技術調査事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先

行技術調査を外部専門機関に依頼して迅速な特許審査を支援するとともに、特許審査の品質を高める事業を推進している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づき、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行技術調査を依頼することができる。現在特許・実用新案出願の先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-4>特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
1998	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)韓国IP保護技術研究所
2006	-	-	(株)WIPS
2008	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション

\*2009年12月、(株)韓国IP保護技術研究所が自ら先行技術調査専門機関の指定取消を特許庁に要請してきたため、専門機関から指定が取り消される。

2004年までは(財)韓国特許情報院が単独で本事業を行ってきたが、競争体制を導入して調査品質を高め、民間の知的財産(IP)サービス産業を活性化するため、(株)WIPS、(株)IPソリューションなどを先行技術調査専門機関として追加指定し、2005年から複数競争体制で事業を運営している。

特許・実用新案出願に対する先行技術調査事業は当該年度の審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングを行っている。2013年には約258億ウォンを投入して91,941件をアウトソーシングとして依頼した。

<表Ⅱ-1-5>特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績

年度	1992～ 2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013

審査処理件数	1,387,923	143,554	109,328	105,508	137,940	192,236	176,578	193,884
アウトソーシング件数	445,939	74,432	78,593	59,782	64,484	81,500	84,230	91,941
アウトソーシング比率(%)	27.4	51.8	71.9	56.7	46.7	42.4	47.7	47.4
執行額 (百万ウォン)	84,909	17,140	17,930	15,836	17,540	22,168	23,598	25,760

\*注：アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

また、2010年度には未公開出願書及び当該先行技術調査報告書内容の流出を防止するための根拠規定の整備及び先行技術調査報告書品質評価基準を合理化するために品質評価報告書に間接活用項目を新設するなど「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2010-18号)した。

2011年には調査員の経歴が2年以上で品質点数が平均以上である場合、年間調査物量の30%内で追加調査できるように「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示代2011-10号)した。

さらに、2013年には専門機関の調査品質、調査人員規模など事業の効率性及び妥当性を考慮して合理的に調整できるように調査物量の配分方式を改善し、調査物量配分の際に外部専門家などが含まれた調査物量配分審議委員会を通じて透明性と公正性を確保するなど、「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2013-20号)した。

一方、急増しつつある外国からのPCT国際調査依頼案件を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、2009年から国際出願先行技術調査事業を推進している。現在国際出願先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-6> 国際出願先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
2009	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院

2013	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)WIPS、(株)KTG
------	---------	---------	----------------

国際出願先行技術調査事業は当該年度国際調査件数の一定量を対象にアウトソーシングしており、2013年には約154億ウォンを投入して22,890件を依頼した。

<表Ⅱ-1-7> 国際出願先行技術調査事業の推進実績

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
国際調査処理件数	3,649	4,754	8,280	13,020	17,050	20,975	23,166	29,919	34,432
アウトソーシング件数	※ 国際出願先行技術調査事業は 2009年～2012年の外国PCT国際調査の依頼件に対して遂行				5,672	5,200	6,870	16,063	22,890
アウトソーシング比率(%)					33.3	24.8	29.7	53.7	66.5
執行額(百万ウォン)					3,222	3,266	4,314	10,390	15,382

\*アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷PCT国際調査処理件数)×100

先行技術調査のアウトソーシングは審査業務の負担を減らすと同時に効率を高め、2013年度の審査処理期間を13.2ヵ月に短縮することに貢献した。特許庁は審査官の審査処理負担を緩和するためにアウトソーシングの物量を持続的に拡大していく予定であり、調査品質管理の強化及び評価体系の改善などを通じて審査官満足度と調査報告書の活用率を高めていく計画である。

特に、2014年には調査員研修教育及び資格試験を実施することで調査員の審査能力を強化し、専門機関の事業遂行インフラを改善することで先行技術調査業務の効率性を高め、階層別品質管理システムを構築して体系的に調査品質を管理するなど事業運営方式を改善していく予定である。

#### ロ.特許分類付与事業

国際特許分類(IPC、International Patent Classification)とは「国際特許分類に関するストラスブール協定」によって制定された国際的に統一された特許文献の分類体系であり、特許文献の分類、先行技術文献の検索、審査官の業務指定などに活用されてい

る。

特許庁は特許分類審査官を指定し、特許庁内部で特許分類付与業務を行ってきたが、2001年からは外部の専門機関に特許分類付与業務を依頼している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づいて、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して特許分類業務を依頼することができ、2013年に「国際特許分類付与専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2013-19号)して運用している。

これにより特許分類付与事業は2001年には「特許技術情報センター」が特許分類付与専門機関として指定を受けて分類事業を遂行し、2002年以降は「特許技術情報センター」から名称が変わった「韓国特許情報院」が、2012年以降は「韓国特許情報院」から名称が変更された「特許情報振興センター」が遂行している。

特許分類付与事業は当該年度の出願件数全体を対象にアウトソーシングを行っている。2013年には約25億ウォン余りを投入し、新規出願分類219,865件及び再分類31,487件を依頼した。

<表Ⅱ-1-8> 特許分類付与事業の年度別推進状況

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
新規付与	件数	174,006	177,500	188,000	225,310	206,226	194,097	196,093	191,422	214,018	219,865
	単価(ウォン)	8,250	8,500	8,680	8,870	9,050	9,270	※注を参照			
	金額 (百万ウォン)	1,436	1,509	1,632	1,998	1,866	1,799	1,937	1,886	2,183	2,225
再付与	件数	-	56,500	33,883	-	92,680	77,602	78,192	67,014	38,118	31,487
	単価(ウォン)	-	6,550	6,760	-	7,050	7,226	7,370	7,370	7,591	7,570
	金額 (百万ウォン)	-	370	229	-	653	558	576	494	289	238
執行額(百万ウォン)		1,436	1,879	1,861	1,998	2,519	2,357	2,513	2,380	2,472	2,463

※2013年：特許出願は9,770ウォン、PCT国際出願は13,550ウォン

※2012年：特許出願は9,785ウォン、PCT国際出願は13,596ウォン

※2010～2011年：特許出願は9,500ウォン、PCT国際出願は13,200ウォン

IPC分類の一貫性を確保して審査の品質を高めるため、特許庁職員で構成される特許分類検証班を運営しており、このように高くなった品質を基に2009年から米国特許文献再分類を代行するために3回にわたって韓-米特許庁間のMOUを締結(第1次MOU(2009年～2010年)：29万\$；第2次MOU(2011年～2012年)：75万ドル；第3次MOU(2013年～)：870万\$)し、これによる後続措置として米国特許文献の再分類事業を推進し、今後の知的財産輸出の基盤作りに取りかかっている。

#### ハ.審査官向け新技術教育事業

特許出願の先端・複合化という流れに対応すると同時に審査官の技術専門性を高めるための体系的な教育システムが求められるようになったが、既存の審査官教育は特許法など法律中心の教育であり、審査官の新技術知識習得に向けた体系的な教育課程は不十分な状態であった。

そこで、審査官の審査専門性を高め、最終的には審査品質を高めるため、韓国科学技術院(KAIST)を事業主管機関として選定し、2006年4月から現場体験及び実習中心の審査官向けオーダーメイド型教育プログラムを提供する審査官新技術教育を施行している。

2008年には従来IT分野に限定されていた新技術教育を機械金属建設、化学生命工学分野など全ての技術分野に教育課程を拡大し、特許庁先行技術調査専門機関のサーチャーたちもオーダーメイド型教育プログラムに参加させ、先行技術調査のアウトソーシング品質の向上を図った。2009年及び2010年には「知財権中心の技術獲得戦略事業」の各技術分野に対するオーダーメイド型新技術教育を提供し、個別事業間の連携を通じたシナジー効果を最大にした。また、講義資料閲覧システムを構築し、教育用講義資料を審査官の特許審査時の参考資料として活用できるようにした。また、2011年から現場中心の実務教育を強化するため、企業・研究所などの現場教育を拡大・実施している。

＜表Ⅱ－1－9＞審査官向け新技術教育事業の推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2006	・合計31の講座に448人の審査官が参加(デジタル伝送など27の正規講座、2つの連携講座及び2つの共通課程を運営)	380
2007	・合計28の講座に431人の審査官が参加(電子医療など27の正規講座及び1つの特別課程を運営)	380
2008	・合計37の講座に606人の審査官が参加(電子医療など34の正規講座及び複合技術3つの講座を運営)	700
2009	・合計66の講座に1,069人の審査官が参加(薬品製造化学など44の正規講座及び追加講座4つ、知財権技術獲得戦略事業支援のための18講座を運営)	665
2010	・合計73の講座に1,238人の審査官が参加(電気自動車システム制御など44の正規講座及び知財権技術獲得戦略事業支援のための29の講座を運営)	677
2011	・合計44の講座に875人の審査官が参加(無線通信アンテナ技術など44の正規講座及び正規講座内に13講座の現場教育を実施)	677
2012	・合計52の講座に1,063人の審査官が参加(データ通信など52の正規講座及び正規講座内に17講座の現場教育を実施)	677
2013	・合計59の講座に1,377人の審査官が参加(デジタル通信概要など59の正規講座及び正規講座内に23講座の現場教育を実施)	677

## 4. 特許審査における国際協力の強化

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 キム・テグン



## イ.PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連した先行技術を検索し、それに対する特許性を検討し、その結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2013年基準で計19の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を行っている。

<表Ⅱ-1-10> 国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

---

オーストリア(1978、1978)、ヨーロッパ特許庁(1978、1978)、日本(1978、1978)、スウェーデン(1978、1978)、ロシア(1978、1978)、米国(1978、1978)、オーストラリア(1979、1980)、中国(1992、1994)、スペイン(1993、1993)、大韓民国(1997、1999)、カナダ(2002、2004)、フィンランド(2003、2005)、ブラジル(2007、2009)、ノルディック(2006、2008)、イスラエル(2009、2012)、インド(2007、2013)、エジプト(2009、2013)、チリ(2012、-)、ウクライナ(2013、-)

---

\* ( )で一番目の数字は指定年度、二番目の数字は施行年度である。チリ、ウクライナは業務未開始。

\* ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁である。

韓国特許庁が1999年12月PCT国際調査業務を開始してから国際調査の依頼が増加し、

2013年には前年比8.9%増加した29,531件の依頼を受けた。このうち17,560件は外国出願人から依頼されたものであり、11,971件は国内出願人からの依頼である。

＜表Ⅱ－1－11＞PCT国際調査の依頼状況

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
内国	7,090	8,830	9,950	10,736	11,971
外国	13,978	13,877	15,716	16,373	17,560
計	21,068	22,707	25,666	27,109	29,531

2013年末基準で韓国が管轄国際機関としてPCT国際調査サービスを提供している国は米国、インドネシア、シンガポールなど計13カ国であり、特に米国のグローバル企業からのPCT国際出願に対する国際調査依頼が中心となっている。

＜表Ⅱ－1－12＞韓国がPCT国際調査サービスを提供している国

---

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア(2006)、オーストラリア(2009)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)

---

国際調査要請の多い外国企業はヒューレット・パカード(HP)、マイクロソフト、インテル、3M、Googleなどグローバル企業が大半を占めている。これはグローバル企業が韓国特許庁の審査能力を認めているという意味で解釈でき、グローバル企業の先端技術が理解できるくらい韓国の技術レベルが高くなっているという証拠でもある。

このような外国PCT国際調査業務は韓国特許庁の必須業務である国際調査を通じて習得した知識と審査環境を活用して外国PCT業務を行うもので、追加的な税金負担なく高級雇用が創出できると同時に、韓国の先端技術を先行技術資料として提供することで国内企業の海外紛争予防の効果がある。

## 第2節 商標・デザイン分野

### 1. 概観

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ヘスク

無形資産の価値が高くなる「知識・情報社会」に本格的に突入したことで、消費者の感性、文化を反映した商標(ブランド)・デザインの重要性が増大しつつある。商標とデザインは技術の上方標準化によって似たような製品が溢れ出ている状況の中で消費者が製品を選択する主な基準となっている。エルメスのバーキンバックの値段は最低800万ウォンから最高2億ウォンに達している。一般のバックとの価格差を作っているのはブランドデザインの力である。

このように商標・デザインの価値が高まる一方の現実の中で主要国は自国企業の競争力を高めるため、審査処理期間の短縮に力を入れている。商標の場合、審査処理期間を米国は2005年6.3ヶ月から2012年3.2ヶ月に、日本は2005年6.6ヶ月から2012年4.7ヶ月に短縮した。デザインの場合、米国は2005年11.0ヶ月から2012年10.0ヶ月に、日本は2005年7.0ヶ月から2012年6.3ヶ月に各々短縮した。このような世界的な流れに歩調を合わせて韓国特許庁も審査処理期間を短縮してはいるものの、未だに主要国に比べて審査処理期間は遅いほうである。

また、審査処理期間の短縮によって審査品質が落ちないように取引現状を反映した商標・デザイン審査基準の改正、商標・物品分類体系の整備、審査官教育及び研究会活動の強化、検索システム改善への取り組みなどを並行する一方、審査に対する顧客満足度調査を通じて品質を管理している。また、商標・デザイン分野に対するグローバルスタンダード形成議論に参加し、それを積極的に導入できるよう国際協力を強化している。

### 2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ヘスク

## イ.推進背景及び概要

商標は既に使用中もしくは商品発売と同時に出願される場合が多く、デザインはライフサイクルが短いため迅速な審査処理を通じて権利化することが何より重要である。米国を始めとする主要国も迅速な審査処理のために力を入れている。

<表Ⅱ-1-13> 主要国における商標・デザインの審査処理期間の状況

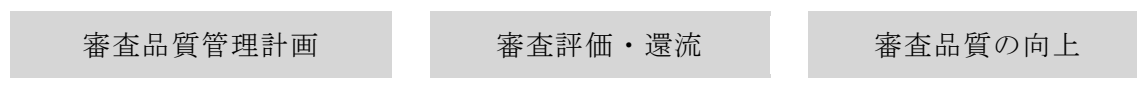
(単位：ヶ月)

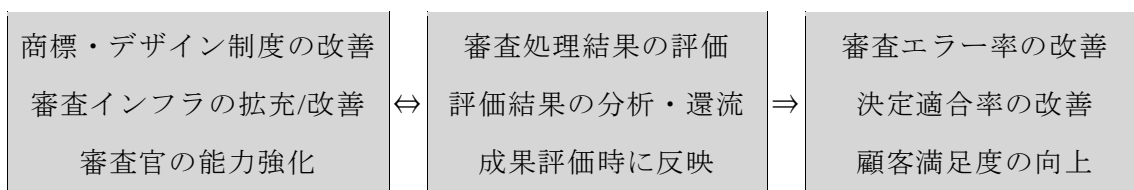
区分	韓国(2013)	米国(2012)	日本(2012)
商標	7.7	3.2	4.7
デザイン	7.3	10.0	6.3

そこで韓国特許庁は1人当たりの審査処理物量を増やすなどの自助努力を通じて2013年度の商標審査処理期間は7.7ヶ月、デザイン審査処理期間は7.3ヶ月を達成し、2012年に比べて審査処理期間を1ヶ月以上短縮した。

一方、審査処理期間の短縮を通じた迅速な権利化支援の他に、優れた審査品質を維持するための努力も続けている。審査品質の向上は制度改善や審査インフラの拡充及び改善、そして審査官の審査能力の強化が同時に実現されてこそ可能である。特許庁では2013年度にこれらの3要素を全て盛り込んだ「商標・デザイン品質向上戦略」を樹立・推進した。そして、審査処理の結果を評価し、その結果を成果評価に反映するなど審査品質の向上に向けた好循環体系を構築した。

<表Ⅱ-1-14> 2013年商標・デザイン審査品質向上推進体系





## ロ. 推進内容及び成果

### 1)商標・デザイン制度の改善に向けた法令改正

2013年に特許庁は公正な商標使用秩序の確立という目標の下で商標権侵害による損害賠償請求権者を実使用者に限定し、著名商標の希釈化を防止し、信義則に反する商標登録出願を防止する商標法一部改正案を設け、現在改正を推進している。その他にも商標登録出願人の便宜を図るとともに規制を緩和するための商標法全部改正案を設け、商標共存同意制度の導入、審査官の職権補正対象の拡大、手数料返還対象の整備など制度を整備する計画である。

また、デザイン団体、企業、学会及び弁理業界など多様な分野の意見を受け入れてデザインの創作性要件を強化し、複数デザイン登録出願制度を大幅改善する一方、類似デザイン制度を廃止して関連デザイン制度を導入するなどを骨子とするデザイン保護法全部改正(案)が2013年国会を通過し、2014年7月施行予定である。

一方、2014年バージョンNICE第10版の新しい商標・サービス業の名称及び実取引社会で使用される包括名称を商品・サービス業の名称及び類区分に関する告示に積極的に反映することで、グローバルスタンダードに合致する商品目録及び商品分類体系を構築して国内外の商標出願人の商品名称表示・類区分に関する便宜を図ると同時に、商品審査の正確性・合理性を高めた。

### 2)商標・デザイン審査インフラの拡充及び改善

商標の場合、企業が使用を希望して実際使用する商標に対して積極的に権利を与え、模倣・先占目的の不正な商標出願に対する審査を強化するため、商標審査基準を改正

して2014年1月から施行した。これを通じて出願人観点のポジティブ審査を行い、顧客の満足度を高める高品質の商標審査が実現できると予想される。

そして、図形商標など商品及びデザイン物品の分類事業、先行商標・デザイン調査分析事業、商標・デザイン審査システムの改善などの審査支援事業を推進することで審査官の審査負担を減らし、審査品質を高めるための土台を構築した。

### 3)審査官の審査能力の強化

審査品質は審査処理業務を直接遂行する審査官の能力によって左右される。そこで韓国特許庁は商標及びデザイン審査官の審査能力を高めるため、商標デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催、研究会の運営、外部専門家招聘講演の実施、審査参考資料の発刊など様々な取り組みを図った。

2013年度に「商標デザイン審査局独自の成果評価及び審査品質管理方策」を設け、毎月商標デザイン審査品質点検会議を開催し、その結果をまとめて2013年度下半期成果評価の際に審査適合度評価資料として活用した。

審査争点/ノウハウ発表会は各審査官の審査処理過程で現れた審査争点又はノウハウを発表させることで審査官間における審査情報の共有・拡散という効果を狙ったもので、四半期毎に定例化し、審査官の能力を高める契機を作った。

<表Ⅱ-1-15>2013年商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催状況

日付	審査争点/ノウハウ発表のテーマ
2013年 上半期 (5.21)	識別力のない文字結合標章に対する識別力の有無
	商標法第7条第1項第11号の品質誤認に関する検討
	商標法第7条第1項第4号規定に関する検討
	簡単でありふれた文字結合標章の識別力有無の検討
	結合商標の類似判断の際、多数登録に対する識別力有無判断の考察
	デザイン無審査登録出願関連の審査事例及び改善策の検討
	デザイン出願の補正と要旨変更に関する審査事例の研究

2013年 下半期 (11.12)	最近の審判例から見た標章の称号類似判断
	記述的な商標の判断基準に対する指標開発
	性質表示判断に対する事例研究
	英語2文字と業種名称が結合した標章の識別力検討
	造語商標の称号類似判断
	天井直着などデザインの容易創作類型と実態
デザイン保護法第6条第3号に対する審査事例及び改善策の検討	

一方、学会及び弁理士など庁外の商標・デザイン分野専門家招聘講演会を開催し、関連業界のトレンドを審査に反映できるようにした。また、商標・デザイン分野の新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を審査官間で共有するために商標・デザイン制度研究会を計7回開催した。

＜表Ⅱ-1-16＞2013年商標分野における外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
2.27.	芸術家名称の商標法上における保護動向関連の考察	チョン・テホ教授
3.28.	米国での商標権共存契約の活用	キム・ホンソク米国弁理士

＜表Ⅱ-1-17＞2013年デザイン分野における外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
5.10.	韓国と日本のデザイン分類の比較・分析を通じた韓国分類の適正性研究	ホ・ユンミン代理、 (株)WIPS)
6.28.	デザイン審査システムの100%活用	イ・ヨンソク次長、 (LG CNS)
7.4.	韓国と米国のデザイン分類の比較・分析を通じた韓国分類の適正性研究	イ・ジョンミン選任、 (特許情報振興センター)
10.21.	トレンドとデザイン	ナ・コン教授、 (弘益大学)
11.29.	字体開発関連の主要イシュー及び業務への活用法	イ・ヨンジェ教授、 (桂園デザイン芸術大学)

国内外の商標・デザイン法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊し、審査官が活用できるようにした。

＜表Ⅱ－1－18＞2013年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

発刊月	審査参考資料
2013.1.	商標関連の訓令例規集
2013.2.	サービス表審査の細部処理指針及び要領
2013.6.	2013年第1四半期商標取消差戻し審決事例集
2013.6.	ヘーグ協定(ジュネーブ改正協定)・共通規則・施行細則
2013.6.	ヘーグ協定による産業デザインの国際登録に対するガイド
2013.9.	TM5 商標法の比較
2013.11.	2013年第2四半期商標取消差戻し審決事例集
2013.12.	2013年第3四半期商標取消差戻し審決事例集
2013.12.	デザイン審査基準
2013.12.	類別の類似商品サービス業審査基準
2013.12.	商品及びサービス業の細目
2013.12.	アルファベット順の類似商品サービス業の審査基準
2013.12.	図形商標の分類指針書

## ハ.評価及び発展方向

特許庁が独自に2013年度商標・デザイン審査品質など顧客満足度を調査した結果、商標・デザイン審査分野の総合満足度は2012年と似たような水準であることが分かった。顧客満足度を高めるためには迅速な権利付与と同時に審査制度の改善、インフラの拡充及び審査官能力の強化など審査品質の向上に向けた持続的な努力が必要である。

＜表Ⅱ－1－19＞2013年度顧客満足度調査の結果(審査分野)

区分	総合満足度	記載事項の理解し易さ	審査官の審査専門性	審査過程の公正性	審査官説明の理解容易性	審査官の親切さ
下半期	74.51	74.45	75.14	75.66	78.20	77.37
上半期	71.27	71.25	73.47	74.11	72.50	72.92

特許庁は2014年度にも審査品質管理のための主要政策課題推進計画を樹立・施行し、審査評価制度を通じた独自の審査品質水準の測定と補完、そして還流体系を整えつつ、顧客の立場から公正な審査処理が行われるように努める計画である。また、審査処理期間を追加的に短縮し、国民が速やかに商標・デザイン権を確保することができるよう支援していく計画である。



### 3. 商標・デザイン審査インフラの改善

#### イ.商標・デザイン審査インフラの改善

商標デザイン審査局	商標審査政策課	行政事務官	ハン・サンギョ
	デザイン審査政策課	行政事務官	チェ・ウンリム

##### 1)推進背景及び概要

##### イ)商標・デザイン審査基準の改正及び審査品質向上策の構築・施行

2013年度商標分野では実際使用している商標に対しては積極的に権利を与え、他人の商標を模倣したり先占する目的で出願した商標に対しては登録を拒絶することで、健全な商取引秩序を確立することに重点を置いて審査方向を設定・運営した。そのため、商標審査基準を改正して使用による識別力認定要件を緩和し、他人の商標を模倣したり芸能人の名称・有名な放送番組タイトルなどを先占して出願した商標は登録できないようにした。また、2013年6月からは価値のある商標、強いデザイン創出を目標に「商標・デザイン審査品質の向上策」を講じて施行した。審査品質向上策は良質な出願を誘導して高品質の審査サービスを提供し、公正で実効性のある権利行使を支援することで価値のあるブランドを創出・育成するために講じられた。

デザイン分野ではデザイン業界のデザイン開発及び取引現状に適した審査サービスを提供し、審査の一貫性を高めるため、デザイン審査基準を改正した。

##### ロ)商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

商標・デザイン審査の一貫性及び専門性を強化し、審査官が審査実務に速く慣れるようにするため様々な職務教育を実施した。審査におけるエラーの発生可能性を最小限に抑ると同時に審査能力を高めるため、国際知識財産研修院の新規審査官課程を通

じて商標・デザイン審査基準、主要条文別の審査事例などに対する教育を実施した。また、中堅審査官課程を通じて意見提出通知書及び拒絶決定書の作成事例練習を実施することで審査の信頼性及び責任性を強化した。そして、商標・デザイン審査局に新しく転入した審査官を対象にオーダーメイド型教育を実施して審査能力の強化に力を入れている。

#### ハ)全面的な商品・サービス業分類体系の改編

これまで維持してきた商品・サービス業分類体系はその類似範囲があまりにも広く設定されていたため、実質的に非類似した商品及びサービス業に対しても商標登録が不可能であったため、出願人には商標選択範囲の縮小による不満の要因となり、審査官には過剰な検索件数による審査負担の加重要因となっていた。

このような問題点を解消するため、2012年1月1日からニース分類(NICE Classification)10版に改編した。産業発展の実状に合わせて類似範囲(類似群)を細分化・調整することで商品取引現状との乖離を解消するとともに、類似判断の正確性を高めるための商品・サービス業分類体系の改編作業を推進した。

### 2)推進内容及び成果

#### イ)商標・デザイン審査基準などの改正

商標審査基準では第一、商品の特性を暗示しても直接的に表示するものでない場合は積極的に登録させた。実際このような商標が良い商標であり、企業が使用を希望する商標といえるからである。但し、商品の特性を暗示するものなのか、直接的に表示するものなのかに対する判断が難しい場合があるので、その場合は「同種業界で従事する他人の自由な使用を制限する恐れがあるかどうか」を考慮して判断するようにした。但し、識別力のある他の部分が結合されていたとしても性質表示用語や図形が目立つように表示され、全体的に性質表示として認識できる場合は登録を拒絶するようにした。

第二、アルファベット2文字で作られた商標でも一般需要者に誰の商標なのか広く知られている場合は登録を認めた。例えば「NH」のような場合、これまでは簡単でありふれた標章であるため識別力がないと看做して使用による識別力を獲得する前には登録が不可能であったが、一般需要者が『農協』のブランドであることを充分認知しており、正当な権利者である『農協』が出願した場合は登録を認めたのである。これは正当な商標使用者が実際使用している自分の商標をより簡単に登録できることで活発に営業活動を展開し、未登録による商標権紛争を未然に防げたものである。

第三、使用による識別力の認定要件水準を下げ、実際使用している商標がより簡単に登録できるようにした。使用による識別力は、商品の特性を表したり、簡単でありふれた用語や図形を特定人が一定期間続けて使用することで認知度が高まった場合は権利を与える制度であるが、これまでは使用された商標が著しく知られている場合のみ登録が可能であった。しかし、このような要件を緩和し、ある程度広く知られた場合にも商標登録を認め、地域的な範囲も全国に知られている場合のみならず、商品の特性によって一定地域に広く知られている場合にも使用による識別力を認めた。

第四、他人の商標を模倣して出願したり、商標を先占して使用料を取る目的で出願する場合は登録を認めないようにした。模倣商標は他人の信用を毀損したり商取引秩序を乱す恐れがある。また、健全に使用する目的がなく商標を先占する行為は他人の営業活動を制約し、産業発展にも悪影響を与える。したがって、そのような商標は登録を認めず、また有名な芸能人の名称や放送番組のタイトルなどを模倣して出願した場合も登録を認めないことで、他人の信用に便乗して不当な利益を取ろうとする行為を根絶させるために努めた。

第五、小さなミスや瑕疵で商標登録を受けられないケースが発生しないよう、商標と商品を修正できる機会を拡大した。ミスで商標を間違っただけで記載した場合、一定範囲内で修正を認め、商品名称も同一性の範疇を超えない限り出願人の修正意思を最大に反映した。したがって、商標制度に対する知識が足りない人も小さな瑕疵によって権利獲得に失敗するケースが発生しないよう、出願人観点から審査手続きを改善した。

第六、韓国と知的財産権と関連する条約を締結した国家における商標権者の営業上の代理人や代表者が悪い意図でその商標を模倣して出願した場合、関連法規定を広く解釈して登録を認めないことにした。これまでは代理人が代表者の範囲を狭く解釈し、代理人もしくは代表者でない他人名義で出願した場合は拒絶し難い部分があったが、解釈規定を新設してこのような模倣出願が登録できないようにした。

第七、現状に合わせて合理的な商標使用意思の確認を行った。商標法上で商標を使用していたり、使用する計画のある人が登録を受けることができるが、実際に商標を使用せず、使用する計画もないのにただ先占する目的で出願するケースがかなり多かった。このような問題を解決するため、商標使用意思の確認制度を導入したが、確認対象を画一的に定めたため、実状とはかけ離れ硬直した制度運営になったためにあまり実効性がなかった。したがって、専門性のある審査官が合理的に判断して商標使用事実や使用意思があるかどうかを確認するが、先占目的の出願として疑わしい場合は積極的に使用意思を確認して登録を認めなかった。

デザイン審査基準の改正は以下のとおり完了した。第一、画像デザインの保護範囲が拡大された。従来は同じ画像デザインが携帯電話、カメラ、冷蔵庫など複数の機器に適用されてもデザイン権を獲得するためには物品の用途に合わせて一つずつ出願して登録を受ける必要があった。しかし、2014年からは画像デザインが実現される部品である「ディスプレイパネル」、「液晶標示板」の物品名称で一つ出願するだけで画像デザインに関する権利獲得が可能になった。画像デザインとは液晶画面のような表示部に一時的に図形などが表示されるデザインをいう。画像デザインは一つのデザインが同じ運営体制による複数の機器に適用される特徴がある。このように物品とは関係なく開発される画像デザインを物品別に出願しなければならない不便な点が存在していたため、優先権を主張しながら韓国に出願する場合、基礎出願の物品名称または図面を補正しなければならない手間がかかるのはもちろん、両出願の同一性判断において混乱を招いた。このような審査基準の改正を通じて変化する画像デザインのトレンドに対応しながら、画像デザイン創作の本質も保護できると期待されている。

第二、形態が変化する物品は変化過程が表現されなかったり、変化前・後の過程に一貫性及び統一性がない場合は、1デザイン1出願に反するものとして拒絶するよう明示した。例えば、映画「トランスフォーマー」に登場するロボットのように全く違う形状の自動車に変化するのであれば、たとえ一つの物品であっても別の独立したデザインとして看做すべきであるため、一つずつ出願して登録を受ける必要がある。

第三、文字と関連するデザインの創作性要件を強化した。文字は主に情報伝達の目的で使われるが、審美的なものを表すことに使われる場合はデザイン登録の対象となる。しかし、如何なる創作要素もなく単順に単語や文章を四角形のような外郭形状と結合して「ステッカー」などの物品として出願する場合があるが、これを創作性のあるデザインとして認めるのは難しい。今後単純な文字と周知の形状を結合して全体的に創作性のないデザインを出願する場合は登録が拒絶されるよう関連規定を明確に整備した。

#### ロ)商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

##### (1)転入審査官に対する教育の強化

2013年には商標・デザイン分野の転入審査官と新規採用人材に対する業務適応及び審査実務能力を培うために独自の転入審査官職務教育(OTL)を実施した。

<表Ⅱ-1-20>商標・デザイン分野の審査実務関連教育の実施状況

区分	局内部	研修院	特許審判院
対象別教育	新規転入審査官のオーダーメイド型教育*	新規・中堅審査官課程 (2つの課程)	-
分野別教育	商標フォーラム(2回)	法令及び事例研究課程 (12の課程)	-
職務深化 専門教育	研究会の運営(4つ)	-	訴訟実務及び法令 教育(2つの課程)

\*教育実績：新規転入審査官オーダーメイド型教育(商標：2回27人、デザイン：2回9

人)

## (2)審査官向け関連法令教育の強化

産業発展及び取引現状の多様化・複雑化に対応するために商標・デザイン関連の研究會を運営し、商標・デザイン分野の制度のみならず知的財産と関連する多様かつ幅広い知識が共有できるように取り組んだ。商標分野では商標と著作権との関係、使用による識別力に対する各国の法理、外国の有名商標保護制度などを、デザイン分野では知財権の観点から見たアップル社のデザイン経営戦略、伝統文様や重装備関連デザインに対する理解など様々なテーマと争点に対する発表と討論を通じて商標・デザインと関連する新しい知識を習得させることで政策の樹立に活用できるようにすると同時に、実務にも適用することで審査品質の向上にも貢献できるようにした。

## ハ) 審査品質及び顧客満足度の向上に向けた審査システムの改善

### (1)審査品質の向上に向けたシステム性能の改善

2012年初に開通した特許ネットⅢが安定の段階に入り、効率的で正確な審査を支援するシステムとして評価されている。但し、一部追加的な機能改善の要求事項やエラーが存在している部分に対しては着実に改善が行われた。まず新しく導入された音・匂い商標など特殊商標に対する正確な審査のために特殊商標専門審査官制を運営したことで特殊商標に対する審査官指定が簡単になり、商標類型の指定が間違った場合は正確な点検が行われるよう改善した。また、通知書に拒絶理由に該当する商品を記載する時、指定商品名称のみならず該当類も同時に記載させ、出願人がより簡単に拒絶理由に該当する商品を確認して補正できるようにした。そして、画面で審査履歴をより簡単に把握できるように補完するなど、審査システムのユーザーである審査官の観点で便利かつ効率的なシステムとして機能するよう持続的に性能を改善した。

### (2)商標審査システムを通じた審査官とのコミュニケーション強化

制度の改善事項や審査システムの改善事項などに対して審査官が自由かつ便利に意見が述べられるよう、商標審査システム上の審査情報共有スペースを改善した。これまでは主に情報伝達機能だけを強調して一方向の資料アップロードや書き込みが可能であったが、そこにコメントが付けられるようにすることで双方向のコミュニケーションを可能にした。また、メニューも多様化して審査指針や制度改善事項などをより簡単に確認できるよう改善した。

### (3)商品・サービス業分類体系の改編

#### (イ)推進経過

商品分類体系改編事業は3カ年事業(2009～2011)として推進し、2009年5～10月にはサービス業細分化研究委託事業を推進し、2010年3～10月には商品細分化研究委託事業を推進した。

このような研究委託事業の結果を基に2011年5月には商品・サービス業分類体系改編報告を行い、類似商品・サービス業審査基準及び商品・サービス業の名称及び類区分に関する告示改正に向けた実務的な検討作業に入り、2011年11～12月には立法措置を完了し、2012年1月1日から新しい商品・サービス業分類体系を施行することとなった。

そして、2012年及び2013年類似商品・サービス業審査基準及び商品・サービス業の名称及び類区分に関する告示改正を通じて国際的な基準及び取引現状に適した商品・サービス業分類体系を構築した。

#### (ロ)推進成果

商品・サービス業分類体系の改編によって商品・サービス業の類似範囲(類似群)が2011年324個から2013年末690個に大幅細分化され、実際の取引現状に合致する商品・サービス業に関する審査が可能になった。

同時に、2013年末に行われた商品・サービス業の名称及び類区分に関する告示改正ではNice分類上の具体的な商品・サービス業の名称(Alphabetical List)及び実際の取引で使われる包括名称を積極的に導入し、グローバル規範及び取引現状に合致する分類体系を構築した。

また、商品・サービス業の名称及び類区分に関する告示のハングル商品・サービス業の英文翻訳を商標先進5カ国協議体(TM5)で認める英文名称及びWIPOで認める英文名称を参考にして修正したことで、海外商標出願人の便宜を図った。

#### (4)デザイン分類体系の整備

デザイン出願人の便宜を図ると同時にデザイン分類審査の品質を高めるため、物品の区分表を改正した。主な改正内容は、①分類変更によって28個の分類記号を削除し、②326個の物品名称(修正174個、削除137個、新設45個)を整備した。

### 3)評価及び発展方向

2013年は商標・デザイン審査において重要なターニングポイントとなった年である。これまで審査処理期間の短縮に集中的に力を入れてきたため、機械的・画一的な審査傾向から逃れることができず、市場状況や全般的な出願状況などを深く分析して審査方向を定めることに不十分な面があった。このような問題を認識して審査のパラダイムを審査処理期間中心から審査品質中心に変え、品質管理のための各種施策を樹立・施行した。また、制度改善や審査インフラの構築もこのようなパラダイム転換の延長線上で行われた。特に、健全な使用もしくは健全な使用を希望する商標に対しては積極的に権利を与え、他人の先使用商標を模倣して出願したり、先占する目的で出願する行為に対しては積極的に対処して登録を拒絶するよう審査方向を定めて施行した。

審査業務を行う上で審査システムは最も重要な要素になってから久しく、効率的な審査のためのみならず正確な審査のためにも完璧なシステムの構築は必須である。ま



た、実際の取引状況が多様化し、知的財産権間の境界が曖昧になるなど、時代の流れや環境の変化に伴って審査官には多様かつ幅広い知識が求められているだけに、このようなニーズに応えられる適切な教育プログラムを開発・運営して審査品質を高めることで、出願人に安定的な権利が与えられるように業務を推進していくことが必要である。

## ロ. 商標・デザイン審査支援

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 カン・キョンホ  
デザイン審査政策課 行政事務官 ユン・セギョン

### 1) 推進背景及び概要

#### イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査業務の一部である商標分析・検索を外部専門調査機関に委託して処理している。即ち、外部専門調査機関を通じて出願商標及び指定商品の意味と使用実態を調査・分析し、出願商標と同一・類似したり、関連性のある先出願・先登録商標など参考証明資料を検索・提供することで審査人材を増員することなく審査官の審査負担を減らすとともに審査の質を高めている。

商標調査分析事業は商標法第22条の2第1項「特許庁長は商標登録出願の審査において必要と認められた場合は、専門調査機関を指定して商標検索と商品分類の付与業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

#### ロ) 国際商標登録出願のマドリッドDB構築事業

特許庁はマドリッド議定書の施行を受けて、韓国特許庁を指定国官庁とする国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳と英文指定商品の分類業務を外部専門調査機関に処理させることで、迅速かつ効率的な国際商標審査業務を図っている。英文指定商品の

翻訳は2004年から、英文指定商品の分類は2009年から専門調査機関が行っている。

本事業はマドリッド国際商標登録出願書と補正書の英文指定商品の名称を韓国語に翻訳し、指定商品を分類して指定商品名が明確である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記して商標審査に活用できるようにする事業である。

#### ハ)商品分類事業及び図形商標分類事業

特許庁は審査官の業務負担を減らすことで商標審査の品質を高め、適正期間内に商標審査が行われるようにするため、2009年から外部専門調査機関による商品分類事業と図形商標分類事業を新たに始めた。

商品分類事業は出願商標の指定商品の中で特許庁に構築されている商品分類DBと一致せず自動的に類似群コードが付与されない商品を商品分類体系と商品分類基準に基づいて分類し、明確な指定商品である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記する事業である。

図形商標分類事業は図形商標で出願された商標を図形商標分類基準に沿って分類し、適正なウィーン分類コードを与える事業である。

#### ニ)デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は、デザイン出願量の増加による審査人材補強の限界を克服するため、審査業務の一部である先行デザイン検索などを外部専門調査機関に依頼することで、審査官の業務負担軽減や迅速な審査を通じた出願人の利便性の向上、長期的にはデザイン審査品質の向上に貢献するため、2008年度にパイロット事業として初めて導入された。デザイン調査分析事業はデザイン保護法第25条の2第1項、「特許庁長はデザイン登録出願審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行

デザインの調査、その他大統領令で定める業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

#### ホ)公知デザイン審査資料の収集・整備事業

公知デザイン審査資料の収集・整備事業はデザイン保護法が規定した出願デザインの新規性審査の実効性を確保するためにデザイン保護制度の導入以来続けられてきたが、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入をきっかけに従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境下で使用できる電子イメージで収集する方式に変わった。

この事業の主な目的は公知デザイン審査資料を収集・加工して審査に活用することで高品質の審査サービスを提供し、新しい公知・公開デザインを迅速に確保することで新規性、創作性の判断などデザイン審査制度の実効性を確保することにある。

#### ヘ)デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

正式名称はデザインの国際分類制定に関するロカルノ協定(Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs)であり、デザイン物品分類の国際的な統一のための協定で、スイスのロカルノでパリ条約加盟国が集まって1968年10月に採択した。2013年末現在、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、中国、北朝鮮など53カ国が加盟し、世界知的所有権機関(WIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)、アフリカ広域知的財産機構(ARIPO)、ベネルクス知的財産機構(BOIP)及び欧州共同体商標意匠庁(OHIM)などヘーグ協定に加盟した団体は実質的にロカルノ分類体系を使用している。

## 2)推進内容及び成果

### イ)商標調査分析事業

特許庁は2003年「(財)韓国特許情報院」を商標専門調査機関として指定して本事業を行ってきたが、競争システムを通じて事業の品質評価を高めるため2005年12月に民間企業である「(株)WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2006年から複数競争体制で事業を運営している。

＜表Ⅱ－1－21＞商標調査分析事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2009	2010	2011	2012	2013
アウトソーシング件数	39,880	36,469	36,018	39,771	50,010
執行額	1,117	1,371	1,394	1,584	2,142

毎年調査員を対象に商標法理論及び審査実務深化教育、調査品質向上方法を模索するためのワークショップ、セミナーなどを定期的を実施する一方、2009年から調査報告書の活用による審査官審査実績点数の差引制度を導入して調査分析事業の効果アップを図り、2010年からは課業対象範囲を拡大して文字だけで構成された商標のみならず、文字商標の約5倍に達する図形要素が含まれた商標も商標調査分析事業の対象に入れ、審査官の業務負担を減らすことで全体的な審査品質の向上を図った。

2012年中盤に審査処理期間の短縮に実質的な効果をもたらす改善策を講じるとともにシステムを構築するなどの準備過程を経て、2013年からは先行商標の検索中心から脱し、審査に必要な全ての資料を調査させるとともに、商標審査・審判の経歴者や弁理士などを活用して審査全般にわたって審査官業務を補助する専門調査員制度を導入した。また、調査分析を専門的に担当する専担審査官制の実施でマッチングされた調査員の調査分析件毎に確認・指導し、審査ノウハウの伝授を通じて調査品質の向上を図った。その結果、審査業務軽減率を従前15%から50%に上げるなど事業効率を画期的に高めた。

#### ロ)マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

特許庁は2004年から「(財)韓国特許情報院」を通じて英文指定商品の国文翻訳を始め、2009年度からは「(株)WIPS」を新たに参入させ、複数競争体制で運営している。

また、事業範囲を英文指定商品の分類まで拡大することで分類業務の遅延を予防し、審査官の業務負担を減らすことで、国際商標1次審査処理期間の短縮に貢献している。

＜表Ⅱ－1－22＞マドリッド国際商標登録出願DB構築事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	年度	2009	2010	2011	2012	2013
英文指定商品の翻訳	アウトソーシング件数	13,119	12,342	12,572	11,983	13,015
	執行額	303	327	411	402	439
英文指定商品の分類	アウトソーシング件数	177,134	75,341	88,004	83,881	91,105
	執行額	90	67	79	78	86

#### ハ)指定商標分類事業及び図形商標分類事業

指定商品分類事業と図形商標分類事業は2009年からスタートした。

＜表Ⅱ－1－23＞指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	年度	2009	2010	2011	2012	2013
指定商品分類	アウトソーシング件数	228,065	270,000	375,986	583,815	472,611
	執行額	114	215	301	485	395
図形商標分類	アウトソーシング件数	22,690	43,000	44,133	49,432	48,606
	執行額	115	245	256	295	292

分類品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため、定期的に商品分類と図形分類の理論及び実務深化教育、セミナー、誤分類を減らすための対策会議、特許庁の審査官と調査機関の分類担当者間の定期的な交流などを実施して業務ノウハウを共有すると同時に、審査官と分類担当者が分類結果に対して随時意見を交わすことで誤分類の発生を最小限に抑えられるように多角的な努力を傾けてきた。

## ニ)デザイン調査分析事業

特許庁は2008年4月15日「商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領(特許庁告示第2008-9号)」を制定したことで、該当年度の下半期から「(財)韓国特許情報院」と「(株)WIPS」をデザイン調査専門機関として指定し、デザイン調査分析事業を運営している。

一方、特許庁はデザイン保護法第25条の2の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)をデザイン専門調査機関として指定し、指定した専門調査機関とのアウトソーシング契約を通じて年間事業量を配分する方式で事業を進めている。

＜表Ⅱ-1-24＞デザイン調査分析事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2009	2010	2011	2012	2013
アウトソーシング	6,445	7,334	6,514	10,228	19,980
執行額	632	735	593	959	1,448

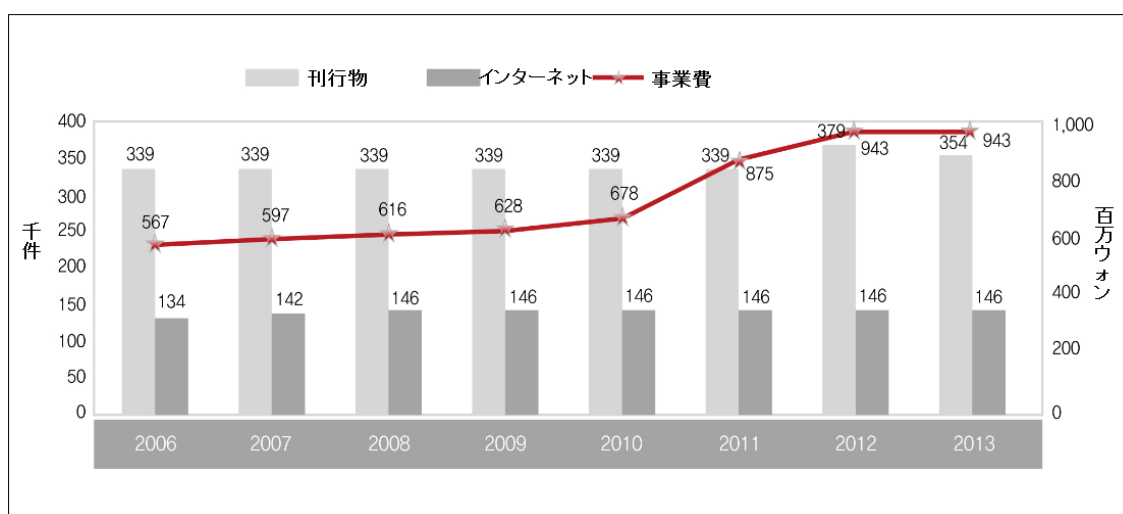
\*2013年度のアウトソーシング件数はFA(First Action)処理基準

事業の核心は審査活用度が高められる正確な報告書の作成であり、そのためデザイン保護法に関する教育と審査官・調査員間の懇談会開催、審査品質向上に向けた半期別ワークショップの開催などを通じて調査員の業務能力を高めた。また、報告書の評価基準や方法を専門調査機関の運営要領(特許庁告示)に具体的に規定し、客観性と透明性を確保した。その結果、依頼した報告書品質に対する満足度が2011年93.60点から2012年には95.90点に大きく上昇し、審査品質の向上に貢献した。一方、2013年度には事業の全面的な改編によって課業範囲と品質評価方式が大きく変わり、91.9点を記録した。

## ホ)公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業は公知された最新デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用できるようにデータとして構築する事業であり、これに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。収集対象となるデザインは、第一、インターネットを通じて公開・公知されるデザイン、第二、雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン、第三、米国、ドイツ、日本、OHIM、WIPOなどのデザイン登録・公開公報に収録されたデザインなど大きく3つで構成される。2012年度にはこれに加えて中国のデザイン公報と伝統文様関連のデザインも審査参考証拠資料として収集した。2013年度には韓国コンテンツ振興院との業務協約を通じて提供してもらうことになっているキャラクター関連のデザインと韓国デザイン振興院のデザイン公知証明を通じて寄託されたデザインを審査参考証拠資料として収集・構築した。年度別の予算金額と事業実績は以下の表のとおりである。

<図Ⅱ-1-2> 公知デザイン審査資料の収集・整備の状況



#### へ) デザイン国際分類であるロカルノ協定への加盟

ロカルノ協定で制定されたロカルノ分類はデザイン物品の分類に関する32の類(Class)と219の群(Subclass)、7,024の物品目録及び注釈で構成されている。専門家委員会によって通常5年毎に改正が行われ、2014年1月から第10版が施行されている。ロカルノ分類は行政的な性格だけを持っているため、デザイン権利の本質と範囲に関しては協

定加盟国を縛ることはない。

ロカルノ協定加盟に備えて2005年からデザイン公報にロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ協定に加盟した目的は、第一、デザインの物品分類に対する国際的な統一化傾向に対応してロカルノ分類体系に転換し、ヘーグ協定に加盟するためである。第二、デザインのコンセプト保護強化と強いデザイン権の追求に適しているためである。第三、国際的に統一された分類体系によって海外デザイン権獲得にかかる費用や時間が節減できるためである。一方、デザイン物品分類業務は審査官の審査負担を減らし、分類の一貫性及び正確性を確保するため、全体出願件数の約70%水準を外部デザイン専門調査機関に依頼している。

### 3)評価及び発展方向

#### イ)商標調査分析事業

毎年増加している出願件数に対応して処理機関を短縮するためには審査人材の増員が必要であるが、審査人材の増員には限界があるため、2013年基準で全体出願件数の30%水準であるアウトソーシング物量を2017年まで50%まで拡大することで、審査処理期間の短縮に大いに役立てるよう運営する計画である。同時に、調査品質を高めるための調査員能力強化教育の実施及び品質評価の改善など品質管理努力も続けていく計画である。

#### ロ)マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

マドリッド議定書に明示された18ヶ月の審査処理期間を遵守し、指定商品審査の一貫性・統一性を維持することで、審査品質を高めようという目的を達成するため、審査官が要求するレベルの翻訳・分類人材の確保、翻訳・分類人材に対する持続的かつ専門的な教育、ワークショップ、セミナー、外部委託教育などを通じて品質を高めるための様々な努力を傾けるとともに、誤訳及び誤分類の発生を最小限に抑えるよう管理していく予定である。



## ハ)指定商品分類事業及び図形商標分類事業

指定商標分類の核心は一貫性を維持しながらも正確かつ迅速な分類を通じて円滑な審査業務を支援することである。そのため、分類人材の能力を強化するための理論及び実務教育を持続的に実施し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化していく計画である。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと商品類別・図形商標分類別のノウハウを体系的に整理した指針書を活用して誤分類率をより下げていく予定である。

また、調査機関内に商品分類及び図形商標分類専門家を指定・育成し、特許庁分類担当審査官を中心に国際商品分類の改編またはウィーン分類の改編など国際商標分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

## ニ)デザイン調査分析事業

この事業は審査官のデザイン審査業務の中で先行デザイン調査など登録可能性分析を外部の専門機関に依頼するものであり、審査官と同レベルの調査人材を確保することと審査環境の構築及び非公開デザインなどに対する厳しい保安管理が重要である。特許庁はこのような問題点を補完・克服するため、具体的なデザイン審査マニュアルを作成して専門調査機関に提供し、より体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual private network、仮想私設網)と特許ネットシステムを通じたデザイン資料の伝送と専門機関の保安管理にも万全を期している。一方、2013年度には調査分析事業を全面改編し、審査・審判経歴者や弁理士などを活用して審査全般にわたって審査官業務をサポートさせる専門調査員制度を導入し、調査分析を専門的に担当する専任審査官制の実施でマッチングされた調査員の調査分析件を一つずつ確認・指導し、審査ノウハウの伝授を通じて調査品質の向上を図った。その結果、審査業務の軽減率が従前15%から50%に高まるなど、事業の効率を画期的に高め、審査官業務負担の軽減を通じて審査処理期間の短縮に大きく寄与した。

アウトソーシング規模は2013年19,980件から2014年21,600件に拡大する計画であり、特に専門調査の拡大を通じて審査処理期間の短縮と品質向上に大きく役立てるように運営する計画である。また、最近全体出願件数の30%水準であるアウトソーシング物量を2017年には50%まで拡大する計画である。同時に、調査分析品質を高めるための調査員能力強化プログラムの改善と独自の品質評価など品質管理に持続的な努力を傾ける計画である。

#### ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業の目的は実効性のある公知・公開デザイン資料を収集して正確に加工・分類し、速やかに特許庁の審査官に提供することである。したがって、2013年度の事業はデザイン出願の推移を考慮して物品別審査資料の収集量を決めた後、毎月納品させたが、納品データの検収搭載率は98.6%であることが分かった。

2009年からデータの納品時期を1ヶ月間隔に短縮させ、KOTRA、駐韓外国公館などとの業務協力を通じて外国で公開されるデザイン資料の収集能力を大幅強化する一方、持続的に重複データを取り除く作業を通じて公知デザインDBの健全性維持に取り組んでいる。2014年4月基準でデザイン審査資料の保有状況は以下のとおりである。

<表Ⅱ-1-25> 2014年デザイン審査資料の保有状況

(2014.4.2.基準)

区分		数量	蓄積期間	収集周期
国内	デザイン公報	1,137,167件	1960 ～	
	実用新案公報	465,306件	1999 ～	月2回
海外	日本公報	1,277,837件	1999 ～	週1回
	WIPO公報	132,166件	1998 ～	週1回
	OHIM公報	567,171件	2003 ～	週4回

	米国公報	209,784件	2002 ～	週1回
	ドイツ公報	163,715件	2006 ～	週1回
	過去の外国公報	676,892件	～ 1999	
その他	カタログ、インターネット	4,153,641件	1980 ～	常時
	画像デザイン	162,190件	2003 ～	常時
	字体	30,841件	2004 ～	常時
計		8,976,710		

\* 審査資料DB総計＝アウトソーシング事業を通じた公知デザイン構築件数(7,072千件)+国内公報+1998年以前日本公報件数

区分		数量	蓄積期間	収集周期
国内	デザイン公報	1,240,593 件	1960～	
	実用新案公報	470,187 件	1999～	月 2 回
海外	日本公報	1,320,872 件	1999～	週 1 回
	WIPO公報	151,971 件	1998～	週 1 回
	OHIM公報	630,821 件	2003～	週 4 回
	米国公報	247,121 件	2002～	週 1 回
	ドイツ公報	219,942 件	2006～	週 1 回
	過去の外国公報	676,892 件	～1999	
その他	カタログ、インターネット	4,221,038 件	1980～	常時
	画像デザイン	172,994 件	2003～	常時
	字体	31,416 件	2004～	常時
計		9,383,847		

#### へ)デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

韓国はロカルノ協定に加盟するため、2011年1月17日WIPOにロカルノ協定加盟書を寄託し、3ヶ月後の2011年4月17日付で協定が発効した。それを受け、デザイン物品分類区分に関する告示及び物品区分表を改正し、細部的な物品名称を比較・分析したロカルノ－韓国分類対照表を発刊した。また、2014年4月1日ヘーグ協定に加盟してデザイン分類体系を整備するなどシステムを整えつつある。一方、デザイン物品分類は専門調査機関に70%程度アウトソーシングを依頼しているため、専門調査機関内に分類

専門家を指定・育成して国際デザイン物品分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

#### 4. 商標・デザイン分野における国際協力体系の構築

##### イ. 商標分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ミンヒ

###### 1) 推進背景及び概要

二国間協力が活発に進んでいる特許分野とは異なり、商標分野における二国間協力は相対的に進んでいなかったのが事実である。これは特許分野とは違って商標分野は属地主義に基づいて審査が行われるため、二国間協力を通じて得られる実益が大きくないためであった。

しかし、2000年代初め以後商標分野に対して主要国間で制度を調和させようとする変化の動きが現れ始め、このような流れに変化の風が吹き始めた。

###### 2) 推進内容及び成果

このような流れの変化は商標分野主要3カ国の集まりである商標3極(TM3)から始まった。商標3極の構成国である米国、日本、ヨーロッパは商標制度の調和を通じて出願人の便宜を図るため様々な事業を推進し、商標分野の国際議論をリードし始めた。

韓国は商標分野の国際議論において韓国の意見を反映させ、韓国出願人の海外出願の際の利便性を増進させるため、商標3極加盟に向けた多角的な外交活動を展開した。米国特許商標庁、日本特許庁、ヨーロッパ商標庁との個別的な二国間会議を通じて韓

国のTM3加盟の必要性を主張し、その結果2011年5月韓国が正式会員として加盟した商標4ヵ国(TM4)体制の発足に成功した。以後2012年5月中国のTM4正式加盟によりTM5が正式に発足したことで、特許分野のIP5に匹敵する商標分野の多国間協議体が本格的に登場した。韓国は責任のある国際社会の一員として活動し、韓国出願人の利害関係を国際議論に反映させるため、TM5ウェブサイト構築事業をリードし、2013年12月にはTM5新規加盟国の中では初めてTM5年次会議の開催を成功させるなどTM5活動に積極的に参加している。

同時に商標分野の先進国である米国、日本、ヨーロッパの法制を研究し、先進国の長点を韓国の法制に反映するために個別的に二国間専門家会合も開催した。専門家会合を通じて非典型商標、証明標章、地理的表示などの制度運用に対する3カ国の運用ノウハウを学ぶことができ、商標法及び審査慣行改善のための資料として活用している。また、韓国企業にとって最大の出願国である中国との定例的な実務者レベル・長官レベル会合の開催に合意したことで、中国の審査制度・慣行に対する情報を収集すると同時に中国進出企業の商標保護を強化するための新たな転機を迎えた。

### 3) 評価及び発展方向

韓国は商標分野の国際議論をリードするTM5会議に積極的に参加する予定である。特に、2013年度TM5議長国としてスムーズに役割を果たすことでプレゼンスを高め、2014年度韓国が主導する協力事業として公式に採択された「審査結果比較分析事業」を積極的に推進することで、韓国が特許と商標分野において名実共に知的財産分野のG5になったことを対内外に知らしめる予定である。また、米国・日本・ヨーロッパ・中国との活発な二国間協議を通じてTM5で議論されなかったテーマに対して議論し、韓国出願人の海外出願における利便性を高めるために積極的に取り組んでいく予定である。

#### ロ. デザイン分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 チョン・ホボム

## 1)デザイン法条約(Design Law Treaty、DLT)

### イ)推進背景

2005年WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会(The Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications、SCT)」で世界各国の相異なるデザイン法制を統一するために議論の必要性が初めて提起された後、2007年から2009年まで各国の制度に対するアンケート調査、分析、そしてそれに対する協議を経て条約案を取りまとめ、2010年から議論を続けている。

この条約案は世界各国のデザイン保護法制に影響を与えると予想されるため、韓国は同条約案に対する議論に積極的かつ体系的に対応している。

### ロ)推進内容及び成果

WIPO事務局はこの会議文書で産業デザイン出願に関する簡素化された国際規範を設けることで、この条約を履行する国家の国内法に簡素化された産業デザイン手続きを導入しようとするもので、商標法条約(Trademark Law Treaty)、特許法条約(Patent Law Treaty)などと類似していると説明している。

条約案は出願内容、代理人の選任、出願日の認定要件、新規性喪失の例外、創作者名義での出願、出願の分割、公開延期、交信用の住所、更新、期限の救済、権利回復、実施権、名義変更、名前・住所の変更など30条項で構成され、条約規則は出願手続き、権利回復、実施権、変更または訂正など15条項で構成されている。

この条項の中で出願内容、出願日の認定要件、創作者名義の出願、出願の分割、公開延期、更新など殆どの条項は既に韓国のデザイン保護法に反映されている、若しくは改正中である。特に、2014年7月1日施行予定であるデザイン保護法の全部改正案には出願日に影響を与える重大な瑕疵に対しては差戻しよりは補完の機会を提供すると

いう趣旨の出願日認定要件の条項が反映されている。

但し、代理人の選任、期限の救済、権利の回復、新規性喪失の例外、実施圏、名前・住所の変更などの条項は出願手続きにおける出願人の便宜を図るために国内法の改正が求められている。

#### ハ)今後の推進計画

デザイン法条約(DLT)に対する議論は条約履行による影響分析及び途上国への支援問題などに対して先進国と途上国の間で異見があったため議論を続けるかどうか不透明であった。しかし、2012年9月WIPO総会は上記の問題を解決するために努力するようSCTに勧告し、SCTはDLT導入による影響分析に対する研究を補完して再び調査・分析するとともに、途上国支援に向けた内容を条約案に反映する方法を模索している。それによってDLT採択に向けた外交会合の開催可能性も高まりつつある。特に、まだ争点となっている途上国への支援問題が重点的に議論される予定であるので、韓国も積極的に同議論に参加する予定である。

### 2)ヘーグ協定ジュネーブ法加盟

#### イ)推進背景

貿易規模1兆ドル時代を迎え、競争力を備えた韓国企業のデザインを海外で簡単かつ迅速に保護する必要性が増大しつつある。2008年多出願企業人1,000人を対象に行われた商標デザイン制度の改善方法に対するアンケート調査で66.3%がヘーグ協定加盟に賛成し、2009年国政監査でも特許、商標のようなデザイン部門の国際出願システムの導入が急がれるという点が指摘された。

#### ロ)推進内容及び成果

ヘーグ協定はWIPOに一つの出願書を提出することで複数の指定国に出願する効果

が得られるデザイン国際登録に関する条約であり、1960年改正協定と1999年改正協定で構成されている。韓国は実体審査を行う国家であり、審査国家の加盟を容易くするため様々な宣言を可能にした1999年ジュネーブで改正された協定に加盟することを確定した。

特許庁は2009年ヘーグ協定の導入に向けてデザイン審査課、出願課、登録課、情報企画課などの担当でTFを構成し、国際デザイン出願システムを導入するためのアクション・プランを設け、それに基づいて法令改正案草案の構想及び協定加盟に向けた宣言事項の発掘を完了した。

2010年3月にはヘーグ協定に対する審査官と一般企業の理解を深めるため、世界知識所有権機関(WIPO)の専門家を招いて国際セミナーを開催すると同時に、ヘーグ協定文及び出願ガイドの英韓対訳本も発刊・配布した。

2011年にはWIPOとの二国間会議を開催して条約加盟と関連して両側の立場と問題事項を把握し、両側が今後も積極的に協力していくことで合意した。デザイン分野の産・学・官委員会を通じて学界及び産業界を対象に制度に関する広報も地道に展開した。そして、ヘーグ協定を反映して改正されたデザイン保護法が2014年7月1日施行される予定である。

このような努力に基づいて2014年4月2日ヘーグ協定加盟寄託の依頼を完了し、7月1日ヘーグ協定による国際デザイン出願制度が施行される予定である。

#### ハ)今後の推進計画

協定加盟に向けた大きな枠組みはヘーグ協定を反映したデザイン保護法改正案として設けられたが、手数料納付及び書式整備などの細部的なプロセスは今後下位法令の改正を通じて整備する必要がある。

また、実際に制度を活用する産業界においてその効用性を最大にするためには先に



制度を理解しておく必要がある。特許庁は今後も多出願企業を対象にヘーグ協定に対する説明会、セミナー開催を通じて制度の広報を続けていく計画である。

同時に、条約加盟の効果を最大にするため、韓国が多く出願しているものの未だに協定に加盟していない米国、日本、中国などとも協定加盟に対する各国の関連情報を交換し、加盟過程において必要な協定内容の修正などにおいて共同で対応していく計画である。特に、日本、中国とはデザイン専門家会合及びデザインフォーラムなどのチャンネルを通じて緊密に協定加盟と関連する議論を続けていく計画である。

### 第3節 審判分野

#### 1. 概観

特許審判院 審判政策課 技術書記官 シン・ジュンホ

特許審判は産業財産権(特許権・実用新案権・デザイン権・商標権)の発生・変更・消滅及びその効力範囲に関する紛争を解決するための行政審判であり、一般裁判所が担当している特許侵害訴訟とは違って専門的な知識と経験が必要であるため、特許庁所属の特許審判院が行っている。

このような特許審判は審査官の処分不服に不服して請求する審判で、請求人だけが存在する「決定系審判」と既に設定された権利と関連する当事者の紛争に対する審判で請求人と被請求人が存在して当事者対立の構図を取る「当事者系審判」に分けられる。決定系審判には拒絶決定不服審判と訂正審判などがあり、当事者系審判には無効審判、権利範囲確認審判などが含まれる。

最近知財権を巡る紛争が激しくなるに連れ、特許審判を通じて紛争を解決しようとする需要が持続的に増え、韓国の場合2009年グローバル経済危機の影響で審判請求が一時減少したが、景気回復及び審査処理量の増加によって再び増加傾向にある。2013年の審判請求件数は13,014件で前年比11.8%減少したが、これは審査前置制度の廃止及び再審査請求制度の導入によるものであり、上記の制度が安定する2015年以後には審判請求件数が持続的に増加すると見られる。

<表Ⅱ-1-26>最近5年間審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2009	2010	2011	2012	2013
審判請求 件数 (増加率)	特許 実用新案	11,389 (△13.4%)	9,829 (△13.7%)	10,137 (3.1%)	10,441 (3.0%)	8,447 (△19.1%)
	商標	4,194	4,043	4,293	4,306	4,567

	デザイン	(△26.7%)	(△3.6%)	(6.2%)	(0.3%)	(6.1%)
	合計	15,583 (△17.4%)	13,872 (△11.0%)	14,430 (4.0%)	14,747 (2.2%)	13,014 (△11.8%)

また、サムスンとアップル間の特許紛争(2011.4)、オースラムとLG・サムスン間のLED照明特許紛争(2011.6)、ポスコー新日鉄間の特許紛争(2013.4)、SK-LG間の2次電池特許紛争(2011.12)、サムスン-LG間OLED特許紛争(2012.9)など韓国グローバル企業を相手にする国際特許紛争が話題となり、韓-EU及び韓-米FTAの発効によって知財権侵害の疑いのある物品に対する税関の通関保留措置が強化されたことで知財権の紛争は今後も増えるものと見られ、国内民事裁判所に提起される知財権関連の侵害訴訟件数もまた最近急激な右肩上がりの傾向にある。

<表Ⅱ-1-27> 知財権侵害訴訟件数の推移

(単位：件数、受付基準)

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012
侵害1審	70	74	129	184	418	1,371
侵害2審	25	28	41	54	47	56
最高裁判所	6	8	14	14	15	9

\* 出処：最高裁判所司法年鑑(<http://www.scourt.go.kr>)

一方、IP5主要国は知財権紛争を早急に解決するための方法を模索しているが、特に日本は特許拒絶不服審判の処理期間を2011年20ヶ月から2012年16ヶ月に4ヶ月短縮したことで審判の競争力を確保しており、米国、ヨーロッパ、中国もまた増加する特許紛争事件を処理するために持続的に審判官の増員を推進している。

従来、最高裁判所は特許無効審決が確定されない限り、進歩性に関する無効事由が存在しても侵害訴訟裁判所がそれを判断することはできないという立場を堅持してきたが、最近是一般侵害訴訟裁判所で進歩性の有無まで判断するケースが頻繁に登場し、それを肯定する最高裁判所の判例も登場している。したがって、特許紛争中である特許の無効審判や権利範囲確認審判の処理が大きく遅延する場合、侵害訴訟裁判所が審

判の結果を待たずに判決するようになったことで同一事案に対して紛争機関間で互いに異なる結論が出る可能性も高くなった。

このような状況の中で特許審判処理の遅延は特許権の不安定な状態を長期間持続させ事業化を遅らせるだけでなく、研究開発の意欲も低下させ、企業の競争力はもちろん国家競争力まで低下させる結果を招くので、特許審判院が迅速かつ正確な審判結果を紛争需要者に提供することは特許紛争の早期解決のために必ず必要と言える。

そこで、特許審判院は対内外的な環境の変化と需要者からのニーズを考慮して、審判処理期間を2016年6ヶ月以内に提供するために様々な政策を樹立・施行している。2013年度には審判の迅速な処理を通じて特許紛争の解決に関する先導的な役割を強化するため、審判処理期間を9.0ヶ月に設定し、審判処理実績の超過達成及び審判官欠員の最小化などを通じて審判処理期間目標を達成した。対内外の厳しい審判環境の中でも審判処理期間を前年比0.5ヶ月短縮し、特許紛争の需要者に審判結果を速やかに提供することができたことなどは肯定的に評価できる内容である。

しかし、一般民事裁判所における仮処分事件の平均処理期間が5ヶ月以内であることを考えると、審判処理期間をより短縮する必要がある。また、審判官1人当たり審決件数の場合は主要国に比べて多少高い水準であり、口述審理もまた民事裁判所水準に拡大施行(2007年161件→2013年879件)したことで審判官の負担が益々増加していることを考慮すると、まず審判官の増員を持続的に推進し、1人当たり審判処理件数もまた適正な水準に調整する必要があると言える。

＜表Ⅱ－1－28＞ 審判官の定員と審判処理期間

区分		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
審判官 (名)	特許・実用新案	65	65	65	65	65	65	65
	商標・デザイン	23	23	23	23	23	23	23
	合計	88	88	88	88	88	88	88
審判処理期間(ヶ月)			5.7	8.0	9.9	9.5	9.0	8.5

\*2012年主要国の特許審判処理期間(決定系/当事者系)：日本16月/6月、米国23月/11月

一方、特許審判院の審決または審判請求書や再審請求書の却下決定を受けた者がこれに不服しようとする場合、送達で審決または決定の謄本を受け取った日から30日以内に特許裁判所に訴訟を提起することができるが、このような審決取消訴訟の結果で特許裁判所の審決取消判決が確定されると、特許裁判所はその事件を再び審理して審決または決定をしなければならない。また、特許裁判所の判決に対して不服しようとする者は最高裁判所に上告できるが、上告は判決文が送達された日から2週間以内に提起しなければならない。

特許裁判所の審決に不服して特許裁判所に提訴した比率は2012年16.5%から2013年15.3%に1.2%p減少し、特許裁判所で審決が取り消される比率は2013年20.9%で2012年の22.8%より1.9%p減少した。特許裁判所における審決取消率が2007年以後持続的に減少していることは審判品質の向上に向けた特許裁判所の地道な努力の結果とも言える。

特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した比率は2013年33.6%で2012年36.1%に比べて2.5%p減少し、特許裁判所の判決を破棄した比率は2013年9.9%であり、これは最近5年の平均破棄率の10.3%に比べて低い数値である。

## 2. 審判品質の向上

特許審判院	審判政策課	行政事務官	チョ・ゾンホ
		行政事務官	シン・ジョンオク
		工業事務官	イ・カンヨン

### イ. 推進背景及び概要

現在の知識基盤社会において知的財産は国家と企業、個人の競争力の鍵と浮上しつ

つあり、中核となる知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。したがって、知的財産権紛争の迅速かつ公正・正確な解決は何より優先すべき政策目標と言える。これまで特許審判院はこのような目標を達成するため、適正な審判処理期間の維持とともに審判品質を高めるための審判制度の改善及びインフラ拡充などに大きな努力を傾けた。

特に2008年以降は審判処理期間の安定的な維持を基に政策パラダイムを処理期間から品質に変え、審判品質の向上に向けて品質と連携した評価及び補償システムの運営、審判インフラの拡充、審判官の専門性強化などに大きな努力を傾けた。審判品質を持続的に高められるよう審判院の中・長期ロードマップを整え、核心課題を発掘した。

#### ロ．推進内容及び成果

##### 1)審判品質を高めるための評価及びフィードバックシステムの運営

##### イ)審判品質評価委員会運営の充実化及び優秀審決文の選定

審判品質評価委員会は商標・デザイン・機械・化学・電気など5つの分野で構成される。分野別に首席審判長が委員長、審判官4人が評価委員として参加し、四半期毎に1回開催される。2008年までは特許裁判所の審決取消が確定された事件のみを対象にしたが、2009年からは特許裁判所が審決取消を宣告した事件を即時に評価対象とすることで、取り消された審決が審判官に迅速にフィードバックされるようにした。また、2009年からは審判院長が主宰する最終品質評価委員会を新設し、分野別に品質評価委員会が1次評価した事件を再検証することで審判品質評価の公正性及び客観性を高めた。

また、四半期毎の審判品質評価とともに分野別に優秀審決文を選定・褒賞し、それを成果評価に反映した。審判部別に優秀審決文候補の推薦を受けた後、審判官評価団の評価を通じて分野別に最終候補を選定し、優秀審判文選定委員会が優秀審決文を最終決定した。また、それを審判部にフィードバックすることで審判品質の向上にも活

用した。

#### ロ)優秀判例評釈の公募

特許審判院は知的財産権関連の裁判所の判例研究を通じて審判品質を高めることを目的として判例評釈を公募した。従来は公募対象が特許庁全職員であったが、2012年からは外部までその対象を拡大した。2007年から2013年まで特許庁の審査・審判官、ロースクール在学生などが提出した判例評釈の累計件数は計173件であり、審判院長を委員長とする判例評釈審議委員会はその中から42件を優秀判例評釈として最終選定した。選定された優秀判例評釈に対しては庁内掲示板での掲載、発表会の開催、「判例評釈集発刊」を通じて庁内外で知識として共有している。

＜表Ⅱ－1－29＞2013年判例評釈公募の結果

等級	評釈テーマ	所属	受賞者
最優秀	均等侵害要件のうち、「課題解決原理の同一性要件(第1要件)」及び「置換可能性要件(第2要件)」の判断方法に関して	最高裁判所派遣	キム・ピョンピル
優秀	商標法上、位置商標の認定と関連する争点考察	複合デザイン審査チーム	イ・チョルスン
優秀	均等侵害の判断要件(作用効果の同一性を中心に)	エネルギー審査課	チョン・ソンウン
奨励	均等論における課題解決原理の同一性考察	半導体審査課	パク・ソンホ
奨励	位置商標を商標の一類型として認めたことと関連して	産業財産調査課	イ・ビョンヨン
奨励	位置商標を商標の一類型として認めたことと関連して	高麗大ロースクール卒業生	チェ・キソン

#### ハ)裁判所勤務結果発表会の開催

特許庁は知財権事件に対して技術的な諮問の役割及び必要に応じて審理に参加するよう裁判所に技術審理官及び裁判所調査官を派遣している。現在、特許裁判所に15人、

最高裁判所に6人、ソウル中央地方裁判所に2人を派遣している。特許審判院はこの裁判所勤務者が特許庁に復帰した後、実際に取り扱った事件の争点及び解決過程に対するノウハウを審査官・審判官に充実に伝えるため、裁判所勤務結果発表会を毎年開催している。多くの関心と参加の中で裁判所勤務経験者が発表すると、評価委員の評価を通じて優秀発表者を選定・褒賞している。今後も裁判所勤務経験者の裁判所勤務ノウハウが体系的に伝授できるように各種教育、研究会、セミナーを行う際は彼らを積極的に参加させ、彼らの経験が発展的に共有・討議できるようにする方針である。

＜表Ⅱ－1－30＞2013年裁判所勤務者発表会の結果

等級	発表テーマ	勤務裁判所	発表者
最優秀	発明の同一性に関する3重的な判断基準の考察	最高裁判所	シン・ドンファン
優秀	進歩性判断における事後的考察	特許裁判所	パン・ヨンビョン
優秀	特許侵害訴訟の判断構造及び事例の紹介	ソウル地方裁判所	イ・ジェソク

## 2) 審判品質の向上に向けた活動及び審判インフラの拡充

### イ) 審判官等急制の施行

特許審判院は豊富な経験と知識を備えた優秀な審判官が優遇されるようにするため、2009年11月に審判官等急制を導入した。この制度は審判官を新規審判官、前任審判官、首席審判官など3等級に区分し、等級による職務と責任を差等的に与えるものである。前任審判官は審判経歴が2年以上でなければならず、昇級に必要な専門教育課程を2つ以上履修しなければならない。また、首席審判官は前任審判官の中から審判実績及び優れた知識を持つ者を任命する。審判官昇級審査委員会は一定の資格を備えた候補者の中から前任及び首席審判官の任命可否を審議・決定する。

### ロ) 審決文読会の実施



特許審判院は審決文品質向上の一環として経歴審判官の審判処理ノウハウを共有・学習するために審決文読会を実施してきたが、2013年からは審判官の自由に任せて審決文読会を実施している。発表する該当審判官が審決文全般に対する十分な事前検討及び発表を行うと、特許審判院長を始め各分野の審判長が積極的に参加して審決文の形式及び体系、作成時の留意事項、審決文の法理適用などに関して助言を惜しまなかった。

#### ハ)『最高裁判所判例分析集』及び『商標・デザイン判決文要旨集』の発刊

特許審判院は知的財産紛争の1次的な解決機関として特許審判の迅速性と正確性を高めるため、特許裁判所及び最高裁判所の関連判例を分析してこれまで多様な判例集を発刊してきた。

2012年5月に発刊された『最高裁判所特許判例分析集』は2008年から2011年まで最高裁判所で本案判断した特許実用新案182件と商標・デザイン102件を対象に5ヶ月(2011.4～2011.9)にわたって行われた特許審判院長主宰の最高裁判所判例検討会議(計38回)の結果物であり、各事件毎に審判段階から特許裁判所及び最高裁判所に至る事件の履歴を順次に整理し、事件の経緯及び主要争点を比較して把握しやすく構成した。この分析集が発刊されてから特許庁のみならず関係機関及び弁理業界からも多くの関心や問合せが寄せられている。

同時に、審査・審判に活用するために毎年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理して『商標判決文要旨集』及び『デザイン判決文要旨集』を発刊している。

### 3)審判官の養成及び教育課程の充実化

#### イ)審判官課程におけるOJT教育の実施

審査官に審判業務を体験させるとともに審判官の判断基準を習得させ、予備審判官としての能力を備えさせるため、国際知識財産研修院の審判官課程に2週間の特許審

判院OJT課程を設けた。指導審判官との1:1マッチングで教育対象の審判事件を選定した後、審判合議体の合議に向けた合議要旨書の作成補助及び合議後の審決文作成補助を中心に教育が行われ、指導審判官の指導の下で口述審理または技術説明会にも参加させた。本教育は年1回の課程として運営され、審査品質の向上に大きく貢献している。

#### ロ)審判部における自主学習組織の運営及び審判院教育課程の充実化

審決文読会、自習学習、セミナーなど学習方法に関係なく毎月4回以上各審判部が自律的に運営する審判部自習学習組織を構築・運営した。学習実行の後は審判情報共有フォルダーである「審判部自習学習資料」に登載し、審判業務における参考資料として使用した。また、学習組織の運営実績を成果評価及び優秀審判部選定などの基礎資料としても活用することで活動を活性化させた。本学習は2013年1年間593回施行された。

一方、審判官の専門性を強化するために様々な教育を実施した。特許裁判所の判事及び法科大学の教授を講師として招聘し、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を行うことで審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因の分析結果及び最近の審決及び判決動向の分析結果などに対する補修教育を四半期ごとに実施した。

#### ハ. 評価及び発展方向

2009年以降は審判品質の管理及び向上活動を強化する一方、審判の正確度を高めるためのインフラ拡充に重点を置きながら様々な改善課題を推進した。その結果、特許審判院のプレゼンスが高まり、特許紛争において特許審判の先導的な役割の土台を構築するのに大きく貢献したと評価される。

一方、2013年審決に不服して特許裁判所に提訴する比率は2012年より多少低下した。また、特許裁判所で審決が取り消される比率もまた2011年に比べて改善された。これ

は2009年以後持続的に推進してきた審判品質強化活動によって特許審判院の審決正確度が高くなったことを意味する。

＜表Ⅱ－1－31＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

年度	2009	2010	2011	2012	2013
審決取消率(%)	23.6	21.3	22.6	22.8	20.9
提訴率(%)	15.2	15.7	17.3	16.5	15.3

特許審判院は今後も持続的な審判品質の向上に向けて審判品質評価委員会の審判品質管理活動及び評価結果のフィードバックを強化し、審決文読会の運営方式を改善して審判ノウハウが適切に共有できるようにする予定である。また、審判処理加点の現実化を通じた審判品質向上活動を強化するなど審判品質の向上に向けてより実質的な対策を講じて積極的に推進する予定である。

同時に、審判能力を強化するため、新規審判官教育を審決文作成方法及びミスしやすい部分などに集中させることで審決文の品質を高めた。また、経歴審判官の補修教育を最近重要判決の中から審決取消事例中心に敗訴原因分析及び討論で進めるなど審判官教育を強化した。そして、毎年実施する判例評釈の応募資格を既存の庁内職員、弁理士、ロースクール学生から弁護士まで拡大すると同時に、判例評釈のプレゼンスを高めつつ参加を誘導するために褒賞金等を他機関の公募展水準まで引き上げ、重要な審判事件に対しては特許審判院長を審判長とする5人合議体の審理を拡大して審判品質の向上に役立てる予定である。

### 3. 口述審理の拡大実施及び充実化

特許審判院 審判政策課 行政事務官 チェ・テソップ

#### イ. 推進背景及び概要

審判の審理方法には口述による口述審理と書面による書面審理がある。口述審理とは審判の両当事者が審判廷に出席し、3人(審判長、主審、副審)合議体の審判部の前で口述攻防をすることで争点を早期に整理する審理方式である。口述審理は早期に争点が整理できるので、審判官及び当事者の事件に対する理解を深め、迅速な処理及び審判品質の向上に寄与するという長点がある。

そこで、特許審判院は2010年から口述審理支援人材の専門性を強化し、速記者を拡充するとともに、審判廷の各種施設を確保するなど口述審理基盤を整えた。また、口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための実質的な方法を講じて推進した。

#### ロ. 推進内容及び成果

##### 1)口述審理の透明性及び顧客利便性の向上

審判顧客の利便性を高めるため、特許庁ホームページに口述審理公開傍聴予約システムを構築し、審判廷で行われる口述審理を一般人、学生、審査官などが参観できるようにするなど口述審理参観に対する案内システムを改善した。また、庁舎管理所との業務協力を通じて審判廷に出入する代理人、当事者たちの庁舎出入要件を簡素化した。同時に、審判関連の口述審理調書及び速記録などをオンラインで閲覧できるシステムを運営している。

特に、2013年には特許紛争の迅速・正確な解決の核心手続きである特許審判口述審理を行うため、ソウルなどにいる審判当事者たち(代理人を含む)が大田にある特許審判院に直接訪問しなければならない不便を解消するという目的で、大田審判廷とソウル審判廷(ソウル駅三洞の特許庁ソウル事務所)間の「遠隔映像口述審理システム」の導入を推進した。それによって2014年上半期から映像でも口述審理が可能になり、まず映像を通じた証拠物の確認や争点の把握が相対的に容易な商標分野口述審理と特許・実用新案技術説明会を対象に6ヶ月間試験的に運営し、顧客の不便を最小化するためのシステム補完を経て2014年下半期からデザイン、特許・実用新案分野の口述審

理まで徐々に拡大していく計画である。

<図Ⅱ-1-3> 特許審判院の遠隔映像口述審理システム



## 2) 口述審理進行プロセスの標準化

口述審理の速記録及び調書様式を標準化し、口述審理プロセスに慣れていない審判関係者及び審判官のために口述審理進行プロセス及び口述審理シナリオを収録した『口述審理マニュアル』を発刊・配布した。同時に、口述審理動画を製作し、代理人及び見習い弁理士などを対象に動画を用いて教育・広報することで口述審理進行プロセスが簡単に理解できるようにした。

## 3) 口述審理の基盤作り及び口述審理充実化の施行

2010年以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、現在は審判廷を5室(大田4、ソウル1)まで拡充して運営している。また、口述審理支援及び調書作成のために審判事務官4人と速記録作成のための速記者4人を補充して運営している。審判当事者が口述審理過程で不便なところはなかったのか、四半期毎に口述審理満足度を調査するアンケートを実施し、その結果として出た顧客の意見を反映し、2013年審判廷の天井型冷房機の設置、審判事件技術説明会場の拡張など顧客にやさしい審判環境を大幅整備した。このような持続的な環境改善で、2006年特許審判手続きに口述審理を導入した後、口述審理の開催件数は2009年165件に過ぎなかったが、2013年879件と大幅に拡大された。

<図Ⅱ-1-4>当事者系口述審理が行われる審判廷



#### ハ. 評価及び発展方向

2013年は口述審理が本格的に施行されて4年目になる年で、裁判所からは特許審判院での口述審理が技術争点に対する専門性が高く、特許路システムなどを通じて速記録が提供されるために口述審理において議論された内容が正確に把握できるという点で肯定的な評価を得ている。また、審判当事者からはリラックスした雰囲気の中で実物製品及び動画を利用した技術内容の把握を通じて事件の争点を明確にすることができるため、大いに役立っているという評価を得ている。そして、対内的には口述審理の拡大によって審判の迅速性及び正確性が高くなっているだけでなく、実質的な第1審の機能を果たす特許審判院のプレゼンスを高めることにも大きく貢献している。

その結果、特許審判の公正性に対する顧客満足度が2008年65.5%から2013年78.3%へと徐々に増加し、特許審決に対する特許裁判所の取消率も2008年23.4%から2013年21.4%に低下するなど口述審理が顧客の信頼を高めると同時に審判品質の向上にも大きく貢献していることが分かった。

今後も特許審判院は当事者・代理人及び見習い弁理士を対象に出前口述審理教育を拡大し、遠隔映像口述審理を徐々に特許・実用新案分野へと拡大していくなど顧客の

不便を最小化する一方、口述審理前に当事者に尋問する事項を予め通知する争点尋問書事前通知制度を活性化することで争点に対する集中審理で口述審理の効率を最大に引き上げる予定である。また、口述審理優秀事例動画及び口述審理マニュアルを活用して代理人及び見習い弁理士などを対象に持続的に教育を実施するなど口述審理の効率化に向けた制度改善に取り組んでいく予定である。

## 第4節 審査評価制度の運営

### 1. 概観

審査品質担当官 技術書記官 ク・ボンギョン

世界的に知的財産権の重要性が浮き彫りになり、知的財産権の出願が急増する中、審査処理期間の短縮とともに審査業務の品質向上に向けた審査政策の推進が求められるようになった。そこで、特許庁は審査業務の品質を高めるため、審査官の審査結果に対する審査評価制度を運営している。

審査評価制度を通じて特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査業務が法令及び審査指針に基づいて正しく実行されているのかをモニタリングすることで、審査ミスを防止するとともに審査業務に対する補完事項を探し出して改善することで、顧客に高品質の審査サービスを提供している。

特許庁は1984年から始まった審査評価制度をさらに発展させるため、2000年3月に「審査評価規定」を制定し、2000年8月に次長直轄の審査評価担当官室(現在の審査品質担当官室)を新設した。審査評価は主に審査品質担当官室の評価官によって行われ、評価官は特許・実用新案・PCT分野の評価官と商標・デザイン分野の評価官で構成されている。

<図Ⅱ-1-5> 審査品質担当官室の組織図





特許庁は審査評価を通じた品質管理の他にも統計的な審査品質管理、ポジティブ審査の実施など審査品質管理のための多角的な努力を傾けている。

## 2. 審査評価制度の運営

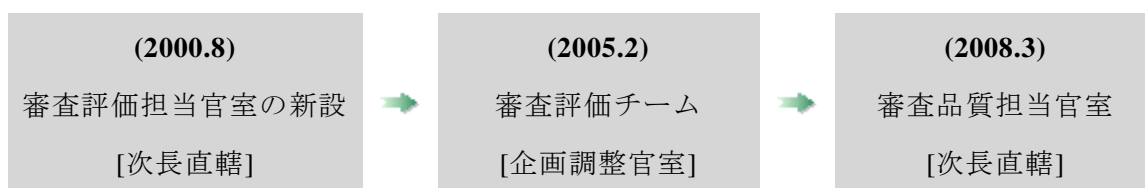
審査品質担当官 工業事務官 イ・ベックス

### イ. 推進背景及び概要

審査評価制度は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査業務に対する独自の評価を通じて審査ミスを防止し、補完事項を発掘して改善することで高品質の審査サービスを提供するためのものである。

審査評価の客観性や公正性を高めるため、2000年8月に独立部署として次長直轄の審査評価担当官室を新設し、常時審査評価を遂行している。2008年3月には審査品質管理の企画・診断及び分析を強化するため、経営革新本部所属から次長直轄の審査品質担当官室へと所属と名称を変更した。

<図Ⅱ-1-6> 審査品質担当官室の組織沿革



### ロ. 推進内容及び成果

#### 1) 審査評価

審査評価は審査品質担当官室の審査評価官(現在審査品質担当官室の審査評価官は計16名)による評価と各審査局の審査課長による他審査課長評価に分けられ、審査評

価指針に基づいて評価が行われる。公正かつ透明な審査評価のために2009年に審査評価書類フォルダーから審査官関連情報を削除したブラインド審査評価システムを導入し、2011年から上記のブラインド審査評価の電算化を推進して全評価過程において審査官関連情報が完全に削除されたブラインド評価システムを運営している。

審査評価の結果は審査部署の組織成果、優秀審査官褒賞、審査官昇級などに反映され、審査官の成果評価と昇級要件に直・間接的に影響を与えている。

#### イ)審査評価官による審査評価

特許・実用新案の場合は単独審査官が半期別に3件、共同審査官は2件を、商標・デザインの場合は単独審査官が半期別に20件、共同審査官は9件をサンプリングして評価した。評価の主な内容である特許要件や商標登録要件など実体的要件に対する判断とともに審査プロセス全般の適正性に対して評価している。

サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録及び拒絶決定書を発送して審査が完了した件を電算システムを通じてランダムサンプリングする。

2013年度上半期の評価は特許・実用新案の場合は617人の審査官を対象に1,704件を、商標・デザインの場合は125人の審査官を対象に2,201件を、PCT報告書は962件を評価した。また、下半期の評価は特許・実用新案の場合645人の審査官を対象に1,765件を、商標・デザインの場合は126人の審査官を対象に2,252件を、PCT報告書は970件を評価した。

2013年度審査エラー率と関連して、特許・実用新案分野は2013年全体審査終結件の約2%に該当する評価件(3,469件)を抽出・評価して34件(1.0%)が審査エラー件と評価され、商標・デザイン分野は4,453件を抽出・評価して11件(0.2%)が審査エラー件として評価された。

また、最近5年間特許審査エラー率状況を見ると、2008年1.4%であった審査エラー

率が持続的に改善されて1%水準で維持されていることから、特許庁の審査品質が安定化していることが分かる。

#### ロ)他審査課長による審査評価

審査課長が審査局内の他審査課審査官が審査終了した件に対して評価を行う方式で、特許・実用新案の場合は審査官1人当たり半期別2件をサンプリングし、商標・デザインの場合は審査官1人当たり半期別6件をサンプリングして評価を進める。

サンプリング方法は当該半期内に審査官が審査完了した件の中から登録及び拒絶した件を一定比率に分けて電算システムを通じてランダムでサンプリングする。

2013年度には審査課長の品質管理機能を強化する意味で他課長評価件を拡大し、上半期に特許・実用新案の場合は617人の審査官を対象に1,112件、商標・デザインの場合は125人の審査官を対象に677件を評価した。下半期の評価では特許・実用新案の場合645人の審査官を対象に1,166件を評価し、商標・デザインの場合は126人の審査官を対象に671件を評価した。

#### 2)総合審査品質指数

総合審査品質指数は審査品質を代弁する主要指標に重要度別に加重値を付与し、該当指標の目標値対比達成度を計量・複合的に算出した値である。本指数は単一指標だけでは診断が困難である審査品質の全般的な状況を一目で一括して把握するため、2000年に初めて導入され、これまで審査品質における総合的な状況変化の測定に活用されている。審査環境の変化に応じて審査品質測定の正確性を高めるために2003年度(1次改正)、2007年度(2次改正)、2011年度(3次改正)にわたって一部指標と加重値を修正した。

総合審査品質指数を算定するための細部指標は審査評価表の平均得点を始め、出願人満足度アンケート調査の結果、拒絶決定不服審判の請求率、請求項削減率、拒絶理

由の受容度など計5つの項目で構成される。

このうち最も比重の高い細部指標は審査評価表の平均得点であるが、これは全体審査官の審査結果を審査品質担当官室で評価した後、その結果を計量化した審査評価点数に対する平均として55%の加重値を与え、残りの指標はその重要性によって異なる加重値を与えた。各指標の目標値は審査品質の全般的な右肩上がりの傾向を考慮して最近2年間達成率の平均値に設定し、達成度は2年間実績の標準偏差に対する半期実績値の変動比率で算出した。

一方、商標分野の審査品質水準を総合的に診断するため、2013年下半期から商標分野総合品質指数を新しく開発した。商標分野の細部算定指標としては特・実分野と類似した形で審査評価表の平均得点、商標出願人の満足度アンケート調査の結果、拒絶決定不服審判の請求率、異議申し立て率及び拒絶理由の受容度の計5つの項目で構成して測定を行った。

特・実分野の総合審査品質指数は2012年の場合は目標に比べて2.6%足りない97.4点を記録したが、2013年は目標に比べて0.7%超過した100.7点を記録し、累積品質では2005年に比べて17.5%改善されたものと測定された。商標分野の場合は2013年目標に比べて4.0%超過達成した104.0点を記録し、指標別現状調査資料を根拠に基準年度を2011年度に設定する場合は2013年に累積品質が6.2%改善されたものと測定された。

<表Ⅱ-1-32> 2013年度特・実分野の総合審査品質指数

構成要素	加重値(%)	2013年目標(点)	2013年結果(点)
審査評価表の平均得点	55	99.59	99.54
審査品質満足度アンケート調査の結果	15	72.27	72.75
拒絶決定不服審判の請求率	10	15.36 以下	11.89
登録決定件に対する請求項削減率	10	14.29	14.36
拒絶理由の受容度	10	21.55	17.14
総合審査品質指数	-	100	100.7

<表Ⅱ-1-33> 2013年度商標分野の総合審査品質指数

構成要素	加重値(%)	2013年目標(点)	2013年結果(点)
審査評価表の平均得点	55	99.55	99.69

審査品質満足度アンケート調査の結果	15	70.96	73.22
拒絶決定不服審判の請求率	10	6.73 以下	5.51
異議申し出率	10	2.49	1.94
拒絶理由の受容度	10	77.02	78.91
総合審査品質指数	-	100	104.0

### 3) 観点別評価方式の拡大適用

特・実分野にだけ適用していた評価観点別の等級基準を商標、デザイン及びPCT分野にも拡大適用することで、審査評価の正確性及び客観性を高めるための試みを図った。そのために2012年下半期に評価観点別の等級基準表を開発し、2013年初めには開発された観点別等級基準表の電算化を推進し、2013年下半期の評価では全審査分野に対して電算化された評価観点別等級基準を活用して審査分野別に定量的測定及び分析を行った。

<表Ⅱ-1-34> 特・実、商標、デザイン及びPCT分野の評価観点別等級基準表

区分	審査分野	評価観点(案)
新規基準	特・実	①手続きの効率性、②明細書解釈の正確性、③検索の充実性、④顧客志向性
	商標	①手続きの効率性、②識別力判断の正確性、③検索の充実性、④顧客志向性
	デザイン	①手続きの効率性、②成立要件及び工業上の利用可能性判断の正確性、③検索の充実性、④顧客志向性
	PCT	①手続きの正確性、②明細書解釈の正確性、③検索の充実性、④報告書記載事項の充実性、⑤顧客志向性

2013年下半期特・実分野の評価観点別分析では検索の充実性を除く他の観点で全般的な上昇傾向が見られた。新しく適用した商標及びデザイン分野の評価観点別分析結果は手続きの効率性観点で両分野ともに最も優秀であることが分かった。PCT分野は評価観点の中で報告書記載要件の充実性観点が低いことが分かった。

### 4) ポジティブ審査制度の施行

創造経済を牽引する強い特許創出支援に向けた審査品質管理方案として審査評価指針及び評価観点別等級基準表の全般的な改正が推進された。

改正の主な方向は特許品質に影響が少なく審査の負担となっている要因は削除または緩和し、消極的な審査慣行から脱して最適な権利範囲を提示するなどの積極的かつ能動的な審査サービスとして作用する要因は強化する方向で進められた。具体的に請求項別審査を要求していた通知書記載要件、請求範囲の形式的なミス要件及び拒絶理由の通知回数と関連する項目に対しては評価を緩和し、妥当な補正方案の提示、出願人とのコミュニケーション強化、先行技術検索の充実化と関連する項目は評価を強化する方向で推進された。これを通じて強い特許創出に向けた積極的な審査パラダイムの安定的な定着及び既存審査評価の限界を補完する効率的な審査品質管理が行われる評価システムを構築した。

審査評価指針の全般的な改正に伴う審査評価の細部運営においても拒絶理由の一貫性項目の削除、通知書作成要件の緩和、補正方案提示の加点要件の強化、先行技術検索履歴の義務付け、形式的な記載要件の評価緩和などを考慮した品質管理を推進していく計画である。

##### 5)着手評価及び統計的な品質管理の推進

審査が終わった処理件を対象に品質を測定する事後評価の他にも審査が始まった着手処理件に対する品質測定を毎月行っている。着手評価はリアルタイムな審査品質の動向把握と審査終結前のミス予防及び修正が主な目的であり、2012年から本格的に実施し、毎月着手件の1～2%をサンプリングして審査評価指針に基づいて評価を行っている。

毎月審査着手件に対する評価結果とともに毎月審査着手件、着手登録率、登録率、先行文献添付率、拒絶決定不服審判請求率などの変化の推移を総合的に分析しすることでリアルタイムに審査品質の動向を把握し、エラー率などが一定水準以上に増加する場合はエラー増加の原因を分析して対策を講じることで審査品質を早期に安定させ

るよう誘導している。

2013年にはモニタリング及び動向把握水準で推進していた着手評価結果を審査部署に毎月フィードバックすることで再検討が必要な評価結果の事後措置を誘導し、審査部署では類似するエラーの事例が繰り返して発生しないよう部署別に予防教育を行うことで、予測可能で安定的な予防中心の品質管理を目指して運営している。

また、審査評価と連携した品質支援のために2013年下半年から四半期毎に審査官の個人別全数処理件に対する無効率、取消差し戻し率及び登録率をIPC別に比較・分析して審査部署にフィードバックするなど審査品質の管理領域を多様化した。

#### ハ．評価及び発展方向

2013年度商標・デザイン分野の審査エラー率は0.2%で、2012年度の0.5%に比べて0.3%P減少し、特許・実用新案分野は2013年度1.0%で2012年度と同じ水準であった。商標・デザイン分野の品質改善は審査物量の減少、審査指針の改正及び審査関連電算システムの改善によるものと分析され、特許・実用新案分野は2013年下半年特・実審査組織の改編及び2012年下半年の審査処理物量の増加の影響にもかかわらず品質中心及び予防中心の審査処理の効果によって例年と類似する水準の審査品質が達成できたと分析できる。

審査品質の総合的な品質水準を把握するための総合審査品質指数では特・実分野及び商標分野、ともに目標値を上回る結果を獲得した。また、加重値を考慮した指標別達成度で特・実分野は拒絶決定不服審判請求率が大きく改善され、商標分野は出願公告に対する異議申し出率が改善されたものと分析された。

審査環境の変化による品質水準の変動をリアルタイムに診断・対応するための着手評価制度は2013年から予防中心の品質管理施策として活用された。今後着手評価制度をさらに拡大・強化して顧客に優しいポジティブな審査慣行を安定的に定着させ、予防中心の品質管理体系に貢献することで、品質管理の効率性を高めるとともに高品質

の審査サービスを提供することが可能になると判断される。

また、定期評価、着手評価を活用した品質管理の他にも2013年に新しく導入された審査課長による審査終結前評価制度を強化することで、基礎単位品質管理の主体である審査課長の役割を拡大し、これを通じて審査全周期にわたる品質管理を推進する計画である。

2014年には強い特許の創出支援に向けた審査サービスの提供という新しい審査パラダイムに対応して既存の消極的な審査慣行から脱して最適な権利範囲を提示する積極的かつ能動的な審査が提供できるよう、評価と統計を活用した総合的な品質管理を推進する予定である。

一方、内部的な品質管理の強化及び外部顧客に対するポジティブ審査の推進と同時に、韓国特許庁の審査品質に対する対内外の信頼を高め、国際的な公信力を確保するため、特許庁の審査品質管理業務に対するISO国際認証も推進する計画である。

### 3. 審査品質向上のための審査能力開発支援

審査品質担当官 工業事務官 イ・ベックス

#### イ. 推進背景及び概要

世界的に知的財産権の重要性が浮上し、知的財産権の出願が急増していることから、主要国の特許庁は相互審査結果の活用を通じた業務軽減を目的としてPPH(Patent Prosecution Highway：特許審査ハイウェイ)及びIP5特許庁間の協力関係を拡大している。

知的財産権分野で国際的な協力関係を維持するためにはグローバル水準の審査品質を確保することが重要である。競争力のある審査処理期間とともにグローバル水準の審査品質を達成するためには審査評価結果のフィードバック機能の強化、審査能力開



発支援などを通じた持続的な品質向上に向けた努力が求められる。

審査業務は特許庁において最も基本的で重要な業務であり、迅速かつ正確な業務処理のためには技術分野に対する専門知識のみならず関連法令の解釈と適用、通知書の作成など審査実務に関する知識と能力が極めて重要である。

#### ロ. 推進内容及び成果

##### 1)審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会及びその他説明会

審査パート制は2000年から審査局別に試験的に運営され、2005年に審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで審査パート制が本格的に施行された。また、審査パートは審査品質管理のための基礎単位として、審査品質を高める上で重要な役割を果たしている。

審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会は審査パート別の審査品質分析及び審査官－審査評価官間の対話を通じて審査品質を効率的に管理し、審査能力開発を支援するために2011年に初めて施行された。パート別審査能力に対する長所・短所を比較・分析し、パート別の状況に適した審査能力強化方法を提示することで、自律参加であるにもかかわらず参加率が持続的に増加しつつある。2013年上半期の場合は全体審査パート対比参加率が86%で、2012年下半期の72%より14%p上昇した。2013年下半期の場合は特・実審査部署の組織改編によってパート別オーダーメイド型説明会が開けず、そこで全体説明会を通じて評価結果及び審査評価運営方を審査部署に伝えた。

<表Ⅱ－1－35>2013年度審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会の開催結果

審査局	上半期			下半期	
	審査パート数	申請パート数	申請率(%)	審査パート数	
商標デザイン	23	19	83	23	審査部署の組織

機械金属建設	35	27	77	35	改編によって全体説明会で代替
化学生命工学	36	31	86	36	
電気電子	24	24	100	24	
情報通信	28	25	89	28	

審査パート別オーダーメイド型説明会の他にも在宅勤務者向けの品質診断説明会を開催し、非在宅審査官と比べて在宅審査官のエラー比率やエラー類型などはどうなっているかに対する具体的な結果及び事例を伝え、在宅勤務者の審査能力強化を支援した。

また、2013年からPCT外部調査事業の納品報告書品質を高めるため、外部調査機関の調査員に対するオーダーメイド型説明会を新しく導入した。本調査機関説明会ではPCT分野の審査評価基準、国際調査報告書及び見解書の品質を高めるための主な点検事項、エラー類型別事例及び調査機関別の評価結果を提供し、機関別の強み・弱点の分析を通じて調査員のPCT審査能力が高められるよう推進した。

この他にも研修院が提供する新規審査官課程、中堅審査官課程、審査事例課程、PCT教育課程など審査能力を高めるための職務教育に審査品質管理と関連する教育を盛り込むことで、審査業務の水準別・分野別教育が適時提供できるように推進した。

## 2)その他支援事項

半期別オーダーメイド型説明会を通じた能力強化支援の他に毎月推進する着手評価結果を毎月審査部署にフィードバックし、該当エラー件の修正とともに類似するエラー事例が再発しないように審査部署に関連内容を共有・伝播することで、審査能力の強化を図った。

また、内部共有サイト(KOASIS)に審査評価指針とともに半期別エラー事例及び優秀事例を類型別に分類して周期的に掲載し、審査評価と関連する質疑応答欄を常時運営して審査業務を行う審査官が必要な時はいつでも関連指針、事例及び疑問などを確

認して解決できるように支援することで、審査品質を高めるための能力強化がスムーズに行われるように取り組んだ。

#### ハ. 評価及び発展方向

半期別に累積測定された審査パート別の品質水準に対するオーダーメイド型分析結果を提供し、評価者(評価官)と被評価者(審査官)間のリアルタイムな意見交換の場を設けた審査パート別オーダーメイド型説明会は基礎単位の審査能力を効果的に強化することで審査品質の向上に貢献したものと評価されている。最近の説明会を通じて新しく提起される品質管理の方向などを優先的に審査部署に詳細に提供し、品質生産主体の具体的な意見を収集する機会としても活用している。

また、2012年に開発して2013年から全審査分野の評価観点別定量的水準を測定するのに活用した『評価観点別の等級基準』結果を個人、パート、審査課、審査局、庁単位の分類して各測定単位の審査能力水準及びオーダーメイド型能力強化方法を支援することで、具体的かつ細分化された能力強化が可能になると予想される。

評価結果の様々なフィードバックを通じた能力強化の他にも2013年下半年から推進した審査官個人別の全数処理件に対する無効率、取消差し戻し率及び登録率結果に対する審査部署フィードバックは審査評価の限界を克服する効率的な品質管理方案であり、今後審査評価とともに審査品質向上に向けた主な品質管理手段として活用していく計画である。

## 第5節 出願、登録など方式審査分野

### 1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 イ・トクファン  
 国際出願課 行政事務官 イ・ジュホン  
 登録課 工業事務官 パク・ソンヨン

方式審査処理期間目標制の施行によって2013年受付書類の99.99%を期限(6日)内に方式審査処理した。そのために方式審査業務プロセスの持続的な改善、新規転入者に対する1:1密着指導、知的財産権登録実務指針の発刊などの努力を持続的に傾けた。

＜表Ⅱ-1-36＞方式審査処理期間の遵守率

(単位：件、%)

区分	受付	期限内方式審査	遵守率
出願	1,185,905	1,185,881	99.99%
国際出願	28,648	28,642	99.98%
登録	685,591	685,521	99.99%
合計	1,900,144	1,900,044	99.99%

知的財産権を出願する時に出願人がエラーなく簡単に願書が作成できるように書式作成機の使用法、書式作成事例など出願ソフトウェア書式作成機ヘルプサービスを提供した。また、手数料の免除または減免を申請する際は手数料免除対象の要件を案内し、証明書類の見本を提供するなど特許路の手数料免除及び減免サイトも改編した。

国際出願分野では国際出願料収納の収納通貨をスイスフランに変更し、PCT願書書式及び通知書を改善した。また、マドリッド国際出願エラー通知事例調査分析を通じてエラーを減らすための改善事項を発掘した。

登録分野では特許(登録)証の再交付を可能にし、オンラインで申請してリアルタイムで登録証が発行できるサービスを実施した。また、登録申請書のエラーが差し戻し

項目に該当する場合は補正機会を与えず直ぐ差し戻していたのを、申請人の不便を減らすために「特許権などの登録令」を改正して重大なエラーでない場合は方式審査官が職権で補正できるように変えた。そして、権利者の不注意によって特許料を未納して権利が消滅することを防ぐため、特許料納付案内書を正常・追加・回復納付期間にわたって3回発送しているが、二重権利者の特許料に対する不満を解消するため、特許料の追加納付案内を一般郵便発送から登記郵便発送に変えて案内を強化した。

## 第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化

### 1. 概観

国際知識財産研修院 教育企画課 書記官 ユン・ネハン

国際知識財産研修院は1987年開院してから世界的な知的財産専門家を養成するため様々な努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材養成において中心的な役割を果たしている。審査・審判官の能力を強化して世界最高の審査・審判サービスを提供するため、討論を通じた実務就寝の知的財産専門教育を実施しており、一般人のための知的財産課程、青少年向けの発明体験課程など様々な教育課程を運営している。

まず、特許庁公務員の基本必須教育である新規審査官、中堅審査官、審判訴訟制度及び審判官課程では水準別・段階別に教育対象に合わせて運営している。2013年度は特許、商標、デザインの各分野で審査事例研究(基礎・高級)課程、審決・判例研究課程、PCT(基礎・高級)課程、先行技術調査課程、外国の知財権制度課程など計43課程で1,526人に対して教育を実施した。また、新技術教育課程を運営して技術各分野に新しく登場している技術とトレンドに対する63課程1,575人を教育し、最高の審査・審判人材としての専門性と実務能力を強化している。

その他に全国民がe-ラーニングを通じて手軽に知的財産教育が受けられるようにしており、IP-R&D教育を強化して特許情報検索、分析及び実習、IP-R&D方法論の理解と実習などの教育を推進して優秀知財権の創出を支援している。また、WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで途上国の知的財産専門人材育成を支援することで、知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

2013年度にはWIPO協力課程、KOICA協力課程、途上国オーダーメイド型課程など計151人の外国人教育を実施した。その他にWIPOと共同で中国、インド、ベトナム、

タイ、フィリピンなどアジア・太平洋地域14カ国の知財権専門家が参加する国際セミナーを開催したり、韓・中・日研修機関長会合を開催するなどIP機関の社会的な役割と人的資源の開発と関連する戦略を共有することで、知財権の法・制度や教育に対する相互理解を通じて協力関係を深めている。

## 2. 実務中心の専門教育課程

国際知識財産研修院 知識財産教育課 行政事務官 ミン・ジョンジュン

### イ. 推進背景及び概要

国際知識財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の養成を目標として、世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。審査官の経歴に合わせた水準別の教育と各分野別の事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。

### ロ. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、中堅審査官及び審判官課程を経歴に合わせて水準別・段階別に運営し、各分野別(商標・デザイン、機械金属、化学生命、電気電子、情報通信)に審決・判例の研究、分析・討議と審決文作成練習など実務中心の教育と評価を実施している。また、現場職務教育(OJT)を通じて審査・審判専門人材を養成しているとともに、審査・審判官の問題解決能力を高めるために事例中心の教育と討論方式の授業を行っている。

その他にも特許、商標、デザインの審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など様々な実務中心の教育課程に優秀審査・審判官を講師として招聘し、審査業務と直結する現場教育を実

施している。一方、外部専門家(教授・弁護士・弁理士)を講師として招聘するなど、基礎から高級まで水準別・分野別に問題解決能力及び審査ノウハウの教育を実施することで教育品質を高めるための努力を傾けている。

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、特許法・商標法、デザイン保護法などに対する教授人材プールの拡充、法律教育におけるサイバー教育の全面拡大、教育品質の強化など知的財産関連の法律及び制度に対する専門性を大幅高めた。そして、韓・米FTA締結による法改正事項、国際協定加盟に備えた制度改善など対内外的な環境変化に備えてグローバル知財権に対応できる中心リーダーを養成するために関連専門教育も拡大した。

そして、国政課題・公職倫理教育などの定例化を通じて公職価値の基本素養を増進するとともに、庁内職員に対する職務能力及び特別教育課程を運営して実務能力を高めている。また、審査・審判経歴などを考慮して経歴の多い職員に対する専門課程を新設し、教育内容や水準など難易度を変えて教育課程を編成・運営しているが、これは審査・審判官の実務能力を高めることで高品質の審査・審判サービスを実現することを目的としている。

<表Ⅱ-1-37>教育訓練状況(2013年教育実績)

(単位：日、人)

課程名	教育 日数	修了 者数	課程名	教育 日数	修了 者数
新規公務員職務教育(1期)	5	17	審査事例研究(3期)	3	36
PCT 審査(基礎)教育(10期)	2	34	知的財産権の技術事業化(1期)	2	73
商標法(争点と事例)(14期)	3	28	Power point(5期)	3	34
民事訴訟法(争点と事例)(9期)	4	22	審判決例研究課程(13期)	3	62
人的資源開発課程(1期)	2	22	中堅審査官課程(24期)	7	78
Excel(基礎)(3期)	3	26	デジタルカメラと Photoshop の活用(5期)	2	20
特許法(争点と事例)(16期)	3	92	Social Network 課程(1期)	2	35
デザイン保護法課程(争点と事例)(8期)	3	26	明細書及び請求範囲の解釈(4期)	2	27
民法の理解(9期)	2	30	民事訴訟法(9期)	3	16



新規審査官課程(41期)	20	89	特許法理論(17期)	3	60
審判訴訟制度(6期)	6	23	広報企画能力向上(1期)	2	24
外国の知的財産権制度課程(3期)	3	18	動画制作活用(1期)	3	17
デジタルカメラとPhotoshopの活用(4期)	2	45	審査官課程(32期)	8	39
不正競争防止及び営業秘密保護の理解	2	46	商標法理論(14期)	3	49
特許民法(2期)	3	24	デザイン保護法理論(9期)	3	37
文書作成能力向上(3期)	3	25	ハングル(中級)課程(1期)	2	23
新知的財産権課程(4期)	3	27	Excel 高級課程(4期)	3	17
特許法(イシューと争点討論)(1期)	2	73	知的財産権専門教授養成課程(4期)	2	9
商標法(イシューと争点討論)(1期)	2	30	審査事例研究高級(3期)	3	20
デザイン保護法(イシューと争点討論)(1期)	2	24	新知的財産権課程(5期)	2	32
著作権法の理解(1期)	2	54	知的財産権現場の声課程(特講)	2	32
審査指導(2期)	1	11	計	140	1,526

#### ハ. 評価及び発展方向

審査官に対する水準別教育と各分野別事例や討論中心の実務教育、そして知財権関連法律教育を通じて法律専門性を高めるための様々な教育課程は審査・審判人材の専門性と実務能力を強化するとともに現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。今後審査・審判能力の強化に向けた高級専門課程の新設、サイバー教育の大幅な拡大、新知財権専門教育の強化など審査・審判教育の専門性向上に向けた職務専門教育をさらに発掘し、効果的な教育課程運営を通じて高品質の審査・審判サービスを提供する上で重要な役割を果たせるよう持続的に努力していく計画である。

### 3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知識財産研修院 国際教育課 行政事務官 チョン・ムチョル

## イ. 推進背景及び概要

知的財産が新しい価値を創出して国家を豊かにする知識基盤経済社会では知的財産専門人材の養成が何よりも重要である。知識基盤社会をリードする創意的な人材、知財権専門家に対するニーズが量・質ともに持続的に増えつつあり、政府、企業、学界など全分野にわたって知的財産専門家が必要であるという認識が社会からもコンセンサスを得ている。

国際知識財産研修院は1987年開院して以来知的財産専門家を養成するため、多様な試みを持続的に推進し、知識基盤社会をリードする人材養成において中心的な役割を果たしている。特に、WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

このような努力に対する国際社会からの高い評価に基づいて、2006年世界で初めてWIPO公式知財権教育機関として指定され、それ以来毎年開催されるWIPOアジア・太平洋地域セミナー、WIPOとの共同教育プログラム、KOICA(Korea International Cooperation Agency)協力招待研修プログラムなどを通じて、韓国の進んでいる知財権分野に対する経験とノウハウを伝授し、発展途上国の知財権発展に協力している。また、「韓・中・日研修機関長会合」、「世界IP教育機関長シンポジウム」などに参加して知財権教育発展に向けた協力を強化するとともに、中国知的財産権培訓中心(CIPTC, China Intellectual Property Training Center)、ブラジル特許庁、日本工業所有権情報研修院(INPIT, National Center for Industrial Property Information and Training)とMOUを締結し、教育プログラムの開発、テキスト及び講師の相互交換、共同セミナーの開催などを通じて知財権教育能力を強化している。

## ロ. 推進内容及び成果

2013年に国際知識財産研修院はWIPOと共同でインドネシア、ヨルダン、ケニアなど世界各国の特許審査官を対象に特許法・特許実務教育課程を運営し、KOICAと共同でアフリカ地域(OAPI-フランス語圏のアフリカ知的財産機関)の知財権関連公務員及び専門家を対象に韓・OAPI知財権教育課程を運営するなど、計10回、151人を対象に国際セミナー及び外国人教育課程を運営した。これで1987年設立以後現在まで計2,446人の外国人教育生を輩出し、知財権教育の拠点機関としての役割を果たしている。

また、世界各国の大学生が参加したWIPO Summer School課程を通じてアジアを始め、様々な地域の大学生が韓国の特許審査制度などを学び、韓国の文化や産業発展の様子を経験する機会を提供した。

その他にもWIPOと共同で各国の知財権専門家が参加するセミナーを開催している。2013年10月22日から24日まで中国、インド、ベトナム、タイ、フィリピンなどア・太地域14カ国の知的財産権政策担当者及び関係者21人、WIPO関係者、国内参加者が参加した中で「各国特許庁の歳入及び財政の予測」をテーマにしたセミナーを開催した。このセミナーを通じてIP機関の出願、更新及びその他収益創出サービスの事業予測と所要費用の予測、歳入と支出モデリング設定方法を通じて効果的な財政予測方向を模索する機会を設けた。同セミナーは1988年から毎年開催されているイベントで、IPと公共政策との戦略的な連携、国家IP戦略の樹立などIP専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立と関連する有用な情報を提供した。

一方、国際知識財産研修院は主要国知的財産教育機関との協力を拡大している。2013年9月3日にソウルで開催された第4回韓・中・日研修機関長会合を通じて3国共同セミナーの開催、e-ラーニングコンテンツの共有及び講師派遣に合意し、2010年から開催された研修機関長会合が3国間の知財権法・制度と教育に対する相互理解及び協力の場として発展していけるように関係を深めた。同時に、2013年9月4日韓国知識財産センター0で関係機関、企業、弁理士など100人余りが出席した中で「知的財産権紛争事例」をテーマに韓・中・日知的財産権共同セミナーを開催し、韓・中・日3国の知的財産権保護戦略及びノウハウを共有する場を設けた。また、3国間協力とは別途に、中国・日本の研修機関の業務特性を考慮しながら各国の関心事に焦点を当てることで

日本、中国との二国間協力もまた強化している。2013年の場合、9月3日から4日までの二日間、韓・日、韓・中の業務協力会議を開催し、民間分野の知的財産教育方案など両国間の知的財産権教育協力に向けた多様な議論が行われた。12月10日には中国北京に位置する中国知的財産権培训中心で韓・中研修機関間の業務協力に向けた会議を開き、韓・中共同セミナーの開催、講師派遣、両国相互進出企業を対象にした教育プログラムの運営、e-ラーニング教育協力などに関して議論し、e-ラーニングコンテンツ及びテキスト保有リストの交換、テキスト交換など韓・中・日の3国合意に関する後続措置を履行した。

国際知識財産研修院の対外協力分野においても一つ注目すべき点は外国政府の要請による委託教育課程の開設である。国際知識財産研修院は2013年にベトナム特許庁から要請を受け、ベトナム特許庁の特許審査官及び商標審査官を対象にした委託教育課程を実施した。9月24日から4日間、ベトナム特許庁の特許審査官10人を対象に韓国の特許制度及び審査システムに対する課程を運営し、11月5日から4日間はベトナム特許庁の商標審査官25人を対象に韓国の特許法と制度に対する教育課程を運営した。また、湾岸協力会議特許庁(GCCPO)との知財権分野業務協力及び外交増進の一環として特許審査官教育の運営に合意(2012年3月)し、8月26日から4日間GCCPOの特許審査官9人が参加した中で韓国の特許法・特許審査ガイドラインなど7つのテーマで研修を行った。

#### <図Ⅱ-1-7> 2013年知的財産教育分野における国際協力

WIPOア・太地域セミナー

韓・中研修院業務協力会議



#### ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁はIP5特許庁体系構築の主役として、国際的に知財権分野の先進国としてその能力が認められている。しかし、これはそれだけの国際的な責任や義務も果たさなければならないということを意味する。

2013年知的財産教育分野における国際協力の成果を基に、国際知識財産研修院は今後知財権先進国として知的財産シェアリング教育の拡大を通じて国際社会への援助に参加し、国のプレゼンスを高めるとともに、世界最高の知的財産人材養成機関を目指して持続的に努力を傾けていく計画である。WIPO、KOICAとの共同研修課程を拡大し、APEC、ASEANなど国際機関の基金事業も積極的に誘致していく計画である。また、途上国オーダーメイド型教育課程を拡大・強化して途上国の費用削減のための講師派遣型課程、PCT能力強化及び高位政策公務員など水準別・分野別専門教育課程、重点戦略途上国教育課程の運営など、様々な観点のアプローチを通じて教育成果を高めていく予定である。同時に、隔年で開催されている世界IP教育機関長シンポジウムへの持続的な参加など、全世界IP教育機関との協力関係を強化して国際知識財産研修院が世界最高水準のIP教育機関として跳躍できるよう最善の努力を尽くしていく計画である。

<表Ⅱ-1-38>2013年国際セミナー及び外国人向け教育の状況

教育課程	訓練の内容	教育日程	教育人数
WIPO 協力課程	WIPO 特許法・特許審査課程	2013.3.5.～3.14.	15
	WIPO 商標法・商標審査課程	2013.4.17.～4.26.	19
	WIPO デザイン法・デザイン審査課程	2013.6.11.～6.14.	13
	WIPO Summer School	2013.7.1.～7.12.	14
	WIPO ア・太地域セミナー	2013.10.22.～10.24.	21
KOICA 協力課程	KOICA-OAPI 知的財産制度課程	2013.7.25.～8.10.	16
途上国 オーダーメ イド型	GCCPO 特許審査官課程	2013.8.26.～8.29.	9
	ベトナム特許審査官課程	2013.9.24.～9.27.	10
	ベトナム商標審査官課程	2013.11.5.～11.8.	25
その他	IP5 審査官共同研修課程	2013.12.3.～12.6.	9
国際協力	韓・中・日知的財産共同セミナー	2013.9.4.	100

セミナー			
------	--	--	--

## 第2章 特許行政情報システムの高度化

### 第1節 概観

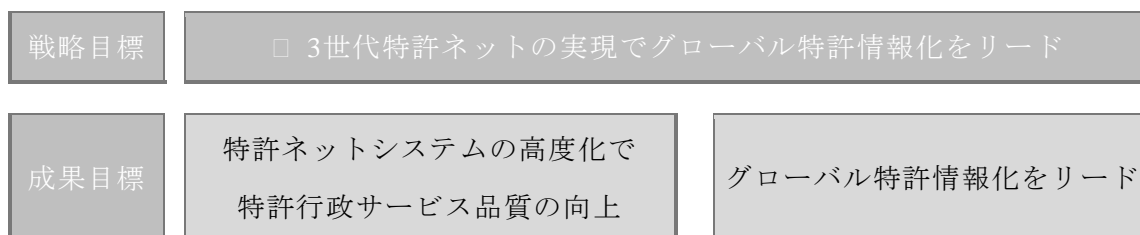
情報顧客支援局 情報開発課 技術書記官 ポク・ジンヨ

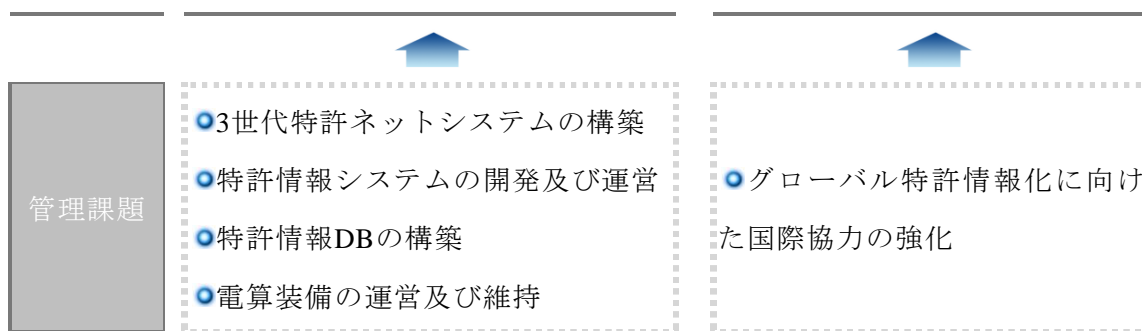
1999年特許ネットシステムの開通とともに電子出願時代が始まってから特許顧客の多様かつハイレベルなニーズとIT技術の急激な変化など環境変化に積極的に対応するため、特許ネットシステムの持続的なアップグレードを推進するとともに、国際的には特許ネットシステムを海外に拡散し、WIPOなどとの協力事業の推進で特許情報化システムの国際標準をリードするための努力を持続的に展開した。

まず、2009年から推進してきた3世代特許ネットシステム構築事業を1段階完了することで出願人によりシンプルな電子出願環境を提供し、審査・審判官により便利な審査環境を提供するとともに、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のセキュリティを一層強化した。また、国民が国内外の産業財産権情報をより簡単・便利に利用できるよう特許情報検索サービス(KIPRIS)の品質を高めた。

最後に、米国・ヨーロッパなど先進特許5庁(IP5)とグローバル特許審査情報システム(Global Dossier)構築の推進、モンゴル・アゼルバイジャン・アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)など主要戦略国家への韓国型特許行政情報システムの拡散、WIPO及びAPEC(アジア-太平洋経済協力)との情報化共同協力などを通じてグローバル特許情報化をリードした。

<図Ⅱ-2-1>戦略目標の体系図







## 第2節 特許行政情報システムの開発

### 1. 3世代特許ネットシステムの構築

情報顧客支援局 情報開発課 電算事務官 キム・ピョンス

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年1月2日特許行政情報化において記念すべきことである特許ネットシステムの開通に成功した。特許ネットシステムは産業財産権の全分野(特許・実用・デザイン・商標)に対する出願、受付、審査、登録、審判及び公報発刊業務を自動化したインターネット基盤の電子出願及び事務処理自動化システムである。特許ネットシステムの開通によって特許庁の業務処理方式が従来の書面による手作業業務処理方式から電子文書による自動化業務処理方式に変わり、特許ネットシステムが特許庁の業務プロセス及び制度改善に中枢的な役割を果たし始めた。

2002年にはサービス利用時間の拡大など多様化・高級化する特許顧客の情報化ニーズが積極的に提起され、次世代特許ネットシステム(特許ネットⅡ)の開発に向けた情報化戦略計画(ISP)を樹立した。2003年から2005年まで3年間構築された特許ネットⅡはいつでも(Anytime)どこでも(Anywhere)利用可能な「U-特許庁(Ubiquitous特許庁)の実現」を目指して推進された。

特許ネットⅡでは24時間電子ユーザーサービスとオンラインPCT国際出願サービスを支援し、世界初のオンライン在宅審査制度を導入した。同時に、民間ポータルサイトであるNAVERを通じた特許情報検索サービスを提供した。また、出願・登録・審判業務処理情報の閲覧サービスを支援するMy-特許ネットを構築するなど特許ネットシステムをアップグレードさせることで、グローバル競争力を備えた最先端の特許情報システムを構築することができた。しかし、特許ネットⅡ開通以降数年が経過する間、特許行政環境が急変したため、全く新しい特許ネットシステムの開発が求められるようになった。

特許法条約(PLT)、ヘーグ協定などのように米国、ヨーロッパ、日本など主要先進国を中心に進められる知財権規範の国際的な統一化に歩調を合わせて、国内特許法・商標法・デザイン保護法が全面改正される予定であり、それを受けて特許ネットシステムの全面改編が避けられなくなった。また、最初特許ネット開通以降法制度の変更などやむを得ない状況によって持続的にシステムの改善が行われたため、特許ネットシステムの規模や複雑性が増加してシステムのモジュール化や軽量化に対するニーズが発生した。同時に、業務処理に必要な状態情報管理で特許価値分析・源泉技術把握などに活用される審査・検索履歴情報が提供できる新しいシステムが求められた。

#### イ. 推進経過

このようなあらゆる環境変化に対応し、既存特許ネットの問題点を解決するため、2009年7月「3世代特許ネットの構築戦略計画」が樹立され、それによって3世代特許ネット構築事前分析事業が同年9月から12月にわたって行われ、3世代特許ネット事業で推進する細部推進課題が発掘された。

2010年には3世代特許ネット構築に向けた専担組織が構成され、3世代特許ネットメインシステムの分析・設計事業を行い、出願・受付・方式・審査・登録など事務処理システムと基盤システムに対する分析・設計を行った。2011年には2010年設計結果物を基に実現・テストが段階的に進められ、知財権分野の国際的な統一化・簡素化の流れに備えた特許法・商標法・デザイン保護法の改正及び韓・米FTA発効に合わせて2012年1月に3世代特許ネットを1次開通した。2012年6月からは国際特許、国際商標、及び審判システムに対し分析・設計・構築を段階的に進めると同時に、電子出願ポータルである特許路の全面改編も推進した。

#### ハ. 主な推進内容及び成果

2012年1月に1次開通した3世代特許ネットでは出願人が出願手続き及び用語に慣れていないことを考慮して電子出願SWの案内機能を強化した。また、出願プロセスが

簡単に把握できるプロセスマップ及びEasy-Web出願システムを構築した。そして、出願段階で出願技術と類似する先行特許を自動検索する機能を構築することで、強い知財権を創出するための電子出願環境を整えた。

審査能率をアップするために24時間無中断審査を可能にし、特許ネットにアクセスすれば何所でも連続して業務が行える仮想デスクトップ技術を導入したサーバー基盤コンピューティング環境構築を完了した。また、審査対象件の技術内容と類似した先行技術をコンピュータが自動で検索・提供してくれる知能型検索システムと出願明細書上の該当名称と図面符合を連携する図面解釈機能など審査に便利な機能も構築完了した。

システムの側面では業務システム共通機能のモジュール化、開発言語の単一化及び電子政府フレームワークの適用を通じてシステムのメンテナンスが簡単になり、データ品質改善とシステム性能アップのために従来US7ASC II形態で管理されてきたデータをUTF-8形態のデータに転換した。そして、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のコピー搬出が統制されることでセキュリティ体系も強化された。

2013年1月に全面改編された特許路では新規出願人の手軽な出願を支援するためにヘルプ機能が強化され、頻繁に使用するメニューを簡単に速くアクセスできるようユーザー利便性を中心にインターフェースが変更された。また、ユーザー認証には公認認証書のみ使用できるように認証システムが統合され、諸証明発行プロセスを改善して単純な証明書類はオンラインで申請すると即時発行できるようにした。その他にも政府機関としては初めて手数料の外貨納付を導入して国際特許(PCT)出願手数料をスイスフラン(CHF)で納付できるよう変更するとともに、手数料自動納付が可能な金融機関を既存の企業銀行から農協銀行まで拡大・適用した。

## 二. 評価及び発展方向

3世代特許ネットシステムはインターネット基盤の電子出願と24時間365日ユーザーサービスを提供した特許ネット I、IIシステムに引き続き、世界最高水準の特許行政

情報システムの地位を維持するためにスマート出願・審査環境を構築する意欲的な事業である。今後は多様なユーザーニーズに対するオーダーメイド型サービスの提供で顧客を満足させ、ヘーグ協定加盟など知的財産権分野の国際的な統一化の流れに適時対応し、国家競争力を高めていく計画である。

## 2. 未来型検索システムの高度化

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

### イ. 推進背景及び概要

検索システムは国内及び世界各国の特許、商標、デザイン、審判決文及び非特許文献などを迅速・正確・便利に探せるように構築された情報検索システムで、特許庁の審査官及び審判官、外部の先行技術調査機関(一部)が利用する検索システム(KOMPASS)と国民がより簡単・便利に検索できるように無料で提供する検索システム(特許情報ネット、KIPRIS)に分かれている。

これまで特許庁はKOMPASS及び特許情報ネットKIPRISシステムに対する高度化を持続的に推進し、検索サービスを利用する審査官及び国民の情報アクセスに対する言語の壁を解消するため、英・日・中→韓の機械翻訳サービスの提供及び持続的な翻訳品質の改善を進めている。2013年には特許情報ネットKIPRISに韓→英の機械翻訳システムを構築して国内外ユーザーに無料提供することで韓国技術の海外保護機能を強化し、知的財産情報の提供範囲を持続的に拡大することで高品質の審査基盤を整えた。

<表Ⅱ-2-1>2008年～2013年検索システム高度化推進の経過

年度	内容
2008	・ 未来型検索システム構築事業の推進(1年目)
	・ 英→韓自動翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化
	・ 特許及び非特許文献が一括検索できるワンクリック検索サービスを実現

	- 国内及び海外検索データの標準化及び再構築
2009	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未来型検索システム構築事業の推進(2年目)</li> <li>- 検索システムの検索性能及びユーザー利便性の改善を通じたサービスの高度化</li> <li>- 公開・未公開 DB の分離など DB セキュリティ強化及び国民に対する検索セキュリティ強化</li> </ul>
2010	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検索システムの高度化</li> <li>- 英韓、日韓機械翻訳品質の高度化</li> <li>- THOMSON INNOVATION など有料 DB の構築範囲の拡大</li> </ul>
2011	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検索システムの高度化</li> <li>- 標準文書(3GPP) DB 一部を構築</li> </ul>
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検索システムの高度化</li> <li>- 商標イメージ及び日韓機械翻訳照会スピードの改善</li> <li>- 中国特許公報の照会及び中国デザイン検索サービスの構築</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検索システムの高度化</li> <li>- 中→韓機械翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化</li> <li>- KIPRIS 韓英無料機械翻訳サービスの構築</li> <li>- イメージ検索システムの構築など商標・デザイン・審判決文検索システムの高度化</li> <li>- 標準技術文書(3GPP、IETF)DB の拡大構築(731,000 件)</li> <li>- 非特許文献統合検索システムの構築</li> </ul>

## ロ. 推進内容及び成果

### 1) KOMPASS及び特許情報ネット KIPRISの検索性能・利便性の改善

KOMPASSの場合は中国文献のアクセシビリティ向上のために中→韓の機械翻訳サービスを提供し、中国特許全文、中国デザイン、ヨーロッパ・米国特許のCPCコード、平面デザインなど知的財産検索情報を拡大した。また、審査利便性を改善するため、イメージ検索システムの構築など商標・デザイン・審判決文検索システムの高度化を

図った。のみならず非特許文献の審査活用を強化するため、標準技術文書DBを拡大して構築し、情報拡張性を考慮した非特許文献統合検索システムを開発した。

特許情報ネットKIPRISの場合は海外商標提供の拡大、統合行政処理情報の提供など国民が活用できる知的財産情報を拡大した。同時に、自分が入力した検索式の自動保存機能の実現、自分の関心特許及びオンラインダウンロード機能の拡大、KIPRIS活用ガイドの改善海外検索サイト2機関10か国に対する検索マニュアルの提供など国民の国内外の知的財産情報活用利便性を高めるために努力した。

## 2)KOMPASSをアウトソーシング先行技術調査機関に開放

KOMPASSをアウトソーシング先の先行技術調査員と共同活用して審査処理期間を短縮するため、審査業務に影響を及ぼさない範囲内で使用権限水準を設定し、外部のPCT先行技術調査員100人、アウトソーシング先のデザイン・商標先行技術調査員66人に開放した。また、今後少しずつKOMPASSの外部開放を拡大していく計画である。

## 3)資源利用の最適化

商標・デザイン・審判決文の検索DBであるKOMPASS及びKIPRISの共同活用体系を構築することでデータ重複の解消、整合性の確保、データ搭載プロセスの簡素化などを実現し、電算資源の再配置を通じた資源利用の最適化を実現した。

## 4)セキュリティ・リスクに備えたシステムの構築

国民に提供される特許情報ネットKIPRISの個人情報を守るために毎年審査を通じて個人情報保護認証マークを更新している。また、住民登録番号を入力することなく会員登録ができるように公共I-PIN、携帯電話、クレジットカード、公認認証書など様々な認証方式を提供している。また、ログインセキュリティを強化するためにHTTPSプロトコル及びキーボードハッキング防止ソリューションを適用した。

## ハ. 評価及び発展方向

知的財産に対する関心の増加とともにKIPRIS検索回数も2010年27,676千回から2013年40,805千回に47%が増加し、訪問回数は2010年15,594千回から2013年18,596千回へと19%増加した。また、特許庁は国民に知的財産情報をより多く提供するために持続的に提供情報を拡大している。最近3年間を見ると、KIPRIS提供情報件数は2011年47,763千件から2013年63,926千件へと34%増加した。審査官に提供されるKOMPASSは先行技術調査の迅速性・正確性を高めるために持続的に機能高度化を推進している。

今後最新検索技術(セマンティック検索など)、予約検索、検索式の共有など検索サービスを持続的に高度化するとともに、利用利便性も強化していく計画である。また、高品質の審査を支援するために国内外の知的財産情報を持続的に拡大提供する予定である。そして、審査官と外部先行技術調査機関が高度化された検索サービスを共同で活用できる情報化支援体系を構築し、「審査支援再創造」を実現する計画である。

## 第3節 特許行政情報システムの運営

### 1. 特許ネットシステムの委託運営

情報顧客支援局 情報開発課 技術書記官 ポク・ジンヨ

#### イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの運営を民間情報技術専門業者に委託した目的は、民間専門業者の情報技術ノウハウを活用して特許ネット運営の効率を図り、最新情報技術を適時に反映させ庁内外ユーザーのニーズに迅速に対応することで、特許行政業務処理の効率と顧客満足度の向上を図ることにある。特許ネットシステムの民間委託運営は1998年3月当時企画予算処の情報システム運営に対する民間委託方針に基づき、公共機関としては初めて特許庁が1999年1月特許ネットの開通と同時にスタートした。特許ネットシステムの運営は応用システム部門と基盤システム部門に分離して委託・運営している。

特許ネット応用システム部門は出願・登録・審査・審判など特許行政における19の応用システム及び知識管理・成果管理・ホームページなど一般行政における15の応用システム運営を委託している。

また、特許ネット基盤システム運營業務はDBセキュリティの脆弱性及び特許情報流出などセキュリティ事故に対する懸念から事業者を傘下機関である韓国特許情報院に事業者を変え、基盤運営の安定性・保安性を強化した。基盤部門は韓国特許情報院の職員が100%運営することで、特許情報流出のシャットアウト、ストライキなど非常事態時の対応策、安定的なサービスの提供を通じた特許ネットサービス品質向上のための基盤を構築した。

#### ロ. 推進内容及び成果



## 1)応用システム部門

特許ネット応用システムの運営部門は特許行政分野における19の応用システム及び一般行政分野における15の応用システムを安定的かつ効率的に運営するとともに、特許ネットシステムに知的財産権法制度の改正及び業務プロセス変更に伴う機能改善を適時反映することで、特許ネットが世界最高水準の特許行政情報システムと評価される上で重要な役割を果たしている。

2005年には中央行政機関では初めて特許ネットシステム委託運営事業に特許ネット運営サービス水準を定量的に測定・評価し、運営事業者の責任を明確にするためにサービス水準協約(Service Level Agreement、以下SLA)を導入した。その後、毎年SLA評価指標を新たに発掘・補完し、指標水準を着実に引上げ、特許ネット運営サービスの品質を上げると同時に委託運営事業の効率性を高めている。

2008年からは特許ネット委託運営事業の事業遂行の連続性を確保し、競争体制を誘導するため、2年長期継続契約方式に切り替えた。また、システム機能改善部門に対しては業務処理量によって事業代価を精算支給する機能点数基盤の変動費制度を新たに導入し、委託運営事業者にシステム改善のモチベーションを与え、計量的な成果管理を可能にすることで、特許ネット委託運営事業予算の合理的な執行を図った。

このような一連の特許ネット委託運営事業の持続的な改善を通じて、2009年12月に行政安全部が配布した「ITアウトソーシング運営管理マニュアル」に特許ネットシステムの委託運営モデルが参照事例として紹介されるなど、特許行政情報システム運営サービスの向上に相当な成果をあげていると評価されている。

2011年からは特許ネット応用システム運営部門を大・中小企業コンソーシアム事業の特許行政システム運営事業と中小企業事業の一般行政システム運営事業に分けて発注することで、政府の大・中小企業の同伴成長施策に込めている。

2012年には既存の特許ネットを全面改編した3世代特許ネットの開通(2012年1月)を

支援することでシステム運営の混乱を早期に安定させ、運営サービス水準協約、機能改善手続き、マニュアル管理など新しいシステムに最適化された運営プロセスを見直した結果、カーネギーメロン大学ソフトウェア工学研究所(SEI)からソフトウェア国際認証である「特許ネットシステムCMMIレベル4」を獲得(2012年11月)した。

2013年には3世代特許ネットの完全開通(2013年5月)を支援することでシステムを早期に安定させ、特許ネット機能テストの実施を通じたエラー及び機能不備に対するフィードバックを行うことで3世代特許ネットシステムの完成度を高めた。

## 2)基盤システム部門

特許ネット基盤システム運営部門はサーバー、ディスク、ネットワーク、パソコン、プリンターなど電算資源を効率的に運営・メンテナンスし、特許ネット新規システムの開発及び構築に伴うサービス運営業務を安定的に行うことで、世界最高水準の特許行政情報システムの構築に寄与している。

主要運営業務は電算機、ディスク、ネットワーク、ユーザー支援、特許電算センター・統合管制センターなどの運営、データベース運営、オンライン運営、セキュリティ運営、KIPO-Cloud運営及びITSM(Information Technology Service Management)運営に分けることができる。

1999年から2004年まで主電算機供給業者との調達随意契約によって運営していた 방식을、2005年からは調達競争契約によって委託運営事業者を選定する方式に変え、装備運営の効率性、障害処理の迅速性及び責任所在の明確性などのために基盤システムの運営委託とメンテナンスを統合・運営している。

2006年には大規模H/W電算資源に対する多年間の運営経験を基にシステム障害管理、変更管理、展開管理、構成管理、容量管理など国際レベルのITサービス管理概念(ISO 20000)を導入し、運営効率性を高めるための革新的な業務を持続的に遂行している。

2007年にはSLAにISO 20000履行遵守率、ユーザー支援、現場支援、顧客満足度など国際水準のサービス品質及びユーザー支援強化のための指標を発掘・補完し、基盤システム運営サービスの持続的な品質管理及び向上を図っている。

2013年には特許ネット性能改善のための性能管理専門担当組織を新設し、迅速な障害感知及び措置のためのサービス統合管制体制を運営している。

#### ハ. 評価及び発展方向

特許庁は特許行政情報システムの単純な運営から脱して一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業ではなく委託運営事業として遂行するとともに、特許庁内部情報化人材による運営管理体系を強化することで特許ネット委託運営事業の効率性をさらに改善していく予定である。

また、昨年が続いて性能専門担当組織の新設、統合管制センターの運営及びSLA評価指標に回答時間短縮率、性能改善提案件数、サービス管制対応時間などユーザーが直接肌で感じられる指標を選定し、基盤システムの安定に万全を期する予定である。そして、SLAのインセンティブとペナルティ規定をさらに合理的に設定し、特許ネット顧客満足度を客観的・計量的に測定できる新規指標を新たに発掘するなど、成果中心の高品質特許ネット運営サービスを提供することで特許ネットシステムの運営サービス水準を持続的に高めていく計画である。同時に、特許ネット運営の連続性が確保できるように運営者マニュアルを改善し、より合理的な引継・引受手続きを整えていく方針である。

## 2. 知識管理システム(KOASIS)の運営

情報顧客支援局 情報管理課 行政主事補 ヨム・ホンイク

### イ. 推進背景及び概要

国内外の経済パラダイムが知識基盤経済にシフトしていくにつれ、知的財産の重要性が浮き彫りになり、2000年度からは特許出願件数が10万件を超えるなど知的財産権の出願が急増している。そこで特許庁では審査処理期間を短縮するとともに審査品質を改善するために審査官業務能力の強化と業務効率の向上が重要な課題となっている。

特許庁は職員個人が保有している業務ノウハウなどの知識を組織全体が共有して業務能力を強化する必要があるという認識の下で、2000年12月政府機関としては初めて知識経営宣言式を開催し、知識経営をリードしていく上で一つの出発点を作った。更に、2001年8月に「知識管理及び補償に関する指針」を制定し、同年9月に知識管理システムを構築することで、本格的に特許庁職員の知識を管理する基盤を構築した。

その後、知識管理システムが単純に知識を蓄積する保管所の役割から脱して、業務遂行に必要な全ての情報を一つのシステムで収集・活用するポータル(Potal)として機能するように、2004年には審査・審判システム・検索システム及びオンナラシステムなど特許庁の全ての情報システムと知識管理システムを有機的につなげる作業を進めた。それによって一つのシステムで業務上の利便性と効率性が同時に高まる知識経営が可能となった。

2005年からはこれまで蓄積してきた特許関連の法・制度及び審査・審判などの知的財産権情報を外部と共有するため、NAVER、EMPASなどの民間ポータルでも検索できるようにし、2011年には韓国電子通信研究院など19の研究機関にもリアルタイムで情報を提供している。

2012年にはIP法令総合情報システムを構築し、知的財産権関連の法令、マニュアル及び判例などの基本情報とともに条文別の関連情報、審査類型別判例情報までワンクリックで照会・活用できるようにした。また、共同の関心事を持つ職員たちが情報を共有しながらコミュニケーションできるオンライン空間である情報共有コミュニティも追加的に設置した。そして、知識管理システムの検索インターフェースを高度化して検索の正確度を改善し、多様な検索オプション機能を提供して一回の検索で知識の

みならずコミュニティ、法令、業務マニュアルまで簡単に探せるようにした。

<図Ⅱ-2-2>知識管理システム(KOASIS)の主要サービス

知識共有	自分が保有している業務ノウハウ、参考資料などを登録及び共有
	業務に必要な情報を公開的に質疑応答できる Q&A の運営
知識検索	知財権関連の法令及びマニュアルをテーマ別・部署別に体系化した IP 法令総合情報システム
	統計、報告書などの業務参考資料をリアルタイムで確認できる空間
コミュニティ	オンライン空間での職員間の自由な討論文化を定着させるための掲示板
	研究会、同好会などの小さな集まりを活性化するためのコミュニティ運営

#### ロ. 推進内容及び成果

2013年には活発な知識登録を通じて行政管理能力評価の機関別行政知識の共有・コミュニケーション水準で目標の172%を達成した。知識活動の他にも特許家族写真コンテストを実施して職員たちが投票を通じて優秀写真を選定することで知識管理システムの使用を促進した。5月には知識管理システムのメインデザインを改編してユーザーインターフェース環境を改善した。その他に政府3.0基盤の知識行政活性化方案教育及び知識行政優秀機関のベンチマークを通じて知識管理システムの運営改善及び知識行政の活性化方案を発掘し、ユーザー満足度の向上を図った。

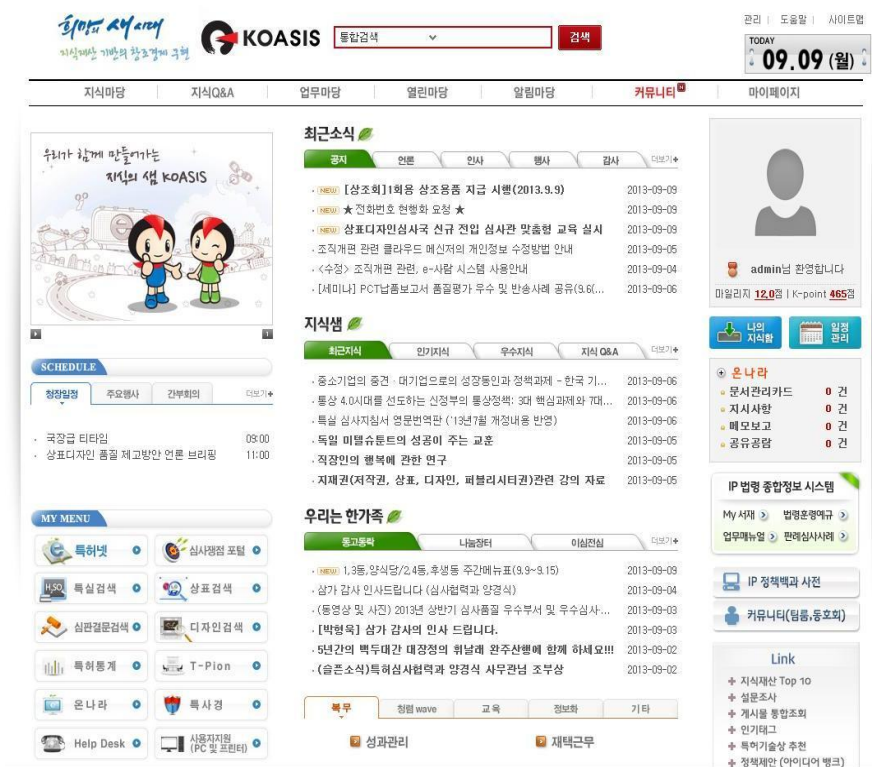
<表Ⅱ-2-2>知識活動の状況

	2010年	2011年	2012年	2013年
知識登録(件)	403	351	334	517
知識照会(件)	86,288	73,925	79,120	116,210

#### ハ. 評価及び発展方向

活発な知識活動にもかかわらず知識活動への参加が偏り、引用知識の共有が増加する問題点が発生した。そこで、高品質の生産知識の拡大と知識活動者の増加を目指して知識マイレージ支給体系を改善する訓令の改正作業を行っている。また、メニューデザインの改善及びユーザーオーダーメイド型のメニュー設定が可能になるように機能改善を推進してユーザーの利便性を高める計画である。創造政策共有空間、褒め合い掲示板、感性ノートのようなコミュニケーションと共有の場を構築して知識行政の充実化を図っている。

< 図 II - 2 - 3 > KOASISのメイン画面



## 第4節 電算設備の運営及び維持

### 1. 特許ネットシステムインフラの高度化

情報顧客支援局 情報開発課 行政事務官 キム・ナムヨン

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁は韓国知的財産分野の核心インフラである特許ネットの安定的な運営及び利用環境改善に向けた特許ネットシステムのインフラ高度化を持続的に推進している。最近の主要インフラ構築及びインフラ高度化事例を見ると、2009年には新規開発システムの事前検証強化のために特許ネット品質検証環境を構築し、2010年には老朽化した電算設備を大容量・高性能電算設備に交替・統合させ、通信設備の性能を改善した。また、2011年にはセキュリティ強化、業務効率性の向上などのためにユーザーレベルの業務環境をサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境に転換・構築し、2012年にはサービス品質及び性能を高めるための管制体系を強化した。2013年には検索システムの性能改善及び電算資源活用度の最大化に向けた資源の再配置を推進した。

このように特許庁は特許ネットシステムの開通以後、サービスの拡大及びユーザーからの多様なニーズに応えるため、電算インフラの拡充及び再配置、二重化構成を通じた安定性の強化、システムチューニングを通じた性能改善などを持続的に推進している。

特許ネットインフラを物理的な構成観点から見ると以下のとおりである。現在、電子出願、審査、登録、審判、検索など大半の特許行政情報システムは光州統合電算センターで稼動中である。災害復旧センターは大田統合電算センターに構築され、災難・災害に備えてリアルタイムでデータのバックアップが行われている。もし災害が発生した場合は3時間以内に自動的に転換できる復旧体系を構築している。また、特許庁電算センターは政府統合電算センターが運営している特許ネットサービスを支援するために必要な統合サービス管制、品質管理・メンテナンス・開発システムなど運

営支援及び開発に必要な最小限の情報システムを備えている。

#### ロ. 推進内容及び成果

特許ネットシステムインフラを高度化するため、2009年には検索システムを統合し、知的財産統計ポータルシステム及び未来型検索システムを構築するとともに、品質改善環境を構築し、情報保護体系の強化に必要なハードウェア及び商用ソフトウェアを導入した。

以後、2010年にはユーザーが肌で感じる速度を速めるために通信装備の性能を改善するとともに、3Dデザイン出願を提供するために商用ソフトウェアを導入し、老朽化したサーバー10台を大容量高性能サーバー3台に替えた。

また、2011年には事務処理システムのバックアップ及び配置作業、メンテナンスなどに必要な時間の最適化を通じて特許ネットシステムの稼動時間を延長することで審査業務の生産性を最大に上げた

＜表Ⅱ－2－3＞特許ネットシステムの稼動時間

区分	平日	土曜日	日曜日	ウィークデーの休日
従来の運営時間	08:00～23:00	08:00～23:00	運営しない	運営しない
現在(2011.2以後)	07:00～24:00	07:00～18:00	14:00～20:00	07:00～24:00

\* 休日の特許ネットサービス利用者は平均141人で、平日比12.2%利用中

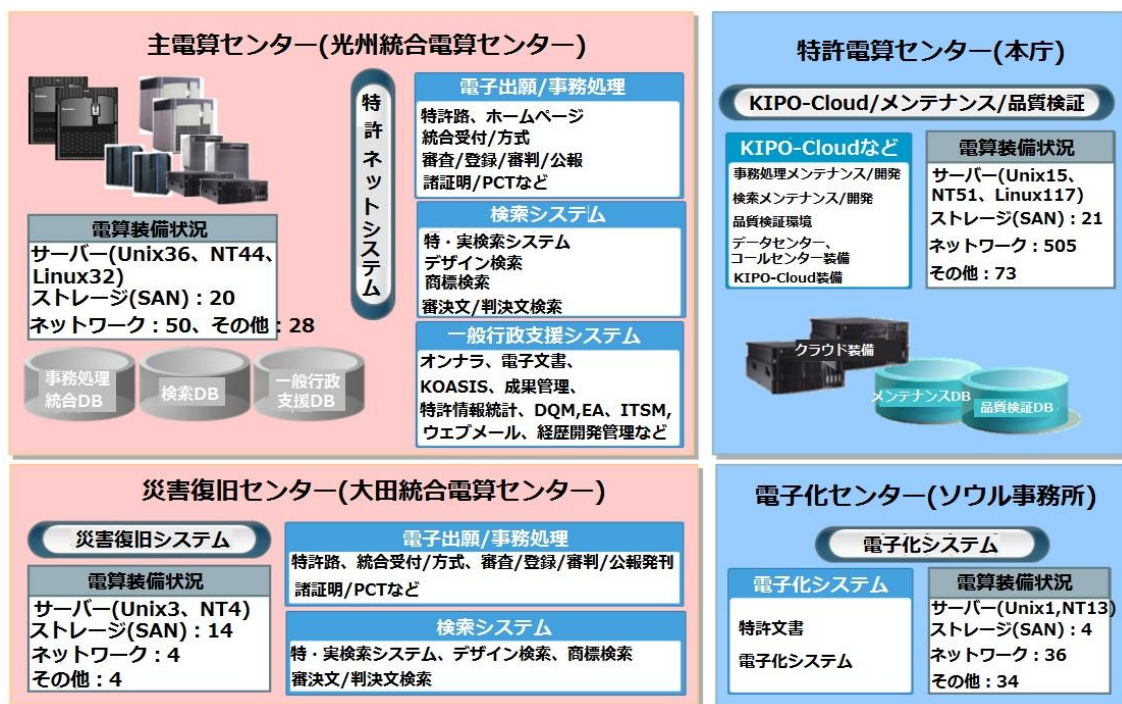
2012年には3世代特許ネットにおけるユーザーレベルのインフラとしてSBC(サーバー基盤コンピューティング)を開通し、特許ネットシステムのセキュリティを強化するとともにユーザーの特許ネット業務環境を改善した。

2013年には審査・審判業務に直接的な影響を及ぼす検索及び翻訳システムの性能を改善するための資源増設と電算資源を再配置することで業務環境を改善した。また、サーバーレベルのサービス性能及び品質を高めるためにDB Query及びシステム運営



環境を持続的に改善し、異常兆候を感知するための24×365サービス管制体系を構築するとともに、周期的な障害予防活動と障害発生時に対応するための二重化及び災難復旧訓練なども実施した。

＜図Ⅱ-2-4＞特許情報システムインフラの構成図



＜表Ⅱ-2-4＞電算装備の運用状況

(2013年12月末基準)

区分	主要施設及び装備
*サーバー273台、ディスク 55台、ネットワーク装備 560台、バックアップ装備 8台、ユーザーパソコン 4,435台など	
特許電算センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>サーバー(Unix:12台、NT : 41台、Linux : 111台)</li> <li>ストレージ 21台(Disk17、SAN 4)</li> <li>ネットワーク装備 471台、バックアップ装備 2台、その他 1台</li> </ul>
統合セキュリティ 管制センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵入遮断システム 12台、侵入探知システム 1台、統合危険管理システム 2台</li> <li>電子出願認証システム 1台</li> <li>その他セキュリティ装備(VPN、IPS、ContentsFilter など)26台</li> </ul>

光州政府統合電算センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー(Unix:37台、NT:26台、Linux:26台)</li> <li>◦ストレージ 17台(Disk10、SAN7)</li> <li>◦ネットワーク装備 50台</li> <li>◦その他 26台(バックアップ装備 4、JukeBox2、侵入遮断システム 10、侵入探知システム 3、電子出願認証システム 2、その他セキュリティ装備 5)</li> </ul>
災害復旧センター (大田政府統合電算センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー(Unix:2台、NT:4台)</li> <li>◦ストレージ 13台(Disk7、SAN6)</li> <li>◦ネットワーク装備 4台、その他 4台(侵入遮断システム 1台、侵入探知システム 1台、電子出願認証システム 1台、その他セキュリティ装備 1台)</li> </ul>
特許文書電子化センター (ソウル事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー(Unix:1台、NT:13台)</li> <li>◦ストレージ 4台(Disk2、SAN 2)</li> <li>◦ネットワーク装備 34台、その他 4(バックアップ装備 2台、統合危険管理システム 1台、その他セキュリティ装備 1台)</li> </ul>
特許行政用ユーザー パソコン及びプリンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦パソコン 4,435台(ノートパソコン 186台を含む)</li> <li>◦プリンター385台、スキャナー122台、バーコードリーダー/プリンター87台</li> </ul>

区分	主要施設及び装備
*サーバー316台、ディスク 59台、ネットワーク装備 595台、バックアップ装備 7台、ユーザーパソコン 3,143台など	
特許電算センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー(Unix:15台、NT:51台、Linux:117台)</li> <li>◦ストレージ 21台(Disk17、SAN4)</li> <li>◦ネットワーク装備 505台、バックアップ装備 2台、その他 71台</li> </ul>
統合セキュリティ 管制センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦侵入遮断システム 19台、侵入探知システム 1台、統合危険管理システム 2台</li> <li>◦電子出願認証システム 1台</li> <li>◦その他セキュリティ装備(VPN、IPS、ContentsFilter など)27台</li> </ul>
光州政府 統合電算センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー(Unix:36台、NT:44台、Linux:32台)</li> <li>◦ストレージ 20台(Disk13、SAN7)</li> <li>◦ネットワーク装備 50台</li> <li>◦その他 28台(バックアップ装備 3、JukeBox2、Unix コンソール 2、財政情報ファイアウォール 1、侵入遮断システム 10、侵入探知システム 3、電子出願認証システム 2、その他セキュリティ装備 5)</li> </ul>
災害復旧センター (大田政府統合電算センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー(Unix:3台、NT:4台)</li> <li>◦ストレージ 14台(Disk8、SAN6)</li> <li>◦ネットワーク装備 4台、その他 4台(侵入遮断システム 1台、侵入探知システム 1台、電子出願認証システム 1台、スーパードームコンソール 1台)</li> </ul>
特許文書電子化センター (ソウル事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー(Unix:1台、NT:13台)</li> <li>◦ストレージ 4台(Disk2、SAN 2)</li> <li>◦ネットワーク装備 36台、その他 34</li> </ul>

	(バックアップ装置 2 台、コールセンター交換機 1、特別司法警察装備 31 台)
特許行政用ユーザー パソコン及びプリンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦パソコン 3,143 台、ノートパソコン 186 台</li> <li>◦プリンター 399 台、スキャナー 111 台、バーコードリーダー/プリンター 83 台</li> </ul>

## ハ. 今後の発展方向

3世代特許ネットの開発が2013年に完了したため、ユーザーが肌で感じる性能の最適化、障害予防活動及び障害対応訓練の強化、電算資源の再配置などを通じた活用度増進及び予算削減などを持続的に推進する計画である。

まず、ユーザーが肌で感じる性能を最適化するため、ユーザとの個別インタビュー及び懇談会を通じて多く使用するが性能は低いものに関する不満事項を積極的に発掘し、発掘された事案に対して改善策を講じる予定である。これを通じて主要業務領域での低性能問題を解消する。その他にも検索・翻訳など主な付加サービス領域に対する資源の交替及び再配置を通じて性能を改善する。

サービスの連続性・安定性の側面では障害予防・障害の早期探知・障害発生時の迅速な措置が取られるようサービス管制体系を24×365体系で持続的に運営する予定である。

電算インフラの拡充・改善の側面では審査品質を高めるための外部調査機関用の検索システムの構築、特許ネット情報セキュリティ強化、国民向け情報化事業サービスインフラ構築をはじめとして、障害を未然に防ぐために老朽化した電算資源の交替作業を通じて審査官と国民に対する特許行政サービスの品質を改善することにも力を入れる予定である。

## 2. ユーザー支援顧客満足度の向上

情報顧客支援局 情報開発課 司書事務官 キム・キョンア

## イ. 推進背景及び概要

ユーザー支援サービスは個人用電算装備(パソコン、モニター、パソコン用ソフトウェア、プリンターなど)の障害要因を事前に点検して障害を予防し、障害が発生した時は迅速・正確なサービス支援を行うことでユーザーの不便を最小化する役割を担っている。

＜表Ⅱ-2-5＞年度別ユーザー支援の状況

サービス支援事項	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
障害受付及び処理	35,003件	32,253件	32,654件	47,396件	34,451件
出前サービス	3,753件	2,899件	2,914件	2,516件	3,077件
在宅勤務支援	1,353件	1,463件	1,648件	957件	1,008件
集中支援サービス	253人/ 795回訪問	250人/ 743回訪問	389人/ 1,117回訪問	480人/ 1,255回訪問	631人/ 1,247回訪問

## ロ. 推進内容及び成果

ユーザー電算環境の性能・機能改善、障害予防などユーザーに最適の電算事務環境を提供するため、ユーザー支援チームは現場で顧客からのニーズを記録・検討し、より良いサービスを提供するための資料として活用している。

特に、2008年からは頻繁に助けを求める要請者に集中支援するサービスを始め、ユーザー意見の収集及び事前障害予防活動を展開している。また、局別に出前サービス(Before Service)を定期的実施して運営者の立場ではなくユーザーの立場で不便な所を把握し、改善に向けて取り組んできた。同時に、事務用電算装備及びSW購入の際には実際のユーザーである庁職員を評価委員として委嘱するなど積極的な方法でユーザー意見を反映している。

一方、2012年3世代特許ネットシステム及びSBC(Server Based Computing:サーバー

基盤コンピューティング)システムを開通して初めの頃は新規システム開通によるユーザーの不便を最小化するためにユーザー向けの緊急支援チームを組織・運営した。2013年には在宅勤務者のKIPO-Cloud転換、網間資料伝送システムの安定的な定着と支援に力を入れ、下半期の庁職制改編による電算装備の移転設置及び障害処理支援を通じて早期業務安定化に寄与した。

また、3世代特許ネットシステム環境及びWindow7、ワイドモニターの一般化などIT技術のトレンドを考慮し、ユーザーに最適な電算環境を提供するために持続的な関心を傾けてきた。2010年、2011年にはそれぞれ24インチモニター486台と254台を購入し、2012年もまた同レベルのモニター1,000台を購入する予定であったが、同物品の断種によって上位機種である27インチワイドモニター1,131台を代わりに購入した。2013年度にも27インチワイドモニター950台を購入して審査官を中心に優先支援した。同時に、1,043台の老朽化したパソコンなどを交替・設置することで業務効率性を高め、個人用電算装備に対して資産実査を通じて体系的な管理運営を図った。

#### ハ．評価及び発展方向

ユーザー支援サービスは常にユーザーに最高のサービスを提供するために様々な努力を傾けている。しかし、ユーザーの水準と期待値は高くなる一方であるため、顧客を感動させるのは極めて難しいことである。特に、個人の性格や業務特性が異なるため、ユーザーの多様なニーズに全て応えることは至難の技である。

それにもかかわらずユーザーからの要求事項の常時収集、頻繁にサービスを要請するユーザーに対する集中支援サービス及び出前サービス(Before Service)などの積極的な支援活動を通じてユーザーに最適な電算環境を提供するために絶えず努力した結果、ユーザー満足度を相当な水準まで引上げることに成功した。

2014年には迅速なユーザー支援サービスの提供を最優先課題として定め、障害を予防するための事前サービスの提供のみならず、障害要請サービスに対する迅速な処理により集中してサービスを提供し、ユーザー利便性のために夜間トナー支給支援サ

ービスを提供する予定である。また、耐久年限が過ぎた事務用電算装備は最新装備に替えて業務効率性の向上に寄与し、効率的な資源管理のための管理指針を設ける計画である。このようなユーザー支援サービスを通じてユーザーの満足度をさらに高めることができると期待している。

### 3. 情報保護体系の強化

情報顧客支援局 情報管理課 電算事務官 ソン・ソンジン

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁はサイバー攻撃への対応水準を強化するために多角的なセキュリティ業務を行っている。2005年に特許部門セキュリティ管制センターを構築して以来365日24時間サイバー攻撃をリアルタイムで監視しており、2011年からはセキュリティ管制範囲を傘下機関まで拡大することで国家知識財産である特許情報を完璧に保護するための基盤を構築した。その結果、2009年、2010年連続で「情報保安有功」大統領機関表彰を受賞し、2008年から2011年、2013年には安全行政部主管の「個人情報保護水準診断」最優秀機関として選ばれる成果を挙げた。また、2012年から実施している安全行政府主管の「電子政府国民サービス情報保護水準診断」でも2012年、2013年連続で最優秀機関として選ばれた。最後に行政機関の情報セキュリティ管理体系を総合的に評価する尺度である国家情報院主管の「情報セキュリティ管理実態評価」でも2007年から2013年まで7年連続で最優秀機関として選定され、特許庁の情報セキュリティ能力のプレゼンスを高めている。

現在も特許庁は行政機関の中で最高の情報セキュリティ水準を維持するため、情報セキュリティの政策、組織、技術など各分野で情報セキュリティ業務が有機的に連携できるよう多角的な努力を続けている。

#### ロ. 推進内容及び成果

第一、ハッキングなどサイバー攻撃によって国家資料が流出することを防止するため、ネットワークを行政網、業務網、インターネット網に分離して行政網と業務網の安定性を確保した。2008年には国家情報院が主管する中央行政機関網分離事業の対象機関として選ばれ、行政網・業務統合網の網分離事業を展開した。さらに2012年にはクラウドシステムを導入して業務統合網を業務網とインターネット網に分離することで業務網に対するセキュリティをさらに強化した。それによって特許文書は全て中央で管理するサーバーに保存され、特許情報の外部流出を根本的にシャットアウトした。

第二、サイバー攻撃による侵害事故を予防し、リアルタイムで探知・対応するため、2005年から特許部門セキュリティ管制センターを運営し、2011年にはセキュリティ管制の対象を特許情報を取り扱う関係機関まで拡大した。2012年にはサイバー攻撃の動きを正確に探知し迅速に対応するため、国家情報院との二重セキュリティ管制体系を確立し、ネットワーク・サーバー・パソコンに対する多様な情報保護システムを持続的に拡大・構築した結果、現在20段階の情報セキュリティ防御体系を確立した。

第三、庁職員の情報保護に対する認識を高めると同時にサイバー攻撃に対する対応手続きを熟知させるため、政府レベルのサイバー攻撃対応訓練とは別にハッキングメール対応訓練、侵害事故対応訓練など独自の模擬訓練を毎年行っている。また、定期的に職員を対象に情報セキュリティ及び個人情報保護政策説明会を開催し、アウトソーシング業者を対象に別途の情報セキュリティ運営協議会を開催して情報セキュリティ遵守事項及び政策方向伝播及びセキュリティ意識の向上を図っている。

最後に、2011年9月に施行された「個人情報保護法」の義務事項の遵守及び政府レベルの個人情報保護努力に積極的に参加している。住民登録番号に対する暗号化措置を完了し、個人情報処理システムに対する権限及びアクセスを技術的に統制できる体系を構築することで個人情報保護体系を強化した。特に、特許庁は最近急増している個人情報流出事故を予防するため、本庁のみならず傘下機関の個人情報保護改善にも努めている。傘下機関を対象に個人情報管理実態の一斉点検及び現場実査を行い、個人情報保護責任官会議を開催して個人情報に対する責任意識を高めた。また、個人情

報を取り扱う者のために特許庁個人情報保護ガイドラインを別途設け、個人情報保護・管理強化に万全を期している。

#### ハ. 評価及び発展方向

特許庁は最高の情報セキュリティ水準を維持するために多角的な努力を傾けた結果、政府機関情報セキュリティ評価で最優秀機関として選ばれる成果を達成した。しかし、最近サイバー攻撃がますます知能化・多角化しているだけに現在の成果に満足せず、情報セキュリティ管理体系を持続的に強化して特許情報が安全に保存・処理できるよう最善を尽くす予定である。



## 第3章 知的財産政策の国家レベルでの推進

### 第1節 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・ゾンピル

知的財産権が国家競争力の核心要素として登場したことから、グローバル競争社会に対応できる政府レベルの知的財産政策推進が求められるようになった。そこで、特許庁は2009年3月に知的財産分野初の国家戦略報告書である「21世紀知的財産ビジョンと実行戦略」を政府と企業そして市民社会に提示した。2009年7月には知的財産政策を本格的に国家アジェンダ化するため、13の部処と共同で「知的財産強国実現戦略」を樹立し、大統領主宰の国家競争力強化委員会に報告した。また、2013年6月には創造経済生態系構築に向けた具体的な実現戦略として「知的財産基盤創造経済の実現戦略」を樹立した。

特許庁のこのような努力は創造経済を目指すパク・クネ政府の発足、国際特許紛争の激化など知的財産をめぐる対内外の主要イシューとともに、知的財産政策が特許庁など一部機関の政策ではなく政府レベルの政策として発展する契機となった。特許庁は国家知識財産委員会(2013年11月、第2期発足)、創造経済委員会(2013年9月、発足)などを通じて知的財産政策の各部処への拡散を図るとともに、国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するために各界の意見を集めて政策研究を行うなど国家知識財産政策の土台となるインフラ構築をリードしている。今後も新しい知的財産イシューを持続的に発掘し、政府全体の協力の下でそれを政策化し、韓国が21世紀知的財産強国として跳躍できるよう努力と支援を惜しまない計画である。

## 第2節 知的財産政策の国家レベルでの推進

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・ゾンピル

### 1. 推進背景

21世紀以後知識基盤経済への急激な転換に伴い、主要先進国及び企業は知的財産中心の戦略を推進することでグローバル競争体制に積極的に対応している。先進グローバル企業は核心知識の蓄積・開発・活用に力を集中させ、持続的な競争優位の確保に乗り出している。米国、日本など主要国政府は実質的な国富の創出主体である知的財産政策を多角的に推進している。

韓国も知的財産強国として跳躍するためには知的財産を新しい成長エンジンとして活用し、知識基盤の高付加価値経済に転換する必要があり、そのためには何よりも国家レベルでの知的財産政策の推進が必要である。

### 2. 推進内容及び成果

特許庁は創造経済生態系の観点から知的財産の役割と機能を改めて定立する5カ年総合計画として「知的財産基盤の創造経済実現戦略」を樹立し、未来創造科学部、産業通商資源部など政府機関のみならず陸海空軍などとも政策協力を強化している。また、特許庁の主要知的財産政策を第1回国家知的財産基本計画(2012-2016)の細部推進計画である「2013年国家知的財産施行計画」及び新政府の創造経済実現に向けた「創造経済実現戦略」に反映して推進中である。

### 3. 今後の推進計画

まず、知的財産に基づく創造経済実現の一環として「国家特許審査競争力強化方案」を講じて創造経済の活性化及び国家競争力の強化に寄与し、「知的財産人材養成総合計画」、「特許損害賠償制度の先進化方案」、「知的財産韓流拡散を通じた対外競争

力の強化方案」などを推進するなど知的財産政策を通じて企業と国民の便益が保障できるように努める予定である。また、韓国特許庁の主な政策 이슈が国家知識委員会、創造経済委員会などで政府レベルの見方から議論され、政策化できるよう、現場の声を積極的に聞き入れて争点化するために努力する計画である。

特許庁は新しい知的財産政策を持続的に発掘・提示し、知的財産に基づく創造経済を実現するために絶えず取り組んでいく計画である。

### 第3節 知的財産権政策強化の基盤作り

#### 1. 知的財産政策研究の強化

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・キュンサン

##### イ. 推進背景及び概要

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど社会全般において知的財産権の重要性が増している。急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を構築・普及して国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変化に一步先に対応することが必要である。

特許庁は米国・日本・欧州・中国など主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して政府の法・制度の改善方案を導き出し、政府レベルの知財権政策の樹立に積極的に活用している。

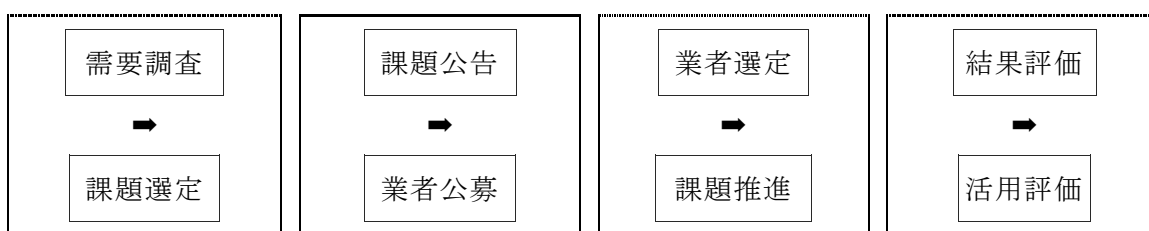
##### ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部・学界・企業などの需要に基づいて政策研究課題のテーマを選定している。

政策研究テーマは政策研究審議委員会が選定し、公開競争を通じて該当分野の専門機関(専門家)と研究契約を締結して行っている。政策研究の推進プロセス及び運営は以下のとおりである。

<表Ⅱ-3-1> 政策研究の推進プロセス及び運営

課題選定段階	研究者選定段階	遂行段階	評価段階
--------	---------	------	------



\* 特許庁政策研究管理規定(特許庁訓令第759号)運営

2013年度に行った研究課題は以下のとおりであり、研究結果報告書は特許庁ホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))または政策研究委託管理システム([www.prism.go.kr](http://www.prism.go.kr))で誰でも閲覧できる。

<表Ⅱ-3-2>2013年知的財産政策研究テーマ

No	課題名
1	国内企業の商標管理活動の実態調査・分析
2	韓・米・EU・中・日など主要国のデザイン侵害判断基準の調和方案研究
3	合金分野の検索システム開発の妥当性検討
4	技術開発の促進と生命倫理保護のバランスの取れた調和に向けた生命工学分野審査基準の先進化方案研究
5	高品質の特許創出に向けた審査プロセス改善に関する研究
6	IP5 各庁の特許調和関連の政策環境分析を通じた特許制度国際調和対応策の研究
7	CPC、FI 分析を通じた国内特許分類発展方案の研究
8	IP 担保貸出のための IP 価値評価モデル研究
9	韓国型 IP サービスビジネスモデルの導入に向けた政府支援策研究
10	正当な職務発明補償のための産業群別実施補償額の算定方案研究
11	弁理士試験制度の改善策研究
12	知的財産権の行政情報化成果の測定及び成果指標研究
13	IP5 など主要国の XML 文書フォーマットに対する総合分析及び韓国の XML 文書フォーマットとの比較研究
14	韓中 FTA 知的財産権交渉の主要争点の妥結が国内産業に与える経済的費用及び収益分析
15	途上国の知的財産分野発展に向けた開発協力コンテンツの開発及び IP-divide の解消策研究
16	国家レベル教育課程の発明教育の拡大方案研究
17	成果管理施行計画特性指標の開発及び弁別力の確保方案

18	TM5 商標法制・実務統一化方案研究
19	特許法と著作権法の調和を通じたクリエイティブなソフトウェア企業の保護 方案研究
20	IP 担保貸出のための商標権価値評価モデルの開発

#### ハ．評価及び発展方向

これまで政策研究の結果が知財権政策を樹立する上で直接反映できるように努力した結果、2012年知財権研究事業を通じて行われた26課題の政策活用率は88.4%(2013年課題の活用率は評価予定)で、2010年(77.8%)、2011年(84.6%)に引き続き活用率が着実に右肩上がりの傾向にある。特に2012年26件の中で法令の制定・改正に8件(30.7%)、政策反映及び制度改善に6件(23.1%)、政策参照に9件(34.6%)が活用され、知的財産関連法令の制定・改正及び政策樹立において政策研究委託事業の役割が大きいことが分かる。今後特許政策の樹立及び発展のための法令・制度改善課題の比重を持続的に増やす必要がある。また、知財権分野の政策研究委託を通じて急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を講じて普及していることから、知財権政策研究結果の活用は引き続き強化していかなければならない。

今後政策研究の結果が知財権政策に反映・活用できるようにし、重複研究防止のための重複性の事前検討、課題中間点検の充実化など研究管理機能も強化し続けていく予定である。また、課題の活用度及び課題評価の結果を課題選定の際に反映し、課題成果の品質改善を推進していく計画である。

## 2. 知的財産研究のインフラ構築

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・キュンサン

#### イ．推進背景及び概要

知識基盤社会において国家競争力を高めるためには、知的財産の創出・保護・活用のための政策的・学問的な研究基盤を構築する必要がある。特に世界の知財権政策の動向を迅速に把握してIP世界の環境変化に一步先に対応し、IPを産業戦略的に活用するための政策開発の基礎資料として活用することが必要である。特許庁は国内唯一の知財権専門研究機関である韓国知識財産研究院を通じて知的財産研究のインフラ構築に向けた多様な事業を推進している。

## ロ．推進内容及び成果

### 1) 知的財産動向の収集・普及

米国・ヨーロッパ・日本・中国など主な知的財産強国を中心に知的財産動向情報を把握し、主な内容を提供した。知的財産情報を提供する国内外DBを定期的にモニタリングし、他にも主要新興国に対する情報も収集した。「Issue & Focus on IP」と「深層分析報告書」の2種のウェブ発刊物と「IP Insight」、「知的財産政策」、「National IP Policy」、「Global IP Trend」、「国家別年間知的財産政策の分析」の6種の発刊物を通じて収集された知的財産動向を普及した。

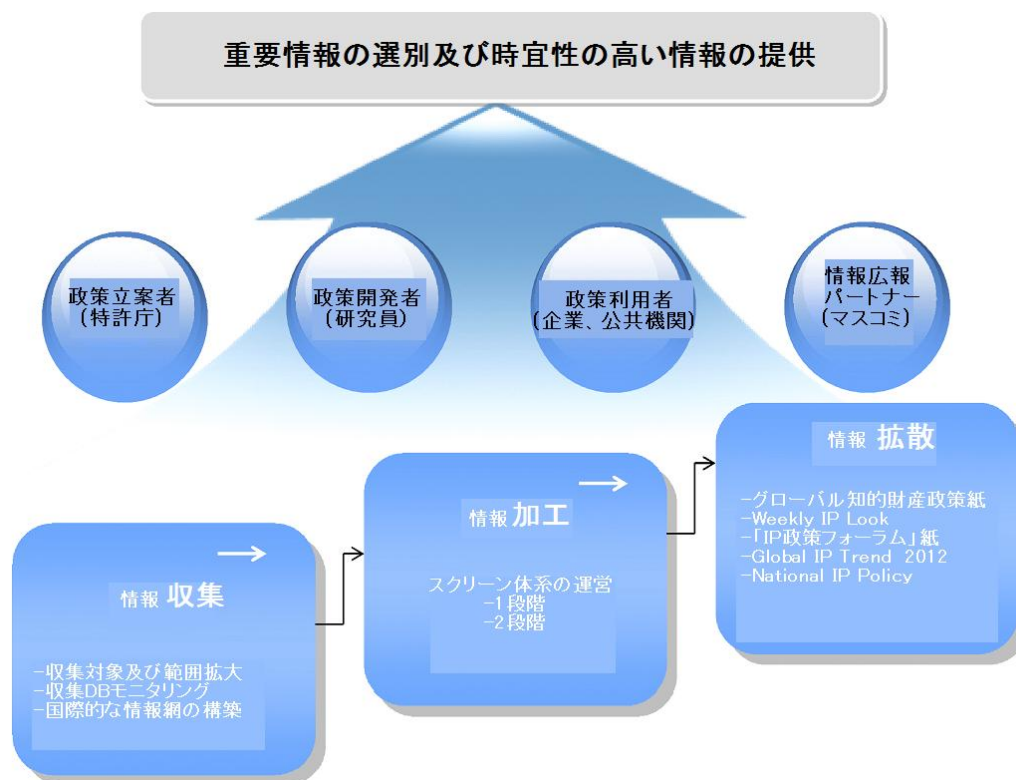
「Issue & Focus on IP」は収集された知的財産関連情報のうち政策的に示唆する点が多いものを整理してメーリングサービスで毎週提供した。また、「深層分析報告書」は収集された世界動向及び学術情報などの知的財産関連情報を独自分析し、これを基に政策立案者たちに外国の関連政策と企業の知的財産動向に対する深層分析を提供(54回)した。「Issue & Focus on IP」と「深層分析報告書」を国別に整理した「国家別年間知的財産政策分析」を年末に発刊して提供した。

「IP Insight」を創刊して毎月主要政策 이슈と統計、判例などの 이슈とトレンドを分析して提供することで、随時変化している知的財産 이슈に対する情報を提供した。

「知的財産政策」は年4回(3月、6月、9月、12月)発刊しているが、主な知的財産政

策イシューや懸案に対する座談会を開催し、主なイシュー及びトレンドを分析して提供した。世界知的財産の主要報告書及び政策資料の原文翻訳本である「National IP Policy」(随時)をウェブで提供し、年2回まとめて発刊した。また、「Global IP Trend」を通じて年間国内外の知的財産主要イシューを選定し、専門家寄稿を通じて未来予測を提供した。

<図Ⅱ-3-1> 知的財産動向の収集・普及の流れ図



## 2) 知的財産に関する国内外ネットワークの構築

知識財産に基づく創造経済を実現するため、大統領府未来戦略首席、産業通商資源委員、イリノイ大学教授などが出席した「創造経済と知的財産国際コンファレンス」を開催した。

公益性を強化した政策フォーラム、シンポジウムなどが活発に開催され、政策立案者、政策開発者、政策利用者、マスコミ関係者が参加した「開かれた研究」を実現し、



知的財産関連の研究者、専門家たちのネットワーク構築及び情報共有の活性化を通じて専門性を強化した意見収集の場として活用した。

＜表Ⅱ-3-3＞2013年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容

行事名
韓・中知的財産シンポジウム(韓・中 FTA に備えた知的財産活動状況及び協力)
創造的な革新と知的財産、そして成長フォーラム
2013 知的財産専門家フォーラム(韓国経済の跳躍に向けた特許政策と競争政策の役割)

### 3)知識財産研究の基盤作り

知的財産権に対する大学(院)生の関心と研究意欲を高め、研究人材を発掘するために「大学(院)生知的財産優秀論文コンテスト」を開催した。

＜表Ⅱ-3-4＞大学(院)生知的財産優秀論文コンテストの受付状況

区分		2011年	2012年	2013年
受付チーム数	大学生	78 チーム	78 チーム	75 チーム
	大学院生	62 チーム	56 チーム	71 チーム
合計		140 チーム	134 チーム	146 チーム
受付チーム数	大学生	24 チーム	10 チーム	24 チーム
	大学院生	15 チーム	14 チーム	27 チーム
	指定テーマ部門	-	1 チーム	-
合計		39 チーム	25 チーム	51 チーム

知的財産関連の専門学術誌である「知識財産研究」は知的財産関連法、経済・経営、科学・技術分野の研究成果を発刊・普及するための季刊誌で、現在韓国研究財団に登載誌として登録されている。

知的財産専門図書館は知的財産を研究する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立された。現在、単行本約7,362冊、研究報告書2,313冊、フォーラムセミナー資料408冊、定期刊行物4,260冊など計14,343冊に達する膨大な資料を提供している。また、国内IP関係機関との図書館利用協定締結を通じてIP専門情報に対するアクセシビリティの向上及び資料利用の拡大を推進している。そして、図書館訪問でのみ利用可能であった学術DBを自宅やオフィスなど外部からでもアクセスできるように遠隔アクセスシステムを導入するなど持続的に利用者の利便性を高めている。

<図Ⅱ-3-2> 知識財産専門図書館



<知識財産専門図書館の内部>



<知識財産専門図書館の書架>

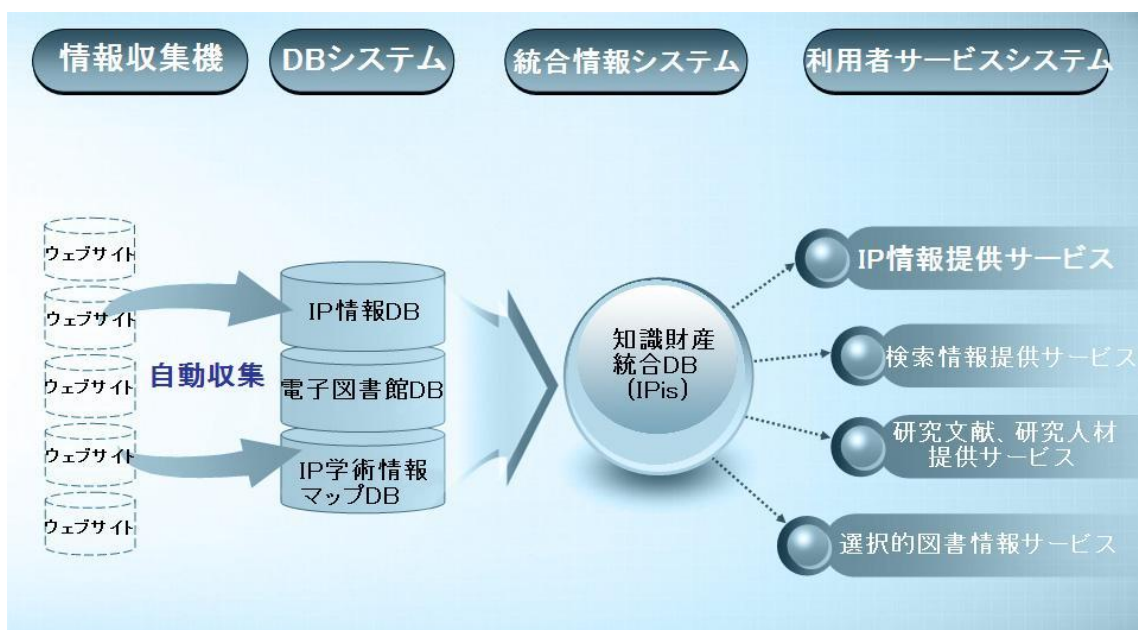
#### 4) 知的財産政策情報サービスの構築

オンラインシステムを通じて国内外の知的財産関連情報を収集・加工し、政策立案資料及び企業経営戦略の樹立に活用できるサービスを提供する統合情報検索システム「知的財産情報サービス」を構築・運営している。2013年12月基準で大学、企業、政府機関、法曹機関、研究機関など会員数は9,842人に達しており、ウェブアクセシビリティ及びモバイルウェブ(m.kiip.re.kr)、毎週配信するニュースレターなどを通じてユーザー利便性を高めている。

また、IP学術情報マップを構築して論文、動向、人材など多様な分野の知的財産研

究DBを構築することで、知的財産分野の戦略的な学術振興に向けた総合的ネットワークの構築を図った。ユーザーたちはIP学術情報マップから知的財産分野における国内外の38,022件の学術情報を検索・閲覧することができる。

＜図Ⅱ－3－3＞知的財産情報サービスシステムの構成図



##### 5) 知的財産基礎研究への支援

知的財産基本法と知的財産基本計画の制定を受け、知的財産基本法の本質と知的財産基本計画を効果的に推進するためには政府の積極的な研究推進が求められる時点である。

そこで、国家レベルでの知的財産政策の樹立及び企業の戦略的な意思決定を支援するための調査・分析、未来核心知的財産に対する予測・評価方法論の研究と、これを通じて知的財産及び新知的財産の未来予測研究など他の知的財産関連研究の基礎的資料と方法論を提供する中大型基礎研究の遂行を支援している。

基礎研究を通じて蓄積された知的財産関連の研究結果は国内の知的財産及び技術革新関連の研究を活性化する土台となり、知的財産政策とあらゆる経済部門との関連性

分析、特許政策の効果に対する分析を通じた政策執行妥当性の確保及び新しい政策開発の基本資料として活用されている。

＜表Ⅱ－3－5＞2013年知的財産基礎研究の主要内容

基礎研究テーマ	課題の概要
知的財産制度の実効性を高めるための法制度の基礎研究	知的財産制度の実効性を阻害する要因を研究し、知的財産権制度の発展方向を定め、制度の存立根拠を作る。
新知的財産の動向分析及び法的保護方案の基礎研究	生物遺伝資源を保護・管理するための戦略方案の構築及び伝統知識関連の紛争に効果的に対応するための国内法制度の整備、国家レベルの対応策の構築
海外主要国の知的財産法制度及び政策動向の調査・分析	特許・商標テーマ別 IP5 の法令を比較し、改正沿革・政策的な背景を分析して政策的に示唆する点を提示する。また、研究テーマ内で並列的な相互比較が不可能な海外特有制度の場合は別当深層分析
対外協力研究	WIPO と OECD の主要アジェンダ分析及び韓国の対応戦略を樹立し、韓・インドネシア、韓・ベトナム FTA 交渉方案を設け、FTA 交渉において知的財産分野での成功を図る。
知的財産と経済発展	知識基盤社会会計マトリックス(IP-CGE)と知識基盤計算可能一般均衡(CGE)モデルを全産業に拡大・高度化し、企業のブランド産出方法論の開発及びこれを活用した国内企業のブランド価値推定
知的財産動向及び未来展望	特許庁の主要推進課題である「審査処理期間の短縮」の経済的な効果の分析及び「知的財産人材の需給」をテーマに知的財産動向分析及び今後の推移分析
国家知的財産戦略の樹立に関する研究	パク・クネ政府発足初期、国家知識財産戦略の推進成果を点検し、戦略の基本方向に対する深層検討が予想されるため、国家知的財産戦略の方向を定めるための理論的・実証的な土台作り

#### ハ. 評価及び発展方向

知的財産インフラ構築事業を通じて知的財産関連の懸案に対する情報提供活動を単純な分析水準から、政策の中心内容を整理して事案に対して深く分析した後、対応策

が樹立できるように強化する必要がある。また、法・経済経営・科学技術など各学問分野との深みのある融合研究が出来るよう環境作りに取り組んでいる。また、国際知的財産戦略研究及び交流・協力を支援するとともに、知的財産政策情報提供の環境と中長期戦略樹立・推進の基礎となる基盤研究の遂行を強化するために努めている。

## 第4章 強い知的財産権創出に向けたIP-R&Dの拡大

### 第1節 知的財産権観点の政府R&Dの効率化

#### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 ポク・サンムン

国家研究開発事業は国家競争力強化のために国家が主導して集中的に育成するための技術、または民間が開発するには負担が大きい技術分野に対して研究する時に推進される。国家予算で運営されるこのような研究開発の予算規模は毎年持続的に増加している。

しかし、このような量的な成長にもかかわらず、先進国に比べると質的な技術革新の成果は低い水準であり、研究開発の結果を技術移転・事業化などの経済的成果につなげる知的財産管理システムもまだ不十分な状況である。

そこで、特許庁は国家研究開発事業の結果として出された新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得につながり、市場でより高い経済性を確保することができるよう、特許情報を積極的に活用する方法を模索してきた。

特許情報の活用を通じて国家研究開発事業の効率性を高め、優秀特許を創り出すなど様々な波及効果が期待できるので、持続的な研究開発と特許情報の相互補完体系を構築する必要があり、これを基に源泉・核心特許を創出するとともに技術移転・事業化などにつなげることで高付加価値を創り出す必要がある。

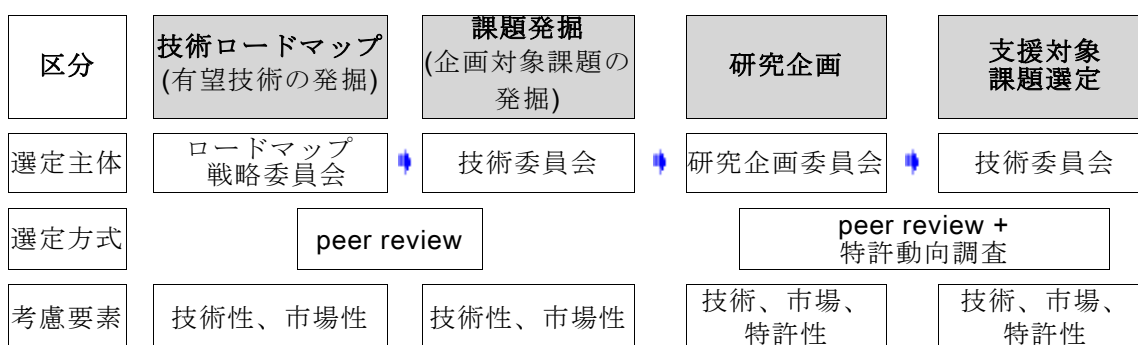
#### 2. 国家特許戦略青写真の構築

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 ポク・サンムン

グローバル競争のための国家技術力の向上と創造経済推進の成功のため、未来有望技術を発掘して集中的に投資することが求められており、先進国は既に未来主導権を確保するために政府レベルで中長期計画を立てて国家戦略事業を選定し、革新技術の導出に力を入れている。

知的財産戦争時代に対応するため、知的財産権観点から優秀特許の創出が可能な有望技術を発掘し、技術先占戦略を樹立する必要がある。政府のR&D投資拡大政策の結果、特許の量的規模は世界水準に達しているものの、質的水準は相対的に不十分な水準である。源泉・核心特許の不足で知的財産貿易収支の赤字は持続的に増加している。

<図Ⅱ-4-1>現政府のR&D課題発掘プロセス



現在政府R&D事業の研究開発課題を発掘する際に殆ど専門家の主観的評価(peer review)に依存することで、優秀知的財産の獲得可能性が考慮されない非定量的課題発掘の慣行は政府R&D投資の効率性を大きく阻害している。R&D機関の特許情報分析経験及びインフラ不足によって課題発掘段階で特許情報を活用しようとしても取り入れることが容易ではない。

一部R&D部処が技術ロードマップ樹立時の知的財産権分析の必要性を認識し、特許分析(30大国家重点科学技術ロードマップ構築/未来創造科学部)を試みているが、概括的な分析に止まっている状態で、R&D部処課題企画の専門担当機関は課題発掘のための特許情報分析において知的財産専門部処である韓国特許庁の役割を期待している。

知的財産権獲得の観点から特許分析を通じて優秀特許の創出が可能な有望技術を提示し、これを達成するため国家レベルの知的財産権先占戦略を提示する必要がある。そこで、特許庁は全世界の特許情報データを分析して未来有望技術を発掘する「国家特許戦略の青写真構築事業」を企画し、2012年から推進している。

ロ. 推進内容及び成果

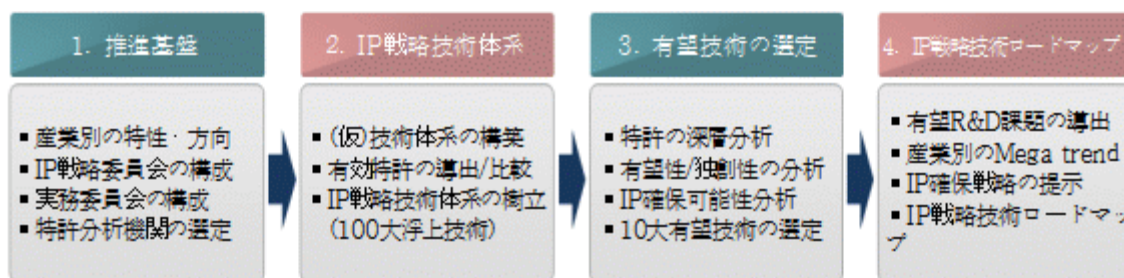
2012年バイオ、モバイル通信、ロボットの3大産業分野を始めに、2013年産業融合、素材、エネルギー、環境など4大産業分野に対する産業別有望技術とこれらの特許先占戦略を樹立して企業及び政府機関に提示した。

<表Ⅱ-4-1> 国家特許戦略青写真構築事業の推進対象となる産業分野

年度	産業分野		備考
2012年	3つ	① モバイル通信、② バイオ産業、③ ロボット	産業別 10 大有望技術を発掘
2013年	4つ	④ 産業融合、⑤ 素材産業 ⑥ エネルギー資源、⑦ 環境/気象	産業別 10 大有望技術を発掘 産業別 IP 戦略ロードマップを追加
2014年	5つ	⑧ 再生エネルギー、⑨ LED/光、⑩ 農林水産食品、⑪ 部品、⑫ 海上/航空輸送	
2015年	6つ	⑬ 陸上交通、⑭ 情報通信メディア、⑮ 半導体、⑯ ディ스플레이、⑰ 電力/原子力、⑱ 製造基盤	

国家特許戦略青写真構築事業は以下のように4段階のプロセスによって推進されている。

<図Ⅱ-4-2> 4段階推進プロセス





- ① 段階：産業別特性による方向の設定及び最高決定機構である IP 戦略委員会の構成
- ② 段階：従来技術中心-(仮)技術体系を有効特許中心の IP 戦略技術体系に再構築
- ③ 段階：特許の深層分析を通じて源泉・核心特許の先占可能性の高い有望技術を発掘
- ④ 段階：有望技術の知的財産権先占に向けた R&D 戦略を含む IP 戦略技術ロードマップの構築

産業分野別に選定された10大有望技術を各政府機関に提供してR&D企画課題として活用した結果、産業通商資源部、未来創造科学部、文化体育観光部など計6部処で活用された。

<表Ⅱ-4-2>各部処のR&D企画課題活用の結果

分野	有望技術	部処 R&D 企画課題
産業 融合	医療用 Big data 技術	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1.個人オーダーメイド型健康管理のためのスマート医療機器と EMR 及び PHR 統合管理プラットフォームの開発  [福祉部(韓国保健産業振興院)] 1.社会保障部門 Big data 事業の企画研究 2.保健医療 Big data R&D 事業の企画研究
	ソーシャルエネルギークラウド管理システム	[建設技術研究院] 1.国土ライフライン高度化技術企画 (国土部国土交通科学技術振興院の国家 R&D 企画課題として提案)
	IT 基盤水質モニタリング技術	[未来創造科学部(建設技術研究院)] 1.河川藻類防除技術の開発
	非接触式 UI/UX 基盤の動作認識・センシング技術	[文体部(韓国コンテンツ振興院)] 1.障害者及び老弱者のための機能性ゲームのインターフェース標準及び認証/検証技術の開発 2.仮想宇宙旅行シミュレーションゲーム技術の開発 3.動作認識センサーと熱画像カメラを利用したリアルタイムメディア融合舞踊舞台演出システムの開発 4.Leap モーションに基づいた彫刻と塑像の直観的な両手技法を使用する 3次元モデリングシステム技術の開発

		[未来創造科学部(建設技術研究院)] 1.夜間우천時の道路視認性増進技術開発計画
	芸術活動演出シミュレータ及び舞台自動化技術	[文体部(韓国コンテンツ振興院)] 1.多個体連動可能な複合機能型超薄型スマートステージ技術の開発 2.DIY(Do It Yourself)ライト、モーションコントロールソリューションの開発 3.空間及び展示品の制限を超える先端博物館展示技法のための超リアルなデジタルの再現及び相互作用技術の開発
素材	高強度軽量アルミニウム合金	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1.アルミニウム連続鋳造技術
	3Dプリンティング素材	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1.チタニウム総合素材化事業(メガプロジェクト)
	電磁波遮蔽/吸収用超軽量高分子複合素材	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1.低比重導電粒子製造技術及びこれを利用した電磁波遮蔽用コーティング剤の開発(化学工程 PD)
エネルギー・資源	シェール/タイトガス	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1.ガス資源 C2 基盤の芳香族化合物及びプロピレン製造技術の開発 2.シェールガス採掘素材の開発 [産業通商資源部(海外資源開発振興財団)] 1.シェールガスプレイにおける亀裂の役割究明のための個別要素モデリング研究 2.シェール及びタイトガス底流層の特性化及び圧力遷移分析を通じた生産性評価
	断熱技術(素材及びシステム)	[未来創造科学部(建設技術研究院)] 1.電力不足事態防止のための既存建物のグリーンリフォーム技術の開発
環境・気象	フタレート可塑剤の代替及び低減技術	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1.環境規制対応の non-phthalate 系素材
	資源節減型 3D プリンティング技術	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1.3×4×1.2(m3)大型鋳物木型代替用 FDM(Fused Deposition Modeling)基盤ハイブリッド 3D プリンティングシステムの開発

	2.SLS(Selective Laser Sintering)基盤のハイブリッド型 3D プリ ンティング技術を利用した個人オーダーメイド型医療 デバイス(歯列矯正装置及びインプラント)のデジタル快速金 型技術の開発
自然模写を利用し たエネルギー、資 源低減技術	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1.自然模写型接着剤及び超撥水/超撥油素材
二酸化炭素捕集、 保存及び固定化処 理技術	[環境部(韓国環境産業技術院)] 1.CO2 保存環境管理技術の開発
自動気象観測装備	[未来創造科学部(建設技術研究院)] 1.空間降雨量の精密測定のための超小型レーダー雨量計の開 発
自動積雪計	[気象庁(韓国気象産業振興院)] 1.映像複合レーザー高精密度積雪観測機器の開発
気象情報サービス 技術	[気象庁(韓国気象産業振興院)] 1.産業分野活用に向けた気象情報 Big Data プラットフォーム の構築及び Mashup サービスの開発

#### ハ. 評価及び発展方向

2012年事業結果最終報告書を大学・公共研究所及び民間企業に配布(2013.4)して活  
用度調査(2013.7)を行った結果、78.7%が有効に活用したことが分かった。活用分野  
としては、特許技術動向の習得、R&D中長期戦略の樹立、R&D企画、新規R&Dアイ  
テムの発掘の順に有効活用したことが分かった。

2015年6大産業分野に対する源泉・核心特許が創出可能な未来有望技術の発掘及び  
特許戦略ロードマップの構築を推進する予定であり、2015年まで18大産業分野に対す  
る国家特許戦略青写真構築を完了する計画である。

<図Ⅱ-4-3> 国家特許戦略青写真構築計画



2016年以後 1 次完了した18大産業う分野お国家特許戦略青写真を毎年6つの分野ずつ3年単位でアップデートすることで、一回で終わる情報抽出や分析ではなく、持続的に国内外特許中心の研究開発状況と特許今日僧侶億の変化を予測し、強い特許が先占可能な未来有望技術と特許先占戦略及び関連R&D戦略を持続的に提示し、強い特許先占を通じた韓国の研究開発投資の効率性を高める計画である。

毎年急変しつつある国内外の産業動向が反映できるよう、毎年産業分野の調整・補完のための専門家委員会を開催し、18大産業分野を体系的に修正・補完する計画である。また、具体的かつ深層的な特許戦略青写真を構築するため、相互関連性の高い産業分野への体系的な拡大を通じて新規産業分野を追加し、18大産業分野を細分化して急変している国内外の市場に求められる戦略的な特許競争力確保に向けた技術予測を推進する計画である。

### 3. 政府R&D特許技術動向調査

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 イ・ゾンホ

## イ. 推進背景及び概要

特許庁は国家研究開発事業の結果として生み出された新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得につながり、市場でより高い経済性を確保することができるよう、特許情報を積極的に活用する方法を模索してきた。

特許庁は第16回国家科学委員会に「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を報告し、その後続措置として2005年から特許技術動向調査事業を試験的に実施した後、各政府機関の国家研究開発事業の企画及び課題選定課程において特許技術動向調査及び先行特許調査を支援した。

特許動向調査は未来創造科学部、産業資源部など研究開発機関が中長期、大型研究開発事業を展開する際に研究企画段階で開発中の技術と関連する特許動向及び特許確保可能性を分析・提供し、特許が先占されていない方向に研究開発を誘導することを目的としている。そして、先行特許調査は課題選定過程において課題内容と関連して同一・類似する特許の存在有無を調査・提供して重複投資を防止することを目的としている。

現在政府R&D課題企画時の特許動向調査と課題選定時の先行特許調査は大統領令によって義務付けられているが、「国家研究開発事業の管理などに関する規定」にその内容が規定されている。

<表Ⅱ-4-3> 国家研究開発事業の管理などに関する規定(大統領令)

(第4条第2項) 中央行政機関の長は第1項による事前調査または企画研究を行う場合、応用研究段階及び開発研究段階の**国家研究開発事業**に対しては**国内外の特許動向、技術動向及び標準化動向(研究開発結果と標準化を連携する必要がある場合のみ該当する)**を調査しなければならない。

(第7条第3項第11号) ③中央行政機関の長は**研究開発課題を選定する時**は以下の各号の事項を検討しなければならない。但し、第11号の場合には応用研究または開発

研究段階の研究開発課題である場合に限定する。

11. 公知された技術及び知的財産権存在の有無(主管研究機関が中小企業で、総研究期間が1年以内の課題は除く)

(第16条第5項)応用及び開発研究段階国家研究開発事業の段階評価の時、**国内外の特許動向、技術動向、標準化動向**を調査して評価に反映できる。

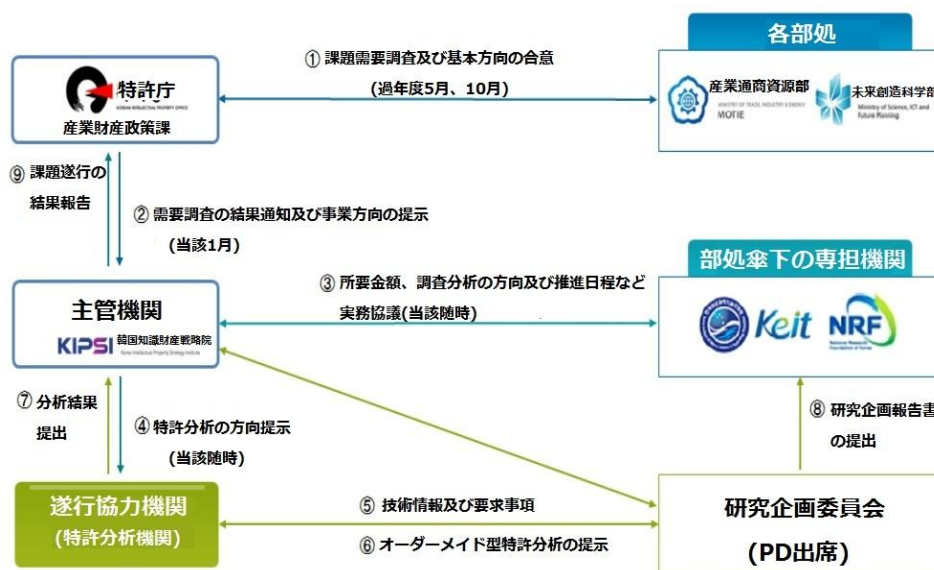
ロ. 推進内容及び成果

1) 国家研究開発事業の研究企画/中間企画時の特許動向調査

特許庁は国家研究開発機関との協議の下で特許動向調査を支援する事業及び課題を確定した後、特許動向調査の結果物を該当機関に提供する。各機関では提供された特許動向調査の結果物を研究企画段階に反映して研究の方向を設定・変更するなど特許情報を積極的に活用して競争力のある研究課題を引き出す。

2011年には11機関694課題、2012年には735課題、2013年703課題に対して研究企画段階の特許動向調査を実施した。

<図Ⅱ-4-4> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系



「特許動向調査報告書」は一般研究者たちも研究、技術開発を行う際に活用できるよう、e-特許ナラ(www.patentmap.or.kr)を通じて公開しているが、2013年該当サイトを改編して特許情報提供コンテンツを多様化するとともに活用機能を強化した。

<図Ⅱ-4-5>e-特許ナラの改編事項

【改編前】		⇒	【改編後】
報告書の提供範囲	・ 特許動向調査報告書	⇒	・ 特許動向調査報告書 ・ 国家特許戦略青写真報告書 ・ Monthly Issue Report
主な提供コンテンツ	・ 単一報告書提供サービス(題目検索支援)	⇒	・ 総合報告書提供サービス(全文検索) ・ キーワードDBを活用した自己分析支援
サービス提供方法	・ 検索を通じた情報アクセス	⇒	・ 関心報告書メーリングの双方向サービスの導入 ・ アンケートを通じたユーザーパターン分析

2013年各部処で政府R&D課題を企画する時に特許動向調査の結果を提供した後、アンケート調査を実施した結果、218課題のうち80課題(36.7%)が特許動向調査の結果を活用して研究企画方向が修正されたことが分かった。

<表Ⅱ-4-4>2012年の国家R&D研究企画/中間企画時の特許動向調査支援状況

機関	研究開発事業名	課題数
国土交通部	建設交通技術研究開発事業	1
	建設交通研究企画事業	1
	交通物流研究事業	8
	交通体系効率化事業	1
	先端都市開発事業	2
	プラント研究事業	1
気象庁	気象産業支援及び活用技術開発事業	1

	成層圏長期滞空パイロット機における気象センサー搭載及び活用技術の開発	1
企画財政部	国家研究開発事業の妥当性調査事業	10
農林水産食品部	Golden seed プロジェクト	7
農村振興庁	農食品資源研究事業	22
	農業共同研究事業	15
	農業基礎基盤研究事業	8
	産地畜産試験研究事業	1
	園芸特作試験研究事業	21
	作物試験事業	22
文化体育観光部	畜産研究事業	1
	スポーツ科学技術開発基盤造成事業	10
	コンテンツ技術開発事業	42
未来創造科学部	コンテンツ産業技術支援事業-段階評価	40
	ICT R&D 事業	52
	未来有望融合技術パイオニア事業	16
放送通信委員会	出捐研支援課題	33
放送通信委員会	放送通信技術開発事業	21
防衛事業庁	国防研究開発事業	1
保健福祉部	グローバル化粧品新素材・新技術研究開発支援事業	3
	保健医療研究開発事業	6
山林庁	機能性所得林産物研究状況調査事業	1
	山林科学技術開発事業	33
	山林生物種研究事業	3
産業通商部	広域経済圏拠点機関支援事業	23
	国際共同技術開発事業	1
	ロボット産業源泉技術開発事業	1
	民軍兼用技術事業	17

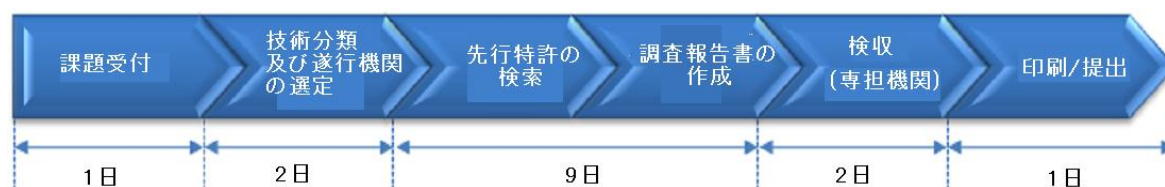


	産業核心技術開発事業	192
	産業融合源泉技術開発事業(主力)-段階評価	32
	素材源泉技術開発事業	35
	エネルギー技術開発事業	1
	電力、原子力及び新再生エネルギー融合源泉技術開発事業	2
安全行政部	複合・社会的な災害対応技術開発事業	6
海洋水産部	海上安全及び海洋交通施設技術開発事業	2
	海洋研究企画事業(KIOST)	2
環境部	水生生態及び河川水環境技術開発事業	5
14 機関の 43 事業		703

## 2)国家研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

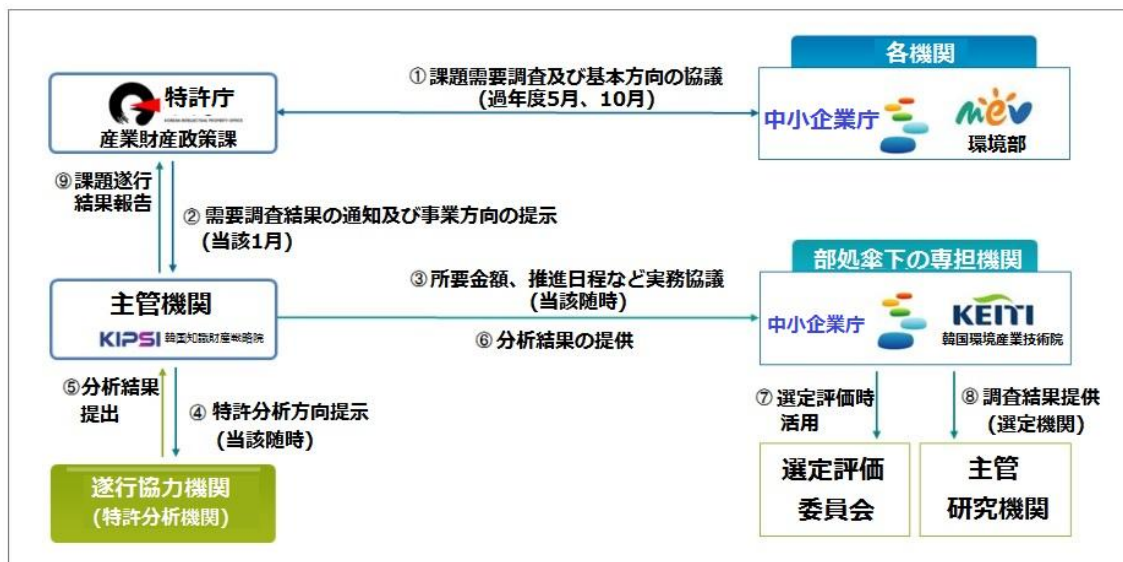
先行特許調査は短期、小型研究開発事業においてBottom-up方式で研究する課題を選定する際、該当分野の先行特許などを事前に調査し、研究開発の結果が重複することを未然に防ぐために推進された。特許庁は<図Ⅱ-4-6>のようなプロセスを通じて各機関に「先行特許結果報告書」を提供し、各機関は研究課題の選定評価にこれを反映して支援課題を選定することで、先行技術を考慮した研究開発を通じて効率性の向上を図っている。

<図Ⅱ-4-6> 先行特許調査の進行プロセス



2011年には3,730課題、2012年には2,914課題、2013年には3,182課題に対して課題遂行/段階評価時の先行技術調査を支援した。

< 図 II - 4 - 7 > 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系



2013年度に先行特許調査を活用して課題を選定した研究開発事業担当者を対象に行った満足度アンケート調査の結果、先行特許調査の結果に対する満足度が92%であった。

< 表 II - 4 - 5 > 2013年国家R&D課題選定/段階評価時の先行特許調査支援状況

機関	研究開発事業名	課題数
気象庁	気象産業支援及び活用技術開発事業	24
農林水産食品部	高付加価値食品技術開発事業	211
	技術事業化支援事業	48
	農林畜産食品研究開発事業	125
農村振興庁	農業共同研究事業	208
	新陳研究者支援事業	60
文化体育観光部	スポーツ科学技術開発基盤造成事業	5
	コンテンツ産業研究開発事業	3
未来創造科学部	公共福祉安全研究事業	26
保健福祉部	グローバル化粧品新素材・新技術研究開発支援事業	17
	癌研究所及び国家癌管理事業本部運営事業	56

	リハビリ研究開発アウトソーシング事業	39
	韓医薬先導技術開発事業	25
山林庁	林業技術研究開発事業	42
産業通商資源部	民軍兼用技術事業	238
	エネルギー技術開発事業	72
消防防災庁	災難安全技術開発基盤構築事業	24
	次世代核心消防安全技術開発事業	38
中小企業庁	グローバル戦略技術開発事業	182
	官民共同投資技術開発事業	88
	中小企業融・複合技術開発事業	101
	中小企業商用化技術開発事業(購買条件付新製品開発)	178
	海外需要先連携技術開発事業	28
	革新企業技術開発事業	1,059
海洋水産部	水産実用化技術開発事業	71
環境部	Non-CO2 温室効果ガス低減技術開発事業	40
	グローバルトップ環境技術開発事業	8
	未来有望グリーン環境技術産業化促進事業	13
	次世代エコイノベーション技術開発事業	99
	土壌・地下水汚染防止技術開発事業	23
	環境技術開発事業	22
	環境融合新技術開発事業	9
12 機関 32 事業		3,182

#### ハ. 評価及び発展方向

ソウル大学経済研究所が事業成果を分析した結果、政府R&D課題の企画及び選定の時に特許情報を活用した結果、2012年に5,020億ウォンの国家研究開発予算節減効果が発生し、特許技術動向調査事業の支援を受けた国家研究開発事業は支援を受けていない国家研究開発事業に比べて、1課題当たり21%の国内特許及び37%の海外特許が

追加的に創出されたことが分かった。

< 図 II - 4 - 8 > 政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析



現在「国家研究開発事業の管理などに関する規定」によれば特許動向調査は応用及び開発研究段階の国家研究開発事業を新しく企画する場合は義務付けられている。しかし、基礎研究段階の課題は政府R&D課題の中で多くの比重を占め、源泉特許を創り出す可能性が高いため、2014年には基礎研究課題を対象にする特許動向調査支援を拡大する計画である。

また、各機関で課題を企画する前に産・学・研を対象に技術需要調査を実施する時は先行特許調査を支援し、特許動向調査支援の際は特許のみならずデザインに対する動向まで把握できるように特許とデザインを連携して動向調査を支援する計画である。

特許技術動向調査事業は研究開発の特性を考慮したオーダーメイド型特許分析の提供を通じてより競争力のある研究企画報告書の導出を誘導し、知的財産権中心の技術獲得戦略方法論をR&D課題の詳細企画にも適用して研究企画段階のみならず研究を通じて開発された技術が事業との連携で収益を創り出せるよう国家研究開発事業の全周期に特許情報活用を支援する予定である。

#### 4. 政府R&D特許成果の管理

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・ゾンピル

## イ. 推進背景

政府研究開発(以下R&D)の予算は2003年4兆9,036ウォンから2013年16兆8,777ウォンに大きく増加している。このように政府R&D予算規模が益々拡大するにつれ、R&D投資効率性に対する政府の関心もまた高まっている。そこで韓国政府は益々大型化・融複合化しつつある政府R&D事業に対する政府レベルの総合管理体系の構築に向けて1998年から国家科学技術審議会(旧国家科学技術委員会)を中心に毎年「国家研究開発事業調査・分析・評価」を実施している。

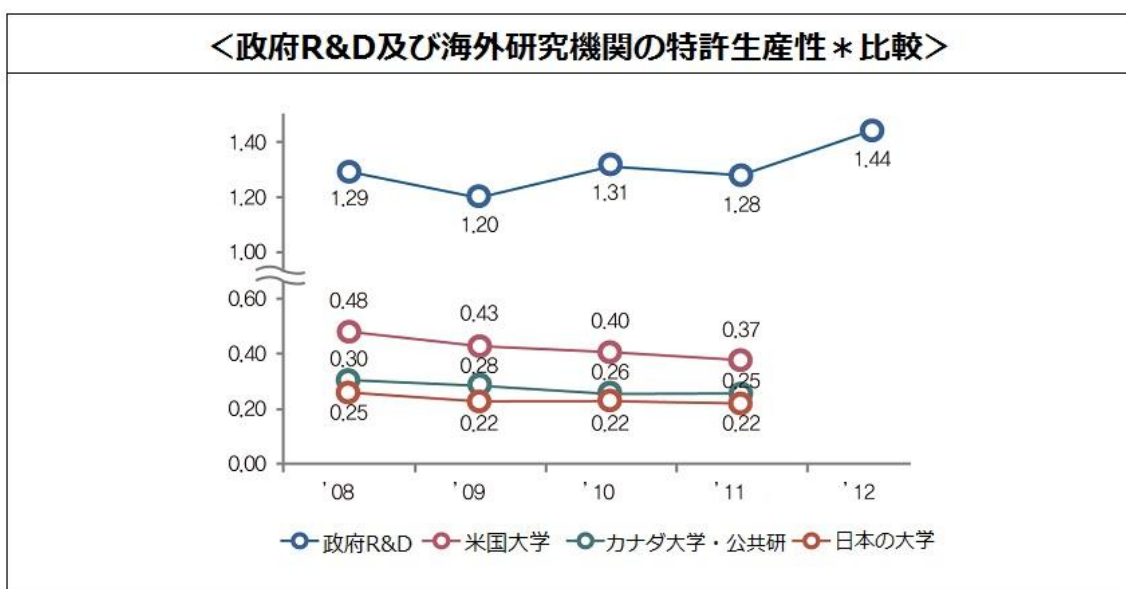
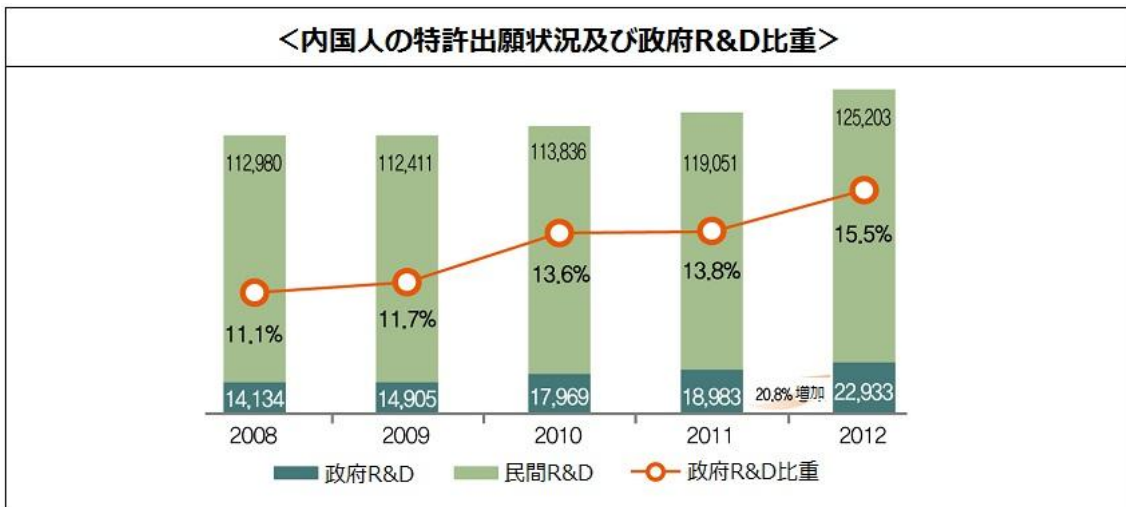
特許庁は成果中心の政府R&D事業評価制度を定着させるため、国家研究開発事業で発生した特許成果の量的・質的水準及び活用現状を分析し、それと関連して示唆する点などを導出してその結果を毎年国家科学技術審議会に報告するなどR&D部処及び機関などに普及している。

## ロ. 推進内容及び成果

政府R&D政策樹立及び事業評価を支援するとともにR&D事業の効率性を高めるため、2012年度政府R&D特許成果を機関別、研究主体別及びR&D事業目的別など様々な角度で分析し、2008～2012年に国内及び外国に登録された政府R&D特許に対してPQI(Patent Quality Index、特許品質指数、OECD基準)を活用した特許品質測定及び専門家分析を通じて質的水準を分析した。

## &lt;図Ⅱ-4-9&gt; 2008～2012年政府R&amp;D特許成果の主要分析結果

●(量的成果)政府R&Dによって創出された国内出願は2008年14,134件から2012年22,933件に年平均**12.5%増加**、特許生産性は**海外研究機関より高い水準**



\* 特許生産性：R&D投入費用10億ウォン当たり特許出願件数

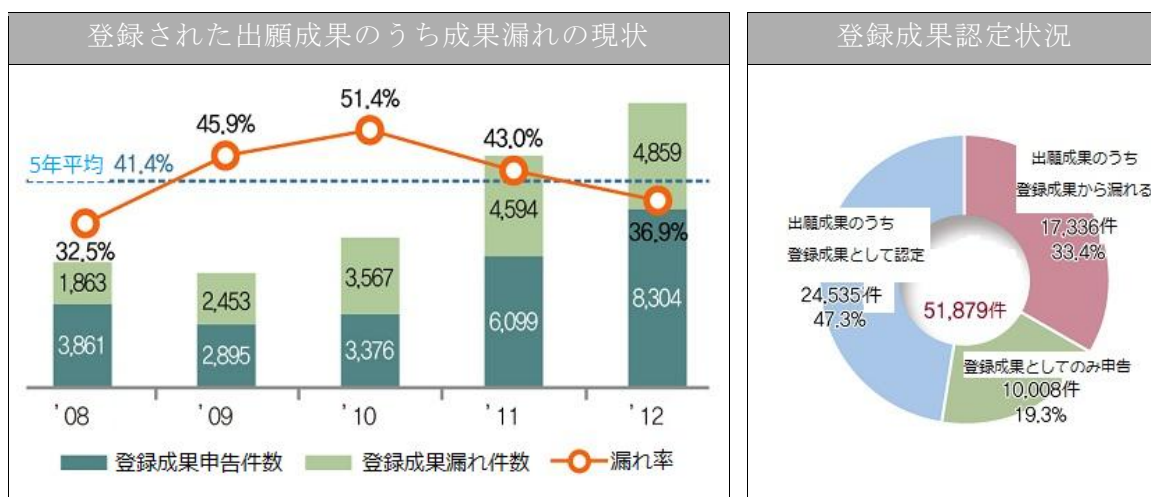
●(質的成果)創意性の高い特許1.4%、適用分野が多様な特許及び研究協力による融合性の高い特許は各0.6%水準

区分	技術の創意性	権利保護の強度	権利の充実度	適用分野の多様性	技術融合性
専門家分析による優秀特許比率(%)	1.4	3.2	3.3	0.6	0.6

一方、2006～2012年の政府R&D国内出願成果を追跡調査した結果、特許17,336件が

登録の際に申告せず登録成果から漏れたことが分かった。

<表Ⅱ-4-6>登録された出願成果のうち成果漏れ状況及び認定状況



\* 出願成果(2006～2012年)の41.4%(17,336件)が最近5年(2008～2012年)間登録成果から漏れる。

大学・公共研が政府R&Dを通じて創出した特許を如何に活用しているのかに関して特許成果と活用実態を調査・分析した結果、政府R&D特許成果の活用実績は持続的に改善されていることが分かった。2008～2012年の間技術移転契約のうち特許が含まれた契約件数は年平均11.4%、技術料は年平均18.5%増加し、政府R&Dを通じて創出された特許の移転率<sup>8</sup>は6.2%であることが分かった。

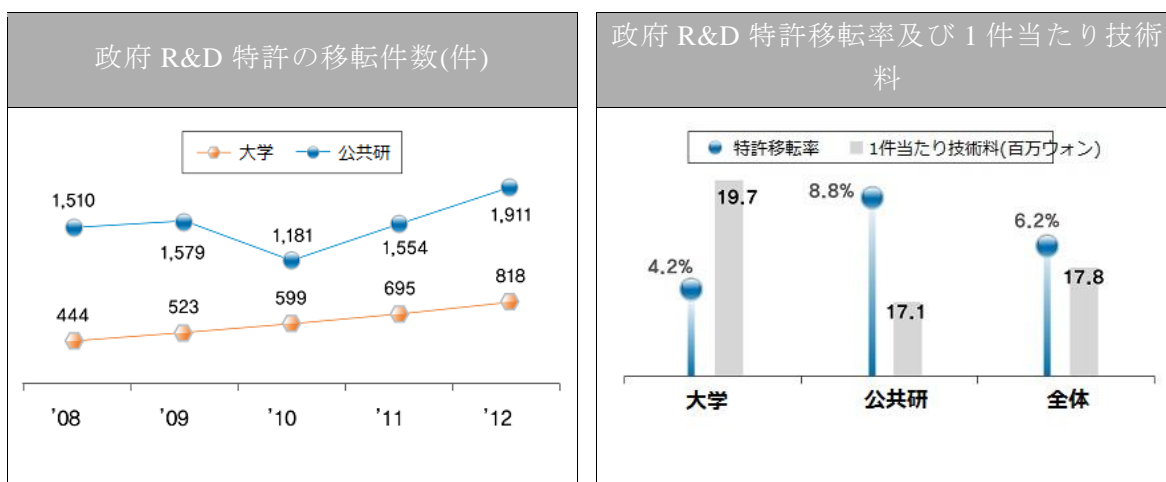
<表Ⅱ-4-7>政府R&D特許を含む技術移転契約及び技術移転料

区分		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	合計	年平均増加率(%)
契約件数 (件)	大学	352	366	403	523	518	2,162	10.1
	公共研	562	586	615	862	891	3,516	12.2
	小計	914	952	1,018	1,385	1,409	5,678	11.4
技術移転	大学	6,097	10,046	13,867	19,214	21,837	71,060	37.6

<sup>8</sup> 特許移転率：2008年以後出願された特許の中で移転された特許の比率

料(百万 ウォン)	公共研	26,141	35,431	37,432	29,065	41,800	169,870	12.5
	小計	32,239	45,477	51,299	48,279	63,637	240,930	18.5

<図Ⅱ-4-10> 政府R&D特許移転件数及び特許移転率



#### ハ. 今後の推進計画

まず、従来制限的に公開されていた特許成果の分析情報を各機関が利用できるように特許成果管理システムを通じたウェブサービスを構築して情報提供を拡大することで、「政府3.0」の実現に貢献する計画である。

そこで特許に対する状態情報、質的分析情報及び特許成果の活用情報などを機関が手軽に利用でき、これを通じて機関の質的水準中心の特許成果管理を支援するとともに特許成果の活用も促すことができると期待される。

また、政府R&D成果評価が既存の量的評価から質的評価中心に変わったことで、政府R&D事業特許成果の質的指標及び目標値の設定を支援するため、R&D関連部処及び機関との協議の下で「特許成果の分析及び評価ガイドライン(仮称)」を開発・普及する計画である。



## 5. 政府R&amp;D特許戦略支援

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 イ・ゾンホ

## イ. 推進背景及び概要

政府のR&D予算は2010年13.7兆ウォンから2013年には16.9兆ウォンの予算が投じられるなど、政府R&Dの成果を高めるために毎年投資が拡大されつつある。

\* 政府R&D予算の拡大(兆ウォン) : (2010)13.7→(2011)14.9→(2012)16.0→(2013)16.9  
(未来創造科学部)

このような持続的な投資拡大によって政府R&Dを遂行する韓国大学・公共研の特許生産性(R&D投入費用10億ウォン当たり特許出願件数)は大きく高まり、海外機関と比較すると極めて高い水準であることが分かる。

\* 特許生産性(件/10億ウォン) : 韓国1.44(2012年)、米国0.26、日本0.37、カナダ0.22(以上2011年)

しかし、2008年～2012年に政府R&Dを通じて登録された国内特許を質的に分析した結果、政府R&D特許の被引用度及びファミリー国家指数は民間R&Dより低く、優秀特許比率(3.6%)は外国人の役1/8水準であることが分かった。

<表Ⅱ-4-8> 政府R&D国内登録特許(2008～2012)指標の分析

区分	被引用度 <sup>9</sup>	請求項 <sup>10</sup>	ファミリー国家 <sup>11</sup>	汎用性 <sup>12</sup>	PQI <sup>13</sup>	優秀特許比率(%)
政府 R&D	1.1	0.8	0.4	1.2	0.7	3.6
民間 R&D	1.3	0.8	0.5	1.2	0.7	4.5

<sup>9</sup> 後行特許によって引用された回数で、技術影響力を意味する。

<sup>10</sup> 技術に対する特許保護範囲

<sup>11</sup> 特許が出願された国家の数で、特許の市場的価値を反映する。

<sup>12</sup> 影響を及ぼした技術分野の数で、他分野に対する技術拡散力(適用可能分野の多様性)

<sup>13</sup> 相対的な特許品質指標(Patent Quality Index)を使用。PQI=1(普通)、PQI>1(優秀)、PQI<1(不十分)

外国人	0.5	1.4	2.2	0.5	1.7	27.3
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

そこで特許庁は大学・公共研究機関が行っている政府R&D課題を対象に、知的財産権観点からの研究開発戦略の樹立を支援し、お金になる強い特許が確保できるように「政府R&D特許戦略支援事業」を展開している。

#### ロ. 推進内容及び成果

2012年から始まった「政府R&D特許戦略支援事業」は大学・公共(研)が遂行する政府R&D課題を対象に優秀特許の創出、特許ポートフォリオの設計、デザイン・ブランド及びマーケティング戦略などを提示する事業であり、2013年には28の大学・公共研究機関が行っている計68の政府R&D課題を対象に支援を行った。

<表Ⅱ-4-9> 2013年政府R&D特許戦略支援事業の支援状況

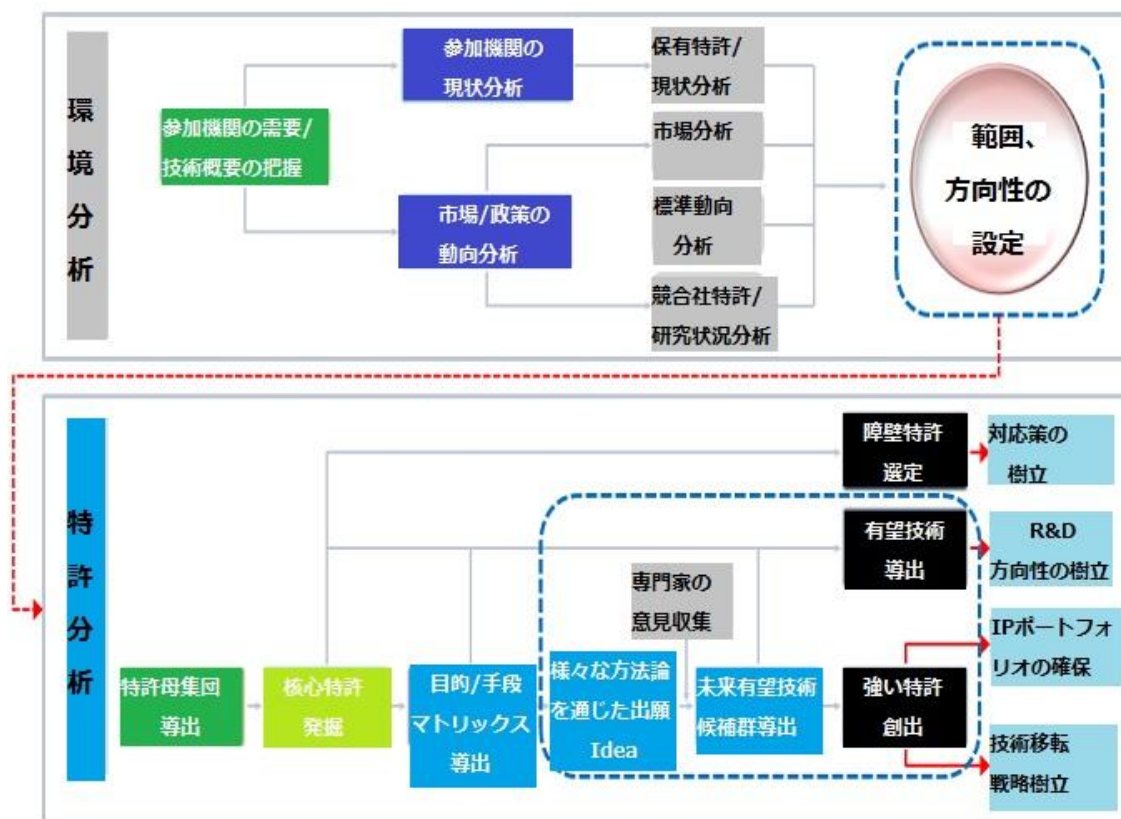
部処名	機関名	遂行課題数
未来創造科学部 (教育科学技術部)(15)	韓国科学技術研究院	9
	韓国韓医学研究院	2
	韓国科学技術院	1
	国家核融合研究所	1
	韓国電子通信研究院	1
	韓国電気研究院	1
文化体育観光部(1)	全州大学	1
農林畜産食品部(農林水産部)(2)	成均館大学	1
	鎮安紅参研究所	1
産業通商資源部(知識経済部)(31)	韓国エネルギー技術研究院	13
	韓国電気研究院	3
	韓国電子通信研究院	3
	韓国地質資源研究院	1

	済州テクノパーク	2
	DYETEC 研究院	1
	ソウルアサン病院	1
	材料研究所	1
	韓国機械研究院	1
	韓国ロボット融合研究院	1
	韓国生産技術研究院	1
	韓国食品研究院	1
	韓国化学研究院	1
	韓国航空大学	1
保健福祉部(2)	韓国保健産業振興院(カトリック大学)	1
	韓国保健産業振興院(延世大学)	1
環境部(2)	ソウル大学	2
国土交通部(国土海洋部)(5)	韓国海洋科学技術院	3
	韓国鉄道公社	2
防衛事業庁(5)	国防科学研究所	5
その他(5)	韓国ロボット融合研究院	1
	成均館大学(サムスンソウル病院)	1
	サムスンソウル病院	1
	西帰浦市庁	1
	漣川郡庁	1
小計	8 部処など、30 機関	68

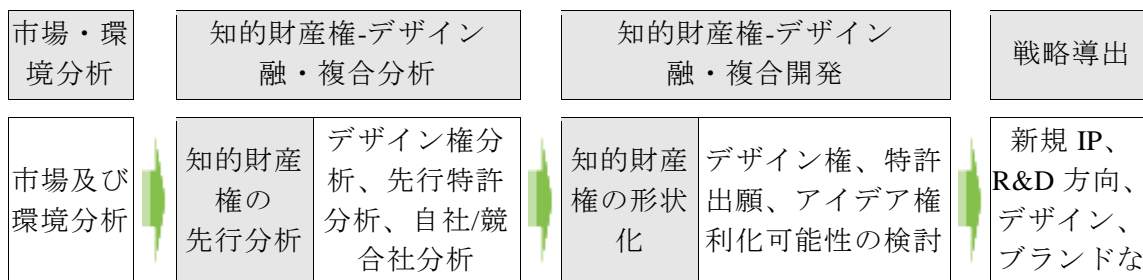
2013年にはR&D課題の特性及び需要によって支援体系を「中大型R&D特許戦略支援」、「短期・小型R&D特許戦略支援」及び「知的財産権融・複合課題支援」に分けて事業を進めた。「中大型R&D特許戦略支援」は中大型R&D課題を対象に6ヶ月間特許ポ

トフォリオの設計、R&D戦略樹立及び技術移転・事業化戦略を支援し、「短期・小型R&D特許戦略支援」は小型R&D課題を対象に特許戦略の補強、核心特許の分析・対応を通じた新規IP創出を支援し、「知的財産権融・複合課題支援」は研究後期段階の政府R&D課題を対象に技術移転・事業化に直接活用できるように特許、デザイン、ブランドなどの開発戦略樹立を支援した。

<図Ⅱ-4-11>特許戦略支援のプロセス



<図Ⅱ-4-12>知的財産権融・複合支援のプロセス



	デザイン 分析	市場分析 技術分析 環境分析総合	デザイン 開発	1、2次デザイン及 び企業品評 デザインガイドラ インの導出	ど融・複合 戦略
--	------------	------------------------	------------	---	-------------

#### ハ. 評価及び発展方向

2013年政府R&D特許戦略支援事業は政府R&D課題を通じた特許成果を質的・量的に高める同時に技術移転・事業化など成果拡散に大きく貢献したため、大学・公共研の研究者から高い満足度を得た。2013年事業支援を受けた政府R&D課題研究責任者を対象にアンケート調査を行った結果、全般的な事業内容に対する満足度調査では「とても満足」49.2%、「満足」44.6%の結果が出た。また、86.2%の研究者が事業に再び参加する意思があると答えた。事業を通じて樹立を支援した戦略の中では「IP獲得戦略」、「R&D方向提示」の順で満足度が高いことが分かった。

#### <図Ⅱ-4-13>2013年政府R&D特許戦略支援の優秀事例

韓国エネルギー技術研究院(2013年上半期)

課題ニーズ	主要成果	低級炭の熱分解及び高付加価値化技術
<p>最強の特許ポートフォリオの構築(低級炭の熱分解工程及び高品位化)、差別化戦略の方向設定(工程技術)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題特許対応戦略 10 件</li> <li>・新規特許 18 件</li> <li>・ブランド強化 1 件</li> <li>・R&amp;D 課題の導出 7 件</li> <li>・公知技術の活用戦略 12 件</li> </ul>	
<p>&lt;技術移転及び事業化成果&gt;</p>		
<p>・メタルケットコアと技術移転を締結：前払金 2.6 億ウォン、經常技術料売上高の 2%(専用実施)</p>		
<p>&lt;研究責任者からの反応&gt;</p>		
<p>・公共機関から開発された技術は優秀であるものの、企業から背けられる場合が度々発生するが、研究開発の時に特許戦略を活用することは極めて重要であることを経験する。</p>		

2014年政府R&D特許戦略支援事業は需要者の多様なニーズに応えるとともに事業遂行を効率化するため、「中・大型R&D特許戦略支援」、「大学R&D戦略支援」、「知財権融・複合支援」、「ニーズに合わせた戦略支援」の4つの類型に支援体系を細分化する計画である。また、特許戦略樹立支援を受けた後は技術移転・事業化支援が受けられるよう、関連事業と連携を強化して政府R&Dを通じて創り出された技術及び知的財産権が事業化につながるよう好循環体系を構築する計画である。

<表Ⅱ-4-10> 2014年政府R&D特許戦略支援体系の改編案

2013年支援体系	2014年支援体系の改編案	支援期間
<p>中大型 R&amp;D 特許戦略支援</p>	<p>中大型 R&amp;D 戦略支援</p>	<p>6ヶ月</p>
<p>小型 R&amp;D 特許戦略支援</p>	<p>知的財産権融・複合戦略支援</p>	<p>6ヶ月</p>

知的財産権融・複合課題支援	大学 R&D 戦略支援(新設)	6ヶ月(2014年試験的に実施)
	ニーズに合わせた戦略支援(新設)	4ヶ月(2014年試験的に実施)

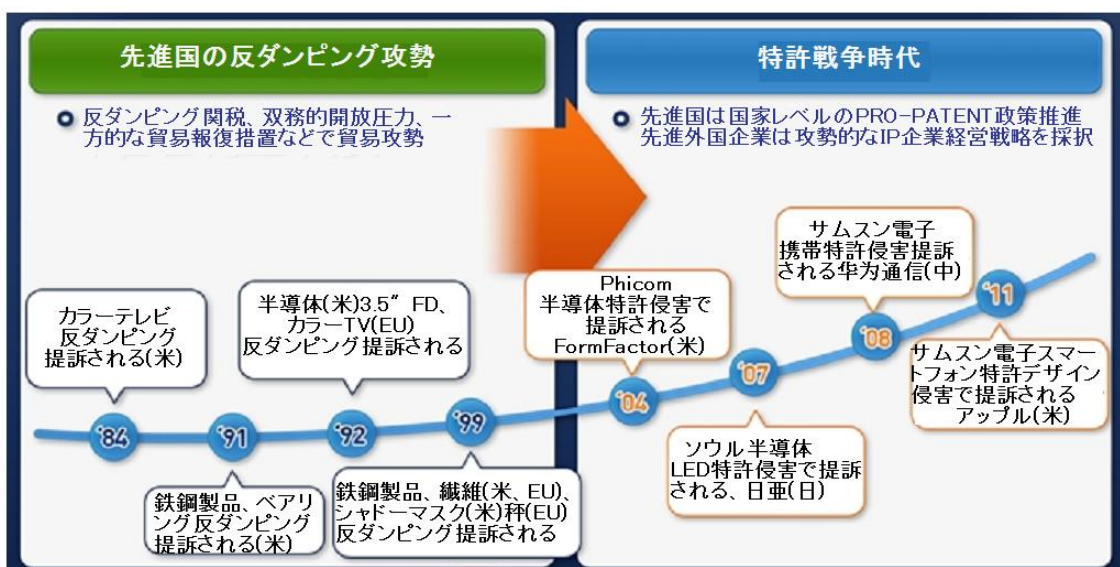
## 第2節 IP-R&D連携戦略の高度化

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 オ・ジェサン

21世紀は技術とアイデア、ブランドなど無形資産を付加価値創出の原動力と考える知識基盤の創造経済時代である。特許など知的財産権分野が益々重要になるにつれ、今の産業界では熾烈な特許紛争と訴訟が繰広げられている。

<図Ⅱ-4-14> 先進国の貿易規制手段などの戦略的な変化



サムスンとアップル、KolonとDuPontの訴訟でもわかるように、知的財産を武器に市場を先占した企業は競合社を攻撃して収益を出すなど攻撃的な知的財産戦略を展開している。また、パテントトロールと呼ばれる特許管理専門会社(NPEs)の特許攻勢も強まるなど今日特許は企業経営の鍵として浮上した。

今やこのような特許紛争は大企業に限った話ではない。特許管理専門会社(NPEs)から提訴された国内の中小・中堅企業の状況を見ると、2008年には9件に過ぎなかったのが2013年には44件に増え、わずか5年で5倍水準にまで急増している。これは特許紛争対象の普遍化及び知財権中心のR&Dが如何に重要であるのかを見せてくれる統計



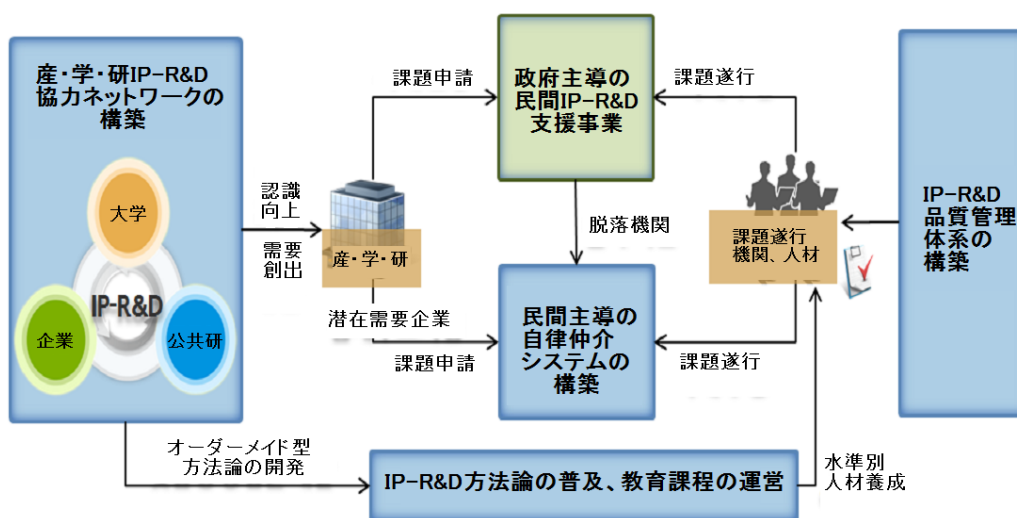
と言える。

そこで特許庁は韓国の中小・中堅企業の知的財産競争力を強化するため、2008年から民間IP-R&D戦略支援事業を推進してきた。産業界のR&D現場でオーダーメイド型知財権コンサルティングを通じて新規IPの創出、R&D方向の提示、IPインフラの構築などを支援している。

今年で6年目を迎えたIP-R&D戦略支援事業はこれまで計600社余りの中小・中堅企業を支援し、参加企業から特許経営戦略とR&D戦略の樹立に役立っているという評価を得ている。また、単純に個別企業への支援に止まらず、韓国産業界に知財権の重要性を伝えるためにCEO-CTO懇談会、R&D現場訪問、優秀事例共有会などを開催している。特に、2012年には専門担当機関である「IP-R&D拡散支援本部」を設立するなどIP-R&D大衆化に向けた多角的な努力を傾けた。このような努力で毎年事業の競争率が高くなり、今年は3：1の競争率を記録するなど産業界から熱い反応を呼んでいる。

このように構成されたインフラを基に2013年には支援企業規模の大幅な拡大、需要企業と特許専門機関をつなぐ自律仲介システムの構築、IP-R&D専門人材養成教育プログラムの構築など、民間主導の自律的なIP-R&D生態系作りを積極的に推進した。

<図Ⅱ-4-15> 民間主導によるIP-R&D生態系作りのモデル



## 2. 知的財産権中心の技術獲得戦略の支援

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 オ・ジェサン

### イ. 推進背景

最近米国・日本など主要先進国は国家経済の付加価値を高める成長エンジンとして創意的な知識活動を奨励している。また、その結果物の保護・活用を促進するために政府レベルの知的財産政策を推進・運用中であり、知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用している。2009年度韓国企業と関連して米国貿易委員会(ITC)に提訴された10件が全て特許侵害関連事件であった事実はこれを裏付けている。

<図Ⅱ-4-16> 主要国の知的財産戦略の推進動向



今日のように熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器とする企業だけが生き残

ることができる。しかし、これまで韓国のR&Dは持続的な量的投資の成長にもかかわらず質的生産性は低かった。

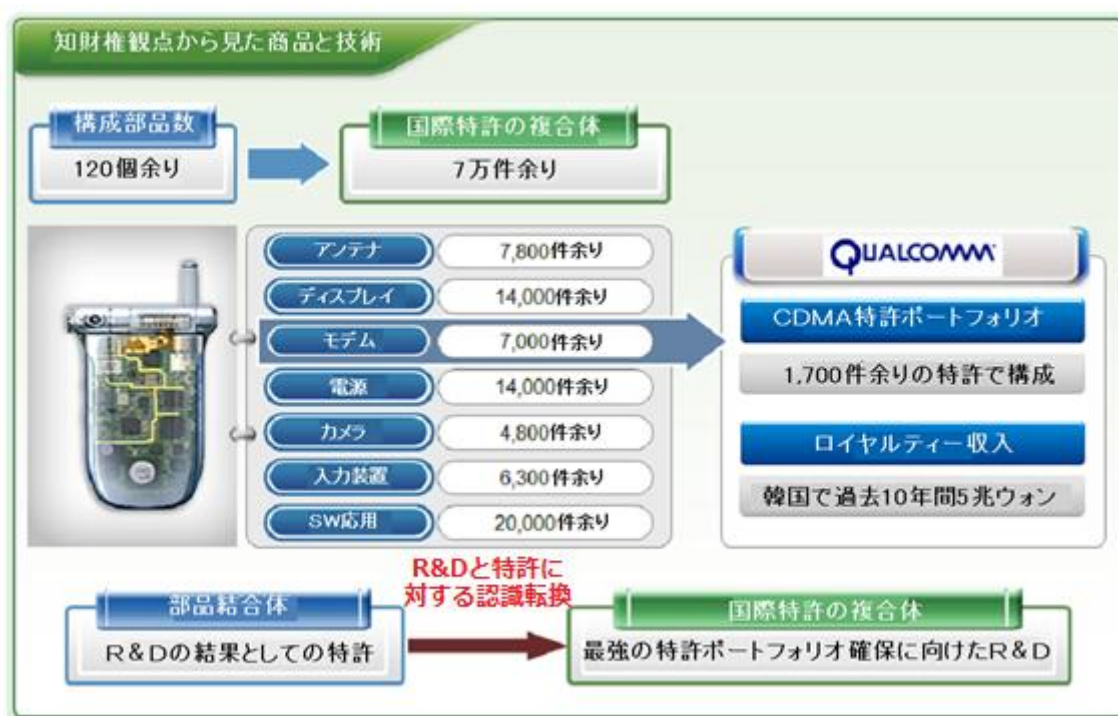
そこで、特許庁はR&Dの体質を改善して効率性を高めることで、未来有望技術分野の知財権を先取りできるよう「知財権中心の技術獲得戦略」事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

知財権中心の技術獲得戦略は未来市場を分析・予測し、今後世界市場をリードしていく技術を予測し、それと連携した強い知財権ポートフォリオとそれを獲得する戦略を提供するものである。

これは製品を「部品の結合体」と見ていた見方に「特許複合体」という観点を追加的に取り入れ、研究開発の主要目的を「お金になる強い特許」の獲得及び先占におくことである。

<図Ⅱ-4-17>製品と技術に対するパラダイムの転換



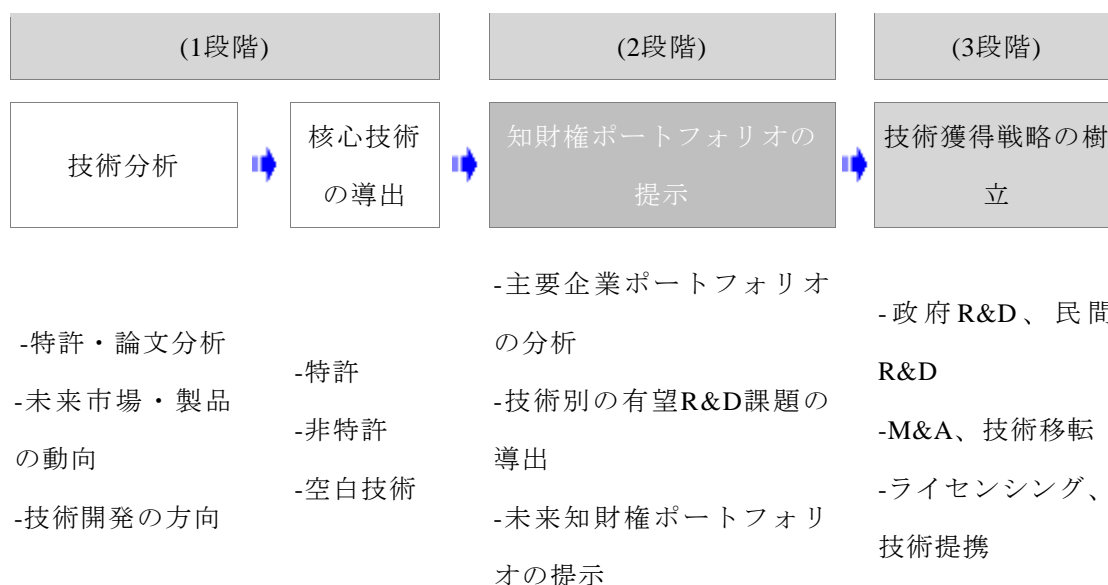
知財権獲得戦略の樹立プロセスは以下のとおりである。

(1段階)未来市場のニーズ、消費トレンド、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、未来市場をリードすると思われる製品や核心・源泉技術を予測し、

(2段階)国内企業が特許攻勢に揺れることなく特許そのもので収益を出すのに有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強い特許確保型R&D課題を提示する。

(3段階)最後に「知財権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(政府R&D、独自R&D戦略、第3企業との技術提携、クロス・ライセンスなど)を産業界などに提供することである。

<図Ⅱ-4-18> IP-R&D戦略支援の樹立プロセス



2013年には政府の「中堅企業成長梯子政策」に歩調を合わせて、韓国の中堅企業がグローバル専門企業として成長できるよう、40の核心技術課題に対する支援を行った。また、産業通商資源部・環境部・中小企業庁などR&D支援機関との連携を通じて機関間の協力モデルを構築するとともに、これを通じて事業成果を高めた。

その結果計570余りの核心特許を発掘し、770件余りの知財権獲得戦略及び210件余りのR&D戦略などを導出し、産業界及びR&D機関に提供した。これを通じた経済的な効果を測定してみた結果、企業1社当たり平均が特許紛争予防を通じた費用節減(8.9億ウォン)、R&D期間の短縮(7.5ヶ月)、予算節減(3.4億ウォン)などの効果が予測できた。

#### ハ. 評価及び発展方向

このような知財権獲得戦略は企業の状況に適したオーダーメイド型特許戦略を提供することで、強い知財権の創出・活用を通じた収益の創出、特許紛争の事前予防、技術料などロイヤルティー負担の緩和、知財権取引の促進など中堅企業のビジネス能力強化に貢献している。

＜表Ⅱ-4-11＞支援企業の優秀事例

- (K 社) 特許創出(24 件)及び有望 R&D 課題(35 件)の導出を通じて海外の先進競合社に準ずる強力な特許ポートフォリオを樹立し、これを通じて海外市場参入障壁の解消で約 300 億ウォン規模の売上発生が予想
- (H 社) 海外市場進出予定の技術分野において特許紛争の可能性のある核心特許 13 件を探し出し、これに対する対応策を講じて紛争リスクを最小限に抑えるとともに、企業固有の有効特許 17 件を創り出して特許ポートフォリオを構築。また、今後技術を取捨選択するための RFP3 件を導き出して R&D 方向を提示。

2014年には韓国企業の意見を反映し、市場性のある製品生産に必須の要素技術を保有する企業間の技術協力及び共存を図るため、製品基盤のIP-R&D戦略支援プログラムを新設する計画である。これを通じて製品単位の共同特許ポートフォリオを構築することで海外市場進出の特許紛争を予防すると同時に、最終製品開発までの期間短縮などを通じた開生産性の向上でグローバル専門企業として跳躍するための成長梯子が構築できるよう実質的にバックアップしていく予定である。

## 3. 先端部品・素材産業のIP-R&amp;D戦略支援

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 オ・ジェサン

## イ. 推進背景

部品・素材産業は他産業に比べて雇用誘発など産業関連効果が大きく、創造経済をリードする次世代成長エンジンと認識されている。また、最近部品・素材産業が核心キーワードとして浮上したことで、政府もまた完成品中心の産業育成戦略から部品・素材産業との関連性向上戦略に政策方向を転換し、部品・素材産業の競争力を高めるための支援を拡大している。

部品・素材分野が国家経済に及ぼす影響を見ると、2011年貿易規模が4千億ドルを突破して貿易1兆ドル時代を主導し、2012年にはグローバル経済危機にもかかわらず史上初の貿易黒字900億ドルを達成して韓国が世界貿易8強に跳躍する上で大きく貢献した。

＜図Ⅱ-4-19＞国家別部品・素材輸出市場シェアの推移(%)

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
2007	ドイツ (12.3)	米国 (11.9)	中国 (10.6)	日本 (8.2)	フランス (4.7)	香港 (4.5)	イタリア (4.4)	韓国 (4.2)	シンガポール (4.0)	英国 (3.5)
2009	ドイツ (11.2)	中国 (11.0)	米国 (10.6)	日本 (7.7)	香港 (4.8)	韓国 (4.6)	フランス (4.1)	シンガポール (3.8)	イタリア (3.8)	ベルギー (3.2)
2010	ドイツ (12.2)	中国 (10.6)	米国 (10.4)	日本 (8.3)	韓国 (5.0)	香港 (4.9)	シンガポール (4.0)	フランス (3.7)	イタリア (3.4)	ベルギー (2.9)

\* 括弧の中は各国の世界輸出市場におけるシェア

\*資料：UN comtrade data(以下同一)、HS6単位基準で集計  
(HS10単位基準集計と差がある)

しかし、韓国はここ数年間著しい技術水準の向上にも関わらず、唯一部品・素材産業分野では日本、ドイツなど先進国に比べて比較劣位が続いている。また、中国の追い上げが加速化するなど困難に直面している。

\*「5年内に中国に追い越される可能性がある」：造船(41%)、IT(38%)、鉄鋼(29%)、自動車(28%)(大韓商工会議所調査、2013.2)

\*「日本と中国の間に挟まれた製造業サンドイッチ状態は悪化もしくは同水準になる見込み(80%)」(大韓商工会議所調査、2013.2)

2013年部品・素材産業分野の対日貿易赤字の規模は205億ドルで貿易逆調が続いているものの、史上初めて3年連続(2011～2013)で貿易赤字が改善されている様子を示している。しかし、化学製品・電子製品・精密機器部品など高付加価値業種における対日逆調は続いており、部品・素材産業分野の対日貿易赤字の比重は依然として80%を占めている状況である。

<表Ⅱ-4-12>対日貿易収支の推移

(単位：億ドル)

区分	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
全体産業	△254	△299	△328	△276	△362	△286	△256	△253
部品・素材産業	△156	△187	△209	△201	△243	△228	△222	△205
部品・素材の比重(%)	61.4	62.5	63.7	72.7	67.1	79.7	86.7	81.0

部品・素材産業の競争力を強化するためには従来の追掛け・模倣型戦略から脱し、市場先導型戦略に転換する必要がある。そのためにはまず未来市場を分析し、今後世界市場をリードする商品を予測し、それを実現する核心源泉特許に対する最適な知財権ポートフォリオを設計する必要がある。それを通じて部品・素材企業のR&D効率性を高め、高付加価値を創出するように誘導する体質改善が急がれる。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は部品・素材中小企業が市場価値の高い知財権が獲得できるよう、R&D現場でオーダーメイド型IP-R&D戦略コンサルティングを支援している。2009年からIP中心のR&D戦略支援を通じて産業界に投入中心の量的成長から脱し、成長中心の質的成長モデルを提示してきた。

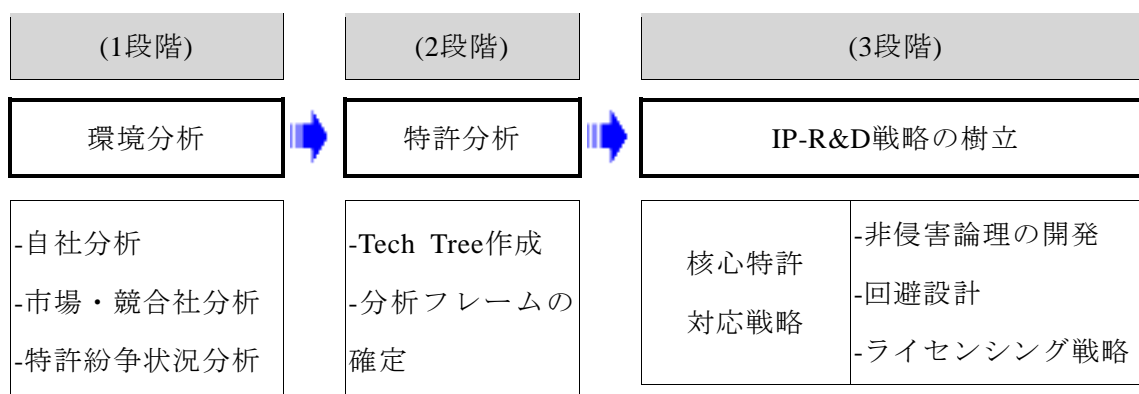
IP-R&D連携戦略は環境分析、特許分析、IP-R&D戦略の樹立という3段階で構成されている。

第一段階の環境分析段階では企業ニーズ及び現状把握などの自社分析を通じて戦略目標を定め、市場及び競合社の分析とともに特許紛争状況、国家政策動向など技術課題に対する総合的な環境を分析する。

次の特許分析段階では企業が保有している技術に対する関連特許及び論文の定量・定性分析を実施し、それに基づいて主な核心特許を導出する。

最後に、導出された核心特許に対応するための非侵害論理の開発、回避設計の実施、新規IPの創出及び有望なR&D課題を提示する。また、企業の事業化方向の設定、特許分析DBなど特許インフラの構築を支援する。

<図Ⅱ-4-20>先端部品・素材IP-R&D戦略支援のプロセス





-政策・規制動向分析	-特許(論文)検索 -定量・定性分析 -主要特許の導出 -核心特許の選定	IP創出戦略	-新規発明創出戦略 -既出願特許補強戦略
		R&D方向の提示	-有望R&D課題の導出 -事業化方向の設定
		特許インフラの構築	-IP-R&D方法論教育 -特許分析DBの構築

特許庁は2013年本事業を通じて計118社の中小企業にオーダーメイド型知財権ポートフォリオの構築を支援した。その結果、計1,120件余りのIP獲得戦略の提示、2,150件余りの核心特許対応戦略の提示及び630件余りのR&D方向提示戦略などを講じて中小企業のR&D現場に提供した。

<表Ⅱ-4-13>2013年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の実績

(単位：件)

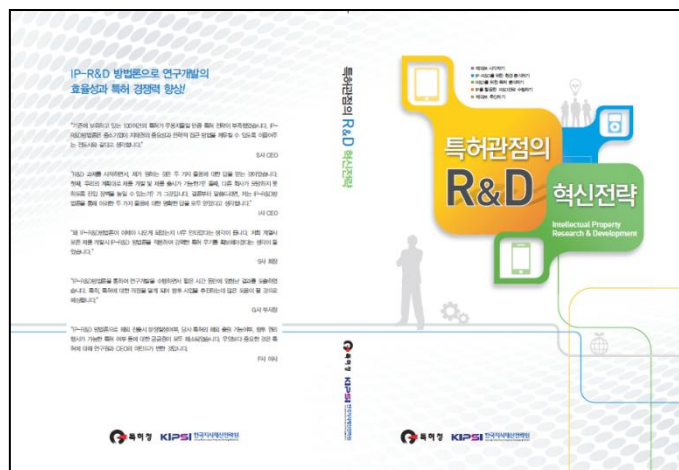
区分	IP獲得戦略 (購入、補強、新規)	核心特許の 無力化戦略	R&D方向提示戦略 (事業化、生産性、R&D課題)	ライセンシング戦略	特許インフラ構築戦略	合計
106社*	1,128	2,057	628	95	252	4,160
平均	10.6	19.4	5.9	0.9	2.4	39.2

\* IP融・複合課題(12件)は除く。

経済的効果を分析した結果、1,215億ウォンの経済的成果及び108.4億ウォンの対日輸入代替効果、242名の雇用創出効果が発生するなど、部品・素材分野における中小企業の競争力向上及び対日貿易逆調の改善に寄与することが期待できる。

その他にもIP-R&D戦略樹立方法論を分かり易く説明した「特許観点のR&D革新戦略」活用書の改訂版を発刊して産・学・研に普及するなど、韓国産業界にR&D方向性を提示するナビゲーションの役割を果たしている。

< 図 II - 4 - 21 > IP-R&D活用書



ハ. 評価及び発展方向

2013年本事業の支援を受けた企業の主要事例及び反応を整理すると以下のとおりである。

< 表 II - 4 - 14 > 支援企業の優秀事例

- (J 社) 垂直軸風力発電機の隙間及びペーン傾斜角の最適条件を権利化するための特許出願など強力な IP ポートフォリオを構築し、縮小模型の制作を通じた実験と Taguchi Method 及び相似法則を活用した最適設計案を提示することで、今後最適設計に向けた R&D 方法論を定立し、これを通じてモンゴル政府と輸出のための MOU を締結。
- (S 社) 戦略課題を通じて提示された 10 のアイデアを土台に関連特許を出願し、それを基に 2013 年 3 月 KDB 産業銀行から 20 億ウォンの特許権ファンド投資誘致及び 2013 電子 IT 特許経営大賞で電子新聞賞(銀賞)を受賞。

2014年には社会的弱者に対する支援を強化するため、再創造企業及び小企業の負担比率を下方修正することで、負担緩和を通じた参入障壁を解消し、地域按配を通じて

疎外された地域企業の参加を呼びかけるための地域均衡選定制度を導入する予定である。

また、事業終了後も既に支援を行った課題に対する特許出願の進行経過及び戦略履行上の隘路事項に対する対案提示などの事後管理プログラムを導入することで、対内外環境の変化に迅速に対応できるよう支援する計画である。

特許庁は素材部品産業の対日貿易赤字を解消し、投資活性化及び雇用創出につながる好循環の成長を促せるよう、IP-R&D戦略支援事業を持続的に拡大・発展させ、核心・源泉特許で武装したIP強小企業の育成を目指している。

また、素材・部品分野のR&D中小企業の創意的な挑戦が報われる環境づくりで経済民主化を達成し、R&D能力のある中小企業が大企業と肩を並べて競争できる、原則が通る市場経済秩序を確立することで創造経済の推進動力を強化する計画である。

## 第3節 標準特許の創出支援

### 1. 概観

特許審査企画局 標準特許半導体チーム 技術書記官 パク・ソンウ

本格的なIT融複合時代を迎えて製品間の相互互換性を規定する標準技術を権利化した標準特許が知的財産競争力の鍵として浮上したことで、特許庁は韓国産・学・研における標準特許に対する認識を高めるとともに標準特許の創出能力を強化するため、2009年から標準特許創出支援事業を推進している。

2013年にはR&D、国際標準案の開発、標準化活動に至る標準特許創出の全段階にわたる支援を拡大する一方、国家標準制定の際に産業界に及ぼす影響を最小化するための国家標準特許戦略支援事業を推進し、標準特許強小企業を育成するための中小・中堅企業オーダーメイド型標準特許戦略支援事業を試験的に推進した。

2013年事業の主な成果は、産・学・研の標準技術関連15件のR&D課題及び13件の国際標準開発課題を支援し、国内外特許96件が出願され、そのうち60件の特許が反映された31件の標準案(寄稿文)が提案された。国家標準特許戦略支援事業は2つの課題に対して標準関連特許15件及び主要応用特許に対する分析結果を支援し、国家標準の制定に活用できるようにした。

また、標準化機関の標準特許5,000件に対するDBを新規構築して2013年累計22,000件の標準特許情報サービスを提供し、標準特許専門弁理士養成教育と標準特許創出方法論の拡散教育などを展開することで標準特許の創出基盤を強化した。

標準特許の弱者である中小・中堅企業の標準特許競争力を強化するため、2013年に試験的に行った中小・中堅企業オーダーメイド型標準特許戦略支援を通じて2つの技術分野の中小・中堅企業協会・フォーラム会員企業299社を対象に標準特許対応戦略を提供し、参加企業の状況に適した10件のオーダーメイド型戦略を提供した。

2013年まで推進した標準特許創出支援事業はR&Dと標準化活動を展開している産・学・研を対象に標準特許の創出方法論を伝播することでR&D成果を高めることに貢献したが、R&D方向が設定された後のR&D遂行段階に限られた支援であったため、標準特許の戦略的な確保には限界があった。

そこで、2014年からは国家主要戦略技術分野に対してR&D企画段階から標準特許の創出が可能な有望技術分野を発掘する「標準特許戦略マップ構築事業」を推進し、R&Dの全周期にわたって標準特許の創出支援が行われるよう取り組む予定である。

## 2. 標準特許の分析及び戦略樹立支援

特許審査企画局 標準特許半導体チーム 技術書記官 パク・ソンウ

### イ. 推進背景及び概要

標準は特定技術を使う時に誰でも常に同じ方法で実施できる技術規格を意味し、これまで産業発展及びユーザー環境の改善に貢献してきた。このような標準は技術の互換性を重視するIT技術の発展と国家間の貿易が活発になるに連れ、その重要性も増している。<sup>14</sup>

このような環境の中でグローバル企業は市場での主導権を握るために標準と特許を戦略的に活用している。すなわち、市場性の高い標準と独占排他的な権利である特許を戦略的に結合し、その中で標準特許<sup>15</sup>という新しい高付加価値特許を作り、そのロイヤルティ収入を通じて世界経済の激しい競争で優位に立ち続けている。

<sup>14</sup> 1995年に締結されたWTO/TBT(貿易技術障壁)協定で、WTO加盟国は国際標準を国内標準や技術基準の基礎として使わなければならない義務を付与(TBT Article 2.4参考)

<sup>15</sup> 標準文書の規格を技術的に実現する過程で必ず利用しなければならない特許で、特許請求範囲の請求項の一つ以上の請求項が標準文書に読まれる特許

韓国の状況(2012年基準)を見るとGDP対比研究開発投資比重は4.36%で世界2位の高い水準を記録しているものの、技術競争力の基準である技術貿易収支比率は0.48でOECD国家の中で最下位水準に留まっている。技術導入額(110.5億ドル)が技術輸出額(53.1億ドル)の2倍を超え、57.4億ドルの技術貿易収支の赤字が発生しており、輸出が増加すればするほど核心源泉・標準特許の不足で赤字が更に増える技術貿易不均衡が続いている。

ISO、IEC、ITUなど国際標準化機関に申告された韓国の標準特許は2013年12月調査の結果、全体の4.1%に過ぎないくらいの微々たる水準である。また、標準特許は長い標準化期間にR&D、特許、標準などの能力が戦略的な協力によって創出されるものであるだけに、一部の大企業や公共研究機関を除けば、標準特許を保有している機関は皆無の状況である。

<表Ⅱ-4-15> 国際標準化機関に登録された標準特許の状況(2013年12月)

順位	国家	個数	比率	順位	国家	個数	比率
1	米国	2,713	28.5%	6	大韓民国	394	4.1%
2	日本	1,859	19.5%	7	スウェーデン	276	2.9%
3	フィンランド	1,401	14.7%	8	オランダ	238	2.5%
4	フランス	1,309	13.8%	9	イギリス	189	2.0%
5	ドイツ	474	5.0%	10	中国	155	1.6%

\* 出所：韓国特許情報院標準特許センター

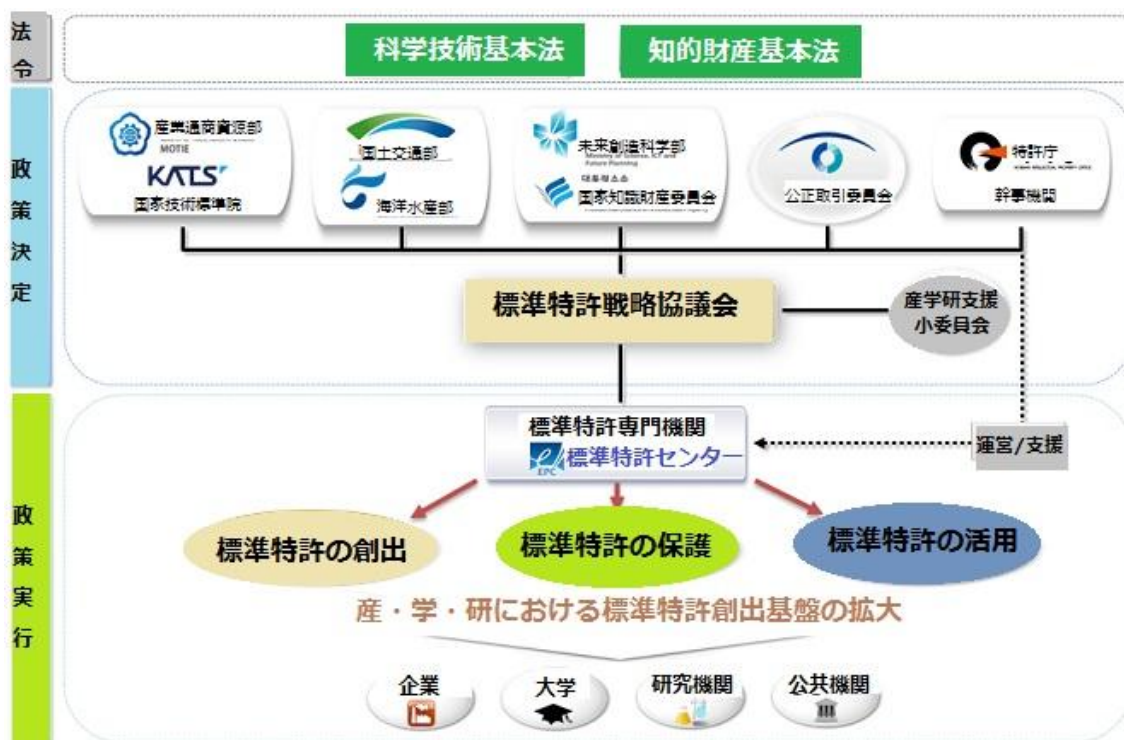
このような状況の中で特許庁は2009年「標準特許の戦略的な創出支援総合対策」を打ち出し、それによる庁内の専門組織の編成及び国家レベルの標準特許創出支援政策を推進している。2013年には標準特許世界4強入りに向けた中長期(2013～2017)政策として「標準特許の戦略的確報方案」を講じ、国家知識財産委員会を通じて11機関合同で確定した。

#### ロ. 推進内容及び成果

標準特許創出支援事業は、技術互換性で市場支配力の高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出された高付加価値標準特許を確保するため、「R&D－特許－標準」の相互間有機的な連携を通じて、R&Dから国際標準案の開発、標準化活動に至るまで全段階にわたって標準特許の創出を支援する事業である。

従来標準を獲得するためのR&Dの場合、R&Dに対する成果である特許と標準が互いに連動されず、R&Dを通じて作られた標準案が最終的な国際標準として採択されても実質的な標準特許は獲得できないケースが時々発生した。したがって、本標準特許創出支援事業は標準と特許の戦略的な連携を通じて、優秀なR&D成果が標準特許につながるように支援する事業である。

<図Ⅱ－4－22>標準特許創出支援事業の政府レベルでの推進体系



まず、2013年には2012年に続いて国際標準化を推進するR&D課題遂行機関と連携して更に綿密に分析する一方、特許と標準の連携戦略を支援するものの、R&D標準環境による細部戦略をより多様化することで事業成果の向上を図った。その結果、政府及

び民間R&D15課題を支援し、計69件の戦略を導出し、59件の国内外特許が出願され、そのうち30件の特許が反映された16件の標準案(寄稿文)がISO/IEC JTC1<sup>16</sup>など国際標準化機関に提出された。

＜表Ⅱ－4－16＞2013年R&D標準特許創出支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機関	①戦略	②特許		③標準
			戦略 提示	国内特 許出願	国外特 許出願	標準案(寄 稿文)提案
地上波及びケーブル基盤の3DTV放送サービス標準開発など15課題	ETRIなど 8機関	ISO/IEC JTC1など9機関	69件	54件	5件	16件

そして、R&Dが一定部分終了し、国際標準案の開発だけを目的とする国家標準化機関の標準開発課題と連携し、従来技術中心から特許中心の戦略的な標準案を開発することで、標準特許の創出が可能になるように支援した。その結果、2013年には次世代インターネット-モバイルサービス標準開発など計13課題を支援して標準、特許分析などを通じて51件の戦略を導出し、37件の国内外特許が出願され、そのうち30件の特許が反映された15件の標準案(寄稿文)がOMA<sup>17</sup>など国際標準化機関に提出された。

＜表Ⅱ－4－17＞2013年国際標準案特許戦略化事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機関	①戦略	②特許		③標準
			戦略 提示	国内特許 出願	国外特許 出願	標準案(寄稿文) 提案
次世代インターネット-モバイルサービス標準の開発	中央大など7機関	OMAなど7機関	51件	35件	2件	15件

<sup>16</sup> JTC1(Joint Technical Committee 1):ISO TC97(情報処理システム分野)とIEC TC83(情報機器・マイクロプロセッサシステム分野)が統合・運営される共同技術委員会

<sup>17</sup> OMA(Open Mobile Alliance)：オープンモバイル連合(モバイルデータサービス標準)



ど 13 課題						
---------	--	--	--	--	--	--

また、標準特許創出支援事業による特許成果の活用性を高めるという目的で、支援終了後続く標準化進行状況によって標準特許の地位が維持できるように特許管理戦略を支援した。これを通じて計263件の事業特許成果物及び21件の追加出願特許に対して標準整合性を確保するための権利範囲補正戦略26件、標準特許の活用拡大に向けた分割/海外出願戦略15件など計41件の標準特許化戦略を提供した。

一方、国家標準制定時に産業界に及ぼす影響を最小化するという目的で、主要イシューとなっている技術の国家標準制定の際に国内産業界の特許ロイヤルティー支払いを最小化できる特許対応戦略を支援した。これを通じて国家標準制定時の特許戦略課題2件(海上通信、モバイルクレジットカード)に対して標準関連特許15件及び主要応用特許に対する分析結果を支援して国家標準制定に活用できるようにした。

＜表Ⅱ－4－18＞2013年標準特許後続管理事業の推進成果

後続管理対象		標準特許化戦略支援(41件)			
特許成果物	追加出願件	権利範囲の補正		分割	海外出願
		標準/特許のイシュー発生	新規標準の再マッチング		
263件	21件	21件	5件	7件	8件

＜表Ⅱ－4－19＞2013年国家標準制定特許戦略支援の推進成果

課題	標準関連特許	応用特許	戦略樹立
海上通信	15件	229件	新規 R&D 開発戦略など 5件
モバイルクレジットカード	-	125件	国家標準の国内活性化戦略など 3件

#### ハ. 評価及び発展方向

2009～2010年の間に推進された事業は標準特許の重要性に対する国民の認識を高め、

標準特許を確保するための国家戦略レベルでのアプローチであった。一方、2011～2013年に推進された標準特許創出支援事業はR&D現場に直接入り込み、実際R&Dと標準化活動を展開する研究室・研究員に標準特許創出方法論を伝播し、実際標準特許が作られる過程を経験をさせることで、その基盤を拡大することに重点をおいて推進された。

しかし、R&D方向設定後のR&D遂行段階に限られた支援であったため、標準特許の戦略的な確保には限界があり、一部大企業及び公共研に偏っている韓国の標準特許現状を改善するためには標準特許の底辺拡大が持続的に求められている状況である。

そこで、2014年からは国家主要戦略技術分野に対してR&D企画段階から標準特許が創出可能な有望技術分野を発掘する「標準特許戦略マップ構築事業」を推進することでR&D全周期にわたって標準特許が創り出されるように支援する予定である。また、標準特許の弱者である中小・中堅企業が標準特許競争力を持ち、さらには標準特許を保有する機関が増えるように支援対象を持続的に拡大していく計画である。

同時に、R&D企画、R&D遂行、国際標準案の開発、標準化活動、標準特許後続管理に至る標準特許創出の全段階にわたる支援を通じて2017年標準特許世界4強入りに向けた基盤作りにより拍車をかける予定である。

### 3. 標準特許情報DBの構築及び標準特許の人材養成

特許審査企画局 標準特許半導体チーム 工業事務官 クァク・ジュンファン

#### イ. 推進背景及び概要

標準特許情報DBの構築は、標準特許の創出・対応能力が足りない国内産・学・研に標準特許と関連する情報を総合的に提供するために推進された。本DBが構築される以前までオン・オフライン上で提供された標準特許関連情報は標準や技術動向また

は特定技術分野に対する特許動向のような断片的な情報であって、提供されるこの情報さえもあらゆる民間及び公共機関に散在していたため、ユーザーが情報にアクセスし難かった。

標準特許DB構築事業は主要標準化機関(ISO、IEC、JTC1、ITU、ETSI、IEEE<sup>18</sup>など)に宣言された標準関連特許情報及び特許プール(MPEG LA<sup>19</sup>など)に登載された標準特許情報を収集・分析して産・学・研が便利に活用できるようにDB化し、主要標準技術と関連する標準特許オーダーメイド型統合情報をウェブ上に一括提供することで、ユーザー・アクセシビリティを高め、標準特許関連情報をより簡単に活用できるようにするための事業である。

標準特許人材養成事業は産・学・研の研究開発者及び標準または特許業務担当者に標準と特許の関係及び標準特許の重要性を理解させることで、標準特許の創出・対応能力を備えるように教育を支援する事業である。現在産・学・研において「R&Dと標準」を連携した標準化活動や、「R&Dと特許」を連携した特許活動はある程度行われている。しかし、大半の産・学・研においてR&D－特許－標準を連携して標準特許を創出する戦略的な活動はほとんど行われていない。

このような問題点を克服するため、本事業は産・学・研の研究者と標準及び特許担当者を対象に専門的な標準特許教育を実施することで、産・学・研の標準特許創出対応能力を強化することを目的としている。

#### ロ. 推進内容及び成果

2013年にはETSIで宣言された3世代モバイル通信移転技術であるGSM、GPRSなど従来構築されなかった標準特許5,000件を対象に標準特許情報DBを構築し、これを既に構築されている17,000件の情報とともに標準特許ポータルサイトを通じて提供している。

<sup>18</sup> IEEE(米国電気電子技術学会)：電気電子工学関連の世界最大の技術及び標準管理組織

<sup>19</sup> MPEG LA：動画圧縮技術関連の標準特許ライセンス及び管理を代行する団体

＜表Ⅱ－4－20＞2009～2013年の標準特許情報DBの構築内容

(単位：件)

標準化機関 年度	ISO/IEC	ISO/IEC JTC1	ITU	IEEE	ETSI	MPEG LA	合計
2009年	-	307	-	627	-	2,066	3,000
2010年	549	-	801	-	1,300	1,350	4,000
2011年	388	509	343	260	3,000	500	5,000
2012年	340	300	200	158	3,790	212	5,000
2013年	-	-	-	-	5,000	-	5,000

＜表Ⅱ－4－21＞2013年標準特許ポータルサイトのサービス内容

主要項目	情報構築状況	
標準特許DB	・主要標準化機関(ISO,IEC,ITU,IEEE,ETSI)と特許プールライセンス代行機関(MPEG LA)の標準特許	36,000件余り
標準特許の現状	・各種標準特許関連の統計状況	7種
標準特許関連情報	・国内外の標準特許関連ニュース及び動向、国内外の状況 ・標準化機関の概要及びリンクの提供	1,434件 150個余り
教育情報	・標準特許動画教育コンテンツ ・標準特許基礎資料 ・標準特許文書学習資料	22個 5種 3件
参考資料	・標準特許関連の技術動向、論文及び研究・分析報告書の提供	146件

また、標準特許の人材養成に向けて、標準特許専門弁理士養成教育、研究室オーダーメイド型教育、産・学・研標準特許創出方法論の拡散教育、中小・中堅企業オーダーメイド型教育など需要者オーダーメイド型の標準特許教育を実施した。教育効果を最大に引上げるため、韓国情報通信技術協会と共同で運営し、計672人が教育を履修した。

＜表Ⅱ－4－22＞2013年需要者オーダーメイド型標準特許教育の成果

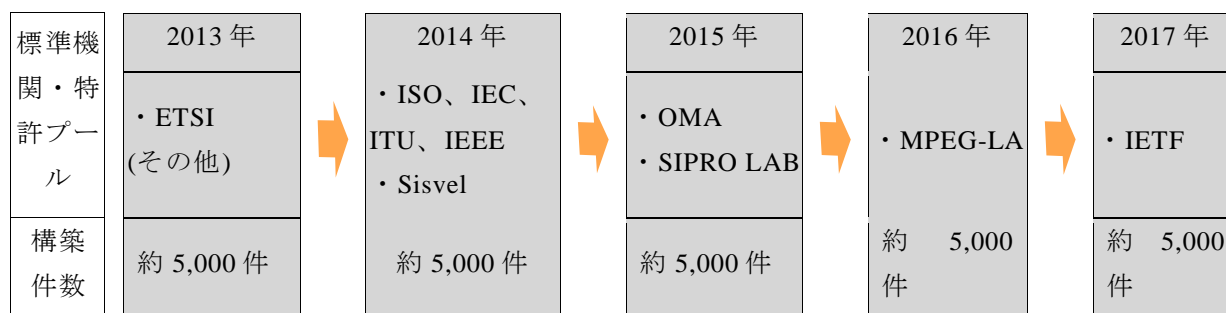
教育課程	教育成果
標準特許専門弁理士養成教育	154人(2回)
研究室オーダーメイド型教育	290人(47回)
産・学・研標準特許創出方法論の拡散教育	124人(2回)
中小・中堅企業オーダーメイド型教育	104人(2回)

## ハ. 評価及び発展方向

2013年標準特許ポータルサイトにアクセスしたユーザーは14,044人であり、主な利用情報は標準特許の統計状況と主要技術動向分析資料及び標準特許の教育情報であり、標準特許の出願と標準特許の企画及び国内外標準特許の動向を把握するために情報を活用していることが分かった。特に、標準特許を活用して利益を出している特許プールとNPEなどが保有している標準特許情報に対する需要が多かった。

2014年には標準化機関別の標準特許情報DBの構築計画に基づき、標準化機関ISO、IEC、ITU、IEEEに追加宣言された標準特許と主要特許プールであるSISVELで管理中である標準特許を含む5,000件の標準特許情報を新たに構築する計画である。また、産・学・研が標準特許紛争対応などに活用できるよう、主要NPEsが保有している標準特許情報を拡充する予定である。

＜図Ⅱ－4－23＞標準化機関別の標準特許DBの構築計画



標準特許に関する国内外の情報をリアルタイムで収集し、標準特許ポータルサイトを通じて提供することで産・学・研の多様な情報ニーズを単一ウェブサイトを通じて解決できるように持続的に支援する予定である。また、収集した多様な標準特許関連情報を深く分析・加工し、それを標準特許専門総合情報媒体である標準特許専門誌として四半期ごとに発刊し、標準特許ポータルサイト、メイリングなどの様々な手段を通じて配布する予定である。国内外の標準化動向情報を活用するため、未来創造科学部、国家技術標準院など関係機関との協力関係も持続的に拡大していく計画である。

2013年専門人材養成教育参加者を対象にしたアンケート調査の結果、「教育対象の特性と水準によるオーダーメイド型教育」と「弁護士など専門講師の拡充」及び「首都圏以外の地方への教育拡大」などのニーズが把握できた。

そこで、2014年には教育課程を目的別、水準別に区分し、首都圏以外の教育需要者のために地方教育を拡大・開設するとともに、標準特許に関する専門知識を備えた審査官を養成するための教育課程を新設する予定である。また、教育内容別に基本テキストを製作し、教育コンテンツをさらに強化するとともに、優秀な標準特許専門講師を持続的に拡充していく計画である。

## 第3編 知的財産及びアイデアの保護強化

## 第1章 国内知的財産保護の強化

### 第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 技術書記官 キム・トングッ

#### 1. 推進背景及び概要

製品とサービス競争力の主要要素となった知的財産権は高付加価値を創り出すことのできる重要な資源として認識されている。しかし、このような知的財産権は情報通信と科学技術の発達によってより速くより簡単に世界各地に伝わり、簡単に盗用・侵害されるようになった。

韓国も例外ではなく、一例として模倣品のケースを見ると、国内模倣品市場規模は約142億ドル(約17兆ウォン)で、米国、メキシコ、日本などに続いて世界10位になっている(2013年、havocscope.com)。このように模倣品の不法流通が拡散すると正規品市場の被害が深刻になり、国家イメージにもマイナス影響を与える。

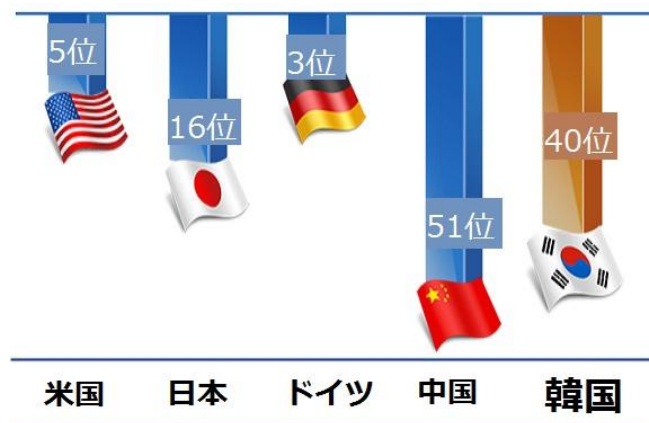
実際、各国の知的財産権保護水準を示すスイス国際経営開発院(IMD)の国家別知的財産権保護順位を見ると、韓国は2013年調査対象国60カ国のうちドイツ(3位)、米国(5位)、日本(16位)よりはるかに低い40位であった。また、統計庁が調査したインターネットショップにおける模倣品取引額も2005年10兆ウォン、2011年29兆ウォン、2012年32兆ウォン台を記録し、持続的に増加していることも軌を同じくしている。

天然資源に乏しい代わりに人的資源が豊富で優秀な韓国は生まれながら無体財産である知的財産に頼って製品とサービス競争力を確保し、国家競争力も確保しなければならない運命である状況の中で、国内知的財産権の保護を強化することは国家レベルの重大な政策イシューである。



＜図Ⅲ－1－1＞国家別知的財産権保護の順位

(IMD(スイス国際経営開発院)、2013)



## 2. 推進内容及び成果

このような知的財産保護強化の国家的な必要性に歩調を合わせ、特許庁は政策を効果的に推進するため、組織効率化の観点から産業財産保護に関する業務と対外協力に関する業務所管部署を拡大改編・統合して産業財産保護協力局を新設する組織改編を断行した(2013.9.9)。

これを通じて特許・商標・デザインなど産業財産権のみならず営業秘密、アイデアなど財産権の保護実効性を高めるための制度改善業務を主に担当する産業財産保護政策課、国内外の紛争支援事業など中小企業と社会的弱者などを対象に実際現場での紛争対応能力を高める業務を主に担当する産業財産保護支援、2010年に発足した商標法特別司法警察隊を運営するとともにオン・オフラインの模倣品取り締まり業務を行う産業財産調査課に知的財産権保護業務分野をより細分して分掌した。また、IP5国際会議と二国間協力を担当する国際協力課、WIPO対応業務と多国間協力を担当する多国間機関チーム、特許情報化システムの輸出と情報分野の協力を担当する産業財産情報協力チームに国際協力分野を細分化する組織として統合・改編することで、国内外の知的財産権保護及び協力がスムーズに行われるよう取り組んだ。

2013年には創造経済基調の下で知的財産保護に向けた具体的な政策方案を提示する

「創造経済の実現に向けた知的財産保護方案」の件をセヌリ党創造経済特別委員会に報告(2013年7月)・推進し、国民の斬新なアイデアを保護するために「創意的なアイデア保護強化方案」を樹立・施行した(2013年10月)。

職務発明補償制度を導入・活用する中小・ベンチャー企業の比率が低く、高級人材の流入を通じた技術革新の誘導が不十分であるという指摘から、職務発明補償を実施する中小企業などに対するインセンティブ付与及び研究開発者の権利を保護するための法・制度装置を整備した。また、公正な商標使用秩序を確立するための商標ブローカー根絶方案を講じて(2013年6月)、模倣品申告褒賞制度、営業秘密原本証明制度の法的根拠作りのための不正競争防止法を改正(2013年7月公布)するなど、国内外の環境変化に対応するための法的基盤を整えた。

一方、大規模製造・流通業者に対する取り締まりを強化し、2011年に10人、2012年に33人であった立件者数が2013年には55人まで大きく伸びた。捜査人員を3人増やしたことで2013年には7人を確保するとともに、オンライン捜査装備を導入するなど、日増しに増加しているネット・コミュニティ、SNSなどオンラインでの模倣品取引の取締りを強化した。国内知的財産権侵害行為に対する取締り執行の強化及び認識向上活動を通じて対外国家信任度の向上及び健全な商取引秩序の確立に貢献したが、米国貿易代表部知的財産権監視対象国から2009年以来5年連続除外され、模倣品に対する消費者の認識度も2012年66.6点から2013年68.03点に改善された。

### 3. 評価及び発展方向

2013年下半期は知的財産権保護政策を専門的に担当する産業財産保護協力局が新設されて安定的に定着する段階であったが、20014年は各部署間の情報共有・共同業務の遂行など緊密な業務協力体系を構築し、政策を企画することで産業財産保護協力における政府内コントロールタワーの役割を果たしていく予定である。

実際市場の状況を見ると、模倣品であることを知りながら購入する消費者の比率

が85.1%(2013消費者認識度調査、特許庁・保護協会)で、依然として国民の知的財産権保護に対する水準が低い状況である。2014年には知的財産権保護の実効性を高められる損害賠償制度の改善、検察・警察など関係機関間の協業を通じた模倣品取締りの強化などより精巧かつ強力な政策企画と執行で知的財産権保護の国家基盤を整えていく予定である。

## 第2節 国内知的財産権保護活動の強化

### 1. 商標権特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 カン・ヒョンホ

#### イ. 推進背景

韓国は特許、商標、デザインなど産業財産権出願における世界4位であり、知的財産権創出の面においては米国、日本などと肩を並べる知的財産強国としての地位を維持している。このような国際地位の強化によって知的財産権保護分野における大韓民国の役割と責任がより一層強調されている。

2013年スイス国際経営開発院(IMD)が発表した世界競争力の評価資料によると、韓国の知的財産権保護レベルは全体60カ国のうち40位となっている。韓国の知的財産権保護レベルがこのように低く評価された原因は、国内に模倣品の流通が蔓延し、著作物に対する海賊行為が根絶されていないからである。国内に模倣品が氾濫することになれば健全な商取引秩序が崩れ、国家ブランドの失墜による輸出競争力の減少及び外国人投資の萎縮など、国家経済全般にわたって深刻な副作用を招くことになる。

特許庁は模倣品流通を根絶するとともに知的財産権保護の基盤を強化するため、特別司法警察権の導入を積極的に推進した結果、2010年4月特許庁に特別司法警察権を付与する法律案が通過された。これによって特許庁はニセ商標関連の犯罪を直接捜査できる特別司法警察権限を確保することになった。

#### ロ. 推進内容及び成果

特許庁は模倣品の犯罪を効率的に取り締るため、2010年9月に「商標権特別司法警察隊」を発足させ、3地域の事務所に取り締る人材を配置し、模倣品犯罪に対する刑事立件を強化している。2013年9月には従来産業財産保護課内に所属されていた特別

司法警察隊を拡大し、模倣品取締り専門担当部署である産業財産調査課を新設した。一方、近年急増しているオンラインを通じた模倣品流通に対する強力な取り締りのため、デジタルフォレンジック(Digital Forensics)装備を備えた「オンライン捜査班」をさらに強化した。

特許庁は2013年の1年間模倣品に対する強力な取締り活動を行い、模倣品犯罪者376人を刑事立件し、模倣品約82万点を押収するなど所期の成果を上げている。特許庁が商標権特別司法警察隊を本格的に運営してから毎年取締りの実績が大きく伸びており、商標権専門担当捜査機関として認められつつある。これは商標権特別司法警察隊が専門性を持って小規模の零細販売業者よりは模倣品製造業者及び大規模の流通業者に対する取締りに注力した結果と分析される。

＜表Ⅲ－1－1＞模倣品取締り状況

区分		特司警導入 以前 (2010.1～8)	特司警の導入後				小計
			(2010.9～12)	2011	2012	2013	
刑事 立件	人数(名)	15	45	139	302	376	862
	押収(点)	2,860	28,629	28,589	131,599	822,370	1,011,187

\*2010.1～8：特別司法警察権の導入以前の検・警との合同取締り実績である。

2013年度に押収した物品を分析結果、有名ブランド商品を模倣した医薬品類、カバン類、衣類、アクセサリ類、靴類が大部分を占め、正規品の時価で換算すると564億ウォンを超える。

＜表Ⅲ－1－2＞主要品目別の取締り状況(2013)

(単位：点)

品目	カバン類	衣類	アクセサリ類	靴類	医薬品類	時計類	その他類	合計
数量	15,131	95,608	13,112	19,449	587,822	490	90,758	822,370

## ハ．評価及び発展方向

特許庁は商標権特別司法警察権を確保することで他の捜査機関に頼らず、独自で模倣品に対する強力な取締りを体系的に推進することができるようになった。商標権特別司法警察はオン・オフラインを問わず猛威を振るっている模倣品を根絶するため、オンライン模倣品専門捜査官を増員し、常習・慢性的な製造・流通業者に対する特別取締り、模倣品流通の頻発地域に対する集中取締りの他にも、ニセモノ医薬品など、国民の生命と健康を脅かす模倣品製造・流通業者などに対する企画捜査を強力に実施する予定である。特に、オンライン捜査班の運営を活性化し、オンライン模倣品流通犯罪者に対する追跡捜査で刑事処罰を強化する方針である。

<図Ⅲ-1-2>模倣品取締りの写真



## 2. 模倣品申告褒賞金制度の運営

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 カン・ヒョンホ

### イ．推進背景

米貿易代表部(USTR)は1989年から毎年各国の知的財産権保護状況に対する審査を通じて「スペシャル301条報告書」を作成・発表することで、自国の通商圧力手段として活用している。韓国はこれまで監視対象国(Watch List)に

分類されたが、2009年から昨年まで5年連続で監視対象国目録から除外された。このような成果は国内の模倣品流通と海賊行為の根絶に向けて政府レベルで持続的な努力を傾けた結果である。

模倣品の流通を根絶するためにはこれに対する関係機関の強力な取締りが必要だが、国民の意識転換と官民協力が伴わないと限界にぶつかる。そこで、特許庁は2006年から模倣品の不法性に対する国民の認識向上と模倣品流通行為に関する申告の活性化を図るため、「模倣品申告褒賞金制度」を運営している。

#### ロ. 推進内容及び成果

申告対象は模倣品製造業者や流通・販売業者であり、国民なら誰でも申告ができる。また、申告の信頼性を確保するために実名申告を原則としている。

2013年度は101件の申告内容に対して計84百万ウォンの申告褒賞金を支給した。2013年度に褒賞金を支給した申告内容を類型別に調べてみると、卸・小売り流通申告55件(38.5百万ウォン)、オンライン販売申告2件(1百万ウォン)、倉庫保管申告18件(17.5百万ウォン)と製造工場申告26件(27百万ウォン)であった。

<表Ⅲ-1-3> 類型別褒賞金の支給状況(2006~2013)

(単位:件、百万ウォン)

区分	細部類型	2006		2007		2008		2009		2010		2011		2012		2013	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
流通業者	卸・小売流通	48	146.5	30	68.2	34	93	77	101.5	117	107	109	103.5	123	106	55	38.5
	オンライン販売	19	41.3	10	20.6	19	40	20	17	12	8	5	2.5	4	2	2	1
	倉庫	5	17	11	44.0	14	43.5	19	27.5	15	26	39	39.5	6	8	18	17.5
	小計	72	204.8	51	132.8	67	176.5	116	146	144	141	153	145.5	133	116	75	57
製造業者	製造工場	35	118.3	38	117.2	17	43.2	79	103.6	42	59	66	70.1	30	36.5	26	27

合計	107	323.1	89	250	84	219.7	195	249.6	186	200	219	215.6	163	152.5	101	84
----	-----	-------	----	-----	----	-------	-----	-------	-----	-----	-----	-------	-----	-------	-----	----

申告褒賞金制度の実施初年度の2006年には計107件の3億2,310万ウォンの褒賞金を支給し、昨年までの過去8年間計16億94百万ウォンの褒賞金を支給した。この褒賞金支給によって摘発された模倣品の正規品価額は、計2兆8,382億ウォンに達している。

#### ハ．評価及び発展方向

模倣品申告褒賞金制度の運営を通じて国民の自発的な申告を誘導することで、模倣品流通に対する強力な取締りを効率的に推進する官・民協力体制を構築し、模倣品の不法性及びその弊害の深刻さを国民に広く知らせる土台を構築した。模倣品申告褒賞金制度の運営に必要な予算に比べ、模倣品の製造・流通業者に対する不法行為の抑制効果などが極めて大きいため、模倣品申告褒賞金制度は模倣品の流通根絶のためには必ず必要な制度であり、今後も引き続き発展させていかなければならない政策である。今後申告報奨金制度の運営がより活性化できるよう、国民に対する制度の広報を強化し、褒賞金支給基準の改正などを推進する計画である。

### 3. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報強化

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ハクジン

#### イ．推進背景

2008年以降ますますグローバル化が進む経済市場において、模倣品の流通は健全な商取引を混乱させ、企業の固有ブランド開発と正規品市場の発展を阻害するとともに、韓国の国家競争力など知的財産権保護関連のイメージを毀損するなど、国家経済にマイナス要因として作用している。そこで、特許



庁は知的財産権保護水準を高めるため、模倣品の不法性に対する消費者の認識向上が最も重要な要因であると判断し、知的財産権の尊重と消費者認識向上に向けた多様な広報活動を展開した。

ロ. 推進内容及び成果

1)消費者団体との共同キャンペーンなど広報を実施

消費者中心の知的財産権の尊重文化を作るため、2013年5月から消費者団体と共同で、模倣品流通根絶のための全国決議大会を開催した。推進方式はソウル及び全国の15広域市において5月30日から3日間、リレー形式で消費者団体の会員と市民が参加した。「ニセモノOUT、ホンモノOK」をスローガンに掲げ、模倣品の不法性に対する街頭キャンペーンとマスコミ広報活動を展開した。さらに、青少年・大学生・主婦・会社員などを対象に模倣品流通根絶の自発的な参加を促すため、消費者教育も同時に実施した。

2)多様な媒体を活用した知的財産権保護の広報強化

特許庁はTV公益広告、新聞広告、ポータルサイト、ブログ、ツイッターなど多様な媒体を利用して消費者の認識を高めるために国民に対する広報を強化した。KBS TV公益広告及びKBSテレビ番組(「生の情報通」、「VJ特攻隊」等)の製作を通じて模倣品の弊害を知らせ、正規品消費文化を定着させるために国民コンセンサスの獲得に努めた。

また、消費者が直接参加して知的財産権保護の重要性を認識するとともに、正規品消費文化の定着に率先させるため、2008年から毎年知財権保護広告公募展を開催し、TV公益広告など国民に対しマスコミ広報も強化した。さらに、模倣品流通業者を取り締って処罰するより、消費者の認識を高めて消費者主導の模倣品流通根絶を誘導するため、大学生・主婦・会社員を対象に知的財産権保護に対する教育も実施した。

特に、2013年には青少年予防教育用として知的財産権保護の重要性を認識させる学習漫画を政策・配布し、教室で直接体験させるために正規品と模倣品を比較してみる青少年体験学習も実施した。

特に、2013年は青少年予防教育用として知的財産権保護の重要性を認識させるために、小・中学の学生たちを対象に標準教案を製作して配布し、教室で直接見て感じるができるように、正規品と模倣品の比較体験ができる青少年体験学習も実施した。

#### ハ. 評価及び発展方向

消費者団体との共同キャンペーンは模倣品を購入する実質的な消費者団体会員らが先頭に立って実施しており、青少年に対する知的財産権保護教育用のコンテンツ製作・体験学習の施行、大学生の知的財産権保護に関する広告公募展などを通して自発的な参加を誘導することで、知的財産権保護に対する認識を新たに整備する契機となった。また、波及効果が大きいTV公益広告と地上波TV番組を製作・送出することで、模倣品の流通根絶に対するコンセンサスを獲得し、国家の品格と国家ブランドの向上に大きく寄与したと判断される。

特に、青少年・大学生・主婦・会社員など階層別消費者を対象に、オーダーメイド型の教育・広報を積極的に実施するとともに、TV・インターネット・SNSなど多様な媒体を活用した広報を持続的に実施する予定である。

#### 4. 職務発明制度定着の促進

産業財産政策局 産業財産振興課 行政主事 チョン・レヨン

#### イ. 推進背景及び概要

職務発明とは「従業員、法人の役員または公務員(以下「従業員など」とする)がその職務に関して発明したものが、性質上使用者・法人または国家や地方自治体(以下「使用者など」とする)の業務範囲に属し、その発明をした行為が従業員などの現在または過去の職務に属する発明である(発明振興法第2条第2号)。すなわち、職務発明は発明振興法上の概念で、一般的に従業員が業務遂行過程で創り出した発明といえる。また、発明振興法上、発明とは特許法、実用新案法またはデザイン保護法によって保護される発明、考案及び創作であるため(発明振興法第2条第1号)、職務発明には特許法上保護される発明のみならず、実用新案法またはデザイン保護法上保護対象になる考案及び創作が含まれる。

韓国で職務発明に対する権利は発明者である従業員などに帰属(発明者主義)することになっており、従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継したり、専用実施権を設定するためには、契約や勤務規定に基づいて正当な補償をしなければならない(発明振興法第15条)。したがって、職務発明補償制度は従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継(設定)する代わり、それに対する正当な補償をする制度といえる。但し、職務発明の場合、従業員が職務発明を創出できる基盤である研究費や研究施設などを提供するなど使用者などの寄与があつてこそ可能であるため、従業員などと使用者など間の合理的な利益調整が必須であるという点で一般的な権利移転による反対給付の提供とは区別される。

職務発明が重要視されている理由は、今日ほとんどの核心・源泉技術が企業・研究機関及び大学など法人主導の下で開発され、法人で開発される発明の大半は職務発明であるというところにある。すなわち、企業と国家の技術競争力の尺度であり、生き残り戦略の核心技術のほとんどが職務発明で創り出されるため、職務発明が活発に行われるようにするためには正当な補償と体系的な支援が必要である。

＜表Ⅲ－1－4＞韓国における法人の特許出願の推移

(単位：件、%)

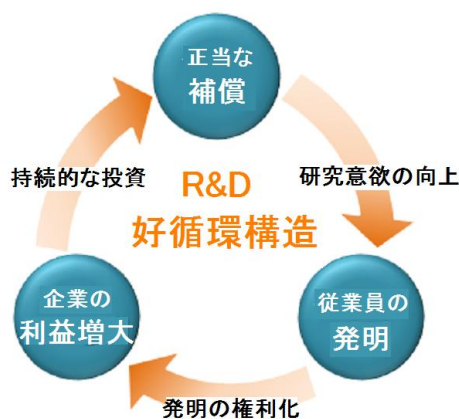
区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013

個人出願(A)	33,443	35,588	33,267	35,424	36,940	38,559
法人出願(B)	137,189	127,935	136,834	143,500	151,975	166,030
計(C)	170,632	163,523	170,101	178,924	188,915	204,589
法人出願比重(B/C)	80.4%	78.2%	80.4%	80.20%	80.45%	81.15%

\* 出処：知的財産統計年報(特許庁)

職務発明制度を通じて使用者などは職務発明を迅速かつ簡単に権利化し、独占的な権利を基に迅速に事業化することで売上を高めて利潤を創出する。一方、従業員などは職務発明に対する正当な補償を受け取ることで、創造的な発明に邁進できるため、従業員などと使用者などが共にウィンーウィン(Win-Win)できる。

<図Ⅲ-1-3> 職務発明補償制度のメカニズム



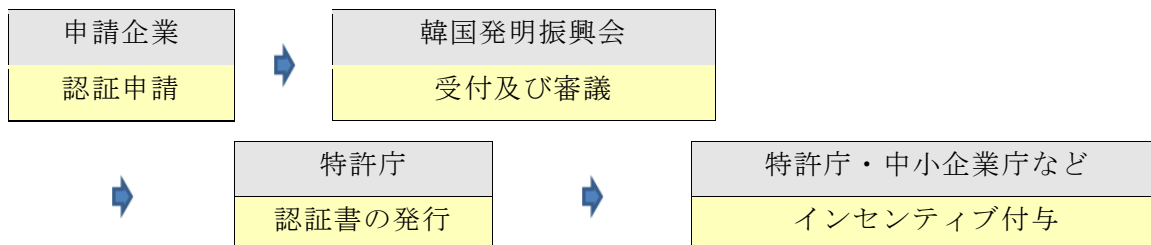
そこで特許庁では国内企業が職務発明補償制度を手軽に導入して運営できるようにするため、職務発明補償優秀企業認証の施行、中小・中堅企業に対するオーダーメイド型コンサルティングの実施、職務発明補償制度運営の優秀事例公募及び職務発明フォーラムの開催など多様な支援を展開している。

#### ロ. 推進内容及び成果

特許庁は職務発明補償制度が韓国の産業発展及び知的財産に対する正当な補償文化の礎になるという認識の下で、発明振興法令の改正を通じて職務発明補償優秀企業を

選定・支援できるようにし、2013年4月から職務発明補償優秀企業認証を実施して計9社を優秀企業として認証した。

<図Ⅲ-1-4>職務発明補償優秀企業の認証プロセス



<図Ⅲ-1-5>職務発明補償優秀企業認証の案内広告

**『직무발명보상 우수기업 인증제』 시행 안내**

직무발명보상제도의 도입촉진과 발명자에 대한 정당한 보상을 통해 창조적인 기술개발을 유도하여 기업의 경쟁력을 강화하기 위해 직무발명 보상을 모범적으로 실시하는 중소·중견기업을 대상으로 『직무발명보상 우수기업 인증제』를 다음과 같이 시행합니다. 관심 있는 여러분의 많은 참여 바랍니다.

**목적**

- 직무발명 보상제도 도입 촉진
- 직무발명에 대한 기업의 자율적인 보상문화 정착 및 사전 분쟁예방
- 직무발명을 통한 기업의 기술경쟁력 강화

**사업내용**

- 직무발명보상 우수기업 인증제는 직무발명에 대한 보상을 모범적으로 실시하는 중소·중견기업을 『직무발명보상 우수기업』으로 인증하고, 인증을 받은 기업에게 정부 지원 사업 참여시 인센티브를 제공하는 제도임
- \* 직무발명이란 고용계약에 의해 회사에서 근무하는 종업원이 현재 또는 과거의 직무수행 과정에서 개발한 발명발명진흥법 제2조 제2호

**신청자격**

- 직무발명 보상규정을 보유하고, 최근 2년 이내에 직무발명 보상사실이 있는 중소·중견기업
- \* 중소기업: 중소기업기본법 제2조에 따른 중소기업
- \* 중견기업: 산업발전법 제10조의2에 따른 중견기업

**인증절차**

- 평가기준: 직무발명보상규정(20점), 보상실적(40점), 운용의 합리성(40점)
- 인증기준: 심의위원회 평가점수 70점이상

**발급절차개요**

신청기업 인증신청	진담기간 접수 및 심의	특허청 인증서 발급	특허청 인센티브 부여
--------------	-----------------	---------------	----------------

**인증기업에 대한 인센티브**

- 정부지원사업 대상자 선정시 가점부여
  - (특 허 청) 민간 R-D&D 연계전략 지원사업 특허기술의 전략적 사업화 지원사업, 지역지식재산 창출 지원사업 등
  - (중소기업청) 중소기업 기술혁신 개발사업, 융·복합기술 개발사업, 신용회복기술 개발사업, 창업성장기술 개발사업, 제품 경쟁력강화기술 개발사업 등
- 기타: 소특사업 제12조에 따른 보상금에 대한 비과세 등
- ※ 향후 법개정 완료후 특허 우선심사, 면차항목료 감면 예정(2013년 하반기 이후)

**신청방법**

- 접수기간: 2013년 4월 1일부터 연중수시
- 제출서류: 인증신청서, 보상사실 및 합리적 운용을 증명하는 서류 (신청서 참고)
- 신청방법: 한국발명진흥회 서면(우편, 방문) 혹은 한국발명진흥회 홈페이지(<http://employeeinvention.net>) 온라인 접수
- 접수처: 한국발명진흥회사무 강남구 테헤란로 131 한국지식센터 16층 발명진흥팀
- 문의: 전화 02-3459-2793, 2845, 팩스 02-3459-2799

**특허청** (Korea Intellectual Property Agency, KIPO)

**한국발명진흥회** (Korea Employee Invention Promotion Association, KEIPA)

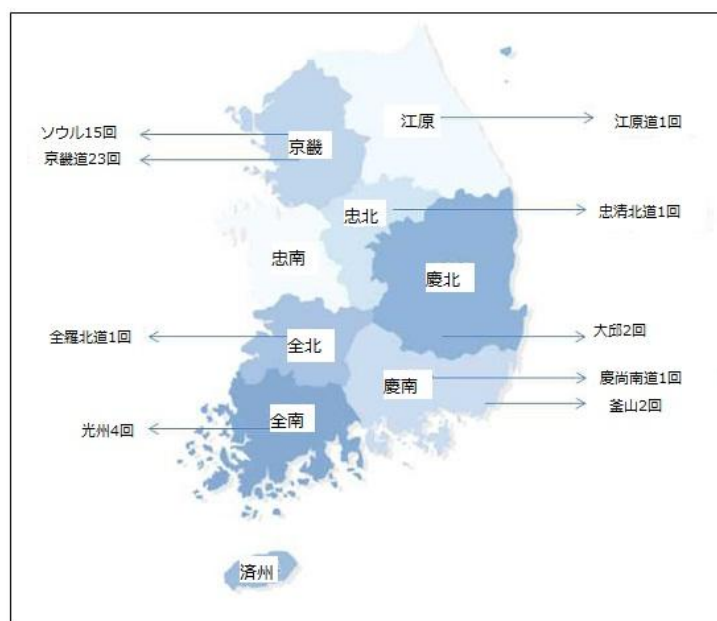
2014년3月から職務発明補償優秀企業として認証を受けた企業は特許、実用新案及びデザイン出願に対する優先審査と4-6年目の登録料に対して20%追加減免を受けることができるとともに、特許庁と中小企業庁の支援事業に参加する際に1~4点の加点をもらうことができる。

<表Ⅲ-1-5>職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況

- ▶ 政府支援事業に参加する際に加点を付与  
(特許庁) IP-R&D 連携戦略支援事業、特許技術の戦略的な事業化支援事業、地域知的財産創出支援事業  
(中小企業庁) 中小企業技術革新開発事業、融・複合技術開発事業、商用化技術開発事業、創業成長技術開発事業、製品・工程改善技術開発事業
- ▶ 特許・実用新案及びデザイン出願に対する優先審査
- ▶ 特許・実用新案及びデザインの4～6年目登録料20%追加減免

一方、専門人材や専門組織がなく職務補償制度の導入や運営に困難を感じている中小・中堅企業を支援するため、弁理士など職務発明専門家が直接企業を訪問して企業の職務発明と関連する現状を診断し、企業に適した職務発明補償規定を整備した。また、職務発明補償制度の運営と関連する問題点の解決を支援するため、企業オーダーメイド型コンサルティングを行った。さらに、職務発明補償制度に対する国内企業の理解を高めるため、企業の従業員や役員を対象に職務発明補償制度に対する説明会と釜山・光州・春川、そしてソウル地域の企業を対象に巡回セミナーを開催した。

<図Ⅲ-1-6>職務発明補償制度説明会及びコンサルティングを受けた企業(計50回)



<図Ⅲ-1-7>職務発明補償制度の巡回説明会



下半期には「職務発明補償制度運営の優秀事例」を公募し、サムスン電子(株)、(株)SF Aなど10社を優秀企業として選定・授賞し、優秀事例集を発刊することで国内中小企業がベンチマークできるようにした。

<図Ⅲ-1-8>職務発明補償制度運営優秀事例の発表



<図Ⅲ-1-9>職務発明制度運営優秀企業の授賞





また、「職務発明フォーラム」を開催して職務発明補償制度と関連する法令の改正事項と国内・外の重要懸案に対する情報を共有し、制度の改善方向を模索する機会を設けた。

<図Ⅲ-1-10> 職務発明フォーラム



職務発明補償制度のホームページ(<http://employeeinvention.net>)を構築して職務発明制度及び関連情報を紹介し、制度の導入方法及び優秀企業認証・企業オーダーメイド型コンサルティング・優秀事例公募などを案内して希望する企業が申請できるようにした。同時に、職務発明補償規定の標準モデルと制度導入企業に対する各種インセンティブを紹介した案内マニュアルを製作し、国内IP活動企業約2万5千社余りに配布した。



＜図Ⅲ－1－11＞職務発明ホームページ及び広報パンフレット



ハ. 評価及び発展方向

2013年度知的財産活動実態調査の結果、職務発明補償規定を保有・活用している国内企業の職務発明補償制度導入率は46.2%で、2012年に比べて増加した。特に大企業や中堅企業の場合は74.5%と87.5%でかなり高い比率を示したが、これは最近特許紛争または職務発明関連の紛争が 이슈となったことで、職務発明補償制度の重要性が浮き彫りになるにつれ、大企業あるいは中堅企業が保有しているIP専門担当組織と人材を活用して職務発明補償規定を制定あるいは改正して迅速に対応した結果と判断される。

＜表Ⅲ－1－6＞国内企業の職務発明補償制度導入比率

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
企業全体	36.3	39.6	46.4	42.6	43.8	46.2
大企業	79.1	84.0	74.2	63.3	72.9	74.5
中堅企業*	-	-	-	-	-	87.5

中小企業	24.7	25.5	38.2	34.3	26.0	24.4
ベンチャー 企業	36.8	39.8	44.4	39.2	35.1	39.8

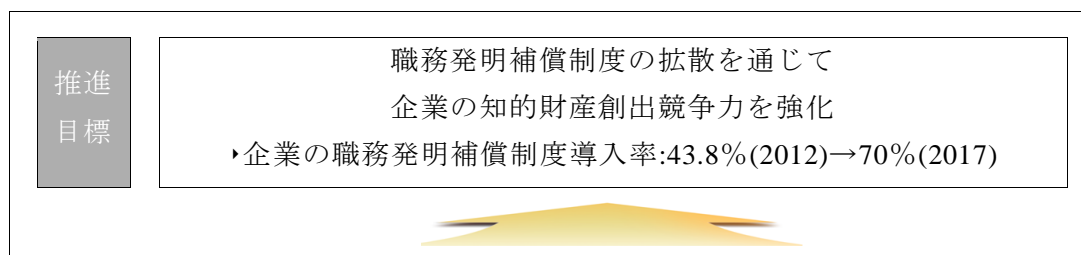
\* 中堅企業：2013年以前は大企業に含まれる。

\*\* 出処：知的財産活動実態調査(韓国知識財産研究院)

しかし、中小企業の職務発明補償制度導入率は24.4%と低迷しており、中小企業の職務発明補償制度導入を促進するためにはより積極的な支援政策が必要であると見られる。そこで、特許庁は職務発明に関するインフラが一定水準備えられている多出願企業などは職務発明補償優秀企業の認証が受けられるように職務発明補償優秀企業認証を広めていく予定である。一方、職務発明インフラが脆弱な中小企業にはCEO向け説明会の実施、職務発明補償規定標準モデルの製作・配布、企業オーダーメイド型補償規定作りの支援、オンラインコンサルティングなど企業オーダーメイド型制度の導入支援及び現場中心の問題解消支援を強化する 計画である。

さらに、職務発明に対する正当な補償ムードの拡散を狙った職務発明フォーラムを開催し、職務発明補償制度運営の優秀事例を発掘・授賞し、職務発明補償制度のホームページと関係機関のニュースレター、そして各種マスコミ媒体を活用して多用な広報活動を展開する予定である。特に、未来創造科学部、産業通商資源部、中小企業庁及び関係機関との協力体系を構築することで、職務発明補償制度に対する認識向上と制度導入を効果的に支援していく計画である。

#### <図Ⅲ-1-12>職務発明の活性化に向けた事業推進戦略



推  
進  
方  
向

□ 職務発明補償優秀企業認証の拡散

- ◆ 優秀企業認証制度の拡散
- ◆ On-line 認証システムの運営
- ◆ 企業及びコンサルティング専門家定例協議体の運営

□ 中小・中堅企業の制度導入支援の強化

- ◆ CEO 向け説明会の開催
- ◆ 職務発明補償標準モデルの発刊・配布
- ◆ 企業オーダーメイド型コンサルティングの支援

□ 優秀事例の発掘及び正当な補償文化の拡散

- ◆ 職務発明フォーラムの開催及び優秀事例の発掘・授賞
- ◆ 関係機関との協力及び教育・広報の強化

### 第3節 知的財産保護環境の構築

#### 1. 企業の営業秘密保護に向けた制度改善

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 施設事務官 ハン・トンギョン

##### イ. 推進背景及び概要

北米自由貿易協定(NAFTA)によって営業秘密保護が国際協定において初めて明文化された後、WTO体制の発足などにより技術及び知識が無制限競争時代の核心的な生産要素として登場し、韓国も営業秘密保護制度を導入することになった。

営業秘密保護制度は営業秘密を産業財産権と同じ権利の形態として保護するよりは、他人の努力と成果に便乗して不当な利益を取得しようとする行為を禁止する不正競争防止の法理に従ったものであり、健全な競争秩序を確立するためのものである。

<表Ⅲ-1-7> 企業の産業機密流出状況(2009~2011)

区分	標本集団数(社)	流出比率(%)	平均流出回数(件)	1件当たり被害金額 (億ウォン)
大企業	65	10.8	1.86	25.14
中小企業	1,501	12.1	1.63	15.67
合計	1,566	12.1	1.64	16.02

\*資料：中小企業庁、2013

近年、営業秘密流出事件の増加による企業の被害が増大しているが、企業、特に中小企業の営業秘密保護に対する認識及び管理能力が不十分であると調査され、これに対する対策が要求されている。

<表Ⅲ-1-8> 企業の営業秘密管理実態

- 
- \* 企業の法務・特許・セキュリティ担当者を対象にアンケート調査を行った結果、58%が営業秘密保護の要件に対しほとんどが知らないと回答(特許庁、2011.5)
  - \* 中小企業の過半数以上(57.3%)が「自社は営業秘密流出に脆弱であり、危険にさらされている」と回答(特許庁、2014.1)
- 

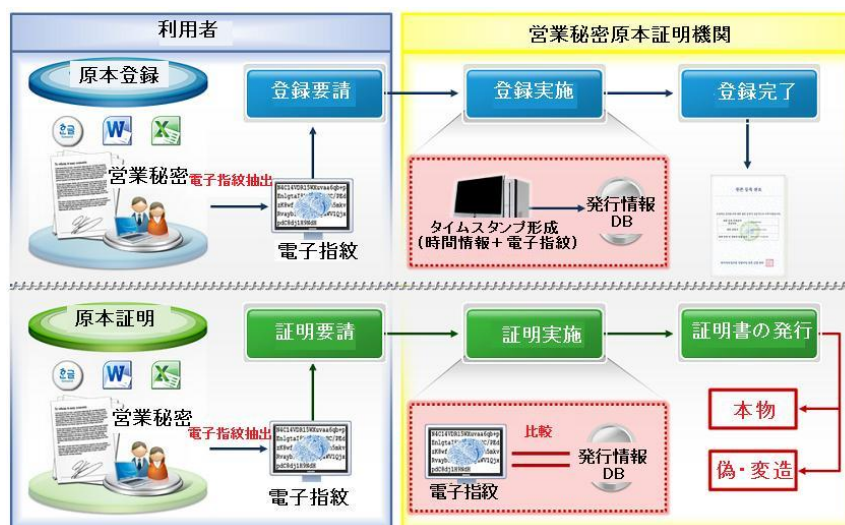
そこで特許庁は営業秘密保護制度を改善し、営業秘密保護に関する広報・教育・相談及び企業の営業秘密管理体系の構築を支援することで、営業秘密保護の基盤作りに取り組んでいる。

#### ロ. 推進内容及び成果

まず特許庁は営業秘密保護制度を改善するため、2013年7月「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正して営業秘密原本証明制度の法的根拠を整え、営業秘密侵害に対する罰則規定を改善して既存制度の不備点を補完した。

営業秘密原本証明制度は電子文書から抽出した固有の識別値と公認認証機関の時間情報をプラスしてタイムスタンプを生成した後、これを原本証明機関に登録することで該当電子文書の原本存在及び保有時点を立証することができる制度である。企業は営業秘密侵害訴訟で営業秘密保有事実に対する立証負担を緩和するために本制度を利用している。この制度が法的根拠を持ったことから従来類似したサービスを提供していた機関が原本証明機関として指定を受けることになれば、本制度の信頼度が高くなり、利用もさらに活性化すると期待している。

＜図Ⅲ－1－13＞ 営業秘密原本証明制度



また、改正前の法律は刑事罰の対象を「企業が保有する営業秘密を流出した者」に限定しているため、企業でない個人や非営利機関は営業秘密が侵害を受けても刑事的な保護を受けることができなかったが、今回の改正を通じて営業秘密保有主体を企業から営業秘密保有者に拡大したことで誰でも営業秘密を保有していれば刑事的な保護が受けられるように罰則規定を改善した。これによって最近技術契約などで収益活動を推進している大学など非営利機関の営業秘密保護が一層強化できると見られる。

特許庁は法律改正を通じた制度改善のみならず、韓国企業の営業秘密を保護するための総合的なサービスを提供するため、2012年6月から営業秘密保護センターを運営 (<http://www.tradeseecret.or.kr>) している。

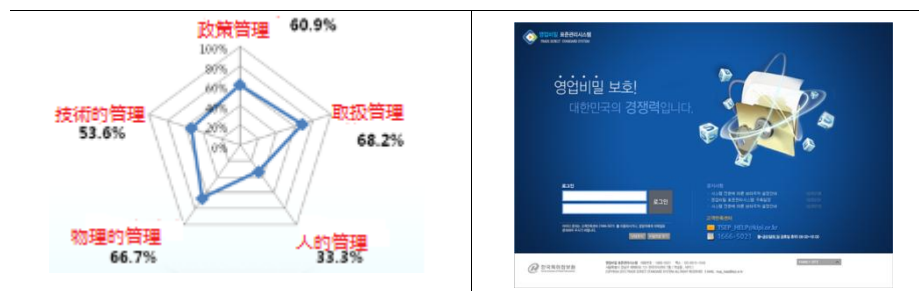
2013年には営業秘密を保護するための実質的な情報を提供するため、相談、出前教育、地方所在企業密集地域を対象にした地域説明会を実施した。また、国内企業が多数進出している海外現地で説明会を開催することで、海外に進出した韓国企業の営業秘密を保護するための多角的な努力を傾けた。特に11月には知的財産権保護コンファレンスを開催し、営業秘密保護の重要性に対する社会的な共感を得た。

<図Ⅲ-1-14> 営業秘密セミナー及び知的財産権保護コンファレンス



また、営業秘密をどのように管理すれば良いのか分からない企業に営業秘密診断コンサルティングを通じて企業の営業秘密管理実態の診断を行い、診断結果に適した管理方法を提示している。また、営業秘密管理システムを導入していない企業が最小の費用と人材で営業秘密管理ができるように標準管理システムを普及するなど、企業の営業秘密管理体系の構築を直接的に支援している。

<図Ⅲ-1-15> 営業秘密診断コンサルティング及び標準管理システム



#### ハ. 評価及び発展方向

特許庁は2014年にも営業秘密保護の基盤づくりのための活動を強化していく予定である。特に、企業の役員・研究人材など需要者別のオーダーメイド型教育と主要産業の企業団体を対象にした広報を展開することで営業秘密保護文化を造成し、被害企業の速やかな権利救済のために申告センターを運営するとともに、専門家で構成された諮問団を通じて被害企業の初動対応のための基礎法律相談を提供していく予定である。

## 2. 公正な商標使用体系の確立

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イム・テワン

### イ. 推進背景及び概要

韓国の商標法は先登録主義を採択している。しかし、このような制度を悪用して国内外に知られている他人の先使用商標及び商号、放送番組及び芸能人の名称などを先占して先使用者に損害賠償を要求したり、刑事告発することで商標の使用秩序を乱す問題を多数発生した。

そこで、使用主義の要素を強化することで先登録主義の短所を補完し、他人の先使用商標の先占を目的に出願した出願人を体系的に管理するだけでなく、善意の被害者に対する相談など公正な商標使用体系の確立が必要であることを認識した。

### ロ. 推進背景及び成果

#### 1)商標及び商号の先使用者保護に向けた制度改善

他人の先使用商標及び商号を先に商標登録して先使用者に示談金を要求する行為を防止するため、商標出願前にまず使用した企業の名称や商号に対しては商標権の効力が及ばないように法を改正した。また、審査基準を改正して正当な権利者でない他人が出願する場合には拒絶できるようにした。

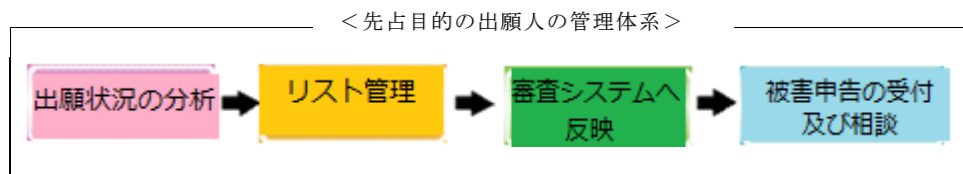
\*自己商号を不正競争目的なく出願前から使用している場合は引き続き使用できるように商標法第57条の3を改正して先使用者保護を強化(2013.4.改正、2013.10.施行)

#### 2)商標先占目的の出願人に対する体系的な管理

2013年下半期には他人の先使用商標及び商号を先占の目的で出願する出願人を抽出してシステムに搭載することで、審査官の厳しい審査が可能になるように努力した結



果、商標先占目的で出願されたものの拒絶された件が着実に増加した。(上半期：470件→下半期536件)



### 3)商標先使用者の被害把握及び相談

使用している商標を他人が先占して被害を受けた事例を把握するとともに相談ができるよう、2013 年末特許庁ホームページに「商標ブローカー被害申告」サイトを

開設した。(  )

#### ハ. 評価及び発展方向

未登録先使用商標の先占による被害を最小化し、被害を防止するために制度及び審査基準を改正した。また、商標先占目的の出願人を体系的に管理できるようにするとともに、被害申告サイトを開設して相談を行うなど公正な商標使用体系を確立するための土台を構築した。したがって、今後も公正な商標使用体系を確立するため、制度を改善・補完する作業を持続的に推進する計画であり、TV・インターネット・SNSなど多様な媒体を活用して積極的に広報を展開する予定である。

### 3. 知的財産権訴訟における専門性の強化

産業財産政策局 産業財産人力課 工業事務官 カン・ユンソク

#### イ. 推進背景及び概要

最近全世界的に展開されたサムスンとアップルの特許訴訟によって社会的に知的財

産権訴訟に対する関心が高まっている。2012年8月24日米国カリフォルニア連邦北部地方裁判所で9人の陪審員はサムスンがアップルの特許を侵害したと評決した。しかし、米国地方裁判所の陪審員の評決が公正であったかに対しては疑問を提起する見方が多かった。色々理由はあるが、最も大きな理由は陪審員たちがサムスンとアップルの特許技術を充分理解して実質的に議論を進めたかに対する懸念であった。このように知的財産権訴訟の判断主体が関連技術に対する専門性を持っているかどうかは極めて重要な問題である。

知的財産権訴訟における専門性を高めるためには訴訟主体である裁判所と当事者の専門性を強化する必要がある。世界各国が特許事件において「裁判所の専門性」を強化するために特許専門裁判所に管轄を集中させるとともに、「当事者の専門性」を強化するために専門性のある訴訟代理人を出席させる紛争解決制度を採択している。効率的かつ専門性の高い紛争解決に向けて特許訴訟関連制度を整備することで、自国企業の知的財産競争力の強化を図っているのである。

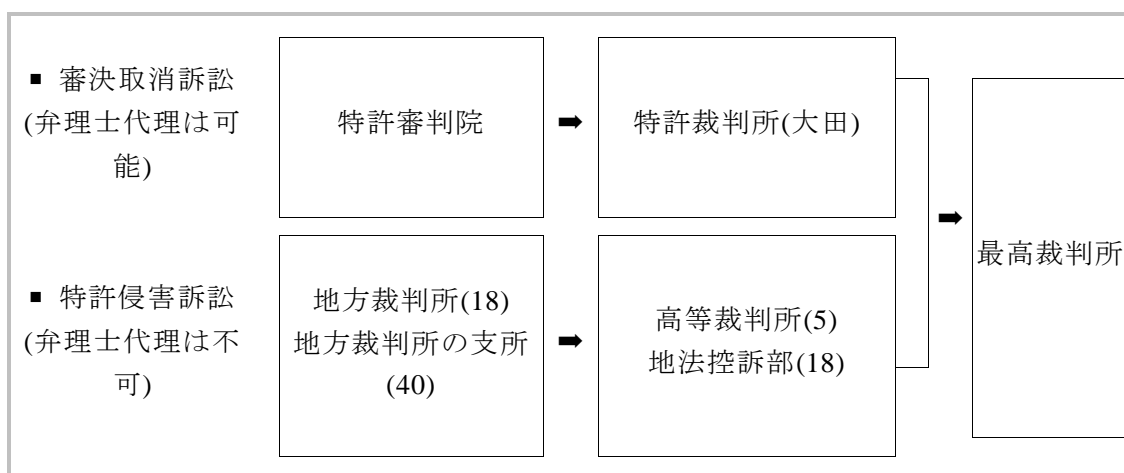
<表Ⅲ-1-9> 主要国の知的財産権訴訟制度

区分	特許侵害訴訟の管轄	特許侵害訴訟の代理権
日本	1 審は東京・大阪地方裁判所で(2004)、 2 審は東京知的財産高等裁判所に集中 (2005)	弁護士・弁理士共同代理制度を導入(2003)
米国	連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)を設立し、 2 審管轄集中(1982)	弁護士・特許代理人(Patent Agent)資格を同時に持つ特許弁護士(Patent Attorney)制度を運営
イギリス	民事 1 審裁判所(High Court)に特許裁判所(Patent Court)を設置して管轄集中 (1977)	法廷弁護士(Barrister)と弁理士の共同代理制度を導入(2000)
EU	加盟国全体に通用する特許侵害など判断のため、EU 共通特許裁判所の設立を準備中 (2012 年合意、2015 年開所目標)	ヨーロッパ弁理士(EPA)の特許侵害訴訟代理を許容

韓国もまた知的財産権訴訟の専門的な特性を認め、1998年ドイツに続いて世界で二

番目に専門裁判所である特許裁判所を設立した。しかし、特許裁判所の管轄範囲が特許無効訴訟など審決取消訴訟に限られ、特許侵害訴訟は一般民事裁判所で進めるなど特許訴訟が二元化されず、訴訟の長期化など多くの問題点が現れている。また、現在弁護士だけが特許侵害訴訟を代理することができるが、特許訴訟の特性上特許技術専門家である弁理士が特許侵害訴訟に参加すべきであるという意見が持続的に提起された。

＜表Ⅲ－１－１０＞ 韓国の知的財産権訴訟体系



#### ロ. 推進内容及び成果

これまで長期間にわたって特許訴訟の管轄集中、特許侵害訴訟における弁理士共同代理の導入など知的財産権訴訟制度の改善を求める意見が持続的に提起されてきたが、利害関係者間の見解の違いによって合意可能な改善案を作り出すことには失敗した。

知的財産権訴訟の管轄問題を解決するため、16代、17代、18代国会では特許侵害訴訟2審を特許裁判所に集中させる裁判所組織法改正案が発議されたが、法司委上程の後に任期満了で自動廃棄された。その後、2010年10月総理室主管で総理室、法務部、特許庁全経連、弁護士協会、弁理士会が参加する特許訴訟管轄集中TFが構成されたが、合意案の作成にはたどりつけず、TF会議の議論は中断された。

また、知的財産権訴訟の代理問題を解決するため、17代、18代国会で弁護士・弁理

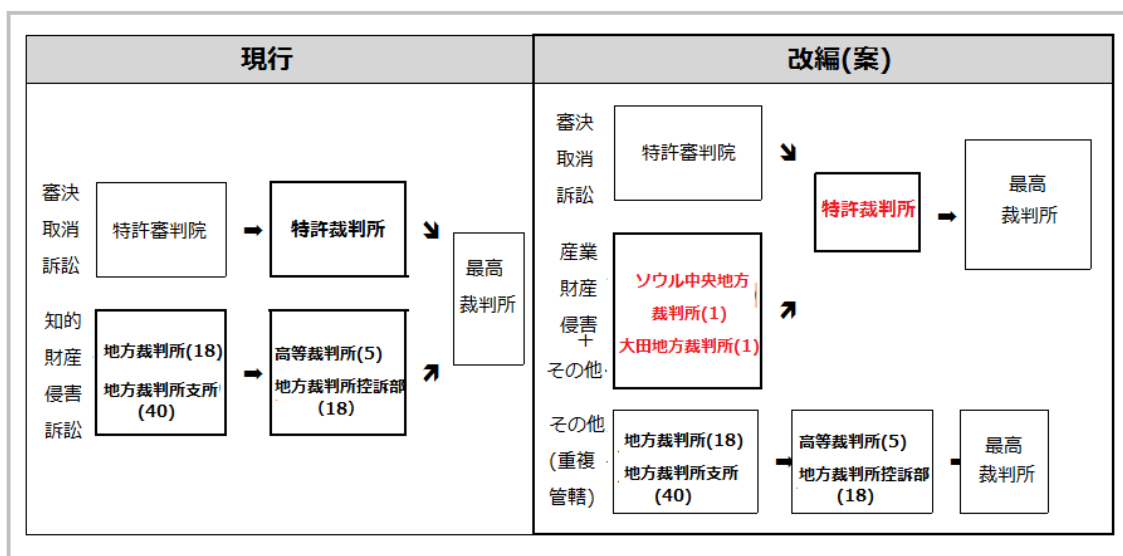
士共同代理制度の導入に向けた弁理士法改正案が発議されて知識経済委員会を通過したが、やはり法司委上程後に任期満了で廃棄された。その後、2010年12月弁理士の訴訟代理権関連の憲法訴願が提起されたが、憲法裁判所は特許侵害訴訟は高度の法律知識及び公正性と信頼性が求められる訴訟であるため、弁護士にだけ特許侵害訴訟の訴訟代理を許すべきであると判示した。但し補充意見として、特許侵害訴訟で弁理士の法律専門性を強化するために信頼性の高い能力担保措置を講じた後、弁護士と弁理士の共同訴訟代理を許容することで訴訟の迅速化及び専門化を図り、訴訟当事者の權益が充分保護されるよう、立法的措置をとることが望ましいという意見を提示した。

このように利害関係者の立場の違いによって平行線をたどっていた知的財産権訴訟制度に対して2012年1月第3回国家知識財産委員会で政府レベルで改善を推進することを議決した。それによって2012年3月7日知識財産委員会、法務部、特許庁、産業界、弁護士協会、弁理士会など関係部処・機関が参加する「知的財産権紛争解決制度の先進化特別専門委員会」が構成され、議論を始めた。

特委は2012年3月7日から2013年9月6日まで1年6ヶ月間に計16回の会議を通じて「特許訴訟の管轄集中」と「訴訟代理の専門性強化」の二つの問題を集中的に議論した。その結果、「特許訴訟の管轄集中」と「訴訟代理の専門性強化」に対する改善策を作り出し、2013年11月13日第9回国家知識財産委員会本会議で改善策が議決された。

まず、「特許訴訟の管轄集中」に対しては知的財産権侵害訴訟1審はソウル中央地方裁判所・大田地方裁判所の専属管轄とし、2審は特許裁判所に集中させることを決めた。但し、特許商標など産業財産権侵害以外の訴訟はその他地方裁判所・高等裁判所と重複管轄することとなった。

<図Ⅲ-1-16> 知的財産権訴訟管轄制度の改善案



次に「訴訟代理の専門性強化」のために訴訟と特許分野の専門性を備えた特許弁護士制度の導入及び弁理士の特許侵害訴訟への参加が必要であるという改善策を提示した。特許弁護士は法律的・技術的な専門性を備えた理想の専門家であり、特許弁護士概念・権限など具体的な事項は今後法務部と特許庁など関係機関間の合意を通じて準備する予定である。また、弁理士の特許侵害訴訟への参加が求められているため、これのための追加議論と調査研究を経て制度改善を推進する予定である。

<表Ⅲ-1-11> 知的財産権訴訟代理制度の改善案

<特委の合意案(2013.9.4.)>	
1.	韓国特許訴訟の先進化に向けた制度改善の方向として訴訟と特許分野の専門性を備えた特許弁護士制度の導入を推進する。 ○ 特許弁護士制度は3年以内の準備過程を経て施行する。但し、1年以内の経過期間において施行することができる。 ○ 特許弁護士制度の導入に向けて弁護士及び弁理士制度の改編など関連課題は法務部と特許庁など関係機関間の協議を通じて準備する。
2.	弁理士の特許侵害訴訟への参加が必要であり、そのための追加議論と調査研究を経て制度改善を推進する。

#### ハ. 評価及び発展方向

今回国家知識財産委員会で議決された改善案は長期間提起されてきた知的財産権訴訟関連の課題に対して関係機関、関係団体など政府と利害関係者が参加して制度改善案を講じたことに大きな意義がある。需要者の声、政策研究、先進事例の検討など多様な研究・分析と議論を経て講じられた改善案であるだけに、今後国会・国民から説得を通じて理解を得ることができれば実現可能性が高いと見られる。但し、「特許弁護士制度」に対する明確な定義がなく、弁護士協会と弁理士会が共に反対声明を発表するなど混乱を招いたことは残念である。

これから知識財産委員会で合意された改善案を実現させるためには、法務部・裁判所・特許庁など関係機関の積極的な努力が必要である。特許庁は今後知識財産委員会・裁判所行政処などとの協議を経て裁判所組織法の改正など特許訴訟の管轄集中の推進に協力し、法務部・弁護士協会・弁理士会などと関係機関協議体を構成して特許訴訟代理の専門性強化に向けた特許弁護士制度の導入を積極的に議論する予定である。

今後特許訴訟の管轄集中、特許弁護士制度の導入など知的財産権訴訟体系が整えられれば、迅速かつ正確な知的財産権紛争解決制度が構築されると見られる。それによって韓国企業の知的財産権の保護環境が整備され、韓国の国際競争力強化にも大きく貢献できると期待される。

#### 4. 半導体設計財産の振興

特許審査企画局 標準特許半導体チーム 工業事務官 キム・キファン

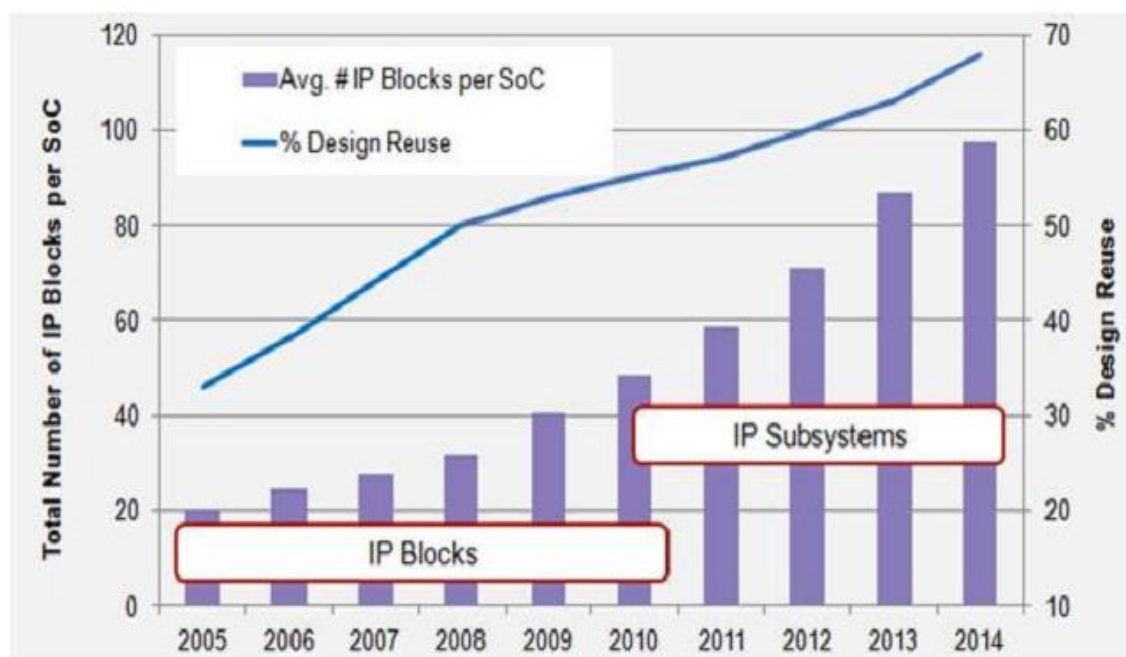
#### イ. 推進背景及び概要

半導体設計財産とは回路の動作と機能が検証され、半導体集積回路の設計時に独立した機能を持って繰り返し利用が可能な機能ブロック(回路)と定義できる。半導体設

計及び生産業界では半導体設計財産を一般的に半導体IP、さらに略してIPと呼ぶケースが多い。

半導体設計財産は複雑・多様な機能を持つシステム半導体を設計するためには必ず必要な要素となっている。半導体設計用S/Wを供給するSynopsys社の調査結果によれば、一つのチップに含まれる半導体設計財産は2005年20個から2014年に97個まで増加し、それによって半導体設計財産の再使用率も2005年33%から2014年68%まで増加するものと予測している。また、国際半導体連合(GSA)の調査結果によれば、システム半導体開発の時に半導体設計財産を適切に活用する場合、平均2.5ヶ月の開発期間短縮効果が期待できるといわれている。

＜図Ⅲ－1－17＞チップ1個当たり使用する半導体設計財産の数及び再使用率



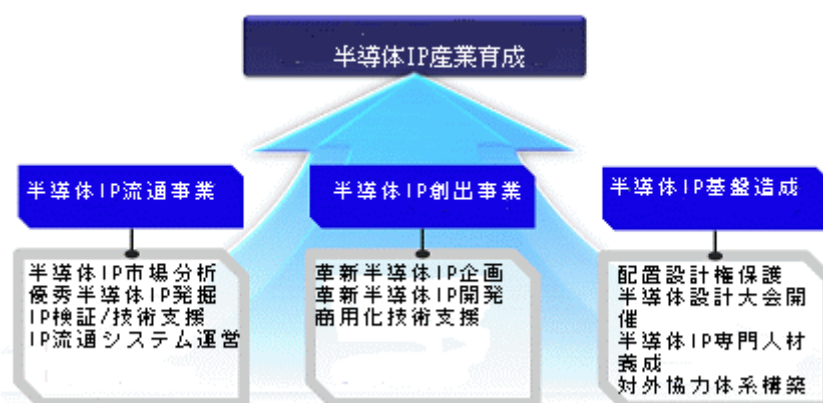
\*資料： Synopsys, The World is Changing(2012.3.26.)

しかし、韓国の半導体設計財産の創出及び活用基盤はまだ不十分である。国内で専門的に半導体設計財産を創出・供給している企業は5社程度であり、市場規模は200億ウォン未満と推定される。国内企業が半導体設計財産の創出・活用に消極的な理由は製品の販路が不確実で、あらゆる製造工程に対する信頼性の検証に多額の費用がかか

るためであると調査された。

そこで、特許庁は「半導体集積回路の配置設計に関する法律」に基づいて半導体設計財産の創出・活用の活性化を支援するため、半導体設計財産振興事業を推進している。

<図Ⅲ-1-18>半導体設計財産振興事業の推進体系



#### ロ. 推進内容及び成果

##### 1)半導体設計財産の流通支援事業

半導体設計財産の流通支援事業は国産半導体IPの発掘及び取引支援を通じて半導体IPの流通活性化を図る事業であり、優秀半導体IPの発掘及び取引活性化などの多様な支援を遂行している。

2013年には計122件の国産半導体IPを発掘してDB化し(累計381件)、企業のニーズが高い12件の半導体IPに対しては信頼性を検証するためのチップ製作を支援した。また、信頼性の高い半導体IP DBとユーザー中心の取引システム構築などの流通基盤とともに様々な広報などを通じて2013年に計157件の半導体IPが仲介される成果を挙げた。

一方、2013年には中国上海SMICシンポジウムを活用したロードショーを開催して



国内企業4社の半導体IP輸出を支援し、これを通じて計150万ドルに達するライセンスング契約を締結する成果を挙げた。

<表Ⅲ-1-12>半導体IP検証の支援状況

NO.	検証半導体 IP
1	12bit 20MSPS ADC/DAC
2	DDR2 I/F Controller and PHY
3	MIPI Bridge
4	LVDS Rx
5	3V, 17-ch, 10-Bit, 10MSPS ADC
6	3.3V, 10Bit, 54MSPS ADC
7	3MHz, 600mA, Programmable Step-Down Converter
8	IR Sensing IP
9	Image Improvement IP Supporting max. 1080p 60fps for Display Applications
10	Programmable Low Noise Drop-Out Regulator(LN-LDO)
11	LVDS Tx
12	Full HD Stereo Video Vergence Controller

## 2)核心半導体設計財産の創出事業

核心半導体設計財産の創出事業は半導体IPの中で市場占有率と国内企業の海外依存度が高い半導体IPを国内技術に変えるための事業であり、エンベッディド・プロセッサIPを核心半導体設計財産として選定し、2009年に300MHz級エンベッディド・プロセッサIP(Core-A)を開発した。また、2011年には500MHz級エンベッディド・プロセッサIP(Core-A 2G)の開発に成功した。

特に、2013年には国産エンベッディド・プロセッサIP(Core-A)を国内のファブレス企業がロイヤリティー負担なく使えるように13件のソースコードを無償で普及した。また、国内企業が自社製品にプロセッサIPを簡単に適用することができるように技術支援を行い、これを通じて計5件のCore-A適用チップが製作され商用化に向けたチップテストを行っている。

＜表Ⅲ－1－13＞Core-A搭載システム半導体の試作品製作状況

NO.	製作機関	Core-A 適用製品
1	ラオンピープル	AVM コントローラチップ
2	H 社	遠隔診療機器用コントローラチップ
3	電子部品研究院	無線通信用チップ
4	釜山大	モバイル AP チップ
5	ハンバツ大	動画 Codec チップ

## 3)半導体設計財産基盤造成

半導体設計財産の基盤造成事業は半導体設計財産の発掘・保護・人材養成など国内半導体IP産業のインフラを作るためのものであり、配置設計権の登録業務、大韓民国半導体設計コンテストの開催及び半導体設計財産教育事業などを推進している。

＜表Ⅲ－1－14＞配置設計権の登録状況

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	計	
内 国	大企業	318	-	1	-	-	-	11	9	-	-	1	340
	中小企業	84	14	9	1	15	7	14	33	23	22	44	266
	研究所	264	57	3	89	13	16	14	18	15	37	13	539
	大学	29	5	14	17	8	11	13	28	39	52	112	328
	個人	50	2	6	-	5	7	-	8	2	13	3	96
	小計	745	78	33	107	41	41	52	96	79	124	173	1,569
外国(企業)	776	8	8	32	16	13	5	2	5	5	2	872	
計	1521	86	41	139	57	54	57	98	84	129	175	2,441	

\* 影の領域は存続期間(10年)が満了し、権利が消滅した登録分である。

また、国内優秀半導体設計財産を発掘するとともに創作者の士気を高めるために、第14回大韓民国半導体設計コンテストを開催し、大統領賞に韓国科学技術院の超低電

カトランシーバーなど計10作品の優秀半導体設計を選定して授賞した。また、半導体配置設計分野に従事している人たちの士気を高めるための有功者褒賞も新設した。

<表Ⅲ-1-15> 第14回半導体設計コンテストの授賞作

等級	所属	設計作品名
大賞	韓国科学技術院	超低電力 100Gbps トランシーバーIC 設計
金賞	韓国電子通信研究院	0.24mW/MHz エネルギー高効率エンベディッド CPU コア開発
銀賞	高麗大	DisplayPort v1.2 を支援する適応型高速ディスプレイ・インターフェース
銀賞	西江大	不整合エラーを最小化した 4 チャンネル Time- Interleaved 構造基盤の 11 ビット 150MS/s パイプ ライン SAR ADC
銅賞	韓国科学技術院	スイッチ-キャパシター回路のための低電力複製駆 動技法
銅賞	LS 産電	無線電力伝送基盤のハイブリッドセンサータグチ ップの設計
銅賞	韓国電子部品研究院	映像及び多重センサー入力機能を組み込んだ建物 エネルギー制御ノード SOC
銅賞	光云大	監視、偵察用 UWB Radar センサーの CMOS 単一 チップの実現
特別賞	慶熙大	105 x 92 ピクセル低電力輪郭イメージセンサー
特別賞	韓国科学技術院	バイオイムピダンスと人体通信を利用した集積化 された脈波速度センサー

最後に新知的財産権である半導体設計財産の事業化方法論を定立・伝播するため、民間の教育需用が多い半導体IP登録及び文書化、半導体IP Packing支援プロセスに対する教育を進めている。また、最近国内で 이슈となっている自動車用システム半導体技術及び市場トレンドに対する情報を共有するとともに、国内半導体IP産業の対応及び支援策を模索するため、IP-SoC Technologyフォーラムを開催した。

#### ハ. 評価及び発展方向

特許庁は半導体設計財産振興事業を通じて半導体設計財産の活用活性化及び核心半導体設計財産の創出・活用を支援することで、国内知的財産の創出・活用の活性化に貢献した。特に、2013年初めて行われた半導体設計財産輸出支援を通じて国内企業の海外認知度の上昇及び収益創出を実現した。また、産業通商資源部が発表した「半導体産業の再跳躍戦略」に特許庁の半導体設計財産流通システム(KIPEX)の活用を反映するなど、半導体設計財産の創出・活用を活性化するために機関間の協力を拡大した。

— <半導体産業再跳躍戦略(産業通商資源部)抜粋> —

**IPバンクの活性化及びSW連携の強化**

- IP取引の拡大、ファブレスの開発期間短縮のため、IPの商用化品質基準を開発・普及し、検証された商用IPの蓄積・活用支援拡大
- \* 品質基準：需要者が開発されたIPを信頼して活用できるように開発プロセス、技術支援範囲など各種要件に対するチェックリストの性格
- \* 予算：2013~2016年間毎年15億ウォン(毎年10~15個の検証された商用IPを普及)
- IP取引活性化のために半導体協会内に専門担当組織(仮称：IP流通支援センター)を構成・運営し、良質なIPの確保及び普及(**産業通商資源部-特許庁の共同推進**)
- 政府R&D支援を通じて開発されたIPのバンク登録義務化及び大企業、大学などで独自開発されて使われていないIPの追加確保
- 特定分野の半導体IPとSWソースDBを連携して融合研究基盤を構築

このような成果を基に、2014年にはCore-Aに対する技術支援の民間移譲を準備する一方、学界の先端技術を企業の技術開発ニーズと連携して半導体設計財産を創出する「産学連携半導体設計財産創出支援」事業を推進する計画である。また、半導体設計財産の輸出支援対象及び支援プログラムを拡大し、「半導体ライセンスハンドブック」を発刊・配布するなど半導体設計財産の活用支援を体系化する計画である。

## 第2章 海外知的財産紛争に対する支援の拡大

### 第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 技術書記官 キム・トングック

#### 1. 推進背景及び概要

知的財産権紛争の基本的な傾向は市場において可視的な存在感が現れる市場シェアを持つ製品とサービスに対して侵害問題が起きているといえる。このような脈絡から、韓国企業の技術水準の向上や製品とサービスの競争力向上によって対外輸出も増えたことで、2009年154件であった国際特許紛争件数が2013年342件に2倍以上増えている(韓国知識財産保護協会調査)ことからわかるように、韓国企業の海外知的財産紛争は益々増加しつつある。

海外知的財産権紛争の激化は韓国企業の成長の足枷となっているが、外国企業の特許攻勢による輸出中断、過剰な訴訟費用負担などによって韓国企業の海外市場進出において問題となっている。韓国企業の国際特許紛争件数は2009年154件、2011年280件、2013年342件など持続的に増加しているが、輸出過程において先進国からは特許保障を要求されたり、展示会物品を押収され、途上国では模倣品が出回るなど、様々な形で海外知的財産紛争の危険にさらされている。

しかし、韓国中小企業の8.4%だけが知的財産権専門文書を保有し、海外輸出の際に知的財産権関連の調査を行わない企業が63.1%に達するなど、全体的に海外知的財産権保護能力と認識が不十分な状態である。(2012、特許庁知的財産活動実態調査)

したがって、韓国企業、特に中小企業が海外でより積極的に市場を開拓して製品とサービスを輸出することで国家経済に寄与できるようにするためには海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、後で侵害が発生した場合は紛争対応を支援することを政策的に拡大する必要がある。

## 2. 推進内容及び成果

特許庁はこのような海外知的財産紛争に対する支援を拡大するため、「韓国企業の国際特許紛争に対する対策(党政協議会、2013.8.)」、「輸出中小・中堅企業の国際知的財産権紛争対応総合対策(経済長官会議、2013.11.)」のように、輸出進行段階別に先進国・途上国における知的財産紛争対応支援に向けた政府レベルの総合対策を講じて発表した。

また、2013年知的財産権紛争コンサルティング支援128社、訴訟保険支援50社など、中小・中堅企業に対して知的財産紛争に備えた予防・対応支援を強化した。そして、特許管理専門会社(NPEs)の訴訟に備えるよう、知的財産権紛争の動向、判例情報などを調査して専門サイト([www.ip-navi.or.kr](http://www.ip-navi.or.kr))で紛争情報を提供している。

海外現地で知的財産権紛争が発生した場合、米国、中国などの9ヶ所に設置されている海外知識財産センター(IP-DESK)を通じて効果的に対応できるようにし、特許紛争多発地域を中心に選定された在外公館15カ国(2013年)と貿易館に知的財産担当者を指定して現地で対応を支援するよう措置を取った。

## 3. 評価及び発展方向

海外知的財産権紛争に対する認識と対応能力が大企業に比べてまだ不十分な中小企業に対して紛争コンサルティングを行い、費用負担を減らすための訴訟保険を支援するとともに、紛争情報を提供する政策的な努力を通じて、実際海外輸出の前・後段階で発生した紛争状況にうまく対処して良い成果を出した事例が多く登場した。

国内市場に留まることができず、海外市場の開拓を通じて生き残りを図らなければならない韓国企業の経済的な環境によって、今後も持続的に海外知的財産紛争に対する支援は拡大していく予定である。特に、量的には紛争コンサルティング・訴訟保険の支援企業数をさらに増やし、質的には特許紛争情報を産業別に細分・提供するなど、

様々な方法の実効的な政策を企画・遂行していく予定である。

## 第2節 海外知的財産権の保護強化

### 1. 海外における知的財産保護の必要性

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 チェ・イムソン

#### イ. 推進背景及び概要

近年韓国は急速な環境変化の中で企業経営に多くの悩みを抱えている。中国経済成長の鈍化、米国量的緩和の縮小、新興国の相次ぐ経済危機など全世界的な景気低迷が続いている。韓国が輸出中心の経済体制である点で、最近の対外経済環境変化の重要性は極めて大きいと言える。

特に、グローバル技術競争が激化するにつれ、保護貿易の主要手段が反ダンピング提訴から特許侵害を根拠とする輸入禁止など強力な水際措置に変化している。また、アップルとサムスの訴訟からも分かるように、先進企業は源泉技術に対するロイヤリティーの要求と積極的な特許訴訟の提起など知的財産権攻勢を強め、競争相手である後発企業を牽制するなど、知的財産権の競争が激しくなっている状況である。特に、かつて特許権に集中した知的財産権訴訟はデザイン、トレードドレスなど多様な権利に広がりつつある。そして、知的財産権を武器に無差別的な訴訟を乱発するNPEsの出現とNPEsによる訴訟件が製造企業の訴訟件より多くなったことも示唆することが大きい。

かつて運送機械分野に限られて比較的訴訟が少なかった自動車産業の場合、電子通信部品の搭載など技術分野の融・複合化によって訴訟が増加し、訴訟もまた複雑になるなど、核心・源泉特許の不足で輸出貿易を中心とする韓国企業は益々大きな困難に直面している。それによって技術貿易収支の赤字規模が持続的に増加し、韓国経済に大きな負担となっている状況である。

さらに、韓国企業の技術力及び商品の認知度が高まり、中国など開発途上国におい



て韓国の知的財産権を侵害する事例が急激に増加している。海外における韓国企業の知的財産権の侵害は、単純な該当商品の輸出減少に留まらず、韓国商品の国際的公信力と評判の低下を誘発し、長期的に韓国の輸出市場開拓にも大きな危険要素となっている。もちろん大企業の場合は知的財産権侵害に対応できる商品の認知度と問題解決の能力を整えているが、中小企業の場合は海外における知的財産権の侵害が発生した場合、専門担当者の不足と訴訟に必要な費用及び時間に対する対策がないためになす術もなく侵害を受けているのが現状である。

したがって、韓国企業、特に中小企業に海外投資を通じて積極的に国富の増進に寄与させるためには、海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、後で侵害が発生した際は積極的に支援する必要がある。

#### ロ．推進内容及び成果

海外知財権紛争に対する収集・分析を強化し、2009年以後判例情報158,000件、海外知財権保護ガイドブック27種などを提供するとともに、共通紛争イシューに対しては2013年16社による企業間協議体の構成・支援を拡大した。また、輸出中小企業などが知財権紛争を未然に防げるよう、2009年から2013年まで中小・中堅企業433社に専門コンサルティングを提供した。また、海外で知的財産権訴訟が発生した時にかかる莫大な訴訟費用の負担を減らすため、訴訟保険料の一部を支援して企業の参加を呼びかけている。その結果、2009年から2013年まで147社の企業が支援を受けた。特許庁は海外に進出した企業の知財権保護を強化し、海外進出国家の知財権情報を収集・分析するために海外知的財産センター(IP-DESK)を運営している。2008年産業通商資源部と特許庁が共同で運営し始めたIP-DESKは、2013年現在中国(北京、上海、青島、広州、宣揚)、タイ(バンコク)、ベトナム(ホチミン)、米国(LA、ニューヨーク)など4カ国9カ所で運営されている。これを通じ知財権相談、侵害調査などを支援している。

#### ハ．評価及び発展方向

海外知財権紛争において輸出する中小企業に必要な紛争情報を提供し、コンサルテ

イングなどの支援を強化することで、企業が海外知財権紛争に対応できる土台が構築されたが、企業自ら紛争に戦って生き残れる環境を作るためには、企業の紛争対応能力の向上と公正な紛争解決に向けた国際協力の強化が必要である。

## 2. IP-Deskを通じた知的財産権支援の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 施設事務官 イ・ウォンジェ

### イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の保護強化及び創出支援を目的として海外IP-DESK事業を運営している。2008年には知識経済部と特許庁が共同で運営し、2009年からは特許庁が単独で中国(北京、上海、チンタオ、広州、瀋陽)、タイ(バンコク)、ベトナム(ホチミン) など7地域のIP-DESKを設立・運営しており、2012年3月に米国(LA)、2013年5月に米国(ニューヨーク)IP-DESKを追加オープンしたことで、現在4カ国、9ヶ所のIP-DESKを運営している。

### ロ. 推進内容及び成果

海外において知的財産権を保護するためには、まず先に現地において韓国企業の知的財産権を確保し、確保された知的財産権に対する侵害が発生しているかを正確に調査・把握することが基本的に必要である。知的財産権の確保のために現地の弁護士または弁理士など知的財産権専門家による知的財産権の悩み相談、商標出願及び登録費用の支援、説明会の開催、情報提供などの事業を推進しており、細部事業別の成果は増加傾向にある。特に侵害調査支援を通じて最近3年間約64億ウォン規模の模倣品を没収した。

その他に一般知的財産権説明会とともに現地に進出している関係機関(大韓商工会議所、中小企業振興公団)と連携してCanton Fair(中国輸出入商品交易会)の参加説明会

及び現地公務員向けの模倣品説明会を開催した。また、中国商標法の改正に備えるため、中国商標評審委員会など現地の専門家を招いて企業向けのセミナーを開催した。そして、持続的に展示会及び企業を訪問し、現場における知財権悩みの相談及び解決を支援した。

中国では現地の知的財産権関係機関との協力チャネルの構築及び関係形成のために、現地における知的財産権の執行権限のある行政機関(工商行政管理局、知識産権局、海関)、公安部に個別企業と韓国特許庁が共に官民共同代表団を派遣して韓国企業の隘路事項を伝えた。そして、中国及びタイ、ベトナム公務員を韓国に招待して知的財産保護に対する認識を共にする協力議論を具体化した。

また、米国での成果も注目すべきである。LA IP-DESKは知的財産権説明会を月1回程度開催することで企業の知的財産権認識の向上を図った結果、企業の知的財産権相談が殺到した。相談事案に対して解決策を提示して良い事例を発掘するなど、米国進出企業の知的財産権に対する問題解決に努めている。

### <図Ⅲ-2-1>米国地域の知的財産権説明会



<表Ⅲ-2-1>2013年IP-DESK支援状況

(単位：件)

細部事業	2013年	中国					タイ	ベトナム	米国	
		北京	上海	青島	広州	瀋陽	バンコク	ホーチミン	LA	ニューヨーク

知財権相談	3,735	383	561	590	461	388	310	80	872	90
出願支援	376	47	40	94	32	68	19	26	48	2
侵害調査	16	2	5	2	1	4	2	-	-	-
説明会開催	52	4	9	4	11	3	3	1	12	5
協力チャンネル	163	28	17	6	8	24	65	6	-	9
情報提供	286	62	31	18	20	58	27	12	45	13

#### ハ. 評価及び発展方向

中国・ベトナム・タイなどは知的財産権法制度の施行歴史が比較的に短いため、社会全般的に知的財産権保護の認識レベルが低く、取締まり担当機関との人的ネットワークが切実に求められる状況である。そこで効果的に侵害に対応するためには出願費用の支援を拡大することで現地知財権の権利化を強化し、韓国招待研修及び官民合同代表団の派遣などを通じて現地知財権担当公務員とのネットワークを形成することは相応な実効性があると判断される。

米国など先進国において韓国企業の知的財産権紛争が急増しているため、今後ヨーロッパ、日本などにもIP-DESKを通じた知的財産権保護サービスが切に求められており、これらの地域にもIP-DESKを新設していく予定である。

今後も特許庁は韓国企業の海外知的財産の保護レベルを高めるため、KOTRA及び韓国知識財産保護協会など関係機関と協力し、韓国企業の海外知的財産権の保護レベルを強化するとともに、輸出競争力を向上するための各種施策を持続的に推進して行く計画である。

### 3. 企業の国際特許紛争対応能力の向上

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 チャン・ソングック

## イ. 推進背景及び概要

韓国企業の世界進出拡大によって外国企業からの特許攻勢が激化している。紛争の対象になる企業も中堅・大企業のみならず、半導体・デジタル分野では売上高10億ウォン以下の比較的小さい企業も紛争の対象になっている。問題はこのような被害が韓国企業の海外進出など輸出に悪影響を与えることにある。海外競合社からの過剰なロイヤルティー及びライセンスの要求は韓国企業の価格競争力を低下させ、平均約300万ドルに達する特許訴訟は韓国企業の輸出中断など企業の存廃に直結し得る重要な問題である。

一例として、最近マスコミなどを通じて一般人にも知られているサムスン-アップル、KOLON-DUPON間の訴訟の他にも、国内MP3輸出中堅企業A社の場合、外国企業の特許侵害警告状を受け取った後、これに対して効果的に対応できず米国輸出を諦めざるを得なかった。このような事例からもわかるように、海外で発生する知的財産権紛争の事前予防及び解決のためには競合社の特許分析など十分な事前準備が如何に重要であるかが分かる。

しかし、韓国企業の知的財産権紛争に対する対応環境は不十分な状況である。2013年知識財産活動実態調査結果によれば、知的財産権専門担当人材を保有している企業は全体企業の約16.1%に過ぎないなど紛争対応インフラが不十分であり、紛争対応の際も過剰な時間と費用の発生などで困っていることが分かった。

これを受け、特許庁は韓国企業の知的財産権紛争の対応能力を強化する努力を誘導するため、紛争情報及びコンサルティングなどを支援しており、紛争発生による産業被害を最小化するための様々な紛争対応支援政策を実施している。

## ロ. 推進内容及び成果

特許庁は韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に対し円滑に対応できるように知

知的財産権紛争情報インフラを構築し、海外進出(予定)企業を対象に専門コンサルティング及び訴訟保険加入支援など紛争対応に必要な資源を提供した。

#### 1)国際知的財産権紛争関連情報の提供

知的財産権紛争及び特許管理専門会社(Non-Practicing Entity:NPEs)の活動動向を随時把握して関連データを体系的に整理しており、これを基に国内企業が紛争対応に活用可能な定期ニュースレター及び各種分析報告書を発刊した。

---

#### <参考> 特許管理専門会社(NPE)とは?

NPEは多様に定義されるが、一般的に特許を活用して製品を生産せず、保有した特許権を行使して収益を創り出す企業を意味する。NPEは、①特許権を企業に行使してロイヤリティーを受ける攻撃型NPE、②攻撃型NPEに対応して今後攻撃を受け得る特許を買収することによって将来特許紛争を遮断する防御型のNPEに分類できる。最近 이슈になっているパテント・トロール(Patent Troll)は攻撃型NPEの一部に該当する。

---

また、最近外国における知的財産権訴訟の判決傾向を提供するため、主要国の知的財産権判例及び訴訟事例分析報告書を提供し、国別の知的財産権法・制度及び進出企業の事例を整理した海外知的財産権保護ガイドブックを発刊した。

<表Ⅲ-2-2>海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況

(計27種：地域別25種、特性別2種)

アジア(12種)	中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦(UAE)、インドネシア
ヨーロッパ(7種)	ドイツ、英国、オランダ、ロシア、トルコ、EU、フランス
アメリカ(4種)	米国、メキシコ、ブラジル、チリ
オセアニア(1種)	オーストラリア
アフリカ(1種)	南アフリカ共和国
特性別(2種)	輸出企業チェックポイント、EU圏の保護実務ハンドブック

このような情報をより効果的に提供するために各種国内外セミナーの開催はもちろん、2012年から国際知的財産権紛争情報ポータル(IP-NAVI, www.ipnavi.or.kr)を構築・運営している。特に、情報ポータルは詳細検索の機能を搭載して企業実務者に必要な情報を速かに提供している。

<図Ⅲ-2-2> 国際知的財産権紛争情報ポータルの詳細検索機能画面

The screenshot displays the search interface of the IP-NAVI portal. It is divided into two main sections. The left section contains search filters: '검색어' (Search term), '일자' (Date), '수출 단계' (Export stage) with radio buttons for '전체' (All), '수출' (Export), '위탁생산' (OEM), '현지법인 설립' (Local company establishment), and 'R&D 센터 설립' (R&D center establishment); '분쟁 단계' (Dispute stage) with radio buttons for '전체' (All), '예방' (Prevention), '발생' (Occurrence), '대응' (Response), '해결' (Resolution), '라이선스' (License), and '국경조치' (Border measures); '국가 선택' (Country selection) with a dropdown menu; '업종·품목' (Industry/Product) with a dropdown menu and a '업종·품목' button; and 'HS코드' (HS code) with a dropdown menu. The right section contains search criteria: 'IPC코드' (IPC code) with a dropdown menu and an 'IPC 코드' button; '법률영점' (Legal jurisdiction) with a dropdown menu and a '법률 영점' button; '사건번호' (Case number); '당사자' (Party); '담당관사' (Attorney); '대리인' (Agent); '참조조문명' (Reference article name); and '관련특허번호' (Related patent number). At the top right, there is an 'OR' dropdown menu and a note: '보다 정확한 "관련 검색"을 원하시면 아래 검색 필드를 입력해주세요.' (For more accurate "related search", please enter the search fields below).

## 2) 国際知財権紛争コンサルティング

2013年には知的財産権紛争発生への恐れがある、もしくは紛争が発生した中堅・中小企業128社を選定し、コンサルティング費用の一部(中小企業70%、中堅企業50%)を支援した。コンサルティング支援事業に選定された企業はコンサルティングを通じて自社が他社の権利を侵害しているか否かを確認したり、他社の権利主張にどのように対応していくかに対する戦略を樹立することができる。

<表Ⅲ-2-3> 知的財産権紛争対応コンサルティングの成功事例

- ・ (紛争事実) 携帯電話クリーナー国内製造業者であるA社は日本R社から警告状を受けたため、海外取引先から侵害問題による取引中断の通知が届く。
- ・ (支援内容) 警告状に記載された問題の特許及び日本R社の登録特許分析、無効資料の確保及び対応策を構築。
- ・ (成果) 2億ウォン以上の売上被害を防止し、回避設計を通じて日本だけで追加2.5億ウォンの輸出契約を達成。

### 3)知的財産権訴訟保険の加入支援

米国において特許訴訟が発生した場合、平均所要費用が約300万ドルと調査されている。そのため、企業が外国で知的財産権訴訟に直面した場合、莫大な法律費用の負担を背負うことになる。そこで、特許庁は企業の知的財産権訴訟の際に発生する費用に対する負担を減らすため、保険会社を通じて知的財産権訴訟保険商品を販売するように誘導している。2013年には産業財産権(特許権、実用新案、商標権、デザイン権)を保有した中小・中堅企業50社に対して訴訟保険加入費用の一部(中小企業70%、中堅企業50%)を支援した。

### ハ. 評価及び発展方向

2013年には国際知財権紛争情報ポータル(IP-NAVI)に紛争対応支援事業のオンライン申請及び管理システムを開発して需要企業の利便性を図った。また、既存IP-NAVIのオンライン相談機能を拡大して紛争相談機能の他に現地相談(IP-DESK)及び支援事業に対するリアルタイム相談機能を追加して相談・支援の窓口を一元化することで使用利便性を高めた。

<図Ⅲ-2-3> 紛争支援事業のオンライン申請画面

**■ 컨설팅 지원**

**● 신청 현황**

신청일: 2013.08.26  
 최종일: 2013.08.26  
 신청건수: 10건  
 완료건수: 10건

**● 동의 항목**

개인정보 제공 동의서  
 동의합니다.  거부합니다.

**● 지원기업 현황자료**

1. 지역별 신청 현황

지역	신청건수
서울	10

2. 신청일 신청 세부사항

신청일	신청 수	신청 사유
2013.08.26	10	특허침해사유
대상기업(기업명)	(한국산업진흥재단: KSI) (M)	
(대상) 경쟁사(국적)	Solarwind(미국), Argent(미국), Solunk(미국)	
대상제품 분야	<input type="checkbox"/> 기계, 공작, 건설 <input type="checkbox"/> 화학, 생명공학, 의약품 <input type="checkbox"/> 전기, 전자 <input type="checkbox"/> 정보통신 <input type="checkbox"/> 기타	
대상제품 수출액	전년도 : 277,000,000원 당 후 : 400,000,000원	
대상제품 수출국가	미국, 중국, 호주	



一方、コンサルティング支援事業はその経済効果が約467.4億ウォンで、政府予算投入対比13.2倍の効果を生み出していると評価されている(国際知的財産権紛争コンサルティング支援事業の成果分析研究、2012.12.)。支援を受けた企業のうち輸出及び紛争対応に成功した企業は支援を受けた後、年平均18%の売上成長(国内中小企業平均の2倍以上)を示していることがわかった(コンサルティング事後追跡調査、2014.2.)。また、コンサルティング支援事業は中小企業庁が進めているワールドクラス300の24の支援施策に対する満足度調査で3位(IP分野1位)を占めた(韓国産業技術振興院、2013.12.)

今後も韓国企業が自ら外国企業との知的財産権紛争をスムーズに解決できるよう、知的財産権紛争関連の情報を量的・質的面を継続して拡充するだけでなく、企業が情報を有用に活用できるように積極的に支援する計画である。これに伴い、今後は海外知的財産権保護ガイドブックを随時改正することで常に最新のコンテンツを提供するとともに、企業が「国際知的財産権紛争情報ポータル」が保有するデータベースを自社のデータベースのように自由に活用できるようデータを積極的に開放する計画である。

また、既存のコンサルティング内容を分析・DB化して新規コンサルティングの際に方向の設定及び戦略の樹立に活用する還流体系を強化するなどコンサルティングの品質をより高める計画である。訴訟保険支援事業は1人創造企業及び小商工人を支援するため、小額保険を開発・普及するなど様々なオーダーメイド型サービスを支援する予定である。同時に、多様な技術分野を対象に企業間協議体を拡大・構築し、主要技術分野の業種別団体との共同フォーラムを開催することで知的財産権紛争に対する共同対応体系を強化していく計画である。

この他にも主要紛争対応事例を中心に地域別巡回説明会及びINNO-BIZ協会セミナーなどを開催して知的財産権紛争対応の重要性に対する企業の認識向上に力を入れる予定である。

## 第3章 創意的アイデアの保護体系の強化

### 第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 技術書記官 キム・トングック

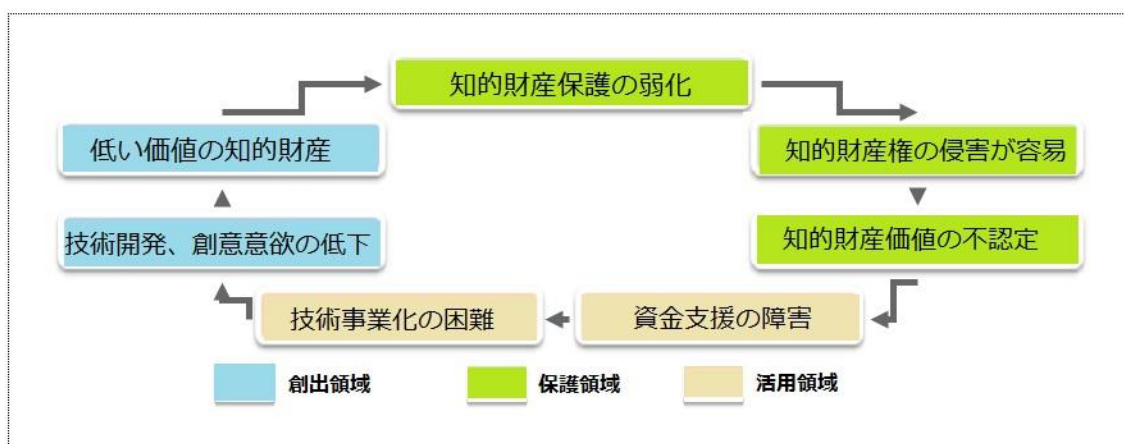
#### 1. 推進背景及び概要

知的財産が適切に保護されなかった場合、権利侵害を受けやすくなるとともに知的財産の価値が認められないなどの問題が発生し、知的財産が創出・活用される過程の好循環生態系の作動が不可能になり、結局アイデアを通じて新しい経済的価値を創り出す創造経済の実現は難しくなる。

創意的なアイデアが経済的に正しく活用されるためには早期に知的財産権として権利化し、体系的に保護するシステムが必要であり、これは創造経済の実現に向けた核心的な成功要素(KSF:Key Success Factor)となる。

したがって、法と制度的観点から創意的なアイデアが保護できる装置の構築、アイデア保護対象の拡大、国民自ら自分のアイデアを自律的に保護できるようにする政策的な活動など、創意的なアイデアを保護する体系を強化する必要がある。

<図Ⅲ-3-1> 知的財産権の創出・保護・活用体系



## 2. 推進内容及び成果

特許庁はこのような創意的アイデアの保護体系を強化するため、「創意的アイデア保護強化方案」の樹立(2013.10.)、「アイデア保護守則10」の制定・普及(2013.10.)、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律改正(2013.7.)、「コンテストアイデア保護ガイドライン」の制定(2013.12.)など多様な政策的努力を傾けた。

特許を基準にすると、日本は審査処理期間を2012年20.1ヶ月から2013年(2014年3月会計年度末基準)には11.0ヶ月を達成すると予想されるなど、主要国の競争的な審査処理期間の短縮に対応し、速い審査を希望する企業のニーズに応えるため、韓国も2012年14.8ヶ月から2013年13.2ヶ月に審査処理期間を短縮するため多くの努力を傾けた。

また、強い特許を創り出すために審査パラダイムを特許品質中心に変え、着手前の予備審査、着手時の補正方向提示など需要者中心の審査サービスであるポジティブ審査を企画した。また先行技術調査機関が単なるアウトソーシング機関から審査支援機関として成長できるようにコミュニケーション型納品事業の安定化など審査支援事業の運営効率性を改善するなど創意的なアイデア・発明の迅速・正確な権利化に向けた政策を企画・推進した。

アイデアプラットフォームであるコンテストで知的財産が不合理に管理される慣行を改善して、創意的アイデアの保護・尊重文化が広がるようにコンテストの運営実態を調査し、権利帰属の主体、秘密保持、権利均衡の確保、紛争解決手段の選択機会の提供などの内容を骨子とする、コンテスト主催側が守るべき事項を盛り込んだガイドラインを制定した。

## 3. 評価及び発展方向

創意的アイデアは知的財産権で早期に権利化して保護するのが基本的に望ましいことであり、権利化される以前にも国民自らアイデア保護に対して充分理解して保護す

ること、関連制度・法の整備を通じて保護体系を整えることも重要である。創造経済の実現に向けて特許庁は創意的アイデアの保護に必要な政策を2013年に企画・適用し、2014年にはこのような政策をより具体化して展開する予定である。

特定の形式に囚われず「アイデア説明資料」だけで速やかに特許出願ができるように形式要件を緩和し、市場に発売された後発模倣品、国際標準などを反映して特許決定後でも追加的に権利化できるように分割出願制度を改善するとともに、アイデア保有者の権利獲得の可能性を高めるために公知例外主張期間を既存の出願時から特許登録前に拡大するなど特許法の改正案を確定し、立法プロセスを経て2015年施行に向けて推進する予定である。

また、公共部門のコンテストにおけるアイデア保護ガイドライン施行の義務づけに向けてガイドラインを普及し、民間部門でも自立的な施行に向けて説明会を開催し、実態調査を行うなど創意的なアイデアと保護体系が強化できるように持続的な役割を果たしていく予定である。

## 第2節 アイデア保護範囲の拡大及び自律的な保護環境作り

### 1. アイデア保護範囲の拡大

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・ホジン

#### イ. 推進背景及び概要

商標は商品の出所を表示する機能を持つ標章である。伝統的に標章とは文字や符号、徽章などを指すものであったが、取引現状の変化によって商品の形や包装容器、特定の色彩、音、匂いのようなものも商品の出所表示として機能することが可能になった。如何なる標章であれ商品の出所を表示する機能をするのであれば、これを商標として保護することで、需要者の誤認・混同を防止するとともに不正競争行為から営業者の信用を維持することが世界的な流れである。韓国もこのような変化に積極的に対応し、商標保護の範囲を視覚的に認識できる全ての標識のみならず音・匂いのような非視覚的なものにまで拡大した。すなわち、文字・記号・図形のような一般標章でない立体的な形状、色彩、音、匂い、あるいはこれらの標章が特別な位置に使用されることで特定人の商品またはサービス業の出所表示として機能すれば、このようなアイデアを商標として登録して保護を受けられるようにしたのである。

しかし、このように特殊な類型の標章は原則的に直ぐに商標として機能しなかったり、デザイン保護法あるいは著作権法の保護対象に該当するものであるため、これに対する無分別な商標登録は知的財産権制度の形骸化を招く恐れがある。また、取引界の競争を不当に制限したり、無効事由を抱えている不良登録によって関連産業界の発展阻害、訴の乱発など社会・経済上の損失も予想されるため、一般文字・図形商標に関する審査より厳しく判断する必要がある。

特に、各商標の定義規定に該当するかどうかに関する標章審査を商標見本によって厳しく行う必要があり、商標説明書などを通じて総合的に考慮して判断しなければならない。また、その標章自体が商標として機能するものなのか、すなわち商標の使用

によって2次的な意味を獲得したのかどうかを重点的に考慮した上で商標として登録する必要がある。

そこで、音・匂い・立体・色彩商標など特殊な類型の商標の出願・登録のための審査指針を設けて施行した。

## ロ. 推進内容及び成果

### 1) 立体商標の審査指針

立体商標は商品またはサービス業の相対的な外観を意味するトレードドレス(Trade Dress)を保護するために導入された規定である。トレードドレスは全体的なイメージを意味するので商品自体の形状、サービス提供場所のエクステリア・インテリア、サービス提供者のユニフォームなどの形状、色彩などが全て含まれるといえる。したがって、立体商標を把握する際は文字・図形などの結合状況ではなく、全体的な形状が商標として機能するかどうか重点を置いて登録要件を判断するようにした。

### 2) 色彩商標の審査指針

商品またはサービス業の出所表示として機能する色彩(例：ガソリンスタンドの黄色や赤色)は商標として登録受けることができる。色彩商標は一般商標に色彩が結合されたものを意味する広義の色彩商標と「色彩または色彩の組み合わせのみでできた商標」を意味する狭義の色彩商標に分けられるが、これまでの審査慣行を反映して広義の色彩商標を「色彩が結合された商標」として、狭義の色彩商標を「色彩のみでできた商標」として管理するようにした(2012年改正商標法施行規則)。

色彩商標は商標説明書の提出が義務付けられているため(施行規則第36条)、商標説明書が添付されない場合は商標法第13条(手続きの補正)の規定によって説明書の提出を要求することにした。そして、この場合審査官は商標に対する説明書に商業的な色

彩識別体系(PANTONE など)を参照して色彩の濃度表示を追加することを要求できるようにした(審査基準第 32 条第 3 項)。

もし商標見本が色彩のみで構成されておらず、商標説明書などが提出されなかった場合は法第 23 条第 3 項によって拒絶理由通知をするとともに一般商標に変更すれば登録できることを知らせなければならない。また、出願人が一般商標に補正してきた場合はそれを承認するようにした。

また、色彩は本質的に出所表示として機能するものではないので、色彩商標のみでできた商標を審査する時は色彩そのものでは本質的な識別力が認められるケースが多くないだけでなく、使用可能な色彩の枯渇及び色彩の混同に対する恐れがあるため、通常は法第 6 条第 2 項で定める使用による識別力(2 次的意味 secondary meaning)を取得して特定色彩に蓄積された営業者の信用(利益)を保護する必要性が発生したかどうかなどを充分考慮するようにした。もし出願人が使用による識別力を立証できなかった場合は法第 6 条第 1 項第 6 号および第 7 号を適用して拒絶することにした。

### 3)音・匂い商標の審査指針

音商標または匂い商標とは、商品・サービスの出所を表示するために使う音または匂いを記号・文字・図形またはその他の視覚的な方法で写實的に表現した商標を指す。写實的に表現したというのは、音や匂いの特徴的な内容を描くように文章で表現したものであり、その表現を読むだけで標章の構成が判断できる程度になるものを言う。しかし、文章で音と匂いの特徴的な表現を判断することには限界があるため、商標説名書及び音ファイルや匂いサンプルを通じて総合的に考慮するようにした。

音・匂いは本質的に出所表示として機能するものではないので、音・匂いそのものでは本質的な識別力が認められるケースが多くないだけでなく、需要者混同の恐れ及び独占適応性が問題となる恐れがあるため、通常は法第 6 条第 2 項で定める使用による識別力(2 次的意味 secondary meaning)を取得して特定の音・匂いに蓄積された営業者の信用(利益)を保護する必要性が発生したかどうかなどを充分考慮するようにした。

また、出願人が使用による識別力を立証できなかった場合は法第6条第1項第6号及び第7号を適用して拒絶するようにした。

具体的に指定商品の質・原材料・効能・用途などを直接的に表すと認められる場合は法第6条第1項第3号を適用して拒絶することにした。このような商標の場合は通常商品の流通過程で必要な表示であるので誰もがこれを使用する必要があり、その使用を希望するため、これを特定人に独占排他的に使用させてはならないという公益上の要請があり、これを許容した場合は他人の同種商品との関係で識別が難しいためである(最高裁判所 2006.4.14. 宣告 2004 フ 2246 判決など)。また、音が1音または2音で構成された場合は、簡単でありふれた音と看做し、法第6条第1項第7号によって拒絶決定することにした。

類似判断は各類型の商標同士で比較するのが原則であるが、需要者に誤認・混同が発生する恐れがある場合、すなわち音商標がある文字を呼称(例：「1泊2日」を声に出してその音声を商標として出願)するもので構成されていれば、一般商標検索を通じて法第7条及び第8条を適用するようにした。

#### 4)位置商標の審査指針

位置商標とは「記号・文字・図形それぞれ、またはその結合が一定の形状や模様を成し、このような一定の形状や模様が指定商品の特定位置に付着されることによって自他商品を識別するようになるもの」をいう(最高裁判所 2012.12.20.宣告 2010 フ 2339 全員合議体判決)。これまでは特定位置に付着された標章を特殊な商標の類型と看做さなかったが、最高裁判所全員合議体裁判部は adidas のトレーナー上着の脇腹に入った三線も商標と機能するのであれば登録できると判示した。

一定の形状や模様など標章がそのものでは識別力を持てなくても、特定位置に付着されて商品を表示するものとして認識されるまで至ったのであれば、商標として保護する必要性がある。



これまで審査実務は点線で商品全体の形状を表した後、特定位置の標章のみ実線などで表示したものに対して、点線で表示された商品全体の形状を図形と見て法第6条第1項第3号を適用して拒絶したが、今後は点線で表示された部分をこれからは商品の形態として見てはならず、権利範囲と関係ない特定の位置を示すための手段として把握するようにした。

位置商標は「その他に視覚的に認識できる商標」で商標の類型が記載されなければならない。特定の位置に存在する識別力のない標章が商標として機能するため、その権利範囲を明確にするとともに第三者の予測可能性を担保するため、標章の位置が商標見本によって明確に確認できなければならない。また、商標説明書に位置商標という趣旨及び位置に関する事項を記載するようにし(施行規則第36条)、もしこのような記載に不備がある場合、これの補完を命じるようにした。

そして、特定の位置に記号・文字・図形などが表示されたのはデザイン保護法の保護対象になり、特定の位置への使用に独占権を付与するものであるため、その使用された標章の識別力有無とは関係なく全体的な形状からその特定の位置に付着された標章が商標として機能するという事実と、需要者たちがこれを特定人の出所表示として認識するという事実を出願人に立証させ、もしこのような立証がなければ、審査官は法第6条第1項第7号を適用して拒絶決定するようにした。

#### ハ. 評価及び発展方向

世界的にトレードドレスの保護が注目されている状況の中でトレードドレスに該当し得る個別標章の商標登録制度を完備しているにもかかわらずこれを積極的に活用できなかったことを反省し、韓国企業が商品の出所表示として機能する多様なアイデアを商標として登録を受けて使用できるように審査指針を整備したことにその意義があるといえる。

## 2. 不正競争防止法の改正によるアイデアの保護

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ミオク

## イ. 推進背景及び概要

韓国は 1961 年不正な商業上の競争を防止することで健全な商取引秩序を維持するために不正競争防止法を制定し、社会発展に伴って新しいタイプの不正競争行為が現れる度にこれを不正競争防止法に追加的に規律しながら不正競争行為の包括範囲を広げてきた。

しかし、不正競争防止法上に限定的に列挙されている不正競争行為では急変しつつある社会で発生する多様な形態の不正競争行為に対して適切に対応し切れないという問題があり、これを防止できる方策の模索を図った。

## ロ. 推進内容及び成果

そこで、特許庁は新しい類型の不正競争行為による紛争が発生した時、裁判所に不正競争行為なのかどうかを判断できる柔軟性を提供することで、変化する取引観念と共同社会の価値基準を適時に反映するため、2013 年 7 月「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正して不正競争行為に対する補充的な一般条項を導入した。

### <表Ⅲ-3-1>不正競争行為の補充的な一般条項

**第 2 条(定義)** この法で使用する用語の意味は以下のとおりである。

1. 「不正競争行為」とは以下の各目の何れかに該当する行為を言う。

イ. … チ.

リ. その他に他人の相当な投資や努力で作られた成果などを公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用することで他人の経済的な利益を侵害する行為

## ハ. 評価及び発展方向

2014年1月31日から改正された「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」が施行された。今回の改正によって導入された一般条項が実際如何に適用されるのかは今後裁判所の判例を通じて確認する必要があるが、列挙された不正競争行為には該当しないものの他人の商標・商号などに対するアイデアを不正に使用する行為を規律することで、公正な取引秩序の確立に寄与することを期待している。

### 3. 自律的な保護環境作り

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 技術書記官 キム・トングック

#### イ. 推進背景及び概要

アイデアコンテストはアイデアが新しい市場と雇用につながる代表的な創造経済のモデルとして公共・民間に広がりつつあるが、コンテストの提案者がアイデアに対する権利を持つ比率は2.7%(2013年知識財産研究院調査)で極めて低く、コンテスト主催側がアイデアに対する権利を所有するなどアイデア保護のための最小限の基準もないといえる。

また、法と制度的な装置も重要ではあるが、アイデア創出の主役である国民自らがアイデアの取引・共有、コンテストなど日常生活の中で基本的に遵守しなければならない行動要領に基づいてアイデアを自ら保護することも非常に重要である。

したがって、特許庁はアイデアコンテストを通じて国民の創意的なアイデアが正当に保護され、広く活用されるようにガイドラインを制定・普及し、国民自らアイデアを保護するための行動要領を作成・提示した。

#### ロ. 推進内容及び成果

特許庁はコンテストの運営実態を調査して現状の問題点を把握して改善する内容を盛り込んだ「コンテストアイデア保護ガイドライン」を制定し(2013.12.)、国民がアイデアの取引・共有、コンテストなど日常の中でアイデアを自ら保護するために遵守しなければならない行動要領である「アイデア保護守則 10」を制定した(2013.10.)。同時にアイデア保有者が自己診断を通じて該当アイデアの法的保護策に対して案内を受けることができるアイデア保護ナビゲーター・ガイドブックを開発した(2013.12.)。また、アイデアコンテストの重複受賞を防止し、盗用を防止するためのアイデアコンテスト受賞作のDB構築を特許庁主管コンテストなどを対象に推進した(2013.11.)。

コンテスト(創業アイテム・新製品コンテスト、発明大会、アプリコンテスト、デザインコンテストなど優秀なアイデアを発掘・活用するための各種イベント・大会プログラムを全て含む)主催側が遵守すべきコンテストアイデア保護ガイドラインの内容は以下の通りであり、このガイドラインの実行力を担保するため、これより提案者により不利なコンテスト約款に対しては不公正約款として審査対象になるものと公正取引委員会と協議した。

＜コンテストアイデア保護ガイドライン＞

コンテストでアイデアに対する権利、知的財産権の提案者への帰属、アイデアに対する主催側の秘密保持、主催側の優秀アイデア活用策、紛争解決など規定  
\*2014.1. 公共分野施行(民間分野は自律施行)

＜図Ⅲ-3-2＞アイデア保護守則10

＜創造経済タウンの「アイデア保護要領」＞      ＜「アイデア保護要領」の中でアイデア保護守則10＞



ハ. 評価及び発展方向

国民自ら創意的なアイデアを保護することができる自律的な保護環境を作る様々な政策を 2013 年に企画・遂行し、2014 年にはコンテストアイデア保護ガイドラインの説明会開催と実態調査を通じて広げると同時に実体的に適用できるようにする予定である。

また、アイデアコンテスト受賞作の DB 構築、コンテストアイデア受賞作に対して一定の審査を通じて産業財産権としての権利化と事業化を支援する政策を適用することで、アイデアの創出・保護・活用の全周期的な体系が構築できるよう推進していく予定である。

## 第4編 中小企業などの知的財産活用能力の向上

## 第1章 中小企業の知的財産取引・金融の活性化

### 第1節 概観

産業財産政策局 産業財産振興課 技術書記官 キム・ジュンギョン

韓国は2010年米国、日本、カナダに続いて特許登録100万件を突破するなど国内及び国際出願実績がそれぞれ4位と5位として知的財産の創出においてはIP5(特許先進5カ国)の存在感に似合う成長を成し遂げ、標準特許保有順位でも世界6位を占めて知的財産の質的な面でも着実に成長している。対内的には2011年知識財産基本法を制定するとともに国家知識財産委員会を大統領直属に設置することで、政府レベルの知的財産政策推進体系も構築した。このように韓国経済は最近急速に知識基盤経済へ突入しつつある。

しかし、最近特許権や知的財産権だけで収益を上げる特許管理専門会社、いわゆるパテント・トロール(Patent Troll)の数が2009年200社余りから2012年には660社余りに達するくらいに急増し、サムスン、LGなど大企業を相手に提起していた特許訴訟の領域がさらに拡大し、最近は中小・中堅企業を問わず訴訟を起こしているため、これに対する国家レベルでの先制的な対応策が急がれる。

このような状況の中で政府は第1国政目標として「雇用中心の創造経済」を掲げた。雇用創出の鍵であるグローバル競争力を備えた中小企業を通じて創造経済を実現するという計画である。そのためには活用価値の高い高品質の知的財産を創出し、創出された知的財産を保護しつつ積極的な活用を通じて付加価値を創出する知的財産好循環システムの構築が必要である。

これまでは政府調達、課題など各種政府支援政策を通じて中小企業の知的財産創出を誘引してきたが、これからは「創出された知的財産を如何に活用するのか？如何なる戦略で事業化を通じて価値を生み出していくのか？」という側面から、創出された知的財産が企業成長のエンジンとして作用するように支援することで雇用創出及び創

造経済の実現に寄与させる政策を講じるため力を入れている。

2012年「知的財産活動実態調査」の結果によれば、中小企業にとって事業化における最も大きな問題は専門人材及び資金不足であることがわかった。2012年知的財産を担保に資金確保の手段として活用できるように「動産・債権などの担保に関する法律」が施行され、2013年には既存の保証、投資用評価支援とともに担保のための評価費用支援を本格的に施行した。特許庁は自ら事業化能力を高められるように企業の知的財産戦略樹立を支援するとともに、創出された優秀な知的財産が眠ることなく事業化につながるように技術取引市場を活性化し、国有特許の活用方案構築及び職務発明に対する認識向上など多様な活用政策を樹立することで、創造経済の中心的な役割を担当する知的財産中心の中小企業を育成するため持続的に支援を展開する予定である。



## 第2節 優秀な知的財産権の創出・活用に向けたインフラの拡大

### 1. 需要者中心の特許技術取引システムの運営

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 イ・ハンギュ

#### イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術など無形資産にシフトしつつあり、企業の価値においても無形資産が占める割合が持続的に増加している。それにより、国家の持続可能な長期成長のためには、核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権の確保してビジネスに活用することで収益を生み出すことが重要である。しかし、熾烈な技術革新競争によって技術ライフサイクルが短くなっているのに対して、技術の融・複合化によって技術開発に投じられる時間や費用は増加するなど技術革新環境は益々悪化しつつある。このような環境の中で、競争優位を確保するためには外部技術を導入して技術開発に必要な時間と費用を節減し、活用されない技術は外部にライセンスングして活用する開放型技術革新が求められている。

特許庁は、特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するため、オン・オフラインを通じて特許技術取引を支援しており、韓国の発明志向の伝統と創意的なアイデアを権利化・事業化につなげるため、国家知的財産の保護及び事業化支援システムの構築に積極的に乗り出している。

#### ロ. 推進内容及び成果

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供するのはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいスタイルへの変化を促している。

2000年4月に情報技術を活用して取引情報の交換及び提供を通じて技術取引が活性

化できるように特許技術取引情報システム(<http://www.ipmarket.or.kr>)をオープンした。

2009年からは技術取引と関連する情報のアクセシビリティを強化するため、個別的に運営していた技術取引情報サイトを連携して現在4万件余りの移転希望技術DBを含めて計24万件余りの技術情報DBを構築している。

知的財産取引情報システムに会員として加入した利用者には「最新技術取引ニュース」、「移転対象の国有特許情報」、「関連政府支援事業情報」などをメールを通じて提供している。特に、技術取引において主な障害要因となっている適正技術料の算定をより合理的に算出できるように、関心技術と類似した技術の過去取引類型、技術料などを検索・照会できる「技術取引事例検索機能」を構築・提供している。

<図IV-1-1> 知的財産取引情報システムのホームページ



技術取引の特性上、両当事者は取引を希望しても技術価値(取引価格)に対する不一致及び手続きの専門性など実際取引に成功するまではあらゆる障害要因が存在する。特許庁は取引仲介相談官をソウル、光州、釜山、大田など全国主要地域に配置することで取引の成功を支援している。

技術仲介相談官は個人、中小企業を対象に需要技術の調査、適正供給技術のマッチング、仲介交渉及び契約書の作成など技術取引全般に関する技術仲介サービスを無料で提供しているが、必要な場合はIP金融など技術事業化推進策に対する情報と相談まで提供している。

これまでオン・オフライン技術取引支援を通じて成功した技術移転状況を見ると、10年間計4,352件に達している。

<表IV-1-1> 権利別技術移転の実績

(単位：件)

取引実績	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	計
特許	72	86	127	259	281	388	441	561	785	808	3,808
実用新案	26	24	39	39	55	34	36	32	44	32	361
デザイン	-	-	2	1	7	2	14	27	21	31	105
商標	-	-	-	-	-		8	13	13	18	52
その他*								3	11	12	26
計	98	110	168	299	343	424	499	636	874	901	4,352

\*ノウハウ、ソフトウェアなど

<表IV-1-2> 類型別技術移転の実績

(単位：件)

取引実績	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	合計
権利譲渡	19	3	32	26	43	62	89	82	101	120	577
実施許諾	79	107	136	273	300	362	410	554	773	781	3,775
計	98	110	168	299	343	424	499	636	874	901	4,352

21世紀知識基盤社会の到来とともに情報化の進展は技術の融・複合化とともに消費者の要求水準を高め、技術のサイクルが急激に短くしている。このような技術サイクルの短縮によって不必要な技術を売却したり、新しい技術を導入しようとする企業も増えている。これは企業が独自開発による費用や時間のリスクを減らし、技術移転や

ライセンスを通じて迅速に技術を確保する、所謂オープンイノベーション(Open Innovation)を企業の技術経営戦略として採択していることを示唆している。

しかし、このような企業の需要にもかかわらず、国内の特許技術取引市場は少数の技術需要者と多数の技術供給者で構成される、需要と供給のインバランス構造になっているため、特許技術取引が活性化できていないのが現状である。また、技術供給者は市場の需要、すなわち需要者のニーズを無視した技術開発で未活用特許を量産し、需要企業の技術購買欲を低下させているものと見られる。

したがって、特許庁は国内技術取引市場の環境下では知的財産権創出の当事者である多数の供給者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援するよりは、知的財産権活用の当事者である少数の技術需要者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援した方がより効果的であると判断し、需要者が要求する技術内容を先に把握した後、それに適した供給技術を見つけ出す「需要者中心の技術取引」支援に力を入れている。2009年からは需要者中心の技術取引成功率をさらに高めると同時に民間技術取引機関の仲介能力を強化することを目的に、技術導入を計画している中小企業を対象に特許ポートフォリオ分析を通じた技術導入戦略樹立及び事業化資金の調達方案など特許技術導入から事業化に至るまで全般的な部分を担当民間取引機関から諮問を受けられる「特許技術取引コンサルティング」を支援している。

技術取引は特許権など無形資産を移転対象としているため、技術取引当事者間の情報非対称が問題になる場合が多い。合理的な技術仲介交渉を進めるためには、該当技術に対する優秀性を客観的に立証できる効果的な支援基盤作りが必要であり、2009年に「特許分析評価システム(SMART3)」を開発してこれに対する解決策を設けた。

特許分析評価システム(SMART3)は客観的かつ定量的な特許情報を活用して大量の特許を低費用、リアルタイムで評価し、技術購入者に供給技術に対する客観的な分析資料(技術性、権利性、活用性)を提供している。

2010年4月から国内に登録された特許を評価するサービスを開始した後、2011年に

は特許ポートフォリオ分析機能を追加的に開発し、2012年には米国登録特許に対する分析及び評価機能を開発して2013年3月からサービスを提供している。

2013年12月現在188機関で13万7千件余りの利用実績を記録している。

<表IV-1-3>特許分析評価システムの利用機関状況

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学/ 公共研	公共機関	合計
2010	7	5	11	10	33
2011	12	4	16	11	43
2012	8	8	24	11	51
2013	10	3	30	18	61
合計	37	20	81	50	188

<表IV-1-4>機関類型別の特許分析評価システムの利用実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学/ 公共研	公共機関	個人	合計
2010	6,046	3,364	3,444	13,864	455	27,173
2011	9,727	5,558	6,982	11,336	139	33,742
2012	6,046	5,464	7,084	13,276	258	32,128
2013	11,073	4,721	10,611	18,984	354	45,743
合計	32,892	19,107	28,121	57,460	1,206	138,786

#### ハ. 評価及び発展方向

国内知的財産取引市場は知的財産に対する認識不足、特許の品質、市場の小さい規模など本質的な問題によって活性化されていないのが現状である。このような環境にもかかわらず特許庁の恩・オフラインを通じた特許技術取引支援の実績が持続的に増加している。これは長期的な観点から特許技術取引基盤を構築し、効率的な支援政策展開することで市場が拡大する可能性があることを示している。

今後特許庁は知的財産取引情報システムと技術仲介相談官の連携を強化して有機的な支援体系を構築するとともに、他の技術取引機関及び事業との連携、需要技術の発掘拡大を通じて適材適所に必要技術が供給されるように支援する予定である。また、特許技術取引基盤を構築するため、国内外特許技術取引関係機関間の協力強化、特許取引専門家プールの構築・運営を通じたネットワークの強化、優秀事例の発掘及び関連情報の提供に向けたコンファレンスの開催で特許技術取引に対する認識を高める予定である。

## 2. 知的財産活用戦略の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 工業主事 チョン・ヒョンテ

### イ. 推進背景及び概要

特許庁は優れた知的財産を保有しているものの専門人材や資金不足などで事業化に難航している中小企業を対象に、知的財産専門家、TRIZ専門家及びデザイン専門家などを活用してIP観点から活用戦略を樹立するとともに、知的財産を事業化につなげて付加価値を創り出せるように支援している。細部的にはIP製品化戦略、IP事業化戦略などで事業効果を最大化するため、企業のニーズに応じたオーダーメイド型コンサルティングを行っている。

### ロ. 推進内容及び成果

知的財産活用戦略支援は最大7,000万ウォン以内(企業負担金10~30%)で支援しており、最大5ヶ月以内のIP製品化戦略、IP事業化戦略の樹立に向けた専門コンサルティングを提供している。支援プロセスは事業公告→企業選定(書類及びPT審査)→事業遂行会社の選定(公開競争入札)→企業負担金の納付→契約締結→戦略樹立及び実行方案の提示→事後管理という流れで支援される。

最近5年間の中小企業IP活用戦略支援(旧民間IP専門家派遣支援)の状況は以下のとおりである。

＜表Ⅳ－1－5＞ 中小企業IP活用戦略支援実績の細部状況

(単位：件、百万ウォン)

区分	2009	2010	2011	2012	2013
予算	1,735	1,735	1,626	2,016	2,352
支援件数	23	24	24	33	39

細部類型別に見ると、IP製品化戦略コンサルティングはIP適用製品の問題点を解決・革新できるようにTRIZ、特許、デザインの専門家を選択的に活用することで短期的に付加価値を創り出せるように支援する事業である。既存のIPコンサルティングが回避設計及び権利侵害予防の観点で行われたのに比べて、同コンサルティングでは創出された異種分野の特許を積極的に活用して製品の問題を解決するとともに、消費者、市場、トレンド及びIP分析などを通じて最適化されたデザインを導き出せるように支援している。

IP事業化戦略コンサルティングは企業のビジネス戦略と連携したIP経営戦略を樹立し、樹立された戦略を中小企業が独自に実行できるようIP経営体系の構築を手助けする事業である。これは中小企業がIPを活用して国内外の市場シェアを維持・拡大しようとする企業、金融を通じて資金を確保しようとしている企業、競合社から自社の事業領域を保護または競合社を排除しようとする企業、特許費用を節減もしくはIPから収益を作り出そうとしている企業、企業の経営戦略に特許戦略を統合させて運営しようとする企業などに有用な事業であり、企業のニーズに応じてオーダーメイド型コンサルティングを行っている。

特許庁は毎年支援事業の成果を分析するため、支援を受けている企業を対象に成果活用度調査を実施している。調査の結果、主な活用分野は事業戦略の樹立、研究開発戦略の樹立、海外市場進出及び海外紛争対応戦略の樹立、インフラ構築、特許情報調

査及び分析を通じた空白技術または回避技術の発掘、マーケティング及び広報などで、毎年80%内外の高い活用率を示していることから、中小企業のIP戦略樹立に大きく貢献していることが分かった。

<表IV-1-6> 中小企業IP活用戦略支援事業の活用率

(単位：%)

区分	2010	2011	2012	2013	平均
活用率	78.57	81.67	82.0	84.38	81.66

\*調査対象：2010年度、2011年度、2012年度は前年度に支援を受けた企業、2013年度は直近3年間(2009～2011年)支援を受けた企業

#### ハ. 評価及び発展方向

中小企業に対するIP活用戦略支援事業は多数の特許群を保有しているもののIP経営能力及び戦略樹立能力が不足している技術力中心のベンチャー・中小企業がコンサルティング支援を通じて事業化準備段階から特許技術で収益を最大化できるように事業方向を設定し、持続可能なIP経営体系を構築する上で有用な事業として評価されている。コンサルティング支援を受けた企業を対象に満足度調査を行った結果、非常に高い満足度(2013年、88.0%)を記録した。

2012年からは支援を受けた企業の満足度を最大にするとともに優れた成果を出すため、プロジェクト企画を専門的に担当しながら遂行機関の事業監督及び方向提示の役割を担当するPD(Project Director)を置いて事業を進めている。

今後は中小企業の特性を考慮して追加的に研究開発をする必要なく最短期間内で市場進入が可能になるように支援する計画である。また、事業拡大に必要な資金を確保するため、IP金融と連携できるように事業間の連携を強化する予定である。

### 3. 特許技術評価支援事業



産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 イ・ハンギョ

## イ. 推進背景及び概要

知的財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な法的権利を付与したもので、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化における必須要素として認識されている。しかし、知的財産として登録された技術が全て事業化に成功しているわけではない。これは特許庁が2013年知的財産活動実態調査を行った結果、国内全体企業の特許事業化率が57.5%であることから確認することができる。

創出された特許の事業化率を高めるためには、特許が企業経営戦略の核心要素として働くように活用分野を多様化できる政策的な支援が必要である。そのためにはまず特許技術価値に対する信頼性のある、公正な評価が行われるべきである。

特許庁は評価基盤作りのため、発明の評価機関を指定・管理することで評価技法の開発と普及を持続的に推進している。また、現物出資、技術取引、技術認証及び事業妥当性分析などに活用できるように「事業化連携特許技術評価支援」事業を、金融(投資)機関との協力を通じて事業化資金が確保できるように「金融連携特許技術評価支援」事業を実施している。

## ロ. 推進内容及び成果

特許技術評価費用の支援は発明振興法第30条に基づいて施行されており、事業化連携特許技術評価支援事業の場合は技術評価にかかる評価費用の70%以内で申請者1人当たり年間5千万ウォン限度まで支援している。評価費用は事前相談(評価機関)→申請及び受付(韓国発明振興会)→審議→支援対象者の選定→契約締結→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給のプロセスで支援されている。

評価費用が申請できる対象者は申請日現在、特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者として個人、中小企業基本法第2条による中

小企業は誰でも申請可能である。

評価費用の支援対象者は特許技術の技術性と活用性などを総合的に審議して選定する。また、職務発明補償制度の実施企業、国家功労者または障害者、特許庁が主催する発明関連行事で受賞した個人または企業などに対しては加点を付与している。

最近5年間の評価費用支援実績を見ると以下のとおりである。

<表Ⅳ-1-7> 最近5年間特許技術評価の支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2009	2010	2011	2012	2013
予算	1,975	1,263	1,301	1,634	1,586
支援件数	82	53	59	68	64

特許技術を評価する時は、権利性、技術性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われる。この評価を通じて該当特許技術の優秀性と事業化の妥当性、そして特許権の金銭的な価値まで算定できるため、特許技術の譲渡、ライセンス(Licensing)のための適正移転取引価格の算定、特許技術の現物出資のための適正移転取引価額の算定、技術投資、技術の財務証券化または貸出担保の設定、その他長期戦略的な経営計画の樹立、企業の破産または構造調整による資産評価、紛争関連の法的訴訟資料として使用できる。

特許庁は2006年から技術保証基金との業務協約を通じて創業初期企業など資金の確保が必要な中小企業を対象に保有特許に対する価値評価を通じて保証が行われるように保証連携特許技術評価費用を支援しており、2013年信用保証基金まで協約機関を拡大した。

2013年には特許庁が評価費用を支援して価値評価金額を考慮して最大20億ウォンまで知的財産(IP)だけを担保にして貸し出してくれるIP担保貸し出しを国内で初めて産業銀行を通じて実施しているが、これから徐々に市中銀行まで拡大する計画である。

その他にも投資対象企業が持っている特許に対する評価報告書の作成を支援し、優秀特許保有企業に対する投資活性化を誘導している。

<図IV-1-2> 2013年IP金融関連MOUの推進状況



特許庁-産業銀行  
MOU(2013.3.)



特許庁-信保  
MOU(2013.8.)



特許庁-企業銀行  
MOU(2013.12.)

このような努力の結果、最近5年間1,000社余りの中小企業に計2,300億ウォン余りを連携して予算投入対比約42倍の連携効果を記録した。

最近5年間の詳細な金融連携実績は以下のとおりである。

<表IV-1-8> 最近5年間金融連携評価連携の支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	合計
予算	625	679	899	1,616	1,664	5,483
支援件数	136	165	219	319	235	1,074
連携金額	29,573	37,774	37,900	50,459	75,907	231,613

特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業を円滑に運営するため、発明振興法第28条に基づき、国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に行う機関を発明の評価機関として指定・運営している。また、発明の評価機関を指定する時は評価可能な技術分野と最近3年間の評価実績、専門人材及び評価業務を遂行する上で必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁は10機関を評価機関として指定・運営しているが、各評価機関の専門

性を持続的に維持・管理するとともに評価機関の能力を高めるため、定期的に発明の評価機関運営協議会を開催している。

<表IV-1-9> 発明評価機関の指定状況

指定機関
韓国化学融合試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機械電気電子試験研究院、韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国産業技術振興院、技術保証基金、韓国発明振興会、農業技術実用化財団

#### ハ. 評価及び発展方向

特許技術評価事業は個人及び中小企業に一般・金融の評価支援を通じて事業化に向けた資金調達、特許技術取引、事業妥当性の検討、国内外の技術認証、現物出資などのための基礎資料として活用している。特に、優秀特許技術を基に事業化につながるよう経営資金を調達する制度として評価されている。

今後IP事業化のために企業が最も必要としている資金調達機能を強化し、中小企業に円滑な資金供給が行われるように、保証、IP担保貸出及び投資など金融連携評価を拡大・施行する計画である。そのために関連機関との持続的な情報交流及び協力モデルの発掘、信頼度の高い評価技法の開発及び事後管理体系を改善していく予定である。

#### 4. 国有特許の活用促進

産業財産政策局 産業財産振興課 環境主事補 チョン・ウォンギ

##### イ. 推進背景及び概要

国有特許とは国家公務員が職務過程で発明したものを国家が所有権を承継し、国家名義で出願して特許・実用新案・デザインとして登録された権利(以下「国有特許」とする)を指し、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定(大統領令)」を制定(1972.12.14制定・公布)すると同時に国有特許制度を導入した。

発明振興法第10条第1項及び第2項は公務員(国・公立大学内に専担組織が設置された国・公立大学の教職員は除く)がその職務と関連して発明したものが国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明行為が公務員の現在または過去の職務に属する場合、その職務発明に対する特許権などは国有または公有とすることを規定している。

また、発明振興法第10条第4項は、国有となった特許権などの処分に対して、特許庁長が処分または管理するように規定している。(地方公務員の職務発明による特許権などは地方自治体が管理)

特許庁は「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」に基づき、職務発明によって国有特許として登録された場合、発明者である公務員に登録補償金を支給し、国有特許権または特許を受ける権利の売却及び専用実施権の設定または通常実施権の許諾を通じて処分収入金が発生した場合は処分補償金を支給している。また、発明の実施で1年間の処分収入金が1,000万ウォンを超過する特許権の場合、発明機関に機関褒賞金を支給する。

## ロ. 推進内容及び成果

### 1) 国有特許権の登録状況

2013年基準で国有特許(実用新案、デザインを含む)は計3,659件が登録され、前年比約20%程度増加した。全体登録権利の中で特許権が3,058件(83.6%)で最も多く、実用新案権が219件(6.0%)、デザイン権が278件(7.6%)、海外登録国有特許権が104件(2.8%)を占めている。

2013年に新規登録された国有特許は669件で、2012年509件に比べて約31.4%増加し、特許権は前年比34%増加した。

＜表Ⅳ－1－10＞年度別国有特許権の保有状況

(単位：件、%)

区分	新規登録					消滅及び移転	累計				
	特許	実用	デザイン	海外特許	計		特許	実用	デザイン	海外特許	計
2005	141	24	4	3	172	64(特 40,実 24)	1,052	274	103	28	1,457
2006	154	35	7	9	205	42(特 28,実 14)	1,178	295	110	37	1,620
2007	196	9	6	1	212	43(特 23,実 12,デ 8)	1,351	292	108	38	1,789
2008	222	14	15	2	253	87(特 69,実 15,デ 3)	1,504	291	120	40	1,955
2009	149	11	34	9	203	34(特 25,実 8,デ 1)	1,628	294	153	49	2,214
2010	188	13	16	11	228	72(特 32,実 40)	1,784	267	169	60	2,280
2011	316	10	28	7	361	42(特 19,実 22,デ 1)	2,081	255	196	67	2,599
2012	432	21	41	15	509	58(特 22,実 36)	2,491	240	237	82	3,050
2013	581	26	41	21	669	60(特 13,実 47)	3,058	219	278	104	3,659

## 2) 国有特許権の活用状況

国有特許権の活用とは登録された国有特許権または出願中の職務発明に対する特許を受ける権利などを売却したり、専用実施権または通常実施権を設定して民間企業などが国有特許技術を活用できるようにすることをいう。

国有特許権を有償または無償で実施した活用件数は、2011年477件、2012年678件と毎年持続的に増加している。2013年度には計670件の有償または無償の通常実施契約を締結し、計11.5億ウォンの実施料収入を記録した。

また、2011年12月から委託契約によって民間専門技術取引機関である農業技術実用化財団を通じて農業技術分野の国有特許権の処分が行われており、2013年基準で452件の契約が締結され、前年処分件数対比130%の増加率を記録した。

＜表Ⅳ－1－11＞年度別国有特許権の実施状況

(単位：千ウォン)

区分 年度	実施許諾(件)			実施料収入
	登録	出願中	計	

2005	98	63	161	486,212
2006	149	59	208	671,185
2007	192	63	255	513,913
2008	161	110	271	720,109
2009	204	120	324	627,494
2010	239	140	379	742,895
2011	243	234	477	1,281,561
2012	388	290	678	1,383,090
2013	391	279	670	1,150,075

### 3) 国有特許権の職務発明補償金の拡大支給

公務員の職務発明を奨励するとともに国有特許の活用を促進するため、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」を改正(2004年12月)し、2005年から職務発明者に支給する処分補償金の水準を大幅に上方修正した。

従来の処分補償金は登録された特許権や出願中に特許が受けられる権利を有償で処分した場合、その処分収入金を基準に10%～30%を処分補償金として支給していたが、2005年からは一括して処分収入金の50%を職務発明者に補償金として支給している。

2013年は処分補償金として460件に対して6億7千万ウォン余りを支給し、新規登録補償金として582件に対して2億7千万ウォン余りを支給するなど、これまで計5,818件に対して50億2千万ウォン余りを公務員職務発明補償金として支給した。

<表Ⅳ-1-12> 国有特許登録・処分補償金の支給状況

(単位：ウォン)

区分	登録補償金		処分補償金		機関褒賞金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
2005	148(特 125, 実 21, デ 2)	58,725	111	129,489	-	-
2006	193(特 168, 実 16, デ 9)	74,760	232	335,879	10	22,000
2007	103(特 94, 実 7, デ 2)	44,235	212	212,498	14	31,000
2008	264(特 230, 実 17, デ 17)	113,237	213	240,672	14	22,000

2009	131(特 118, 実 11, デ 2)	58,427	187	293,573	20	24,000
2010	166(特 145, 実 7, デ 14)	68,730	268	315,257	16	20,000
2011	267(特 226, 実 20, デ 21)	119,559	236	292,389	21	21,000
2012	215(特 200, 実 1, デ 14)	102,388	300	346,558	32	53,000
2013	582(特 511, 実 26, デ 45)	272,216	460	674,729	32	97,010

#### ハ. 評価及び発展方向

国有特許権の活用を促進するため、発明機関の職務発明担当者に対する教育を実施するとともに、特許使用希望者に国有特許権に対する技術性及び事業性などの情報を簡単に提供するために2007年から2013年まで計3,343件の国有特許権に対する選別評価を実施して知識財産取引センター([www.ipmarket.or.kr](http://www.ipmarket.or.kr))及び特許庁ホームページに評価結果を載せた。また、未活用国有特許の活用を促進するため、2010年には国有特許として登録されてから3年以上長期未活用の状態である国有特許権の無償実施期間を1年から3年に延長した。

2013年には国有特許権を効率的に管理して活用率を高めるために政府機関及び自治体公務員など実務担当者を対象に特別教育を実施し、国有特許技術の移転を促進するために民間を対象に農業技術実用化財団とともに技術移転投資説明会も20回開催した。

2013年10月には民間企業の初期事業費負担を減らして国有特許の技術移転を促進するため、国有特許を先に使用して契約が満了した後、使用した分だけ実施料を納付する事後精算制を導入した。

今後委託された国有特許権の技術移転実績など効果分析を通じて畜産分野など他の分野の国有特許権に対する委託判断を検討する予定である。



### 第3節 中小企業に対する知的財産経営支援の強化

#### 1. 特許総合支援事業

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 チン・ジェヨン

##### イ. 推進背景及び概要

非首都圏に全体製造業の48.8%が位置(2012年基準)しているにもかかわらず、最近10年間(2003～2013.6.)首都圏の特許出願比重は60.6%で首都圏に非常に偏っている。このような首都圏と非首都圏間の知的財産格差を解消するため、特許庁は2006年から知的財産創出支援事業を始めた。

特に、地域別知的財産の創出及び活用支援を通じて地域の知的財産能力及びインフラを強化して地域経済発展を牽引する目的で、2006年から特許庁と自治体の協力の下で地域の中小企業及び個人発明家を対象に特許総合支援事業を実施し、特許戦略コンサルティング、特許情報の調査及び分析、権利化の支援を提供している。

##### ロ. 推進内容及び成果

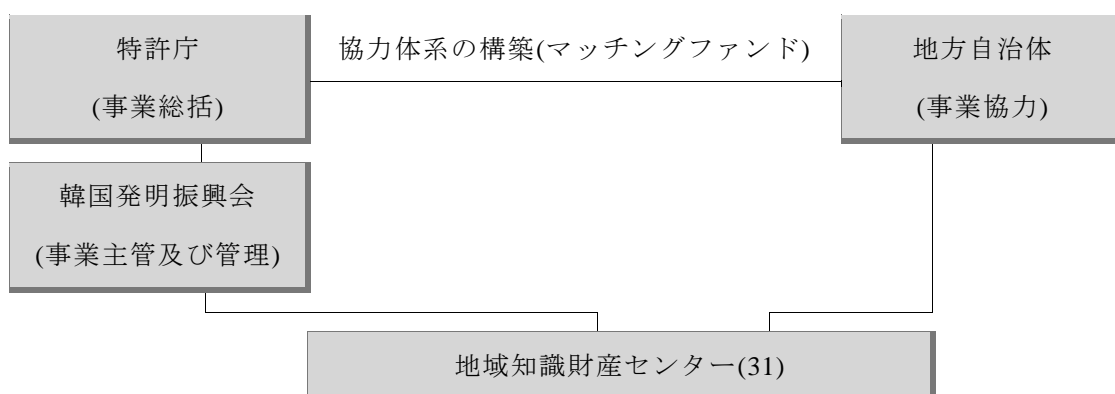
特許総合支援事業は地域の知的財産権インフラを構築するため、特許庁と地方自治体が事業費をマッチング方式に設け、特許情報の分析、活用及び保護のためのコンサルティングを地域知識財産センターに常駐している特許専門コンサルタントを活用して支援することで、地域の個人発明家及び中小企業などに総合的かつ体系的な特許活動を支援している。

本事業は特許情報を事前に調査・分析して提供することでR&D投資方向の設定を支援し、分析した特許情報を技術開発に活用することで研究開発の効率性を高めている。一方、特許の権利確保及び事業化を体系的に支援することで、地域の雇用創出と経済活性化に貢献している。

同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)させることで、事業に対する効果と責任を担保し、地域の特性に適した戦略産業の開発を通じて、地域の個人発明家や中小企業に知的財産を創出するための実質的な支援を提供している。

2005年に2つの地方自治体(大田、京畿)で試験的に運営した後、2006年には8つの広域地方自治体、2007年には9つの広域地方自治体、2011年からは全ての広域地方自治体とマッチングファンドを構成して運営している。

<図IV-1-3>特許総合支援事業の推進体系



特許総合支援事業は、①中小企業に対する特許コンサルティングの提供、②特許権の確保に向けた国内外出願費用の支援、③中小企業に対するオーダーメイド型特許マップ支援などの細部事業で構成されている。

また、成長潜在力のある地域の有望な中小企業を戦略的に発掘し、知財権に対する集中支援を通じてIPスター企業として育成している。

<表IV-1-13>特許総合支援事業の主要推進実績

区分	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
特許コンサルティング	3,713 件	6,195 件	8,604 件	9,966 件	9,641 件	13,076 件	6,990 件*

オーダーメイド型特許マップ	90件	169件	219件	176件	154件	154件	207件
国内外出願	750件	1,250件	2,046件	2,838件	3,290件	4,062件	5,181件

\*2013年からIPスター企業には経営コンサルティング報告書を作成して提供

### 1)特許コンサルティング及び権利化の支援など

同事業は特許情報の提供と開発された技術の特許事業化を支援するための特許コンサルティング及び権利確保への支援をワンストップ総合サービスとして提供することを主な内容としている。特許総合コンサルティングは特許分野で一定の経歴を有する専門家を特許コンサルタントとし採用して実施している。

まず、特許総合コンサルティングは特許情報に対する専門知識と活用能力の足りない地域の個人発明家、中小・ベンチャー企業を対象に、技術情報、技術及び市場の動向を調査して提供することで、技術開発の方向を提示するとともに特許紛争を予防することを目的としている。また、コンサルティング過程で発掘された優秀技術に対する先行技術調査サービスの提供、特許出願費用などを支援している。

2013年には計6,990件の特許コンサルティングを支援し、オーダーメイド型特許マップ207件、国内外出願費用5,181件などを支援した。

### 2)中小企業に対するオーダーメイド型特許マップ(PM)の支援

特許情報に対する分析能力が足りない地域の中小企業にとって、特許情報を分析・活用し、企業のR&D方向の設定、競合社の技術開発動向の分析、特許リスクの回避などに向けた戦略を立てることは大変難しい作業である。

そこで特許総合支援事業ではオーダーメイド型特許マップ(PM)の支援を通じて、地域中小企業を対象に特許技術に対するオーダーメイド型調査・分析を支援し、企業に

とって実効的な研究開発の方向を提示するとともに特許活用戦略の樹立をバックアップしている。

2006年49件のオーダーメイド型特許マップ作成支援を始めに、2007年には90件、2012年には154件、2013年には207件のオーダーメイド型特許マップの作成支援を通じて、分析対象技術に対する特許及び競合社の技術開発動向の把握、特許リスク回避戦略の樹立、企業R&D方向の設定など戦略の樹立を支援した。

### 3)IPスター企業の育成

特許庁は地域中小企業の知的財産の創出・活用を強化するため、IPスター企業の育成に力を入れている。IPスター企業の育成は成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘し、権利化、オーダーメイド型特許マップ、シミュレーション製作、ブランド・デザインの開発などを集中的に支援するとともに、中小企業の知的財産経営コンサルティングとの連携を通じて特許コンサルタントを活用した現場オーダーメイド型コンサルティングを提供することで、該当企業が地域の代表的な企業として成長できるように支援している。

2011年には203社、2012年157社、2013年には151社の地域中小企業をIPスター企業として育成するために集中的に支援した。2013年に選定・支援したIPスター企業の場合、特許コンサルティング支援をきっかけに前年比売上高が21.4%、雇用規模は24.8%がそれぞれ増加したことが分かった。

<表IV-1-14>2013年IPスター企業に対する支援の成果

(単位：%)

区分	2011年スター企業 (203社)	2012年スター企業 (157社)	2013年スター企業 (151社)
IP出願増加率	△1.91 (全中小企業△17.56)	12.6	39.8
売上高増加率	25.5	10.2	21.4
雇用規模増加率	12.7	4.5	24.8

専担人材保有企業 増加率	4.4	2.1	2.8
職務発明補償実施 増加率	18.0	36.7	7.7

#### ハ．評価及び発展方向

特許総合支援事業は事前コンサルティングに基づいて企業が必要とする特許情報を事前に調査・分析・提供することで技術開発の方向設定を支援し、分析された特許情報を土台に技術の権利化や事業化も充実に支援している。

成長潜在力のある地域有望中小企業を発掘・支援するIPスター企業はこれまで選定企業に対してコンサルティングを行った後、企業能力に適した特許、ブランド、デザイン関連のIP総合支援を3年間顧客のニーズに合わせて支援した。今後IPスター企業の選定において地域戦略産業と連携された企業はトップ・ダウン方式で、戦略産業以外の企業は従来のボトム・アップ方式を並行し、IPスター企業選定の効率性を高める計画である。また、企業支援の際に企業別の専担コンサルタントを指定し、該当コンサルタントは企業別のIP資産構築戦略、IP事業化戦略、IPリスク管理戦略など企業別オーダーメイド型知的財産経営戦略コンサルティングを提供する予定である。

## 2. 中小企業知的財産経営コンサルティング

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

#### イ．推進背景及び概要

世界は伝統的な生産要素を重視していた産業化社会を経て、差別化された特許技術、強いブランド、独創的なデザインなど無形資産を付加価値創出の原動力とする知識基盤社会に突入した。そこで、米国は「Pro-Patent」のような特許重視政策を樹立し、日本は政府レベルで知的財産戦略本部を設置するなど、世界は自国の経済発展を目指

して知的財産の創出・活用・保護政策を積極的に推進している。したがって、輸出を根幹としている韓国も企業が知的財産を経営に導入できるよう積極的に支援する必要がある。

最近知的財産の価値が企業の市場価値全体において占める比重が増大し、また企業競争力に貢献する程度が大きくなるなど、企業の価値比重が固定資産及び金融資産からブランド、デザイン、ノウハウなどの知的財産に速いスピードで移動している。知的財産が企業経営に及ぼす影響が大きくなるにつれ、企業にとって知的財産基盤の経営土台が構築できる知的財産経営の重要性も増大している。

知的財産経営とはR&D活動などを通じて獲得した成果を排他的権利化を通じて資産化し、それを活用することで経済的な付加価値を創出するための戦略的な活動を意味する。知的財産経営の最終目的は企業経営の主な意思決定に知的財産を戦略的に活用することで企業の本質的な価値を高めることである。

韓国の大企業はこのような世界的な流れに歩調を合わせて、知財権を企業経営の1つの軸として活用する知的財産経営を本格的に導入したが、中小企業は認識、資金、人材などの不足で極めて消極的な対応をしている。

多数の中小企業が国内または海外における製品と関連する優秀特許の確保、競合社との知財権紛争の可能性など知財権関連の懸案を認識し、特許庁に対してその解決策を求める問合せを持続的に寄せてきた。特許庁が中小企業を対象にコンサルティングを支援する以前は、主に担当審査部署が個別的に電話相談を受けてきたが、該当企業に対する体系的な支援までは至らなかった。

そこで、特許庁は国内中小企業の知的財産能力を強化するとともに、韓国経済の成長潜在力を拡大するため、知的財産経営コンサルティングを本格的に支援することにした。特許庁は2006年9月に技術分野別審査官を中心に「中小企業特許経営支援団」を発足させ、中小企業を対象に特許分野のコンサルティングを提供した結果、好評を得た。また、特許の他に商標、デザインに対する中小企業からのコンサルティング需

要が持続的に増加したため、2007年6月に既存の支援団を「中小企業知的財産経営支援団」に、2007年12月には「産業財産経営支援チーム」に拡大・発足した。

先進国の事例からも分かるように、企業の知財権状況を把握して必要な支援を具体的に提示する相談及びコンサルティングが高い成果を上げていることが分かった。<sup>20</sup> 特許庁の中小企業を対象にした知的財産経営コンサルティング支援事業はこのような先進国の中小企業支援政策の傾向とも一脈通ずると言える。

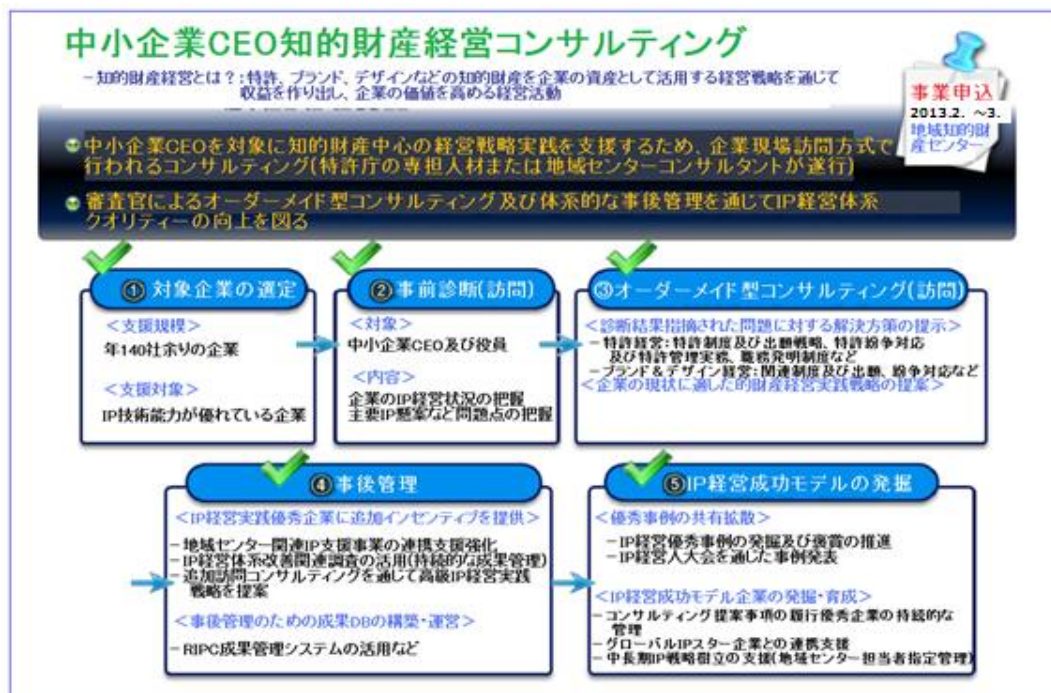
コンサルティング過程は以下の通りである。まず、特許庁の知的財産経営専門人材と地域知識財産センターのコンサルタントが革新能力の優秀な企業を選定し、選定された企業を直接訪問して知的財産専担組織の設置状況や職務発明の運営状態などに対する事前診断を行う。それから、事前診断の結果と対象企業が希望する分野を基にオーダーメイド型コンサルティングを提供し、最後には企業にコンサルティング報告書を提示するという順で行われる。

そして、コンサルティング支援事業ではコンサルティング対象企業のニーズを反映した、より充実したコンサルティングを行うため、コンサルティング専門人材だけでなく全経連と協力して退職したCEOを活用した共同コンサルティングも施行している。

---

<sup>20</sup> WIPO SME division の best practice, [http://www.wipo.int/sme/en/best\\_practices/](http://www.wipo.int/sme/en/best_practices/) を参照

<図IV-1-4> 中小企業知的財産経営コンサルティングの概要



<表IV-1-15> 中小企業知的財産経営コンサルティングの主要内容

。 特許経営コンサルティング	
特許経営一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 特許経営の重要性及び導入の必要性</li> <li>- 先進企業の特許経営事例及び最近の動向説明(中小企業事例を含む)</li> <li>- 特許専任部署及び人材の業務内容の紹介</li> </ul>
特許制度及び出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 特許・実用新案制度及び出願手続きの案内</li> <li>- 特許明細書・請求範囲の理解と作成戦略の教育</li> <li>- 特許審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析</li> </ul>
特許情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 先行技術調査など特許検索方法の説明</li> <li>- 企業の主力技術分野の特許動向資料の提供</li> </ul>
特許紛争の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 企業の主力技術・製品分野の特許紛争事例の説明</li> <li>- 紛争関連法律諮問及びライセンス交渉戦略の説明</li> </ul>
特許事業化及び取引・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 特許事業化及び取引・評価関連の政府支援施策の紹介</li> <li>- 特許譲渡・ライセンス契約実務の案内(特許流通相談官の協力)</li> </ul>
職務発明制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 改正された職務発明制度の紹介</li> <li>- 企業の職務発明褒賞規定の標準モデル提供</li> </ul>

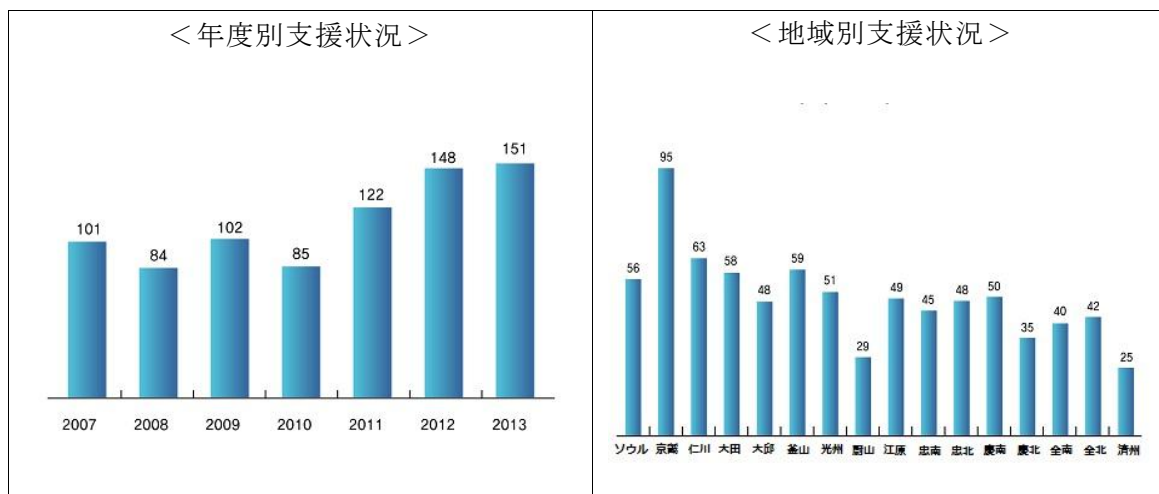


	- 職務発明の内部規定化の誘導
○ ブランド経営コンサルティング	
ブランド経営一般	- ブランド経営の重要性及び導入の必要性 - 先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
商標制度及び出願戦略	- デザイン制度及び出願手続き・戦略の紹介 - デザイン審査実務の紹介及び該当企業の審査事例の分析
商標情報の活用	- 先行商標調査などの商標検索方法の説明 - 企業の生産製品分野の商標動向資料の提供
商標紛争の対応	- 商標分野の国内外紛争事例の説明 - 紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介
○ デザイン経営コンサルティング	
デザイン経営一般	- デザイン経営の重要性及び導入の必要性 - 先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
デザイン制度及び出願戦略	- デザイン制度及び出願手続き・戦略の紹介 - デザイン審査実務の紹介及び該当企業の審査事例の分析
デザイン情報の活用	- 先行デザイン調査などデザイン検索方法の説明 - 企業の生産製品分野のデザイン動向資料の提供
デザイン紛争の対応	- デザイン分野の国内外紛争事例の説明 - 紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介

#### ロ. 推進内容及び成果

中小企業知的財産経営コンサルティングは2006年34社の中小企業を対象にスタートし、2007年から2013年まで計790社余りの企業に特許・ブランド・デザイン経営コンサルティングを支援した。

＜図Ⅳ－1－5＞ 中小企業知的財産経営コンサルティングの支援状況(2007～2013)



コンサルティングを通じて自社の戦略品目に対する研究開発及び知財経営がより体系的に行われるよう特許マップ及びIP経営戦略の提示するとともに、知的財産経営に対する中小企業の認識改善と業務担当者の実務能力の強化に力を入れた。また、2013年には中小企業のIP経営を改善するために500件余りの実践方案を具体的に提示した。

＜表Ⅳ－1－16＞ 2013年コンサルティングの主要内容及び分布

(単位：件、%)

コンサルティングの主要内容	件数	構成比
・ IP 基礎相談、IP 専門教育、IP 経営戦略の樹立	135	27.2
・ 保有 IP 活用策、競合社の IP 分析	91	18.3
・ 地域センター支援事業の活用及び連携	72	14.5
・ ブランド及びデザイン開発及び出願戦略	60	12.1
・ IP 情報調査(先行技術調査など)	46	9.3
・ 研究開発技術の方向樹立支援	27	5.4
・ IP 資産構築戦略	26	5.2
・ IP 訴訟及び紛争対応	9	1.8
・ 職務発明制度の導入方案	5	1.0

・営業秘密関連対応策	5	1.0
・その他	21	4.2
合計	497	100

また、2013年度には各企業にこのような企業別実践方案を盛り込んだ知的財産経営ガイドを提供するため、コンサルティング結果を報告書の形態で作成した「知的財産経営コンサルティング報告書」を提示し、中小企業の知的財産経営を促した。

<表IV-1-17> IP経営コンサルティング報告書のコンサルティング結果(例示)

環境分析			
外部環境分析		内部環境分析	
技術 ・ 市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>半導体、FPD,LED など国内半導体産業が市場をリードしており、持続的に拡大</li> <li>.0000 の年平均海外市場成長率が 9%に拡大</li> <li>.0000 の年平均国内市場成長率が 11.7%に拡大</li> </ul>	一般 経営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>.2012 年創業した企業で、1人代表体制</li> <li>.00 大学創業インキュベーターセンター入居</li> <li>特許 6 件、実用 7 件、商標 5 件、デザイン 6 件</li> <li>.2013 年 3 月ベンチャー企業指定</li> </ul>
競合社 ・ 製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>.マシンビジョン検査システムは産業全般に適用分野が拡大されつつあり、オーダーメイド型に製作して提供される</li> <li>. S/W のみならず、カメラ、レンズ及び照明、その他装備を一気に開発・製造・納品する形態</li> </ul>	IP 経営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>.2012 年創業した企業で、IP 経営事例に対する独自の分析でベンチマーク進行中</li> <li>※IP 経営事例研究会の活動中</li> </ul>
IP	<ul style="list-style-type: none"> <li>.2000 年代初めから出願件数が増加</li> <li>. C C(US)、DA P CORP(JP)、00 電子(KR)などが積極的に出願</li> <li>. LED 照明制御技術、検査のためのプログラムなどに対する IP として確保が必要</li> </ul>	保有 IP 状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>. LED 光源分野の特許 2 件</li> <li>.0000 分野の特許 4 件、実用 7 件など</li> <li>.0000 の特許 1 件など</li> <li>特許 6 件、実用 7 件、商標 5 件、デザイン 6 件</li> </ul>

コンサルティング診断	
SWOT 分析	解決課題
▶ SO 戦略(攻撃的戦略)と WT 戦略(防御的戦略)の並行推進	▶ 選択と集中を通じた事業資金造成 ▶ IP 組織設計

コンサルティング設計	
IP 経営環境部門	事業(技術及び製品)部門
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 現場の高級技術に対する技術諮問コンサルティングの提供を通じた一定収益の創出</li> <li>- 0000 に対する具体的な事業計画を講じて中小企業振興公団、技術保証基金などを通じて施設及び運転資金を確保</li> <li>- IP 組織設計よりは雇用支援センターなどを活用して博士級専門人材を確保し、持続的に技術開発を進め、IP 事業化関連の地域関係機関のプログラムが活用できる行政業務人材を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 0000 に対する技術開発及びマーケティング戦略の構築</li> <li>※000 地域の LED 関連製造社の小型 0000 検査装置を広報し、海外優秀企業の製品との差別化戦略を構築</li> <li>- マシンビジョン関連の技術分類別先行文献分析を通じた知財権の確保</li> <li>※0000 関連の優秀な S/W を活用できる機械装置に対する持続的な権利確保</li> <li>- 0000、LED00 システムに対する 00 技術移転センターとの協業を通じて技術移転を推進</li> </ul>

コンサルティングの後も「中小企業特許経営マニュアル」、「中小企業のためのブランド・デザイン・経営マニュアル」、「政府の特許経営支援施策ガイド」、「職務発明補償手続きのガイドライン」、「特許情報ハンドブック」、「事例中心の知的財産経営マニュアル」など多様な知的財産経営の案内書を提供し、企業のCEOや担当者が参考できるようにした。このような一連のコンサルティング過程を通じて中小企業に研究開発時の事前特許調査、核心技術保護のための特許出願及び登録、企業の顔である商標及びサービス標の出願及び権利化、デザインの開発及び権利化、知的財産担当人材の配置及び持続的な教育、研究人材の士気高揚と企業の技術流出防止のための職務発明補償制度導入などをコンサルティング対象企業のCEO及び経営陣に提案した。

#### ハ. 評価及び発展方向

中小企業知的財産経営コンサルティングを通じた中小企業知的財産経営の基盤作り支援は、中小企業が優秀知財権を確保して自ら知財権能力を強化することに役立っている。2012年末に行ったアンケート調査によれば、知的財産経営コンサルティングを受けた企業の経営陣の中で97%が企業経営に知的財産権が必要であると答え、中長期的にコンサルティングで提案された内容を導入して適用する計画があることを表明した。

今後は企業のニーズに基づいた適時支援と事後管理の好循環体系の構築を通じて知的財産経営成功モデルを作り出す計画であり、また有望な中小企業にオーダーメイド型コンサルティングを集中支援して有望中小企業をIPスター企業として育成していく計画である。

### 3. 地域ブランド・デザイン価値の向上

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 イ・ナムジュ

#### イ. 推進背景及び概要

##### 1) 推進背景

最近消費者ニーズの多様化によって価格、機能など伝統的な価値より差別化されたコンセプトとイメージ、デザインなどが消費者にとって製品選択における重要な要因となっている。しかし、大半の中小企業は専門人材及び資金不足、権利化に対する認識不足などで独自のブランド、デザインなどを開発・使用するのが困難な状況である。

ブランド・デザイン価値向上事業はこのような要求を積極的に解決するため、地域中小企業にブランド・デザイン開発を支援し、商標権・デザイン権としての権利化を推進して企業の商標・デザイン知財競争力を強化することを目指して2010年から始まった。

## 2)概要

ブランド・デザイン価値向上事業は地域中小企業にブランド・デザイン関連の専門コンサルティングを行うとともに、ブランドとデザインの開発を通じて知的財産権の創出、地域経済の活性化を図ることを目的としている。

同事業は地方自治体と特許庁が予算を半分ずつ負担(5:5マッチング)することで、事業に対する効果と責任を担保し、地域別の特性に適した事業を支援することで地域中小企業に知識財産創出のための実質的な支援を提供している。2013年度にはブランドで16の地方自治体、デザインで15の地方自治体と事業を展開した。

<表IV-1-18>2013年ブランド・デザイン価値向上事業の内容

主要支援事業		内容	支援金額(件当たり)
ブランド	国内出願費用支援	地域中小企業の国内知的財産権利化費用を支援	国内：25万ウォン以内
	海外出願費用支援	地域中小企業の国外知的財産権利化費用を支援	海外：250万ウォン以内
	ブランド新規開発支援	優秀中小企業製品のブランド新規開発及び権利化を支援	2,500万ウォン以内
	ブランドリニューアル開発支援	優秀中小企業製品のブランドリニューアル開発及び権利化を支援	2,000万ウォン以内
	ブランド・デザイン融合支援	地域中小企業のブランド開発と包装デザインの連携支援	3,000万ウォン以内
デザイン	国内出願費用支援	地域中小企業の国内知的財産権利化費用を支援	国内：35万ウォン以内
	海外出願費用支援	地域中小企業の国外知的財産権利化費用を支援	海外：280万ウォン以内
	製品デザイン開発	特許技術に対する製品デザインの開発及び権利化を支援	2,500万ウォン以内
	包装デザイン開発	出願商標に対する包装デザインの開発及び権利化のを援	1,500万ウォン以内
	デザインマップ	特許技術に対するデザインマップ開発を支援	1,500万ウォン以内
	デザイン・特許融合支援	技術と連携したデザイン開発及び特許・デザインの権利化を支援	5,000万ウォン以内

＜表Ⅳ－１－１９＞2013年ブランド・デザイン価値向上の遂行地域

(単位：億ウォン)

自治体	地域センター (事業畝い機関)	住所	マッチング金額		備考
			ブランド	デザイン	
ソウル	ソウル知識財産センター (ソウル産業通商振興院)	ソウル市麻浦区上岩洞DMC	13	-	ブランド
京畿	京畿知識財産センター (京畿テクノパーク)	京畿安山市常緑区四 3 洞 1271-11	25	20	ブランド/ デザイン
	京畿北部知識財産センター (京畿北部商工会議所)	京畿議政府市新谷洞 801-1	12.5	15.5	ブランド/ デザイン
仁川	仁川知識財産センター (仁川商工会議所)	仁川市南洞区論峴洞447	20	24	ブランド/ デザイン
江原	江原知識財産センター (江原道産業経済振興院)	江原道原州市牛山洞405-29	10	10	ブランド/ デザイン
忠南	忠南知識財産センター (忠南北部商工会議所)	忠南天安市西北区仏堂洞492-3	30	42	ブランド/ デザイン
大田	大田知識財産センター (大田テクノパーク)	大田市儒城区長洞23-14	10	13	ブランド/ デザイン
忠北	忠北知識財産センター (清州商工会議所)	清州市上党区北門路2街116-84	18.5	19	ブランド/ デザイン
釜山	釜山知識財産センター (釜山テクノパーク)	釜山市沙上区巖弓洞山84-2	85	9	ブランド/ デザイン
蔚山	蔚山知識財産センター (蔚山商工会議所)	蔚山市南区トッジル路97番地	20	30	ブランド/ デザイン
大邱	大邱知識財産センター (大邱商工会議所)	大邱市東欧新川3洞107	20	15	ブランド/ デザイン
慶北	慶北知識財産センター (浦項商工会議所)	慶北浦項市南区上島洞 10-2	10	15	ブランド/ デザイン
慶南	慶南知識財産センター	慶南昌原市義昌区中央路98	10	15	ブランド/ デザイン

	(昌原商工会議所)				デザイン
全南	全南知識財産センター (木浦商工会議所)	全南木浦市中東2街1番地	10	10	ブランド/ デザイン
光州	光州知識財産センター (韓国発明振興会光州支部)	光州市光山区道泉洞621-15	10	12	ブランド/ デザイン
全北	全北知識財産センター (全州商工会議所)	全北全州市完山区電動2街	10	13	ブランド/ デザイン
済州	済州知識財産センター (済州商工会議所)	済州道済州市道南洞市民福祉タ ウン	10	12.5	ブランド/ デザイン

## ロ. 推進内容及び成果

ブランド・デザイン価値向上事業は大きくブランド・デザイン経営分析及びコンサルティングサービスの提供と地域中小企業のブランド・デザイン開発支援という二つの細部事業で構成されている。

ブランド・デザイン価値向上事業は成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘し、ブランド・デザインの集中支援を通じて地域のブランド・デザイン代表企業として育成することで、地域における良質な雇用創出と地域競争力の向上、地域経済活性化に寄与している。

### 1)ブランド・デザインコンサルティング

同事業は、ブランド・デザイン経営コンサルティングを通じたブランド・デザイン開発支援及び出願費用支援まで**One-Stop**総合サービスとして提供することを主な内容としている。コンサルティングは地域知識財産センター内に常駐するブランド・デザインコンサルタントによって行われる。

コンサルティングを行うため、2010年にブランドコンサルタント11人、デザインコ



ンサルタント9人が該当地域の知識財産センターに契約職員として新規採用された。2013年末現在全国17の広域自治体にブランドコンサルタント、デザインコンサルタントが各々17人ずつ採用されて勤務している。

＜表Ⅳ－1－20＞2013年ブランド・デザインコンサルタントの採用状況

地域	ソウル	京畿	京畿北部	仁川	江原	忠南	大田	忠北	釜山	蔚山	大邱	慶北	慶南	全南	光州	全北	済州	計
ブランド	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17
デザイン	-	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17

ブランド・デザインコンサルティングはブランド・デザインの専門知識と開発能力が足りない地域の中小企業・小商工人を対象に、ブランド・デザイン経営分析、開発方向、権利化方案などを提供することで、ブランド・デザイン経営強化に焦点を当てている。また、コンサルティング過程に必要なブランド・デザイン商標・デザイン出願費用の支援などを含めている。

2013年に17の広域センターでブランド経営コンサルティング3,428件、ブランドの国内外出願費用2,305件が支援された。デザインの場合、ソウルを除く16のセンターでデザイン経営コンサルティング2,558件、国内外出願費用1,475件が支援された。

## 2)ブランド・デザイン開発支援

ブランド開発支援は専門人材及び開発資金が不足している地域の有望中小企業を対象に、企業の地域特性に適したブランド(CIまたはBI)を開発またはリニューアルし、権利化を支援する事業であり、2013年に計124件を支援した。

デザイン開発支援は特許技術を保有する企業には製品デザインを、出願された商標を保有する企業には包装デザインの開発して権利化を支援する事業であり、2013年は計190件を支援した。

デザインマップは特許技術を保有する企業にデザイン開発のための先行調査と市場調査、デザイン開発の方向を提案する情報支援事業であり、2013年計32件を支援した。

また、2012年からは既存の権利別単一支援方式から脱し、融合支援の拡大を通じて複合知財権の創出に向けた事業を展開した。ブランド分野では支援成果を最大化するとともに企業の活用率を高めるため、ブランド開発と包装デザインの開発を連携するブランドー包装デザイン開発事業を始めて展開し、2012年計16社、2013年には53社を支援した。

デザイン開発分野では既存の外観中心のデザイン開発から脱し、技術と連携したデザイン開発を支援するため2012年パイロット事業としてデザイン・特許融合支援事業を展開した。2012年度は9.4：1の高い競争率を記録し、2012年には計8件、2013年には25件を支援した。

<表IV-1-21>2013年ブランド・デザイン主要事業の推進状況

区分	主要事業	ソウル	京畿	京畿北部	仁川	江原	忠南	大田	忠北	釜山	蔚山	大邱	慶北	慶南	全南	光州	全北	済州	計
ブランド	国内出願費用	127	56	119	224	130	93	116	115	132	98	72	94	86	143	70	118	149	1,942
	海外出願費用支援	43	23	10	29	16	30	31	31	39	10	12	22	15	19	11	13	9	363
	ブランド新規	2	3	-	4	10	3	5	4	-	3	3	4	2	4	6	4	4	61
	ブランドリニューアル	3	4	-	4	4	12	5	1	3	2	4	4	3	3	-	6	5	63
	ブランド・デザイン融合	1	2	1	7	2	-	7	8	12	2	-	2	-	4	-	5	-	53
デザイン	国内出願費用支援	-	59	137	141	61	93	88	84	102	71	65	76	59	59	78	34	61	1,268
	海外出願費用支援	-	22	7	21	6	12	27	5	29	8	6	17	13	19	10	-	5	207
	製品デザイン開発	-	4	4	9	14	7	15	5	9	4	3	3	5	3	3	7	2	97
	包装デザイン開発	-	3	2	2	14	12	7	2	9	3	6	5	3	4	4	7	10	93
	デザインマップ	-	3	-	1	2	1	4	5	2	2	2	3	-	1	5	-	1	32
	デザイン・特許融合	-	3	1	3	2	1	5	-	2	-	1	3	1	-	-	3	-	25

#### ハ. 評価及び発展方向

ブランド・デザイン価値向上支援事業はブランド・デザインの開発と権利化に難航している地域中小企業に商標権とデザイン権を確保させることで、特許とともに強い

知財権を保有する強小企業として育成する上で大きく貢献している。

今後は出願費用の支援など単純な支援事業よりは企業の戦略的なマインドが高められるコンサルティング及びデザインマップの作成、複合知財権創出のための融合支援などを拡大する計画であり、それを通じてブランド・デザイン価値向上事業の支援効果が高まると期待している。

#### 4. 非英語圏ブランド開発支援事業

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 イ・ナムジュン

##### イ. 推進背景及び概要

最近新興市場として浮上している中東、南米など非英語圏に進出しようとする中小企業のニーズが高まっている。非英語圏国家に進出する際、進出国家の文化的な特性を反映した現地語ブランドを保有する場合、企業固有のコンセプトやイメージの構築が容易で、販路開拓などシナジー効果が期待できる。

しかし、中小企業が進出国家の社会的・文化的な特性と現地語の特性(発音、意味など)を考慮して直接ブランドを開発するのは容易なことではない。このような問題を解決するため、2008年から進出国家に適したオーダーメイド型ブランドを開発して提供している。また、徹底した現地調査と企業状況分析などを基にブランド開発を行っているため、事業に対する参加度や満足度は高い方である。

2008年パイロット事業を始めに、非英語圏国家(中国圏、南米圏、ロシア圏、アラブ圏など)に進出もしくは進出予定である、売上高30億ウォン以上または輸出額50万ドル以上300万ドル以下の中小企業を対象に、約40百万ウォン程度を支援している。

特に韓国外大の教授及びブランド専門家などで構成された運営委員会を構成し、中

小企業の専門性を積極的に補完し、中小企業のニーズに応えるオーダーメイド型現地語ブランド開発を目指した。また、開発段階で現地商標登録がされているかどうかを徹底調査して、開発後に現地語ブランドの現地出願はもちろん登録もできるようにした。

#### ロ. 推進内容及び成果

2013年度には申請企業152社のうち23社を選定して支援した。支援国家別の分布を見ると、中国12件、ロシア2件、アラブ2件、南米2件、日本2件、ベトナム1件、パキスタン1件、モンゴル1件など、新しい国に拡大した。同事業は現地での事業がスムーズに行われるように現地における権利化まで合わせて支援しているため、支援企業23社は現地出願完了または現地出願を進行中である。一方、事業を推進する前に中小企業事業説明会を通じて事業に参加を希望する事業参加者(遂行社)の理解を深める一方、中小企業の意見に耳を傾けて課題の範囲を調整することで中小企業の事業満足度を高めた。

同事業はターゲットにしている市場において効果的に対応するため、特定の言語圏国家に限定したブランドコンサルティング、ブランド戦略の樹立(現地市場及び企業分析)、ブランドネーミング開発(ネーム開発戦略の樹立及びネーミング開発など)及びデザイン開発(デザイン開発戦略の樹立及び基本デザイン開発など)を支援している。

また、現地国家での出願及び事後ブランド教育なども推進して実質的なオーダーメイド型ブランド開発が行われるよう取り組んでいる。

同時に、事業遂行社と支援中小企業間のコミュニケーションが円滑に行われるよう、直接コミュニケーションできる体系を構築させている。

<表IV-1-22>非英語圏ブランドの開発状況

NO.	企業名	進出品目	進出国	開発前	開発後
-----	-----	------	-----	-----	-----

1	design skin	子供遊び用のマット	中国		
				セリフを定型化されたタイプで整え、デザイン・スキンの原本フォントの感じを適用	
2	Decorama	インテリアファブリック	ロシア		
				宝石をモチーフに生活空間と消費者の価値を一層高めてくれる企業価値を表現	
3	フードゾーン	ピザフランチャイズ	中国		
				既存の案と類似するウェルビーイングを強調する葉っぱを使ってデザイン	
4	シンウ空調	ファンコイル及び換気ユニット	アラブ		
				信頼を象徴するブルーカラーを使用。風、自然、繋ぐことを象徴する視覚的要素を配置	
5	Naschem	アウトドア、キャンプ用品	中国		
				シンボルとの調和のため、丸い四角の感じを反映。ボードで表現することで丈夫さと信頼感を表現	
6	モーニングアート	電気ロースター機	ベトナム		
				モーニングアート厨房機器の現代的で洗練された美しさを面と線を活用して視覚的に形状化	
7	SNT	投光機一体型 CCTV	アラブ		
				精密機械の技術力と製品及び企業の信頼性、軍需装備の強さを視覚的に表現	
8	Techsign Light Panel	LED 照明	スペイン+		

				空間と価値を与える光動線と人間が活動する全ての空間に新たな価値を付与	
9	GP&E	湿気防止バック、抗菌製品	中国		
				純粋で綺麗な環境を目指す努力と情熱の結晶体を表現	
10	bionutrigen	サプリメント、飲料など	中国		
				天然のピュアな感じを強調し、ウェルビーイングの意味を表すシンボル及びデザイン	
11	クムジン	壁紙	ロシア		
				優雅な書体と建物の外観をイメージしたことで製品の属性及びモダンクラシックのイメージを強調	
12	Lioele	化粧品	中国		
				バイオレットカラーで神秘的で高級感あふれる女性化粧品のイメージを表現	
13	コクァン UVC	天井パネル	中国		
				力強い書体と安定した構図で安全かつ信頼できる天井材というイメージを伝える	
14	Sammi 精工	自動車パネル検査システム	中国		
				SamMi と Technology が n の○を通じてそれぞれ違うものではなく一つであることを象徴	
15	Daesung Cookware	アルミニウムクッキング機器	中国		
				美味しい匂いが妖精の羽のように羽ばたく様子を表現	
16	Printec	オフィス用ラベル	中国		
				中央の円を通じてグローバルなオフィス文具流通企業として跳躍する Printec を表現	
17	MurimGNI	GIS ソフト	モンゴ		

		トウェア	ル	地理情報専門家たちが作った先端 IT ソリューションを強調すると同時に X にポイントを与えて未来志向の価値を反映
18	セクションインターナショナル	幼児用マット	中国	  滑り台を連想してキッズカフェのアイデンティティを表現、鮮やかなピンク色を使用することで他社と差別化
19	テピオンソグム	天日塩	日本	  アッケシソウの特徴を形状化してデザインに反映し、太平洋塩田の広く平穏なブラウンカラーを使用
20	自然と未来	環境に優しいオーガニック資材	パキスタン	  大自然の爽やかさと環境に優しいオーガニック作物の豊かさが溢れんばかりに波打つ様子を表現
21	ミオンシンメディカル	医療用温熱機	日本	 VA をモチーフにして女性のボディーラインの S を象徴的に表現、パープル色は神秘的なイメージと高級感を与える
22	太平酒家	伝統蒸留酒及び果実酒	中国	  丈夫で力強い書体と楕円形のハンゲル印章の調和を表現
23	青龍水産	水産物加工	中国	 海を連想させる C と宝石を数える単位の clar を点で区分し、海から出る宝石という意味でデザイン

## ハ. 評価及び発展方向

現地に適したブランド開発を通じて独自のコンセプトとイメージを構築することで、大企業と差別化された戦略で現地市場に進出するきっかけを作り、それを基に販路開拓及び売上上昇につながるように実質的な支援を行うことが同事業の大きな長点と言える。

また、単なるブランド開発に止まらず、現地における権利化まで支援することで、新規ブランドを企業の資産として成長させるなど、企業のブランド価値を高めることにも寄与している。

今後は支援企業が開発されたブランドを持続的に活用できるように関連教育を含め、事後管理を強化する予定である。

そして、主な成果を中心とする広報を強化することで事業の認知度を高め、地域企業の事業への参加拡大を誘導する計画である。また、より充実した事業に発展させるため関係機関との協力などを通じて事業化連携方案も模索する予定である。

中小企業の新興市場進出による需要増加によって、同事業に対するニーズも増えると予想されるので、持続的に予算を拡大するように努める予定である。進出国の現地消費者やバイヤーなどを対象にブランドに対するアンケート調査を実施した後、調査結果を分析してフィードバックを行うことで、ブランド競争力を確保するために持続的に努力を傾ける計画である。



## 第2章 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進

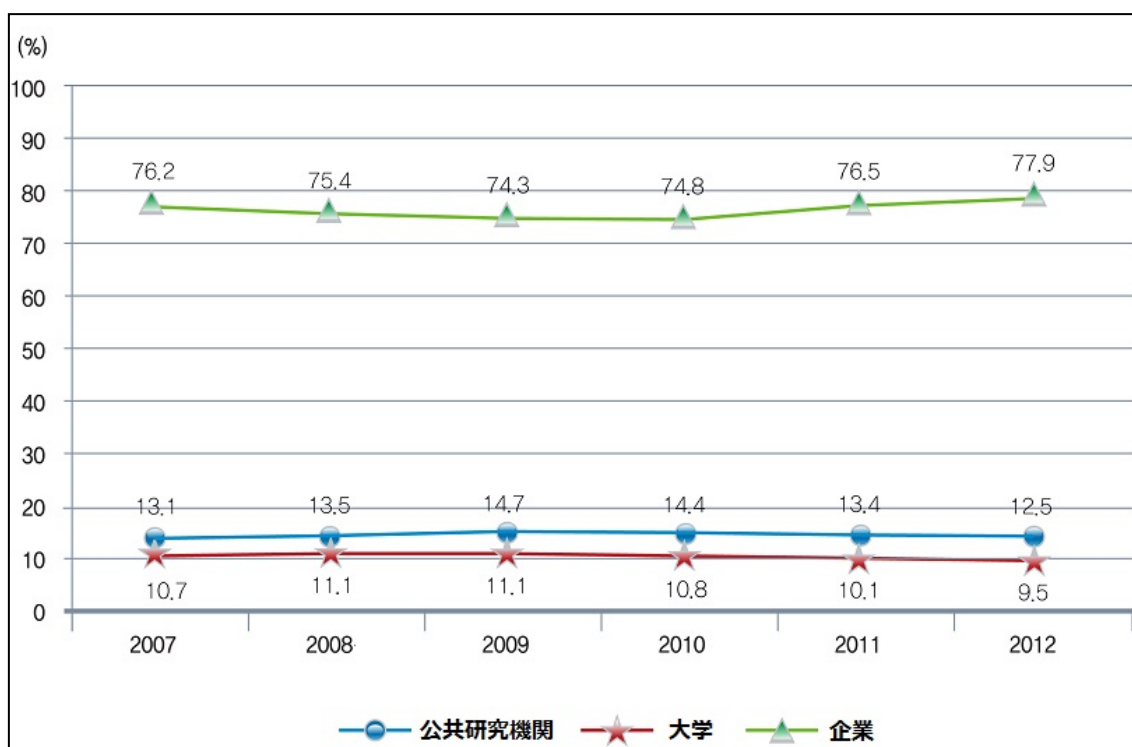
### 第1節 概観

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ハ・ソンテ

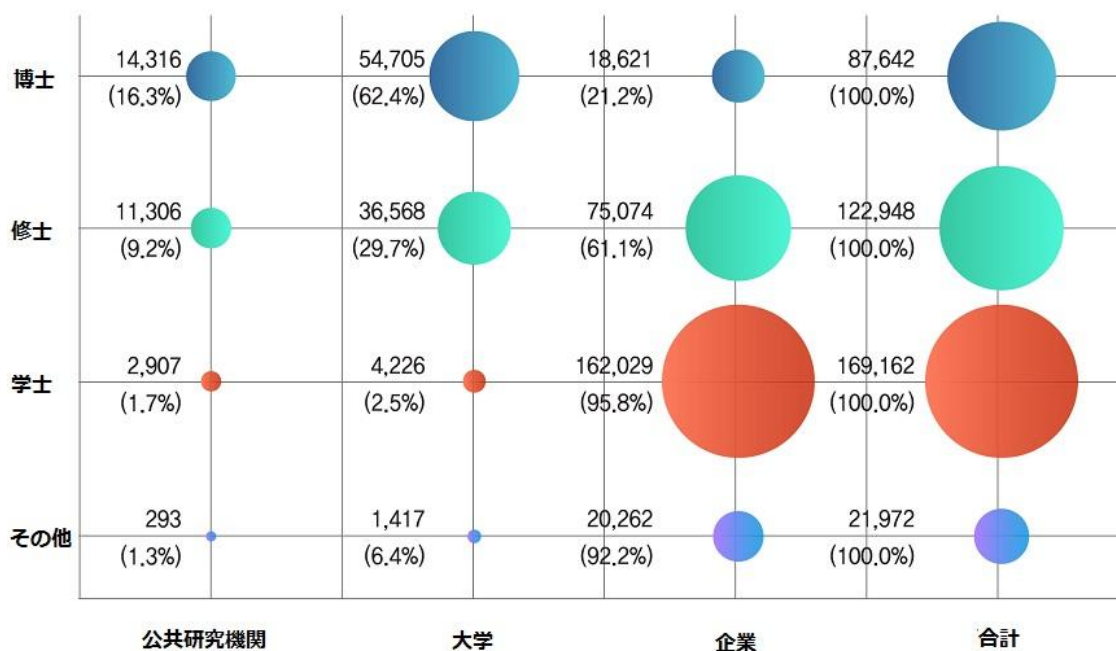
知識基盤経済に変わったことによって世界各国は技術主導権を確保して国家競争力を維持するため、科学技術に莫大な資源を投じている。韓国も国家研究開発費を確保するために持続的に努力を傾け、2012年度韓国の総研究開発投資規模は世界6位(55.5兆ウォン)に拡大した。

一方、韓国の大学・公共研究機関は国家総R&D投資の22.1%を占め、博士級研究人材の78.8%を保有しているため、技術革新の主体としてのその潜在能力は極めて大きいと言える。

<図IV-2-1> 韓国の主体別研究開発費の比重(2012)



＜図Ⅳ－２－２＞ 韓国の主体別・学位別研究員の分布(2012)



\* 出処：2012年度研究開発活動調査報告書(未来創造科学部・KISTEP)

大学・公共研究機関の技術革新を通じて国家経済発展を成し遂げるためには、創出された優秀な研究成果を強い知的財産権として権利化し、産業界に効率的に移転・事業化させ、それを通じて発生した収益を再び研究開発に再投資する好循環体系の構築が求められる。

しかし、国内の大学・公共研究機関はその潜在能力に比べて研究成果を知的財産として創出・保護・活用する能力とインフラが不十分であるのが現状である。

そこで特許庁はこのような市場からのニーズに応えるため、2006年から大学・公共研究機関の知的財産に対する認識向上と特許管理体系の整備などを通じて知的財産インフラの構築と能力強化を支援するための「特許管理専門家派遣事業」を始めた。また、2010年からは有望な特許技術が死蔵されることを防止し、未活用特許技術の活用を促進するために「有望技術発掘及び特許事業化支援事業」を推進した。同時に、グローバルIPビジネスモデルの変化に共同で対応して、ノウハウの共有と成果の拡散のために大学・公共研究機関間の協力ネットワーク構築を支援し、知的財産創出と技術

移転・事業化を効率的に図るために産業界・金融界との協力ネットワークの育成を支援する「知的財産生態系活性化支援事業」を展開している。

## 第2節 大学・公共研の優秀特許創出・活用の促進

### 1. 特許経営専門家の派遣

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ハ・ソンテ

#### イ. 推進背景及び概要

韓国の大学・公共研究機関の技術移転率は先進国に比べて大きな差はないが、R&D生産性(年間研究費支出対比年間技術料収入の比率)は1.49%で米国の3.93%に比べて1/3水準であり、極めて低い水準である。

<表IV-2-1> 主要指標の国家間比較

	韓国			米国			カナダ	EU
	大学	研究所	計	大学	研究所	計	大学・研究所	大学・研究所
技術移転・事業化専担及び支援人材(人)*	4.32	7.32	5.25	12.3	10.5	11.69	9.08	8.3
技術開発件数(年間)(A)	12,482	12,179	24,661	19,324	2,065	21,389	1,687	22,945
技術移転件数(年間)(B)	2,431	4,245	6,676	7,349	549	7,898	440	5,477
年間技術料収入(百万ドル)(C)	58.3	141.6	199.9	1,726	620	2,346	48.7	112.4
年間研究費支出(百万ドル)(D)	5,551.7	7,860.5	13,409	53,565	6,179	59,744	4,434	5,992
年間技術移転率(%) (B/A)	19.5	34.9	27.1	38.0	26.6	36.9	26.1	23.8
研究生産性(%) (C/D)	1.05	1.80	1.49	3.22	10.0	3.93	1.1	1.87

\* 出処：2013年(公共研究機関)技術移転・事業化調査分析資料集(産業通商資源部)

国内の大学・公共研究機関における技術移転・事業化専担及び支援人材は5.25人で米国の11.69人に比べて大きく不足していることが分かり、技術移転の成果が不十分である主な理由は知的財産専門人材の不足とそれによる知的財産経営インフラの脆弱と推測できる。

そこで、大学及び公共研究機関に知的財産分野に専門性を備えた特許経営専門家を派遣して知的財産経営インフラの構築と能力強化を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

企業などで知識財産経営の経験が豊富な特許専門家を大学・公共研究機関に派遣し、関連規定の整備、知的財産権経営プロセスの標準化、特許ポートフォリオ戦略の樹立など多様な活動を通じて、大学・公共研究機関の状況に適した特許経営体系を構築し、セミナー及び説明会の開催、知的財産権相談及び諮問などを通して知識財産に対する認識と能力を高めることに貢献している。

2013年特許経営専門家の派遣を通じて相談及び諮問1,189件、セミナー及び説明会213件を実施し、技術移転789件、技術移転収入料24,321百万ウォンの成果を達成した。

<図IV-2-3> 特許経営専門家派遣事業の優秀事例

- ・ (機関名) 群山大学(パク○○ 特許経営専門家)
- ・ (成果) 不毛の地から特許経営専門家派遣後、知的財産競争力において最上位に発展
- ・ (成果内容) 技術移転が1件(10百万ウォン)に過ぎなかった群山大学が2010年特許経営専門家が派遣されてから「大学知的財産競争力評価(電子新聞、2013年)」で国公立大学の中で上位圏として評価される。

<派遣前・後の実績>

<2013 大学 IP 競争力評価>

技術移転 1 千万ウォン水準の機関が 23 倍(22.8 千万ウォン)の技術移転機関として飛躍的に発展

区分	比較年				比較年			2013.10 현재
	2007	2008	2009	2010	2011	2012		
이전건수	2	1	1	7	9	13	23	
기술료 금액 (천원)	3,260	2,970	10,000	178,200	126,960	153,450	229,250	
특허출원 (등록)	13 (4)	14 (11)	18 (5)	22 (15)	41 (28)	50 (32)	72 (32)	

ハ. 評価及び発展方向

2006年から実施中である特許経営専門家派遣事業が安定化段階に入ったことで、20

10年からは大学のみならず知的財産経営能力が不足している公共研究所まで支援対象を拡大した。

また、地域の産・学・研の人材プールを構築し、自治体、特許情報・事業家コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連情報の交流に積極的に取り組むことで大学・公共研究機関の技術移転及び事業家に多くの成果を上げている。

<図IV-2-4> 特許経営専門家の派遣状況(2006～2013年基準)



世界的に特許競争が過熱してその様子も複雑になり、大学・公共研究機関の知的財産能力が高くなるにつれ、特許経営専門家の役割も既存のインフラ構築と能力強化中心から技術移転・事業化及びIP戦略樹立中心に拡大している。

今後は優れた知的財産能力を備えた機関と能力が足りない機関に対して機関別オーダーメイド型支援を推進するとともに、派遣専門家の能力も強化していく計画である。

## 2. 発明インタビュー及び知的財産事業化の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ハ・ソンテ

### イ. 推進背景

2013年国内に存続している759,256件(外国人202,677件を含む)の特許権のうち大学・公共研究機関は約10%である73,423件を保有しているが、この活用率は29.4%(2013、知的財産活動実態調査報告書)程度で、70%以上が活用されていない状況である。その主な原因は特許を産業界活用目的ではなく研究実績などの業績評価のために出願する傾向、特許を質的に管理する体系の未定立、需要企業の発掘と技術マーケティングなど技術移転・事業化する上での能力不足などを挙げることができる。

韓・米科学者特許管理実態調査(2007、特許庁)によれば、特許出願の理由が米国の科学者の場合は研究実績12.0%、防御戦略34.8%、収益創出33.7%、その他19.5%で、主に収益創出が中心となっていることが分かる。一方、韓国の大学・公共研究機関の科学者は研究実績40.4%、防御戦略28.6%、収益創出21.8%、その他9.2%で、主に研究実績が中心となっていることが分かる。

また、発明申告件対比特許出願比率は韓国が95.9%(知的財産活動実態調査報告書、2012)で米国60.7%(US annual licensing activity survey、2011)、EU 53.0%(ASTP Survey、2011)に比べて遥かに高く、事業化が有望な技術の選別なく大半の発明を特許出願していることが分かった。

そこで、大学・公共研究機関研究者の発明に対して特許出願前に相談・審議・評価を通じて発明を補強し、事業化が有望な技術を中心に国内外の権利化と技術移転・事業化を推進するように「発明インタビュー制」の運営を支援し、活用されていない優秀な特許技術の産業界における活用を促進するため「IP事業化支援」を推進している。

## ロ. 推進内容及び成果

「発明インタビュー制」の運営を通じて出願前の発明段階の技術に対して外部専門家(IP専門家、技術専門家、市場専門家)が参加する発明相談・評価・補強を実施し、優秀発明の早期発掘を支援した。また、「IP事業化支援」を通じて大学・公共研究機関が保有している優秀特許技術を発掘し、特許分析、事業化戦略の樹立、特許補強、特許価値評価、需要技術の発掘及び技術マーケティングを支援した。

「発明インタビュー制」は27の大学・公共研究機関を支援し、計3,039件の発明申告件に対して発明等級審議と海外出願審議を実施した。その中で221件の発明に対して未承継決定を下し、948件(33.7%)の優秀技術(S、A級)を発掘した。また、優秀発明(S、A級)の中から100件の課題を選定して海外権利確保(PCT出願)を支援した。

＜表IV-2-2＞発明インタビューの支援内容

区分	発明等級審議						未承継及び保留
	全体	S級	A級	B級	C級	D級	
27機関	2,818件	125件	823件	1,409件	347件	114件	221件
	100%	4.5%	29.2%	50.0%	12.3%	4.0%	-

また、「IP事業化支援」を通じて産学協力団及び技術移転専担部署が設置されている27の大学・公共研究機関が保有するIT・BT・NT・ETなど技術分野の有望特許の中から技術の動向及び完成度、商用化可能性、市場参入容易性及び産業への波及効果などが優れている有望特許技術48課題を戦略支援課題として選定し、特許戦略(補強、防御、ポートフォリオ)の提示、技術価値評価及び技術紹介書(SMK)作成、技術マーケティング支援などを通じて優秀な未活用特許が産業界に移転されるように支援した。



<図IV-2-5> 発明インタビュー及びIP事業化支援事業の推進プロセス



<表IV-2-3> 2009～2013年技術移転・事業化の成果状況

(単位：件、百万ウォン)

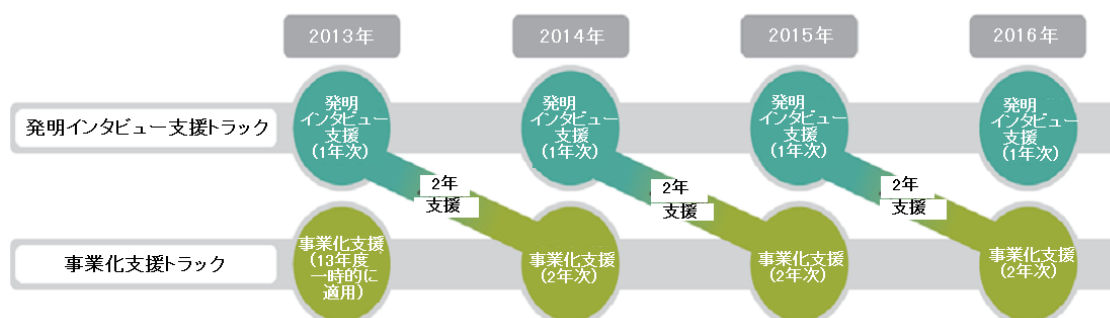
区分	戦略課題数	技術事業化の成果								生産性 (%)	
		企業設立	技術移転					共同研究開発			計
			件数	技術料			件数	金額			
				先払い	経常	小計					
2009年	23	3	7	800	-	800	1	-	11	40	
2010年	79	3	22	938	2,244	3,182	6	-	31	159.1	
2011年	62	1	31	2,164	1,693	3,857	1	100	33	133.9	
2012年	65	-	28	2,994	1,000	3,994	3,	248	31,	128.1	
2013年	48	-	34	7,436	-	7,436	-	-	34	198.3	

ハ. 評価及び発展方向

「発明インタビュー制」を通じて研究者の知財権に関する認識向上、不良発明の未承継または補強、発明の等級別差別化された特許管理戦略の樹立を支援し、特許管理体系の品質を高め、発掘された有望技術に対しては特許事業化戦略を重点的に支援して優秀な技術移転・事業化成果を創出した。また、支援事業の効率性を改善するため2つの機関を対象に「発明インタビューの運営→海外権利の確保→有望技術の発掘→特許事業化」の統合支援を試験的に推進した。

また、大学・公共研究機関の研究開発の特性上、優秀発明の創出と発掘が下半期に集中して同年度に技術移転・事業化のための期間が足りなくなる現象を改善するため、1年目には「発明インタビュー制及び海外権利確保」を支援し、2年目には「有望技術の発掘及び特許事業化」を支援する2年連続支援の運営方を設け、十分な事業期間と連続性の確保を通じて支援事業の効果を最大に引き上げた。

＜図IV-2-6＞発明インタビュー及びIP事業化支援の2年統合運営プロセス



今後、産業界－学研界－金融界－官界の知的財産事業化に向けた協力ネットワークを強化し、研究開発段階から特許権利化及び移転段階、商用化段階、事業化段階まで有機的に連携するIP創出－活用の全周期的な支援システムを構築していく計画である。

＜図IV-2-7＞IP創出－活用の全周期的な支援システム



### 3. 知的財産生態系の活性化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ハ・ソソテ

#### イ. 推進背景及び概要

大学・公共研究機関が創出した優秀な知的財産が産業界で効果的に活用されるようにするためには、学研界(大学・公共研究機関)－産業界(企業)－金融界－政府機関など知的財産主体間の効率的な役割分担と有機的な協力が重要である。そこで、特許庁は公共知的財産の事業化を促進するため、産－学－金－官の協力ネットワークを強化するための「知的財産生態系活性化支援」を推進している。

<表IV-2-4> 知的財産事業化協力ネットワークの運営状況

主体	役割	主要内容
[学]	大学・公共研 <b>特許技術 Pool</b> 構築・活用支援	・「R&D IP 協議会」の運営 - 公共機関保有技術の共同活用支援事業の推進
[産]	企業 <b>企業ニーズ Pool</b> 構築・活用支援	・「ニーズマッチング協議体」の運営 - 企業の技術ニーズ説明会の開催
[金]	投資家 <b>投資資本 Pool</b> 構築・活用支援	・「知的財産投資協議会」の運営 - 知的財産投資説明会の開催

<図IV-2-8> 知的財産事業化協力ネットワークモデル



<図IV-2-9> 知的財産事業化協力ネットワークを通じた全周期的支援プロセス



ロ. 推進内容及び成果

グローバルIPビジネスモデルに共同対応して大学・公共研究機関のR&D成果を強い知的財産として効果的に創出・活用できるよう、大学・公共研究機関の特許管理責任者で構成されたR&D IP協議会<sup>21</sup>を未来創造部と共同で構成・運営している。

<図IV-2-10> R&D IP協議会の組織



R&D IP協議会は運営委員会・実務委員会など協議会組織の運営、R&D IP協議会フォーラム及び総会の開催、R&D IP協議会－国家科学技術委員会(知識財産専門委員会)共同ワークショップの開催などを通じて、産・学・研協力ネットワークの構築、制度改善に向けた対政府政策建議、大学・公共研究機関の技術移転・事業化支援などの役割を果たしている。

2011年から特許庁は教科部と共同で複数の大学・公共研究機関などが個別的に保有している類似分野の特許技術を産業界で簡単に活用できるようにするため、特定技術

<sup>21</sup> 2009年11月設立、2012年12月基準で大学61、公共(研)29、特別会員機関(インテレクチュアル・ディスカバリー)1で計91の機関が会員として参加している。

テーマ別にパッケージングした特許ポートフォリオを構築して技術移転・事業化する「公共機関保有技術の共同活用支援事業」を推進した。

同事業は大学・公共研究機関のコンソシアム構成、核心技術の導出・製品分析、共同ポートフォリオの構築、技術移転マーケティングなどを支援するもので、2013年には45の大学・公共研究機関が参加する10件の共同ポートフォリオ課題を支援し、計21件(前払い技術料28億ウォン規模)の技術移転契約の成果を挙げた。

<表IV-2-5> 公共機関保有技術の共同活用支援事業における構築段階別支援事項

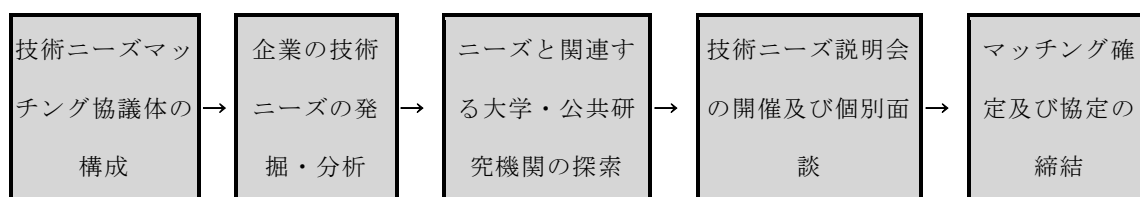
段階	戦略	所要 期間	支援内容	備考
コンソシアム構成	機関間の コラボレーション	2週	面積特許指標の作成	課題 1段階
核心技術の導出	技術の実体把握	4週	機関別核心技術、研究者ピックアップ、研究者ミーティング	
製品・BM分析	企業の事業戦略、 技術ニーズ把握	6週	核心技術適用製品・BM分析、企業の事業戦略・技術ニーズを把握	
共同ポートフォリオの構築	技術間 パッケージング	4週	移転対象企業別共同ポートフォリオの提示	課題
マーケティング	技術移転交渉	24週	共同ポートフォリオの再構成、技術料算定作業の補強	2段階

同時に、大学・公共研究機関の特許技術移転を受けたものの投資資金が確保できず、事業化に難航している企業を支援するため、マザーファンド特許勘定運用会社などで構成された「知的財産投資協議会」を運営し、投資資本を誘致するための投資説明会を開催した。これを通じて2011年から2013年まで大学・公共研究機関の特許技術移転を受けた企業6社が61億ウォン規模の投資資金を誘致した。

また、企業の技術ニーズを基に大学・公共研究機関の特許技術を移転・事業化する

ため、技術ニーズマッチング協議体<sup>22</sup>を構成(2012.9.)した。技術ニーズマッチング協議体を通じて企業の技術ニーズを発掘した後、それに適した大学・公共研究機関の特許技術をマッチングする「技術ニーズ説明会」を推進し、2013年27社の技術ニーズに対して19の大学・公共研究機関の特許技術20件とマッチングが行われ、技術移転・共同研究に対する交渉を進めている。

＜図IV-2-11＞技術ニーズ説明会の推進過程



#### ハ. 評価及び発展方向

「R&D IP協議会」の会員機関を中心に行われた「公共機関保有技術の共同活用支援事業」は多数の大学・公共研究機関が保有する技術を集めて産業界への移転・事業化を支援した成功事例と言える。すなわち、製品単位で特許ポートフォリオを構築・移転することで、企業としては製品の商用化が容易になるだけでなく、特許技術の活用可能性がさらに高くなり、新しい「公共技術事業化方法論」であるという評価を得ている。このような特許ポートフォリオの構築及び技術移転事業化方法論を大学・公共研究機関、企業など知的財産生態系の主体に持続的に拡散していく予定である。

また、技術ニーズマッチング協議体の運営を活性化することで企業の技術ニーズを導出し、需要に適した大学・公共研究機関の特許技術を連携する支援事業を拡大する予定である。同時に、大学・公共研究機関の特許技術を基に事業化する企業が安定的に成長できるように投資資本の誘致支援も強化する計画である。

<sup>22</sup> [技術事業化支援機関]京畿科学技術振興院、韓国ロボット産業振興院、韓国産学研協会、韓国研究財団、韓国知識財産戦略院、大韓貿易投資振興公社、大中小企業協力財団、韓国環境産業技術院、韓国保健産業振興院、韓国海洋科学技術振興院、農業技術実用化財団、国土交通科学技術振興院、韓国気象産業振興院、江陵科学産業振興院、[投資機関]インテレクトチュアル・ディスカバリー、IP Cube Partners、デソン創業投資(株)、[技術供給機関]R&D IP協議会

一方、2013年には大学・公共研究機関が保有している優秀な特許技術を中小企業に効率的に移転させて企業の競争力を強化するため、中小企業庁と共同で「特許技術移転ロードショー」を試験的に開催した。特許庁が大学・公共研究機関の優秀特許技術を発掘し、中小企業庁が需要企業を探索・発掘した後、共同で特許技術移転説明会を開催するイベントである。同イベントで中小企業に移転された優秀特許技術に対して中小企業庁が「融・複合技術開発事業(移転技術課題)」を通じて製品化・商用化の支援を行い、特許庁は特許技術事業化に向けた投資資本との連携を支援する計画である。

このような持続的な活動を通じて知的財産生態系の活性化に向けた産・学・金の協力モデルを拡散させる予定である。

#### 4. 創意資本の造成

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 チェ・キュヨン

##### イ. 推進背景及び概要

知的財産の経済的価値の増大によって世界的に知的財産を基盤とする多様な形の事業が登場している。その中でも商品やサービスの生産・提供なく知的財産の売買、ライセンスを通じて収益を作り出す特許管理会社(NPEs、Non Practicing Entities)の活動が増加している。最近はアイデアを購入した後、追加開発などを通じてより価値のある大規模な特許ポートフォリオを構築する新しいタイプの特許管理会社も登場した。

このように知的財産投資市場が米国など先進国を中心に急成長しているにもかかわらず、国内では知的財産を評価して投資できる専門人材や経験がまだ不足しているのが現状である。また、国内の知的財産投資資本及び市場が成熟していないため、国内で創出された創意的なアイデアや特許が活用されなかったり、海外に流出してしまう

可能性も指摘された。

したがってアイデア・特許など知的財産の価値を高め、活用を促進するため、特許管理会社に投じられる創意資本を造成・運営し、知的財産に対する国内資本の投資を誘導することで国内知的財産市場を活性化させる必要がある。

#### ロ. 推進内容及び成果

第15回国家競争力強化委員会(2009.7.)では創意資本造成計画などを盛り込んだ「知的財産強国の実現戦略」を樹立・推進することにした。特許庁は国内の状況に適した韓国型の創意資本を造成するために多様な意見を集めた。大学・公共研究機関のアイデア確保及び事業化に向けた専門家フォーラムを開催(2009年6月～8月)し、海外の多様な知的財産基盤のビジネスモデルをベンチマークした。これを基にして投資企業、運用会社、金融機関、法律専門家などで構成された実務協議(2009年6月～12月)を経て、具体的な創意資本の造成及び運営方針を設けた。

創意資本の造成が必要であるにもかかわらず、国内では知的財産を資産や投資対象として認識するレベルが低く、民間からは自発的に創意資本が造成され難い状況であるため、初期段階では政府がシード・マネー(Seed Money)を支援し、民間の参加で専門性を確保する、官民共同型での創意資本作りが推進された。

具体的には特許庁が出資したマザーファンド資金と企業及び金融機関など民間出資を通じて、2009年から2013年まで4回にわたって計486億ウォンの創意資本を造成した。同資金はアイデアや特許の購入、特許開発、技術移転などを専門的に行う民間特許管理会社に投資され、国内で作られる創意的なアイデアと特許の活用を促進し、海外への技術流出を防止することに貢献している。

<表IV-2-6>マザー組合と子組合の結成及び創意資本の投資状況

(単位：億ウォン)



事業	ファンド運用会社	マザー組合出資額	総結成額	創意資本投資
1次 (2009.9)	スカイレイクインキュベ スト及びENネットワークス	250	1,100	50
2次 (2009.12)	産銀キャピタル	90	246	246
3次 (2011.1)	産銀キャピタル	100	300	150
4次 (2013.9)	IMM インベストメント	100	510	40
計		540	2,156	486

#### ハ. 評価及び発展方向

創意資本の造成によって国内資本を基に大学・公共研究機関などの研究成果が価値のある特許として創出・活用され、効果的に流通できる環境づくりの土台を構築した。さらに、創意資本運営の成功を通じて韓国でも知的財産基盤のビジネスが活性化できる可能性を示した。今後は民間中心の投資が活発に行われるように基盤を構築する必要がある。

今後も知的財産市場を活性化するため、特許の創出、発掘、事業化、投資まで知的財産のライフサイクル全体を支援する生態系の構築を積極的に支援する計画である。

### 第3章 知的財産サービス産業の育成及び活用生態系の構築

#### 第1節 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 書記官 イ・ウンジョン

知的財産基盤の創造経済時代において知的財産の重要性はますます注目されつつある。企業経営において知的財産の比重が拡大され、高付加価値を創り出す企業の知的財産経営の重要性が増している。企業価値において無形資産の比重が急増していることから、知的財産の創出・活用・保護及びこれらを活用した経営戦略の樹立が企業の成敗を左右している。

特に、知的財産を先占した企業は特許紛争を通じて競合社の市場参入を遮断し、市場における独占的地位を行使している。また、特許管理専門会社の特許攻勢が大企業から中小・中堅企業にまで広がり、知的財産の重要性及び知的財産サービス産業の役割がさらに増大している。

<表IV-3-1>特許管理専門会社(NPEs)から提訴された国内企業の状況

(単位：件)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	計
大企業	38	40	47	82	126	244	577
中小企業	9	14	11	14	33	44	125
その他	3	-	-	-	-	-	3
計	50	54	58	96	159	288	705

\* 出所：韓国知的財産保護協会の調査(2013.12.)結果(国際特許紛争は企業の営業秘密に該当するため、公開されていない件を考慮すると実際の件数はさらに多くなるものと推定)

大企業は独自に知的財産経営戦略を構築して専門担当組織・人材を通じて対応しているが、中小企業は知的財産権に対する認識、予算及び人材不足などで戦略的な知的

財産経営をうまく展開していない状況である。そこで、中小企業の知的財産経営を支援するためのインフラとして知的財産サービス業を育成し、地域知識財産センターを通じて知的財産経営における問題の解決に積極的に取り組んでいる。

＜表Ⅳ－3－2＞大企業及び中小企業の知的財産経営の状況

区分	担当組織の保有率	専担人材の保有率	平均専担人材数
大企業	73.2%	18.9%	3.1 人
中小企業	46.6%	12.3%	1.5 人

\* 出所：2013年度知的財産活動実態調査、特許庁

企業が高品質の知的財産サービスを受けて知的財産競争力を備えていけるように知的財産サービス産業を育成している。市場規模が小さく、成長環境もまだ不足している知的財産サービス産業の成長基盤を構築するため、税金減免の推進など政府主導の支援を強化する一方、知的財産サービス業界が求める専門人材を養成・供給している。

2006年から特許庁と自治体が協力して運営している全国31の広域・基礎知識財産センターを通じて地域中小企業の知的財産の創出、活用能力強化支援を実施している。地域知識財産センターに常駐する特許・デザイン・ブランドなど各知的財産分野別の専門コンサルタントを通じて知的財産分野で直面している悩みを相談し、必要な支援を提供している。地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)させることで事業に対する効果と責任を担保し、地域の特性に適した事業開発を通じて地域の個人発明家や中小企業に知的財産創出のための実質的な支援を提供している。

また、地域の知的財産権に対する認識向上及びIPインフラ構築のために住民、企業及び公務員を対象に知的財産権教育を展開しており、社会に出る前の若者に知的財産の重要性を教育するとともに認識を高めるために軍部隊を訪ねて軍兵士たちにIP教育を実施している。

＜表IV-3-3＞全国地域知識財産センターの状況

圏域名	知識財産センター名	圏域名	知識財産センター名
首都圏(6)	ソウル、京畿、京畿北部、 仁川、水原、富川	東南圏(5)	釜山、蔚山、慶南、 釜山南部、晋州
忠清圏(5)	忠南、大田、忠北、 瑞山、忠州	江原圏(4)	江原、春川、太白、江陵
湖南圏(5)	全南、光州、全北、 順天、群山	済州圏(1)	済州
大慶圏(4)	大邱、慶北、亀尾、安東		

\* 太字は広域知識財産センター

## 第2節 国内知的財産サービス産業の競争力強化支援

### 1. 知的財産サービス市場の需要拡大

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 イム・チェギ

#### イ. 推進背景及び概要

知的財産サービス産業とは知的財産の創出・保護・活用など企業・公共研究機関などの知的財産活動を支援する専門サービス業であり、調査分析、取引、評価、コンサルティング、翻訳、システム構築など伝統的な事業領域から管理・経営・金融など高付加価値分野へその領域が広がりつつある。

最近特許出願及び紛争などの増加によって海外では知的財産サービス産業が主要産業として浮上しているが、2011年基準で国内知的財産サービス産業の市場規模は約4,100億ウォン、雇用規模も約15,000人に過ぎないものと推定されている。このような市場規模は国内総生産(1,237兆ウォン)の0.033%に過ぎない水準でまだ初期段階であり、関連企業も零細な水準である。

したがって、知的財産サービス産業が活性化すれば、国内の経済成長及び雇用創出にも寄与すると期待できると同時に、知的財産サービス産業を通じて高品質サービスが提供されれば、企業、大学、研究機関の知的財産競争力も高くなると予想される。

#### ロ. 推進内容及び成果

##### 1)知的財産サービス産業の支援根拠作り

特許庁は発明振興法の改正で知的財産サービス支援政策の推進根拠を作ると同時に、育成するための分野を具体化した。

2011年度に発表した「知的財産基本法」に知的財産サービス業を育成しなければならないという内容が盛り込まれた。しかし、法律が全政府機関を対象にマクロ的にアプローチして実質的に役立つことはできなかった。そこで、特許庁は知的財産サービス業育成施策を樹立して関連業務を行えるように発明振興法を改正することで、知的財産の主務部処として支援政策を推進することができる根拠を作った。

既存の法律上、知的財産サービス業は調査・分析過程において作られる情報を加工して財貨やサービスを創出するサービスだけを指したが、発明振興法の改正を通じて教育・相談・広報・金融・保険などの業務を含めることで知的財産サービスの先進化に向けて知的財産サービスの範囲を拡大した。

## 2)知的財産サービス専門資格制度の導入・施行

知的財産サービス分野における優秀な高級人材の識別体系を構築し、高級人材を持続的に養成するための基盤作りのために売上高規模及び人材規模の大きい知的財産調査分析と翻訳分野に対して専門資格制度を導入・施行した。

<図IV-3-1>資格制度の機能



知的財産検定試験の導入に関する研究委託の結果と知的財産問題銀行を基に知的財産教材を開発して特許事務所及び専門会社など知的財産サービス従事者たちに教育を実施するとともに、資格制度専門家会議を通じて細部の検定運営・管理方案を樹立して知的財産調査分析士及び知的財産翻訳士資格検定試験を施行している。

<図IV-3-2> 教育実施及び資格検定試験の施行



### 3) 知的財産サービス産業の海外進出及び国内販路開拓支援

零細な国内の知的財産サービス企業の海外進出及び国内販路開拓を促進するため、海外の有名展示会と国内の主要R&D分野別セミナーにサービス企業が参加できるように支援している。

海外進出は個別企業の努力だけでは限界があるため、協議体である韓国知的財産サービス協会を通じて中国特許情報コンファレンス、北京技術移転大会及び日本特許情報フェア&コンファレンスなど海外主要国の展示会への参加を支援することで、国内知的財産サービス企業を広報するとともに海外動向を把握する機会を提供した。

<図IV-3-3> 中国特許情報コンファレンス、日本特許情報フェア及びコンファレンス



また、ワールドITショー2013、バイオ코리아2013、RFID/Iot World Congressなど国内主要産業分野別の知的財産関連展示会に国内知的財産サービス企業が参加できるように広報ブースの設置を支援し、企業・機関内の知的財産R&D関係者を対象に優秀な特許・商標DBとソリューション関連のカンファレンス及び医療、IT・SWなど分野別オーダーメイド型説明会を開催して新規顧客の誘致を誘導した。

<図IV-3-4> 2013IP DB及びソリューションカンファレンスの開催



<図IV-3-5> バイオ코리아2013、ワールドITショーへの参加支援



#### ハ. 評価及び発展方向

特許庁は零細な知的財産サービス産業を育成するため、具体的な法的根拠を設けると同時に知的財産調査・分析及び翻訳資格検定制度を施行することで知的財産サービス人材の能力向上を支援した。また、海外進出及び国内販路開拓の支援を通じて知的財産サービスに対する認識向上と需要活性化に寄与した。



しかし、国内の知的財産サービス産業はまだ初期市場段階であるために自発的な需要が足りず、政府の積極的な支援が必要な状況である。したがって、特許庁は知的財産サービス市場の需要を拡大するため、政府の支援拡大、知的財産サービスの専門性強化に向けた品質向上、税制支援の根拠作りなど長期的に持続成長可能な基盤を構築するための様々な方案を樹立して支援する予定である。

## 2. 知的財産サービス企業の採用と連携した教育の拡大

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 イム・チェギ

### イ. 推進背景及び概要

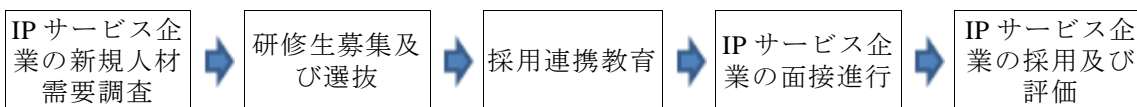
知的財産サービスは高度の専門知識と能力を備えた専門人材の確保が欠かせないが、初期段階である国内の知的財産サービス市場では知的財産サービス能力と専門技術知識を備えた専門人材の確保が難しく、知的財産サービス企業への就職を支援するための教育インフラが不十分な状況である。専門人材の不足及び人材養成体系の不在は知的財産サービス業界にとって大きなネックとなっており、知的財産サービス産業の競争力向上及びサービス品質向上のための優秀な人材の養成及び流入が必要な状況である。

国内知的財産サービス関連企業を対象にした調査では全体の61.6%(2011年知的財産サービス業実態調査、特許庁)が政府の知的財産専門人材需給支援を必要としていることがわかった。そこで、特許庁は知的財産サービス市場における専門人材の不足及び人材養成体系の不在という問題を解決するため、2011年から(2011年17人、2012年56人)採用連携教育支援を推進した。

### ロ. 推進内容及び成果

特許庁は未就業大学生、R&D退職人材などを研修生として選抜して知的財産サービス市場で求められる実務中心の教育を実施し、以後教育修了生が知的財産サービス企業に就業または創業できるように誘導することで、知的財産サービスの発展に寄与する専門人材を養成・支援している。

<図IV-3-6> 知的財産サービス採用連携教育のプロセス



1)教育広報及び研修生の選抜

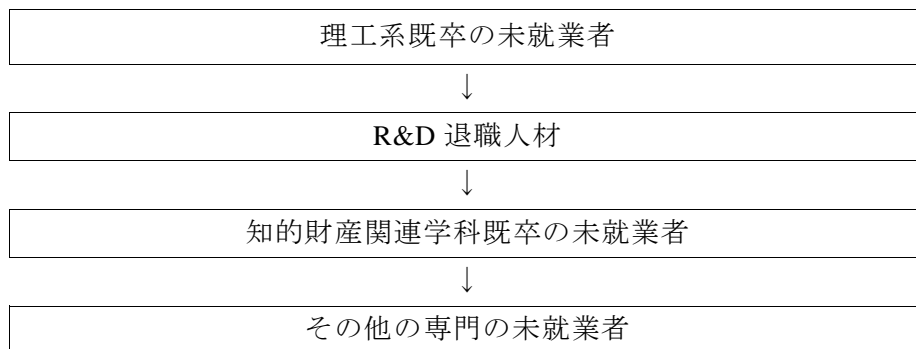
全国の主要大学及び韓国特許戦略院、韓国特許情報院など関係機関との協力を通じて関連内容を掲載し、メールを配信することで教育広報を展開した。また、採用情報サイト及び就職関連コミュニティなどを通じて本教育の趣旨と内容を広報し、R&D退職人材を選抜するため、経歴の優れた科学技術者、研究開発特区支援本部などのホームページを活用した。

<図IV-3-7> 教育広報資料



第1回目53人、第2回目54人、第3回目は61人が教育を申し込んだが、教育趣旨に適合する研修生を選抜するため、知的財産サービス市場で好まれる理工系専門の人たちを優先にして第1回目27人、第2回目33人、第3回目43人で計103人の研修生を選抜した。

<図IV-3-8>研修生選抜の優先順位



2)知的財産教育の実施

主な教育内容は知的財産制度、調査・分析、翻訳、コンサルティング、取引で構成し、知的財産サービス業に必要な全般的な内容を習得させ、採用支援教育であることを踏まえて研修生が就職した後に必要になる、職場及びビジネスマナー、プレゼンテーションスキルなどの内容を教育課程として構成し、実際就職に役立てるようにした。

<図IV-3-9>IP分析の概要及びIP定量分析準備作業の実習教材

第1回目教育は5月に、第2回目教育は7月に、第3回目教育は11月にそれぞれ20日間(1日6時間、計120時間)行われ、研修生103人のうち100人が修了した。

研修生の性別は男子学生が57人で約1.3倍多く、ソウル及び首都圏に居住する研修生が大半(83%)を占めたが、その他にも忠南、慶南など様々な地域から参加し、研修生の年齢は25～29歳が67%で最も多く、R&D退職人材など35歳以上の研修生も14%を占めた。

<図IV-3-10> 教育授賞式及び修了式



### 3) 知的財産サービス企業採用との連携

採用を希望する知的財産サービス企業を調査して研修生リストを公開し、1次書類審査を行った後に採用意思のある企業は教育2週目から面接を始め、教育終了後まで引き続き面接を行った。

<図IV-3-11> 採用連携のプロセス



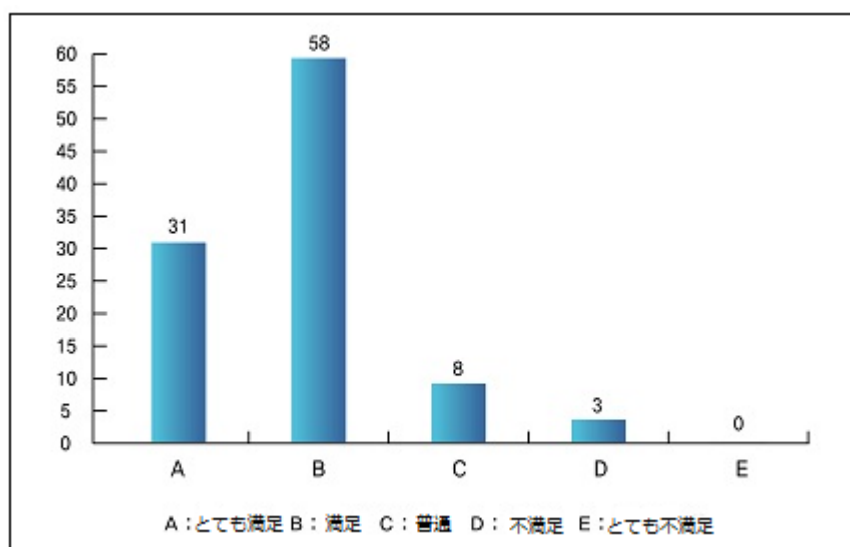
その結果、第1回目教育では24人(89%)、第2回目教育では24人(80%)、第3回目教育では24人(56%)の計72人(72%)が採用された。女性修了生よりは男性修了生の方が約1

1%多く採用され、20代修了生の採用率が約76%を占めて30歳以上の修了生より多く採用された。

#### ハ. 評価及び発展方向

知的財産サービス採用連携教育に対するアンケート調査を行った結果、教育に89%が満足していることがわかった。特に、知的財産サービス業の多様な職務に対する理解と知的財産サービス業界という就職の方向を決める上で大いに役立ったという意見が多く、教育効果が非常に高いことを確認することができた。

<図IV-3-12>採用連携教育の満足度



但し、2012年に行った知的財産サービス業採用連携教育のアンケート調査の意見を反映して実習時間の比重を増やしたにもかかわらず、明細書の作成、調査分析教育の実習時間を増やす必要があるという意見など実習中心の授業に対する要求が持続的に多く寄せられたため、今後教育運営において実務教育をさらに強化・運営する予定である。

知的財産サービス採用連携教育は教育満足度(72%)のみならず、採用連携率(就業率72%)も高く、事業成果が大きいことがわかった。そこで、特許庁は知的財産サービ

ス人材の新規採用の需要を調査して知的財産サービス企業への採用連携とともに、中小・ベンチャー企業に対する採用連携を同時に進めて専門人材の知的財産サービス市場への流入を拡大することで、知的財産サービス産業の競争力強化に貢献できるものと期待している。

### 第3節 地域における知的財産インフラの構築

#### 1. 地域知識財産センターの運営

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 シム・ボンス

##### イ. 推進背景及び概要

特許庁は地域知的財産の創出・活用の戦略拠点として全国に「地域知識財産センター」を設置・運営している。地域知識財産センターは1978年から特許資料の利用を目的として15の市・道商工会議所を指定・運営していた「地方特許資料閲覧所」にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連の相談などを提供した。また、2004年1月に再び改編を行い、地域知識財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたオーダーメイド型サービスを提供している。

2013年12月末基準で全国に30の地域知識財産センターを設置・運営している。そして、同センターを通じて知的財産権の総合相談、知的財産権の総合コンサルティング、出前知財権教育及び地域関係機関との多様な協力事業を展開している。

##### ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知識財産センターを地域の知的財産権創出支援のための総合インフラとして機能させ、地域の発明ムードを作り出すと同時に知的財産権創出の促進や積極的な活用を図ることで、地域の競争力強化を通じた地域経済の発展と国家競争力の向上を図ることを目標に掲げている。

地域知識財産センターは特許、ブランド、デザインなど知的財産総合コンサルティング及び総合相談サービスを提供し、知的財産基盤を構築するための知的財産説明会及び教育課程を運営することで、地域の知的財産権に対する需要を顧客の近い場所で

満足させることで、顧客価値経営を実現している。

2006年、本格的な自治体マッチング事業を始め、地域住民及び中小企業に対する知財権教育、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて、地域における知的財産権創出の前進基地となった。2013年には特許事業化相談及びコンサルティング6,990件、ブランド3,428件、デザイン2,558件を実施し、地域における発明ムード作りのために発明振興イベントを20回開催した。

また、時間と人材、予算が不足している中小企業を対象に286回の出前知財権教育を実施するなど知的財産権総合支援体系の構築を通じたワンストップサービスを提供することで、地域知的財産権の創出・活用を促進し、地域の経済活性化に貢献している。また、自治体との有機的な協力事業を推進して地域の特性に適した戦略的支援を強化している。

#### ハ．評価及び発展方向

特許庁は地域知識財産センターの機能を知的財産の創出支援から保護・活用はもちろん新知的財産権分野まで包括させ、知的財産基盤中小企業の支援拠点として育成する計画であり、そのために自治体、関係機関など地域機関との共同事業及び協力体系をさらに強化していく計画である。

また、地域特化・伝統産業を発展させるため、基礎自治体とのマッチングをさらに拡大し、地域伝統産業の競争力を強化する予定である。そして、企業オーダーメイド型知的財産戦略の樹立を支援するため、地域知識財産センター専門担当人材の知的財産専門能力を高める年間専門教育プログラムを編成し、教育履歴管理を実施するなど体系的な教育を実施する計画である。



<図IV-3-13> 地域知識財産センターの状況



<表IV-3-4> 地域知識財産センターの設置運営状況

No	センター名	運営機関	連絡先	登録日	住所
1	釜山南部知識財産センター	韓国発明振興会釜山支部	051)645-9684	2000.2	釜山市南区門岷3洞243
2	大邱知識財産センター	大邱商工会議所	053)242-8081	2000.2	大邱市東区新川3洞107
3	仁川知識財産センター	仁川商工会議所	032)810-2838	2000.2	仁川市南東区論岷洞447
4	光州知識財産センター	韓国発明振興会光州支部	062)954-3841	2000.2	光州光山区道泉洞621-15
5	蔚山知識財産センター	蔚山商工会議所	052)228-3083	2000.2	蔚山市南区新亭3洞589-1
6	水原知識財産センター	水原商工会議所	031)244-3453	2000.2	京畿道水原市長安区亭子2洞80-17
7	春川知識財産センター	韓国発明振興会江原支部	033)258-6580	2000.2	江原道春川市江原大学キル1、江原大学ボドゥム館403号

## 2013年度知的財産白書

8	忠北知識財産センター	清州商工会議所	043)254-4281	2000.2	忠北清州市上党区北門路2街116-84
9	忠南知識財産センター	忠南北部商工会議所	041)556-7131	2000.2	忠南天安市西北区仏堂洞492-3番地
10	亀尾知識財産センター	亀尾商工会議所	054)454-6601	2000.2	慶北亀尾市松亭洞454
11	慶北知識財産センター	浦港商工会議所	054)274-2233	2000.2	慶北浦港市南区上道洞10-2
12	順天知識財産センター	順天・光陽商工会議所	061)741-5511	2000.2	全南順川市長泉洞58-2
13	済州知識財産センター	済州商工会議所	064)757-2164	2000.2	済州市道南洞市民福祉タウン4B 1L
14	慶南知識財産センター	昌原商工会議所	055)283-0608	2001.7	慶南昌原市新月洞97-6
15	江原知識財産センター	江原道中小企業支援センター	033)749-3310	2001.7	江原道原州市牛山洞405-29
16	晋州知識財産センター	晋州商工会議所	055)753-0411	2001.12	慶南晋州市上大洞341-3
17	釜山知識財産センター	釜山テクノパーク	051)974-9066	2003.3	釜山市江西区智士洞1276番地釜山TP POST-BI 306号
18	京畿知識財産センター	京畿テクノパーク	031)500-3030	2003.10	京畿道安山市常緑区四1洞1271-11
19	江陵知識財産センター	江陵商工会議所	033)643-4411	2003.10	江原道江陵市校2洞349-2
20	忠州知識財産センター	忠州商工会議所	043)843-7002	2005.7	忠北忠州市文化洞562番地
21	富川知識財産センター	富川産業振興財団	032)621-2082	2005.7	京畿道富川市遠美区若大洞198
22	全南知識財産センター	木浦商工会議所	061)242-8581	2005.7	全南務安郡三郷邑五龍3ギル2
23	安東知識財産センター	安東商工会議所	054)859-3090	2005.11	慶北安東市雲興洞300-6
24	瑞山知識財産センター	忠南西部商工会議所	041)663-3063	2005.11	忠南瑞山市邑内洞114-1
25	太白知識財産センター	太白商工会議所	033)552-5555	2005.11	江原道太白市黄池洞264-6
26	大田知識財産センター	大田テクノパーク	042)867-4002	2008.4	大田市儒城区テクノ路大田TP
27	ソウル知識財産センター	ソウル産業通商振興院	02)380-3640	2009.3	ソウル市麻浦区上岩洞宅地開発地区E3-2DMC産学協力研究センター1F
28	京畿北部知識財産センター	京畿北部商工会議所	031) 853-7431	2010.2	京畿道議政府新谷洞801-1
29	群山知識財産センター	韓国発明振興会群山支部	063)471-1284	2011.3	全北群山市箕筈島洞515-1
30	全北知識財産センター	韓国発明振興会全北支部	063)232-3017	2014.3	全北全州市完山区前洞 2 街140-11

## 2. 地域における知的財産権認識の向上

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 イ・ナムジュン

行政事務官 シム・ボンス

## イ. 地域知的財産フォーラムの開催

## 1) 推進背景及び概要

特許庁は2006年から広域自治体と共同で地域の知財権状況に対して議論する地域巡回知財権フォーラムを開催することで、自治体及び知的財産関係機関の知財権認識を高める努力を持続的展開している。特に、2013年には仁川、釜山、江原など計5つの広域市・道とともに地域知的財産フォーラムを開催し、自治体の首長、市・道議会の議長、国会議員など地方における政策リーダー及び学会・経済界の専門家とともに地域が直面している懸案を知的財産の観点から分析し、解決方法などを議論する場を設けた。

## 2) 推進内容及び成果

地域知的財産フォーラムを通じて自治体が主導する知的財産条例制定の必要性を強調し、標準条例案も作成・普及した結果、仁川広域市が初めて「知的財産の振興に関する条例」を公布(2008.8.4)し、その後も全国の全ての広域自治体で知的財産条例を制定し、地域社会の知的財産に対する認識向上に大きく貢献している。

特に、2011年に制定された知識財産基本法によって市・道別知的財産施行計画の樹立が義務付けられたことを受け、2013年フォーラムは自治体の首長、国会議員、市議会議員、大学総長、地域経済CEOなど地域の政策リーダーが共に知的財産に基づいた地域経済の発展戦略に関する議論を交わす場となった。このフォーラムを通じて特許庁は地域の知的財産現状に関する統計を分析・共有し、それに基づいて地域戦略産業と連携した知的財産戦略方向を共に議論して悩む機会を提供した結果、地域現場から好評を得た。

＜表IV-3-5＞2013年地域知識財産フォーラムの開催日程

地域	開催時期	主要参加者	フォーラムのテーマ
仁川	6.21	仁川市長、仁川市議会議長、地域の国会議員など	経済首都である仁川の知的財産創造経済の実現方法
釜山	7.5	イ・ジンボク国会産業委委員など	釜山知的財産トーク・コンサート
江原	8.27	江原道知事、江原道議会議長、春川市長、地域の国会議員など	江原 IP-festival
忠北 清州	10.16	清州市長、忠北行政部知事、地域の国会議員など	知的財産才能シェアリング拠点都市ビジョン宣布式
光州	12.6	光州経済副市長、地域大学の総長など	地域大学主導の創意人材育成方案

### 3) 評価及び発展方向

特許庁の小さな変化と努力に地方自治体が反応した結果、2013年は地域知識財産フォーラムを通じて中央政府と広域自治体が知的財産政策を連携し始めた意義深い一年であったと言える。2014年は地方選挙の後に地域の政策リーダーが変わる地域が出る可能性があるため、政策リーダーが変わる地域を中心に知識財産フォーラムを開催する予定である。これを通じて知的財産に対する理解を深め、中央と地域間の知的財産のビジョンと戦略を共有して実行を体系化すると同時に、地域住民一人一人が知的財産を理解・活用できるようにすることで、知的財産に基づいた創造経済の実現に貢献できると期待している。

#### ロ. 地域知的財産政策協議会の開催

##### 1) 推進背景及び概要

特許庁は今年4月、17の広域自治体と共に地域知的財産の発掘及び地方政府への知的財産に優しい政策拡散方案を模索するため「地域知的財産政策協議会」を新設した。

国家知的財産政策方向の共有、中央・地方政府間・自治体間の政策協議を通じた政

策シナジー効果の向上、地域間の知的財産不均衡問題の解決、地域知的財産の活性化を目指して、第1回協議会は4月11日、第2回会議は12月20日に政府大田庁舎で開催された。

## 2)推進内容及び成果

4月11日開催された第1回地域知的財産政策協議会では17の広域自治体の局長・課長と知的財産委員会の局長が出席した中で開催された。この協議会で特許庁は自治体に地域R&Dの効率的な展開に向けた支援策を提示し、模倣品取締りにおける実効性のある自治体との協力方案及び地域発明文化生態系作りのための地域発明教室活性化支援などに対する協力事項を議論した。

特に、政府R&Dの場合、研究課題の企画段階から技術動向の把握及び研究重複可能性を検証する特許動向調査事業を義務付けているが、地方R&Dの場合は課題企画の際に重複可能性の検証などが義務付けられておらず、自治体の自律事項として規定されているため、地域R&Dの効率性低下が問題となっていた。そこで特許庁は2012年に京畿道を対象にR&D課題選定の際に先行技術調査を試験的に行った結果、計220件のうち約40%(89件)の同一・類似する特許技術が存在していることを発見し、課題選定段階で除外した。その結果、京畿道技術開発事業のうち短期新規課題予算の約40.5%に該当する25億ウォン余りの予算節減効果が発生したことを提示し、2014年から他の広域自治体でも地域R&D特許動向調査を本格的に実施してくれるよう頼んだ。

12月20日開催された第2回地域知的財産政策協議会では国民幸福技術実現支援事業とIP創造ゾーンの構築及び活性化、地域特許技術取引の活性化及び1社1村キャンペーン活性化方案に対して自治体出席者たちに説明し、協力を求めた。自治体からの出席者たちも地域知的財産センター運営の効率化、地域知的財産創出基盤造成予算の拡大方案など様々な意見を提示することで、国家と地域が知的財産政策に対して知恵を出し合う場として政策協議会が活用された。

## 3)評価及び発展方向

知的財産政策に対する中央と地方の情報共有及び政策連携のために2013年初めて「地域知的財産政策協議会」を設立し、協議会を2回開催した。創造経済生態系作りの鍵である知的財産の創出・保護・活用体系の先進化政策を地方自治体と共に議論し、「地域知識財産センター(RIPC)」を中心に自治体との協力方法の模索及び地域知的財産認識の向上を図る、地域知的財産ガバナンス構築の第一歩と言える。

今後も特許庁は知的財産の創出・保護・活用体系の先進化、地域間知的財産不均衡の解消、地域知的財産の活性化に向けた知的財産行政サービスの提供を目指して自治体及び関係機関との知的財産政策協議会を年2回定例開催する計画である。

## ハ. オーダーメイド型教育を通じた知的財産の裾野の拡大

### 1) 推進背景及び概要

特許庁は中小企業の役職員、自治体公務員、予備創業者、学生など地域内の多様な層を対象に知的財産の重要性を認識させるため、地域知識財産センターを通じた知的財産教育事業を2004年から運営している。

### 2) 推進内容及び成果

2013年の1年間自治体公務員を対象に計64回(2,961人)の「公務員教育」を実施し、一般人を対象に知的財産権制度の基礎、特許情報検索、電子出願及び知的財産権に対する認識教育を中心とする「一般教育」を計346回(13,413人が参加)を実施し、知的財産権の基礎から創出、権利化まで専門家を養成するための「集中教育」を計284回(8,173人)実施した。また、事前に教育希望企業と相談を通じて企業の役職員の知的財産水準を把握し、知的財産能力によるオーダーメイド型教育(出前知財権教育)を計286社の中小企業を対象に実施した。このように地域センターは地域内の多様な階層の人々が知的財産を理解して活用できるよう、知的財産に友好的な社会環境作りと知的財産の活用に対する裾野拡大を図ってきた。

＜表Ⅳ－3－6＞知的財産権教育状況

区分	2010	2011	2012	2013
出前知的財産権教育	3,997人 /144回	3,780人 /176回	4,157人 /201回	4,676人 /286回
知的財産権一般教育	13,000人 /322回	14,792人 /398回	14,193人 /368回	13,413人 /346回
知的財産権集中教育	3,205人 /91回	4,146人 /129回	11,641人 /365回	8,173人 /284回
自治体公務員の知的財産権教育	1,017人 /19回	1,650人 /35回	1,956人 /34回	2,961人 /64回

## 3) 評価及び発展方向

地域住民全体が創意的なアイデアを出して知的財産として実現し、さらには知的財産に基づいた創業を通じて成果を出す創造経済を実現させるためには、知的財産に対する理解が前提されなければならない。そこで特許庁は地域現場の最前線で需要階層別のオーダーメイド型教育を持続的に実施してきた。今後も教育機会の拡大と水準別プログラムの開発、専門教育の運営など多様な階層の積極的な参加を誘導するために持続的に努力する計画である。

## 第5編 知的財産行政サービスの高度化



## 第1章 需要者中心の顧客サービス改善

### 第1節 概観

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 キム・ヨンベ

#### 1. 推進背景及び概要

中央責任運営機関である韓国特許庁は、ユーザーのニーズに応じた特許行政サービスシステムの構築、ユーザーの不満及び隘路事項の解消に向けた制度改善、高品質の相談サービス拡大、出願・登録サービスの改善、ユーザーの負担緩和及び納付利便性の向上に向けた手数料システムの改善などに取り組んできた。

#### 2. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2013年に、手数料システムの合理化に向けてユーザーサービス総合推進計画の策定・施行を実施し、国民の不満事項を体系的に改善及び是正を行い、出願人住所の自動変更制度の導入、青年及び元老発明家の手数料減免拡大、無料オンライン特許証(登録証)の再発給、手数料マイレージ及びATM機による納付ができるよう特許手数料を拡大した。

また、請願行政サービスの向上のため、毎年2回にわたり特許顧客満足度調査の実施と、四半期ごとに職員の電話対応態度のモニターリングを行い、電話親切度の調査を実施し、また、弁理士会、韓国知識財産保護協会など、外部の専門家が参加して特許行政の全般にわたり点検を行う特許行政モニター団を運営している。

韓国特許庁は、いつでも簡単に特許行政サービスの利用ができるよう、24時間電子請願サービス及び「特許路」システムを提供している。24時間提供するサービスは、請願書類の受付、特許庁発送の通知書閲覧、登録原本など各種証明書の申請及び発給、審査進行情報の閲覧、出願番号及び提出書類の処理過程についての通知などが

電子請願サービスで利用できる。2006年にシステム改善を行い翌日処理から当日処理が可能となり、サービスの処理期間が短縮された。

### 3. 評価及び発展方向

韓国特許庁は、ユーザーの利用満足度及び利便性の拡大、効率的な特許行政サービス提供を行うために、これからも請願書類の簡素化など各種請願制度を改善し、合理的な手数料訴システムの構築と整備を持続的に取り組む計画である。

## 第2節 ユーザー中心のサービスシステムの構築

### 1. ユーザー指向的な手数料システムの改編

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 キム・ヨンベ

#### イ. 推進概要

韓国特許庁は、手数料に関する政策が知的財産基盤の創造経済実現に向け寄与できるよう、ユーザーの立場に立って手数料に関する制度と慣行の改善に取り組み、ユーザーの費用負担を減らす手数料システムの合理化に関する方策を策定するなど、特許行政サービス利用時に手数料について負担なく、簡単に利用できる請願サービスの基盤を改善した。

#### ロ. 推進内容及び成果

##### 1) 無料オンライン特許(登録)証再発給の根拠設定

特許(登録)証の紛失など再発給の事由がある場合、特許権者が「特許路」([www.paten.go.kr](http://www.paten.go.kr))へアクセスしオンラインで申し込みができるようにし、オンラインで受け取りたい場合も無料で発給を受けられる内容で、「特許料などの徴収規則」に根拠を設定した。

##### 2) 手数料マイレージ<sup>23</sup>で納付できる手数料の拡大

マイレージで納付できる手数料は、特許・実用新案・デザイン出願料、審査請求料、最初3年間分の登録料及び権利範囲確認審判の請求料のみと限定されていたが、積立

---

<sup>23</sup> 個人、中小企業、公的研究機関、専担組織が納付した手数料及び設定登録料の一定割合(個人1%、中小企業など0.5%)をマイレージとして積立て、次の手数料納付時に使用できる制度

ユーザーの利便性の拡大とマイレージ使用の活性化を図るために、年次登録料と再証明手数料を除外したすべての手数料にまで拡大した。

### 3)手数料システムの合理化方策の策定及び特許法などの改正

ユーザーの権利維持負担緩和と職務発明補償制度の導入促進に向けて、年次登録料減免制度の導入及び手数料の原価、国際的水準に比べ相対的に低い出願料と審査請求料の調整、青年及び元老発明家に対する手数料の減免拡大、追加納付制度の改善など、手数料に関する制度と慣行をユーザーの立場に立って改善する方策を策定した。

年次登録料減免制度の導入に関する法的根拠の設定を目指して、イ・ヒョンジェ議員発議により「特許法」と「デザイン保護法」の改正が推進され、2013年12月末に国会を通過したことにより、上位法の改正と並行して「特許料などの徴収規則」の改正も推進され、法制処に審査を依頼した。

### 4)ATMで納付できる手数料の拡大

2011年9月以降から、ATM(Automatic Teller Machine)の月平均納付状況の増加(2011年550件→2013年4,458件)とユーザーの納付利便性を図るため、納付金額が少額な再証明手数料だけ除外して、すべての手数料をATMで納付できるように拡大した。

## ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は、ユーザーの立場に立って費用負担を減らし、特許行政サービスを便利に利用できるサービス基盤を改善を行い、ATM納付の拡大により銀行を訪問せず手数料の納付ができる実質的な支援を行っている。今後もユーザーの立場に立って権利維持の負担を緩和し、手数料制度と慣行の改善に取り組んでいきたい。

## 2. 出願・登録分野の特許行政制度の改善

情報顧客支援局	出願課	行政事務官	イ・ドクファン
情報顧客支援局	登録課	行政事務官	パク・ソンヨン
	国際出願課	行政事務官	イ・ジュホン

## イ. 出願分野の制度改善

### 1) 委任状補正時の補正料納付方法の改善

出願人の委任状補正と係り、これまで最初の委任状補正以降の軽微な瑕疵による追加補正時に（代理人登録番号及び出願番号の記載ミス、誤字など）補正料を追加で納付していたが、これからは委任状の軽微な瑕疵については、最初一回の補正料のみ納付する内容で「補正料納付要領(特許庁告示)」が改正され、ユーザーの立場で特許行政手続きの改善を行い出願人の便宜を図った。

### 2) 指定期間の超過承認に関する方式審査指針の改善

出願に係る事務取扱規定によると、出願後の補正の指定期間は1ヵ月以内となっているが、「出願人が責任を負うことができない事由」（病気による意識障害）などに該当しなければ、指定期間の延長期間は通算4ヵ月を超過することはできなかった。しかし、「申請者が責任を負うことができない事由」であり、「不可避な期間延長が必要だと認められる場合」（外国人出願を含む）には延長を認めることとなった。指定期間の延長申請の承認要件を緩和することにより、権利消滅による不利益が発生せず最大限防止できるよう、ユーザーの立場で方式審査指針を改善した。

### 3) 手数料免除及び減免対象の案内サイトの改編

「特許路」の手数料管理コーナー「出願料などの免除及び減免案内」の部分について、該当の証明書類をクリックすると、免除対象の手数料、範囲、要件などの案内と、証明書類様式の確認ができる案内サイトを改編した。このサイトを通じて手数料免除対

象の範囲と免除対象であることが証明できる書類に関し明確に案内でき、手数料に係る間違いなどの発生を減らし、証明書様式を提供することが可能となり、出願人が簡単に免除及び減免申請をすることができた。

## ロ. 登録分野の制度改善

### 1) オンライン登録証再発給サービスの実施

特許(登録)証の再発給を受けるためには、これまでは一定の手数料を納付してから申し込みをしなければならず、また、特許(登録)証を受け取るには、郵便か、直接出向いて受領しなければならなかったため、請願人が迅速に発給を受けることができなかった。そこで、オンラインで申し込み、リアルタイムで登録証を発給してもらえるサービスを2013年7月1日から実施した。電子出願サイト「特許路」から本人の公認証明書でログインした後、特許(登録)証再発給を申し込めば、自宅や事務室のプリンターから特許(登録)証を無料でリアルタイムで発給を受けることができる。

### 2) 登録申請の補正機会の拡大

登録申請書の欠陥が返却項目に該当すると、申請人に補正の機会が付与されず登録申請書が即時に返却され、申請人が登録申請書を再度提出しなければならない。そこで、申請人の利便性を図って「特許権などの登録令」の改正を行い、重大な欠陥でない「登録の原因と合わない申請書を提出した場合」、「申請区分を記載ミスした場合」、「登録の原因を証明する書類の登録番号と違う登録番号を申請書に書いた場合」など、3つの返却項目を補正項目として変更した。

### 3) 年次登録料の追加納付案内書留郵便サービスの実施

韓国特許庁は、権利者の不注意で年次登録料の未納により、権利が消滅することを防止するため、年次登録料納付案内書を正常、追加、回復の3回にわたり納付期間の案内書を発送している。しかし、正常納付案内書と追加納付案内書は一般郵便で、回

復納付案内書は書留郵便でサービスを提供していたが、書留郵便で回復納付案内書を受け取った権利者は3倍の登録料を納付しなければならず、このため頻繁に権利者からの苦情が発生した。権利者の年次料に対する不満解消及び案内の改善に取組み、2013年3月から年次登録料の追加納付案内も書留郵便でサービスで提供するようになった。

#### 4)変動登録申請の登録完了案内の発送

登録申請書は、方式担当者が方式審査を実施した後に登録又は返却処分を行う。返却する場合は、返却案内書を登録申請人に発送して最終処分の結果を通知していたが、登録した場合には、登録原本に該当登録事項を記載するだけで、登録申請人に登録した事実の通知は行っていなかった。登録申請人が、申請書の登録可否を確認するためには、顧客相談センター、登録課に直接問い合わせていたのを、権利変動が発生する変動登録申請書の登録が完了した場合でも、変動登録申請の登録完了案内書を登録申請人に発送するようにし登録申請人の便宜を図った。

#### 5)登録補正書の共同申請主義の緩和

登録申請書に補正欠陥があり登録補正書を提出する場合は、登録義務者と登録権利者が共同で登録補正書を申請しなければならない。そのため登録補正制度の導入後、共同申請主義を厳格に適用したことにより、請願人の直接申請が多い韓国特許庁の特性に合わず、補正制度の実効性が落ちるなど請願人の不便をもたらしていた。そこで、共同申請主義で運営する制度の根本的な趣旨を鑑み、契約内容の変更を伴わない単純な補正の場合には、単独で申請ができるよう審査基準を緩和した。

### ハ．国際出願分野の制度改善

#### 1)PCT国際出願書伝達方法の改善

PCT国際出願と関連し、各種手続き上の通知書は、これまで郵便を通じてのみWIP

○国際事務局(ジュネーブ)に提供してきたが、韓・WIPO間の協力により該当通知書のうち、迅速に処理すべき使用頻度の高い書類(8種)については電子的伝達システムを構築した。これにより時差及び郵送伝達に伴う書類の処理遅延と、物理的伝達に伴う紛失可能性がなくなり、手続きが迅速かつ安全に処理できるようになった。また、郵便伝達関連の予算及び人材の減縮を通して行政効率性も高められ、このような行政効率性の増大が出願人に対する迅速な業務処理へと繋がり、ユーザーの満足度を高めることにも寄与した。

### 2) 積明書提出廃止に伴う手続きの改善

PCT国際出願と関連し、条約加盟国である米国への手続きを進める際に、米国への出願時には発明者の署名が必要である。その署名の提出ができない場合には、その事由を書いた積明書の提出が必要であった。しかし、米国の先発明主義の廃止により、発明者が純粋な発明者である場合には署名する必要がなくなり、上記のような出願時には積明書提出の手続きも必要なくなった。これにより関連積明書の提出を規定する特許法施行規則が改定され、出願人の手続き上の便宜を向上させた。

### 3) マドリッド通知書送達方法の改善

国際出願と関連する通知書の受領方法は、オンライン又は書面から選択できるが、マドリッド本国出願と関連する通知書(代替書類提出要請書などの6種の書類)は、郵便に限ってのみ受領が可能であった。そのため出願人が通知書を受領してから対応するまでにかかなりの時間かかき、結果的に国際出願日時を遅延させる不便さがあったが、これを2013年12月から特許ネット発送システムの改善により、全面的にオンラインで受信ができるようになり、毎年費やす郵便送達関連の予算節減と人員減縮で行政の非効率性をなくした。また、出願人は、通知書受領期間の短縮で出願手続きの迅速な進行を図ることができた。

## 3. ユーザーのための請願・制度の改善



情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 キム・ヨンベ  
行政事務官 イ・ゴンソク  
工業主事補 イ・ヨンソプ

## イ. ユーザーサービスの総合推進計画の策定

韓国特許庁は、知的財産基盤の創造経済活性化を目指し、国民の幸せにつながるサービスの強化に向けて顧客サービス総合推進計画を策定して施行した。ユーザーに合わせたサービス提供を目指して、顧客満足度の調査結果と国民隘路事項の中から不満要因の分析を行い、各部署別のオーダーメイド型コンサルティングを実施した上、部署別の推進課題に関する提案を受け、1)特許行政サービスの最適化、2)ユーザーの要求に応じたオーダーメイド型サービスの提供、3)ユーザーの現場の声を聴取、4)国民の幸せ向上に向けた制度改善の強化など、4大分野、11推進課題、73の細部課題を策定し推進した。これにより韓国特許庁のユーザーの満足度が堅調に上昇し、国民権益委員会が主管する「2013年国民の幸せにつながる提案」に関する運営実績総合評価の結果において、40の中央行政機関の中で一位を占めた。

## ロ. ユーザーのための請願制度の改善

### 1)推進背景と概要

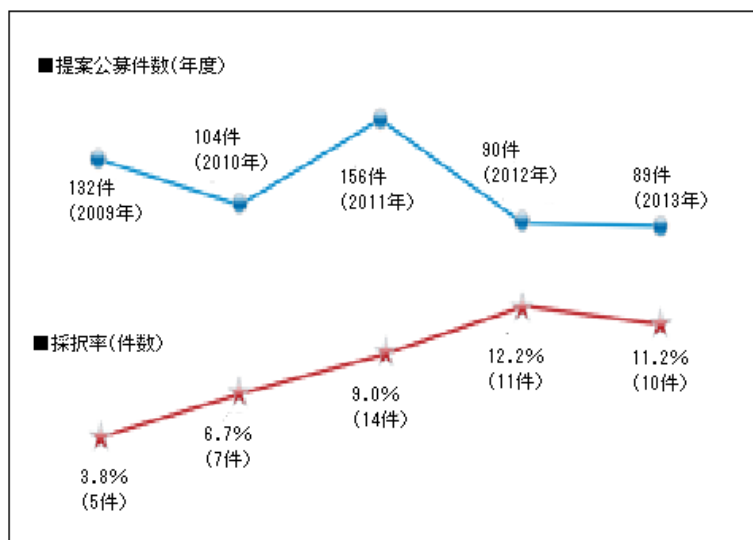
韓国特許庁は、特許ユーザーが特許行政への積極的な参加を誘導し、制度改善の課題発掘のため、2013年5月に「発明の日」のイベントと連携して特許ユーザーを対象に制度改善の提案公募を実施した。

### 2)推進内容及び成果

2013年5月には、国民提案公募を通して計89件の提案を受け付け、このうちの10件について制度改善課題として採択した。提案公募は2008年から持続的に実施している。

2013年は採択率及び提案件数が前年度並みの推移を示している。

<図V-1-1> 過去5年間の提案公募件数及び採択率の推移



所管部署の検討を終え採択された提案の40%は、特許庁ホームページ、特許路、電子出願などのシステム改善に関する案件であった。所管部署では、採択された提案について即時に施行可能な提案なのかどうか、中・長期的な検討が必要な案件なのかどうかを判断して提案実施の時期を決め、提案実施が完了すると「国民シンムンゴ(苦情申立窓口)」などを通して実施結果を提案者に通報している。

### 3) 評価及び発展方向

出願、登録、手数料などの多様な部門において制度改善事項の発掘に努め、一般国民のアクセシビリティの向上と利便性を図ることに寄与した。今後も韓国特許庁は、ユーザーの提案をより多く受け入れるため、公募の提案及び特許行政モニター団の運営を一層活性化させ、ユーザーの提案が単純な採択や不採択の案件としてみなさず、一回提案されたユーザーからの声を大切に管理できるよう、多様な管理方策を講じている。

### ハ. 特許行政モニター団の運営

特許行政モニター団は、これまで内部職員を中心に運営されてきたものを、「知的財産の大衆化」を目指し、ユーザ中心の特許行政サービス実現に向けて、専門性と参加度の高い外部ユーザーをモニター団として選定し、特許行政全般にわたるモニタリングなどを行い、ユーザーの意見が反映される疎通の窓口としての役割を果たしている。

第1期の特許行政モニター団は、大韓弁理士会、韓国知識財産保護協会、韓国知識財産サービス協会、韓国知識財産協会、大学の発明サークルから推薦を受けた知的財産専門家と特許行政の優秀公募提案者など計36人で構成された。

2012年11月26日の発足式をスタートに1年間活動でき、「常時モニタリング」と「集中モニタリング」の方式で運営された。2013年は、韓国特許庁内部の申請過程を通して選定されたモニタリングの課題(特許路使用時の問題点及び改善事項など)について、147件の提案を受け付けて所管部署の検討を終え28件が採択され、2014年に改善できるよう取り計らった。

## 二. ユーザーサービスの常時モニタリング及びモニタリング結果のフィードバック

### 1) ユーザー満足度の調査

<表V-1-1>5年間の特許満足度推移

(単位:点)

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
満足度	73.81	73.81	72.70	74.40	75.96

韓国特許庁は、分野別の特許行政サービス水準を正確に診断し、ユーザーの意見を取りまとめて制度改善に反映するため、毎年2回の特許ユーザー満足度調査を実施している。出願・登録・審査・審判・サービスなど5つの分野(11の細部分野)について、出願人、代理人、請願人など約2,400人を対象に、特許行政全般にわたる満足度調査

を実施している。評価の公正性を確保するため、外部のリサーチ専門機関に委託して施行しており、ユーザー満足度の結果は、各局(課)の成果指標(KPI)として設定され、報酬、昇進などの成果評価に反映させ、ユーザー満足度の改善が成果評価システムに連動するように制度化した。特許ユーザー満足度は毎年上昇し続けてきたが、2011年度に若干下落し、2012年以降は再び上昇に回り、2013年度は75.96点という最高点数を記録した。

## 2)電話親切度の調査

＜表V-1-2＞5年間電話親切度の推移

(単位：点)

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
満足度	89.32	89.48	92.85	90.99	91.02

韓国特許庁は、四半期毎に職員の電話対応時の態度をモニタリングし、局別・課別の点数を発表するとともに、それを成果評価に反映するなど、電話対応時の態度の向上に努力している。2012年からは、特許行政サービス提供機関の全体的な電話親切度向上に向けて、韓国特許庁のみ実施していた調査を傘下機関にまで拡大させた。また、四半期毎に4回実施していた調査を半期別に2回実施し、最初の受信状態、応対態度、アクセス状態、まとめの部分に区分してモニタリングを行っている。2013年の総合点数は91.02点を記録し、2012年の総合点数(90.99点)に比べて0.03点上昇したが、一般的に「大変良好」の水準を維持している。また、2013年の傘下機関の総合点数が89.33点となり、2012年に初めて実施した傘下機関の総合点数の83.45点に比べ6.48点上昇した。これは特許庁の電話親切度調査の結果と類似しており、2013年からは傘下機関長の評価時にも電話親切度の調査結果を反映している。

## 3)請願行政サービスについての評価

毎年総理室と権益委員会において、40の中央行政機関を対象に「国民シンムンゴ

(苦情申立窓口)」により受付け・処理された請願と国民提案についての評価を実施している。

請願サービスの評価は、請願満足度、処理期間、追加回答など10の指標により評価され、国民の提案は、提案処理率、採択率、実施率などの5つの指標で評価される。請願サービス評価は、全体の中央行政機関についての請願サービスの品質を測定するものであり、競争的かつ国民指向的な行政サービスの実現を通して請願行政サービスの質の向上を図るために実施している。韓国特許庁は、ユーザー満足サービス推進計画の策定、毎月の請願サービス状況の分析・報告などを行い、ユーザーの満足を目指し、多様な内部点検システムを運営している。

2013年には、ユーザー満足サービス推進計画を策定して着実に運営した結果、国民提案評価が40の中央行政機関の中で一位となり、請願サービス評価においても13位を占めた。また、2014年には請願サービスの品質を向上するために、ハッピーコールの実施、4～6のお知らせ制度の施行、優秀機関のベンチマーキング、請願サービスの職員教育実施などの請願サービス改善策を推進する計画である。

## 第3節 ユーザー感動の電子請願サービスの提供

### 1. 24時間電子請願サービスの支援

情報顧客支援局 情報開発課 電算事務官 カン・ソクタク

#### イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、1999年から世界初のインターネット基盤電子出願サービスを提供し始めたが、電子出願サービスの時間が勤務時間内と限定されていたため、請願人からのサービス時間に対する拡大要望が多かった。

そこで韓国特許庁は、請願人の要望に応じて24時間、365日、いつ、どこでも電子請願サービスの利用ができるよう特許ネットシステムの改善に取り組み、24時間365日のNon-stop電子出願サービスを提供できるマスタープランを策定した。2002年に策定したマスタープランに基づいて、2003年から特許ネットシステムをリアルタイムサービスシステムに切り替える作業に着手すると同時に関連法制度も改善し、2005年11月から24時間の電子請願サービスを提供することになった。

また、オンライン出願支援システムである「特許路」は、ユーザーのコンピューティング環境変化に敏感であったため、運営体制(OS)のアップグレード、ウェブブラウザ(IE、Chrome、Safariなど)の多様化など、国内外ユーザーのコンピューティング環境変化に伴う特許路システムへのアクセス改善が必要であった。

#### ロ. 推進内容及び成果

2003年はマスタープランに基づいて、まず一括処理(Batch Processing)形態の特許ネット構造をリアルタイムの業務処理システム(Real-Time Processing)に切り替えできるよう、特許ネット基盤構造(Infrastructure)の設計作業を行った。また、請願人が電子出願サービスをより簡単に利用できるよう、出願人コード付与の申請や電子文書利用

申告など事前登録の手続きを簡素化にし、インターネットの「Giro」による銀行振り込み納付、過剰に支払った手数料のオンライン払い戻しなど、手数料の管理体系を改善した。

＜表V-1-3＞2003年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願 サービス 改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願人コード付与申請、電子文書利用申告などオンライン事前登録手続きの簡素化</li> <li>・ 過剰支払い手数料のオンライン払い戻しなどの手数料管理体系の改善</li> <li>・ メールによる通知書受信など、ユーザーの利便性を中心に電子出願ソフトウェアの改善</li> </ul>
特許ネット 基盤構 造の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一括処理方式の特許ネット構造をリアルタイム処理方式にするアーキテクチャーの再設計</li> <li>・ 電子出願サービスのリアルタイム連動のために出願網、特許網、行政網を単一網にネットワークの統合設計</li> <li>・ 24時間データベース起動の無中断・リアルタイムバックアップ体系の構築</li> <li>・ 不必要なデータの移管・複製作業除去のためのDBの統合設計</li> <li>・ 特許ネットシステムの最適化・軽量化のための統合ミドルウェア適用</li> </ul>

2004年は一括処理方式の特許ネット構造を、リアルタイムの業務処理システムに改編する作業を実施するとともに、電子出願システム障害発生時の救済策及び週5日勤務制度の施行に伴う書類提出期限の調整など、関連法制度の改編作業も併行した。これは、電子出願システムに障害が発生した場合、書類提出の期限が自動的に延長できるなどの取組みを行い、制度変更によって請願人に不利益が発生しない制度的な装置を取ったものである。これによって、書類提出期限の末日が土曜日の場合は、提出期限の末日を次の勤務日まで延長できるように改善した。

＜表V-1-4＞2004年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
------	------

法制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子出願システムの障害によって提出期限のある書類が提出できない場合の処理策を構築</li> <li>週5日勤務制度の施行に伴う請願人の便宜のために、提出期限末日が土曜日の場合は次の勤務日まで延長</li> </ul>
特許ネットの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>翌日一括処理形態のプログラムをリアルタイム処理方式に改善</li> <li>リアルタイム侵入探知及びセキュリティモニタリングのために統合セキュリティ管理システム(ESM:Enterprise Security Management)を適用</li> <li>無中断サービスのための災難復旧(DR:Disaster Recovery)システムの構築</li> <li>オンライン・リアルタイム受付及び通知機能の実現</li> </ul>
電子出願ソフトウェアの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出書類のエラー検証機能の実現</li> <li>多様な添付書類の受付及び通知機能の実現</li> <li>書類提出に伴う後続手続き連携機能の実現</li> <li>電子文書の提出時点及び提出日時算定機能の実現</li> <li>書類提出期限の末日が土曜日の場合、期限末日の算定機能の実現</li> </ul>

2005年2月に特許ネットⅡシステムの開通により、請願書類のリアルタイム受付及び通知書のリアルタイム発送サービスが施行されることとなり、特許顧客の電子請願サービス利用における便宜を図りサービス時間を拡大した。また、2005年11月からは夜間及び休日も電子出願など電子請願サービスの利用ができるようになった。24時間体制で提供するサービスは、出願書類の受付、特許庁が発送した通知書の閲覧、登録原簿など各種証明書の申請及び発行、審査進行情報の閲覧サービス、出願番号及び提出書類の処理過程リアルタイム通知など、ほとんどの電子請願サービスを含んでいる。また、書類作成及び特許業務の処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び予期しない不利益を未然に防止するために、請願人が納付すべき特許手数料及び提出する書類のエラーを、書類提出前にリアルタイムで確認できるようにした。

<表V-1-5> 2005年24時間電子請願サービスの拡大

対象サービス	推進内容
--------	------



オンライン 出願	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間帯サービス→24時間サービス(方式審査は現行維持)</li> <li>・欠陥書類の提出前に検証/校正サービスを24時間提供</li> </ul>
オンライン 通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願処理過程の通知に対し、</li> <li>- 翌日一括処理→リアルタイム処理</li> <li>- 勤務時間帯サービス→24時間サービス</li> </ul>
諸証明 申請/発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間帯サービス→24時間サービス</li> <li>※申込サービスは24時間サービスするものの、発行サービスは手数料が納付された場合に限り24時間支援</li> </ul>
審査進行 情報など検索	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非リアルタイム・サービス→リアルタイム・サービス</li> </ul>

<表V-1-6>24時間電子請願サービスの段階別開通時期

区分	夜間サービス(1段階)	休日サービス(2段階)	24時間サービス(3段階)
時期	2005.2～2005.6	2005.7～2005.10	2005.11～
サービス 時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日:08～24時</li> <li>・土曜日:08～24時</li> <li>・公休日:なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日:06～24時</li> <li>・土曜日:06～24時</li> <li>・公休日:09～21時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日:00～24時</li> <li>・土曜日:00～24時</li> <li>・公休日:09～21時</li> </ul>

2006年は、24時間電子請願サービスの提供によって翌日に処理された業務が当日にリアルタイムのNon-stopで処理されることとなり、請願処理時間の短縮に伴う請願費用の節減及び行政効率の向上など請願サービスの画期的な改善をもたらした。特に、単純なサービス時間の延長ではなく、特許庁の特許情報をリアルタイムで利用できるサービスシステムが構築されたことで、書類作成及び特許業務処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び不利益を最小化することができ、時間及び空間に縛られず外国特許庁とリアルタイムで電子文書の交換が可能となり、特許庁の対内外におけるプレゼンスが高まった。

一方、請願書式の簡素化作業に取り組んだ結果、334種の請願書類を149種に減らすことができ、手数料の過剰支払による請願人の不便解消や手数料の納付事項をオンラ

インで照会・訂正・リサイクルできるシステムの構築など、手数料払い戻し及び納付手続きの簡素化により請願処理時間を大幅に縮小した。

＜表V-1-7＞2006年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願書式 統廃合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似の請願書式統廃合(334種→149種)</li> <li>・記載項目の簡素化(6,881個→1,336個)</li> </ul>
手数料納付事項 オンライン訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料払い戻しに関する情報のオンライン照会機能</li> <li>・手数料納付事項のオンライン訂正機能</li> </ul>
国有特許 活用度向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有特許の閲覧・管理機能</li> <li>・通常実施権のインターネット申請及び契約機能</li> </ul>
寄託微生物 管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・微生物寄託機関との連係</li> <li>・寄託情報・特許情報の統合管理及び検索機能</li> <li>・微生物の分譲申請及び発行手続きのオンライン化</li> </ul>

これまで持続的に見直しを行ってきた電子請願サービスの拡大により、いつ・どこでもNon-stopで請願処理が可能となったが、受動的なサービス提供による請願人の不便まで解消することはできなかった。そこで、オーダーメイド型の電子請願サービスを開発し、請願人が該当サイトに訪問せず、処理しなければならないTo-Do情報を一箇所に集めて提供するサービスを2007年11月から施行した。

また、これまで電子出願を行うためには、特許庁が提供する専用ソフトウェアをダウンロードして設置する必要があったが、Web基盤の電子出願システムを構築することで、専用ソフトウェアを設置しなくても誰でも特許庁ホームページにアクセスさえすれば、簡単に電子出願できるように改善した。さらに、クレジットカード、携帯電話、リアルタイムの「Giro」による銀行振り込みなど、手数料の納付手段も多様化にし、特許ユーザーの手数料納付における便宜を大幅に強化した。

＜表V-1-8＞2007年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願書式の統廃合及び簡素化に伴う電子出願システムの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書式統廃合(347種→149種、57%縮小)</li> <li>・ユーザー便宜機能の提供により書式作成時間の短縮(件当たり10分、年間236,237時間短縮予想)</li> <li>・Window Vistaなど多様なPC環境による支援</li> </ul>
電子出願SW機能改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明細書記載不備による意見提出の通知率縮小(43.62%→4.36%、90%縮小)</li> <li>・請願書類の再作成・提出による請願費用の節減</li> <li>・記載不備による審査処理遅延の予防</li> </ul>
オーダーメイド型電子請願サービス提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願サービスのアクセス段階の縮小(5段階→3段階)</li> <li>・請願処理結果などリアルタイム・オーダーメイド型連絡情報の提供により処理期限満了による請願の被害の予防</li> </ul>
Web基盤電子出願サービス拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商標をはじめ全権利に拡大</li> <li>・個人出願人の利用増加(商標の場合、前年対比5.6%増加)</li> </ul>
手数料納付手段の多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料の納付手段拡大(2種→7種) (クレジットカード、携帯電話、口座振り替え、プリペイドカード、ARS、Giro銀行振り込み、訪問)</li> <li>・手数料の納付時間短縮(既存訪問、Giro銀行振り込みによる納付)</li> <li>・納付情報のリアルタイム管理で行政効率の向上</li> </ul>

2008年は、これまでの需要者中心の電子請願サービスの拡大により、主な請願書式の作成・提出を行えることができたが、サービス対象の書式が出願書中心に限られていたためにサービスの利用に限界があった。そこで、Web出願サービスの支援対象書式を登録書式、審判書式など請願書式全体へと拡大を行い、各種便宜機能を拡充した上、2008年11月からサービスを提供している。同時に、出願人が作成した請願書式の作成エラーを最小化するため、コールセンター相談システムを構築した。ホームページの個人情報流出防止のための公共I-PINの適用、障害者・高齢者など情報疎外階層

の利便性、多様なPC運営環境を支援するWeb標準・Webアクセシビリティの適用を行い、特許顧客のホームページ利用に関する利便性を高めた。

また、これまで出願・登録・審判に関する基本情報を中心に特許情報Webサービスを提供していたため、サービスの利用及び特許情報活用において限界があったが、諸証明書発行情報、手数料納付情報及び期間到来情報など、サービス対象の範囲を拡大することで、特許情報管理及び活用活性化を図った。このように電子請願サービスの持続的な拡大により、個人出願人などのWeb出願サービスの利用が前年に比べて76.7%の増加となり、電子出願率も93.1%から94.1%に増加した。

<表V-1-9>2008年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
Web出願サービス拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Web出願サービス対象書式の拡大</li> <li>-出願書式→登録・審判書式</li> <li>-Web出願人の利用増加(前年対比76.7%増加)</li> </ul>
特許情報ウェブサービス拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許情報Webサービスの提供情報拡大</li> <li>-特許(出願、登録、審判)基本情報→諸証明書・手数料・期間到来情報</li> <li>・ 特許情報Webサービス拡大策の策定</li> <li>-特許検索及び統計情報に拡大</li> <li>-特許情報Webサービス インフラ拡大</li> </ul>
請願サービス改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出前作成書式の整合性検証結果に対するコールセンター相談システム構築</li> <li>・ 書類ファイルの履歴照会を通じた諸証明書発行システム改善</li> <li>・ 電子出願専用サイト(特許路)の拡大</li> <li>・ オンライン出願過程を中心に特許路のメニュー体系及び初期画面改編</li> </ul>
ホームページWeb標準・Webアクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ Web標準・ Web接近性強化</li> <li>・ 個人情報保護のための公共I-PIN適用</li> </ul>

ティの適用	
-------	--

2009年は、これまで電子出願サービスを中心に運営されていた「特許路」を特許情報総合管理ポータルサイト(www.patent.go.kr)に改編した。ユーザーは、特許路Webサイトを通して出願進行情報、登録、審判情報など使用者別にすべての特許情報をひと目で確認でき、より簡単かつ便利に特許手続きを行うことができるようになった。また、知識のシェアリング、ブログサービスを構築してユーザーが参加して活動できるように拡大するなど、ユーザーが疎通できる活動を強化した。

また、ユーザーオーダーメイド型サービスの強化のため、未公開情報、通知書情報、締切り期限日に関する情報などのWebサービスを拡大した。Webサービス拡大に伴い安定的なサービス提供に向けて、主要サーバー、ミドルウェアを交替するなどインフラ拡大にも努力を傾けた。その結果、ユーザーは拡大されたWebサービスを通してより多くの特許情報をユーザーが使う内部システムと連係させ、活動及び加工することができるようになった。

電子文書作成機分野では、安全性、互換性及び編集機能が優秀な商用ワード基盤の特許文書作成機を開発して、ユーザーが特許文書をより便利に作成することができるようにした。そして共通出願書式(CAF)の適用により、国内出願書式からPCT出願まで可能となり、出願人の明細書作成の負担が大きく減少した。

一方、手数料の管理では、ユーザーの手数料納付の便宜向上のため、特許手数料の自動納付サービスを構築した。手数料の自動納付サービスとは、ユーザーが別途の納付行為をしなくても、ユーザー本人の口座から特許などの手数料が自動振り替え方式で引き出される方法である。年次登録料の場合、毎年納付時期が到来するとユーザーが直接納付をしなければならない不便さがあったが、自動納付サービスの構築によりこのような不便さが解消された。7月から施行された手数料自動納付サービスにより12月まで14,048件の30億ウォン程度の手数料が納付された。

&lt;表V-1-10&gt;2009年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
オーダーメイド型 特許管理ポータル 構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の特許保管箱を通じて特許関連業務の全社的管理実現</li> <li>・知識シェアリング、ブログなど使用者参加型の空間構築</li> </ul>
特許情報 Webサービス拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年49種から2009年181種にコンテンツ拡大 ー未公開情報、通知書情報、締め切り期限情報など</li> <li>・サーバー及びミドルウェア交替を通じたインフラ拡大</li> </ul>
商用ワード基盤の 電子文書作成機開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願書及び補正書作成の便宜向上</li> <li>・共通出願書式(CAF)適用による国内/外出願作業簡素化</li> </ul>
特許手数料自動納付 システム構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願、年次登録、設定登録手数料の自動納付体系構築</li> <li>・自動納付お知らせサービスを通じた請願人便宜向上</li> </ul>

2010年は、これまでソウルを中心に実施していた電子請願サービス懇談会を全国にまで拡大し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接意見聴取(特許法律事務所及び地域別の懇談会を17回開催)の結果を、電子出願関連システムと制度改善に反映した。特に、地域知識センターの地域実情に合うオーダーメイド型の教育と面談の実施、2009年開発したグローバル特許文書作成機を利用した電子出願方法の教育及びマニュアルの提供を通じて注目を集めた。

&lt;表V-1-11&gt;2010年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通出願書式(CAF)の適用を通じ、一度提出した出願文書を翻訳だけすれば主要国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本など)の特許庁に提出できる電子出願ソフトウェア機能改善を遂行</li> <li>・塩基配列目録作成機の便宜機能の改善</li> </ul>
諸証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸証明書発行サービスにおいてマドリッド国際商標の事後指定件に対する</li> </ul>

書サービス分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謄・抄本交付申請の発行機能追加</li> <li>・ 諸証明書発行サービスにおいて1件単位で発行した最初出願の確認書を何件かに併合して申請することができるように改善</li> </ul>
手数料分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人及び中・小企業顧客の手数料納付負担軽減のために特許庁に納付した特許料の一定の割合をポイントで換算し現金のように使用可能な手数料マイレージ システム反映</li> <li>・ 個人にだけサービスするクレジットカードによる納付を中小企業に拡大</li> </ul>
特許路ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許路の出願人情報変更履歴事項の照会機能改善</li> <li>・ 特許路の出願人コード付与申請の本人証明書類欄を新設し、案内文を追加</li> </ul>

2011年は、電子請願サービス懇談会を持続的に実施し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接意見聴取した上、電子出願関連システムと制度を改善した。特に、大学との協議により特許に関心のある大学生を対象に、電子出願関連の教育を行い大きな反響を呼んだ。

<表V-1-12>2011年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グローバル特許文書作成機の性能改善及びエラー検証強化など、懇談会で出た使用者の意見を反映して使用者の便宜を向上</li> </ul>
諸証明書サービス分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録原簿の写本申請を出願人コード発行及び認証書発行/登録など事前登録の手続きをなくし、基本の個人情報(署名、住民番号など)の入力だけでオンライン発行できるように改善を遂行</li> </ul>
手数料分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部の特許手数料(年次登録料)に対しオンラインだけでなくATMで納付ができるように仮想口座サービスの構築</li> </ul>
特許路ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願件に対し審査進捗状況をひと目で確認できるように、審査処理進行事項確認機能の改善遂行</li> </ul>

2012年はユーザーフレンドリーな特許ネット構築のために特許ネット顧客諮問団を発足して運営するとともに、持続的な意見要望を取りまとめて特許路 UI(User Interface)を改善し、これにより諸証明発行の速度改善などに反映させることができた。また、3Dデザイン出願制度の便宜性を高めるため、3Dデザイン多出願顧客の政策懇談会を実施し、3Dデザイン出願可能なファイルを拡大し要望事項を反映した。

<表V-1-13>2012年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
特許路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録原簿など諸証明の発行速度改善</li> <li>・出願件に対し審査進捗状況を一目で確認できるよう審査処理進行事項確認機能改善遂行</li> <li>・特許ユーザーの電子出願に係わる作成ガイドを動画像で提供する電子出願登録案内動画像サービス構築</li> <li>・特許権者の権利を本人が便利に照会及び管理できる年次(更新)登録管理サービス構築</li> <li>・微生物情報及び特許出願の連携状況を照会できる寄託微生物照会登録サービス改善</li> <li>・特許保管箱において登録公報情報を一括して照会できるよう、特許情報院に連携した登録原簿照会サービス構築</li> </ul>
電子出願分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人出願人の仕様明細書作成の品質向上及び審査官の審査業務の効率を高めるため、模範明細書作成方法の内容を補完</li> </ul>

2013年は、オープン「特許路」の開発事業を行い、IEにおいてのみ動作する非標準技術であるアクティブXの代替技術を開発して、Chrome、SafariなどIE以外のブラウザにおいても使用者が「特許路」を利用できるようにウェブの互換性を改善した。また、視覚障害者、聴覚障害者などシステムアクセスが容易でない使用者のアクセス性を高めるために、イメージ代替テキストの提供と、色と関係のないコンテンツ認識、キーボードアクセス性向上によりウェブへのアクセス性を改善した。



&lt;表V-1-14&gt;2013年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
特許路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブ互換性の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>- ウェブ標準技術およびアクティブXの代替技術適用を通してIE以外のChrome, ファイヤーフォックスなどのウェブブラウザも特許路のアクセスが可能</li> </ul> </li> <li>・ウェブアクセス性の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>- イメージ代替テキストの適用などを通して障害者などのシステムアクセスが容易でないユーザーを支援</li> </ul> </li> </ul> <p>*イメージ代替テキスト・イメージで表現されるコンテンツの内容を理解しやすくするためにテキストで提供する方法</p>

#### ハ. 評価及び発展方向

これまで電子出願中心の電子請願サービス高度化に取り組んだことにより、特許ユーザーの電子出願の満足度及び電子出願率が持続的に向上した。今後は、ユーザーオーダーメイド型の電子請願サービスだけでなく、高付加価値特許情報の活用化に向け特許情報の普及インフラ拡大及び情報提供の範囲を持続的に拡大していく計画である。

そこで、既存の電子出願SWを使用者の便宜性強化のために統合・再構築する計画であり、老朽化した通知書閲覧機及び統合ビューアーの高度化を通して、通知書及び添付書類などについての検索機能を強化し、安定的にユーザーが使用できるように改善する計画である。

## 2. ユーザー指向型の特許情報検索サービス(特許ネットKIPRIS)の運営

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

#### イ. 推進背景及び概要

特許制度は国が一定期間の間、発明家に独占排他的な権利を付与する代りに、出願内容を一般人に公開し技術発展を促進することにより、産業発展に貢献できる制度である。そこで、米国、日本、ヨーロッパなどの先進特許庁は、自国技術の保護及び技術活用の増大のため、特許情報の普及に努めている。韓国特許庁は、2000年1月1日から特許情報検索サービス(KIPRIS : Korea Intellectual Property Rights Information Service)を通して、国内外の特許情報を一般国民らに無料でサービスを行っている。また、多様な連携情報及び利用者のためのサービスを提供することにより、国民の知的財産情報の活用強化に努めている。

## ロ. 推進内容及び成果

### 1)特許情報普及の推進

韓国特許庁は、特許情報の活用拡大に重点をおいた多様な政策に取り組んできた。2006年から中小企業、研究機関などのホームページに、KIPRISの検索窓を生成する「出前特許検索サービス」を実施し、2013年末には特許事務所、中小企業、研究所、学校など計427機関で活用している。また、2012年には、初心者を含む多様な階層が、特許情報を便利にアクセスできるようKIPRISホームページを全面改編し、スマートフォンなどを通していつでもどこでも特許情報を検索できるよう、KIPRISモバイルウェブも構築した。

### 2)検索及び照会情報の拡大

特許情報ネットキプリス(KIPRIS)で提供する情報は、初期は国内特許だけであったが、2002年に商標、デザイン資料を追加で提供し、米国、日本、ヨーロッパなどの海外特許の英文抄録(2003年)をはじめ、2006年からは海外特許専門(全文、full text)サービスを実施している。海外特許に対する継続的なサービス提供の努力により、2008年中国、2009年英国、ドイツ、フランスに続き、2011年にはオーストラリア、カナダ、ロシア、台湾の特許情報検索も可能になった。2011年には、特許庁ホームページを通

してのみ提供していたインターネット技術公知検索サービスの提供を開始し、2012年には、公報上の技術移転希望情報に関する検索と詳細情報が見られるようサービスの提供を行っている。また、審査官用の検索システムから提供しているファミリー情報を活用して KIPRISの海外特許ファミリー情報も改善した。さらに2013年には、KIPRISを検索する際に、非特許文献情報、知的財産紛争及び判例情報、Googleポータル情報なども同時に検索できるよう改善するなど、持続的な情報提供の拡大に取り組んでいる。

### 3)普及及び使用方法の改善

このようなデータの規模拡大とともに、利用者の便宜を考慮した政策及びコンテンツ開発も持続的に推進した。2006年には、会員加入及びログインなしで自由に検索することができるようにし、2007年には、言語障壁を解消するための自動翻訳サービスも提供した。また、発行された公報をKIPRISで提供する所要期間も着実に短縮し、2005年に3日から2日に、2008年7月からは当日提供が可能となった。2009年には、KIPRISの特許検索用データベースを特許庁審査官が検索するデータベースと統合させ、審査官が審査に活用する特許情報を一般国民にも同様に提供し、2010年には、利用者の検索便宜を高めるため、関心のある特許情報を自動検索し、その結果を提供するオーダーメイド型特許サービスを実施している。2012年には、これまでの項目別の検索機能の改善を行い「スマート検索」を提供しており、利用者が多様な統計情報を一目で見ることができる「TODAY KIPRIS」を提供している。2013年には、国民の知的財産情報の活用強化に向けて、政府部署(省庁)・自治体・関連機関と協力して国民に対する広報活動を強化し、KIPRISを初めて使用する初心者が、知的財産情報を効果的に検索できるよう、特許情報ネットキブリス「即席で習う」を製作してオン・オフラインを通して配布した。

### 4)これまでの成果

このような特許情報の活用拡大政策により、特許情報ネット(KIPRIS)の利用量も毎年大幅に増加した。KIPRISの利用指標である年間検索回数を調べてみると、2001年88

万回に過ぎなかったのが、2002年203万回、2004年686万回、2006年11月に史上初めて年間検索回数1,000万回を超え、2013年には4,081万回に達した。また、全世界158カ国においてKIPRISを活用するなど、KIPRISは知的財産権情報検索分野において韓国を代表する商品となった。特許情報の普及が、国と産業界の進むべき産業発展の方向指針を提示し、研究開発の重複を未然に防止できる道具としての役割と重要度が日増しに増加することによって、KIPRISの利用者も持続的に増加すると期待している。

#### ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は、一般国民が知的財産権に関する情報を迅速かつ正確、より簡単で便利に利用できるよう、常にユーザーの声に耳を傾けてきた。2012年には、国民に対する特許情報検索サービスであるKIPRISを、初心者など多様な階層がより便利に利用できるように大幅な改善を行い、その結果により2012インターネットエコワードサービス革新大賞を授賞した。また、2013年には、国家知識財産委員会で選定する今年のヒット商品に選定された。これからも特許庁は、より多様な情報を国民が便利に閲覧できるよう持続的なサービス改善を行い、知的財産権情報を円滑に活用できるように取り組んでいきたい。

<表V-1-15> KIPRISの現状

(2013年12月現在)

区分	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年	'10年	'11年	'12年	'13年	
KIPRIS 使用者 登録現況 (人、新規加入者)	大企業	10,919	9,736	10,135	10,139	7,612	2,480	926	221	253	235	360	318	580	571
	中小企業	23,900	23,626	18,512	17,129	14,126	8,832	3,594	905	886	1,059	830	872	1,629	1,608
	弁護士	760	372	400	315	308	68	16	10	17	56	58	21	112	192
	研究所	3,812	3,449	2,593	2,387	2,424	2,473	1,119	430	410	506	388	412	778	806
	個人	70,034	64,352	61,332	64,388	55,785	21,095	7,863	3,052	2,018	2,268	2,243	2,190	3,533	3,805
	その他	10,449	16,544	13,444	13,883	31,447	89,220	36,953	6,295	7,260	6,998	1,889	5,690	4,763	3,228
	合計	119,874	118,079	106,416	108,241	111,702	124,168	50,471	10,913	10,844	11,122	5,768	9,503	11,395	10,210
KIPRIS 検索件数 (千件)	期間別 (増加率)		879 (131.4%)	2,033 (171.2%)	5,514 (24.4%)	6,858 (34.8%)	9,242 (41.2%)	13,049 (23.4%)	16,107 (16.1%)	18,699 (27.2%)	23,785 (16.4%)	27,675 (-1.1%)	27,361 (20.9%)	33,085 (23.3%)	40,805
KIPRIS Plus 検索件数 (千件)	期間別 (増加率)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,729 (71.0%)	13,216 (40.9%)	18,624 (52.0%)	116,033	
ホームペ ージ 訪問件数 (千件)	期間別 (増加率)	1,601 (104.8%)	3,279 (14.8%)	3,765 (9.0%)	4,104 (2.8%)	4,220 (4.9%)	4,429 (76.3%)	7,808 (43.6%)	11,214 (41.9%)	15,914 (-1.3%)	13,863 (12.5%)	15,594 (8.5%)	16,914 (6.3%)	17,972 (3.5%)	18,596

## 第2章 環境変化に応じた知的財産制度の改善

### 第1節 概観

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 チェ・ジョンユン

知的財産を基盤とする創造経済の時代を迎え、知的財産は創造経済の貨幣のような経済成長の核心要素として登場した。国家間の貿易においても知的財産と関連した物品の交易が増加することとなり、WIPO、WTOなど多国間舞台及び二国間の貿易交渉においても、国際知的財産権の規範についての議論が活発に行われている。各国は、国際舞台において、自国有利の知的財産権規範を創出するために努力するとともに、すでに形成された国際知的財産権規範に従って、自国の国内法令の改正努力も並行している。そこで韓国特許庁も、国際知的財産権規範を反映した創意的アイデアの保護及び早期権利化に向け、法制度の改善を推進している。

特許分野の場合は、特許法条約(Patent Law Treaty)など国際規範の反映を通して特許制度の国際調和に取組み、国内外の環境変化に添った特許法及び実用新案法の改正を推進した。出願日先占のための明細書の言語要件の緩和により、外国語で作成された出願書も提出可能とし、請求範囲がない明細書を提出しても出願日が認められるなど、特許出願要件を緩和する改正案を2013年9月に国会に提出した。

また、強い特許創出に向けて、出願人と審査官が適正な権利を作り上げていくポジティブ審査への転換を図り、出願から特許許否決定まで審査の全段階にわたりオーダーメイド型審査を実施するとともに、新製品発売時期に合わせて特許、実用試案、商標、デザイン出願を一括審査する、顧客戦略オーダーメイド型の一括審査制度を導入した。

## 第2節 特許・実用新案分野

### 1. 特許法、実用新案法の国際的な調和及び顧客便宜の増進

特許審査企画局 特許審査制度課 工業書記官 シン・ジンソプ

#### イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁の主なユーザーである、発明者と企業、研究所から提示された不便宜である複雑で難しい特許出願手続きの緩和について、発明の補正が簡単にできるように改善するとともに、特許出願人に対し特許を受ける機会を最大限に保障するなど、特許制度の先進化に向けた特許法、実用新案法の改正作業を推進している。

2013年は、出願人に責任を帰することができない事由により、手続き期間に遅れ出願が消滅された場合、救済できる対象の拡大を行うとともに、出願後1ヵ月以内に特許出願を取消・放棄した場合、出願料と審査請求料だけでなく、優先権主張料も返還できるように特許法を改正した。

また、出願日認定要件の緩和に対する国際的流れ<sup>24</sup>に応じて創意的アイデアを簡単に権利化でき、早い出願日を確保できるように、出願日認定要件を簡素化する内容の特許法・実用新案法の改正案を国会に提出した。

この他にも、職務発明制度の活性化に向け、職務発明補償の優秀企業として選定された企業の出願について、優先審査の申請ができるように特許法・実用新案法の施行令を改正するなど、特許出願と関連した制度改善などの下位法令を改正した。

#### ロ. 推進内容及び成果

---

<sup>24</sup> 出願日認定要件の簡素化などを主な内容にして各国特許制度の統一化・単純化を目標にする特許法条約(Patent Law Treaty)が2000年6月に妥結、2005年4月に発効し、イギリス、フランス、オーストラリア、ロシアなど計32か国(2013年2月基準)が加盟するなど世界的に広がりつつある。

特許制度の先進化に向けた特許法・実用新案法の改正は、改正の必要性及び至急性などにより3段階に分けて推進している。第1段階は、消滅された特許出願の回復機会の拡大(特許法大67条の3の新設)、刊行物に準ずる電気通信回線の範囲規定の整備(特許法第29条第1項第2号)、共同出願対象の明確化(特許法第84条)などを主な内容とする特許法・実用新案法一部改正法律案の法制処審査が終り、国会に提出(2012.6.28)され、国会において一部修正し通過された後、2013年3月22日に改正された特許法(第11654号)、実用新案法(第11653号)の一部改正法律案が公布された。

<表 V-2-1> 第1段階：特許法の主な改正内容

区分	改正内容
特許出願回復機会の拡大	出願人に責任を帰することができない事由により審査請求期間(5年)や再審査請求期間(30日)に遅れた場合、その事由の消滅日から2ヵ月以内に申請すれば出願が回復
手数料返還対象の拡大	特許出願後1ヵ月以内に出願を取消や放棄した場合、出願料、審査請求料以外に優先権主張請求料も返還
電気通信回線範囲制限規定の削除	大統領令で定める電気通信回線を通して公知された発明は特許を受けられなかったものを、その他の電気通信回線を通して公知された発明も特許を受けられないように規定
補正手続きの改善	最終的に補正された発明が何なのか明確にするために、補正手続きにおいて最終的に補正する前に行った補正は取下げと見なす。
共同出願対象の明確化	共同発明者の他に持分譲渡などにより特許を受ける権利を共有することになった承継人も共同で出願できるよう明確に規定

第2段階は、創意的アイデア保護強化などに向けて、出願日認定要件の緩和と関連した、国際的流れの反映及び国内外の環境変化に添った法改正の需要を一括反映して、難しい漢字語でなる法律用語を分かり易い韓国語表現に変え、長く複雑な文章を簡潔・明確に直し、分かり易い法令づくりを推進した。また、出願日認定要件の緩和と関連した改正事項は、制度改善事項が膨大であったため、改正案について多様な庁内

外の意見を追加的に検討を行い、出願日認定要件の簡素化、明細書補正に関する原文主義の導入、民法改正事項の反映及び許可などに伴う、特許権存続期間延長制度の整備などを主な内容とする特許法・実用新案法一部改正法律案を整備し、関連法案を2013年9月に国会に提出した。

<表V-2-2>第2段階：特許法の主な改正推進事項

区分	改正内容
出願日先占のための明細書記載要件の明確化	発明の説明を書いた明細書及び必要な図面を添付した特許出願書が特許庁長に到着した日を特許出願日に認定
出願日先占のための明細書言語要件の緩和	外国語明細書で出願ができるようにし、最先日から1年2ヵ月の期限内に韓国語翻訳文を提出するよう規定
外国語出願の明細書補正基準の転換	外国語国際特許出願の明細書補正基準を外国語明細書に転換(翻訳文主義から原文主義に転換)
特許用語の統一	特許出願書に添付して提出すべき「明細書」を「発明の説明」と「請求範囲」に区分し、現行の国際出願の「明細書」を「発明の説明」に、「請求の範囲」を「せいきゅ範囲」に特許用語を統一
特許料未納に係る特許権回復規定の緩和	特許料の未納により特許権を喪失した場合、その特許権を回復する要件を緩和
国際特許出願の韓国語翻訳文提出期間延長制度の導入	出願人の申請がある場合、韓国語翻訳文の提出期間を1ヵ月延長できるようにした。

第3段階は、特許法条約など国際規範事項である優先権主張の回復、出願補完、以前出願引用などを反映する制度改善であり、これに関する事項は国内外の状況によって今後改正を推進する計画である。

また、創意的アイデア保護強化に向けて公知例外主張要件を緩和し、現行の「出願時」だけでなく、明細書の補正可能期間及び設定登録期間にも公知例外主張ができるように公知例外主張補完制度を整備し、出願人が市場の技術動向に能動的に対応でき



るように、特許登録決定後も設定登録期間まで分割出願できる特許制度の改善を推進している。

特許法・実用新案法の下位法令の改正については、特許法に添って委任を受けた許可などに伴う特許権存続期間の延長対象発明に関し明確にし(2013. 4.3. 施行)、新たに追加された特許出願回復に係る特許法改正事項(法律11654号、2013. 7.1. 施行)の反映のために関連手続きを規定した。また、職務発明補償の活性化に向け、職務発明補償の優秀企業として選定された企業の特許出願を優先審査対象に含め(2013. 7.1. 施行)、個人情報保護強化に向けて特許公報などに掲載した特許権者などの住所掲載範囲を制限(2014.7.1. 施行)するなど、特許法・実用新案法の下位法令を改正した。

<表V-2-3>特許法下位法令の主な改正内容(2013年改正)

区分	改正内容	公布日(施行日)
特許権存続期間延長対象発明の明確化(施行令)	特許権存続期間延長対象発明を薬事法に添って品目許可を受けた新物質を有効成分とする医薬品などに明確に規定	2013.4.3. (013.4.3.)
固有識別情報処理根拠の構築(施行令)	特許権者などの個人情報保護を強化するために登録公告用特許公報などに掲載した特許権者などの住所の掲載範囲を申請によって一部分のみ掲載	2013.6.28. (2013.7.1.)
職務発明補償優秀企業出願の優先審査対象に追加(施行令)	職務発明補償を活性化させるため、職務発明補償の優秀企業に選定された企業の特許出願を優先審査対象に規定	2013.6.28. (2013.9.23.)
特許出願の回復申請手続き構築(施行規則)	特許法改正により追加された責任に帰することができない事由により出願審査などの請求期間に遅れ消滅された特許出願の回復のための申請手続きを構築	2012.6.26. (2013.7.1.)

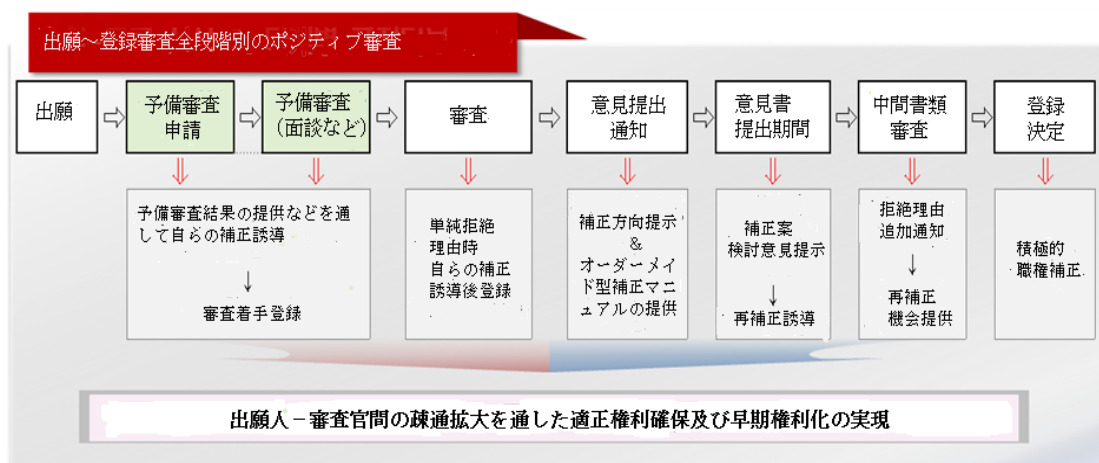
また、出願人と疎通・協力して適正な権利をつくり、正確な審査を行うためにポジ

タイプ形態による審査方式に改善するポジティブ審査施行計画を策定し、製品発売時期と知的財産権取得時期を一致させ、企業の知的財産権戦略策定とポートフォリオ構築ができる一括審査制度を以下のように実施した。

■ ポジティブ審査

審査効率性向上の観点から接近する拒絶可否判断中心のネガティブ審査方式の運営から脱皮し、出願人と疎通・協力を行い適正権利をつくり、正確な審査ができるポジティブ審査方式審査のパラダイムへ転換するため、審査の与件などを考慮して段階別に施行計画を策定した。

<図V-2-1> ポジティブ審査の概要



また、2013年は、審査官が拒絶理由を通知する際に適正権利を有することができるように、補正の参考となる補正方向を提示するなど、ユーザー中心の審査通知サービスの活性化に取り組んだ。2014年は、適正権利の早期権利化及び正確な審査を目指し、予備審査制度を試験的に施行する計画であり、代理人なしで直接手続きを取る際に、拒絶理由に対する適正な補正方法を知らず、補正において困っている出願人のために、拒絶理由を通知する際の「分かりやすい補正マニュアル」を提供する計画である。

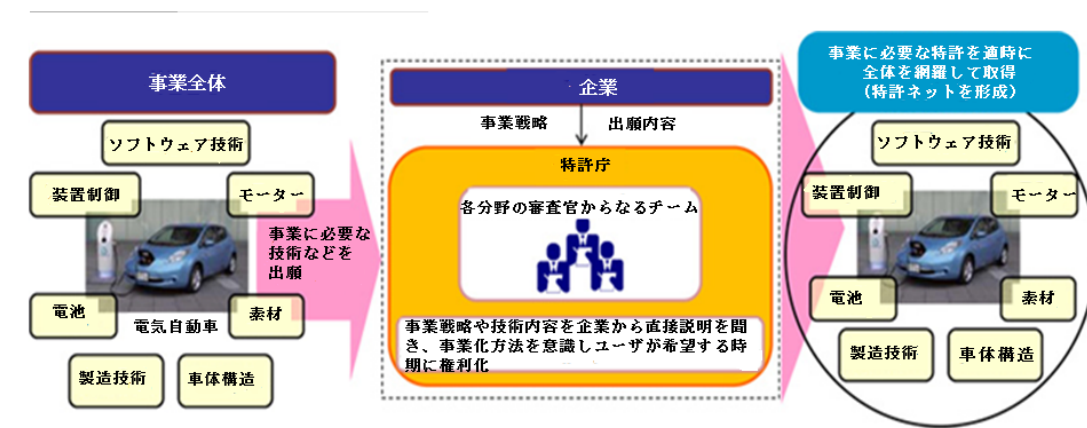
■ 一括審査制度の実施

技術がグローバル化して事業形態が多様化するにつれ、事業戦略上の知的財産を取

得して活用がますます重要となっている。そこで、企業の事業戦略に必要な知的財産の包括的な確保を支援するために、事業と関連する出願群を一括して審査する企業先約オーダーメイド型一括審査制度を導入した。

一括審査制度とは、一つの製品と関連する幾つかの知的財産権の出願を出願人が希望する時期に合わせて審査する制度である。

<図V-2-2>一括審査制度の運営



2013年12月から特許・実用新案を対象に一括審査制度を施行した。一括審査の実施申請の対象は、優先審査に選定された出願であり、「事業実施又は準備」。「海外輸出」関連の特許・実用新案の出願である。中小企業及び創業の支援のために「ベンチャー企業」、「技術革新型の中小企業」、「1人創造企業」の出願も一括審査の申請が可能である。また、出願人が違っていても大企業製品において、中小企業から調達を受けた部品が含まれている場合、大企業と中小企業が関連する出願について同時に審査が受けられるようにし、大・中小企業間の共存にも寄与する制度を設定した。

一方、一括審査を行う前に担当審査官を対象に、企業が申請出願した技術の内容について事前に説明する「技術説明会」を開催し、出願人と審査官の技術内容に対する円滑な意思疎通を通して一層正確な審査を支援する。

このような特許・実用新案を対象に実施した結果を基に、2014年4月からは、産業

財産権である特許・実用新案から商標・デザインまで一括して審査できるように拡大して施行する計画である。これを通して企業の総合的な知的財産権の戦略策定及びポートフォリオ構築がよりしやすくなると期待される。

#### ハ．評価及び発展方向

2013年は、特許出願の回復対象を拡大するなど特許制度の先進化に向けて、特許法の一部改正を完了し、創意的アイデアの保護強化のために、出願日認定要件の簡素化などを主な内容とする、特許制度先進化に向けた特許法・実用新案法の改正案を2013年9月に国会に提出した。

また、創意的アイデアの保護強化に向けて、公知例外主張の補完制度の導入及び登録査定後の設定登録期間に分割出願ができる制度の導入などを内容とする、特許法・実用新案法の改正を推進している。2014年も規制撤廃及び非正常の正常化に向け、国民と疎通しながら特許法令の改正を持続的な推進に取り組んでいきたい。

## 2. 世界的水準の特許・実用新案審査基準の改正

特許審査企画局 特許審査制度課 工業書記官 ウィ・ジェウ

#### イ．推進背景

審査結果を国際的に相互交換して活用する審査業務の国際協力時代を迎え、世界的に認められる品質の高い審査を行うために、優秀な審査人材及び審査支援インフラの拡充に加え、具体的で明確な審査基準の構築が必修的である。

このような状況において、先制的に対応して韓国の審査環境に適合したグローバル水準の審査基準にアップグレードするため、2009年に特許要件一部審査基準の改正に続き、2011年1月に明細書記載要件、発明の単一性、新規事項の追加など、特許審査

全般にわたる審査基準の改正作業を遂行した。

また、2011年7月には、改正した特許法・実用新案法を反映して明細書の背景技術の記載に関する審査基準の新設と、その他の優先審査及び審査手続きに関する審査基準を補完している。

2011年12月2日に韓－米FTA履行に向けた改正特許法が公布されたことを受け、2012年3月にはこの改正法の内容を反映し、微生物寄託、請求項の記載、分割出願の可能期間に関して国際的な動向を反映し、出願人の手続き的な保障を強化する方向で補完した。

2013年3月に改正された特許法(法律第11、654号、2013年3月22日公布、2013年7月1日施行)が公布されることにより、この改正法の内容を反映した審査基準の改正が2013年7月に行われた。

#### ロ．推進内容及び成果

2013年7月の審査基準改正は、特許法改正を反映するとともに、創造経済実現に向けた国民中心の制度改善策の中で、審査指針による補完として可能な事項に限り改正が行われた。

主な改正内容を調べてみると、改正特許を反映したて電気通信回線を通して利用可能な発明は、すべて特許法20条第1項第2号の先行技術となることから、電気通信回線の種類に伴う公知内容を明確にした。また、拒絶理由通知に伴う指定期間内に複数の補正書の提出がある場合、最後の補正以前のすべての補正は、取下げと見なす特許法改正事項を審査基準に規定した。

創造経済の実現に向けた国民中心の制度改善の取組みとして、単純なミスによる拒絶査定を最少化するため、補正書に一部の補正が漏れたとしても意見書にその補正の意思及び補正内容を記載すれば、審査官の裁量で同一の拒絶理由を再通知できるよう

にした。また、職権補正を拡大し指示対象が文言上不一致であっても、明確な誤記と見なす類型を、職権補正の対象に該当する旨を明示して判断事例を提示した。

複数公知の公知例外主張については、出願書に公知例外適用を表示すれば、公知事実の情報を記載しなくても、公知例外主張の趣旨が記載されたものと見做し、期間内に証明書類を提出することにより、その公知事実について公知例外として認めるよう審査基準を明確にした。また、密接不可分関係を拡大し、研究結果による同一な発明の学術的な発表行為との間は、密接不可分関係を擬制するようにした。

指示対象判断については、指示対象が文言上一致しなくても、記載不備でない明白な誤記とみなす類型及び事例を追加し、明白な誤記に該当する記載は、拒絶査定及び補正却下査定をしないように明示した。

背景技術の審査基準補完については、背景技術が請求項発明に関するものであるか否かについては、技術分野、解決すべき課題、課題の解決手段を重点的に考慮した上で判断し、技術分野の基礎的な技術が少ない場合は、背景技術の認定可否判断の原則を具体的に提示しながら実際の審査事例を基に判断事例を追加した。

独立項及び従属項の単一性判断方法については、独立項が新規性、進歩性がない場合には、従属項との間に関する単一性の審査方法をより具体化して提示した。

審査保留基準については、原出願が拒絶査定不服審判係留時に、原出願と競合する分割出願の審査において、第36条第2項の拒絶理由だけある場合には、原出願を補正できないことを鑑み審査保留できるようにし、その他の拒絶理由については、正常的に審査を進めるようにした。

2013年7月の審査基準改正により、創造経済の実現に向けた国民中心の制度改善の取り組みに寄与でき、単純な補正漏れについて同一の拒絶理由を再通知することにより、出願人の手続きの機会をより充実に保証できるものと期待される。

一方、特許審査の国際協力の基調にのって、2011年からは、特許・実用新案の審査指針書のうちの3、4、5、6部についてのみ英文版を提供し、2012年に残りの1、2、7部について英文版を完了し、2013年3月に審査指針書の全体に対する英文版を発刊した。

#### ハ．評価及びは発展方向

韓国の特許制度が、ユーザーの要求に対し積極的に応じて「ユーザーオーダーメイド型」へと改善を行い施行したことにより、企業などの特許ユーザーに利便な特許制度の基盤整備が整い、これにより特許ユーザーからの満足度も高くなった。また、知的財産権の世界化の時代を迎え、特許・実用新案の審査基準も先進国水準に引き上げることにより、国際国際協力において問題が発生しないよう備えることができた。

2014年には組織改編により単位技術が多数の局と課に分散され、技術分野別審査基準の統合管理が必要となった。技術分野別の審査基準管理システム再整備の必要に応じて、技術分野別の審査基準を審査指針書に反映して統合する計画である。これを通して審査基準の一貫した運営が可能となり、外部の信頼度を高め、外国審査基準の運営状況と附合し、ユーザーの指向的なグローバル水準の特許・実用新案の審査基準を維持・補完する努力を続けていく計画である。

## 第3節 商標・デザイン分野

### 1. 商標法全面改正の推進

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・ホジン

#### イ. 推進背景及び概要

商標法は1949年に制定して以来、単発性の制度改正、需要による細かい部分の改正などにより枝条項が多すぎ、特定位置に集中配置したことにより法律の複雑性が加重され、論理的一貫性が欠如し国民の商標法に対する理解度が低下した。一方、登録主義という制度を悪用して不使用貯蔵商標を増加させ、正当な権原のない者が商標を先占して不当な権利行使をするなど商標権乱用行為が増加しているため、これを補完する必要性があった。

そこで、法律の整合性を高め、登録主義の原則下で使用主義要素を補完し、商標制度の悪用を防止するとともに、不合理な慣行を除去して出願人の利便性を向上させ、不必要な規制を緩和することにより、公正で合理的な制度の構築に取り組んできた。

#### ロ. 推進内容と成果

今回の商標法全面改正の主な内容は次のとおりである。

##### 1)商標の使用による識別力認定要件の緩和

現行の規定は、商標の使用による識別認定基準の要件が高すぎて、他人の模倣行為に対する適切な対応が不十分であり、インターネットなど情報通信産業の発達により、すでに関連の需要者や取引業者が商標所有者がだれなのかを知っていながらも、これを模倣する行為について積極的に対応できないことは、商標所有者にとって厳しい状況といえる。そこで、改正案は元から自他商品の識別力のない商標であっても、長い



間、自己商品の表示として関連の取引先や一般需要者に認識されてれば識別を取得したものと見做し、商標登録を受けられるようにしたのである。

#### 2)商標権侵害による損害賠償請求権者を実使用者に限定

使用していない商標を先占する目的で登録した後、類似商標を使用している者に対し権利行使の警告状を送りつけ、示談金や損害倍賞の名目で請求権を行使する場合、実際に営業上において損害が発生していないのに、損害賠償を請求することはできないということを明らかにした。

#### 3)同日に2以上の出願が競合した場合は、先使用者の出願を認定

同日に同一・類似の商品に2以上の商標登録出願があった場合、両者間の協議により出願人を決めるが、協議が成立しなければ先使用者が先に登録を受けられるようにした。

#### 4)商標の定義・概念などの整備

概念上の重複や拡大可能性のない説明は削除し、標章の類型を例示的に列挙することにより商標権の保護範囲を拡大させ、商標の定義が簡潔でなく、商標として機能するすべてのものを商標として登録することが可能なのに、これを限定的・列挙的に定義したと誤解される余地があり、商標とサービス票の区分により法体系が複雑であったため、サービス票を商標に一元化した。

#### 5)著名商標の希釈化が憂慮される商標の登録禁止

営業上の信用が化体されて著名となった商標を、商標権者以外の者が他の商品に使用したことにより、商標の名声に損傷や識別力がなくなることは、商標権者の財産的利益の損失だけでなく、需要者も出所の混同により損害を受けることがあるため、このような商標の登録が拒絶できるよう根拠の条項を設置した。

#### 6)信義誠実の原則に違反した商標登録出願の拒絶規定新設

他人との契約などで特定関係であった者が、その特定関係により知ることになった他人の商標を自己の商標として出願し、先占することを防止するために、その登録を拒絶できる根拠の条項を新設した。

#### 7)商標不登録事由に該当するか否かの判断時点の変更

商標不登録事由に該当するか否かを商標登録出願時に判断することになれば、瑕疵やすでに消滅した事由などにより商標登録を受けられない不合理な結果を招き、出願人は関連の事由が消滅されたとしても再び出願をしなければならないなど、時間と費用の不経済が発生するため、悪意的な模倣商標に関する規定は除外し、商標登録の可否査定時に不登録事由に該当するか否かについて判断するように変更した。

#### 8)不使用取消審判制度の合理的な補完

不使用商標の累積により出願人の商標選択範囲が狭く、商標検索範囲の増加に対する負担が発生しており、取消審判請求時の利害関係の有無に対する争いと、これに対する判断により審理の遅滞が頻繁に発生していた。また、不使用商標に対する移転交渉が提起されると、審判請求が行われることに備え、名目的な使用で使用証拠を操作し登録商標の取消を免れるなど、不公正な商標の使用行為が問題となっている。権利として保護すべき実体がないにもかかわらず、登録という形式的な行為に対し民・刑事上の責任を認めていた不合理を除去するために、不使用取消審判の請求人適格を「何人」に拡大し、不使用取消審判請求日3ヵ月以内で使用した行為に対しては、取消を免ずるために「名目的使用として推定」とし、不使用取消審判が確定されれば「その審判請求日に遡及」して権利が消滅したこととする制度を改善した。

#### 9)商標共存同意制度の導入

現行は、商標出願が先登録された商標と同一・類似により拒絶査定の見解が通知された場合、出願人が先登録商標権者からその登録に対する同意書をもって提出してもその出願は拒絶される。しかし、過度な分離観察により類似範囲を広く見るなど、市場状況を反映していない商標審査となる可能性があるとして反省し、審査官から先登録・先出願商標と同一・類似であるという意見提出の通知を受けた出願人が、その商標権者から登録に関する同意書をもって提出すれば、特別な事情がない限り登録できるように関連規定を設置した。

#### 10)その他の改正事項

この他に出願人の錯誤による誤記が明白な場合、審査官が職権で出願を補正することができるようにし、商標権消滅後1年間の出願禁止規定の削除、商品分類転換登録に係る条項の削除、指定商品別の権利範囲確認審判請求制度の導入、分かりやすい法令づくり勧告案の反映など、出願人の利便性向上と法律整合性のための改正案を構築した。

#### ハ. 評価及び発展方向

商標法は知的財産権法制度の一つであるが、創作性を保護する法でなく、商標の混同による需要者及び営業する者の不利益と、市場競争を保護するための法制度といえる。今回の全部改正においては、商標権が不公正競争行為の手段として使用されないように公正性の確保に重点を置き、不合理な制度を改善して国際的な標準に適合する商標制度を構築することにより、韓国企業の営業活動の便宜を高めることに焦点を合わせた。

## 2. デザイン保護法改正の推進

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 書記官 ゴ・ジェホン

## イ. 推進背景及び概要

21世紀の感性の時代を迎え、グローバル一流企業は革新的なデザイン、創造的なブランドイメージなど差別化されたデザインで企業の競争力を高めている。

しかし、このようなデザインの重要性と比べ、現在の韓国のデザイン保護制度は1961年に「意匠法(現デザイン保護法)」制定して以来、デザイン無審査制度、複数デザイン制度の導入、部分デザイン制度の導入などの一部において制度の改善はあったが、デザイン創作レベルの向上と、デザイン創作者の権利保護するなどのデザイン登録出願人のための制度改善には力不足であった。

そこで韓国特許庁は、デザイン団体、企業、学界及び弁理業界など多様な分野における意見と批判を受け入れ、デザイン創作性要件の強化と複数デザイン登録出願の向上を大幅に改善する一方、類似デザイン制度を廃止して関連デザイン制度を導入する内容を中心にデザイン保護法の全面改正案を推進して2013年5月に公布し、2014年7月1日から施行する予定である。

また、デザイン分野の国際出願システムである「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」加入に向けた法律内容を改正案に反映することにより、一つの手続きで各国に出願する効果を収めると同時に、登録後にもデザイン権の一元的な管理が可能となり、国際出願方式における出願人の便利を図った。

## ロ. 推進内容及び成果

### 1)デザイン創作性要件の強化

現行の規定によると、公知デザインの結合又は国内で広く知られる周知の形状などにより、容易に創作できるデザインについてのみ、その登録を拒絶していた。しかし、改正案では、デザイン登録出願前に国内だけでなく国外でも広く知られた形状・模様・色彩又は、これらの結合により容易に創作できるデザインも創作性のないものと

見做し、デザイン登録を受けられないようにした。

また、公知デザインの結合だけでなく、単独の公知又は周知デザインから容易に創作したデザインについても、デザイン登録を拒絶することができるように規定することにより、最高裁判所の判例(2008フ2800)と一貫性を維持することになった。

さらに、周知の形状を国外まで拡大することにより、外国の有名なデザインを模倣したデザイン登録を排除することができ、国内デザインの創作水準を高め、他人のデザインを模倣しない社会的雰囲気造成されることが期待される。

## 2)関連デザイン制度の導入

現在の類似デザイン制度は、自己の先登録又は先出願デザイン(基本デザイン)に対する類似デザインに対してのみ、自己の先行デザインによる新規性違反及び先出願主義の違反としてデザイン登録を拒絶せず、登録をしてあげる制度である。

しかし、類似デザイン権でデザイン登録を受けた場合、基本デザインと同一に審査を受けて設定登録料を納付しても、その権利範囲が基本デザイン権に合体されて独自の権利範囲がなく、類似デザイン権として登録する意味がないとの批判があった。

そこで今回の改定案は、類似デザイン制度を廃止し、基本デザインと類似な関連デザインに対し、独自の権利範囲と存続期間を付与する関連デザイン制度を導入することによって、デザイン権の保護が一層強化される見通しである。

## 3)複数デザイン登録出願制度の改善

現在の複数デザイン登録出願は、デザイン無審査物品に限り20件以内のデザインを1デザインとして登録出願でき、秘密デザインの請求、補正却下、出願公開、デザイン登録査定及び拒絶査定をした場合、複数デザインで登録出願されたデザイン全体に対し請求や審査を遂行しなければならない不便さがあった。

そこで、改正案では審査・無審査(改正案は「無審査」を「一部審査」に変更)物品の可否を問わず、同じ物品類(デザイン保護法施行規則別表第4号)に属する物品については、100件まで出願可能とし、複数デザイン登録出願されたデザイン一部についても、秘密デザインの請求、補正却下、出願公開、デザイン登録査定及び拒絶査定ができるように改善するなど、出願人の便宜を一層高めることができる。

#### 4)ハーグ協定に伴う国際出願手続きの導入

国内出願人が、一つの出願書に登録を受けようとする複数の国を指定して直接又は締約該当者の官庁を通してWIPOに提出すれば、指定したすべての国に出願した効果が付与される国際デザイン出願制度を導入することにより、韓国国民が海外においてデザイン権を簡単かつ便利に取得できるようにした。

また、外国の出願人が韓国を指定国にして国際デザイン登録の出願をした場合には、原則的に国内において出願したのと同様な効果を付与することとし、審査と関連した全ての規定が適用され、協定と相違する一部分については、別途の特例規定を設定して国際出願に対する審査登録の手続きを明確にした。

#### 5)その他の改正内容

デザイン創作性要件の強化、関連デザイン制度の導入、複数デザイン登録出願制度の改善の他にも、拡大された先出願適用の自己出願例外、デザイン権存続期間の延長、新規性喪失例外主張手続きの改善、職権補正制度の導入、手数料返還対象の整備、再審査請求事由及び補正機会の拡大、デザイン登録出願手続き上の補完制度の導入、デザイン無審査の用語変更、民法改正事項の反映及び分かりやすい法令づくりの整備基準に従って法令を整備した。

＜表V-2-4＞デザイン保護法改正の前後の権利範囲比較

区分	現行	改正(案)
複数デザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無審査品目</li> <li>・ 最大20件まで認定</li> <li>・ 全体登録/全体拒絶</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査/無審査品目すべて可能</li> <li>・ 最大100件まで可能</li> <li>・ 一部登録/一部拒絶</li> </ul>
拡大された先出願	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人出願も適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人出願は除外</li> </ul>
存続期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設定登録日から15年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設定登録日から出願日後20年</li> </ul>
職権補正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明白な誤記である場合、審査官が職権で補正可能</li> </ul>
新規性喪失例外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願時主張&amp;出願日後30日以内に証明書類提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査官が拒絶理由の通知と第三者の異議申請や無効審判請求があった場合、意見書(答弁書)などで主張</li> </ul>
類似デザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独自の権利範囲は認定されない(判例)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連デザイン制度に変更-独自の権利範囲認定</li> </ul>
再審査請求事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図面の補正に対してのみ再審査請求可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補正事項全部に対し再審査請求可能</li> </ul>
デザイン無審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デザイン無審査登録出願</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デザイン一部審査登録出願</li> </ul>

#### ハ. 評価及び発展方向

デザイン保護法改正は、2010年7月のデザイン制度改善方案及び2011年9月のハーグ協定に伴う国際出願導入などの一部改正法律案が国会に提出されたが、2012年5月に第18代の国会任期満了により自動廃棄となった。

そこで韓国特許庁は、2012年6月に国会へ提出した法律案とともに、デザイン無審査の用語変更、分かりやすい法令づくりなどの追加的な改正要因も反映して、これまで単発的な部分改正により発生した202の全体条文に対する113枝条文を解消し、法律の条文体系に合わせデザイン保護法全面改正(案)を策定して、2012年9月に立法予告と

公聴会を開催し、2013年1月に国会に提出して5月に公布した。

しかし、2010年に国会へ提出した法案のうち、デザイン保護対象及びデザイン保護範囲の拡大は、デザイン成立要件である物品性要件の欠如及び著作権との重複保護など、国民のデザイン自由実施の利益を侵害するとの理由により、立法予告及び公聴会を通して大韓弁理士会、デザイン企業協会、文化観光体育部などが反対意見を提出したため、今回の全面改正案に反映することができなかった。

今回のデザイン保護法全面改正を通して、デザインの創作性要件が強化されることにより、より質の高いデザイン権が登録でき、産業発展に貢献できるものと判断され、関連デザイン登録及び存続期間の延長などを通してデザイン権が保護を受けられるものと期待されるとともに、韓国企業の優秀デザインが海外において簡単かつ迅速にデザイン権を確保できるデザイン国際出願制度を導入することにより、デザインの競争力が一層強化されるものと期待される。



## 第4節 審判分野

### 1. ユーザーオーダーメイド型審判制度の施行

特許審判院 審判政策課 技術書記官 キム・ムギョン

#### イ. 推進背景及び概要

合理的な審判処理計画の策定、審判官自己の努力で審判処理目標の超過達成、院長主宰の審決文読会及び審判品質評価委員会の開催による審判品質の向上活動、口述審理争点の審問書及び審決文電子送達制度の導入を通じた審判制度システムの改善、計46回の審判便覧の改正会議を通して審判便覧(第10版)改正と、分野別の最高裁判所の判例分析集発刊による審判インフラの構築などの多様な努力を通して、2003年14ヵ月であった審判処理期間を2011年9.5ヵ月、2012年9.0ヵ月、2013年8.5ヵ月と持続的に短縮することができた。

一方、2012年1月に最高裁判所全員合意体は「侵害訴訟を担当する裁判所も特許無効確定前の進歩性判断を通して、その侵害可否の判断ができる」と判決(2012.1.19.宣告最高裁判所2010ダ95390判決)したことによって、訴訟とともに進行中である無効審判又は権利範囲確認審判の処理が遅延される場合、審判結果を待たずに判決できる余地が大きく拡大されたが、最近当事者系の審判事件の場合、審判処理期間が2011年7.7ヵ月、2012年6.8ヵ月、2013年6.3ヵ月となり、一般民事裁判所の法廷処理期間である5ヵ月より依然に高い水準であり、一般民事裁判所に侵害禁止仮処分を申請した場合に3~4ヵ月以内に処理されるという点を鑑みると、画期的な審判処理期間の管理だけでは多様な審判当事者の要求に応じることに限界があるため、特許審判院は「ユーザーオーダーメイド型の審判処理制度」を設定して施行している。

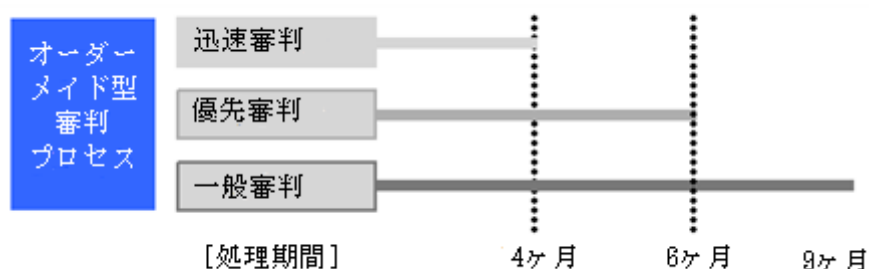
#### ロ. 推進内容及び成果

特許審判院は特許紛争の効率的な処理のために、迅速に処理すべき審判事件に対す

る審判手続きを3トラック(迅速審判、優先審判、一般審判)を設計して管理している。

迅速審判は、裁判所で侵害訴訟が係累中の権利範囲確認審判事件と両当事者が迅速審判の同意書を提出した事件及びグリーン技術と直接関連した特許出願のうち、超高速審査による査定についての拒絶査定不服審判事件を対象にしており、迅速審判の手続き進行は答弁書提出期間満了日から1ヵ月以内に口述審理を開催し、口述審理の開催日から2ヵ月以内に審決することを標準手続きとして設定し、審判請求日から4ヵ月以内に当事者が審決文を受け取ることができるようになる。そして、既存の優先審判事件と一般審判事件については、各々処理期間が6ヵ月と9ヵ月を基準に審判手続きを進行することになる。

<図V-2-3> オーダーメイド型審判プロセスの概要



一方、最近持続的に迅速審判の対象を拡大している。2010年には、無効審決取消訴訟の弁論終結前に請求された訂正審判を迅速審判の対象に追加、2012年には、侵害訴訟提起後に請求された無効審判、貿易委員会の不公正貿易行為調査の開始決定事件、審判請求前の侵害禁止仮処分申請が裁判所に係留中である事件を迅速審判の対象に追加、2013年には、侵害訴訟に係る無効審判と無権利者の特許という理由で請求された無効審判事件も迅速審判に含めることによって、特許紛争と関連する事件に対し迅速な処理を図っている。

<表V-2-5> 2013年迅速・優先及び一般審判の対象件数

2013年請求	商標・デザイン	特許・実用新案	全体

迅速審判	12	79	91
優先審判	334	715	1,049
一般審判	4,221	7,653	11,874
合計	4,567	8,447	13,014

#### ハ. 評価及び発展方向

以上のように特許審判院は、迅速審判、優先審判、一般審判の3トラックユーザーオーダーメイド型審判処理制度を充実に推進し、特許紛争中の当事者に迅速な結果を提供した点においては高く評価されるべきところだ。

しかし、審判官の業務負担が依然と高く、ユーザーの要求をすべて受け入れることが難しい状況であるため、審判請求が増加した場合は審判処理期間は遅延が生じ、侵害訴訟裁判所において特許の有効性について直接判断する可能性もあることを鑑みると、今後さらに補完すべき側面もある。

審判の結果が裁判所及び他の行政機関で十分に活用できるよう、審判制度や運営上の改善点を発掘して整備するとともに、関連機関との有機的な協力体制の構築も並行すべきである。

## 2. 韓・中・日の審判分野交流協力基盤の強化

特許審判院 審判政策課 行政事務官 シン・ジョンオク

#### イ. 推進背景及び概要

東北アジア地域がグローバル経済の中心地として浮上し、知的財産権分野における協力の必要性に対する認識が高まっている。また、東北アジア地域だけでなく、世界全体の知的財産権紛争の予防と効率的な解決策が講じられている。

特許審判院は、中国・日本などへ韓国企業の進出が活発に行われており、知的財産権紛争が予想される国だけでなく、グローバル経済体制の主な国との審判分野における協力関係を持続的に発展させていくことにより、韓国企業が現地において、知的財産権紛争の予防及び迅速かつ正確な紛争解決により、保護を受けられる環境の造成に努力をしている。

審判分野の国際協力は、これまで審査分野に比べ相対的に不十分であったが、努力を重ねた結果、韓・中・日の審判専門家会合を開催し、韓・中特許審判間でMOUを締結するなど、韓・中・日業務協調のための基盤を整えたといえる。

#### ロ．推進内容及び成果

2010年の韓・日特許庁長官会合にて韓・日両国間の審判専門家会合を開催することに合意し、2010年から毎年韓・日審判専門家会合を開催している。この会合を通して韓・日両国は各国の審判制度についての情報交換と相互理解を増進させ、両国の審判制度の違い点と長・短点を把握し、審判制度を一層発展させるために尽力している。2013年の日本で開催した第4回韓・日審判専門家会合では、韓・日審査官交流プログラムを実施することに合意し、同年11月に日本の審判官が韓国特許庁を訪問し、口述審理の傍聴及び関連案件について討論を行った。2014年には韓国特許庁の審判専門家を日本審判院に派遣する予定である。

2012年の韓・中特許/商標庁長官会合時には、両国の審判院長の会合開催について合意し、2013年3月に北京において韓・中特許審判院の会合においてハイレベルにおける会合の定例化、審判官交流、審判情報の交換などを要点とするMOUを締結した。

中国、日本との二国間の会合を通して相互制度の理解及び情報交流を実施したこと以外にも、2012年の韓・中・日特許庁長官会合において韓国特許庁は、特許紛争予防及び紛争解決のために3国の審判専門家会議体の新設について提案したことにより、2013年8月に第1回の韓・中・日審判専門家会合が日本において開催され、3国間の審判

分野における協力のための基盤を造成した。

2013年10月に特許裁判所及び米連邦巡回控訴裁判所と「2013年韓・米知財訴訟コンファレンス」を共同開催し、知的財産権分科セミナー、韓米特許庁長官懇談会、模擬裁判など、知的財産権関連の多様なプログラムに参加するなど、対外及び海外の知的財産権機関との協力を強化した。

#### ハ．評価及び発展方向

韓・日審判専門家会合及び韓・日審判官交流事業の実施により、韓・日両国審判院の定期的な交流の機会が設けられ、また、米・日より先駆けて韓・中特許審判院間の審判協力に対するMOU締結を行い、韓・中間の実質的な協力に対する利益を確保できた。今後も韓・中・日審判専門家会合を通して持続的に既存の事業に積極的に参加し、新規事業の発掘により、韓・中・日協力体制の構築に貢献する予定である。

特許審判院は、韓・中・日協力を基盤に米国、EU及びアジア国の審判分野における協力など、二国間及び多国間において多様で充実した協力を推進していく計画である。

## 第3章 知的財産情報の拡充及び情報サービスのレベル向上

### 第1節 概観

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

創造経済の実現及び政府3.0課題の成功のために、公共情報の民間開放・共有の拡大が重要視されており、韓国特許庁もこれに応じて知的財産情報の民間開放・共有拡大を行い国内の知的財産情報の国内外活用の活性化を図るために持続的に尽力している。特に、知的財産情報の開放・共有拡大のために「特許情報DBの構築」と「知的財産情報サービスのレベル向上」を重点的に推進している。

韓国特許庁は、世界全体の特許出願件数の約80%を占めるIP5特許庁の一員として、出願量にまけないほど特許審査の品質向上に努力を重ねている。このために「審査支援の再創造」を宣言し、特許審査官に品質の高い多様な特許・非特許情報を提供するために努力しており、R&D研究人材、個人発明家などの出願前の先行技術調査及びIP戦略の策定などの支援をために、国民に対する検索サービスの拡大提供も推進している。

国際協力の強化により米国、日本などIP5国の特許情報だけでなく、ロシア、ベトナムなどの新興国の特許情報の入手及びDB構築を推進しており、論文、標準技術文書、アイデア公募展の受賞作など多様な非特許文献のDBも持続的に拡充している。また、非特許文献の特許審査活用のために2013年には、審査官のための非特許統合検索システム(N-PIS)を構築し、2014年にサービス開始して審査品質の向上に寄与する予定である。2013年に新規で構築した標準技術文書DBは、特許情報ネットKIPRISを通して民間への開放を推進中である。

海外特許情報のDB構築だけでなく、国内の特許情報の国内外での活用強化のためにインターネット特許情報を発刊し、審査官及び国民に対する検索システムを通して海外特許情報と統合検索を提供しており、海外において韓国特許を迅速かつ正確に活

用できるよう、韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

DB構築とともに一般国民のために、モバイル検索サービス及び海外特許検索サービスを拡大して知的財産統合検索の支援などを行い、特許情報オンライン検索サービス活用の活性化にも尽力している。

韓国特許庁は、多様な特許ユーザーの要求事項に対する分析と受入れを通して、今後、一層品質が高く便利な特許情報サービスの提供を推進する計画であり、韓国特許情報の海外保護強化のためにも絶え間ない努力をする計画である。

## 第2節 特許情報DB構築

### 1. 知的財産権情報データの拡充と管理

情報顧客支援局 情報活用チーム 行政事務官 カン・キョンホ

#### イ. 検索DBの持続的な拡充

##### 1) 推進背景及び概要

韓国特許庁は、国民と審査官が先行技術を検索する時に活用できるように、1999年から国内及び海外の知的財産権検索DBを構築している。現在、米国特許庁など海外3機関から特許技術のデータを入手しており、この中で米国、ヨーロッパ、日本などの主要知的財産先進国の特許技術データを検索DBに搭載して検索に活用している。2013年12月末基準で検索DBに搭載した国内及び海外知的財産権のデータは23,696万件に上っており、これは前年比1,618万件が増加したものであり、毎年1,000万件以上の増加趨勢である。現在審査官の利用率を基準にみると、日本、米国、ヨーロッパのデータ利用率が高い。

2008年には世界各国の特許庁が、国際特許審査過程において義務的に調査しなければならぬPCT最小限文献に含まれ、韓国の検索DBの品質が重要な事項として台頭した。これにより韓国特許庁は2009年に整齐用DBを構築し、国内外において入手したデータを検索DBに搭載する前にデータエラーなどを体系的に整備・加工するシステムを整えた。また、2009年には「データ品質管理システム」を構築し、エラーデータの発生を未然に防止でき、既存データのエラーを自動的に探知して整備できる体系も整えた。2012年にはデータの流れを統制してシステム間の連携を通して、エラーの発生要因をより簡単に追跡や分析できる「データの流れを管理する情報システム」を構築した。

##### 2) 検索DB構築の状況



＜表V-3-1＞特許及び実用新案の検索DB構築状況

(2013年12月末基準、単位：千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内 特許	書誌	1983-2001	Text	8	6,152
	公開公報	1947-1998	Image	413	
		1983-2005	SGML	1,088	
		2005-	XML	1,174	
	公告公報	1947-1998	Image	144	
		1979-2005	SGML	459	
		2005-	XML	858	
英文抄録(KPA)	1979	SGML/XML	2,008		
国内 実用	書誌	1948-2001	Text	252	1,431
	公開広報	1983-1998	Image	373	
		1983-2005	SGML	132	
		2005-	XML	63	
	公告公報	1947-1998	Image	142	
		1979-2005	SGML	376	
		2005-	XML	93	
日本	書誌	1975-1998	Text	6,968	44,885
	公開請求項/明 細書	1986-1992	SGML	823	
	登録請求項/明 細書	1986-1993	SGML	929	
	特・実公開登録 (実用)公報	1971-1996	Image	8,045	
		1993-2004	SGML	4,372	
		2004-	XML	3,896	
特・実公告	1950-1979	Image	1,765		

		1994-2004	SGML	1,522	
		2004-	XML	1,815	
	特許抄録イメージ	1975-1996	Image	5,159	
	特許英文抄録(PAJ)	1976-	SGML	9,591	
ヨーロッパ	DOCDB2.0	1974-	Text	90,931	97,349
	ヨーロッパ公開(Espace-A)	1978-1999	Image	914	
		1975-2004	SGML	1,477	
		2004-	XML	1,177	
	ヨーロッパ公告(Espace-B)	1980-1999	Image	358	
		1980-2004	SGML	742	
		2004-	XML	486	
	国際公開パンフレット(Espace-world)	1978-2002	Text	462	
			SGML	346	
Image			458		
WIPO	国際公開パンフレット(Impact Rule87)	2002	XML	2,264	2,264
米国	特許公告	1975-	Image	5,273	17,282
		1976-2004	SGML	3,029	
		2005-	XML	1,782	
	特許公開	2001-	Image	3,598	
		2001-2004	SGML	748	
		2005	XML	2,852	
台湾	特許公開書誌/抄録	2000-	Text	470	470
イギリス	特許公開	1997-2007	SGML	184	247
		2007-	XML	63	

中国	特許公開/公告 (英文抄録)	1985-	Text	4,600	16,353
	特許公告	1985-	Image	7,793	
		1996-2009	XML	3,960	
カナダ	特許公開/公告	1999-2007	SGML	410	727
		2007-	XML	317	
オース トラリ ア	特許公開/公告	1998-	SGML	779	779
ドイツ	特許公報	1991-	Image	1,516	1,516
フラン ス	特許公報	1992-	Image	273	273
計				189,728	189,728

<表V-3-2> デザイン検索DB構築の状況

(2013年12月末基準、単位：千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内	先出願	1960-	Text	603	25,690
			Image(JPG,TIFF)	4,153	
	先出願専門イ メージ	1960-1998	Image(TIFF)	181	
	国内公報	1966-	Text	790	
			Image(JPG,TIFF)	5,224	
	国内公報専門 イメージ	1966-1998	Image(TIFF)	244	
拒絶包袋専門 イメージ	1992-1998	Image(TIFF)	36		

	登録書類綴り 専門イメージ	1966-1999	Image(TIFF)	235	
	登録原簿専門 イメージ	1948-1991	Image(TIFF)	132	
	カタログ(専 門イメージ含 む)	1980-	Text	4,244	
			Image(JPG)	6,218	
	画像デザイン	2003-	Text	172	
			Image(JPG)	172	
	フォント(typ eface)	2004-	Text	31	
			Image(JPG)	66	
	実用新案デザ イン	1970-	Text	474	
			Image(JPG,T IFF)	2,461	
	平面デザイン	1976-	Text	127	
			Image(JPG)	127	
日本		1965-1999	Text	898	6,817
		1997-	SGML	424	
		1965-	Image(JPG)	5,495	
ドイツ		1988-	Text	539	1,349
			Image(JPG)	810	
WIPO		1999-	Text	154	556
			Image(JPG)	402	
OHIM		2003-	Text	634	3,116
			Image(JPG)	2,482	
過去の海外デザイン (米国、ベネルックスな ど)		1975-2004	Text	798	1,867
			Image(JPG)	1,069	

米国デザイン	1997-	Text	247	494
		Image(JPG)	247	
中国デザイン	2010-	Text	59	432
		Image(JPG)	373	
国外平面デザイン	1960-	Text	90	180
		Image(JPG)	90	
計			40,501	40,501

＜表V-3-3＞商標検索DBの構築状況

(2013年12月末基準、単位：千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内	書誌	1950-	Text	2,926	6,732
	見本イメージ	1950-	Image(JPG)	2,749	
	拒絶包袋専門イメージ	1989-1998	Image(TIFF)	151	
	登録書類綴り専門イメージ	1974-1999	Image	527	
	登録原簿専門イメージ	1952-1991	Image	379	379
計				6,732	6,732

### 3) 評価及び発展方向

世界最高レベルの特許情報サービスシステムの実現に向けて、データの多様化と情報サービスの高級化、データ管理システムの効率化を中長期計画に従って体系的に推進するために、2013年度の特許情報分野における情報化戦略計画(ISP)を策定した。

現在、国内外から入手した特許データを持続的に拡充する一方、質の高いデータを生産し対外に提供することにより、2009年に整斉用のDB及び「データ品質管理システム」構築を完了させ、検索DBの品質管理の土台をつくった。その以降もデータ品質管理システムを持続して運営及び高度化を行ってエラーデータを整備することにより、検索DBの品質を持続的に向上した。

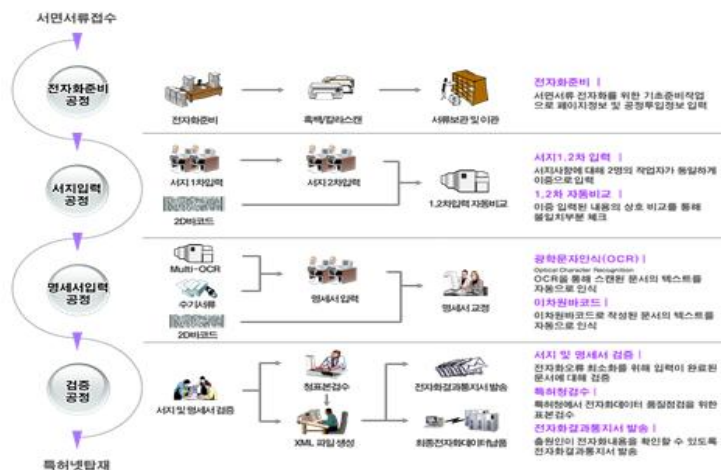
今後も韓国特許庁は、国民と審査官がより膨大で質の高い知的財産権データを活用できるよう、検索DBに搭載する海外のデータを拡充して、「エラーデータ自動検証のための業務規則(Business Rule)を拡充するなどデータ品質管理体系も持続的に高度化していく計画である。一方、外国の特許庁が自国の検索DBに韓国のデータを搭載して活用する際に、不便がないようデータの普及及び技術支援体系も強化していく計画である。

ロ. 特許文書電子化センターの運営

1) 推進背景及び概要

韓国特許庁は、紙のない(Paperless)特許行政に向けて、書面で受け付けていたすべての書面書類を電子化にしている。このために特許法に基づき、特許文書電子化機関である特許文書電子化センター(以下、電子化センター)を2001年1月に設立して、韓国特許情報院に委託し遂行している。電子化センターでは、韓国特許庁に提出されるすべての産業財産権に係る書面書類(出願書、補正書、登録申請書、審判請求書など)を特許ネットから活用できるように電子化を推進しており、特許情報の疎外階層に対する無料特許情報の活用及び電子出願の利用拡大に貢献している。

<図 V-3-1> 電子化処理工程フロー



2)推進内容及び成果

約10年間余り特許文書電子化事業を推進し、紙文書の保管に必要な空間と書類維持管理費及び公報制作費などの節減により約344億ウォンの経済的効果を収めており、行政処理の過程において紙がなくなり約118.3トンの炭素排出量の減少効果をもたらした。

電子化対象の書類は1,098種類であり、2013年には、韓国特許庁に提出された書面書類2万件余りを特許ネットから活用できるよう電子化にし、迅速かつ正確な審査審判に寄与した。また、電子化エラー率を核心成果指標(KPI)として管理し、2013年には8.37ppm<sup>25</sup>を達成した。

<図V-3-2>年度別の電子化処理期間及びエラー率状況



また、一般国民、中小企業、大学、地域知識センター、創業教育センターなどの特許情報の疎外階層を対象に訪問型支援教育を実施している。特に、2013年には351回の教育(7,048人受講)を行い、教育需要者中心のオーダーメイド型の教育サービスを実施した。

<sup>25</sup> PPM(PPM, Parts Per Million) : 百万率、電子化 100 万ラインの中でエラーライン数

＜図V-3-3＞年度別の訪問型特許情報検索及び教育回数と教育人数



### 3) 評価及び発展方向

1999年にインターネット基盤の電子出願システムである特許ネットを開通して以来、電子出願率が持続的に上昇し2013年には96.2%を達成したが、電子出願率の増加が限界に至っているため、書面出願に関する電子化作業を継続して実施する予定である。これまでの電子化事業のノウハウを基に、今後も電子化処理の所要期間の安定的な維持と欠点のない電子化データの確保に尽力する計画である。

また、知的財産権大衆化に向けて、特許情報に関する疎外階層を積極的に発掘して訪問型教育を実施し、特許情報検索教育及び電子出願教育を拡大していく予定である。

## ハ. データ管理専門担当組織の運営

### 1) 推進背景及び概要

1999年1月から本格的に稼働し始めた特許ネットシステムの安定化により、特許情報データを一元化したデータ管理組織で、体系的に生産・整備・分析・加工を行うとともに、データのエラーの検証・整備を行うために、2002年5月にデータ管理の専門担当組織を構成した。



現在、韓国特許庁は効率的な組織運営及び予算節減のため、同担当組織を特許情報専門機関である韓国特許情報院に委託し運営している。専門担当組織は特許情報DBの構築DB構築、インターネット公報の発刊、特許情報の普及・交換、データの整備、データの品質管理業務を遂行している。

## 2)推進内容及び成果

専門担当組織を運営した初年度の2002年には、デザインのカatalog、書面包袋など62千件の過去の書面書類を電子化にし、特許庁検索及び特許ネットDBのエラーや漏れのデータ85千件を整備した。

2003年には文字商標の円滑な検索のために、データ生成工程に商標名の入力を追加した。2004年からは、過去の文字商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を共に推進した。2006年には、特許データの検証式の導出とデータ整備マスタープランの策定などのデータ品質管理基盤を造成し、国内外の特許情報分析及びファミリーデータの再構築など高付加価値データの加工に注力した。

2008年には、政府機関初のデータ品質管理自動化システムを構築した。その結果、韓国特許庁は政府機関初のデータ品質管理大賞(文化観光部長官賞)を受賞し、政府機関の中で唯一のデータ品質認証(韓国データ振興院主管)レベル2を受けることになった。

2009年には、データ品質管理だけを専門に担当する別途組織を構成し、データ品質管理組織を強化した。また、既に構築されたデータ品質管理自動化システムを高度化させ、データ品質管理指針と手続きを作成した。特に、データ品質管理の義務化レベルの強化のために、政府機関初の「韓国特許庁データ品質管理規定(訓令第643号)を制定したことにより、特許庁内のデータ品質管理の活動が一層体系化となった。

データ品質管理規定の主な内容は、1.データ品質管理組織及び任務の定義(第2章)、2.データ管理手続きの策定(第3章)、3.データベース及びデータアーキテクチャ管理体

系化(第4章)、4.データ品質管理協議会の規定設定(第5章)である。

2010年には、「特許庁データベース標準遵守指針」を制定して情報システム開発時にデータ遵守を義務化にし、体系的なデータ品質管理のためのデータ品質管理指針と手続きを改正して配布を行い、データ品質重視文化の定着のために定期的にデータ品質管理の教育を実施した。

2011年には、特許データ品質管理の先進化に向け、EPOなどの先進特許庁と国内の官庁及び民間銀行の情報化インフラをベンチマーキングし、2012年には、特許ネットⅢの開通に伴い最適化したデータ構造の運営のために、データ構造管理計画を策定し運営した。また、特許データ検証式の導出及びエラーデータの整備を行い、データ品質指数を向上させた。

2012年には「特許データ品質管理の先進化事業」により、3極特許庁レベルの先進データ管理体系構築の戦略計画を策定し、データフローを管理する情報システムを構築してデータのエラー発生を原因について追跡・分析することにより、より迅速かつ正確にエラーを整備することができた。

2013年には「データ品質中心の文化定着」のために、現在の業務部署のデータ担当官懇談会を実施して品質改善活動の活性化方策を策定し、特許庁のデータ品質管理の先進事例についての発表及びベンチマーキングの支援などを行い、外部機関の品質管理の拡大にも寄与した。

このような努力により2006年397件であった特許データ検証式が2013年基準で5,592件となり、特許ネットのエラーデータ監視範囲を拡大したことにより、データ品質の正確度が毎年増加傾向となり、2013年現在のデータ品質正確度は99.63%に達した。

<表V-3-4>2013年度教育及び広報状況

教育	開発業者	運營業社	現業務部署	データ	ベンチ
----	------	------	-------	-----	-----

対象	回数	時間	回数	時間	回数	時間	担当官 懇談会	マーキ ング
実績	3	5	1	2	2	2	2回	2回

＜表V-3-5＞年度別データ品質の正確度

年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
データ品質 正確度(%)	96.32	96.97	97.80	99.27	99.35	99.46	99.56	99.63

＜表V-3-6＞2013年度データ管理業務処理の状況

(単位：千件)

区分	データ品質管理			特許庁DB構築		システム運営管理			特許情 報共同 活用
	検証式	BR分析	検証式 による データ 整備	国内	国外	公報発 刊	優先権 交換	ユーザ 一要請 処理	
実績	5,592	26	5,704	2,270	8,351	415	38	18	50,569

## 3) 評価及び発展方向

品質の高い特許データは特許審査品質向上につながり、信頼度の高い特許行政サービスのための礎石となる。データ管理専門担当組織を中心に、データ品質管理自動化システムの安定的な運営とデータ標準及び構造管理などの活動を遂行し、エラーデータの流入を遮断するために特許データを常時監視している。また、データのOwnerhipを付与して現業部署と情報化部署の協力下においてデータを管理していくことにより、特許庁全体のデータ品質重視文化を造成しており、優秀データ担当官及び品質改善活動優秀者に対する多様な支援策を講じて、データ品質管理を活性化させる予定である。

今後もデータ管理専門担当組織を通して特許データの構築・加工・普及などの管理

体系を改善し、特許庁全体のデータ品質統制の管理が持続できるようデータ品質管理システムを高度化させ、データ管理制度及び手続きを持続的に先進化していき、世界最高レベルの特許行政サービス実現を目指す基盤を提供する計画である。

## 2. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

### イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は海外における国内の知的財産を保護し、多出願国としての国力を高めるために、国内で出願した特許技術の内容を英文で要約した韓国特許英文抄録(KPA<sup>26</sup>)を発刊している。発刊された韓国特許英文抄録は、海外における韓国特許技術保護のための先行特許技術調査及び技術動向の把握のための資料として、海外の特許庁及び国際調査機関に迅速に普及している。

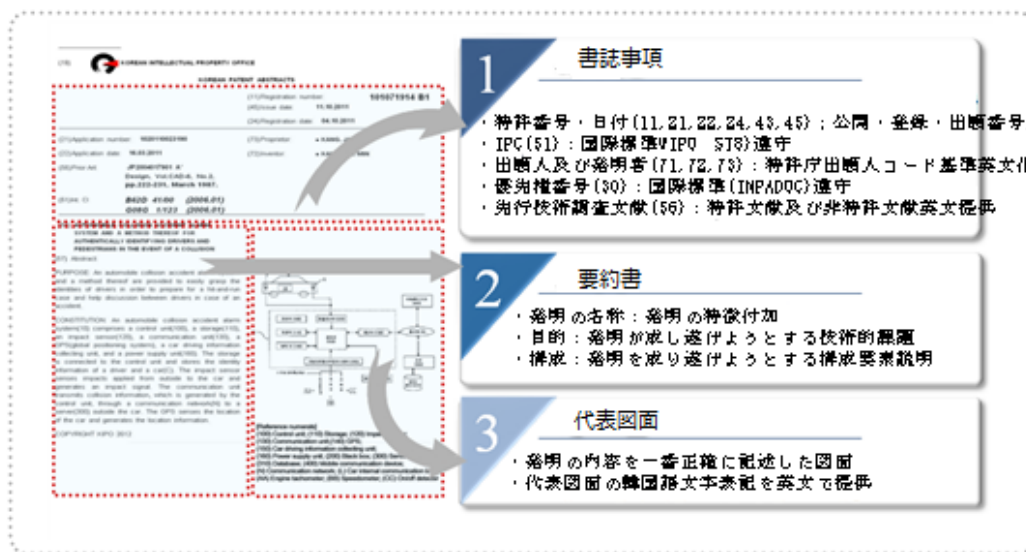
韓国特許文献が2005年10月WIPO総会においてPCT最小限文献に含まれたことで、韓国は2007年4月から韓国特許英文抄録を国際調査機関にPCT最小限文献として提供している。

韓国特許英文抄録は、特許公報に記述されている発明の主要内容を、海外の審査官及び利用者が迅速かつ性格に理解してもらうために英文で記載した英文要約書であり、書誌事項、要約書及び代表図面で構成されている。

### <図V-3-4> 韓国特許英文抄録の構成項目

---

<sup>26</sup> KPA(Korean Patent Abstracts)



ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は1979年から登録特許を対象に、冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊し始め、1997年からは3極(米国・ヨーロッパ・日本)が共同で開発したMIMOSA S/Wを活用して検索と照会が可能なCD-ROMの形態で普及している。2000年からは国内出願技術の海外保護を強化するために、韓国特許英文抄録の発刊対象を登録特許から公開特許へと拡大し、2010年には、KPAデータ標準を既存のSGMLにおいて国際的データ標準であるXMLに変更し、2011年からは、登録特許を先行技術調査文献情報を追加して提供している。韓国特許庁は、これまで韓国特許英文抄録の発刊及びDB構築ために計495億ウォンを投入し、2013年に発刊した156,589件を含む計1,997,913件の英文抄録を発刊した。

<表 V-3-7> 韓国特許英文抄録DB構築の状況(2013年12月末基準)

(単位 : 件)

区分	1979-1 999年	00-07年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	合計
登録	82,086	177,457	36,679	14,543	12,503	16,470	20,258	28,936	388,932

特許									
公開 特許	-	902,678	111,411	119,812	126,324	111,762	109,340	127,653	1,608,980
小計	82,086	1,080,135	148,090	134,355	138,827	128,232	129,598	156,589	1,997,912

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作され、47の海外特許庁と国際調査機関及び国立中央図書館など国内34機関に無料で普及しており、迅速な普及のためにオンライン(FTP)普及先を、2012年からは中国(1カ国)、2013年まではヨーロッパ、日本、台湾、ロシアなどの12カ国に拡大した。

<表V-3-8> 韓国特許英文抄録の国内外配布機関状況

(2013年12月末基準)

区分		内容
海外 (47箇所)	特許庁 (40箇所)	日本(FTP)、中国(FTP)、台湾(FTP)、ロシア(FTP)、スペイン(FTP)、ブラジル(FTP)、ドイツ(FTP)、ベラルーシ(FTP)、クロアチア(FTP)、アルヘンチーナ(FTP)、米国、マレーシア、ベトナム、シンガポール、インド、タイ、イラン、スリランカ、バングラデシュ、フィリピン、エジプト、南アジア共和国、ケニア、カナダ、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、ペルー、イタリア、キルギスタン、オーストリア、 그리스、イギリス、チェコ、フランス、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア
	関連機関 (7箇所)	EPO(FTP),INPIT(FTP),ARIPO,APCYY,WIPO,ユーラシアン特許庁、中国特許研修院
国内(34箇所)		国立中央図書館、韓国科学技術研究院、地域知的財産センターなど34箇所

また、外国審査官と外国人が発刊した韓国特許英文抄録を無料で利用できるように、特許情報ネットキプリスとK-PION(韓国特許情報照会サービス)において検索サービスを提供している。2013年からは、外国の利用者が容易に韓国特許技術を把握できるよ

うに、図面に記載された韓国語文字に英文の注釈をつけ、キーワード検索が可能な機能を提供している。これにより海外においても韓国特許英文抄録の需要が増え、検索サービスによる韓国特許英文抄録の検索回数が2013年の1年間で260万回を超えた。

＜表 V-3-9＞過去4年間の韓国特許英文抄録の検索状況(2013年12月末基準)

(単位：回)

区分	2009	2010	2011	2012	2013
KIPRIS	724,081	961,501	1,209,798	7,032,213	2,506,529
K-PION	93,428	230,706	117,254	136,899	175,490

#### ハ. 評価及び発展方向

国家競争力の核心要素として知的財産の重要性が高くなり、グローバル特許紛争が深刻化となっている。米国、日本などの主な先進国は、知的財産政策を国の最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として、日本、中国、台湾、ロシアなど非英語圏の国では、自国の特許に対する英文抄録を持続的に発刊し、自国の特許に対する海外普及のために努力をしている。

これまで韓国も海外審査官と外国人が韓国特許技術情報を活用できるように、韓国の特許公報に対する英文抄録を適宜に発刊して迅速に普及し、海外における韓国の特許技術の保護に寄与してきた。2014年からは、韓国特許英文抄録の翻訳品質を高めるためにネイティブ検収の割合を拡大し、出願人の意図をそのまま反映するために、出願人が提出した要約書をそのまま翻訳する予定である。

今後も外国審査官が特許審査時に韓国特許英文抄録を積極的に活用し、韓国の特許技術を先行技術として引用できるように、韓国特許英文抄録の効用価値を高め、検索の利便性を高めるために、コンテンツ拡大などの多様な努力を持続的に推進する計画である。

＜表 V-3-10＞各国の韓国特許英文抄録活用状況

区分		対象国
自国検索システム搭載	審査官用	(8カ国)米国、日本、ヨーロッパ、ロシア、エジプト、台湾、ベラルーシ、ドイツ (1機関)ユーラシアン特許機構
	一般国民用	(4カ国)日本(IPDL),中国(CNIPR),ヨーロッパ(Esdac enet)、ドイツ(DEPATISnet) (1機関)WIPO(Patentscope)
海外検索システム*活用		スロバキア、スイス、スペイン、カナダ、ブラジル、ハンガリー、クロアチア、カザフスタン、ポルトガル、カタール、セルビア、キルギス共和国、ルーマニア、イギリス、ポーランド、チレ、モロッコ、ニュージーランド、フィンランドなど
特許庁検索システム活用	KIPRIS	米国、ヨーロッパ、日本、中国、台湾など70カ国余り
	K=PION	米国、ヨーロッパ、日本、中国など40カ国余り

\*海外検索システム：Patentscope、espacenet、EPOQUE、EAPATISなど

### 3. 知的財産権公報の発刊及び普及

情報顧客支援局 情報活用チーム 電算事務官 テ・ジョンボム

#### イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は発明した技術内容を公衆に公開することにより、発明者の産業財産権を保護し、技術の進歩を促進するために1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月からは公報をCD-ROMとして発刊し、2001年7月からは世界初のインターネット公報サービスを提供した。

誰でもインターネット公報サービス(特許庁ホームページ[www.kipo.korea](http://www.kipo.korea))にアクセスすると、公開公報及び登録公報の発刊と同時に無料で閲覧できる。別途のプログラ



ムの設置をしなくてもインターネット環境において閲覧できるように PDF文書形式で発刊している。発刊された公報は特許庁ホームページに毎日掲載されるとともに、毎月2回DVDを製作して33機関(国内10機関、海外23機関)に配布している。そして、検索DBにも搭載し、特許情報検索サービス([www.Kipris.or.kr](http://www.Kipris.or.kr))を通して民間と海外に提供している。

#### ロ. 推進内容及び成果

＜表V-3-11＞2013年度公報発刊件数

(2013年12月末基準、単位：件)

公開特許	公開実用	登録特許	登録実用	デザイン	商標公告	公示送達	計
141,194	7,472	126,794	5,976	49,485	122,957	10,659	464,537

＜表V-3-12＞インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール発送件数

(2013年12月末基準、単位：人/件)

区分	02-06年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	計
加入者数	6,295	2,268	1,804	501	231	141	185	123	11,548
発送件数	1,635,401	876,027	862,113	1,007,156	900,248	802,714	744,324	769,520	7,597,503

#### ハ. 評価及び発展方向

現在韓国特許庁は、発明家、企業及び研究員、弁理士など、特定分野において最新特許技術情報が必要なユーザーのために、新たに発刊した公報と関心分野についての情報リストを電子郵便で送付する「関心分野メールサービス」を実施している。出願人には、自己の産業財産権公報についての発刊予定日をe-mailで事前に通知する「公報発刊予告サービス」を導入してサービスしており、国民が公報サービスを理解して活用できるよう公報書式を改正するなど、ユーザーの便宜を図るための努力を続けて

行っている。2013年からは個人情報保護に関する苦情解消のために、公報の特許法施行令などの改正を完了し、2014年度7月からは情報主体が希望する場合は、全体住所の代わりに部分住所のみ公開する、公報の住所公開方式を改善する予定である。

韓国特許庁は、今後も特許技術情報の流通幅を拡張し、ユーザーの便宜増進及び権益保護、国の競争力を高めるため、国民に国際標準とIT新技術を反映した世界最高水準の公報サービスを目指し持続的に努力していく計画である。

### 第3節 知的財産情報サービス水準の向上

#### 1. 知的財産情報モバイル検索サービスの拡大

情報顧客支援局 情報管理課 行政主事補 ヨム・ホンイク

##### イ. 推進背景及び成果

スマートフォンの拡散に伴いモバイル特許行政サービスの需要増加が予想される中、韓国特許庁は、2010年にモバイルホームページと発明カフェ、特許検索アプリを開発してサービスを提供している。その中でも特許検索アプリは、国内特許(特許・実用、商標、デザイン)情報の検索機能を提供するために開発されたアプリであり、 아이폰及びアンドロイド運営体制でも使用できる。キーワード検索を基準に検索範囲設定ができるのが特徴である。

一方、2013年1月からは国内特許・実用新案、デザイン、商標、審判情報の検索ができるキプリスモバイルアプリを提供している。スマートフォンが登場する前である2008年に、モバイル標準により開発された既存のモバイル商標検索サービスを高度化にし、スマートフォンなどのモバイル機器から知的財産権情報を容易に検索・閲覧できるように、特許・実用新案・デザイン及び審判情報までサービスの範囲を拡大した。特許検索アプリよりも検索機能が高度化となったサービスで検索演算子(and,or,notなど)を利用したキーワード、期間別の検索及び登録、拒絶など、行政状態別の検索結果と整列機能の提供、書誌事項、図面、公報専門、登録事項などを閲覧できるサービスを提供しており、サービスを改編した初年度である2013年度は180万件を超える検索利用があった。

<表V-3-13>モバイル検索サービスの利用状況

	2011年	2012年	2013年
特許検索アプリ	37,215	15,151	14,944

ダウンロード数			
モバイルキプリス検索件数	-	-	1,828,642

ロ. 評価及び発展方向

2010年に開発した特許検索アプリと、2013年にオープンしたキプリスモバイルウェブは、同一の知識財産権情報に関する検索サービスを提供しているが、モバイル利用者の便宜を図りアプリとウェブの二元化でサービスを提供している。しかし、アプリとウェブを統合したハイブリッドアプリが活性化され、韓国特許庁でもモバイル特許情報検索サービスの効率的管理及び最適なモバイル検索サービスを提供するために、二つのサービスの統合と改編を行い、キプリスモバイルウェブをハイブリッドアプリに発展させ、モバイル利用者のサービス満足度を高めるために推進する予定である。

また、特許情報ネットキプリスの海外利用国が148カ国を超え、スマートフォン利用者が世界中に拡散されることに伴い、キプリスモバイルサービスの検索機能の高度化及びキプリスモバイル英文サイトの新規開発などを行い、モバイルによる韓国特許情報の普及・拡散に貢献していく予定である。

<図 V-3-5> 特許検索アプリ及びモバイルKIPRISの画面



## 2. 海外進出企業のブランドネーミング支援のための海外商標情報提供拡大

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

## イ. 推進背景及び概要

最近、急増する特許紛争に比べ商標権紛争は相対的に知られてなく、その重要性が映し出されていないが、企業の立場では紛争が発生すると商品の販売が難しくなるため、特許と同様なレベルとして認識し、一つの商標を有する商品が多様な国に輸出される場合が多い。また、各国別の商標DBを総体的に検索しなければならない場合が頻繁に発生し、各国別に自国の登録商標に対する検索サービスについてますます強化する趨勢である。商品の輸出・輸入の場合、通関の前に簡単な事前検索を行うことにより、事後に発生可能性のある商標紛争を予防することができるため、国内企業の海外進出を助けるために海外商標検索サービスを提供している。

## ロ. 推進内容及び成果

## 1)外部環境によって海外商標のデータを補強

国別データ政策、電子化の有無要件などによって異なる入手時期と国内企業の輸出量、要求事項などを鑑み、海外商標庁と商標データの交換を推進することに決め、2010年から特許情報ネットキプリス([www.kipris.or.kr](http://www.kipris.or.kr))を通して米国、日本、オーストラリア、カナダの商標情報を試行的に国民に対し検索サービスを提供し、2013年からは、ヨーロッパ商標庁(OHIM)に登録されたEU加盟国の商標情報を拡大して提供している。

&lt;表 V-3-14&gt; KIPRIS海外商標データ提供の状況

国	提供範囲	件数
米国	1870－現在	6,479,966
日本	2000－現在	1,267,757

オーストラリア	1906－現在	622,973
カナダ	1865－現在	1,274,897
OHIM	1996－現在	1,065,517
合計		10,711,110

## 2) 検索機能の高度化及び運営品質の向上

検索入力窓で日本語入力サービスを提供し検索できるようにし、2011年には利用者の検索利便性を高めるために、検索入力窓に韓国語文字を入力した時に韓国キーワードが自動的に日本語へと変換され検索できるようにした。また、言語障壁を解消するために検索結果リストを日韓自動翻訳することによって、一般国民が海外商標を弁理に検索できるようになった。また、運営品質向上のために国別の支援言語を追加及び変更を行い、漏れたデータ補完時において発生する所要時間を短縮するために検索サービスのプロセスを改善した。

## ハ. 評価及び発展方向

2013年の特許情報ネットキプリスの海外商標検索サービスの利用量は62,222件であった。サービス初期に発生した商標名称、イメージ漏れについて原本CD及び各特許庁に確認要請を行い、商標名称、イメージ再整備及び周期的自動アップデートシステムを開発して、商標データの正確性を高めるために持続的に努力する予定である。これにより海外商標検索サービスの利用活性化を図り、韓国企業の海外市場進出時に該当地域における企業との商標紛争可能性について事前調査の検索費用及び時間節減の効果が期待される。特許情報ネットキプリスは、今後多様な情報を国民に提供するために各国の特許庁に協力を求めるなど、持続的に海外商標データ拡大を行い提供する計画である。

## 3. 特許文献翻訳サービスの拡大

情報顧客政策局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

## イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は高品質審査・審判支援のために、海外引用文献の言語障壁を最小化にし、海外特許に対する国民の接近性向上及び国内企業の国際競争力強化のため、翻訳サービスを提供している。審査品質の強化と審査期間の短縮及び業務効率化のため、海外特許文献翻訳サービスの翻訳品質高度化事業を推進し、国民に対するKIPRIS<sup>27</sup>の海外技術文献翻訳サービスについて、審査官と同一な品質の翻訳サービスを提供するための基盤を構築した。

主要の5つの特許庁であるIP5特許庁間における審査情報の共有拡大及び審査品質向上を目指して、海外特許文献に関する機械翻訳の活用が拡大する趨勢である。韓国特許に対する世界的関心が増加及び国内特許の保護強化のための特許公報の言語的接近性の向上及び翻訳品質管理が非常に重要である。

＜表V-3-15＞翻訳サービス提供の状況

区分	審査官用	国民用	連携検索サービス
日→韓機械翻訳	2001-	2008-	KOMPASS,KIPRIS
韓→英機械翻訳	2006-	2007-(有料)、 2014-(無料)	K-PION <sup>28</sup> ,KIPRIS
英→韓機械翻訳	2008-	2008-	KOMPASS,KIPRIS
中→韓機械翻訳	2013-	2015-(予定)	KOMPASS

## ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は、新規技術用語など特許文献内において出てくる頻度が高い単語について翻訳辞典を持続的に構築して翻訳の品質を高めている。審査官用・国民用の検索

<sup>27</sup> KIPRIS(Korean Intellectual Property Information Service)：国民向け特許情報検索サービス

<sup>28</sup> K-PION(Korean Patent Information Online Network)：韓国特許情報照会サービス

システムで提供する英語・日本語の海外特許公報について翻訳公報を提供し、審査官の英語・日本語・中国語文章についての言語障壁の解消を図っている。

＜表V-3-16＞翻訳辞典及び翻訳メモリの構築状況

(単位：万件、( )は翻訳メモリー構築件数)

区分	基本辞典 <sup>29</sup>	2009	2010	2011	2012	2013	合計
英韓辞典	301	30	35	20(1)	9(5)	-	395(6)
日韓辞典	123	30	30	10(1)	6(2)	-	199(3)
韓英辞典	310	30	-	-(1)	20	5	360(1)
中韓辞典	30	-	-	-	-	30	60
計	764	90	65	30	35	35	1,019

2009年から持続的な英・日・韓機械翻訳の品質改善事業によって、過去5年間(2009～2013)英韓・日韓の特許文書の引用活用件数は、年平均各々21.7%、16.8%増加している。特に、2013年の中韓機械翻訳の導入以降、中国の特許文献活用件数は、過去5年(2008-2012)間の平均活用件数より3.1倍増加した。

＜表V-3-17＞海外特許文献の引用文献活用推移

区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本語圏	31,546	40,196	53,414	72,714	78,194	88,265
英語圏	14,728	17,023	24,786	28,980	27,794	31,640
中国語圏	48	49	68	43	86	180

#### ハ. 評価及び発展方向

審判官に対する機械翻訳満足度の測定結果、2010年度に機械翻訳の品質改善事業を行った後の英韓翻訳は5.1点から7.4点、日韓翻訳は6.9点から8.2点(10点満点)であり、翻訳品質の満足度は徐々に増加している。

<sup>29</sup> 基本辞典は機械翻訳エンジンが内部に搭載された基本辞典のうち技術用語の数である。



韓国特許庁は今後、国民用の中・韓翻訳サービスの拡大に向けて、中・韓翻訳エンジンを導入して持続的な翻訳辞典の構築を行い、中国特許文献検索サービスの対象を抄録から公報全文にまで拡大する予定である。また、WIPO、JPOと翻訳辞典の交換などで海外協力を強化して、「検索語の拡大」及びキーワード翻訳を提供し、特許検索の利便性を高めていく計画である。

#### 4. 知的財産情報の統合検索支援

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 チェ・サンウォン

##### イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、知的財産情報が国の経済成長と技術革新の原動力として認識されることにより、国民が簡単にアクセスし活用できる多様な分野の知的財産関連サイトを構築して提供している。ユーザーは、知的財産サイトにアクセスして良質の特化した情報を簡単に得ることができる。しかし、多数のサイトを個別にアクセスして情報を得なければならない不便さがあり、情報の相互連携性確保及び融合情報への活用が難しい。

そこで、韓国特許庁では、国民に役立つ有用な知的財産情報をより手軽に総合的にアクセスできるように、知的財産分野のポータルサイトである知的財産情報統合サービス(IPIS)を構築した。現在、ユーザーが要求する知的財産情報について持続的に発掘して追加で連携し、検索機能を高度化したオーダーメイド型サービスを提供している。

##### ロ. 推進内容及び成果

###### 1)知的財産情報統合・連携サービスの拡大

多様な知的財産情報をワンストップで提供するために、提供していた既存(2012年)のIP情報サービス(特許分析報告書、知的財産政策情報、伝統知的情報など、12件)に、国家科学技術情報センター(NDSL)、国会図書館、海外特許などを提供する国家共有資源ポータル(data.go.kr)を連携して、計24個のIP情報に対し統合検索ができるようサービスを行っている。

＜表V-3-18＞知的財産情報統合サービス(IPIS)連携状況

年度	2011	2012	2013
連携IP情報個数	7個	12個	24個
連携データ件数	6,699,578件	7,508,963件	143,984,269件

## 2)最新トレンドの反映及びウェブ接近性規約を遵守したサイト改編

最新のウェブトレンドによって使用者の直感的な活用が可能なレイアウト構成に改編し、初めて使用しても別途の学習なしで利用が可能であり、長時間利用時にも安定感のあるデザインの改編を進行した。また、ウェブコンテンツ接近性の指針2.0原則に従って障害者、老人などの脆弱階層もウェブサイトで提供するコンテンツを認識して理解するのに不便がないように改編し、ユーザーが多様なブランウンザを通してアクセスしても不便なくサイトを利用できるよう、クロスブラウンザ点検を実施して接近性を大幅に強化した。

## 3)検索機能の高度化

既存のシステム構造を変更し新技術を適用して、大量の検索照会時にも迅速に結果の照会ができるよう検索速度を向上させ、使用者便宜性の強化のために検索機能を追加して、オーダーメイド型の結果と照会が可能にできるよう改善するなど、ユーザーのニーズ(NEEDS)に応じて持続的な改善を行っている。

＜図V-3-6＞知的財産情報統合サービス(IPIS)連携の拡大



## ハ. 評価及び發展方向

各種知的財産情報サイトで、個別的に提供していた知的財産情報を統合・再構成して、関連情報を総合的に照会できる窓口を構築した。ユーザーは、知的財産情報統合サービス(IPIS)を通してより手軽に希望する情報を得ることができ、実質的な支援を行っている。今後もユーザーが希望する高品質の知的財産情報を持続的に連携して拡大し、要求事項を積極的に反映して知的財産権の代表ポータルサイトへと發展させていく計画である。

## 第6編 知的財産人材養成及びグローバルリーダーシップの強化

## 第1章 知的財産フレンドリーな社会基盤の形成

### 第1節 知的財産専門人材の育成

#### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 アン・ビョンオク

近年、創意的な科学・技術・コンテンツ及びアイデアなどの知的財産が、商品価値の主な決定要因となっている。知的財産の集約産業が新たな成長パラダイムとして浮上する創造経済時代において、知識基盤経済革新の主体である起業家精神と創意的で融合的なマインドを備えた人材育成が、国の競争力の核心要素として重要視されている。そこで部署(省庁)合同による協力体制を構築して知的財産専門人材の育成に向けて、中長期的な総合計画(第2回国家知的財産人材育成に向けた総合計画(2013-2017))を策定し推進している。

何よりも知的財産創出人材育成のために、既存の理工系中心の知的財産教育から離れ、医薬・薬学、デザイン、商業経済専攻などすべての専攻についても知的財産講座を開設し支援しており、複合的な問題解決のために学制間の融合教育を実施し、知的財産専門担当教授の任用などを通して、自律的な大学の知的財産基盤構築及び優秀教育モデルを拡散するために、知的財産教育の先導大学を選定して支援を行っている。また、体系的で標準化された知的財産教育のために、知的財産の標準教育課程を開発して全国の大学に普及し、大学の教授を対象に知的財産の基礎から高級レベルまで多様な課程を運営し、認識向上及び専門性の強化に努めている。

また、企業と大学が協力して創意的なアイデアを発掘し、問題を解決する開放型革新(Open Innovation)形態の新産学協力プログラム(キャンパス特許戦略ユニバーシアード、大学創意発明大会、D2Bデザインフェア)を実施することにより、参加企業は、多様なアイデアを通して問題解決や優秀な知的財産人材が確保でき、学生は、知的財産を基盤にしたアイデアの発掘及び商品化を通じた事業化又は技術移転など、競争力

を高めることに大きな役割を果たしている。

そして、現在熾烈となっているグローバル特許戦争に効果的に対応し、企業の知的財産の経営基盤構築及び競争力向上のための多様な実務事例を内容に、企業の実務担当人材を対象に知的財産教育を持続的に推進している。

## 2. 知的財産権に強い大学(院)の人材育成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 アン・ビョンオク  
行政事務官 ソン・イング

### イ. 大学(院)の知的財産講座

#### 1) 推進背景及び概要

コア特許、収入に繋がる特許創出は、研究者の創意的な能力だけでなく、特許に関する事前調査を行い特許戦略を確立することにより成否が左右される。ますます増加する国内企業に対する海外の先進企業とパテントロールの特許訴訟も、特許の事前調査と適切な特許戦略の確立により最小化することができる。従って、該当技術分野の専門知識と特許活用能力を兼ね備えた研究者と、特許専従人材の育成が必要な状況である。

そこで、2006年から本格的に工学及び基礎科学専攻大学(院)生のための特許教育を推進しており、2010年には、未来有望知的財産権の創出分野である医薬、経営、デザイン専攻への知的財産教育を拡大し、2011年には、大学の自律的な知的財産教育基盤構築のために知的財産教育先導大学を選定して支援している。また、2013年には、知的財産教育の標準化のために標準教育課程を開発して事業の基盤を構築した。

#### 2) 推進内容及び成果

大学(院)の知的財産教育活性化のために、理工系及び医薬、デザイン専攻の大学(院)だけでなく、経営大学まで知的財産の科目を正規課程として開設し、知的財産に関する学生たちの関心を高め、特許など知的財産制度の全般にわたり講義を行い、特許検索及び明細書作成などの実習も実施した。

2013年の大学における知的財産正規課程は、57大学で183講座が開設され8,067人が受講した。2012年度に比べ受講生が278人減少した。

<表VI-1-1>大学の知的財産教育支援状況

区分	大学及び大学院				
	2009	2010	2011	2012	2013
大学数(校)	51	56	60	57	57
講座数(講座)	131	165	207	183	183
講座履修学生数(人)	6,955	8,316	9,762	8,345	8,067

2010年に示範的に推進した医薬、デザイン専攻大学(院)の知的財産教育の場合は、2013年には、医薬は3大学で7講座、デザインは11大学で16講座が運営され、知的財産権教育に対する関心が高いことが分かった。

2012年からは大学における知的財産能力を強化し、大学が自ら体系的な知的財産人材育成教育の実施ができるよう、江原大学、仁荷大学、全南大学(1次)、檀國大学、釜慶大学、ソウル大学(2次)など6大学を知的財産先導大学に指定して運営した結果、2013年には、6の大学において200の知的財産講座が開設され7,638人が受講した。

<表VI-1-2>知的財産先導大学の運営結果

区分		科目開設数	受講者数	備考
1次先導大学	江原大学	29講座	1,042人	知的財産専門担当教授採用

	仁荷大学	54講座	2,130人	〃
	全南大学	27講座	1,167人	〃
2次先導大学	檀國大学	54講座	2,362人	〃
	釜慶大学	21講座	508人	〃
	ソウル大学	15講座	429人	〃
計		200講座	7,638人	

### 3)評価及び発展方向

大学(院)の特許講座は2006年から本格的に実施され、量質ともに持続的な成長を見せている。大学(院)講座は2006年の48講座から2013年の383講座に7倍増加した。

今後は、教養課程の授業又は理論中心の教育から工学認証プログラム、専攻科目との連携、知的財産を基盤とした工学、経営、医学、デザインなど学制間の融合を通して知的財産教育を持続的に推進することにより、創意的な融合型の人材を育成し、先導大学を一層拡大できるよう支援を行い、大学の知的財産の教育基盤構築と競争力の強化に積極的に努めていく計画である。

#### ロ. 知的財産専門学位課程の運営

##### 1)推進背景及び概要

近年、国内外で知的財産紛争が激化することにより、紛争を効果的に対応し、知的財産権基盤の戦略的R&Dや、技術投資戦略の確立ができる知的財産専門人材の必要性が強く求められている。知的財産専門人材は工学的な知識だけでなく、知的財産に対する法学的な能力と経営戦略に対する専門的な理解が必要である。従って、このような人材を育成するためには、大学院レベルの学問間の融合教育を実施すべきであるが、これまでの工学、法学、経営大はこのような融合教育の実施が難しかった。



そこで韓国特許庁は、知的財産人材専門育成のために設けられた大学院の修士課程である「知的財産専門学位課程」を支援することになった。2009年はKAISTと弘益大学が運営大学に選定され、2010年に新生を募集して本格的な知的財産専門人材の育成を行った。

## 2) 推進内容及び成果

2013年にはKAISTが48人、弘益大学が26人の新生を選抜し、修士学位の知的財産専門学位課程の教育を運営した。そして、学術大会を開催するなど知的財産関連の研究活動も並行して行った。

<表VI-1-3> 知的財産専門学位課程の運営状況

大学	学位名称	授業形態別	授業年数	単位	登録人数
KAIST	工学修士	週末	2年 (6学期)	33単位	2011年45人
	経営学修士				2012年58人
	(知財権法専門)				2013年48人
弘益大学	知的財産学修士(MIP) (Master of IP)	週内 (平日夜間 週末昼間)	2年 (4学期)	24単位	2011年44人 2012年45人 2013年26人

## 3) 評価及び発展方向

知的財産専門学位過程は、国内初の知的財産分野における専門家育成のため、工学-法学-経営学間の融合教育を実施している。この課程を修了した専門人材は、特許戦略の確立、特許紛争への戦略的対応、知的財産の創出及び活動など、企業と国の知的財産競争力強化の核心的な役割を果たすものと期待される。これから大学別に特性化された課程を強化し、社会で必要とされる教育を実施するなど、一層活発な活動を展開していく予定である。

## ハ. 知的財産教授教育プログラム(T3)の運営

### 1)推進背景及び概要

大学における知的財産に対する知識とこれを活用できる能力は、学生より教授のほうがもっと必要である。特に、理工系の教授は、知的財産に対する理解を基に教育を実施すべきである知的財産教育者であり、科学技術研究の第一線に立つ研究開発者である。

大学に開設された知的財産講座のほとんどは、特許庁の支援によって弁理士など特許関連専門家により授業が行われている。これは多くの理工系大学において、専門分野と融合した知的財産教育を実施できる教授がいなか、不足しているためである。また、教授が研究開発に取り組む場合は、知的財産を基盤とする研究戦略を確立して進行することで収益となる強い特許権が創出でき、成果も最大にすることができるので、研究教授は知的財産に対する基本的な素養と能力を備える必要がある。

そこで、教授の知的財産能力を高めるため、教育対象を理工系教授を中心に知的財産教授教育プログラム(T3:Teaching The Teachers)を構築して施行した。

### 2)推進内容及び成果

大学の教授は教育課程を修了した後、これを教育や研究に活用できるよう、段階別/分野別の教育プログラムを構築して、実際に授業に適用できるように実例中心の教育を実施した。

教育に参加できない教授の便宜を図り、大学へ直接出向いて教育するプログラム、中間試験期間や夏休みを利用した短期集中教育プログラムを運営した。また、知的財産教育に対する認識向上と知的財産 이슈を広く伝えるため、大韓産業工学会など計10の専門学会と協力して定期的学術大会において知的財産のセッションを設け、イシューとなる分野の特許動向と研究戦略の発表を行い、知的財産の講義を実施し

た。

2008年に初めて開始したこの教育課程は、知的財産教育の必要性を認識した教授の参加が年々増加し、2013年は、2012年とほぼ同じの376人が教育課程に参加して終了した。また、成果について調査した結果、教育履修後の現業(講義、研究過程)において活用した現業適用度は92.6点であり、教授教育履修後の能力向上度は41.52%であった。

＜表VI-1-4＞大学知的財産教授教育の状況

区分	主な内容	2008		2009		2010		2011		2012		2013	
		大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数
出前教育	特許制度 明細所作成など	2	17	4	36	6	47	4	51	4	79	4	108
短期集中 教育(課程 別2泊3日)	知的財産権入 門、特許明細書 作成など	28	112	55	174	78	238	66	228	71	285	64	268
国外深化 教育	先進国特許制度 など	2	4	8	10	6	9	9	10	10	10	-	-
合計		32	32	133	56	220	81	294	79	289	73	374	64

＜表VI-1-5＞大学の知的財産教授教育プログラム

出前教育	短期集中教育
<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域別に大学を訪問し教育することにより需要者の便宜を図る</li> <li>・知財権に対する興味を誘導</li> <li>・大学名(4大学):ソウル科学技術大学、東国大学、安東大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教授の知的財産能力の向上及び特許活用能力強化</li> <li>・課程名               <ul style="list-style-type: none"> <li>－上半期(知的財産権基本課程、有望知的財産権創出戦略課程)</li> <li>－下半期(知的財産権基本課程、海外特許制度課程、特許技術価値評価及びライセンス課程)</li> <li>－夏季(特許情報調査/分析過程、強い特許のための請求範囲作成過程)</li> </ul> </li> </ul>

学、大真大学

－冬季(特許情報調査分析課程、有望知的財産権創出戦略課程、知的財産教育マスター課程)

<表VI-1-6> 学会学術大会知的財産セッションの開設状況

区分	イベント名	日時	場所	参加者数(人)	テーマ
大韓電子工学会	夏季学術大会	2013.7.4	済州グランドホテル	54	サムスンvsアップル紛争事例で見たグローバル特許戦争
韓国地域情報化学会	秋季学術大会	2013.10.25.	仁荷大学教授会館3階	100	政府3.0と知的財産
韓国工業化学会	秋季学術大会	2013.11.1	大田コンベンションセンター107号	52	エネルギー貯蔵装置の技術開発動向
技術経営経済学会	秋季学術大会	2013.11.1.	ソウル大学アジア研究所	28	創造経済における知的財産の役割と活用
大韓産業工学会	秋季学術大会	2013.11.15	成均館大学基礎科学キャンパス産学協力館	34	創造的価値創出のための知識、理論、方法及び実態
韓国産業財産権法学会	秋季学術大会	2013.11.23.	韓国法学院大会議室	42	デザイン保護法の現在と未来
韓国知識財産教育研究学会	秋季学術大会	2013.10.10-11	仁荷大学学生会館124号	100	創造経済を先導する知的財産人材育成
韓国発明教育学会	冬季学術大会	2013.12.7	京仁教育大学仁川キャンパス207号	112	発明教育方法及び事例研究
韓国デザイン学会	冬季学術大会	2013.12.14	弘益大学弘門館719号	20	知的財産権とデザイン保護
韓国機械学会	冬季学術大会	2013.12.18	江原ランドコンベンションセンター	26	研究者のための特許制度の理解
計				568	

### 3) 評価及び発展方向

大学教授向けの知的財産教育プログラムへの参加教授は持続的に増加しており、学生向けの知的財産授業に対する必要性を認識している教授は、高い関心と熱意を持って教育に参加しており、知的財産講座を開設するなどの教育課程運営の成果が現れている。しかし、量的な規模においてはまだ不十分なところが多く、韓国の理工系教授21,011人の1.78%に過ぎない376人しか教授教育プログラムを修了していないなど、教育履修率は低い方である。

より多くの教授が教育に参加してもらうためには、知的財産に関する認識を広範囲に拡大する方策が必要であり、特許庁主導の教育プログラムの運営だけでは限界があるため、先導大学を通して大学が自主的に教育を行うのが望ましい。

現在のプログラムをレベル別、専攻別にプログラムを体系化、多様化にし、教授が容易に参加できるようにするとともに、学会との協力を拡大して知的財産に関する認識向上を図る必要がある。また、知的財産教授間のネットワークの構築を推進して、知的財産教育に対する情報と教案共有、研究活動の活性化などを期するならば、より効果的であるといえる。

### 3. 企業・大学間の新産学協力プロジェクトの推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 アン・ビョンオク  
行政事務官 ソン・イング

#### イ. キャンパス特許戦略ユニバーシアード

##### 1) 推進背景及び概要

キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、特許教育に関する大学の関心度の向上及

び大学の実用的な特許教育の拡大により、企業が必要とする特許に強いエンジニアを育成するとともに、大学の斬新なアイデアを産業界に供給するために推進された。企業は問題の出題と審査、賞金の負担、大学(院)生は指導教授とともに企業が出題した問題に対し将来の獲得戦略を提示、特許庁は大会運営を支援する。このようにキャンパス特許戦略ユニバーシアードは、企業、大学、政府の実質的な産・学・官の協力事例である。そして企業が大学のアイデアを採択して企業経営に適用することは、企業内部に限定されていたR&Dから果敢に脱皮し、外部の技術やアイデアを積極的に活用して内部の革新に連結するオープンイノベーション(Open Innovation)の事例といえる。

#### イ)コンペティション部門

キャンパス特許戦略ユニバーシアードのコンペティション部門は、特許戦略の確立部門と先行技術の調査部門の2部門である。特許戦略確立部門は、細部な技術テーマに関し国内外の特許を分析し、研究開発の戦略及び特許獲得の方向を確立することである。先行技術の調査部門は、産業別の仮想出願書または発明要約書に対し、関連する先行技術を調査した後、特許の可能性の判断や出願書の作成と補正を行うことである。

#### ロ)参加資格

韓国国内の理工系大学(院)生が対象であり、特許戦略確立部門は、3人以内のチームまたは個人と指導教授1人が参加しなければならない。先行技術の調査部門は、個人参加である。

#### ハ)審査手続き

審査は書類審査、書面審査、発表審査、最終審査の順で進行される。書類審査は、参加資格の可否、推薦書(参加確認書)確認など基礎審査を行い、書面審査は、企業が提出された答案を審査基準に基づいて受賞者数の約3倍数で選抜する。発表審査は、書面審査で選抜された対象者に対し、自分が作成した論文についての発表を通し最終

順位を定める。最終審査では企業が推薦した最優秀学生を対象に、特許庁長賞以上の上位賞の選定を行う。

## 二)審査基準

審査基準は、コンペティション部門別に書類審査基準と最終審査基準を定めて評価をする。先行技術調査部門の審査基準は、先行技術の検索、請求範囲の作成・補正を中心に細部評価指標を定め、特許戦略の確立部門は、先行特許調査及び分析、特許戦略の確立を評価項目とし評価指標を定めた。

<表VI-1-7> コンペティション部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
先行技術調査部門	先行技術検索	先行技術の調査達成度	効果的な検索方法の使用可否、先行技術の調査結果達成度など
		検索先行技術の適正性	検索先行技術の問題出題意図との適合性
	請求範囲の作成・補正	請求範囲作成・補正の適正性	最も広い独立項の作成、適切な従属項の使用など
		特許要件関連意見の妥当性	新規性及び進歩性などに関する説得力ある意見陳述の可否
特許戦略樹立部門	先行特許調査及び分析など	技術開発及び産業動向など分析	技術・市場・産業動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量・定性・分析)等	主要技術に対する先行特許調査など細部モジュール別、国家別、出願人別分類など核心特許導出など
	核心特許の導出、選別、分析など	主要特許検索のレベル、選別・分析の適正性など	
特許戦略	将来の技術開発方向・戦略など提示	将来の技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など	

	確立 など	技術獲得の戦略確立の具 体性・適正性など	基盤特許確保のための特許戦略提示など 回避技術設計方策など内部開発、外部導 入戦略など判断
--	----------	-------------------------	---

＜表VI-1-8＞コンペティション部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
先行 技術 調査 部門	学生 答案	先行技術検索など	先行技術の調査達成度レベル 検索先行技術の適正性など
		請求範囲作成・補正など	請求範囲作成の適正性 特許要件判断の適正性など
	企業 成果	問題解決寄与度	問題出題の目的・意図符合性など 該当産業分野などに対する波及効果程度 など
		発展可能性など	今後の研究課題採択可能性、実務適用計 画など
特許 戦略 確立 部門	先行特許 調査及び 分析など	技術開発及び産業動向な ど分析	技術・市場・産業動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量・定 性・分析)等	主要技術に対する先行特許調査など 細部モジュール別、国家別、出願人別分 類など 核心・基盤特許導出など
		基盤特許の導出、選別、 分析など	重要特許の検索程度、選別・分析の適正 性など
	特許戦略 確立など	将来の技術開発方向・戦 略など提示	将来の技術開発のための基本方向・戦略 提示の適正性など
技術獲得の戦略確立の具 体性・適正性など		基盤特許確保のための特許戦略提示など 回避(空白)技術設計の方策など 内部開発、外部導入戦略など判断	



		短期、中・長期開発可否判断など
特許分析と戦略確立(回避設計)間の論理的連係性など		

## ホ)2013年の授賞内訳

2013年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードの授賞は、特許戦略の確立部門は、WIPO事務総長賞と特許庁長賞以上の上位賞に学生7チームと指導教授6人を選定し、後援機関の優秀賞は、18チーム、奨励賞は27チームを選定して計52チームを選定した。先行技術の調査部門は、WIPO事務総長賞と特許庁長賞以上の上位賞に4人を選定し、後援機関の優秀賞29人、奨励賞54人で計88人を選定した。団体賞は、最多受賞大学賞と最多応募大学として仁荷大学が受賞した。授賞式には大学総長、企業CEOなど社会著名人200人余りを含む計466人余りが出席した。

&lt;表VI-1-9&gt;2013年の授賞内訳

区分	特許戦略確立		先行技術調査	
	学生	指導教授		
産業通商資源部長官賞	1チーム (1000万ウォン)	1人 (500万ウォン)	1人 (300万ウォン)	
韓国工学翰林院会長賞	1チーム (1000万ウォン)	1人 (500万ウォン)	-	
特許庁長賞	4チーム (問題当たり800万 ウォン)	4人 (問題当たり500 万ウォン)	3人 (問題当たり 200万ウォン)	
特別賞(WIPO事務総長賞)	1チーム (700万ウォン)	-	1人 (150万ウォン)	
後援機関長 賞	優秀賞	問題当たり1チーム (600万ウォン)	-	問題当たり1人 (100万ウォン)

	奨励賞	問題当たり2チーム (200万ウォン)	-	問題当たり2人 (50万ウォン)
	最多応募大学賞 (韓国発明振興会長賞)	1大学(1000万ウォン)		
	最多応募大学賞 (韓国工科大学長協議会長賞)	1大学(1000万ウォン)		

## へ)2013年の主要日程

2013年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードは、2013年3月25日に大会公告を皮切りに、申込書受付、論文提出、審査順で進行された。

&lt;表VI-1-10&gt;2013年の細部推進日程

区 分	詳細内容	2013年の日程
公告・受付	大会公告	2013.3.25
	参加申込書の受付	2013.3.12～4.30
先行技術 調査部門	問題公告	2013.3.25
	答案提出	2013.5.23
	基礎・書面・発表・最終審査など	2013.5.24～7.17
特許戦略 策定部門	論文提出	2013.8.28
	基礎・書面・発表・最終審査など	2013.8.29～10.23
授賞式		2013.11.25

## 2)推進内容及び成果

イ)電機電子、造船機械金属、化学生命など3分野に41機関が参加

特許戦略ユニバーシアード参加企業は、2010年は、サムスン電子、LG電子、現代K

IA自動車など43社、2011年は、韓国電力公社、DOOSANインフラコアなど46社、2012年は、(株)KT、サムスントータル、日進製鋼、サムスンSDIなど47社、2013年は、サムスンディスプレイ、現代ROTEM、FEELUXの41社が参加した。受賞者に対する2013年の就職優遇企業はLG電子など18社であった。

※2013年キャンパス特許戦略ユニバーシアード参加企業(47社)

サムスン電子株式会社、Hanhwa Chemical、現代自動車、ロッテケミカル(株)、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、POSCO、ソウル半導体、DOOSANインフラコア、韓国電力公社、現代製鉄株式会社、SKハイニックス、LGシリترون、(株)パンテック、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、現代三湖重工業、韓進重工業、現代尾浦造船、STX造船海洋、シンアエスビ(旧SLS造船)、DAESUN造船、株式会社緑十字、LIGエイディピ(株)、(株)KT、FEELUX、KMAC、現代ROTEM、KITURAMI、サムスンディスプレイ、サムスン電気、ILJINディスプレイ、KIST、ETRI、韓国機械研究院、韓国標準科学研究院、韓国電気研究院、韓国航空宇宙研究院、韓国原子力研究院

※受賞者就職優遇企業(18社)

Hanhwa Chemical、現代自動車、ロッテケミカル(株)、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、ソウル半導体、LGシリترون、韓進重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、韓進重工業、STX造船海洋、シンアエスビ(旧SLS造船)、LIGエイディピ(株)、FEELUX、KMAC、KITURAMI

ロ)参加状況

大学の積極的な参加により、2012年は101の大学から3,423チームが参加し、2013年には106の大学から3,844チームが参加した。この中で71大学の1,972チームが論文を提出し、この中から32大学の140チームが受賞者として選定された。

<表VI-1-11>部門別の参加及び受賞状況

区 分	特許戦略確立		先行技術調査		合計	
	大学	チーム	大学	チーム	大学	チーム
参加申請	75	612(1,403)	95	3,232	106	3,844(4,635)
論文提出	53	255	62	1,717	71	1,972
発表審査	28	88	36	193	47	281
受賞者	22	52(136)	22	88	32	140(224)

## ハ)大学別の受賞者状況

2013年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードにおいて、受賞者を出した大学は32大学(140チーム、224人)である。大学別の受賞者をみると、仁荷大学が35チーム、京畿大学と韓国科学技術大学が各々108チームが受賞し、最多受賞大学賞及び最多応募大学賞は仁荷大学が占めた。

<表VI-1-12>最多受賞大学及び最多応募大学の順位

順位	最多受賞大学	最多応募大学
1	仁荷大学	仁荷大学
2	京畿大学	全南大学
3	韓国技術教育大学	延世大学
4	東国大学	昌原大学
5	忠北大学	公州大学

## ※ 最多受賞大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の受賞チーム数×1.0)+(特許戦略樹立部門受賞チーム数×3.0)  
 \*(上位賞受賞チーム数×1.5)+(優秀賞受賞チーム数×1.0)+(奨励賞受賞チーム数×0.5)  
 \*上位賞:知識経済部長官賞、工学翰林院会長賞、特許庁長賞

## ※ 最多応募大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の答案提出学生数×1.0)+(特許戦略樹立部門の論文提出チーム数×3.0)

\*書面審査で失格処理された水準以下の答案(論文)は提出実績に未反映

### 3)評価及び発展方向

2013年キャンパス特許戦略ユニバーシアードに参加した企業及び学生たちは、大会について肯定的な評価をした。後援企業は「全般的に技術力が優秀であり、問題の理解が明確で具体的な実現アイデアが優れている」、「ロードマップを通して戦略提示が印象的であり、マトリックスによる空白技術の導出も優れている」と評価した。

参加した学生たちは大会を通じて特許の重要性を悟ることができ、特許戦略を確立しながら将来の技術発展の方向を予測する経験ができたと評価し、就職学生たちも大会を通じて習った知識が、企業の研究開発と特許経営にどのように役に立つかを面接官に説明でき肯定的な評価を受けたとし、大会の参加主体全てが、キャンパス特許戦略ユニバーシアードに対し肯定的な評価をした。

#### ロ. D2Bデザイン・フェア

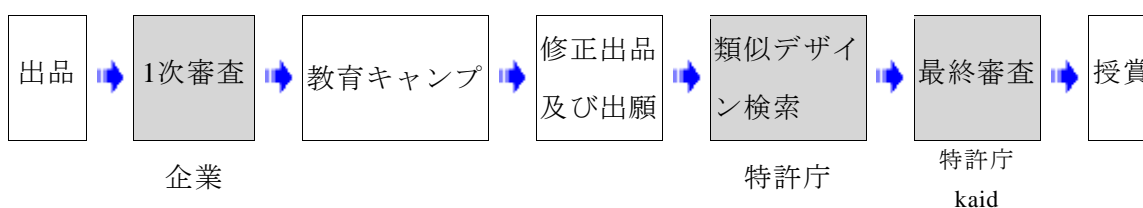
##### 1)推進背景及び概要

D2Bデザイン・フェアは、デザイン権の認識向上を通して国家産業競争力の強化を目的としたものであり、2006年の大学生デザイン公募展(Design & Right)から始まった。2008年にその対象と方法を画期的に変え、デザイン権公募展(Design Right Fair)となった。韓国貿易協会と共同で開催して輸出企業のデザインを支援している。2008年から出品資格を大学生から一般人に拡大し、2010年には、外国人の出品と外国企業の参加も可能にして作品の多様性を高め、2011年には、大会の名称を「D2Bデザイン・フェア」に変えて参加者向けにIP教育と、参加企業の現場における教育とインターシップを拡大するなど、より多くの支援を強化した。

数多くあるその他のデザイン公募展は、各企業の広報と安い費用で、優秀なデザインとアイデアを得ることに目的を置いているため、出品者はすべての知的財産権を主宰側に譲り渡し、所定の賞金だけ受け取ることが現状であった。しかし、デザイン権公募展は、出品作のデザイン権など知的財産権を创作者のデザイナーが所有でき、デザイン権を媒介に、企業がデザイナーから創意的なデザインを得るオープンイノベーション(open innovation)であることが、最も大きな特徴である。

この公募展は、新しいデザインが必要な物品について企業側で提示し、デザイナーは、この物品のデザインを出品する方式で進行される。企業の1次審査を通過したデザイナーらは、予備デザイナーのキャンプに参加し、企業のデザイナーと意見を交換してデザイン権に対する所定の教育を履修する。このような過程を通じてデザイナーらは、本人のデザインの問題点を修正して最終的に出品する一方、自らデザイン登録の出願を行う。特許庁の類似デザイン検索が終われば、韓国産業デザイナー協会(kaid)所属のデザイン教授により構成される審査委員団が、企業の意見を最大限に反映して最終受賞作を選定する。企業が受賞作を商品化する場合、受賞者と企業はライセンス契約を締結し、受賞者は製品売り上げに伴うロイヤリティーを受けることになる。

＜表VI-1-13＞ D2Bデザイン・フェアの審査手続き



## 2)推進内容及び成果

2013年の「D2Bデザインフェア」では、23企業が公募物品を提示し、95大学で3,278件が出品され、デザイン170件、特許1件、実用新案5件を出願した。また、9件についてはライセンスの締結または締結する予定である。

＜表VI-1-14＞2013年のD2Bデザイン・フェアの受賞者状況

区分		出品者	作品名
大賞	産業通商資源部庁官賞	キム・スファン、チェ・ヒョンチョル	Roly Poly
金賞	特許庁長賞	イ・キョンソン、パク・ヨンミン	Melor
	韓国貿易協会会長賞	ジン・ボラム	韓国文字七巧遊び
	毎日経済会長賞	ヤン・ジェウク、ミョン・ジョンス	cupid
	WIPO事務総長賞	イ・ドリ、キム・ヨンリム	Vividly
特別賞	知的財産分ち合い賞	ソ・ジジョン	一石二鳥救命チューブ
銀賞	韓国デザイン振興院 院長賞	ジェ・サンヨル	W(double U)-File
		パク・ヨンウ	SleenSheen
		カン・チャンウ、キム・テハン	蘭を打つ
	韓国発明振興会	ジョン・ウンジ、ジョン・ヨンウォン	筆軸
		パク・ジョンソン	蓋がないと使えない糊
		ムン・スンジュ、ヤン・ジェキョン	ONESHOT
	韓国産業デザイン 協会会長賞	キム・ミョンジン	HIVE SHELTER
		ハ・ヒョンホ、キル・ソンイ	洗濯乾燥台が結合した 壁掛け型LG除湿機
		キム・スンキョル	Plant pet

＜図VI-1-1＞2013年の大賞(Roly Poly、左)及び金賞(cupid、右)受賞作



### 3)評価及び発展方向

出品作が3,278件で前年に比べ41.4%が増加し、参加大学も前年に比べ21.7%が増加するなど量的な成長を遂げた。ライセンスも5件が締結され、事業化の検討企業も5件に増加するなど大きな成果を収めた。しかし、出品作が首都圏に集中されており、今後は地方大学などに対する多様な広報が必要であり、企業のデザイン品目も製品デザインに止まり、今後、視覚デザインとマルチメディアのような分野に拡大する必要がある。

また、大学と企業が積極的に参加させる広報戦略を多角化にし、多様な企業を選定して、事業化が容易で効果の高いローテク分野へと拡大すべきであり、授業と連携させるために期間を調整し、大学に実質的な知的財産権の出願教育の機会を提供するなど、出品作の多様化を追求すべきだとの評価であった。この他に1次合格者に対する教育と出題企業とのメンタリングにより知的財産権管理及び活用能力を強化し、事後の受賞作品に対するライセンス管理を徹底させ、名品公募展として跳躍できるようにする計画である。

## ハ．大学創意発明大会の開催

### 1)推進背景及び概要

知財戦争に勝つためには、特定分野に対する工学的知識と創造力、知的財産に対する能力を兼ね備えた人材が必要である。学生たちが工学的知識を基盤に、技術課題について創意的な解決策を講じる過程と、知的財産と連係した研究計画の策定及び発明の事業化などR&D過程を総合的に経験できれば、研究開発人材、青年起業人材としての能力を高めることができるはずである。

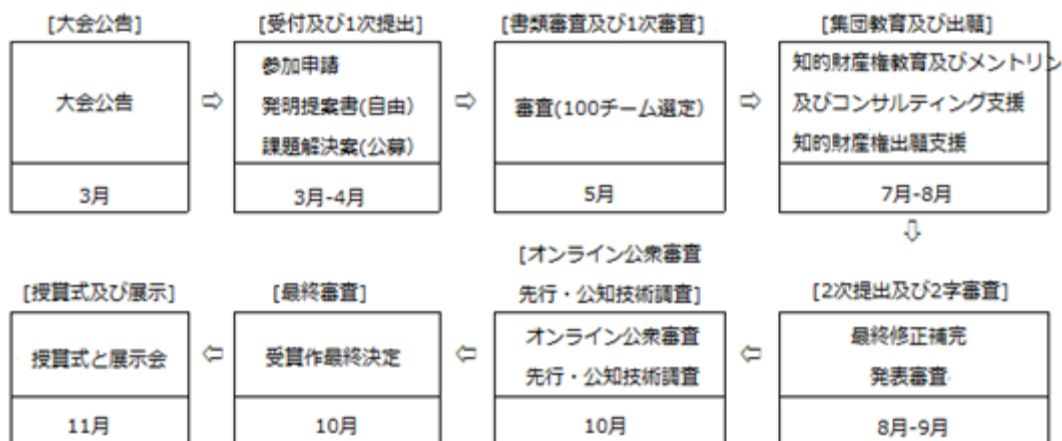
このような認識の下で、知的財産に強い創意的な発明人材を育成し、大学発明活動の活性化及び大学生発明の権利化・事業化のため、2002年から続いた学部の生徒及び発明サークル中心の「全国大学発明大会」と、2009年に開催された大学院生中心の



「大学IPオーシャン公募展」を発展させて統合し、2010年から「大学創意発明大会」として運営している。

2013年の大会では、これまで「発明研究部門」、「発明特許部門」、「発明公募部門」の3部門により開催された大会を、自由部門と公募部門に統合して開催した。大会開催の成功のために韓国科学技術団体総連盟会と共同で主催し、教育部を始め大韓機械学会など7の工学専門学会及び韓国ベンチャー企業協会が後援機関となり、LG産電(株)の協賛して参加基盤を拡大した。

<表VI-1-15>大会の主要進行日程及びプロセス



優秀作品に対しては、特許費用、技術移転、事業家などの支援を行う。そして、大会により発生した知的財産権は、発明研究部門と発明特許部門の発明者は、大学に移転することになるが、大学で権利を行使する場合は職務発明に準ずる補償をすることを原則とし、一方が同意しない場合は発明者の所有とした。発明公募部門の場合は発明者が知的財産権を所有し、協賛企業は知的財産権実施に対する優先交渉権を持つことになる。

## 2) 推進内容及び成果

2013年の大会では計94大学から3,442件が出品され、申請件数を基準に前年度の実績に比べると13.6%増加した。優秀発明37件を選定して授賞したが、大賞は「自転車

空間活用の多用途ガバン」を出品した弘益大学のパク・ジュンホン氏が受賞した。団体では、最優秀発明サークル賞を崇実大学発明サークル「バラムゲビ(風見)」が受賞した。

＜表VI-1-16＞大学創意発明大会の出品状況

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
申請件数	967	1,990	2,360	3,030	3,442
参加大学	85	120	122	115	94

＜表VI-1-17＞2013年大学創意発明大会の優秀発明受賞作状況

賞格	授賞主体	大学名	氏名(学年)	発明の名称
大賞	国務総理	弘益大学 国際デザイン専門学校	パク・ジュンホン	自転車空間活用の多用途ガバン
WIPO 特別賞	WIPO 事務総長	梨花女子大学 漢陽大学	ユ・ジンヒ キム・ジウオン ユン・ヨンミ	視覚障害者のためのアンドロイドfull-touchi点字キーボード
最優秀賞	教育部 長官	慶南科学技術 大学	キム・ソンベ キム・ナムフン	非常口防火門開閉装置
		漢陽大学 延世大学	キム・ヒョンイル キム・ヒョンア	着用可能な関節のあるまつばづえ
	産業通商 資源部 長官	KAIST	ファン・ソングエ	モバイル機器から認識可能なキューブ型の磁石授業用具
		建国大学	ハン・ヒョンナ ホン・ソルア	コンパクトファイル
	特許庁 長官賞	清州大学	パク・ジュヒ	大人と子供が使用可能な食卓椅子
		慶北大学	イ・ジェホ イ・ホヨン	2段暗証番号

			パク・ソンミ	
--	--	--	--------	--

### 3) 評価及び発展方向

2013年の大学創意発明大会を通じて大会の安定と充実化を期し、大学発明活動の底辺を拡大した。参加者らは大会において発明特許教育、メンタリング、試作品製作、チームワークなどの経験を経てR&D及び知的財産創出・活用能力を向上することができ、また、大学発明サークル活動の支援を行い大学生らの自発的な発明活動へと導き、発明ノウハウと知識を共有することができた。

今後は大会受賞者のための持続的な能力開発と事後管理を強化していく必要がある。出品された発明の事業化、技術移転、創業・後続開発及び受賞者らのためのネットワーク構築等を通じて、大学生らの持続的な発明活動の支援を行い、延いては受賞学生をR&Dの核心人材、創意的リーダーとして育成する努力を続けなければならない。

## 4. 企業の知的財産専門人材育成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ヨンシン

### イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会の到来により知的財産が付加価値創出の核心基盤となり、企業の競争力を左右する核心要素として注目されている。最近、知的財産を巡って企業間の紛争が急増することにより、知的財産の創出、活用、保護のための総合的な対応戦略の策定が求められている。このような業務がますます高度化・専門化となっている。これに伴い、知的財産に関する専門知識を有し、企業の知的財産業務を円滑に遂行できる知的財産専門人材の育成が急を要する。

しかし、現状は一部の大企業を除いたほとんどの韓国国内企業は、知的財産の人材基盤が劣悪であり、急変する知的財産環境に適切に対処できていないのが実情である。2013年の知的財産活動に関するアンケート調査によると、知的財産専門担当の組織を保有している企業の割合は5.3%に過ぎないものと調査され、専門担当の人材を保有している企業の割合も約16.1%で低い水準であることが分かった。<sup>30</sup>特に、資金と人材が不足する中小企業の場合は知的財産の紛争に無防備で露出されており、知的財産専門担当者の基盤構築が切実な状況である。

従って、韓国特許庁では、中小企業の知的財産専門担当者を体系的に育成し、知的財産能力を高めるために、中小企業の知的財産専門担当者の育成及びインフラ構築のための政策を策定し推進している。

#### ロ. 推進内容及び成果

##### 1) 中小企業中心の知的財産職務教育課程運営

中小企業の人材レベルに合う多様な教育課程を提供するために、教育対象別に「初心者向けの入門課程」と「在職人材のための上級課程」に区分し、教育内容を段階別に細分した計31の教育課程で構成し、需要者がレベルに合う教育科目を選択できるようにした。

入門課程は知的財産基礎教育が必要な中小企業の新規人材を対象に構成し、上級課程は在職人材を対象に特許評価及びライセンス契約、知的財産紛争対応及び交渉など専門家レベルの業務知識を中心に構成した。

<表VI-1-18> 2013年の中小企業知的財産職務教育課程状況

区分	教育内容	課程数	中小企業 修了生数

<sup>30</sup> 2013年度知的財産活動実態調査、2013年11月、特許庁・貿易委員会

入門課程	知的財産権基礎、特許請求範囲の解釈と侵害判断など	14	108
上級課程	特許評価とライセンス契約、知的財産紛争及び交渉など	17	117
計		31	225

また、知的財産の基盤が脆弱な中小企業の人材に対する支援を強化するため、中小企業の人材に対し教育費を80%支援した。

2009年から本格的に運営された企業の知的財産職務教育課程は、持続的な業務改善の過程を通じて、企業の知的財産能力の強化及び専門性向上に寄与した。また、知的財産の理論と実務中心の教育内容を併行したことにより、参加教育生の講義に対する満足度も高く、業務に役立つ中小企業対象の知的財産教育課程として認められている。

## 2)海外知的財産戦略人材育成課程の運営

海外最多出願及び海外における特許紛争が予想される中小企業の人材グローバル知的財産の紛争対応能力強化のために、韓国国内で海外の知的財産制度及び訴訟手続きなどを教育する「海外知的財産紛争及び交渉課程」を開設し運営した。

2013年には、規模のある紛争及び訴訟などを経験した弁理士及び弁護士などを国内専門家講師として選定し、知的財産に係わる海外先進国の特許・商標などの出願戦略、特許侵害事例及び紛争解決のための交渉戦略などについて教育を行った。また、米国特許出願戦略及び訴訟手続きの教育4回、中国商標法改正案及び出願・紛争対応2回、国際特許ライセンス契約及び交渉1回及びヨーロッパ特許動向及び出願戦略1回を新設するなど計8回の教育を実施し、中小企業人材の海外の知的財産実務能力を高めることができるようにした。本課程においても中小企業の費用負担を減らし参加率を高めるために、中小企業人材に限り教育費の80%を国庫により支援した。

＜表VI-1-19＞2013年の海外知的財産戦略人材育成課程状況

課程名	教育期間	全体教育受講人数 (中小企業人材)
成功する米国特許出願戦略	2013.09.24	35(22)
中国商標法改正案及び商標訴訟と取締り	2013.09.26	66(24)
米国特許訴訟の段階別ガイド	2013.10.08	20(14)
ヨーロッパ特許の最近動向及び出願戦略	2013.10.17	25(11)
中国知的財産出願及び紛争対応	2013.11.11～11.12	28(18)
米国特許侵害判断と対応方策	2013.12.05	27(15)
国際特許ライセンス契約及び交渉	2013.12.12	32(22)
米国特許出願及びOA対応戦略	2013.12.20	40(16)
計		273(142)

同課程は、国内専門家を招聘し講演して頂き、海外特許出願及び訴訟制度など実務中心の深度ある教育を実施し、受講生らの海外知的財産制度に関する理解に役立たせ、増加する企業の国内外の知的財産紛争に備えて、知的財産管理人材の知的財産能力を高める機会となった。

### 3) 中小企業関連機関と連携した知的財産教育課程の運営

中小企業の教育機関である中小企業振興公団傘下の中小企業研修院及びベンチャー協会と連携し、中小企業人材に対する知的財産教育を実施した。中小企業研修院及びベンチャー協会の既存教育課程に知的財産科目を追加で開設し、韓国特許庁は教育コンテンツの提供及び専門講師派遣を担い、中小企業研修院は受講生募集及び教育する場所などを提供した。

2013年に、中小企業研修院(安山、大邱慶北、湖南)の製品開発 Project Management課程、CEO名品アカデミー課程及びベンチャー協会では運営中であるベンチャー企業

人材向けの各種教育課程に知的財産教育を開設して、中小企業の人材266人に対して教育を行った。

<表VI-1-20> 2013年中小企業関連機関と連携した知的財産課程の状況

連携機関	教育課程名	教育日時	IP教育課程名	受講生
中小企業研修院	製品開発Project Management	2013.3.7	知的財産を活用したビジネス戦略	20
		2013.10.17	知的財産を活用したビジネス戦略	27
		2013.10.24	知的財産を活用したビジネス戦略	33
		2013.11.8	知的財産を活用したビジネス戦略	31
	CEO名品アカデミー	2012.10.18	特許及び知的財産権 100% 活用	31
	CEO名品アカデミー	2012.10.25	特許及び知的財産権 100% 活用	23
ベンチャー協会	知的財産権特別講義	2013.4.6	中小ベンチャー企業CEOのための知的財産権経営戦略(1次)	17
		2013.11.6	中小ベンチャー企業CEOのための知的財産権経営戦略(2次)	13
		2013.6.18-19	ベンチャー企業が知るべき知的財産 Keypoint	54
		2013.11.8	ベンチャー企業再創業者向け知的財産教育	25
計	2機関連携、10回運営			266

教育課程は専門的な教育内容よりは知的財産に対する関心と興味を誘発する基礎知識及び事例を中心に運営した。同課程の運営を通じて中小企業人材の知的財産に対する教育機会を拡大することができ、中小企業研修院で運営する既存の教育課程よりも、知的財産課程に対する受講生の満足度が多少高く評価され、教育の効果が高いことが

分かった。

#### 4)地域の中小企業CEOの知的財産経営認識向上に向けた特別講演運営

地域の知的財産センターと連携を図り、各地域別のIP経営者向けに、各々の会合で主催するセミナーワークショップなどに講師を派遣し、中小企業CEOの知的財産経営認識向上のための知的財産特別講演を支援した。2013年には、京畿知識財産センターなど4地域センターと連携を図ることにより計163人に教育を実施した。

<表VI-1-21> 2013年地域の中小企業CEO知的財産経営認識向上の特別講演状況

区分	イベント概要		
	会合名	日時	人数
京畿知識財産センター	中小企業IP経営者クラブ懇談会	2013.6.24	87
光州知識財産センター	知的財産経営アカデミー	2013.6.28	34
忠南知識財産センター	忠南IPスター企業懇談会	2013.7.17	22
全北知識財産センター	IPスター企業役職員教育及び懇談会	2013.10.8	20
計			163

#### 5)企業間における知的財産ノウハウ共有などのためKINPAの運営と支援

現在、企業間における知的財産ノウハウの共有と、知的財産教育などにより企業の知的財産人材の能力を強化する目的に、韓国知的財産協会(KINPA)<sup>31</sup>が設立され活動している。

2013年には、KINPA内に特許、商標・デザイン、ライセンス紛争など7の分科委員

<sup>31</sup> 韓国知識財産教会(KINPA, Korea Intellectual Property Association) : 2008年6月4日、サムスン電子、LG電子、現代自動車、POSCOなど国内主要企業67社が集まって、知的財産に対するノウハウの共有及び拡散、大・中小企業の知的財産共存協力などを目的に設立された。



会<sup>32</sup>を計40回開催し、企業の特許担当者らの知的財産ノウハウの共有及び事例発表を行った。また、会員企業の特許実務者で構成される企画調停委員会を隔月単位で開催し、KINPA活動に関する全般的な事項を決め議論する役割を遂行している。

これとともに全体ワークショップ、コンファレンスなどの対外行事を主管し、IP5庁長・Industry会合に韓国代表団体として参加しており、日本JIPAを訪問して協力策を模索した。また、新規会員企業の加入を決め、分科委員会の活性化方案などのようなKINPAの充実化を図る多様な活動を展開した。

そして、最近の知的財産 이슈に対して国内外の知的財産専門家の主題発表などで構成されるKINPA Annualコンファレンスを開催した。2013年には342人の企業関係者が参加する中、米国特許法改正に伴う韓国企業の出願及び紛争対応戦略、最近の中国知的財産権紛争事例及び法改正の動向、米国裁判所の特許損害賠償額算定基準及び韓国企業の対応戦略、発明振興法改正(発明者補償)が企業に及ぼす影響など、知的財産の環境変化に伴う知的財産戦略及び実務者の専門性向上に向けた主題を取り上げた。なお、企業の知的財産経営に貢献し、知的財産ノウハウの共有及び拡大に寄与した企業の知的財産担当者に対し、Best特許エンジニア賞を授賞した。

<図VI-1-2> KINPA Annualコンファレンス開催模様



<sup>32</sup> 特許分科、商標デザイン分科、国際分科、中小企業分科、ライセンス紛争分科、特許情報分科、IP経営分科

また、2013年にも企業内で知的財産を総括しているCIPO(Chief Intellectual Property Officer、知的財産最高責任者)が参加する朝食会セミナーを開催し、国内企業のIP経営戦略、職務発明補償の最近判例動向及び企業の対応策、最近のグローバル特許訴訟事例などについて紹介した。

＜表VI-1-22＞2013年のCIPO朝食会セミナー開催状況

日時	発表主題	発表者	参加者
2013.2.20	産学研協力研究協約ガイドラインの紹介	知的財産委員会 ホン・ウォング局長	61
2013.4.17	職務発明補償の最近の判例動向及び企業の対応策	漢陽大学 ユン・ソンヒ教授	58
2013.6.19	Leveraging IP-Should we?	サムスンディスプレイ 金ギソクIP法務グループ 長	62
2013.8.28	特許裁判の状況と主要判例動向	水原地方裁判所 ハン・ドンジュ部長判事	61
2013.10.24	企業経営におけるデザインの役割と未来デザイン	弘益大学、 オ・スンジョン教授	59
2013.12.18	最新グローバル特許訴訟の事例	SKハイニックス ミン・キョンヒョン常務	67
計			368

同協会の運営を通じてこれまで「秘密と競争」で代表される知的財産分野が「共有と協力」の雰囲気を作り出し、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有などの活動により企業の知的財産能力を高める契機となった。

#### ハ. 評価及び発展方向

本事業は、中小企業知的財産の人材を対象に、知的財産の理論と現場で適用可能な

実務中心の教育課程を併行し、中小企業担当者の知的財産業務能力を高めることに寄与した。また、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有などKINPAの活動は、企業人材の知的財産能力強化及び企業間の知的財産協力インフラ構築など、知的財産専門担当者を育成する基盤を構築することに貢献した。

今後、本事業の運営方向は、知的財産基盤が脆弱な中小企業の実務人材の他、CEO、役員など経営陣に対する教育を推進し、海外出願及び訴訟中心の海外知的財産教育に紛争・交渉分野を強化する予定であり、中小企業関連機関と連携した教育課程を拡大する計画である。

細部的には、中小企業の知的財産経営基盤構築のために、CEOなど経営陣の知的財産経営マインドの向上が優先されなければならない。特に、知的財産基盤が脆弱な地域所在の中小企業CEOの会合に出向き、会合毎の特性に合う知的財産のテーマを特別講演の形で運営する計画である。一方、職務教育課程を新たに改編してR&D研究課題など、企業が直面している知的財産関連課題を専門家の診断を受けた後、オーダーメイド型の教育を実施する問題解決型教育に転換する予定であり、知的財産紛争・交渉関連分野に対する教育も強化する予定である。さらに、中小企業中央研修院の他に、地域研修院とも連携を図り、延いてはより多くの中小企業教育機関と締結して、知的財産教育を拡大する計画である。

なお、社団法人KINPAが独立性と自律性を確固たるものにし、名実共に知的財産分野の企業協議体として発展できるように支援する計画である。

## 第2節 創意的発明人材の発掘・育成

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ウンギョン

韓国特許庁は、知的財産権が日増しに重要視されることにより、21世紀の知識基盤社会を先導し、韓国の未来を担う優秀発明人材の発掘及び育成のため、発明教育の基盤構築、制度化、優秀発明の学生及び教員の発掘及び発明、知的財産フレンドリーな社会雰囲気造成などの努力を傾けている。

まず、韓国特許庁は発明教育の基盤構築及び底辺拡大のため、1995年から市道教育庁と共同で発明教室を設置しはじめ、2013年の現在まで全国で194の発明教室を開設した。特に、2013年には発明教室の履修実績を学校の生活記録簿に記載できる法的根拠を作り、より多くの学生が発明に関心を持つようにした。

また、毎年増加する発明教育の需要に比べ発明教師の数が絶対的に不足な現実を鑑み、2012年に全国の4教育大学と師範大学を発明教師教育センターに指定し、予備教師と現職教師を対象に体系的かつ専門的な発明教育を実施し、より専門化した発明教師の育成のための体系を構築した。

2010年からは、創意的発明人材の早期発掘と育成のため、KAIST・POSTECHと共同で知的財産基盤の次世代英才起業家育成事業を開始し、2012年には発明(英才)教育の基礎と学問的研究を支援するなど、体系的な発明人材の育成のために「発明英才教育研究院」を設立した。

そして、知的財産基盤の実務型産業人材を体系的に育成するために、発明・特許の特性化高校を選定して発明・特許の正規教育科目を開設し、企業参加型の職務発明プログラムの運営などを支援している。特に、2013年には支援対象を4校から全国6校に拡大し、特性化高校の発明教育を拡大する地域の拠点を構築した。

発明活動の優秀学生及び教員発掘の拡大のため、大韓民国学生発明展示会、大韓民国学生創意力チャンピオン大会、YIP(青少年発明家プログラム)などの大会を運営するとともに、発明奨学生、発明教育大賞の選抜などを実施している。特に、2012年には、発明フェスティバル(大韓民国学生発明展示会と大韓民国学生創意力チャンピオン本戦大会を並行開催)を通じて、多様な催し及び体験を提供し、発明教育の拡大に関するシナジー効果を生み出した。

実務型の知的財産人材育成を目的に、アニメーションなどのコンテンツを中心としたオンライン教育と集合教育を並行している。e-ラーニング教育の効率的な管理と支援のため、職務教育に必要な企業などを対象に、教育管理システム(LMS)とオーダーメイドのコンテンツを提供して、計538機関を対象に団体教育(B2B)を実施した。また、知的財産の大衆化のためにCBSと「世の中を変える時間15分」と連携して知的財産ストーリーフェスティバルを開催した上、大学生向けの知的財産e-ラーニングサービスを提供し、大学に232講座を支援して29,601人が教育を受け、この中で優秀な学生を選抜してIP-Challenge課程の体験学習を運営し16大学54人の学生が参加した。オンライン教育システムを備えた企業に対しては、コンテンツをレンタルしてe-ラーニング活性化基盤を強化し、対象別e-ラーニング教育運営の内実化と多様化を期した。

## 2. 発明教育基盤の構築及び制度化

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ウンギョン

### イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、21世紀の知識基盤社会を先導する将来の発明家に対する潜在力を見つけ出し、韓国の未来を担う優秀発明人材の発掘及び育成する発明教育基盤を構築するために、発明教育の正規教科への反映推進、発明教育センター運営などを推進している。

## ロ. 推進内容及び成果

## 1)発明教育の制度化

これまでの発明教育は、正規の教育ではない特別活動の形で運営されていたため、父兄及び学生の関心不足、発明教師たちの指導意気込み低調など、発明教育の拡大に限界があったが、発明教育関連機関及び教師らの努力により、教育科学技術部は「2007改正教育科目」及び「2009改正教育科目」において、初・中・高等学校の正規の教育科目として反映され、発明教育の量・質的転換のための契機が構築された。

＜2009改正教育課程「発明単元」反映状況＞

- 小学校の実生活課程(必須)5～6学年課程:生活と技術(大単元)(2015年適用)
- 中学校技術・家庭(必須)1～3学年課程:技術と発明(大単元)(2010年適用)
- 高等学校技術・家庭(選択)1～3学年科目:技術革新と設計(大単元)(2013年適用)
- 高等学校工学技術(選択)課程:工学と創意的問題解決(中単元)(2012年適用)

## 2)発明教師の専門性向上及び教育機会の拡大

韓国特許庁は発明教育の活性化を目指し、発明指導教師の専門能力及び政策満足度の向上などを図るために多様な政策を推進している。発明教師のオン・オフライン職務研修、発明教師の研究能力向上のための研究大会及び研究会支援、発明教師ワークショップの実施などを支援している。2009年には発明教師の職務研修を大幅に拡大し、発明教育の正規教科への反映に備え発明教育の質的レベルを高めた。

韓国特許庁では、発明教育に関する多様な模範の適用と研究機能の強化に向け、2000年度から市・道教育庁別に、毎年発明教育研究学校を指定し支援している。発明教育研究学校では、地域別の特性及び時代的な状況に合う多様な発明教育プログラム及び方法を模範として適用し、研究結果の共有を通じて発明教育を広め質的向上を図っている。また、市・道教育庁では、指導教師に研究加算点を付与し指導に対する意欲

を高めている。

＜表VI-1-23＞発明教育研究学校の運営状況

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
研究学校数	21	22	24	23	22	12

### 3)発明教育センターの運営

発明教育センターは、発明教育の環境変化に対応するとともに、発明教員の専門化向上に対するニーズが高まることにより、発明教育総合支援センターとしての役割を遂行するため、2005年12月に竣工した。

創意的発明人材育成のための教育基盤を構築し、発明指導者の専門性を強化することにより、育つ学生たちを将来の知識財産核心人材のに育成することを目標に、発明教育センターは教育課程を運営している。2013年には、発明教育に関心がある学生及び発明指導者を対象に9科目を運営し、計3,805人に対する教育研修を実施した。

#### イ)教員発明教育課程の運営

発明指導教員の教授・学習能力の開発など専門性を向上させるため、発明教師の深化課程と、奨学官、校長など教育管理者の発明に対する認識向上のための教育管理者課程など計6課程を運営した。

#### ロ)学生発明教育課程の運営

2013年の学生発明教育課程は、発明教室、発明英才クラス学生たちを対象に、創意的問題解決課程、知的財産権創出課程、発明体験課程の3課程を運営した。創意的問題解決課程は20回(472人教育)、知財権創出課程は7回(137人)、発明体験課程は93回(2,633人教育)を運営した。また、教育課程運営の専門性確保のため、専門講師を教育内

容別にチーム単位で構成し、需要者の要望に合わせ講義を提供するなど教育効果を高めるために努力した。

＜表VI-1-24＞2013年発明教育センターの教育運営状況

課程名		教育対象	回数	人数
教員 発明	教育管理者	奨学官、奨学士、校長、教頭など教育管理者	8	306
	発明教師深化	小・中・高の発明教師及び発明サークル指導教師、発明教育に関心のある教師	2	58
	発明英才教師	小・中・高発明英才教育指導教師	1	13
	技術・家庭教師	中・高 技術・家庭教師	1	29
	発明指導事例	発明教室、発明サークル、 発明英才クラス指導教師	3	92
	発明教師入門	発明教育に関心のある教師	4	65
小計（6課程）			19	563
学生 発明	創意的問題解決	学校発明クラス及び発明教室で推薦した 小・中・高校生	20	472
	知財権創出	学校発明クラス及び発明教師教室で 推薦した高校生	7	137
	発明体験	発明に関心のある学生	93	2,633
	小計(3課程)			120
合計(9課程)			139	3,805

#### 4)発明教師教育センターの選定

これまで発明教育指導教師は、発明教育に関心のある小・中・高の現職教師が、特許庁の職務研修課程、市・道教育庁の教育研修院及び一部大学において、発明教育に係わる職務研修を受けてから発明教師となった。このため、増加する発明教育の需要に比べ発明教師の数が絶対的に不足し、発明教育の拡大に足枷となっていた。



予備教師から現職教師まで体系的かつ専門的な発明教育指導教師を育成するため、全国の4教育大学と師範大学に発明教師教育センターを指定した。発明教師教育センターとして指定された大学は、春川教育大学(首都圏)、忠南教育大学(中部圏)、光州教育大学(西南圏)、釜山教育大学(東南圏)であり、これら大学では2013年から標準教材を活用した発明講座の開設と、発明教育文化の拡大のための内部プログラムを運営した。

#### イ)予備教師向け発明講座の開設

3つの教育大学の実科教育と予備教師を対象に、発明教育の理論及び実習について各々2単位以上の正規講座を開設して運営した。

#### ロ)現職教師向け職務研修課程の運営

各4大の圏域別地域の現地教師を対象に、休み期間中に発明教師基礎課程(60時間)と発明教師深化課程(30時間)を教員職務研修課程として運営した。

#### ハ)発明教育文化の拡大のための内部プログラム運営

地域の発明教育文化の活性化のため、地域の教育庁、各学校の教育管理者(奨学官、奨学士、校長、教頭など)を対象に、発明教育優秀事例発表会、小・中・高校の学生発明大会の開催、大学内の発明サークルの運営及び発明教育の才能寄附などを運営した。

#### ハ. 評価及び発展方向

2009年に改正した教育課程(2011年8月確定)により、これまで放課後の教育として行ってきた発明教育を、2015年からは小・中・高校の正規教科目の内で発明教育ができるようになったことは、発明教育の大きい転換点といえる。

今後、正規の教科目に反映された発明教育の充実化と発明教育の活性化に向けて、発明教育の専門性を整えた教員を育成する、体系的な教員育成システムを順調に運営するため努力して行く予定である。

### 3. 学生レベル別・学校レベル別発明教育の推進

産業財産政策局	産業財産人材課	行政事務官	イ・ウンギョン
		行政事務官	ソン・イング
		行政事務官	イ・ケウォン

#### イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、1995年から教育庁と共同で設置した全国194の発明教室を運営し、全国の小・中・高校生を対象に発明教育を実施している。

また、発明教室単位で自主的に推進されていた発明英才教育が、本格的に推進できるように政府部署(省庁)との協力を強化した。教育科学技術部が中心となって策定した「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」に積極的に参加し、発明教室を活用した発明英才教育の拡大を推進するなど、発明英才育成のための推進根拠及び基盤を構築し、その一環として2008年から発明英才の選抜道具及び発明英才教授の学習資料を毎年開発し普及している。

一方、政府レベルで推進中の「政府部署(省庁)による特性化専門係高校の育成」事業の一環として、「発明・特許特性化高校のプログラム支援学校」の4校を選定して2008年から本格的な支援に突入した。同事業を通じて高校段階における体系的な発明及び特許分野専門教育を通じた創意的で問題解決力が優れた学生たちを育成し、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待される。

## ロ. 推進内容及び成果

## 1) 発明教室の運営支援

発明教室は、1995年ソウル・ボンチョン中学(現、インヒョン中学)において模範的に設置された以降、全国市・郡・区の教育庁別に1ヶ所ずつ計182ヶ所の発明教室の設置を目標に推進された。各市・道教育庁と連携し毎年16内外の発明教室を設置し、2006年に24の教室を設置した後、182の発明教室設置事業を一次的に完了した。2008年には、市・道・教育庁主官で11の発明教室を追加で設置し、2013年末基準で、全国において計194の発明教室が設置されている。

＜表VI-1-25＞年度別発明教室の設置状況

年度	1995～2008	2009	2010	2011	2012	2013	計
設置数	187	2	-	1	3	1	194

韓国特許庁は、2006年まで発明教室設置事業を完了し、2007年からは発明教室の充実した運営のために、発明教室の運営費支援を持続的に推進している。

このような発明教室設置などのインフラ構築だけでなく、充実した教育課程の運営に努力している。発明教室の設置初期には、1回2～3時間の教育を通じて発明に対する認識転換を中心に教育課程を運営したが、最近では、基礎、中級、上級の3段階の教育課程に分けて10～30時間程度に運営し、教育の品質を一層高めた。また、学生だけでなく、父兄など一般人向けの教育を拡大し、地域の発明教育と知的財産権に対する認識向上にも寄与している。

＜表VI-1-26＞発明教室の利用者状況

区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013
学生	412,402	217,656	201,283	182,126	151,896	191,661

父兄	27,995	28,415	29,459	42,001	6,715	21,344
教師	16,529	23,753	26,071	21,629	12,334	16,569
利用者合計	456,926	269,824	256,813	245,756	170,945	229,574

\* 2009年の利用者減少の理由：開発活動、才能活動(学校内部教育)利用者数を除外、1回の教育(2～3時間)から長期教育課程(20時間以上)に転換したため。

\* 調査期間(前年12月～該当年度11月末基準)

また、発明教室により多くの学生が関心を持って参加できるよう、2012年に発明教室の履修実績を学校の生活記録簿に掲載できるように、根拠規定を発明振興法施行令に盛り込み、教育科学技術部では「学生生活記録簿の記載要領(初等用、中等用)に、上記の内容を反映して全国の各学校に伝えた。

## 2)発明英才教育

韓国特許庁は、2007年に政府レベルで推進中の「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」の策定に積極的に参加し、発明英才育成に向けた基盤を構築した。

「第2次英才教育振興総合計画」は、2007年12月に国家人的資源委員会で確定され、同計画には、教育人的資源部、科学技術部、文化観光部、女性部、企画予算処、特許庁など6部署が参加した。韓国特許庁は、同計画に発明教室を活用した発明英才クラスの推進、特許庁指定の発明英才教育院の設置などで、発明英才を体系的に発掘・育成できる制度的装置を構築した。

また、2013年10月には英才教育の機会を拡大して教育の質を高め、教育の効果を強化するために、教育部、未来創造科学部、文化体育観光部、特許庁などが参加して「第3次英才教育振興総合計画(2013-2017)」を構築した。

## イ)市・道教育庁の発明英才教育支援

2008年から発明英才の選抜ツールを開発して、市、道教育庁に配布するなど発明英才の選抜を支援し、選抜された発明英才を指導できる教授学習プログラムを開発して普及した。

2010年にソウル、大邱、慶南において発明英才クラスを運営し、世宗市を除く16市、道において発明英才クラスを運営している。2013年には、230の発明英才クラスで4,361人の学生たちに発明英才教育を実施した。

＜表VI-1-27＞発明英才教育の状況

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
発明英才クラス数	51	96	192	242	237	230
発明英才学生数	1,752	1,978	3,765	4,650	4,568	4,361

発明英才学生の教育プログラムとして、2008年に小・中学の初級レベルプログラムの各1種類(計2種類)を開発・普及し、その後も毎年小・中学の中級対象の発明英才教育プログラムを開発して普及した。2013年には、発明教育関連の6の関連学会(技術教育学会、英才教育学会、相談学会)と連携した体験中心の発明教育プログラムを開発して普及した。

発明英才の選抜を支援するため、2008年～2009年に発明英才選抜ツール4種類(学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各1種類)を開発して普及し、2010年～2011年には発明英才選抜ツールの他に、英才選抜方法が多様化されるすう勢を反映して観察、推薦制度の選抜マニュアルを開発して配布した。2012年には発明英才選抜ツールを8種類(学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各2種類)と、2010年～2011年に開発した観察・推薦制度の選抜マニュアルを補完及び改善して配布した。2013年には深層面接を行う市・道が増加し、深層面接の選抜問題を3セットを追加で開発・普及した。

＜表VI-1-28＞発明英才教育プログラム開発状況

年度	内容	対象	遂行機関
2008	発明とSTEM	小(初級) 1種類、中(初級) 1種類	忠南大学
2009	多重知能理論に基づいた発明英才教育プログラム	小(初級) 1種類、中(初級) 1種類、高校(初級) 1種類	忠南大学
2010	発明・設計プロセス基盤	小、中、高校各1種類	光州教育大学
	チームプロジェクト中心の創意的問題解決教育科目	中級3種類(発明、人文社会、数理科学、問題解決)	崇実大学
2011	発明教育標準教材	小、中、高校各1種類	国庫/忠南大学
	発明英才教育内容標準指導ガイド	初、中、高級各1種類	光州教育大学
2012	発明英才内容標準教育プログラム後続開発	初、中、高5大領域1種類	光州教育大学
2013	発明教育関連学会との連携を通じた体験中心の発明教育プログラム	初2種、中3種、高1種	6つの学会

\*6つの学会：韓国技術教育学会、韓国実科教育学会、韓国職業教育学会、韓国英才学会、韓国英才教育学会、韓国相談学会

#### ロ)知的財産基盤の次世代英才起業家育成

韓国特許庁は、創意性が優れた少数精鋭の中・高校生発明英才に対し、今後新成長産業を創出できる知的財産基盤英才起業家として育成するため、KAISTと POSTECを次世代英才起業家教育院に指定して運営している。

そこで科学技術翰林院と共同で2009年3月から諮問団と企画団を構成し運営した。諮問団は、KAIST POSTECH大学総長、(株)メディソン創業者のイ・ミンファKAIST招へい教授、(株)アン・チョルス研究所創業者のアン・チョルスKAIST客員教授など最

高の碩学で構成され、企画団は、発明・英才・職業教育、技術事業化、ベンチャー創業など関連分野の専門家で構成された。数回にわたる会議において人材像から選抜・育成体系までの方向を策定し、導出された計画を2009年9月の諮問会議に報告することにより、政策方向の諮問結果を含んだ選抜・育成計画が策定された。

2009年2月に韓国国内理工系大学の先頭に立つKAIST・POSTECHと業務協約を締結し、共同で知的財産基盤の次世代英才起業家を選抜・育成するための基盤を作った。その後、随時に推進団会議を開催し教育院の運営方策の論議を行い、2009年9月に、両大学に次世代英才起業家教育院を指定・設置した。

このような過程を経てKAIST・POSTECHに設置した次世代英才起業家教育院は、書面審査と選抜キャンプを通じて中・高校生を2009年末に第1期の教育生181人を選抜し、2010年から2年の基本課程の教育を運営しはじめた。2010年に第2期教育生152人、2011年に、第3期教育生165人を選抜した。2013年は、3～4期教育生329人を対象に教育を実施しており、2013年末には、第5期教育生163人を選抜した。

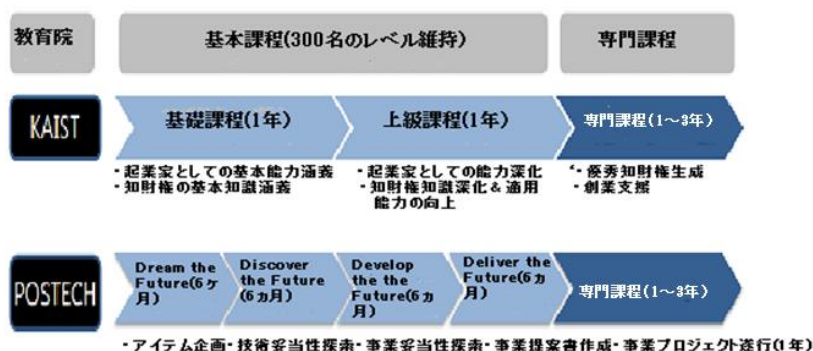
両教育院は、小数精鋭の英才らが英才起業家として備えなければならない基盤知識である、創意的問題解決力・未来技術・起業家の精神・知的財産専門性などを備えるために、多様な教育プログラムを提供している。特に、選抜された学生たちが、将来社会で要求する融合型人材に成長できるよう、工学・人文学・芸術など多様な分野に接する教育機会を提供している。

<表VI-1-29>次世代英才起業家教育院の教育内容

	KAIST 教育院	POSTECH 教育院
教育 目標	・価値あるIPを創り出し、時代的流れを先導する創造的起業家育成	・将来の市場を創り出す破壊的技術革新を主導する起業家育成

<p>方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン講座受講後、課題提出及び提出課題に対する意見提示(2週間単位)</li> <li>※未来通信環境に馴染むようツイッター、<b>グーグルBuzz</b>、<b>グーグル Docs</b> などを通じた討論及びフィードバックを同時に運営</li> <li>・オンオフラインキャンプの運営(週末に年6-8回、学期休み中1週間ずつ 2回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週日誌など課題提出及び学習結果物に対するフィードバック(1週間単位)</li> <li>※学習メンターが個人別に学習結果物に対する持続的なフィードバック及び動機付与を通じ円滑な自己主導的な学習支援</li> <li>・オンオフラインキャンプの運営(学期休中2週間ずつ年2回)</li> </ul>
<p>※ KAIST.POSTECH 連合教育(年 1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 両教育院教育対象者間の相互交流機会構築</li> <li>- 年間教育課程の結果物に対する競争、共有の場構築</li> </ul>		
<p>教育内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未来技術の変化に対するビジョンを育てる未来技術</li> <li>・企業発達史など人文学</li> <li>・知的財産を創出できる能力を培養するための知的財産教育</li> <li>・企業を設立・運営するリーダーシップを培養する起業家精神教育など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>Dream the Future</b> : 未来技術先見及びアイテム企画</li> <li>・ <b>Discover the Future</b> : アイテム具現のため技術検索、開発</li> <li>・ <b>Develop the Future</b> : ビジネスポートフォリオ作成、ミーティング、事業化</li> <li>・ <b>Deliver the Future</b> : アイテム選定して実際の設計、事業化プロジェクト</li> </ul>

<図VI-1-3> KAIST.POSTECH 次世代英才起業家教育院の教育体系





2010年9月には韓国発明振興会内に英才、心理、進路分野などの修士・博士レベルの専門担当者5人で構成された「次世代英才起業家センター」を開所した。センターでは、次世代英才起業家教育生の認知的な領域の発達をはじめ、情緒的領域に至るまで安定的に成長できるよう、教育生個人別の心理、能力分析及び進路などに対する個別相談サービスを提供した。

2012年12月には、次世代英才起業家教育生及び発明英才を総合的に支援するため、「次世代英才起業家センター」を「発明英才教育研究院」に拡大・改編した。発明教育研究院は次世代英才起業教育生の支援の他にも発明教育の政策研究及び教育プログラム開発の役割を果たしている。

### 3)知的財産創出能力を備えた産業技術実務人材の育成

韓国特許庁は、高校レベルでの体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じて、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として育成するために、2007年に4の専門系高校を「発明・特許特性化プログラム支援校」に選定した。これは、教育人的資源部など7部の2庁が参加し、「政府部署(省庁)による特性化専門系高校の育成事業」の一環として推進した事業である。

事業計画書評価、現場実態調査、発表審査等を通して2007年6月に特性化高校に選ばれた学校は、サムイル工業高校(京畿水原、私立)、テドク電子機械高校(大田、公立)、デクァン発明高校(釜山、私立)、慶南航空高校(慶南固城、公立)など4校である。

2007年には発明・特許特性化高校の運営策に対する研究を推進した。これを通じて教育目標、教科開発、教育課程の運営など、学校別の事業推進計画を具体化にし、韓国特許庁、教育人的資源部、4の教育庁間の特性化高校支援のための業務協約(MOU)を締結して支援主体間の役割を明確にした。

これを土台に2008年には本格的に発明・特許特性化高校の運営支援を始め、初年度には、特性化高校の運営基盤を整えるするための基本枠の構築に重点を置き、学校別

の専門家コンサルティングなどにより運営の方向性を提示した。同事業は2012年まで継続され、第1回目の支援が完了した。

一方、2012年には第2回目の支援(2013～2017)を行うため、発明、特許特性化高校を選定した。全部で6校が選定され、このうち支援を受けていた学校のサムイル工業高校(水原、私立)、デクァン発明高校(釜山、私立)の他に、未来産業科学高校(ソウル、私立)、ゲサン工業高校(仁川、公立)、光州自然科学高校(光州、私立)、西帰浦産業科学高校(済州、公立)など計4校が新規に選定された。また、高校の専門教科科目に発明・知的財産関連の独立した教科目の新設のために、教科部とMOUを締結することにより、特性化高の発明教育の基盤をより整えた。

第2次支援の初年度である2013年には、発明・特許教育を通じた「創意的職務発明産業人材」という新たな人材像の実現に向けて、管理運営指針の改定など事業管理体系を強化し、学校別に協力企業と連携した職務発明プログラムを運営して、学生の知的財産創出能力と就業競争力を強化した。

＜表VI-1-30＞2013年企業連携職務発明プログラムの参加状況

学校	参加学生数	参加企業数	知的財産権出願
サムイル工業高校	297人	45社	13件
デクァン発明科学高校	65人	11社	18件
未来産業科学高校	60人	13社	5件

#### ハ. 評価及び発展方向

発明教室を通じた発明教育の拡大が、発明教育の正規教科目の反映に寄与し、「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」、「政府部署(省庁)による特性化専門系高校育成」などにより、発明教育の裾野が英才教育と特性化高校にまで拡大した。

今後も発明教室教育、発明英才教育、特性化高校の発明教育がより一層広がるようにするために、各分野別にこれまでの成果を評価し意見を取りまとめて、学生のレベ

ル別・学校レベル別に体系的な中長期推進計画を構築する計画である。また、関連部署(省庁)との業務協力も強化していく予定である。

#### 4. 発明活動が優秀な学生及び教員の発掘・拡大

産業財産政策局 産業財産人材課 主務官 ムン・ジンジュ

##### イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁では、創造力に優れた優秀発明人材を発掘して発明意識を高めるとともに、望ましい発明人材像を確立するため、多様な発明・創意性大会を運営し、優秀発明活動学生と教員を選抜して支援している。

<表VI-1-31> 優秀発明学生及び教員発掘・拡大活動

発明・創意性大会	優秀発明活動学生及び教員選抜・支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明フェスティバル*</li> <li>・大韓民国学生発明展示会</li> <li>・大韓民国学生創造力チャンピオン大会</li> <li>・青少年発明家プログラム(YIP)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明奨学生</li> <li>・大韓民国発明教育大賞</li> </ul>

\* 「大韓民国学生展示会及び大韓民国学生創意力チャンピオン本戦大会を同時開催

これまで分離・運営された「大韓民国学生発明展示会」と「大韓民国学生創意力チャンピオン本戦大会」を、2012年から「発明フェスティバル」で同時開催し、発明教育学術大会など多様な催しを提供し、発明教育の拡大にシナジー効果を生みだせるようにした。

大韓民国学生発明展示会は、創意性のある発明品の考案及び製作を通じて学生たちの発明に対する創意性を啓発し、発明を生活化させることによって、知識基盤社会の

主役となる将来の発明家を発掘・育成することを目的に、1988年から開催している。

大韓民国学生創造力チャンピオン大会は、「他人と違う私」と「一緒に暮らす私」の調和を基盤に置き、協同的な問題解決の過程を通じて青少年らの幅広い思考力と創造力の育成を目的に、2002年から特許庁とサムスン電子が共同で開催している。この大会は、5～7人の学生たちがチームを組み、事前に与えられた課題(事前課題)と大会現場で与えられる課題(即席課題)の解決過程における学生たちの創意性を評価することが特徴である。

青少年発明家プログラム(YIP)は、企業が提示した課題を、中・高校の学生たちに、創意的なアイデアで解決策を提示するようにし、特許出願まで行うよう支援して、青少年らに創造力、協同精神、起業家精神を育てるプログラムである。

発明活動が優秀な学生を選抜する発明奨学生選抜制度があり、2011年度には、発明教育の拡大及び発明文化の造成に貢献した教育者を発掘・授賞することにより、発明教育者の志気と自負心を鼓吹するため、大韓民国発明教育大賞を新設して運営している。

## ロ. 推進内容及び成果

### 2)青少年発明フェスティバル

2012年にはこれまで分離して開催した大韓民国学生発明展示会、大韓民国学生創造力チャンピオン大会を同時に開催(7.26～30)し、開かれた発明教室、チャンピオン大会模擬体験、想像の宇宙体験、次世代英才起業家フォーラム、学術大会など多様な催しを提供することにより、観覧客が38,611人に増加し大きな成果を収めた。

#### イ)大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は、小・中・高校の生徒たちの優秀な発明品に対するアイ

デアを発掘・授賞・展示する大会で、2013年で26回目を迎えた。

同大会の出品対象は小・中・高校の生徒たちの発明及び考案品であり、出願及び登録可否とは関係がなく、書類審査→先行技術調査→作品審査→総合審査の過程を経て受賞作が選ばれる。

優秀な発明品は大統領及び国務総理賞など個人賞と団体賞に分けて授賞している。上位受賞者には、賞状及び賞金の他にも発明キャンプ、海外研修などの機会を提供している。

2013年に開催された第26回大韓民国学生発明展示会は9,538件の出品作が受付られた。審査過程を経て選抜された159件の出品作は、2013年7月25日から7月29日までソウルCOEXにおいて展示した。そして、大関嶺ユースホステル及び江陵青少年海洋修練院において銀賞、同賞を受賞した学生が参加する2泊3日間の発明キャンプを運営し、金賞以上を受賞した学生及び指導教師などには海外研修を支援して、学生発明の活性化を図り発明指導意欲を高めた。

<表VI-1-32>大韓民国学生発明展示会の出品件数

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
受付作品(件)	5,572	6,344	7,060	9,768	8,485	9,538

ロ)大韓民国学生創意力チャンピオン大会(旧大韓民国学生創意力オリンピック)

2002年から開催された大韓民国学生創意力チャンピオン大会は、2009年16市・道別に予選大会を開催したが、参加チームの数が大幅に増加し、2013年には1,256チームが参加を申し込んだ。

全体の参加チームの中で書面審査を通じて1,220チームを選抜し、6月に開催された全国16市・道予選大会を通じて96チームを選抜し、7月25日から27日までソウルCOEX

にて本戦大会を開催した。本選大会で大賞3チーム、金賞3チーム、銀賞6チーム、銅賞9チームが受賞した。

＜表VI-1-33＞大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
参加チーム数 (チーム)	259	1,022	1,036	1,240	1,273	1,256

### 3)YIP(Young Inventors Program: 青少年発明家プログラム)

YIPが初めてスタートした2009年には、DUOBACK KOREA 及びCOREX自転車(前INFIZABIKE社)など2社が参加したが、2010年には後援企業が6社に拡大され、今年は8企業が参加し50チームを選抜することとなり、より多くの青少年らが発明教育の支援を受けられるようにした。

YIP参加を希望する学生チームの数は飛躍的に増加し、2009年は134チームが参加申し込みをし、2012年度は822チーム、2013年は1,087チームが発明アイデアを提出した。YIP参加チームに選定された学生らのアイデアは、教育を通じてアイデアの改善課程を経て、全員特許出願を完了した。

＜表VI-1-34＞YIP(青少年発明家プログラム)状況

年度	2009	2010	2011	2012	2013
後援企業数	2社	6社	8社	8社	9社
申請チーム数	134	386	586	822	1,087
参加チーム数	10チーム	30チーム	40チーム	50チーム	80チーム

\* 2013年YIP後援企業: モーニンググローリー、KT、ルノサムスン自動車、AMORE PACIFIC、ウィニア萬弩都、サムスン電子、クムホ電気、緑十字、東部大宇電子

### 4)発明奨学生を選抜

韓国特許庁は21世紀の知的財産基盤社会を主導する創意的潜在力を持つ優秀発明学生の発明活動を促進するため、2003年から「発明奨学生」選抜事業を実施している。

発明奨学生の選抜は、2008年までは書類評価のみで、産業財産権出願及び登録実績・学生発明大会の参加及び入賞実績・発明教育履修実績などの発明活動を総合的に評価して選抜し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)によって奨学金を支給した。

2009年からは発明奨学生の選抜人数を320人から100人に調整し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)を廃止し、多くの学校の学生たちが受けられるよう1校当たり申請人数を5人に制限した。そして、選抜方式を定量的な書類評価の1次選考から、書類評価と深層面接評価で構成された2次選考方式を導入した。優秀発明人材に創意的な潜在力を開発して持続的な発明活動に対する動機付与を誘導するために、金銭的支援による教育的な補償を強化する方向へと、選抜方式と支援内容を大幅に改編した。

2010年からは、発明奨学生の選抜対象を小・中・高・大学生から大学生を除いた小・中・高校の学生に変更して、選抜方式も書類評価と深層面接評価から書類評価とキャンプ遂行観察評価(選抜キャンプ)に切り替えた。

2011年からは地域均衡選抜制度を導入し、発明奨学生選抜の地域格差を緩和して、発明活動が不振な地域発明文化の拡大を試みた。2012年には選抜学生全員に対し海外発明文化体験の機会を提供した。

2013年には、既存の一元化した補償の代わりに奨学金支援の他、個別特性診断プログラムの提供などを通して選抜学生の自己主導的な能力開発を支援した。

<表VI-1-35> 発明奨学生の年度別選抜人数

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
人数(人)	315	100	100	101	101	102

## 5)大韓民国発明教育大賞

2011年に新設された大韓民国発明教育大賞は、教育現場で発明教育に献身する優秀な発明教員を発掘し、そのモデルを広く共有し励ますために推進された。

受賞者は候補者の推薦を受けて書類審査と面接審査を経て選ばれるが、2013年には、計7人の受賞者が最終的に選ばれた。選抜基準は、教育活動の実績及び貢献度、教育方法の優秀性、現場波及性、教育的熱意及び持続性などであり、過去3年間の功績を対象に評価した。

### ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は発明・創意性大会の運営を行い、対国民の発明認識の拡大と発明文化活性化のために多様な努力を傾けている。

大韓民国学生発明展示会は朝鮮日報と、大韓民国学生創意力チャンピオン大会はサムスン電子と、各々共同で主催しており、YIPはルノ SAMSUNG自動車、KTなど8企業の後援を受けて運営するなど、企業及び報道機関などと連携して大会開催の効果を高めることに努めた。また、毎年大会の制度改善と褒賞の拡大により、大会の参加動機を高めることに努め、その結果、大韓民国学生発明展示会の申請作品数が毎年増加傾向を見せ、大韓民国学生創意力チャンピオン大会の参加者数が大きく増加している。

今後、発明教育に対する教育界と社会の関心に応じ、増加する大会の参加ニーズに歩調をそろえ、これまで成し遂げた量的拡大とともに質的な面においても充実度を向上させるなど、公正かつ透明な大会を運営するために多様な努力を傾ける計画である。

## 5. e-ラーニングを活用した国民全体の知的財産常時学習の推進

知識財産研修院 教育企画課 工業事務官 イ・ヒョンドン



## イ. 推進背景及び概要

韓国政府は知的財産基本法の制定により知的財産政策方向を設定し、第1回目の知的財産基本計画(2012～2016年)を策定し、具体的な教育実行計画を推進している。これと歩調を合わせ、知的財産に関する教育の一軸を担当している国際知識財産研修院では、e-ラーニングを通して多くの国民が知的財産教育を受けられるように運営しており、教育部においても2015年まで小中等教育にデジタル教科書を導入するなど、急変する知的財産社会への対応を図っている。

国際知識財産研修院では、知的財産教育情報を安価な費用のe-ラーニング事業を通して中小企業など実務中心知的財産教育の拡大、小・中・高校など創意的な知的財産未来の主役育成、需要者オーダーメイド型コンテンツを開発し、知的財産分野の核心人材を育成している。e-ラーニング事業は、急激に増加する教育需要に効率的に対応しながら、多様な階層に対する知的財産学習の機会を与えるためには、スマートフォンなどデジタル媒体を活用した教育サービスだけでなく、インターネット基盤のオンラインコンテンツとリアルタイム放送を結合したe-ラーニングの常時学習の構築がなにより必要である。

## ロ. 推進内容及び成果

国際知識財産研修院は、知的財産教育が必要な7分野に対し支援している。①創意力中心の青少年、②実務人材中心の企業役職員、③知的財産権が必要な理工系の大学生、④発明教育を指導すべき教員、⑤発明の拡大を推進すべき特許関連機関、⑥審査、審判の専門性が必要な特許庁公務員、⑦中央、地方自治団体公務員などを対象に、生涯周期別に生涯教育を実施している。2013年には中小企業研究員など計411千人の教育を行い、累積受講生数は260万人に達している。

e-ラーニングを通して提供されるコンテンツは、フラッシュアニメーション及び動画画像で作った計218のコンテンツを中心に、300人まで同時アクセスが可能なインター

ネット基盤のリアルタイム放送を結合したオンライン教育の実施とともに、事例中心の実習が必要な明細書作成などについて集合教育を並行している。

特に、2013年にはe-ラーニングコンテンツの全数調査と、コンテンツ開発のロードマップを策定して需要者のニーズに応じたコンテンツ開発方向を定めることで、体系的なe-ラーニングコンテンツの管理と運営ができる基盤を整えた。また、国家知的財産教育ポータルサイトを全面的に改編し、これまでの対象別e-ラーニング教育による単純な入門の役割から、知的財産の情報、ストーリー、学習などを連携したポータルの役割が果たせるように強化した。

また、ポータル内に知的財産ストーリーセンターを構築して、国民なら誰でも容易に知的財産関連の主要 이슈や時にかなったコンテンツに接することができる情報と感性が融合したパラダイムのe-ラーニングコンテンツ10個のサービスを行い、CBSの「世の中を変える時間、15分」と連携して知的財産ストーリー・フェスティバルを開催した。

さらに、知的財産に強い中小企業へと育成するため、「中小企業IPリーダ5千人」を2015年まで育成し、「中小企業特許能力上級教育」を行い業種別に特許に強い中堅企業を支援している。

大学教育には知的財産e-ラーニングサービスを提供して232講座の29,601人に対し教育を行い、受講者の中から優秀学生を選抜して、企業で必要とする実務人材育成のためのIP-Challenge課程を通して体験学習(16大学54人)及びインターネット放送(4回)を提供し運営した。また、小学生から高校生まで一貫した創意的活動が必要な青少年に対し、発明記者団を運営している。体験活動と発明品に関する作文を作成させ、発明記者に対し論理的思考を育てる土壌を与えている。このような発明記者団の活動はオンラインで実施されるので、大規模に多様な教育が行えるメリットを持っている。

一方、発明教師の職務教育は30時間と60時間課程などがあり、「遠隔職務研修」を通じて行われるので必要な単位を気軽に取得できる。最近、発明教育のための必修的な

履修課程として認識され、発明教師から人気を集めている。

e-ラーニング教育の効率的な管理と支援のため、進捗率の確認、受講認証など職務教育が必要な企業などを対象に、教育管理システム(LMS)とオーダーメイド型コンテンツを提供し、計538機関を対象に団体教育(B2B)を実施している。オンライン教育システムを備えた企業には、コンテンツをレンタルして知的財産教育を拡大している。

#### ハ. 評価及び発展方向

教育環境が相対的に劣悪な中小企業に対する教育支援を行うため、オーダーメイド型の知的財産e-ラーニングを提供して特許に強い中小企業研究員を育成しており、青少年発明記者団の運営を改善して、2013年度は発明記者を5,016人に拡大し、記者団が作成した5,468件の発明記事は、年10回にわたりインターネット青少年発明新聞として発行され、創意的な知的財産の未来の主役を育成するための基盤を構築し、発明教員遠隔職務研修の効率性改善により、6,308人/年の教育を実施して85.9%の高い修了実績を達成した。

また、関連アプリ開発、教育管理システム(LMS)及びリアルタイム放送システムを構築してスマートラーニングとインターネット基盤のe-ラーニングを同時に提供するなど、国民全体を対象に時間と場所に縛られず、知的財産教育にアクセスできる環境を造成した。

特に、多様な階層が参加できるe-ラーニングの常時学習体系を構築し、中央、地方公務員と弁理士の義務教育など関連機関を対象にした知的財産教育を推進するなど、知的基盤社会に対応できる社会的な能力を高めることに一翼を担っている。

今後はインターネット放送と連携して中小企業の現実を考慮した実務、事例中心に、中小企業に対する知的財産教育をさらに拡大し、大企業の特許管理、創出のノウハウを共有できるよう、中小企業に対する教育の機会を拡大していく計画である。

同時に、2015年の小・中・高校のデジタル教科書の導入に伴い、拡張現実体験などのコンテンツの変化が必要であり、需要者中心から知的財産情報を生産、共有できる知的財産ポータルへのアクセスの強化と、創意活動の教育課程として認められている発明記者団の大幅な規模拡大を行い、青少年の発明活動と作文能力を高めるために記者団の管理能力及び教育課程開発などのシステム構築に集中する計画である。

この他、弁理士義務教育など関連機関の職務教育をさらに専門化し、中央、地方公務員のe-ラーニング教育課程を拡大して、公共分野の知的財産に対する認識を引き続き高めていく方針である。

＜表VI-1-36＞知的財産e-ラーニング教育対象別の運営状況

(単位：人)

教育対象	教育形態		教育運営状況		
			教育課程形態	運営方式	受講人数(2013年基準)
1.企業体	B2C	一般人	開かれた教育	知的財産認識向上	14,884人
		中小企業	中小企業IPリーダー	基礎、混合課程	2,039人
	B2B	中堅企業	特許能力深化教育	中級、オーダーメイド型教育	1,505人(43企業)
		大企業	団体教育	基礎、企業職務教育	10,455人(38企業)
		中小企業	団体教育	基礎、企業職務教育	53,841人(224企業)
		公共機関	団体教育	基礎、企業職務教育	73,038人(36機関)
2.関連機関	B2B	関連機関職員	団体教育	先行技術調査期間教育	1,509人(7機関)
3.弁理士	B2B	弁理士及び職員	団体教育	(修習)弁理士職務教育連携	500人
4.大学生	B2B	理工系	団体教育	単位課程連携	27,404人(188講座)
		デザイン	団体教育		216人(5講座)

		教育大/師範大	団体教育		378人(17講座)
		人文/法科// 経商大	団体教育		1,603人(22講座)
5.青少年	B2C	青少年	開かれた教育	自主受講	19,630人
		幼稚園	団体教育	学生生活指導と連携	23人(1幼稚園)
	B2B	初等	団体教育		97,344人(102学校)
		中等	団体教育		30,121人(37学校)
		高等	団体教育		19,473人(32教育機関)
		地域教育庁	団体教育4		37,709人(58機関)
6.発明記者	B2C	青少年	開かれた教育	発明体験記事作成	5,016人
7.発明教員	B2B	初等	教育庁団体教育	年5期職務教育	4,068人
		中等			1,980人
		特殊幼稚園/ その他			260人
8.公務員	B2C	特許庁	個別教育	年5期職務教育	6,552人
	B2C	中央/地方	個別教育	職務教育(中公共通)	1,692人
計		218コンテンツ			411,236人

## 第3節 社会的弱者に対する配慮の拡大

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 主務官 マ・イルヨル

韓国特許庁は、社会的弱者に対する支援を拡大するため、シェアリング発明教育、無料便利サービス、社会的企業のブランド・デザイン開発支援、知的財産才能シェアリングなどを推進した。

教育の疎外地域及び疎外階層の青少年のためにシェアリング発明教育を運営した。訪問型シェアリング発明教育を運営して、発明教育を容易に接することができない島しょやへき地地域の学校、児童福祉センターなどの61機関を直接訪問し、5,384人の学生らに発明体験を中心とした教育を提供した。また、「訪問型シェアリング発明教育」の優秀終了学生を国際知識財産研修院に招き、「シェアリング発明キャンプ」に参加させ、発明深化教育及び国立中央科学館などを見学するプログラムも提供した。

国民基礎生活受給者、障害者、中小企業など社会的弱者の産業財産権の創出・保護のため、相談、書類作成及び産業財産権関連紛争コンサルティングなどの方法で弱者に対し支援を行った結果、相談実績が前年比58%増しの16,304件を達成し、2011年から実施している公益弁理士の審判・訴訟直接代理支援事件の勝訴率が毎年持続的に上昇することにより、社会的弱者に対する産業財産権保護の実効性を高めた。

知的財産権に対する基盤が劣悪な社会的企業を対象に、知的財産創出基盤強化を行い雇用の拡充に寄与するため、2011年下半期から社会的企業のブランド・デザイン開発支援事業を試験的に推進した。2013年はブランド16企業、デザイン8企業など計24の社会的企業を支援して24件の出願成果を収めた。

「知的財産才能シェアリング事業」は、弁理士、知的財産サービス業者、デザイナーなどの知的財産権専門家の才能寄付により、小企業、社会的企業など社会、経済的

に弱者を助ける活動である。2013年は80人の才能寄付者が76のが恵沢を受け、予備創業者を助け、先行技術調査、明細書作成、ブランド及びデザイン開発など計118件の才能シェアリングを推進した。

## 2. 疎外地域・階級の青少年に対するシェアリング発明教育

産業財産政策局 産業財産人材課 主務官 マ・イルヨル

### イ. 推進背景及び概要

シェアリング発明教育は、教育脆弱な青少年を対象とする教育を通しシェアリングの教育文化を広く伝えるために2008年から実施した。発明教育の機会がない島しょやへき及び児童福祉施設、発明教育未設置地域の小中学生に発明教育を提供し、彼らに創意力と素質を育て未来に対する希望を与えることを目的としている。

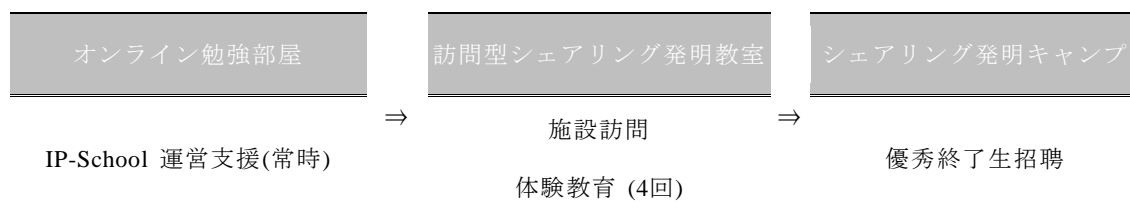
訪問型シェアリング発明教育とシェアリング発明キャンプを連携して、学生に段階別に構成された体系的な発明教育のプログラムを提供した。

### ロ. 推進内容及び成果

#### 1)教育の疎外地域・階層の青少年対象の「訪問型シェアリング発明教室」の運営

島しょやへき地及び発明教室未設置の小・中学校、児童福祉センターなど61機関を訪問し、5,384人の学生に発明体験教育を実施した。教育対象の年齢別特性及び教育連携性を考慮して、発明教育専門毎週3時間ずつ5回にわたり計12時間課程の創意力向上の体験プログラムである。便宜を図全ての教具材を準備し、青少年らが発明教育にもっと関心をもてるようオンライン課程 (IP-School)を開設して支援した。

＜表VI-1-37＞2013年シェアリング発明教室の運営体系



## 2)疎外地域・階級の青少年招待「シェアリング発明キャンプ」運営

「訪問型シェアリング発明教室」を履修した学生の中から優秀な成績で終了した学生を、国際知識財産研修院の発明教育センターに招へいし、発明深化教育を提供するシェアリング発明キャンプを2回運営した。教育疎外地域の198人の学生が2泊3日間のシェアリング発明キャンプを通して、チームごとの発明ミッションプログラムとともに、日ごろ接し難い都市文化体験と国立中央科学館の見学など多様な体験活も行った。

＜表VI-1-38＞2013年シェアリング発明教育の運営状況

課程名		教育対象	回数	人数
シェアリング発明教育	訪問型シェアリング発明教室	島しょやへき地など疎外地域・階級学生	244	5,384
	シェアリング発明キャンプ	島しょやへき地など疎外地域・階級学生	2	198
	計		246	5,582

＜表VI-1-39＞年度別の疎外地域・階級のためのシェアリング発明教育状況

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
教育回数	5	27	55	68	177	246
教育人数	154	1,380	2,131	2,508	4,819	5,582

## ハ. 評価及び発展方向



2008年に初めてシェアリング発明教育を実施して以来、毎年教育対象の人数の増加と申請機関が増加している。今後も持続的に島しょやへき地及び児童福祉施設などの疎外地域の学生たちに、夢と希望を与えることに努める予定である。

### 3. 社会的弱者のための無料弁理サービス

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 イ・ヒョンジョン

#### イ. 推進背景及び概要

高価な弁理サービスを受けられない国民基礎生活の受給者、障害者、国家有功者、学生、小企業などの社会的弱者と、弁理サービスから疎外された地域住民らに対する産業財産権創出・保護を支援するために、2005年4月から公益弁理士による特許相談センターを開所し運営している。

2013年基準で公益弁理士12人が、相談、明細書など出願、審査、審判関連書類の作成支援、産業財産権関連説明会及び紛争コンサルティングなどの業務を遂行している。

また、社会的弱者の知的財産権保護のために、審判・訴訟の代理費用を支援する特許法律救済事業を2001年から施行中であり、2011年からは「社会的弱者のための知的財産権保護支援事業」に改編して「公益弁理士特許相談センター」と統合して運営している。

#### ロ. 推進内容及び成果

制度の持続的な広報活動と支援対象及び業務領域の拡大により、公益弁理士の特許相談センターの相談実績は毎年増加傾向であり、2013年には、2011年に比べ2倍以上で前年比58%以上の増加となった。過去3年間の運営実績をみると、2011年8,009件、2012年10,319件、2013年16,304件の相談業務を遂行した。

2013年相談件数の画期的な増加は、同年に採用した電話相談員と公益弁理士の難易度に伴う適切な相談分業と来訪相談予約制度の実施により、相談の効率性を高めた結果であると判断され、首都圏-地方間の支援格差の緩和のために大邱、済州、木浦など11地域に対し計123回の巡回相談を実施し、知的財産権分野の社会的な衡平性を向上させることができた。

＜表VI-1-40＞2013年相談及び書類作成支援実績(支援類型別)

(単位：件)

電話相談	知財権関連相談			書類作成支援	知的財産権 説明会	合計
	オンライン相談	来訪者相談	巡回相談			
12,609	856	2,350	489	700	11	17,015

＜表VI-1-41＞2013年相談及び書類作成支援実績(支援対象別)

(単位：件)

基礎生活受給者	次上位 階層	国家有 功者	障害者	在学生	満19才 未満	小企業	その他	合計
765	197	769	1,721	1,644	54	2,105	9,760	17,015

\* その他:小企業を除外した企業、疎外地域住民及び一般人

社会的弱者に対する産業財産権保護支援の強化のために、既存の代理人費用を支援していた特許法律救済事業方式を改編し、2011年からは審判・審決取消訴訟の場合は公益弁理士が直接事件を代理しており、直接代理支援事件の勝訴率は、2011年38.5%、2012年41.4%、2013年55.6%と持続的に上昇している。

＜表VI-1-42＞2013年審判・訴訟関連の支援実績(支援類型別)

(単位：件)

審判代理	審決取消訴訟代理	審決取消訴訟上 告代理	民事侵害訴訟費の支援	合計

10	3	1	17	31
----	---	---	----	----

＜表VI-1-43＞2013年審判・訴の支援実績(支援対象別)

(単位：件)

中小企業	零細個人発明家	障害者	基礎生活受給者	次上位階層	合計
23	2	1	3	2	31

そして、2013年には社会的弱者に対するサービス支援活性化のために、多様な広報活動も実施し、事業運営以降に初めて公益弁理士特許相談センターの優秀事例集を発刊・配布し広報効果を極大化した。また、パンフレット、ガイドブックなど広報パンフレットの発刊・配布をはじめ、中央日刊紙、地域新聞、インターネット バナー及び地下鉄広告を行い無料弁理サービス支援の拡大に努めた。

特に、2013年には社会的企業中央協議会、小企業商工人連合会、京畿テクノマート、(財)ドンチョンなど社会的弱者所属及び支援機関と業務協約を締結して無料弁理サービスの接近性を高め、常時支援体制を構築した。

#### ハ. 評価及び発展方向

2013年には技術分野別の3人共同代理の遂行により、審判、審決取消訴訟の対応能力を強化し、公益弁理士が難易度の高い相談と書類作成及び審判、訴訟業務に専念できるように相談分業化などの実施により業務プロセスを改善して、品質の高い法律サービスの提供により運営実績を高めた。

今後、多文化家族及び北朝鮮離脱住民など社会的脆弱階層を、公益弁理士特許相談センターの支援対象に含める作業を推進することにより支援対象の底辺を拡大し、社会的弱者所属及び支援機関を持続的に業務協約を締結して既存の協力機関との協力案を積極的に模索するなど、社会的弱者に対する常時・接近支援体系を構築する予定である。

また、これまでの供給者中心のサービスから脱し、オンライン社会的弱者向けのオーダーメイド型統合情報照会機能の構築及び公開対象情報の拡大など、需要者中心のサービスを提供することを目指して持続的に努力する計画である。

#### 4. 社会的企業の知的財産競争力向上

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 イ・ナムジュ

##### イ. 推進背景及び概要

脆弱階層保護など社会的な問題に対する経済的アプローチ及び解決の必要性が台頭することにより、脆弱階層の雇用創出、地域経済活性化などメリットを持つ社会的企業に対する関心が高まっている。

そこで、雇用労働部を中心に多様な支援が行われているが、主に人件費中心の支援に留まっている。特に知的財産と関連する政府レベルの支援は、韓国特許庁で進行中の一部支援に限られた形で進行されている。

韓国特許庁は、2011年下半期にモデル事業として実施し、社会的企業を対象とする独自のブランド及びデザインを開発して権利化を支援する政策を地道に推進している。

##### ロ. 推進内容及び成果

2013年には、雇用労働部で認証した11の社会的企業と自治体で認証した13の予備社会的企業の計24企業を選定し、ブランド及びデザイン新規（リニューアル）開発支援事業を実施した。ブランド開発支援は16企業、デザイン開発支援は8企業に対し各々行われた。

この事業によって知的財産を創出した社会的企業の2013年の売上高は、前年比13.5%増加するなど経営成果が大きく改善され、同事業の効果が立証された。また、支援を受けた企業はブランドの価値及び企業イメージ向上に伴う販路開拓によって、持続的な売上高増加などが期待されるものと調査された。

出願件数も全体的に増加したが、支援前の商標出願件数は全体で25件に過ぎなかったものの、支援後は43件となり約2倍も増加した。デザイン出願件数も全体で3件に過ぎなかったが、支援後は22件となり約7倍以上増加した成果を収めた。

知的財産権に対する重要性を認識させ、知的財産経営に対するインフラ構築が重要な機会となったものと評価される。

＜表VI-1-44＞社会的企業の支援状況

N O	企業名 (所在地)	支援 区分	主要支援内容 [品目]	開発前	開発後
1	トリプレニ (ソウル)	ブランド	ソーシャル ベンチャー		
				英文「Plus Tree」を訳すと漢字で「+」と「木」の表現、すべてのプラスで「木(森)」を造成しようという意味	
2	エコバイオ (京畿)	ブランド	清浄剤、脱臭剤		
				既存のロゴタイプの大文字「ECO」を小文字に変更して柔らかく、親しみやすく表現し可読性を高めた。	
3	ウェントクマウル(京畿)	ブランド	餅の製造及び販売		


				お母さんの心で真心を込めて作ったおいしい餅で顧客に最高の健康と味をプレゼントする心の表現	
4	イジムビ (京畿)	デザイン	医療機器	-	
				看病人の便宜と使用者のために取っ手を適用し、移動や維持管理を便利に改善して使用性を拡大	
5	世宗障害児童 後援会 (京畿)	デザイン	教育教材		
				障害人が社会構成員として者別を受けず、共同体として夢と希望が実現できるイメージを表現	
6	熊が住む町 (京畿北部)	ブランド	米の花輪		
				熊の町の温かいメッセージで微笑むようにし、多様に領域に適用して拡大する意思表現	
7	チョンウグット フレンズ (仁川)	ブランド	歯磨き殺菌器		
				無菌が連想させ信頼感を表現し、親しみを感ずる表現である。	
8	アイン (仁川)	ブランド	自動車 再製造品		

				ReQの代表性(再製造品)を現すことができる差別化した形態でデザインした。
9	江華夢 作目班 (仁川)	デザイン	江華薬用ヨモギ	  <p>スリムに再構成したTypeとヨモギイラストを静かに流れることが感じるよう配置してきれいさを表現</p>
10	ザードリーム作 業(江原)	ブランド	ホームページ制作	  <p>社会的企業を紹介する仲介サイトとしての「多品」を現代と伝統が調和した洒落たイメージで視覚化</p>
11	タンオ文化事業 団(江原)	デザイン	贈り物セット 松の香り話 包装デザイン (ショッピングパ ック)	 <p>風呂敷で包む形態でレイアウトで構成、社会的企業の贈り物セットであることを表現し、江陵を連想させるキーワードを配置</p>
12	ラウム (忠南)	ブランド	コンピュータ部品 アクセサリ	 <p>可愛い鳥が歌うようなイメージシンボルマークで開かれた思考、心、行動などの意味</p>
13	グリーンテック (大田)	デザイン	LED照明	 

				使用者のグリップ便宜性を確保するために微視的観点から側面部分をシンプルに表現	
14	ヘミルライド (大田)	デザイン	LED関連		
				子供の観点から使用しやすい構造をデザインに盛り込んだ。	
15	肥料 (忠北)	ブランド	造園緑化及び管理		
				自然につくられた垣、自然を含む、自然に似ていくという意味で自然との対話を意味する。	
16	社会的 企業開発院 (蔚山)	ブランド	インターネット新聞		
				毎日心をつなぐニュースの意味であり、企業に対する信頼、発展的なイメージの形象化	
17	ソホリコホンサン (蔚山)	デザイン	野生茶、酵素	-	
				製品名キャリア製品イラストを使用、金箔を使用して高級さを強調	
18	韓紙ナラ 工芸文化(大邱)	ブランド	工芸教育セット		



				遊びと学びを同時にする韓紙工芸表現	
19	ヨンチョンアート文化センター (慶北)	ブランド	漢方の石鹸	-	
				モダン&自然的なイメージを反映して自然と近い人体に無害な天然漢方石鹸の意味表現	
20	エコマムの山奥の離乳食 (慶南)	ブランド	幼児用オーガニック 離乳食ブランド		
				さわやかとグリーンを象徴する木の葉と智異山のきれいさを意味する水玉、カタツムリと一緒に笑っている赤ちゃんの表現	
21	ヘアチ営農組合 (全南)	ブランド	食品 (クルミ)		
				温かいクルミ菓子をみんなと一緒に食べる思い出を感じるような優しい筆のタッチでくつろぎと温かさ感じるカリクラブで表現	
22	農業会社法人 サンマル (光州)	ブランド	おこげ製品	-	
				スマートなVラインを表現するために、ハングルの「日」の表記方法はVで表記し女性のスマートなVラインを表現した。	
23	営農組合法人サンセミ (済州)	ブランド	馬の加工製品		
				強い力動性のカリグラフィックで、活動的な印象を与えて製品の特長を表現した。	

24	アルイ (済州)	デザイン	リサイクル小物 及び家具	-	
				サイズが違う3種類の製品を共用で使用できるように側面のホームを利用して差し込み風呂敷形態	

#### ハ. 評価及び発展方向

知的財産権基盤が脆弱な社会的企業に対する知的財産権の創出及び保護関連の支援拡大により、社会的企業が質的に成長できる基盤を構築したということに大きな意義がある。これまで社会的企業の状況などを考慮せず一般的な支援に留まっているとの指摘があったが、これを反映して問題点を補完し支援事業をより拡大していく予定である。

社会的企業の財政状況などを鑑み、企業負担金を引き下げ、業種分野別の差別化支援と社会的企業の需要を反映して事業内容を多角化する予定である。また、社会的企業が、知的財産経営の重要性を自ら認識できるよう、コンサルティング、IP関連教育、出願費用の支援なども行い、知的財産才能シェアリング事業など、庁レベルで実施している支援事業と連携を図りながら事業を推進する計画である。

さらに、社会的企業の知的財産権に対する認識向上に向けて、知的財産権教育を実施し、全国規模の発明大会などの参加支援も推進する計画である。

#### 5. 知的財産才能シェアリング事業の推進

産業財産政策局 地域産業財産課 行政主事補 ソ・ウンファ

#### イ. 推進背景及び概要

## 1) 推進背景

知的財産が企業の重要な資産とし浮上し始め、知的財産権の確保に企業が活発に動いている。しかし、資金事情が苦しい小企業、社会的企業などは、出願、ブランド、デザイン開発などの費用負担が大きく、知的財産経営活動に多くの隘路事項があった。韓国特許庁の多様な中小企業向け支援事業又は限定された予算内で、需要をすべて充足させることができない状況であり、高い競争率により主に地域の有望な中小企業が選定され、零細な企業は政府の支援を受けることが難しかった。

そこで韓国特許庁は、このような問題を解消するために、最近拡大している寄付文化を知的財産分野に取り入れた。知的財産分野の才能シェアリングを活性化させ、社会、経済的に困っている小企業、社会的企業などの知的財産活動を支援し、地域知的財産センターとともに、「知的財産才能シェアリング」を2012年から試験的に推進している。

<図VI-1-4> 知的財産才能シェアリングCI



## 2) 概要

「知的財産才能シェアリング事業」は弁理士、知的財産サービス業専従者、デザイナーなどの知的財産専門家の才能寄付により、小企業、社会的企業などの社会、経済的弱者を助ける活動である。さらには、支援を受けた企業は「知的財産才能シェアリング」により収益が発生した時は、地域社会へ還元することで脆弱階層などに寄付するという、地域社会とともにシェアリングする好循環となることを目指している。

才能寄付者は弁理士、知的財産サービス業専従者、デザイナー、教授、大・中堅企業などの知的財産関連の才能寄付が可能な個人又は団体が対象であり、才能シェアリング支援を受けた者は小企業、社会的企業、予備社会的企業、予備創業者が対象である。シェアリングの分野は、△知的財産権の出願・訴訟相談、△先行技術(商標、デザイン)調査、△出願明細書の作成、△ブランド・デザイン開発、△知的財産経営教育、△知的財産経営コンサルティング、△特許マップの作成などである。

才能寄付又は才能シェアリング支援を希望する者は、地域知的財産センターの知的財産才能シェアリングのホームページから申し込みをすれば、地域知的財産センターのコンサルティングが寄付者と希望者をマッチングし、寄付者と希望者は細部内容について協議を行った後、才能シェアリング活動を開始することになる。

<図VI-1-5>知的財産才能シェアリングの構造図



ロ. 推進内容及び成果

2012年に江原、大田、忠北、忠南、慶南において試験的に始めた「知的財産シェアリング」は、2013年から全国の広域市道に範囲を広げて本格的に推進することになった。1年間80人の才能寄付者が76の企業及び予備創業者を手助けした結果、先行技術調査、明細書作成、ブランド及びデザイン開発など計118件の才能シェアリングが推進された。

＜表VI-1-45＞2013年知的財産才能シェアリング推進の成果

(単位：件)

分野	IP経営 コンサルテ ィング	出願相 談	先行技 術調査	明細書 作成	特許マッ プ作成	ブランド 開発	デザイン 開発	合計
特許(PCT 含む)	16	21	8	7	1	-	-	37
ブランド (商標)		7	1	2	-	28	19	57
デザイン		4	-	4	-	-	-	8
合計	16	32	9	13	1	28	19	118

その結果、支援を受けた企業は研究開発方向を設定し特許戦略を確立することができ、明細書作成、ブランド及びデザイン開発など計17件の知的財産権を出願した。

環境にやさしい化粧品など生産や販売をしている社会的企業である「J企業」は、デザイン専門I企業の「B代表」からデザイン開発の寄付を受けた、「J企業」と「B代表」は数回にわたる論議と検討を行い、自然の香りという新しいコンセプトを導出し、製品、包装デザインをリニューアルした後、東大邱内の優秀中小企業販売場の「中小企業名品マル」に入店とともに、有名なホームショッピングに進出するなど活発な販売活動を展開している。

また、支援を受けた一部の企業は「知的財産才能シェアリング」を通して受けたものを地域社会へ還元した。「T企業はC大学のデザイン学科の「Y教授」と「S弁理士」の才能寄付により、包装デザイン及びブランドを開発し、デザイン出願を終えた後に製品を市場に市販することができた。これに対するお返しとして地域の保育園に製品を寄付し、本人もシェアリング活動に積極的に参加した。「M企業」又はブランドリニューアル開発の支援を受けた後、そのお礼として地域の低所得層の子女に奨学金を授与するなどで表した。

2013年11月に「知的財産才能シェアリング」の成果報告会を開催し、優秀才能寄付者と社会への還元に参加した才能シェアリング支援を受けた企業に、韓国特許庁長官の感謝牌を授与し、長官との懇談会を開催するなど、1年間の成果を共有し意見を交わす場を設けた。

<図VI-1-6> 2013年知的財産シェアリング事業の成果報告会



#### ハ. 評価及び発展方向

「知的財産才能シェアリング事業」を通じて、企業は知的財産競争力を確保することができ、恵沢を受けた企業は、その利益の一部を地域社会へ還元することによって、企業競争力の向上とともに、地域のシェアリング文化が活性化できる土台を構築したといえる。

今後「知的財産才能シェアリング事業」が一層活性化となり、知的財産才能寄付者と支援を受けた者が自由にマッチングできるよう、ホームページを改善してマッチング支援システムを構築する計画である。また、個人だけでなく団体、企業においても才能寄付ができるよう支援する計画である。「知的財産才能シェアリング」が才能寄付者、支援を受けた者、地域社会に、新しいシェアリング文化として位置づけられることを期待している。

## 第4節 発明振興イベントの開催

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 イ・サンフン

「発明の日」の記念式は、優秀発明家及び発明有功者を褒章することによって、発明家と科学技術者の士気を奨励し、国民的な発明雰囲気作りを拡散させるために開催するイベントである。2013年には、「未来を創造する知的財産、すべての国民が幸せになる」という主題で、大統領が臨席した中で63ビルのグランドボールルームにて行われた。

2013年の「発明の日」の記念式では、2003年以降初めて大統領が臨席した中で、金塔勲章を含む政府褒賞など79の授賞が行われ、この中で今年の発明王の授賞作に対しては、褒賞金の支給、トロフィー授与、「発明家の殿堂」献納及び海外優秀発明展示会の参観経費の支援など副賞が授賞された。

韓国国内に登録された特許及びデザインを対象に、優秀発明を発掘して授賞する2013年の特許技術賞には、2013年に10の発明が選定され韓国知識財産センターにおいて特許庁と中央日報が共同で授賞した。計414件が応募し41.4 : 1の競争率を見せ、計10の授賞作のうち、個人及び中小企業が2件を占めた。

2011年度から統合して実施している大韓民国発明特許大典及び商標デザイン展、ソウル国際発明展は、国内の優秀特許と商標及びデザインだけでなく、世界各国の発明品を展示し、国内最大規模の知的財産権展示会として開催しており、2013年には、39,000人以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内96社(人)から96件、海外31カ国から702件を出品及び展示し、国内外の発明家の交流拡大及び国際ネットワーク構築の機会を提供した。

## 2. 第48回「発明の日」記念式の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 イ・サンフン

### イ. 推進背景及び概要

知的情報化社会において、知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産の好循環構造の確立可否は、国家と企業競争力の主な基盤となっている。

このような循環のスタート時点である知的財産の創出を促すためには、社会各界の各層へと知的財産創出の底辺を拡大する法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない。そのために発明家に対する尊重とともに、発明と知的財産の重要性に対する共通認識を拡大し、国民レベルで発明の雰囲気を作成する必要がある。

政府は、知的財産に関する認識の重要性を向上させ、発明の生活化を定着させるため、1957年に世宗大王が世界最初に測雨器発明を公布した日(1442. 5. 19)を記念して、5月19日を「発明の日」と決め法廷記念日に指定した。発明の日の記念式典では、発明家の士気を高めるために有功者褒賞、発明優秀事例発表、優秀発明品の展示など多様なイベントを行っている。

### ロ. 推進内容及び成果

2013年の第48回「発明の日」の記念式典では、「未来を創造する知的財産、すべての国民が幸せになる」というタイトルで大統領の臨席を推進し、創造経済時代の核心基盤である知的財産の重要性を強く唱え、政府の知的財産政策推進への意志を表明した。記念式には大統領を始め、発明有功者、優秀発明業者、発明学生及び指導教師など約600人余りが参加した中、5月15日に63ビルグラントボルルームにて開催された。



記念式典では、発明及び特許分野に貢献した有功者 78 人に金塔産業勲章など政府褒賞があった。同時に、大韓民国を代表する発明家 1 人を今年の発明王に選定して大統領の表彰と月桂冠を授けた。特に 2003 年以降、初めて大統領が臨席し褒章者に親授したことは、知的財産に対する重要性と発明家を尊重する文化を造成する政府の意思表示であり、発明の日の位置づけが高くなったのである。並行して行われたイベントでは、広報映像の上映、優秀発明品展示会及びサンドアニメーション講演などを行い、発明に関する一般人らの関心と参加を誘導した。

多角的な方法でイベントを認知させて参加率を高めるために、オンライン、オフライン、マスコミ広報など、事前準備から実行に至るまで体系的な企画広報を行い、有識者寄稿文 3 回、主要マスコミ放送 7 回、総合紙 45 回及びオンライン 217 回などオン・オフ上で 273 回の報道を行われた。

<p>&lt;図VI-1-7&gt;大統領の祝辞</p>	<p>&lt;図VI-1-8&gt;2013年今年の発明王月桂冠授与</p>
	
<p>&lt;図VI-1-9&gt;主題映像物の上映</p>	<p>&lt;図VI-1-10&gt;幸せな発明家のパフォーマンス</p>
	

## ハ．評価及び発展方向

第 48 回発明の日の記念式典は、単純に褒賞を行い政策情報を伝えるイベントでなく、発明に対する関心を持続的に誘導するために多様な試みを図った。既存の記念映像物は事実伝達中心の政策動画像であったが、それに発明と特許に対する隠喩的な表現で感性的な内容をつけ加え、発明と特許の意味と重要性を認知するように構成した。そして、学生発明家と特許庁長官、発明振興会会長が同時にハンドプリンティングを行うなど、知的財産を通して幸せな未来を約束する、意味あるパフォーマンスも実施した。

また、2003 年以降、初めて大統領が臨席し褒章者に親授及び祝辞の後、優秀発明品の観覧を行い、発明家の自負心と「発明の日」のイベントのプレゼンスを高めた。

その他にも様々な並行開催のイベントを通じて、参席者が楽しめるよう講じるなど、オーダーメイド型の構成を試みた。式典前のイベントとして、発明の日の記念式ヒストリー写真映像を実施して参加者の耳目を集中させて、その後続く記念式典に集中させた。1 部の授賞式が終わった後も、発明により未来を作り上げるというストーリーでサンドアニメーションを上映し、2 部の授賞式まで参加者らが退屈しないよう配慮した。

## 3. 特許技術賞授賞

特許審査企画局 特許審査制度課 工業主事 キ・クァンヨン

## イ．推進背景及び概要

韓国特許庁は発明者の発明意欲の奨励と国民的な発明ムードを拡散させて産業技術競争力を向上し、さらには国家産業発展の貢献を目指して韓国国内に登録された特許

及びデザインを対象に優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞制度を運用している。

特許技術賞は1992年から毎月1つの優秀発明を選定していたが、1996年からは分期別に、2007年下半年期からは半期別の授賞に切り替えて実施した。特許技術賞授賞規模の増加により申請件数が増加するなど、一般人からの関心も高まっている。

<表VI-1-46>授賞の種類

区分	種類	授賞数	賞金	受賞者
特許・実用新案	世宗大王賞	1	1,000万ウォン	発明者
	忠武公賞	1	500万ウォン	
	池錫永賞	2	300万ウォン	
デザイン	丁若鏞賞	1	500万ウォン	創作者

\* 選定審査協議会の審査結果、特許技術賞の選定に適さないと判断した場合、奨励賞(賞金30万ウォン)の授賞や、当該特許技術賞を選定しない場合もある。

\* 2014年度から個人又は小企業の発明を奨励するために、特許、実用新案部門に洪大容賞を新設(授賞数5、申請対象:出願人が個人又は小企業、受賞者:発明家)

<図VI-1-11>授賞マークの種類

世宗大王賞	忠武公賞	丁若鏞賞	池錫永賞
			

\* 奨励賞は受賞マークから除外

ロ. 推進内容及び成果

2013年の特許技術賞は8つの発明品と2つのデザインが選定され、韓国知識財産センターにおいて韓国特許庁と中央日報の共同により授賞式を行った。高い競争率の中で、2013年上半期では、韓国電子通信研究院の「DMB連動型 Stereoscopicデータ処理方法及びStereoscopicデータ処理装置」が受賞し、下半期にはハンミイエンシ（株）の「改質硫黄結合材及びその製造方法と、これを含む水硬性資材造成物及びその製造方法又は可燃性改質硫黄資材造成物及びその製造方法」が世宗大王賞に各々選定された。

<図VI-1-12>2013年上・下半期の特許技術賞授賞式



<2013年上半期>



<2013年下半期>

特許技術賞は1992年から2013年まで計293の優秀発明・デザイン(特許215、実用新案21、デザイン57)を選定して授賞したことにより、発明の雰囲気拡散に大きな役割を果たしている。

<図VI-1-13>2013年上・下半期の授賞発明紹介写真



<2013年上半期>



<2013年下半期>

#### ハ．評価及び発展方向

1992年から始まった特許技術賞制度は、マンネリズムに落ち込むことなく、発明者の発明意識を奨励するために大きな役割を果たしている。2013年には、特許技術賞に414件が応募し41:1の競争力を見せ、発明者の関心度が高かった。特に授賞者選定時に、個人または中小企業を優遇する条項を設け、大企業の発明と競争しても実質的に均衡が成り立つように運営しており、2013年度も授賞件数10件のうち、個人及び中小企業が4件を占めた。

一方、2014年からはより多くの授賞機会を提供するために、洪大容賞（半期別5賞）を新設した。申請対象を個人又は小企業に限定し、実施効果が可視化されてない発明についても機会を与えることにした。また、授賞作に対する実効的な支援策を構築して創業キャンプ（中小企業庁運営）への入所、創業士官学校（世界経営研究院運営）入学のような事業活性化の機会提供を拡大することにした。

#### 4. 2013大韓民国知的財産大典の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 イ・サンフン

##### イ．推進背景及び概要

今年は、発明特許・商標・デザイン大会及びソウル国際発明展は知的財産権を「2013大韓民国知的財産大典」という名前で統合開催した。大韓民国知的財産大典は、知的財産権に関する国民の認識を向上させて発明の雰囲気を広め、国内外の発明家の交流を拡大し、国際的なネットワークを構築することを目的としている。さらに、今回の展示を通して優秀発明品を一般の国民に広く知らせるなど、販路を切り開いて流通を活性化することができる。技術先進国への跳躍のために1年間の発明と特許を決算して授賞することによって、新技術を発掘すると同時に、益々その価値

が重要になっている商標とデザインの発展を図る効果もある。

これまで大韓民国発明特許大会は1982年から毎年開催し32回目を迎え、商標・デザイン権展は2006年から毎年開催して8回目、ソウル国際発明展は2002年から2008年まで隔年開催したが、2009年からは毎年開催することとなり9回目を迎えた。

#### ロ. 推進内容及び成果

2011年から大韓民国発明特許大会及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展を同時に開催し、韓国内の優秀な特許と商標及びデザインのみならず、世界各国の発明品を共に展示することにより、名実共に韓国国内最大規模の知的財産権展示会であった。韓国内外の発明特許イベントのレベルを高め、国際的イメージ向上にも大きく寄与した。

大韓民国発明特許大会は、受賞作96作品を含め計96品目の製品展示とともに、多様な見どころを提供し、一般国民の関心を集めて展示会のレベルを高めようと試みた。また、受賞作を中心にメイン展示館以外に、ハイテック展示館、無料弁理諮問館、特許技術事業家支援館、購買相談会場など多様な展示館を運営し、参加者に製品(技術)に対する評価と販路拡大の機会を提供した。

商標・デザイン展は、優秀商標権公募展とデザイン公募展の受賞作品をはじめ、商標・デザイントレンド館、非英語圏ブランド支援館、me too商標展示館などで構成され、多様な年齢層の観客のために様々な工夫を行った。並行イベントとして、タッチスクリーンを活用したme too商標探しゲームの体験、はがき先送りなどを実施して、多様な年齢層の観覧客が直接体験できるような展示空間を造成した。

ソウル国際発明展は、5年連続30カ国以上の参加と3年間で600品目が超える出品作を紹介することにより、世界的な発明展示会として確固たる位置を占めた。2013年には38,000人以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内103社(人)139品目、海外30カ国563品目が出品及び展示され、世界的な発明展示会として国内外の発明家らの交流拡大及び



国際ネットワーク構築の場となった。また、購買相談館を運営し発明家とバイヤーの相談の場を提供することによって、参加者に発明品を広報するだけでなく事業化の実績向上にも貢献した。

<図VI-1-14> 展示場の様子



<図VI-1-15> ポートゾン(休憩空間)



<図VI-1-16> 受賞技術展示館VIP  
巡回写真



<図VI-1-17> ハイテック展示館



<図VI-1-18> 購買相談会場運営



<図VI-1-19> ソウル展の授賞式



#### ハ. 評価及び発展方向

展示会の他に並行イベントとして無料弁理士館、特許技術の政策説明会場などを運営し、展示会の参加主体である中小企業に対して実質的に役立つようにした。既存の広報方式に海外広報を加えて施行し、計301回の国内外の報道(海外59件)が行われた。

前年度のモデル事業の結果により、確認された購買相談に対する参加企業の需要を反映し、ロッテショッピング、イーベイ、タオバオなど国内外バイヤーを誘致して購買相談会場を運営した結果、223件の相談実績を成し遂げ、展示参加者に事業化の機会を提供した。

既存のB2Cバイヤー中心の購買相談会でなく、アリババなどを含めるB2C分野のバイヤーを持続的に発掘して参加を誘導し、大量生産しない受賞企業を対象に、技術移転分野を拡大運営できるように支援する計画である。



## 第5節 女性発明振興活動の展開

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産振興課 環境主事補 チョン・ウォンギ

女性発明振興事業の結果、過去3年間の女性特許出願率は毎年増加している。

\* 女性の特許出願件数(出願率)

(2011)4,393(12.8%)→(2012)4,670(12.9%)→(2013)5,458(14.6%)

\* 男性の特許出願件数(出願率)

(2011)29,804(87.2%)→(2012)31,402(87.1%)→(2013)32,019(85.4%)

しかし、未だ男性に比べて微弱なレベルであり、韓国の女性経済活動参加率も2012年基準の55.2%であり、OECD加盟国平均の62.3%より低いレベルである。高い教育レベルと優れた才能を持つ女性人材を適材適所にうまく活用できないことは、国家的に大きな浪費である。また、韓国は急速な高齢化及び出産率の低下により労働力がますます不足している状況であり、女性の経済活動の参加向上のために、多様な女性発明振興事業を推進する必要性が台頭している。

韓国特許庁は、女性発明協会の支援事業を通して女性発明家を育成するため、長短期課程の知的財産権教育を実施しており、女性の発明アイデアが死蔵せず産業的に積極活用できるよう、世界女性発明大会、アイデア競合大会、試製品製作支援、女性発明品博覧会などの多様な支援政策を推進している。

女性の潜在力と創意力の開発は国家産業発展の新しい原動力であり、女性特有の創意性とアイデアが特許で具体化され、その特許が商品化に繋がる女性発明・起業家の成功事例がより多く出るよう、多様な女性発明振興のために積極的な努力を傾ける計画である。

## 2. 女性発明家の裾野拡大及び知的財産の認識向上

産業財産政策局 産業財産振興課 環境主事補 チョン・ウォンギ

## イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、女性経済活動参加人口は着実に増加しているが、韓国の女性経済活動の参加率は、2012年基準の55.2%であり、OECD加盟国平均の62.3%より低いレベルである。また、韓国は急速な高齢化及び出生率の低下により労働力がますます不足している状況であり、女性の経済活動の参加向上のために多様な女性発明振興事業を推進する必要性が台頭している。

＜表VI-1-47＞OECD主要国の女性経済活動参加率の比較

区分	2009年	2010年	2011年	2012年
韓国	53.90%	54.50%	54.90%	55.20%
日本	62.90%	63.20%	63.00%	63.40%
米国	69.00%	68.40%	67.80%	67.60%
OECD平均	61.50%	61.80%	61.80%	62.30%

\*出所：OECD Employment Outlook 2013

そこで、政府は女性特有の創意性と創造力の開発のために、女性を対象に体系的な知的財産権教育、女性発明創意教室及び女性発明競合大会などを支援し、女性発明の底辺拡大と発明人材を育成している。

## ロ. 推進内容及び成果

## 1) 女性対象の知的財産権説明会

韓国特許庁は、女性発明に対する社会的関心と雰囲気向上をさせ、潜在力

のある女性発明家の発掘及び育成のため、各地方自治体、地域女性団体などと協力して、発明に関心の高い主婦、発明教室の参加学生、父兄、女子大生などを対象に、女性対象知的財産権教育を実施している。

弁理士、発明教育現場の専門家、成功した女性発明家を講師に構成して運営される同説明会は、知的財産権に対する概要及び事例、高付加価値創出のための女性の役割、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例などを主な内容で講義を実施し、知的財産権に対する認識を向上させ、底辺拡大に大きく寄与しており、2008年から2013年まで計327回の24,342人が参加した。

## 2)女性発明コンテストの開催

女性発明コンテストは、女性に斬新な創造力を発揮する機会を提供し、創作アイデアの開発に対する意識高揚と、発明の活性化を図るために独創的なアイデアを発掘しており、2008年は339件、2013年は326件が出品され、発明に対する女性の関心が集中している。

## 3)試作品の製作支援及び弁理諮問サービスの提供

女性の優秀な発明アイデアに対し試作品の製作代を支援することにより、女性発明アイデアの権利化及び商品化を誘導した。また、女性発明家を対象にアイデアの具体化、特許出願案内などの無料弁理相談を通して隘路事項の解消のために2013年は352件の相談を実施し、202件の受け付けて38件に対し試作品の製作費用を支援した。

## 4)女性発明情報誌(月刊「発明する人々」)発刊

女性発明に対する日常的な情報及び発明界の各種ニュース情報の発信、政府の知的財産権創出促進事業の紹介を行うために、韓国女性発明協会の主管で発刊している。「発明する人々」は、発明マインド向上、発明家の自負心

奨励及び権益擁護、国民レベルでの発明生活化運動の展開、発明家と企業間の関係推進、発明企業広報などのナマ情報と多様なニュースを、発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明サークル、女性出願者及び登録者などに提供している。

#### ハ．評価及び発展方向

女性発明振興事業は、より多くの女性が知的財産権を有して経済活動に参加することにより韓国の産業発展を促進することを目標に繰り広げられた。また、創意的女性発明家の育成と活用を行い、優秀女性発明の出願及び事業化を支援するため、体系的な女性発明教育と多様な振興事業を推進してきた。事業の目標達成のために女性発明にフレンドリーな社会環境づくりに注力し、女性発明支援インフラを構築して国家発展に女性発明家が直接参加できる基盤作りに取り組んだ。

今後は女性発明家の底辺拡大及び知的財産認識向上のため、関連機関間の女性人材活用方策について模索する計画である。

### 3. 女性発明の事業化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 環境主事補 チョン・ウォンギ

#### イ．推進背景及び概要

21世紀は、土地と資本などの有形資産が競争力の基盤となる産業社会から、情報と知識に基づいた技術力・ブランド・デザインなど無形資産中心の知識基盤社会に転換する、知識を活用した新しい産業が成長動力として台頭する時点である。特に、このような状況において、低出産-高齢化社会に入った韓国の場合は、女性の経済活動が新しい活動の主体として重要性がより一層高

くなっている状況である。

そこで、女性発明の事業化を通じた国家競争力の向上のため、販路開拓及びビジネスマッチングの機会提供ができる世界女性発明大会、試作品製作、女性発明品博覧会などへの支援が求められるようになった。

#### ロ．推進内容及び成果

##### 1)世界女性発明大会及び女性発明品博覧会の開催

世界初の大規模国際女性発明大会の開催によって、韓国が世界女性発明の主導国としての地位確保に大きく寄与した。2008年から大韓民国世界女性発明大会と、大韓民国女性発明品博覧会・女性発明国際フォーラムを共に開催することによって、韓国内の女性発明家に国際大会の受賞及び幅広い海外ビジネスマッチングの機会を与えるシナジー効果を創り出した。

2008年から毎年開催される世界女性発明大会及び世界女性発明品博覧会は、すでに第6回目の大会を迎えた。2013.5.1～5.4までの4日間、COEX Hall A(旧太平洋ホール)で開催された第6回目の大会では、26カ国から290品目の発明品が出品され、7万人余りが参加するなど高い反響を呼んでいる。

このような世界女性発明大会において、全世界女性発明家の国際的連帯とネットワークを構築し、韓国内の女性発明起業家の海外進出の橋頭堡を構築した。また、積極的な広報活動により多様な媒体において紹介され、女性の発明文化振興の重要性及び関心を高める契機となった。

<図VI-1-20>大韓民国世界女性発明大会の開幕式



<図VI-1-21>大韓民国女性発明品博覧会



<図VI-1-22>大韓民国世界女性発明フォーラム



2)今年の女性発明・起業家賞(女性発明優秀事例発表会)

1995年に優秀な女性発明家の成功事例を共有するために開催された。2009年まで女性の繊細な感受性を基に斬新な発明アイデアを開発し、女性発明活動の模範を見せた女性発明家を発掘してモデル事例を提示した。2010年から「今年度の女性発明・起業家賞」に名称を変え、優秀女性発明家に対する発掘だけでなく、授賞と広報活動を強化した。2010年～2013年まで237人の対象者を審査し、女性発明・起業家賞、女性発明家賞、女子大生発明家賞の3部門で22人を授賞し広報した。2013年11月のポスコP&Sタワーにおいて開催された授賞式では、約200人が参加し受賞者に対する取材とお祝いが行われた。

### 3) 試作品製作支援事業

女性の優秀な発明アイデアを発掘して試作品の製作支援を行い、権利化と事業化を促進するために、女性発明の試作品製作に対する支援を実施した。2007年に事業を開始し、2013年には202件の申請書を受け付けて38人が支援を受けた。知的財産権として登録されていない特許、実用新案、デザインの範囲に属するアイデアを、試作品の製作を通じて具体化できるように支援を行い、女性発明家と創業予定者の支援が順調に増加している。

#### ハ. 評価及び発展方向

女性創意発明教室の教育需要者が大きく増加したため、目標人数を超過して教育を実施した。特に、試作品製作支援事業と世界女性発明大会及び女性発明品博覧会などは、女性発明家から大きな反響を呼んだ。

また、世界知的所有権機関(WIPO)と緊密な協力を行い、世界的規模の唯一な女性発明大会を韓国で開催でき、特許強国として大韓民国の品格を高めることに寄与し、韓国内外の女性発明品を国際的に広報することにより、販路開拓及び海外進出の機会を提供した。

女性の潜在力と創造力の開発は、国家産業発展の新しい原動力であるだけに、女性特有の創意性とアイデアが特許により具体化され、その特許が商品化に繋がる女性発明・起業家の成功事例が多く輩出するよう、多様な女性発明振興のために積極的な努力を傾ける計画である。

## 第6節 軍将兵の知的財産認識の向上

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産人事課 書記官 ソン・チャンホ

世界経済は、土地、資本などの有形資産中心の経済から想像力、創意性と科学技術を基盤とする経済的付加価値を創出する創造経済へと転換している。創意的創造が実現する過程において知的財産は創造の結果物であり、経済的価値を創出する重要な手段となっている。

<図VI-1-23>想像力、科学技術と知的財産権



そのため創意的アイデアを知的財産権として確保して競争力を維持することが重要であり、創造経済の競争力の核心は、想像力と創意性を基盤とする創意的なアイデアを生産する創意人材である。

そこで韓国特許庁は、知的財産を通して創造経済の実現を促すために、小中高校から大学(院)、企業、軍の将兵など国民全体を対象に、生涯周期的な知的財産教育を推進している。

特に軍においては、知的財産の重要性を認識して軍部隊を知的財産人材育成の先進基地として活用し、軍の知的財産管理体制の効率性を高めるために、特許庁と各軍との間でMOU(陸軍、空軍と2013.4.8、海軍2013.6.27)を締結した。



イスラエルでは、軍で取得した高級技術、知識を通してアイデアを発掘して権利化を行い、軍サービスにより形成されたネットワークを基盤に、除隊後も創業する文化が形成されている。最も若い時代に同年輩の同僚と一緒に過ごしなが、創意的アイデアで新しい創作物を作り上げる環境が、イスラエルベンチャー企業の発展基盤となっている。

韓国の軍隊でも創意的なアイデアを発散させ、創造経済実現に向けてインキュベーターとなるように、韓国特許庁では将兵の知的財産認識向上のための将兵向け知的財産教育などを拡大している。

## 2. 軍将兵向け知的財産権教育

産業財産政策局 産業財産人材課 書記官 ソン・チャンホ

### イ. 推進背景及び概要

軍では膨大な費用のため民間でやり難い研究が可能であったため、人類は軍の研究結果を基盤に現代の科学技術を発展させてきた。

<表VI-1-48>軍の技術を民間分野に伝播した事例

①厨房でよく使われる「電子レンジ」は2次世界大戦に使用した「レイダー技術(マグネトロン発振機実験)からなる。
②即席で簡単に飲める「インスタントコーヒー」は「軍用粉乳で作った噴霧乾燥技術」を基にしている。
③マクドナルド店の厨房には「潜水艦注号技術」が各々適用されている。
④今日、世界を一つにする「インターネット」は「米軍通信技術アルファネット」から発展したもの

韓国の場合は、政府R&D予算の中で国防R&D予算が占める割合は、大よそ12%程

度占めているが、国防技術(国防部所有の国有特許)は国有特許全体の1.3%に過ぎない水準であり、現在も軍将兵の知的財産教育に関する認識が低く、関連インフラ及び体系的な教育プログラムなどが不足している状況である。

そこで韓国特許庁では、軍サービスの現場において出たアイデアを研究開発し、軍の戦闘力向上に直結する軍用品開発及び機能改善ができる創意人材育成のために、軍将兵の知的財産教育事業を開始した。軍将兵に対する体系的な教育を通して、その重要性を認識させ、創意的なアイデアを発掘し、新特許技術の創出能力の培養及び予備知的財産創出人材として育成することにその目的がある。

主な推進内容は、軍の発明コンテスト、軍将兵の知的財産教育の単位履修、知的財産認識水準別のe-ラーニング教育、軍の知的財産専門担当部署の設置及び運営支援などである。

<表VI-1-49> 軍将兵の知的財産認識向上のための主要推進事業内容

事業名	事業内容
軍の発明コンテスト (2006年～)	2006年から2010年まで陸軍を対象に参加した軍将兵向け発明体験を提供、優秀アイデア発掘、表彰及び優秀受賞作の展示  (毎年11月中、COEX)及び権利化などを支援してきており、2011年からは陸・海・空軍にまで拡大して運営している。
軍将兵の知的財産教育単位履修 (2014年試験的事業)	国防部、知的財産教育先導大学などと協力して軍将兵(軍服務期間中の大学生)に対する知的財産教育の単位履修制度(2～3単位)を2014年から推進中である。
知的財産認識水準別のe-ラーニング教育 (2014年試験的事業)	各軍内部の専用通信ネットワークを通して知的財産e-ラーニングコンテンツにアクセスして教育が行われるよう、自律的学習インフラを構築して2014から実施している。

軍の知的財産専門担当部署の設置及び運営支援	軍の知的財産専門担当組織を構築(2013.6月に陸軍及び2014.1月に空軍の知的財産チームを運営、海軍は推進中)及び知的財産専門人材の採用支援(2014.6月に空軍5級軍務員特別採用)など支援している。
-----------------------	--

ロ. 推進内容及び成果

軍将兵が兵営生活の中で着案した創意的アイデアを具現し活用するために、2006年から軍部隊を訪問して知的財産基礎教育の実施及び発明体験お提供しており、優秀発明品の展示及び権利化支援などのために、軍の発明コンテストを開催している。

<表VI-1-50>軍の発明コンテストの推進プロセス

推進手続き	参加者(軍部隊)	地域知識財産センター	韓国発明振興会
①アイデア提出	・アイデア提出 (軍部隊→地域センター)	・提出アイデア受付 ・発明アイデア指導 ・アイデア審査準備	・進行状況の点検
②地域予選	・アイデア発表資料製作	・アイデア審査 ・部隊アイデア選定 ・審査結果当会及び部隊通報	・地域予選審査の通過 アイデア受付
③本選審査		・本選審査支援	・本選審査進行 ・先行技術調査 ・最終審査作選定
④最終審査	・アイデア発表	・最終審査支援	・最終審査進行 ・最終受賞作選定
⑤発明品試作	・発明品製作(事後実費支給) ・発明品提出	・発明品製作支援	・発明品製作費支援
⑥展示会	・受賞者展示会参加、協力	・受賞作展示会協力	・受賞作展示会開催

国防部、陸、海、空軍の各本部と協力して知的財産教育と連携した発明コンテストを開催し、2006年～2013年まで187部隊を訪問して31,094人を教育し、5,445件のアイデアの発掘(406件受賞)を通して、軍将兵の知的財産認識向上及び知的財産創出能力の培養により、軍用品の活用改善及び戦闘力向上に寄与している。

＜表VI-1-51＞軍の発明コンテスト推進成果の内容

区分	教育参加 部隊	教育参加 将兵(人)	大会参加 部隊	受け付け アイデア (件)	本選審査 アイデア (件)	最終審査 アイデア (件)	受賞作 (件)	備考
2006年	1	600	1	125	/	/	29	陸軍
2007年	4	3,930	5	285			36	
2008年	9	1,676	9	493			51	
2009年	15	5,456	14	769			50	
2010年	23	4,496	23	924			68	
2011年	29	4,297	37	1,007	401	100	66	陸、海、 空軍
2012年	50	6,946	89	1,111	340	70	55	
2013年	56	3,693	65	731	240	68	51	
計	187	31,094	243	5,445	981	238	406	

#### ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁では、軍将兵に対する知的財産教育と軍の発明コンテストなどを実施し、知的財産の認識向上及び知的財産創出能力の培養により、軍の戦闘力向上に直結する軍用品の開発や改善などに大きく寄与している。

今後一層充実した事業に発展させ、軍将兵の知的財産教育への参加率をためるために、優秀教育部隊の表彰などインセンティブの提供などを含めて事後管理を強化する予定である。

また、軍で習得した高級技術、知識と軍サービスにより形成されたネットワークを基盤に、除隊後に創業する文化を形成して、韓国軍が創造経済の実現に向けたインキュベーターになることへの支援を惜しまない計画ある。

### 3. 知的財産権の創出支援

産業財産政策局 地域産業財産課 行政書記補 ヤン・ミナ

#### イ. 推進背景及び概要

国防だけでなく社会で必要とされる人材資源を育成する役割を遂行している軍の重要性に比べ、知識基盤社会の核心である知識基盤社会に備えた知的財産権の認識は不十分である。

そこで韓国特許庁は軍内の知的財産権創出に寄与し、未来産業人材の知的財産権に対する認識を向上させ、知的財産マインドを兼ね備えた創造的人材の育成に寄与するために、2006年に陸軍1部隊を試験的に実施した後、2011年にすべての軍将兵に対し知的財産認識向上の事業を拡大させて施行するなど、知的財産権創出を支援している。

#### ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁では軍将兵の知的財産創出能力を培うため、上半期に専門講師を各部隊に派遣し、知的財産権基礎及びアイデア発明、導出方法などの理論教育とコンテストアイデア提出希望者を対象に行う実習教育に分けて教育を実施した。これを基に下半期には軍用品の活用改善及び戦闘力の向上に役立つアイデアを発掘及び発明体験のため、幹部及び軍務員を含む兵士など大韓民国全体の軍部隊を対象に軍将兵発明コンテストを行った。

大会に提出されたアイデアは厳格な審査を経て優秀作品として選定され、選定された優秀作品は展示会を開催して対内外に広報を行い、展示会を訪ねる一般人に軍用品に対する認識を高めるとともに受賞者に対する自負心も高めた。

2013年は、発明コンテストを通して65部隊、731件のアイデアが受け付けられ、専門家の審査を経て大賞を含む海軍27件、陸軍13件、空軍11件など計51件が受賞の名誉

を授かり、「2013年知的財産大典」において展示された。

また、2013年には軍将兵発明大会の優秀作品に対する知的財産権の権利化を支援するとともに、職務発明への連携を推進して軍内の優秀知的財産権の創出はもとより、知的財産権管理にも関心を傾けた結果、陸軍の優秀受賞作全部が職務発明として承継され、大賞を含む海軍4件、空軍3件の優秀発明品についてはコンサルティングの提供及び権利化のための一切の費用を支援して現在出願が進行中である。

<図VI-1-24> 2013年軍将兵発明コンテスト



<表VI-1-52> 2013年軍将兵発明コンテスト優秀発明品に対する出願支援状況

権利	出願番号(出願日)	発明の名称	出願人	職位	軍
特許	10-2013-0142753 (2013-11-22)	安全機能が具備された携帯型刈払機	カン・リョ ンソク	軍曹	空軍
特許	10-2013-0142755 (2013-11-22)	武装装着のための支援車両のタイヤーリム分解及び組立用作業台	イ・ホソン	軍曹	空軍
特許	10-2013-0142756 (2013-11-22)	ケーブルタイ切断用ハサミ	パク・シホン	7級	空軍
特許	10-2013-0142757 (2013-11-22)	軽魚雷発射台発射	ジョン・キ	曹長	海軍

		装備の点検装備	ヨンフン		
特許	10-2013-0142758 (2013-11-22)	小型爆雷用 多目的工具	イ・テヨン	一曹	海軍
特許	10-2013-0142760 (2013-11-22)	自動膨脹型レイダ ー反射機が設置さ れた救命イカダ	ジョン・ゾ ンデ	6級	海軍
特許	10-2013-0142761 (2013-11-22)	台に照明が設置さ れた照明拡大鏡	イム・ドン スン	7級	海軍

#### ハ. 評価及び発展方向

今後、軍用品に関する将兵の実務改善アイデアを発掘して実際に適用ことにより、す軍の戦闘力すの向上に寄与でき、より多くの軍将兵の発明活動を支援するために、発明コンテストを一般発明にまで拡大して運営する計画である。また、関係機関との協力を通して発明大会に出品したアイデアの活用を促進する予定である。

また、発明コンテストの一般部門の優秀発明品については、他事業との連携を行い、事業化までできるように支援する計画である。

## 第2章 グローバル知的財産協力の拡大

### 第1節 概観

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 ヨ・インホン

#### 1. 概要

知的財産分野におけるグローバル協力の重要性は日増しに高くなっている。2013年は、韓国特許庁に出願された知的財産の全体件数が初めて40万件を突破している。特許においても、2012年の18万件から2013年20万件を超え、特許出願件数が持続的な増加傾向をみせている。特許出願人のうちの内国人の割合をみると、1980年には24.5%に過ぎなかったのが、1992年には51.3%、2008年には74.5%と増加した。知的財産制度の導入初期には、外国人だけを保護する制度でだという批判もあったが、創意的アイデアが研究開発によって付加価値を創出する好循環の枠を形成し、国家経済発展の成し遂げに知的財産制度が重要な役割を担ってきた。2013年に全世界において行われたサムスンとアップルの特許紛争からみてもよくわかるように、もはや知的財産権は、アイデアを事業化する最小限の保護装置であるだけでなく、後発走者の市場進入そのものを封鎖する手段として活用されている。知識と技術開発、また、知的財産を巡る国家間の競争がますます熾烈に展開されている中、知的財産分野におけるグローバル協力はますます重要となっている。

知的財産に関するグローバル協力の議論は、二国間、多国間、国際機構など多様な外交チャンネルを通じて活発に行われてきている。特に、多国間チャンネルの議論の様相をみると、先進国と途上国間の立場の差が克明に現れている。先進国は、WIPOとWTOを主な舞台にして知的財産権制度の強化に全力している反面、途上国は「開発アジェンダ(Development Agenda)」の履行を強化して既存の知的財産権制度の弱体化を図っていることがわかる。米国など先進国のグループは、「開発アジェンダ」を名分に、WIPOの過度な開発中心化と、途上国の知的財産権規範に関する議論について主導権の確保を許容しないという立場を取っており、特に米国は、WIPOと開発支援



事業に対する監視機能の強化に努めている。一方、途上国陣営では、去る2010年10月に遺伝資源の接近と利益共有に関する名古屋議定書が妥結された以降、攻勢を強化して遺伝資源、伝統知識に関する事前接近承認及び利益共有制度(ABSシステム)及び特許出願人の出所公開の義務化(Mandatory Disclosure Requirements)などのような、既存の特許制度の弱화를招くWIPOの新しい国際規範の創設を主張しながら、WTO TRIPsの改正にまで主張している実情である。今後もグローバル知的財産権システムを自国の有利な方向へ持って行こうとする南北間の先鋭な意見対立は継続するものと見込まれる。

自国の知的財産権が海外において安定的に保護されるよう、各国における努力が強化されている。通商交渉においても知的財産権分野を核心議題として取り上げていることがその代表的な事例である。このため、ほとんどのFTAの知的財産権分野においては、一つの独立したチャプターとして構成されることが一般化となっている。韓国は、現在進行中の中国、インドネシア、ベトナムなどの二国間のFTAだけでなく、韓・中・日のFTA及びRCEPなど多国間のFTA交渉においても、別途の知的財産権チャプターを通して議論を主導している。

グローバル知的財産権制度が発展するにつれ、知的財産権に関する国家間の競争とともに、国家間協力の必要性も増加している。2008年に発足した特許分野先進5庁の協議体(IP5)と、2012年に発足した商標分野先進5庁の協議体(TM5)は、このような協力の必要性が具体化となった結果である。

IP5は、国際的な審査共助(Work sharing)により審査効率性の増加、そして各国の相違する審査制度及び手続きの調和(harmonization)を目的に発足され、2013年6月に米国のシリコンベリーで第6回IP5特許庁長官会合が開催され、2014年には第7回会合が韓国にて開催される予定である。実質的な協力成果も具体化となり、IP5審査官の間で審査履歴情報を共有する情報システムの構築、IP5国家間で統一された様式の使用が可能なIP5特許審査ハイウェイ制度(Patent Prosecution Highway)の施行、特許制度調和専門家のパネル構成などが合意された。

2012年に中国が加入し発足されたTM5も新しい協力議題が発掘され、TM5ホームページが構築されるなど具体的な協力事項が導出されている。2013年にはTM5定例会合が韓国で開催され、TM5の協力基盤を整えるための多様な議論が行われた。

以上のように、2013年は知的財産権分野における国家間の競争と協力が交差した1年であった。このような傾向はこれからも継続するものと見込まれる。

## 2. 国際動向及び対応策

米国、中国、日本などの主要国は、知的財産が国家競争力の強化に向けた核心要素の一つとして認識し、知的財産競争力の強化に向けて国家レベルで努力を傾けている。

### イ. 米国

米国は、2013年にパテント・トロールによる特許訴訟の乱用を抑制し、知的財産権を通じた革新を促進するために多様な対策法案を推進した。2013年6月4日にホワイトハウスでは、パテントトロールを規制して知的財産を通じた革新を持続するため、5つの行政処置と7つの立法勧告事項を発表した。5つの行政命令は、①特許に対する実質的な権利者が容易にわかるよう、特許所有権情報の定期的な更新を規定し設定、②ソフトウェア関連発明に関する明確性向上のために機能式請求項の制限、③本来の用途通りに製品を利用した消費者を特許訴訟から保護する最終消費者の保護を強化、④特許政策のアイデア確保及び国民合意導出のための教育及び研究拡大、⑤輸入禁止命令執行手続きの強化などが盛り込まれている。立法勧告事項は、パテントトロールの規制と関連する国会レベルの支援を要請した事項であり、①訴訟及び再審請求時に実質的な権利者に関する情報公開の義務化及び違反した時の制裁処置の設定、②特許訴訟で勝訴した当事者の弁護士選任費用の支給判定について判事の自律権拡大、③AIA法において一時的に導入したBM特許の再審査制度(BMR、Covered Business Method Patent Review)の施行延長、④本来の用途通りに製品を利用した消費者保護のための法的装置の設置、⑤ITC(米国国際貿易委員会)と連邦裁判所の決定について、一貫性を

維持するためにITCの輸入禁止命令の判断基準を連邦裁判所の「eBay判決の4つの要素テスト」に変更、⑥警告状内容について誰もが閲覧できるように制度変更、⑦ITCが資質と素養を備えた行政判事の採用ができるよう、採用柔軟性の拡大などが含まれている。

米国は、知的財産権分野において、グローバル・リーダーシップを確保するための多様な活動も続けている。審査滞積解消のために特許審査ハイウェイ(PPH)対象国を26カ国に拡大したことにより、特許審査ハイウェイの米国への出願件数も月平均11,641件となり、前年比200件以上の増加となった。2013年1月には米国特許庁とヨーロッパ特許庁で、相互協力の特許分類体系(Cooperative Patent Classification)を確立し、特許手続き上の統一性と効率性を向上した。米国は、特許とデザイン制度の国際調和により海外出願費用を減らし手続きの簡素化に取り組み、出願人の利益増大を図るために2012年12月には「ハーグ協定及び特許法条約履行法(The Patent Law Treaties Implementation Act)」を制定してた。これによって、米国特許庁は特許審査手続きを改正し、同規定を2013年12月18日から施行すると発表した。

米国は、知的財産に対する認識向上への努力を続けている。米国特許庁傘下機関である国際知的財産研修院(Global Intellectual Property Academy)を通じて知的財産権関連の政府関係部署(省庁)、中小企業の知的財産権担当者など自国民2,400人に対し教育訓練を実施するとともに、114のプログラムを135カ国の7,000人に及ぶ外国人に対し訓練課程を運営した。知的財産に対する国際的な認識向上を通して持続可能なグローバルの知的財産システムを拡大していく米国の努力が目立っている。

#### ロ. 日本

知的財産権制度の改善を通して自国の国家競争力の強化に向け尽力しているのは、日本も例外ではない。

まず日本は、自国企業に対する知的財産経営を全面的に支援している。日本特許庁は、2013年3月23日に「一括審査制度」を施行した。これまで日本産業界が複数の知的

財産が関連する事業について、知的財産別に別途の審査を受けなければならない既存の審査システムに対する簡素化を要求してきたため、これを反映して国際競争力のある製品に係る特許、デザイン、商標など関連知的財産権を、事業展開時期に合わせて一括審査が受けられるようにした。

また、自国の企業に対する政策的支援を行うために、職務発明制度の基本方向の修正も図っている。日本特許庁は、最近、現行の職務発明制度が日本企業の産業競争力を低下させる障害要因であるという産業界の意見を受けて、これを改善するために「職務発明制度に関する調査委員会」を設置した。第1回目の調査研究委員会は2013年7月4日に開催され、国内外の職務発明制度の運営実態調査、国内外の企業における研究員の待遇及び雇用環境などについて検討を行い、その後2013年11月11日に第9回調査研究委員会を開催し、職務発明制度が指向すべき方向について議論を行った。

強い権利を創出するために、権利が発生した特許に対する異議申し立てができる「権利付与後の検討制度」の導入を推進している。過去もこのような制度が存在したが、2003年の特許法改正時に特許紛争が複雑になることを防止するために廃止となったが、最近産業界の要求により再導入が推進された。特許が無効となることを事前に防止でき、強い権利設定のための制度的装置として特許権付与後6ヵ月以内の案件に限り、第三者に対し異議申し立ての機会を与える方策が検討されている。

日本企業に対する国際競争力の強化を支援する努力は継続されている。特に、日本企業の海外における知的財産権活動を促進するために、特許審査ハイウエー(PPH)の対象国の拡大に力を入れている。2013年末現在、27ヵ国と実施中であるPPH対象国をアセアン地域の国を中心に拡大する計画である。また、多国間のPPH議論についても日本はリーダーシップを発揮している。

日本は、新興国との知的財産権分野における協力強化にも努力を傾けている。2013年8月に日本特許庁は、アフリカの特許審査官育成支援を実施するため、アフリカの知的財産権の運用状況について実態調査を実施する予定であると発表した。この事業は世界知的所有権機構(WIPO)の「WIPOアフリカファンド」予算で実施する予定であ

り、同ファンドに日本特許庁は1億円を出資した。アフリカでは、ARIPOとOAPIなど地域知的財産権協力体が加盟国の特許審査を代行しており、知的財産インフラ不足により円滑な審査が難しい分野もあって、日本特許庁に対し機械工学や化学分野における審査官育成の支援を要請している。これに先立って日本特許庁は、アフリカの知的財産制度状況の実態調査を行い、その結果を見て支援分野と規模を選定する計画であると発表した。

#### ハ. 中国

すでに世界最多出願国として浮上した中国は、2013年も自国の知的財産制度の改善に努めている。2013年8月30日に中国の全国人民代表大会は、「改正商標法」を確定し発表した。中国の工商行政管理総局(SAIC)は、今回の「商標法」改正は、最近の中国の解放経済状況を反映し、中国の商標登録、管理と保護レベルを強化するという面で意義があると明らかにした。「改正商標法」の主な内容は、商標出願人の便宜を拡大するために、音商標を含み電子商標出願の実施、商標異議申し立て主体を「何人」から「先権利者」又は「利害関係者」に修正し、市場秩序の保護のために有名商標の概念を明確にするとともに、類似商標の保護レベルを強化して悪意な商標権侵害行為者に対する処罰のレベルを強化するために、損害賠償金を現行の50万元から300万元に高めた。

2013年9月に国家知的財産権局(SIPO)は、「特許権侵害判定と偽称行為の認定に関する標準ガイドライン」を発表した。同ガイドラインは、特許行政、法執行業務の規範性を確保し、より科学的な特許侵害判定を行うために制定された。同ガイドラインでは、特許権と実用新案権の保護範囲を確定するため、権利要求書に関する種類を商品の権利要求書と方法権利要求書に分けて判断しているところが特徴である。また、特許代理サービスの管理システム化のための業務標準を制定して発表した。国家知的財産局(SIPO)は同サービス標準の制定を通して特許代理人のサービス認識を強化し、行政処理能力の拡大を通して特許代理産業サービスのレベルを国際的レベルまで引き上げる計画である。

2013年11月に中国共産党は、中国北京で開催された第18代三中全会<sup>33</sup>において、今後5年間の中国の主要経済に関する政策方向を提示する文書「中国共産党中央委員会の重大問題に対する全面改革深化決定」を採択したが、同決定の第3項目の市場経済体系の完成において知的財産権の活用と保護、知的財産権の専門裁判所設立を強調する一方、産学研の協力体系構築、企業の技術革新を通じた主体的な地位強化を提示した。

依然として先進国から知的財産執行についての憂慮の視線を受けている中国は、知的財産権の執行強化に関する意思を明らかにした。2013年11月に中国国務院は李克強総理の主宰で商務会議を開催し「模倣品の製造、販売及び知的財産権侵害に関する行政処罰情報の公開に関する意見」を発表している。主な内容は、悪意で模倣品を製造、販売したり、知的財産権を侵害する者について情報公開することにより市場秩序を維持し、消費者の権益保護及び法執行の公信力を高めることである。

## 二. 対応策

このように主要国は、自国の知的財産権の協力強化のために多様な政策手段を取り入れている。

これに対応するためには、まず優先的に主要国が知的財産権の取得手続きの簡素化と保護強化のために、整備している知的財産権関連の法制度改正の状況動向の把握が必要である。変更された制度を熟知できなかったために発生する不利益について予防し、知的財産権保護関連制度と規定を十分に活用するためには、現地の情報に関する正確な接近が要求されるからである。

次に、激化する知的財産権紛争の様子をよく調べるべきである。現在、韓国と関連するほとんどの国際的な知的財産権紛争は米国において発生している。米国企業の知的財産権競争力の強化のために知的財産権保護を強化すべきだという動きと、知的財

---

<sup>33</sup> 三中全会は中国共産党中央委員会全体会議の3番目の会議で、今後5年間中国の主な経済政策の方向を提示する。

産権の乱用を防ぎパテント・トロールを規制すべきだと相反する動きが、どのように進行されるのかを調べることも重要である。また、中国での知的財産権紛争発生の可能性についても備えるべきである。アップルが中国で商標紛争により中国企業に対し6千万ドルを支払う合意が成立された事例からも分かるように、もはや中国での知的財産権では、新たな収益をもたらす手段として認識されている。一部の韓国企業においても中国の現地企業との知的財産権紛争に巻き込まれていることを鑑みると、韓国企業の精巧な対中国への進出戦略が必要であるといえる。

政府レベルでは、東南アジア、南米、ヨーロッパのような途上国及び新興国との知的財産権協力を一層強化していく必要がある。韓国企業の海外進出が多様化となっていることにつれ、知的財産協力においても先進国中心の協力から離れ、協力対象国及び協力分野に関する多様化が必要である。韓国企業が知的財産権侵害の憂慮をせずに現地において思いっきり活動できるよう、新興国の知的財産権当局との協力強化が一層要求される。

なお、国際的な知的財産権の規範に関する議論においても、韓国が持続的な主導権を強化すべきである。韓国企業が多く活用しているPCT制度や特許審査ハイウェー制度を韓国企業の実情にあうよう改善し、海外の特許活動がさらに便利かつ迅速となるよう支援しなければならない。また、特許法条約(PLT)、商標法に関するシンガポール条約、ハーグ協定のような国際的知的財産権制度の統一化の議論においても、積極的に参加して韓国企業に有利な方向へと国際的知的財産権の規範が形成されるように努力を傾けるべきである。

## 第2節 先進5庁(IP5)体制の強固化

### 1. IP5協力の推進経過

産業財産保護協力局 国際協力課 工業事務官 キム・スンオ

知識基盤へと経済体制が変化するとともに、先進国の知的財産重視の政策により、世界全体の知的財産に関する出願が日増しに増加している。伝統的な多出願国である米国、日本、ヨーロッパに続き、最近韓国と中国の知的財産権の出願が急増することにより、韓・米・日・中・ヨーロッパなど先進5の特許庁からの出願が、世界全体の出願の約80%に達している。このような特許出願の急増により、5の特許庁の審査負担及び審査滞積も急激に増加となり、これを解消するために5の特許庁間特許協力の必要性が高まった。特に最近では、中国の特許出願の急増とそれによる先行技術文献の増加によってIP5審査協力が求められる状況である。

このような審査協力の必要性に共通認識した5の特許庁長官は、2007年5月に米国ハワイにおいて初の会合を実施し、5の特許庁協力について議論をはじめた。2008年5月に次長レベルの実務会合において、韓国は5の特許庁間協力の必要性について強く主張した。その以降の2008年10月27～28日に、韓国の済州にて開催された先進5の特許庁(IP5)特許庁長官会合において、IP5の業務共助のビジョンとそのビジョンの実現に向け、IP5の10大基盤課題を策定し合意した。2010年4月には中国の桂林で開催されたIP5長官会合にて、10大基盤会合の短期所要資源の確定と、各庁の基盤課題を総括調整するプログラム管理グループ(Programme Management Group)の責任と任務が確定されることにより、10大基盤課題の推進が本格的に加速化された。

2011年6月に東京にて開催された長官会合では、既存の業務共助の議論に加え、特許調和及びPCTを基盤とする業務共助強化の必要性を共通認識し始めた。一方、米国とヨーロッパが新しい内部特許分類を独自に開発することとなり、同会合では5の庁間で運営していた特許分類実務グループのマンデート改正の必要性について論議された。以降、2012年6月にコルシカで5カ国の産業界代表と5の特許庁長官が参加した会



合が初めて開催されたが、これは特許制度のユーザー意見を反映するための制度的装置を構築ができたという面で高く評価されている。

## 2. IP5長官会合の主な成果

産業財産保護協力局 国際協力課 工業事務官 キム・スンオ

2013年は、米国においてIP5長官会合(3月、バージニア)及びIP5長・次長会合(6月、クパチーノ)が開催され、これまで合意に至らなかった幾つかの重要なIP5の協力イシューについて合意に至ることができ、大きな進展があった。

中国側の立場留保により採択できなかった「IP5の特許情報政策」について合意することができた。IP5の特許情報政策はIP5が生産や相互交換した特許情報を第3者に無償又は最小限の費用で普及する政策であり、普及により特許情報の民間活用が大きく活性化されると見込まれている。

また、各国の特許審査情報をリアルタイムで閲覧できるシステムのグローバルトシエ(Global Dossier)推進の基本方向が合意に至り、IP5の出願人などグローバル知的財産権制度のユーザーは、今後、各国の特許審査結果を確認することができ、これによりグローバル特許戦略の策定もできるようになったため、ユーザーの利便性が大きく向上されると期待される。

また、2013年のIP5の長官会合では、既存のFI(日本特許庁の内部分類)とEPC(ヨーロッパ特許庁の内部分類)を中心とするIP5の特許庁間の分類調和プロジェクトが終了し、FIは、CPC(米国特許庁とヨーロッパ特許庁の新規内部分類)の漸進的調和により、IPC改正と新技術分野における新しい分類基準の構築を目標にした新しい特許分類マンドレートが承認された。これによって、2011年から足踏み状態であった特許分類に関するIP5の協力が活性化する基盤が整えられた。

この他に大きな成果といえるのは、2013年10月にジュネーブにてIP5各国の長官が、2014年1月からIP5でPPH(特許審査ハイウェイ)を試験的に実施することに合意したことだ。既存においては、韓国特許庁において特許可能性の判断を受けた出願について、その他のIP5国においても特許を迅速に受けようとしてPPHを申請する際には、両庁間での合意がなければならなかったが、IP5のPPH施行は、IP5のいずれかの国で特許可能性の判断を受けた出願については、その他の国でもPPHを申請することができるようになった。このようなIP5のPPHは、PPHの申請要件を緩和することで申請書類を簡素化にし、出願人の便宜を向上することによりPPH利用率も増加するものと期待される。

一方、IP5の長、次長会合とは別途に、各々の協力課題の具体的な実行方策などを議論する実務グループの運営について、既存の特許審査政策と審査官の教育訓練に限られていた実務グループ(WG3)から、PPH、PCT、審査適時性、審査品質及びその他の特許審査共助のために必要な協力課題についても取り上げて議論することに合意した。

今後、IP5のWG3での議論は、IP5の究極的目標といえる各庁の業務負担の減少と審査滞積の解消のために大きく寄与するものと見込んでいる。

### 3. 今後の推進計画

産業財産保護協力局 国際協力課 工業事務官 キム・スンオ

上記で述べた2013年IP5協力成果を総合してみると、2013年は、IP5の協力が各国の知的財産権制度を利用するユーザーの特許獲得について、総合的に支援する方向へと大きく進歩した一年であったと評価できる。すなわち、IP5の特許情報政策、グローバルトシエの推進及びIP5のPPH実施についての合意は、IP5の国民に対し各国の特許文献だけでなく、自分のビジネスと係る各国の特許審査情報をリアルタイムで確認できる基盤を構築して提供することができたことと、IP5のうちの一国において特許が

可能だと判断された発明に対し、その他の国においても迅速に審査を受けられるIP5P PHのスタートは、出願人のグローバル特許戦略に関する支援にあたり、重要な手段として作用するものと見込まれる。

一方、これまでIP5各庁は審査滞積の解消に重点を置いていたのに比べ、2013年はIP5間の特許審査の品質向上にも努力を傾けるべきだという共通認識を確認した年でもあった。このような共通認識のもとで、今後のIP5の議論は、審査品質の同伴向上を図る方向へと議論が展開するものと期待され、これについてもやはり、各国における一貫した審査結果を期待する出願人の要求に応じたものと評価される。

2014年には、IP5の次長会合、IP5の長官会合及びIP5の長官と産業界代表との会合が韓国釜山にて開催された。韓国は、来年のIP5の長・次長会合において、2013年のIP5長官合意事項に関する施行を目指し、具体的な推進計画の合意に注力する計画である。また、IP5長官が特許調和に関する議論、グローバルトシエの推進などについて産業界代表の要求事項をまとめ、今後のIP5の協力推進方向を決定する貴重な機会にした。

### 第3節 商標先進5庁(TM5)体制の強化

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ミンヒ

#### 1. 商標先進5庁の協力推進経過

##### イ. 推進背景

10億ドル以上の損害賠償額の評決で注目されたアップルとサムスン間の知的財産権紛争からみても分かるように、知的財産権分野における商標及びデザインの重要性が台頭している。2011年の商標、デザイン出願規模は、世界全体において大幅な増加(商標9.6%、デザイン12.5%)となったが、多出願国である米国、日本、ヨーロッパ、韓国、ブラジルだけでなく、最近は中国、インドの商標、デザイン出願も急増している。

各国の商標、デザイン出願の増加とともに注目すべきことは、一つの商標で多くの国に出願できる多国出願が増加趨勢であるという点だ。多くの国において商品とサービスを販売してる企業の立場としては、一つの商標で多くの国において登録を受け使用する商標管理が必修的な時代となっている。このような状況下において、韓国企業が、主な出願国において商標、デザインの権利確保を容易に行うためには、商標、デザイン分野における国際協力の強化が必要だと提起された。

##### ロ. 商標先進5庁体制の形成

商標、デザイン分野の国際協力の強化に関する高い要求に応じ、2009年4月に韓国特許庁は、既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3庁(TM3)体制への加入について議論を始めた。2009年12月には商標3庁会合に公式的な参加の意思を表明し、TM3は2010年に、商標3庁の会合に韓国をオブザーバーとしての参加を決定した。さらに、2011年5月に開催されたTM3中間会合では、韓国特許庁は、商標3庁会合の正式会員としての参加が決まり、2011年12月には、第1回商標先進4庁会合をの開催により商標先進4

庁体制が本格的に発足した。この会合では新しい会合の運営規則について制定、4庁間の協力事項についての検討及びユーザーグループとの懇談会など意味のある成果を導出し、韓国は、商標分野においてグローバル協力体制を強固にする契機となった。2012年にはオブザーバーとして参加した中国が、正式会員としての参加が確定され、4庁間の協力体は先進5庁間の協力体制となりTM5に拡大された。

韓国特許庁は2011に正式会員として加入した後、商標、デザイン分野の協力事業に積極的に参加してTM5協力の進展に貢献した。その結果、2012年10月に開催された初のTM5定例会合では、韓国特許庁が2013年TM5の議長国に選任され、2013年の中間会合と定例会合を開催した。

## 2. 商標先進5庁会合の主な成果

### イ. 2013年TM5定例会合の成果

韓国特許庁は2013年のTM5の議長国として12月5日～6日の2日間にわたり定例会合を成功裏に終えた。同会合では、韓国特許庁がTM5の長期発展方向を提示するとともに、新規協力事業として「審査結果の比較分析事業」を提案し公式事業として採択された。「審査結果の比較分析事業」は、TM5国間で同一商標についての審査結果を比較、分析することであり、各国の商標法と審査基準、審査慣行などの差異について理解するとともに、これを基に統一化を模索する一方、出願人に比較、分析資料を提供して海外への出願時に審査結果の予測に役立てるものである。

また、2013年の定例会合では、国内外のユーザーグループの代表70人余りが参加し、各国の制度について深度ある質疑及び応答が進行され、TM5協力事業についてユーザー側の意見を聞くことができた。

### ロ. TM5協力事業の進捗状況

2013年の定例会合では、5カ国の商標及び商品を一度で検索できるTM-View及びTM-Class事業、5カ国共通認定の商品目録構築事業、悪意的模倣出願の防止対応策など、既存の9の協力事業に対する推進状況を点検し、今後の進行方向について深度ある議論を行った。

<表VI-2-1>TM5の主要協力事業

協力事業(主 導庁)	事業進捗状況
TM-class Taxonomy (OHIM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30カ国の認定商品名称が検索できるシステムの構築、運営 (2013年、ヨーロッパ、米国、韓国が参加)、(2014年、日本、SAIC 参加予定)</li> <li>・ 商品類検索便宜向上のための商品階層化体系として活用 (2013年、ヨーロッパ、米国、WIPO導入)、(2014年、韓国、日本、S AIC導入検討)</li> </ul>
TM-view (OHIM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30カ国の商標出願、登録情報が検索できるシステムの構築、運営 (2013年、ヨーロッパ、米国、韓国が参加)、(2014年、日本、SAIC参 加検討)</li> </ul>
共通認定 商品目録 (USPTO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員国すべてが認める商品名称目録の構築 (2013年、4カ国(中国除外)参加、約15千件構築)、(2014年、中国正式 参加)</li> </ul>
悪意的商標対応 セミナー (JPO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悪意的商標出願に関する各国の審査制度を共有、セミナー開催 (2013年、日本開催、TM5審査制度設問調査)(2014年、香港開催予定)</li> </ul>
TM5 ウェブサ イト (KIP0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TM5公式サイトの構築、運営 (2013年、韓国ウェブサイト設計、構築)、(2014年.4月開通予定)</li> </ul>
共通統計指標 (OHIM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通統計指標の設定、国家間情報交換及び活用 (2013年、44の共通統計指標に合意)、(2014年、2013年の統計収集及 び交換)</li> </ul>
共通状態指標 (USPTO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商標出願の法的処理状態を表示する共通指標の設定 (2013年、共通状態指標に対する意見収集)、(2014年、共通状態指標</li> </ul>

	合意予定)
図形商標検索システムの構築(JPO)	・各国で開発している図形商標検索システムの構築情報の共有 (2013年、ヨーロッパ、日本で構築検討中、韓国構築)、(2014年、韓国3月開通)
審査結果比較事業(KIPO)	・各国の審査事例比較分析、ユーザーに国別の審査情報提供 (2013年、韓国新規事業として採択)、(2014年、事例発掘、審査結果比較予定)
デザインカタログ(OHIM)	・各国のデザイン図面提出要件を比較整理 (2013年、カタログ内容の収集)、(2014)年、カタログ発刊)

### 3. 今後の推進課題

2013年のTM5議長国としての選出と、TM5の定例会合の開催国としての役割を担うことになったのは、韓国企業の国際的な商標、デザイン出願の便宜を向上する政策目標を目指して、TM5の協力体系を積極的に利用する戦略によるものである。

韓国特許庁は2013年TM5議長国として役割を充分果たし、定例会合を順調に開催することで、商標先進5カ国協議体であるTM5における韓国特許庁の位置づけを堅固なものにした。このような基盤を基に、今後、韓国企業の国際的な商標・デザイン出願における隘路事項をTM5加盟国と協力して解消していきたい。現在進行しているTM5協力事業が計画とおりに進んで実りを結び、新規協力事業を発掘して推進できるよう、加盟国との緊密な協力関係を維持している。特に各国の指定商品・サービス業の目録が異なることにより発生する商品・サービス業名称の不明確による拒絶査定を減らす共通認定事業の目録事業、多国間の商標を一括検索可能なTMview、商品名称の国別認定可否を一括検索できるTMclassなどの事業は、すでにある程度実りが得られた。韓国特許庁は、各国の相違な商標制度、審査基準及び慣行について比較分析を行い、各国の制度について理解を深め、長期的には制度の調和に関する検討基盤となる審査結果の比較分析事業を積極的に推進する計画である。

## 第4節 二国間及び多国間協力の積極的な推進

### 1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 ヨ・インホン

#### イ. 推進背景及び概要

韓国経済がグローバル経済体制の主要構成員として仲間入りし、韓国の企業、研究院などにより海外主要国へと出願する国際出願が持続的に増加している。これにより韓国の出願人が、特許権、商標権などを海外市場において正当な保護を受け事業を遂行するためには、海外における韓国の知的財産権に関する保護基盤を強化する必要がある。そこで韓国特許庁では、米国、日本、中国など韓国企業の進出が活発な主要国と二国間の協力関係を持続的に発展させ、韓国企業が現地において出願及び登録手続きを迅速かつ正確に進行でき、知的財産権の紛争から正当な保護を受けられる環境づくりに努力している。

特に、特許審査分野においては、特許審査滞積に伴う経済的損失が世界全体において重要な課題として浮上しており、特許庁間の業務共助(work-sharing)が審査滞積の解消のための効果的な解決策として注目されるようになった。これにより先進国特許庁を中心に外国特許庁との審査共助により、もっと早く質の高い特許審査サービスを提供できる対応策が模索されることになった。

主要国との二国間協力は、相手国の特許庁長官と長官会合を開催し、二国間の知的財産権に係わる主要懸案及び協力事業の推進について合意する。これを土台に両特許庁の該当実務部署において後続処置を取る手続きを取る。長官会合とともに両庁の局長レベル以上の高位レベル実務会合と課長レベル以下の実務会議も、主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

#### ロ. 推進内容及び成果



2013年の1年間、韓国特許庁は米国、中国、日本、ヨーロッパ、オーストラリアなどと20回以上の長官会合を開催し、知的財産権専門家の派遣、共同先行技術調査、特許情報交換、知的財産権教育の協力などの合意を引き出した。

具体的には、米国とはIPC再分類事業、知的財産権専門家の派遣などに合意した。2013年10月には、韓・米知財訴訟コンファレンスを開催し、両国の知財訴訟の状況について共有するとともに、特許庁長官のセクションを設けて両庁の知的財産権政策について紹介した。中国とは韓・中の包括的な知的財産権協力に関するMOUを締結し、これまで散発的に行われていた両国間の知的財産権協力を一段階アップグレードする転機となった。知的財産執行機能を有する中国地方政府との協力も拡大して広東省政府と知的財産権協力のための了解覚書(MOU)を締結した。日本とは共同先行技術調査事業の体系的な推進のためのワークプラン作成に合意し、PPH、特許分類などグローバル知的財産権イシュー対応に協力することにした。ヨーロッパとは単一特許制度の導入と関連し、韓国出願人の制度に関する理解を高めるセミナーを開催することに合意した。オーストラリアとは両庁の途上国審査官訓練プログラムの情報を共有し、IP事業化支援政策については両国の成功事例を相互活用することにした。

特許審査ハイウェー(PPH)については、シンガポール、ハンガリー、オーストリアとPPHを新規に施行し、韓国とPPHを施行した国は、2013年末基準で計14カ国に増加した。また、イスラエル、スウェーデン、ポルトガル、スペインとも2014年からPPHを施行することに合意し、PPH対象国は持続的に拡大される見込みである。

PPH利用者の利便性を高めるため、多国間のPPHについての議論にも積極的に参加した。既存のPPHは二国間協約に基盤をおいていたため、PPHの申請要件や様式などに少し違いがあった。このような問題点を改善するために、2014年からIP5のPPH及び13カ国が参加するグローバルPPHの施行に合意し対象国を拡大させ、一つの申請書で多くの国にPPHを申請できる道を開いた。

このようなPPHの施行国が増加することにより、韓国企業が海外において特許登録

をより早く簡単に受ける道が拡大された。海外において特許登録を受けられる新しい「高速道路」が開通したのである。特許庁の観点からみたPPHは、外国において登録を受けた特許出願の審査結果を審査官がより簡単かつ正確に活用できることにしたことによって審査の品質を高めることができ、審査期間も短縮できる効果が得られるものである。2013年の1年間、PPHを利用して特許庁に出願された件数は1,501件であり、PPHが最初に導入された2007年の24件に比べると飛躍的に増加した。これはPPH対象国の拡大とともに、PPHが企業にとって海外において最も早く特許登録ができる効果的な手段であるという認識が拡大したからと分析される。このような観点から、PPHは現在まで導入されたか、又は導入が論議されているグローバル審査協力プログラムの中において、最も成功した制度と評価されている。

#### ハ．評価及び発展方向

韓国企業の海外知的財産権獲得及び保護のため、多角的な協力事業が展開されている。主要拠点国との二国間会合を通して、知的財産権協力基盤を持続的に拡大しており、PPH及びPCT-PPH対象国の拡大により韓国企業が海外において、迅速かつ効率的に知的財産権を獲得できるように支援した。今後も特許審査共助など二国間の協力は継続的に拡大する見通しである。

## 2. 知的財産権の二国間協力対象国の多角化

産業財産保護協力局 国際協力課 主務官 イ・コンホ

#### イ．推進背景及び概要

知的財産が主要成長動力として浮上したことにより、韓国企業の知的財産権を獲得する国も多角化している。これにより韓国特許庁は、韓国企業の進出及び交流が拡大されている次世代有望経済圏の国を中心に、知的財産権外交の外延を拡張するために努力を続ける計画である。

## ロ. 推進内容及び成果

2013年の1年間、韓国特許庁は米国、EPO、日本、中国などの主要パートナーと二国間協力を持続的に推進するとともに、アジア、中東、南米、アフリカ地域へと知的財産権協力の外延拡大に努力してきた。

韓国企業の投資と進出が活発であるだけでなく、知的財産権分野のアジアハープを標榜するシンガポールとは、2013年9月に特許庁長官会合を通して知的財産権教育分野の協力、審査官交流、IP金融分野の協力などを協議した他、特許公報データの相互交換に合意した。

また、2013年の1年間、中東の国との協力を強化し、韓国の先進特許行政を伝授することに努めた。ポストオイル(Post-oil)時代に備え、知的財産を国家革新資源として推進する中東の拠点国であるアラブ首長国連国(UAE)とは、韓国の審査官がUAE特許審査を代行することを主な内容に、知的財産権の協力計画について議論した。中東地域の特許協力機構であるペルシア協力会合特許庁(GOCPO)とも2013年9月に長官会合を開催し、特許情報の交換など知的財産権協力を強化することに合意した。イスラエルとは特許審査ハイウェー(PPH)施行の了解覚書(MOU)を締結し、知的財産権全般にわたる協力強化のための基盤を整えた。

南米地域の場合は、2013年9月にジュネーブにてチリと特許庁長官会合の開催及び包括的な知的財産権協力のためのMOUを締結して両国間の知的財産権協力を強化し、その他の南米地域への知的財産権交流の協力をさらに拡大する契機をつくった。

アフリカ地域の場合は、2013年11月にウガンダにて開催されたアフリカ地域の知的財産機構(ARIPO)第14回総会において、開幕式の祝辞を通して韓国特許庁の途上国に対する支援事業を広報し、ARIPOを始めウガンダ、スーダン、モザンビーク、ザンビアなど4カ国のARIPO加盟国との二国実務会合を行い、二国間協力チャンネルの構築強化及びザンビア、ウガンダの国際知的財産研修院の訪問・研修に関する合意など、

知的財産権交流の協力事業を一層拡大することができ、アフリカ地域における韓国特許庁の国際的位相を高める契機となった。

#### ハ. 評価及び発展方向

2013年は、シンガポールなどアジア諸国との協力が相当進展していることがわかる。また、中東の諸国との協力基盤構築に特別な努力を傾けたことについて評価できる。特に、韓国の先進特許行政を輸出する議論を持続的に行ったことにより、有形資源を中心に行われていた既存の中東諸国との協力を、レベルの高い知識サービスの輸出へと変化する基盤を整えた。このような特許庁の努力は、その他の途上国にも知的財産行政における韓流拡大と職場づくりの外交強化に大きく貢献したといえる。

また、2013年は中南米、アフリカなど既存の協力が微々たるものであった国との協力をさらに強化した1年であったといえる。今年構築した友好的協力関係を基盤にし、該当地域内の他の知的財産権主要国との協力範囲がさらに拡大されると期待される。

新興国及び途上国との知的財産権協力は、該当国の知的財産権制度の発展に寄与することができ、責任ある先進国としての韓国のイメージを高めることができるだけでなく、知的財産権保護の重要性についても認識させ、韓国企業の海外知的財産権保護の基盤構築に大きく貢献したといえる。

### 3. 知的財産分野の多国間交渉における能動的な対応

産業財産保護協力局 多国機構チーム 技術書記官 ペク・ジェホン

#### イ. WIPO(World Intellectual Property Office、世界知的所有権機構)

##### 1)第51回WIPO総会及び第52回WIPO特別総会

2013年9月23日から10月2日まで、スイスジュネーブにて開催されたWIPO総会において、キム・ミョンミン韓国特許庁長官は、基調演説を通して韓国政府が推進中の知的財産基盤の創造経済戦略を紹介し、これを通して世界経済活性化を促し、知的財産制度の調和、審査協力及び途上国への支援事業など国際社会の協力方向について提示した。また、特許法の実態的な事項に関する国際調和の議論を行うため、先進国グループ(Bグループ)及びこれに同調する国の会議体である、Bプラスグループの特許庁長官会合に韓国特許庁長官として初めて参加し、特許取得手続きの簡素化と効率化のために特許庁が推進してきた特許法改正の動向と、主要国との特許審査ハイウェー施行の拡大など国際的特許審査協力の成果を紹介した。

一方、第51回の総会では、地域事務所の新設を含む次期予算案、デザイン法条約の妥結に向けた外交会議の開催、WIPO標準委員会の任務など、主要議題に関する合意導出の失敗により、12月の特別総会で未決議題に関する議論を継続することにした。

12月10日から12月12日までスイスジュネーブにて開催された第52回WIPO特別総会では、次年度の予算案及び中国、ロシアの2箇所に地域事務所を新設する問題について合意がなされたが、その他の地域事務所の対象地選定、デザイン法条約の妥結のための外交会議の開始などの議題については合意に至ることができず、次年度総会にて議論を継続することにした。

## 2) 特許協力条約(PCT)改革の議論

2008年4月と5月に各々開催された第15回PCT国際機関会合と、第1回PCT実務会合において議論された「国際調査及び予備審査の価値強化」を基に、2009年2月にWIPOが国際審査の完結性、適切性の向上、不必要な手続きの廃止、協業審査などを骨子とした「PCT発展ロードマップ」を作成した。

2009年3月と5月に各々開催された第16回PCT国際機関会合と、第2回PCT実務グループ会合においては、国際調査機関と指定官庁が同一である場合の国内出願については、反復調査を実施しない方策などの国際審査の有用性向上、不必要な手続きの廃止、協

業審査システムの試験的実施などロードマップの主な内容についての議論が行われた。

一方、韓国代表団は第2回PCT実務グループ会合において、「3Track PCTシステム(出願人が早い手続き、正常手続き、遅い手続きの中から選択)」のPCT改革方策について提案し、同提案がロードマップに取り入れられて議論することを主張した。

2010年2月に開催された第17回PCT国際機関会合においては、「3Track PCTシステム」、PCT協業審査、補充的国際調査制度の導入時期などについて議論が行われた。

「3Track PCTシステム」は、今後、PCT実務会合及びPCT総会において追加の議論を行うこととなり、PCT協業審査は、細部施行方策を構築して参加国に通報することとし、補充的国際調査制度の各国の導入時期を把握してユーザーに広報することにした。

2011年3月に開催された第18回PCT国際機関会合においては、中国特許文献をPCT最小文献として追加できるよう上位意思決定機構への上程に合意し、韓国－EPO－米国間における協業審査に関する試験的実施の経過報告がなされた。その他にもPCT国際調査及び予備審査報告書の品質向上方策についての議論が行われ、補充的国際調査制度の活性化の必要性が指摘された。2011年6月に開催された第4回PCT実務グループ会合においては、PCTシステムの機能改善勧告案の実行についての結果、第3者情報提供システムの開発、品質フィードバックシステムの開発などのPCTシステム開発に関する 이슈と、中国特許文献のPCT最小文献の追加、不可抗力の事由による期間未遵守についての救済方策などのPCT規定改正に係わる事項を主な議題として議論した。

2012年2月に開催された第2回PCT国際機関品質サブグループ会合及び第19回PCT国際機関会合においては、国際予備審査機関の2次見解書作成条件の緩和、国際調査報告の検索戦略情報強化、補充的国際調査の導入可否などの議題について議論を行った。2012年5月に開催された第5回PCT実務グループ会合においては、途上国への支援のためのPCT制度改善について、先進国と途上国間で極めて激しい対立が繰り替えされ、米国、EPO、イギリスが提案したPCT品質の改善、制度の単純化、ワークシェアリングなどのPCT制度改善のための方策が議論された。

2013年2月に開催された第3回PCT国際機関品質サブグループ会合及び第20回PCT国際機関会合においては、PCT品質の透明性と品質向上のための品質指標開発及び制度改善のための努力が可視化とされ、出願人による修正、撤回、補正などの手続きの簡素化、国際調査報告書及び見解書の品質向上、手数料値下げ、協業審査、国内及び国際段階の審査統合などについて議論が行われた。2013年5月に開催された第6回PCT実務グループ会合においては、国際出願料の減免、国際調査機関指定要件の強化、PCT 20/20、PCT KAIZEN、PCT最小文献についての議論が行われ、途上国はPCT制度改善がもたらす特許実態事項の調和問題と各国の立法自律性の毀損可能性に対して牽制する雰囲気は依然として繰り返される様子が見られた。

### 3)特許法の常設委員会(SCP)

WIPOは、特許法の世界的統一化のために、1998年から特許法常設委員会 (Standing Committee on the Law of Patents : SCP)を通して特許出願人の利便性を高め費用節減を図るため、2000年に特許手続きを統一する特許法条約(PLT)を妥結した後、実体的な特許要件の統一に向けて実体特許法条約(SPLT)に関する議論を推進しているが、先進国の途上国間での対立はさておき、先進国間での意見対立により合意点を見つけることができない状態にある。

2005年6月に開催された第11回WIPO SCPにおいて、特許実体法条約(SPLT)の対象範囲の設定について合意を引き出すことができず議論が中断された。2008年6月に、3年ぶりに再会された第12回会合においては、特許システムに関する今後の検討課題として技術移転など18のイシューを選定して今後議論を行うことにしたが、「規範統一化」は議論の対象からは除外された。

2009年3月に開催された第13回WIPO SCPは、18の主題リストのうち、特許除外対象と特許権の制限、標準と特許、代理人－顧客特権(attorney- client privilege)、特許情報の伝播などの4つの優先課題が選定されて議論となり、外部の専門家による研究進行、各国の状況を反映した深度ある報告書作成、技術移転及び異議申請制度に関する追加予備スタディーの進行について合意した。

2010年1月に開催された第14回及び10月に開催された第15回SCP会合においては、多数の議題について途上国と先進国間で活発な議論が行われた。途上国グループは、「特許権の制限と例外(Exception and limitation to patent rights)」を新たな議題として提案を行い、特許除外対象と特許権の制限に対する特許権の制限範囲拡大を主張したのに対し、先進国グループは、SCPが開発途上国の主導下において特許権を制限する方向へと傾いていくことは正しくないという共通認識の基に、特許制度の調和と関連した新たな議題(特許品質)を制限することにより、SCP本来の設立趣旨に合う環境づくりに努力を傾けた。一方、標準と特許及び特許情報の拡散、異議申出制度に関しては研究及び議論を続けることに合意した。

2011年5月に開催された第16回SCP総会においては、既存の4つの主題(国際特許システム、特許除外対象及び例外、顧客-代理人特権、技術移転)の報告書に関する各加盟国の意見と検討の結果発表及び新しく提案された議題(特許の品質、特許と保健)についての検討を中心に進行されたが、各議題に対する立場の違いにより先進国と途上国間の政治的な対立が続いた。途上国は特許制度そのものが技術移転、公衆保健などグローバルイシューの障害となる案件で上程するという立場を堅持しながら、SCPの活動結果が特許制度の否定的な側面を強調する方向へと出るように試みたが、一方先進国は途上国の主張に対する直接的な反駁を避ける代わりに、特許品質などのイシューを提起しながら間接的にSCP活動に均衡を合わせようと努力した。

2011年12月に開催された第17回SCP会合においては「特許品質」について、第16回SCP会合においてカナダとイギリスが提案した提案書についての各国の意見が反映された修正提案書、デンマークと米国の追加提案書が提出されて議論が行われるなど、なかなか進まなかった特許法調和の議論が「特許品質」を主題に少しずつ進展された。一方、途上国で提案した「特許権の除外及び例外」については、アンケート調査について加盟国の回答内容をまとめて作成した報告書を補完することで、議論を進展させることに合意した。「特許と公衆保健」については、先進国は、WIPO内の他の委員会の活動との重複を避ける方向で、SCPでの議論が成されるべきだと主張する反面、途上国は、SCPのmandateに符合する事業についての議論は可能だと主張するなど、依



然として先進国と途上国との対立が続いた。

2012年5月に開催された第18回SCP会合は、既存の6の議題(国際特許システム、特許権の例外及び制限、特許の品質、顧客-特許助言者間の秘密維持、特許と保健、技術移転)に加え、開発アジェンダグループが提案した「開発アジェンダ勧告案の施行のためのSCPの寄与」に関する議題が追加され議論が行われ、各議題に対する先進国と途上国間での極めて激しい立場の違いにより、主要争点のほとんどが最終合意に至らず、次期会合にて継続して議論することにした。「特許権の例外及び制限」については、途上国はブラジルが提案した2段階への着手のためのcase studyを主張したが、「特許権の例外及び制限」は特許性基準(patentability criteria)及び排他的特許権とともに考慮されるべきであるという先進国の主張により、2段階への着手が中止となり、「特許と保健」については、カナダとイギリスが提案した質問書(SCP/18/9)の回覧が途上国の反発によって中止となった。また、「特許と保健」については、先進国は、3者協力プログラム(WIPO、WHO、WTO)及びCDIP活動との重複問題について、過去の議論について結果を導出した以降に、同議題についての研究を進行すべきだと主張した。また、「顧客と特許助言者間の意志疎通の秘密維持」については、先進国は、これに関する国際的な最小限の基準(minimum standard)又は非強制的な原則(non-binding principle)を構築すべきだと主張した反面、途上国は、秘密維持のための基準は各国の国内法で取り扱われるべきだという立場を堅持した。

2013年2月に開催された第19回SCP会合においては、既存の6の議題(国際特許システム、特許権の例外及び制限、特許の品質、特許と保健、顧客-特許助言者間の秘密維持、技術移転)に、開発アジェンダグループ(DAG)が提案した「Development Coordination Mechanism」の議題が追加で議論されたが、各議題に関する先進国と途上国との間で極めて激しい立場の違いにより、主要争点の大半については各代表グループ及び地域別5の代表国が集まった非公式会合を開催して最終合意できるよう会合が進行された。「特許権の例外及び制限」については、ブラジルが提案した2段階への着手のための事例研究が進行されることとなったが、その折衷案として10の主題のうち、5の主題(私的・非商業的使用；実験・科学・研究；医薬品調剤；先使用；輸送手段としての使用)についてのみ、次期(第20回)SCP会合にてhalf-dayセミナーを開催すること

に合意され、「特許の品質」については、カナダとイギリスが提案した質問書(SCP/18/9)の検討内容は削除し、各加盟国から庁間の協業プログラムと審査のための外部情報の活用などをまとめて次期(第20回)SCP会合で議論することに合意した。「特許と保健」については、途上国は持続的な研究を主張した反面、先進国は3者協力プログラム(WIPO、WHO、WTO)及びCDIP活動と重複問題を理由に、過去議論された結果が導出された以降に同議題の研究を進行すべきだと主張し、極めて激しい意見対立を見せ、最終的に事務局の仲裁案により次期(第0回)SCP会合において、公衆保健と関連した特許の柔軟性に関し、各国の活用についての情報を共有する会合を開催することに合意した。

#### 4)商標法の常設委員会(SCT)

SCTとは「Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会)」の略称である。各国の商標出願及び登録手続きの簡素化と統一化のための商標法条約をWIPOの主管で構築した後、WIPO加盟国は、1998年3月に特定主題の個別的な議論のためにSCTを設置し、関連事項について持続的に議論を行うことに合意した。1998年7月にジュネーブで第1回会合を開催して以来、2013年末基準で、全体で30回の会合が開催され、主要成果としては2002年以降の8回のSCT会合を通して商標法条約を制定することができ、2006年に商標法に関するシンガポール条約が採択されたことが挙げられる。

一方、2005年からは特許出願及び登録手続きの国際的調和を迫及する特許法条約(PLT)と、商標法条約(TLT)に相当するデザイン出願及び登録手続きを国際的に調査するためのデザイン法条約(DLT: Industrial Design Law and Practice Treaty)について議論が提起され、2013年まで続いている。

2011年3月に開催された第25回SCT会合においては、デザイン法条約の採択可否については加盟国間で異見があったが、デザイン法と慣行に関する実質的な議論については合意に至った。

これにより2011年26回SCT会合においては、デザイン法条約に伴う費用便益分析、条約の採択が途上国に及ぼす影響などについて追加的に研究を推進することとなり、法(Article)と規則(Regulation)に分けて議題化されたデザイン法条約の条文別の検討においては、加盟国間の大きな異見なしで条文が一部導出された。

2012年9月27回の会合においては、「デザイン法条約に対する影響分析」の結果、デザイン法条約は、先進・途上国のデザイン産業発展とデザイン制度改善に肯定的であると分析され、EU国を中心にデザイン法条約の採択のための外交会合の開催が本格的に取り上げられた。そして、2012年12月に開催された28回の会合では、途上国の技術支援問題を中心にアフリカグループとEUグループが技術支援(案)を提案したが、先進・途上国の見解の違いを狭めることができず閉会となった。2013年5月に開催された29回の会合では、韓国は技術支援(案)に関する議論を進展させるために、EUグループとアフリカグループが提案した技術支援(案)を基に、3つ(案)を統合した単一(案)の導出に寄与した。

2013年11月に開催された30回の会合では、デザイン法条約の文案が一部の条文を除いてはほとんど合意段階に至り、技術支援の内容においても相当な進展があったが、技術支援規範形態において、アフリカグループは条約本文を前提にしなければ外交会合の開催はできないとした反面、米国が外交会合の決議文形式を強く主張したことにより、結局デザイン法条約の採択のための外交会合の採択は中止となった。

また、ジャマイカ、バルバドスなどは、2009年に国の名称が商標として使用される件について、パリ条約第6条3に基づいて国の名称を商標登録から保護しているが、現実的には国の名称がまともに保護されていないことを指摘し、同事項に関しSCTで検討することを提案した。これにより2009年から2011年まで、国の名称保護に関するアンケート調査を加盟国で実施し、2012年の27回SCT会合では、ジャマイカは国の名称保護のために(i)国の名称使用及び保護関連情報を交換し、(ii)国別の関連条項及び事例の検査、(iii)マニュアル発刊を主要内容とする議題を提案した。

2013年5月の29回会合では、WIPO事務局で国の名称保護に関する加盟国の法体制及び慣行についての状況をまとめて報告したが、ジャマイカは加盟国の法体制及び慣行に一貫性がないという理由を挙げ、マニュアルとしての製作、発刊を持続的に要求し、ほとんどの先進国は、加盟国の国内法で十分に保護されているため、追加的なマニュアル発行などについては否定的な立場を取っている。

一方、インターネット最上位ドメイン(g TLD : generic Top level domain)を拡張する政策が導入(2011年)されることにより商標権侵害問題の重要性が提起され、2011年の26回会合からWIPO事務局がICANN(国際インターネット住所管理機構)の活動をモニターリングしSCT委員会に報告している。これと関連して2013年にはハンガリー、イタリア、スイスなどが地理的表示のドメインネーム登録を防止するために事務局の役割を要求してきた。

この他、2013年12月の30回SCT会合においては、米国がリスボン協定が既存の原産地名称の保護以外に、地理的表示の保護を追加する改定の動きに反対し、STC内で地理的表示の保護のため、加盟国の地理的表示の保護法体制などに関する研究及び国際GI登録システムの妥当性についての研究遂行について提案を行い、SCTにおいて議題化されることについて主張したが、EU国を中心に議題化に対する反対が強かったため、次期会合において継続的に検討していくことにした。

SCT内でのデザイン法条約の技術的支援の規範形態については、条約本文形態を固執するアフリカと外交会合の決議文を主張する米国間での妥結如何によって、外交会合の採択がされるか否かとなる見通しであり、特に地理的表示については、リスボン改定動向に反対する新・旧大陸間の対立がSCTにおいて表面化されたことにより、韓国特許庁では、リスボンワーキンググループの改定動向に注目し、同交渉改定時に及ぼす波及効果及びインターネットドメイン上の地理的表示の保護が拡大される場合の波及効果などを綿密に検討して対応方向を模索する必要がある。

##### 5) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に関する政府間委員会

WIPOは遺伝資源(GR: Genetic Resources)及び伝統知識(TK: Traditional Knowledge)の保護問題を議論するため、2001年4月に「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に関する政府間委員会」を構成した。

2009年の会合においては、2008-2009会計期間のIGC権限範囲を2010-2011会計期間まで延長するか否かと、権限範囲に含める内容についてアフリカグループ、GRULACグループなど遺伝資源・伝統知識の保護を強く主張する国と先進国との間で意見の違いが極めて明らかとなった。両陣営の意見を折衷し合意案を導出するために、数回にわたる公式及び非公式の協議を経て最終的にIGC権限範囲の延長が合意され、IGC権限範囲の内容を確定した。細部的には途上国の陣営は、(1)文案交渉、(2)確実な日程の設定、(3)法的拘束力の3つの権限範囲が必ず含まれるべきだと主張した反面、先進国の陣営では、文案交渉、日程の設定には合意するが、最終結果物の法的拘束力には合意できないという立場を見せた。数回の文案調整後に核心争点である文案の法的拘束力の可否については、両側の立場を折衷した案が作成されて合意に至った。交渉課程の中で韓国の代表団は、キムチと中国で生産されるアフリカ特産物などを例として取り上げ、このような製品を伝統知識により保護しようとするのが概念上不明確な部分があるということ指摘し、議論の生産的な進展のためには、概念の整理と法的/技術的問題点の解決が優先されるべきだと主張した。

2010年に開催された第1回会計期間実務グループ会合においては、伝統文化表現物(Traditional Cultural Expressions)の保護策を単独議題として議論を行い、核心用語に対する定義と用語解説が文書に含まれるべきことを確認し、次期政府間委員会において文書上にある核心用語に対する用語集をまとめてくれるよう要求した。また、遺伝資源、伝統知識及び伝統表現物に関する政府間委員会においては、専門家から提案のあった11の条文草案の全体に関する加盟国の意見収集を完了し、非公式「草案作成班(Drafting Group)」を別途運営して文句を簡素化した。

2011年に開催された会計期間作業班会合(IWG Intersessional Working Group)に、遺伝資源及び伝統知識について各国の専門家が参加し、各主題に関する深度ある議論を行った。伝統知識については、文案別の交渉よりは各条文に関する加盟国の意見収集

の作業を行い文案を整理した。遺伝子資源については、遺伝資源に関する目的と原則 (Objectives and Principles) について、文案構築のための各国の立場を受け入れてIGCに報告を行い、2011年の会合ではIWGの議論内容だけでなく、既存の文案を持って各参加者と文案交渉を持続して行った。また、2013年までmandateを延長することに合意し、これは2011年9月のWIPO総会において最終承認となった。2012年には新しいmandateに従って8日間、遺伝資源についての議論だけが行われ、既存のアフリカグループ、スイス、EU、LMCs(Like-minded countries)の提案を基に、遺伝資源について単一文案を導出することに成功した。また、米国が提案した共同勧告文(Joint Recommendation)については、日本、ノルウェー、カナダとともに共同提案者となり、各先進国と共助体制を形成した。

2013年に開催されたWIPO IGC会合においては、「共同勧告案」に対する新しい支持国(ロシア、EUなど)を確保し、今後、韓国にとって有利に作用する土台を構築した。これからも米国、日本、カナダ、韓国は「共同勧告案」、「出所公開の研究」及び日本が追加で提案した「DB構築」関連の共同勧告案が遺伝資源の単一文案とともに交渉文案として採択されるよう試みる計画である。

## 6)国際特許分類(IPC)会合

IPC(International Patent Classification)は、発明の技術分野を表す国際的に統一された分類体系であり、1971年に締結された「国際特許分類に関するストゥラスブール協定」により設立され、2014年1月1日からIPC-2014.01バージョンが使用されている。現在、ストゥラスブール協定加入国は62カ国であり、韓国は1999年10月8日に加入した。

2009年3月に開催された第41回IPC専門家会合においては、IPC基本レベルをなくし、拡張レベルに統合させ一つの分類体系のみ使用することに決め、IPC発行周期を年1回にして電子版形態による発行を原則とし、改正プロジェクトの数が急激に増加する場合は、委員会で年2回に発行数を増やすことができるようにした。また、IP5共同特許分類のプロジェクトは、三極分類調和会合プロジェクトと同様に、IPC改正時に他のプロジェクト(IPC実務グループ会合プロジェクト)より優先的に改正することにした。

EPOとロシアは、ナノ技術を含んだ新しいタイプの補助分類のJセクションを新設することを主張したが、国際事務局(IB)はナノ技術と関連した文献をB82クラスに集め、既存のB82Bは包括的な技術分野について取り扱い、B82Yと同じ技術的側面を反映したサブクラスを生成して副分類として活用することを提案し、加盟国の同意を得た。2009年11月に開催された第21回IPC実務グループ会合においては、25(機械9、電気14、化学2)の改正プロジェクト、9の技術分野(機械5、電気1、化学3)に対するIPCエラー修正及び68の定義プロジェクトの検討などが論議された。8のセクション(A-H)に新しいセクションJ(ナノ技術)をつくることを希望する米国の提案は、分類関連ITシステムの変更、分類枠の大規模な変化などの理由で採択されず、国際事務局はB82(ナノ技術)にサブクラスB852Yを新設し、その下にメイングループ(1/00～99/00)において義務的にB82Yを使用し、副分類を付与することを決めた。

2010年2月に開催された第42回IPC専門家会合においては、IPC基本レベルをなくし、現行の拡張レベルに統合することにより一つの分類体系のみ存在させて、2011年から施行することにした。IPC発行周期は年1回の電子版形態で発行し、IPC改正関連の文書は2011年から修正版を提供して使用することにした。IP5共通特許分類プロジェクトは三極分類調和会合プロジェクトと同様に、IPC改正時に他のプロジェクト(IPC改正作業班プロジェクト)より優先的に改正することにした。

2010年11月に開催された第24回IPC改正実務グループ会合においては、第23回会合に続く議論が持続中である25(機械12、電気22、化学2)の改正案、35(機械14、電気18、化学3)の定義プロジェクト、16(機械6、電気3、化学7)の整備プロジェクトの検討を通してIPC改正案の採択可否及びエラー修正などを議論した。韓国代表团は、F005(太陽光関連電気分野)の改正案について議論を主導した。

2011年2月に開催された第43回IPC専門家会合においては、韓国特許庁が初めて細分化して提案した太陽光技術分野の分類表をはじめ、56の改正プロジェクトが最終承認となり、2012年1月に改正されたIPCに反映された。

2012年2月に開催された第44回IPC専門家会合においては、第43回IPC専門家会合で

採択された太陽光技術分野の定義部分を含め、70の改正プロジェクトが最終承認となり、EPOとUSPTOが共同で推進した米-ヨーロッパ特許分類(Cooperative Patent Classification, CPC)の開発進捗状況と、これに対する他国の特許庁の立場について議論を行い、IPCの改正により遂行すべき過去文献の再分類作業をIPC再分類システムを通して2013年1月から遂行することに合意した。

2013年2月に開催された第45回IPC専門家会合においては、39の改正プロジェクトが最終承認され、光学要素に関する分類個所であるG02BのIPC改正プロジェクトについては、韓国特許庁がプロジェクトの管理者として選定され、専門家会合において行われたIPC分類表の最終承認をIPC改正実務グループ会合に委任することに合意し、IPC再分類システムを通して遂行した再分類作業の結果と問題点及び改善事項などについて議論した。

韓国特許庁は韓国の産業に適合するIPC改正に向け、今後もIPC改正関連会合に積極的に参加し、世界的競争力のある韓国技術分野のIPC反映又は細分化のために新規IPC改正プロジェクトを積極発掘し提案する計画である。

## 7)マドリッドシステム

マドリッドシステムは、マドリッド協定(Agreement)とマドリッド議定書で構成され、マドリッド協定又はマドリッド議定書に加盟した国はマドリッドシステムに加入したものと認められる。韓国は2003年1月20日にマドリッド議定書に加盟しており、加盟国はマドリッド協定及び議定書の改正を議論するため、マドリッドシステム改善のための実務会合を毎年開催している。

2009年7月に開催された第7回制度改善実務会合においては、マドリッド出願言語の追加と関連し、アラブ語など4つの言語の他に、年間1,000件以上であり、全体出願のうちの占有率3%(dual threshold)に該当する言語を、マドリッド出願言語として追加する原則設定に対し、ほとんどの加盟国が賛成した。韓国特許庁は、今後韓国も出願言語に含まれるよう、マドリッド出願の活性化及び関連電算システムの補完などの努力



を続ける計画である。スイスが提案した分割国際出願(登録)の許容については、「一部仮拒絶制度(partial provisional refusal)」を採択する国において、これに対する議論は不必要だと意見を提示し、大半の加盟国において案件の公知が遅すぎたために十分な検討ができなかったと問題提起したため、国際事務局において研究報告書を作成した後で次期会合において議論を行うことにした。

2010年7月に開催された第8回制度改善実務会合においては、マドリッド基礎要件の廃止、集中攻撃制度の改善、マドリッド国際商標の発展方策などについて議論した。参加国は「基礎要件(Basic Requirement)の廃止及び集中攻撃(Central Attack)」についての意見を、WIPO電子フォーラム(Electronic forum)に改進し、これを根拠に基礎要件廃止の波及効果及び長・短点を検討した後で次期会合で議論を継続することにした。次の会合では「国際登録の分割」許容に関する内容が議論される予定であり、韓国特許庁は、国内商標法上の抵触関係及び出願人の利益向上の側面で、分割制度の許容に対する徹底した検討を遂行して議論に参加する予定である。

2011年7月に開催された第9回マドリッド実務会合においては、マドリッド基礎要件の廃止、国際登録分割制度の導入、マドリッドシステムの簡素化のための共通規則改正方策などを議論した。加盟国間で「基礎要件(Basic Requirement)の廃止及び集中攻撃(Central Attack)」に対する意見が対立し、事務局が集中攻撃及び転換制度に対する追加研究を進行し、これを土台に次期会合において再議論することにした。国際登録分割制度の導入についても加盟国間の立場が対立し、次期会合においてスイスなどが具体的な代案を提示し、これについて再び議論を行うことにした。

2012年7月に開催された第10回会合においても国際登録分割制度の議論がなされ、WIPOは分割及び合併制度を締約国で自律的に導入することを提案し、スイスは締約国の自律で導入するが、導入しない国はWIPOに別途宣言を行うことを提案したが、大半の加盟国が慎重に検討したいと主張したことにより、次期会合において再議論することにした。その他にマドリッドシステムの簡素化のため、4つの通知書(仮拒絶通知以降の保護付与記述書、国際出願書の減縮商品・サービス業、事後指定書の商品・サービス業、減縮申請書の商品・サービス業)に対する国際事務局の翻訳業務簡素化、

マドリッド共通規則のうち、本国官庁を通して事後指定出願義務化に係る規定及び保護付与記述書の通知関連経過規定を削除することに合意した。

2013年11月に開催された第11回会合においては、手続きの継続、指定国において実際に保護を受ける商品・サービスに対する更新登録の許容、更新登録がない場合に権利者及び代理人に通知するマドリッド共通規則の改正について合意した。国際登録分割制度については11回会合においてWIPOとスイスの提案を基に討論した結果、加盟国間の分割・合併制度の導入趣旨は肯定的に検討されているが、導入方式(集中方式又は分権化方式)については意見が不一致し、次期会合において再議論することにした。一方、「基礎要件(Basic Requirement)廃止及び集中攻撃(Central Attack)」制度の廃止に対する賛否両論の中、基礎要件の凍結(freezing)が折衷案として提示された。基本的にヨーロッパ系の国は、基礎要件・集中攻撃制度の維持を主張している反面、韓国を含む米国、オーストラリアなどは出願人の便宜及びパリー条約の商標保護独立の原則を理由に、基礎要件の緩和を支持している。次期会合においては、「凍結手続き」に対する法律検討を経て再議論することにした。今後、国際登録の分割・合併制度の導入など、マドリッド制度改善に伴う国際商標法上の抵触関係などの影響について分析し対応する必要がある。

## 8)開発アジェンダ

WIPOの活動において開発に対する考慮を主流化するために、2004年に開発アジェンダ(Development Agenda)が発足された。WIPO加盟国は開発アジェンダの議論を発展させるために2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年まで4回の会合を開催した。2007年9月の総会では、WIPO公式活動領域に途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ関連6クラスター(A～F)<sup>34</sup>の勧告(recommendations)を採択した。その具体的な履行方法を議論するために2008年から発足した開発委員会(CDIP)は、2013年まで25のプロジェクトを採択し、このうちの19課題は完了し、6課題は推進中で

---

<sup>34</sup> Cluster A(技術的な支援及び能力向上)、B(規範形成、柔軟性及び公共政策と公共の領域)、C(技術移転、情報通信技術及び知識アクセス)、D(分析、評価、影響研究)、E(機構運営)、F(TRIPS第7条遵守)

ある。

2010年4月に開催された第5回CDIP会合においては、第3回及び第4回会合時に韓国が提案した事業を土台にして作成された事業文書「ビジネス発展のためのIPと商品ブランディング」及び「開発課題に対するソリューションとして適正技術情報の活用能力強化」が、開発アジェンダ履行事業として提出され、途上国と先進国の両方から好評と積極的な支援を受け採択された。この他にも第4回会合時に議論されたが商標分野の合意失敗により再上程された「IPと公共の領域」に関する事業及び新規に提出された「IPと社会経済的発展」に関する事業が承認された。CDIPの調整メカニズム及びモニターリング・評価・報告方式については、加盟国が数回にわたる公式及び非公式の議論を行い合意案を導出し承認され、WIPO活動範囲全体にわたる開発アジェンダの主流化を目的に、ブラジル、エジプト、インド、メキシコなどの18の途上国で構成される開発アジェンダグループが発足し、会合全体にわたりグループの立場を強硬に提示した。

2010年11月に開催された第6回CDIP会合においては、WIPO開発アジェンダ勧告と関連して履行中である事業の状況についての点検を行い、履行方法などを議論した。第4回会合時から先進国と途上国間で争点となっていた「IPと技術移転：共同の課題-ソリューションの導出」事業について、事務局が会合進行中に意見を反映した修正案を作成するなど多角的の努力により妥結された。また、新規で上程された「公開協力プロジェクトとIP基盤モデル」に関する事業も、大きな見解の違いなしで事務局が一部加盟国の意見を基に修正案を作成して妥結された。第5回会合及び第48回WIPO総会において採択された、[調整メカニズム及びモニターリング・評価・報告方式指針]に対する後続細部議論を行い、総会に開発アジェンダの履行状況を報告しなければならない「WIPOの関連組織の範囲及び報告方式」について、地域別グループ会合及び非公式的協議を経たが、先進国と途上国間で意見の違いにより合意に至らなかった。

2011年5月に第7回CDIP会合が開催されたが、新規プロジェクト推進に積極的な途上国グループと消極的な先進国グループが先鋭に対立した末、会合が「中止(suspension)」された。11月に再開された第7回会合においては、5月会合の爬行の契機となっ

た「途上国と最貧国間のIPと開発協力増進プロジェクト及び同プロジェクトに伴う「年例のコンファレンス及び地域間会合(inter- regional meeting)」の先進国の参加可否及び資格問題に対する議論が再開され、同イシューは2012年1月まで会計期間会合を通して合意される内容に従って実行することを前提に採択された。その後続いた第8回CDIP会合においては、「IPと技術移転：共同の挑戦課題-解決策の導出」及び「特許とpublic domain」の3つの新規事業が採択された。

2012年4月に開催された第10回CDIP会合においては、「開発アジェンダ履行の義務を有する関連機構の範囲」、「IPと開発に関する新規アジェンダ採択」など、以前の会合時から継続していた争点を妥結することに失敗し、「開発アジェンダ関連機構」について先進国と途上国間の立場違いが続き、これに対し途上国は、先進国が開発アジェンダの中心化及び総会の指針に逆行していると強い不満を提起した。また、「WIPOの技術的支援活動に対する外部検討報告書(以下、検討報告書)の勧告のうち、WIPOが履行すべき勧告が新規に争点として浮上し始め、先進国はWIPO事務局が検討報告書上の勧告を分類したものの中からCategoryBに集中すべきだという立場を強く主張した。途上国は事務局の分類に同意できないという立場を堅持し、検討報告書上の勧告を全般的に再検討することを主張した。韓国側は、General Statementを通して完了した6の開発アジェンダプロジェクトについて成功したプロジェクトであると評価している一方、評価報告書上の勧告が有用で考慮すべき価値があるという意見を提示するとともに、信託基金の紹介Side Eventを通して、CDIP事業の重複防止及び効率的な事業遂行に寄与することを期待しているとの立場を表明した。

2012年11月に開催された第11回CDIP会合においては、先進国は、開発に係わるプロジェクト式接近法は許容するが、「開発アジェンダ」を名分にWIPOの過度な開発中心化と、途上国の知的財産権規範の議論に関する主導権確保の試みは許さないという立場を明らかにし、途上国は、このような先進国の動きに対し、「IPの開発指向的(development oriented)活用」を勧告した開発アジェンダの趣旨と総会の決定に反するとし強く不満を表出した。一方、米国は総会において、WIPOの技術的支援に対しUN制裁委員会の決定を遵守することを強調するとともに、WIPOの対北支援問題について異議を提示した。

2013年に開催された11回、12回会合においても、これまで主要争点分野である「開発アジェンダ履行の義務を持つ関連機構の範囲」、「技術的支援に対する外部検討方法」及び「開発アジェンダ勧告事項の履行と関連した検討範囲の決定」などCDIP業務推進の基本哲学において、依然として先進国と途上国間の視覚差を狭めることができず会合が終了された。ただし、技術支援の外部検討においては、アフリカグループと開発アジェンダグループ(DAG)の共同要求事項の中の技術支援マニュアル、WIPOウェブサイト改編及び技術支援DBアップデートの部分については合意が行われ履行となる進展があった。一方韓国は、途上国のビジネス創出のためのIPとデザイン管理事業を2013年5月の11回会合において提案し、11月の12回会合において多くの加盟国から関心と支持を受けWIPO正式事業として最終的に採択される成果を収めた。韓国は、開発アジェンダ履行については先進国又は途上国を一方的に支持するよりは、均衡の立場を取りながら仲裁できる部分を発掘して、両陣営の関心事をうまく反映できるよう努力することによって加盟国の協力と支持を確保する必要があり、今回採択されたデザイン支援事業とともに持続的な課題発掘を通して途上国の知的財産権の能力強化のために、実質的に寄与する国として位置づけを強化する必要がある。

#### ロ. APECの知的財産専門家会合(IPEG)

2005年のAPEC内で知的財産権分野における最も重要な議論事項は、韓・米・日の3国が共同で提案した「APEC偽造及び違法コピー防止構想」と3つのモデルガイドラインの採択可否であった。同構想と3つのモデルガイドラインは、APEC域内で知的財産権侵害物品の交易防止のための執行体制を構築するためのものであり、「2005年6月の通商長官会合(MRT)において最終承認となり採択された。

同構想は、知的財産権保護に関する範囲が広範囲であり、レベルの高い執行体制の策定について取り上げており、加盟国の支持獲得が難しいと予想されたが、韓国特許庁は中国及びASEAN市場などにおいて、韓国知的財産権保護の必要性などを念頭に置き、共同提案国として参加することにより、同構想に韓国の立場も適切に反映できるようにした。

2007年には同構想を根拠に開発された5のモデルガイドラインを提出し、勧告の知的財産権保護活動及び関連法、制度のような状況を加盟国に紹介し、9月シドニーで開催されたAPEC首脳会談の宣言文に挿入された「偽造及び違法コピー品を販売する有名市場」の用語の使用を巡って、先進国及び途上国の先鋭な対立の中で韓国は仲裁的役割を立派に遂行した。

これまでAPECにおいて韓国は、知的財産権の効率的な管理と執行のため、概念的な側面から韓国の主張を積極的に提起してきたが、2008年には実質的な事業遂行国としての地位を確保するために、APEC域内の各国に対して知的財産権専門家養成のためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」を提案し採択され、これにより同事業を2009年に遂行した。「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」の結果、多くの加盟国が満足し、これに応じるために2010年9月に後続事業として「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成深化課程」を提案し事業承認を獲得した。これとは別途に、新しいIPの創出及びこれを通して最貧国及び途上国を支援する事業の推進のため、21のAPEC加盟国及び国際機構、NGOなどを招聘して、2010年6月にソウルにて「APEC1村1ブランドセミナー」を開催し、途上国の地域商品をブランド化するための直接的な支援要請に応じて、2011年4月に「APEC1村1ブランド事業」をAPEC後続事業として承認を受けるなど、ブランド事業の連続性を確保した。

2012年2月に開催された第34回及び6月に開催された35回会合においては、韓国は2011年4月に採択された「APEC1村1ブランド事業」の円滑な推進状況及び最終的に中国竹繊維製品(「ANJIAN」)及びチリの果物カクテル(「MAQUIRE」)に対するブランド開発の結果及びブランディングガイドラインを加盟国に配布することによって、加盟国内地域の小商工人の低評価された商品に対するブランディング戦略を提供し、実質的な恵沢が受けられる事業として加盟国内で好評を受けた。一方、2010年9月に承認された「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成深化課程」事業の段階別推進計画によって、加盟国の知的財産権専門家を対象にオン・オフライン教育(2011年)、及びe-ラーニングコンテンツを開発・普及(2012年)することによって事業を無事完了し

た。タイで同プログラムを自国語に翻訳・活用した事例からみても分かるように、韓国は、IP情報化教育を行いAPEC加盟国の能力開発に中枢的な役割を遂行したものと評価される。最近のAPEC知的財産権会合の基調は、伝統的に議論されてきた特許・商標及び執行とともに地理的表示制度、インターネット関連知的財産権、著作権・水際処置・放送など議論の範囲が拡大している趨勢である。基本的にAPEC域内の知的財産権の発展のための協力関係を追及するが、敏感なイシューに対しては、国益によって立場が対立する様相をみせている。2012年第34回会合で米国が提案した「地理的表示制度：原則と勧告」、2012年第35回会合で日本、韓国、米国、メキシコが共同で提案した「知的財産権関連の国際条約加入拡散」の協力構想などが、利害関係国の反対により採択されなかったのが実例である。

従って、非拘束的協議体であるAPEC会合の特性を鑑み、APECを加盟国間の知的財産権政策の情報交流の窓口として活用する一方、韓国の実質的な影響力の確保が可能な議題及び事業を発掘し提案することにより、持続的な協力を強化する必要があると判断される。これにより韓国は、2013年1月36回会合において、先進-途上国間の開発格差を減らし、APECレベルの適正技術開発事業のモデル発掘及び拡散を目標に、[持続可能な成長のためのIP基盤知識シェアリング議題]を提案し、ベトナム、メキシコ、チリ、パプアニューギニアが共同後援国となって最終的に採択された。主要内容は、加盟国間の適正技術の政策及び経験共有のためのアンケート調査、ケーススタディーを通じた適正技術開発モデルの具現、特許情報を活用した適正技術開発の方法・活用戦略ガイドラインの作成及び国際的拡散のためのワークショップの開催を目標にした。ケーススタディーは韓国特許庁内部の予算で加盟国の需要調査を行い、フィリピンで生息するイランイラン木(Ylang-Ylang Tree)のオイル抽出機とパプアニューギニアの自転車を活用したウォーターポンプを開発することにした。また、同計画によって韓国特許庁は2013年9月に「IP知識シェアリング：適正技術ワークショップ」を提案し、APEC基金約9万ドルを確保することになり、2014年7月のワークショップに向け万全を期する予定である。一方、2013年10月にバリにおいて開催されたAPEC首脳会合の午宴会で、VIPによりAPEC加盟国の公平性ある持続可能な成長達成策として、適正技術ワークショップの開催計画を紹介する成果を収めた。韓国特許庁はAPEC知的財産権専門家会合(IPEG)において、持続的に加盟国間の協力を率いる議題を主導して知的財

産権先導グループとしての役割を果たす役目に最善を尽くす計画である。

#### ハ. その他の国際機構及び多国間交渉

##### 1)WTO TRIPS理事会

世界貿易機構(WTO)創設以来、貿易の円滑化のための後続交渉が持続的に展開されてきた。2001年11月にカタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会合を通して発足された世界貿易機構(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)の交渉は、WTO発足以来の初めての多国間貿易交渉である。「開発」という名前をつけたのは、過去行われた交渉とは違い、途上国の開発に重点を置くべきだという途上国からの主張を反映したからである。交渉発足当時の計画は、2005年以前に交渉を一括妥結方式で終了させることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工産品の市場開放に対する先進国と途上国間の対立などにより、未だに交渉が続いている。

2007年から加速化したDDA交渉は、農業、非農業(NAMA)及び規範議長が各々自由化細部原則の草案を提出し、これを改正しながら少しずつ進展を見せてきたが、途上国の農産物輸入急増時の緊急関税を付加するメカニズムを含んだ幾つかの争点に対する異見を解消できず、合意を引き出すことができなかった。2009年3月、6月、10月に定期TRIPS理事会が開催されたが、定期理事会の開催の間に特別会合を開催して立場の違いについて調整する交渉が進行された。2009年12月にジュネーブで開催された第7回WTO閣僚会合においては、2010年のDDA交渉妥結に向けて、第一四半期中にDDA交渉の状況を点検することに合意したが、これといった進展はなかった。2010年の下半期に、2011年中にDDA交渉の妥結を再度の目標として設定し、TRIPSで議論中のGI多国間登録システムの設立に関する文案交渉を2011年に再開することに決め、その準備作業を行った。

2012年に開催されたWTO TRIPS理事会においては、主要イシューに対する先進国と途上国の立場の違いが依然として先鋭に対立し、議論を進展することができなかつ



た。既存の途上国と相互協力的な関係を構築していたEUが、途上国の意見に対し積極的に同調しなくなり、先進国、EU、途上国間の意見対立がさらに明白になった。すなわち、途上国はCBD名古屋議定書の主要内容である遺伝資源を活用して発生した利益に対する共有体系の確立をTRIPSに反映すべきだと主張していることに対し、EUは反対している。また、米国はACTA(以降、知的財産権執行イシューに対する議論を続けていくために、新たに「偽造品に対する供給ネットワーク遮断による知的財産権保護」に対する提案書を提出したが、同議題に対し途上国が大きく反発し、提案書内容についても批判的な立場を見せ、インドネシア、南アジア共和国を含める途上国は、偽造品の取引防止に関する交渉(ACTA, Anti-Counterfeiting Trade Agreement)が先進国の業界利益にだけ反映する交渉であり、現時点においては締結国のみを拘束する交渉であるが、今後の執行分野においてTRIPSの代替となる新しい規準となり、先進・途上国間のRTA(Regional Trade Agreement、地域貿易交渉)交渉時には、先進国が途上国に同基準を強要する状況を招くものと憂慮しており、知的財産権執行に対する議題が持続的に議論される見通しである。韓国は、米国、日本などの同案件に対する意見が一致する国との間で持続的な協議が必要であると見ている。

2013年及び2014年に開催されたWTO TRIPS理事会においては、米国とスイスを除いたほとんどの国が反対し、非違反・状況提訴のTRIPS適用が2年間猶予となり、生命工学などのイシューは、途上国と先進国の立場の差を狭めることができない状況である。先進国グループは生命工学についての議論を、WIPO IGCにおいてのみ議論をしたいと主張しているが、途上国の反対によりこれさえできなくなるなど、二つのグループ間の先鋭な意見対立が続いている。一方、オーストラリア政府が大衆の喫煙誘引を遮断するためにタバコ箱に商標ロゴなどの使用を制限する規制を施行したことにより、キューバーなどでは、これらの処置がWTO TRIPS協定に反すると問題を提起した。オーストラリアは自国の処置が公衆保健を保護するための処置であり、商標に関する処置はWTO TRIPS協定に違反していないと主張している。

## 2)生物多様性条約(CBD)と遺伝資源の接近及び利益共有(ABS)

1992年に生物多様性条約(Convention on Biological Diversity, CBD)が採択された。

CBDは生物多様性の保全、生物多様性構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利用により発生する利益の公平な共有を目的とする。CBDの採択により国際社会は、生物遺伝資源をはじめ、自国の生物資源に対する主権的な権利が認められる。

CBDは先進国の生物資源の利用により、正当な利益が割り当てられず被害を受けていることを主張する途上国の立場を反映し、「遺伝資源の利用により発生する利益の公平な共有」を条約の目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには、遺伝資源提供国に事前通報承認(Prior Informed Consent, PIC)を求めなければならず、利用方法及び正当な利益の共有条件などについて、相互合意条件(Mutually Agreed Terms, MAT)を別途従うことを規定した。

2010年3月に第9回ABS作業班会合において、既存の文案を改善した31条項の簡潔な議長修正案(カリ草案)が作成され、法的拘束力のあるABS議定書の採択が可視化となった。2010年7月に第9回ABS作業班の再開会合において、カリ草案を土台に主要論点に対する意見収集が行われ、2010年9月に地域間交渉グループ会合を経て、2010年10月30日に、第10回生物多様性条約の当事国総会の最終日にABS議定書(名古屋議定書)が採択され、現在、各国は国内履行のための法制度の整備作業に取り組んでおり、韓国は環境部主管下で、名古屋議定書履行TFチームを構成して履行準備を進めている。しかし、最も重要なイシューは連絡機関(focal point)、責任期間(competent national authority)、点検期間(check point)などの各主要機関を指定することである。特に遺伝資源の接近を要求する際に、PIC(事前通報承認書)を発給する責任期間の指定及び遺伝資源のモニターリング機関である点検機関の指定に関しては、関係部署(省庁)の間の緊密な協力が求められる。

2012年7月に開催された名古屋議定書の政府間委員会においては、グローバル多国間利益共有システム、ABS-CHM、義務遵守委員会の設立などの主要イシューに対し、本会議と同時に進行した各主要イシュー別の分科会合(Contact Group Meeting)を活用して会合時間を効果的に活用した結果、各イシュー別の議論が進展し、同案件に対する議論は、今後開催される専門家グループ会合にて本格的に進行される予定であり、同会合に備えて細部イシュー別の韓国の立場を整理する必要がある。今後、多国間の

利益共有体系(Contact Group Meeting)の必要性和様式(Modality)を巡り、先進国と途上国間の先鋭な意見対立が予想されており、これに対応する論理及び徹底した準備が必要である。

2012年10月に開催された第11回生物多様性条約の当事国総会においては、名古屋議定書の2回にわたる政府間委員会の議論結果に関する再確認及び今後の日程について議論を行っており、これまで議論したABS情報共有体系、能力培養、認識向上、履行遵守、世界多国間の利益共有体系、制定体系、資源動員に係わる議題について議論が続き、グローバル多国間の利益共有体系の設立及び運営方式については、具体的な方案は、同システムの必要性に対する国家間の合意導出後に議論が可能であると見ているため、今回の会合での韓国側の基本立場は、資源利用国の立場を反映し先進国の意見(GMBSM不必要)を支持することが望ましい韓国側の意見を明確にし、ABC情報共有体系(Clearing- House Mechanism)のうち、ABS Clearing- Houseの役割は、国内の遺伝資源状況など情報体系を形成して国家間のネットワークを総括するCBD上のシステムであり、online包括機能を担い、情報登録及び検索を許容する内容で議論が持続された。2014年2月に第3回名古屋議定書政府間委員会の会合(ICNP-3)が平昌で開催され、第1回名古屋議定書当事国会合の運営規程、議題準備、GMBSM、ABS Clearing-Houseなどの主要未解決の争点について議論が行われ、2014年10月には平昌において第12回生物多様性条約当事国の総会が開催される予定である。

最近、「名古屋議定書国内履行方策」が環境部の主管で制定準備が行われているが、産業界及び関係部署(省庁)別に立場の差が大きく制定に難航している。一方、主管部署(省庁)である環境部は、第12生物多様性条約の当事国総会開催(2014年10月)において、前名古屋議定書の履行立法制定が必ず必要だという立場だ。これについて韓国特許庁は、環境部、産業通商資源部、未来創造科学部など関連のある部署(省庁)と緊密な協議を行い、この議定書の履行課程における韓国の遺伝資源についての研究と産業活動が活発に行われるように努めつつ、国内制度が遺伝資源に対する適切な保護が成される方向で樹立できるように取り組んでいる。

#### 4. 知的財産権分野の通商交渉対応

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 ハン・ジウン

##### イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)は、特定の国との間で排他的な貿易特恵を付与する協定であり、FTAに代表される地域主義(regionalism)は、世界化とともに今日の国際経済を特徴づける明確な潮流となっている。1995年にWTO体制発足の前後に、多国間貿易交渉などにより全般的な関税水準が低くなり、他の分野へと協力領域が広がる傾向が拡大され、FTAの適用範囲及び対象範囲が徐々に広がった。このような傾向により、最近のFTAは商品の関税撤廃のほかに、サービス及び投資自由化などまで包括することが一般的であり、知的財産権分野が別途のチャプターとして含まれる場合がほとんどである。このような知的財産権分野の通商環境の変化により、韓国特許庁は、FTA交渉を通して知的財産分野の通商摩擦を予防し、韓国の知的財産権が海外においてより保護を受けられる環境づくりに努力している。

##### ロ. 推進内容及び成果

韓国は、第1回目のFTA交渉対象国であるチリ(2004.4.1.発効)をスタートに、シンガポール(2006.3.2.発効)、EFTA<sup>35</sup>(2006.9.1.発効)、ASEAN<sup>36</sup>(2007.6.1.発効)、米国(2011.3.15.発効)及びEU(2011.7.1.発効)、ペルー(2011.8.1.発効)、トルコ(2013.5.1.発効)とのFTAを発効した。インドとの包括的な経済連携協定(CEPA<sup>37</sup>)は、2010.1.1付けで発効した。

---

<sup>35</sup> European Free Trade Association(ヨーロッパ自由貿易連合): スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランドで構成

<sup>36</sup> Association of Southeast Asian Nations(東南アジア諸国連合): インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ミャンマー、ベトナムで構成

<sup>37</sup> Comprehensive Economic Partnership Agreement: 商品貿易、サービス貿易、投資、経済協力など経済関係全般を包括する内容を強調するために採択された用語で実質的に自由貿易協定(FTA)と同じ性格である。

また、コロンビア(2013.2.1.署名)、オーストラリア(2014.4.8.署名)、カナダ(2014.3.11.妥結)とのFTA署名又は交渉妥結を宣言した。

<表VI-2-2>FTA交渉の主要内容

区分	主要内容
・韓・チリ FTA (2004.4.1.発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チリが韓国に人参、キムチ、寶城グリーンティーを地理的表示として保護することに合意</li> <li>・韓国は Pisco,Pajareto,Vino Asoleadoの地理的表示に対し独占権付与</li> </ul>
・韓・シンガポール FTA(2006.3.2.発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国特許庁をシンガポールPCT国際出願のISA/IPEA指定</li> <li>・韓国特許出願と同一なシンガポール出願の早急審査処理</li> </ul>
・韓-EFTA FTA (2006.9.1.発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年までローマ協約など3つの国際条約に加入及び遵守</li> <li>・GIの保護、未公開情報(undisclosed information)に保護</li> </ul>
・韓-ASEAN FTA (2007.6.1.発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知財権保護強化</li> <li>・知財権分野の情報交換及び協力強化</li> </ul>
・韓-米 FTA (2012.3.15.発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録遅延による特許権存続期間延長制度の導入</li> <li>・公知例外適用期間12ヵ月延長</li> <li>・音、におい商標認定及び証明標章制度の導入</li> <li>・商標侵害に対する法廷損害賠償制度の導入</li> <li>・知財権侵害関連の民事訴訟において裁判所の権限強化</li> </ul>
・韓-インド FTA (2010.1.1.発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCT ISA/IPEA指定、特許手続き簡素化などの分野で協力</li> <li>・両国特許庁間、別途協力のMOU締結推進</li> </ul>
・韓-EU FTA (2011.7.1.発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GIは協定付属書に記載して保護(使用が確立された先行商標は継続保障)</li> <li>・医薬品分野の特許期間延長、資料独占は既存制度を維持</li> </ul>
・韓-ペルー FTA (2011.8.1.発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GIは付属書交換方式で保護</li> <li>・遺伝資源(GR)/伝統知識(TK)はCBD Textの宣言的内容など妥結</li> </ul>
・韓-トルコ FTA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GIは不足書交換方式で保護及び今後追加可能</li> </ul>

(2013.5.1.発効)	・有名商標の保護に関するパリ条約及びTRIPS義務遵守
・韓-コロンビア FTA A(2013.2.11.署名)	・商標権、著作権侵害の疑い物品に対する通関保留など ・音、におい商標など非視覚的商標の保護
・韓-オーストラリア FTA(2014.4.8.署名)	・未登録有名商標の保護 ・公知例外適用期間、12ヵ月延長など
・韓-カナダ FTA (2014.3.11.妥結)	・両国が相互保護することに合意したGIに対し、同一な保護水準を付与

現在、韓国は6カ国と交渉を進行している最中(ニュージーランド、インドネシア、ベトナム、中国、韓・中・日、RCEP<sup>38</sup>)であるとともに、3カ国と交渉再開のための要件を調整している最中(日本、メキシコ、GCC<sup>39</sup>)である。

ニュージーランドとは、2010年5月に交渉が中断となったが、2014年2月に5回目の交渉を開催し、知的財産権分野においては、著作権を除外したほとんどの部分における事項について合意を導出した。

インドネシアとは、2012年7月から2014年2月まで7回にわたりCEPA交渉を行い、知財権分野については、商標・特許・遺伝資源及び伝統知識・執行分野などについて議論を行っている。

ベトナムとは、2012年9月から2014年3月まで4回にわたる交渉を行い、知財権分野では、独立チャプターを構成して商標・特許分野などの具体的な協定文について議論を行っている。

<sup>38</sup> RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership : 東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN10 カ国、韓・中・日、オーストラリア、ニュージーランド、インドなどアジア・太平洋 16 カ国が参加する経済交流協定

<sup>39</sup> GCC(Gulf Cooperation Council : 湾岸協力理事会) : 湾岸付近の 6 カ国(バーレーン、サウジアラビア、アラブ連盟、オマーン、カタール、クウェート)で構成された中東経済協力機関

中国とは、2012年5月から2014年3月まで10回にわたりFTA交渉が行われた。知財権分科においては、商標・特許・デザイン・遺伝資源などの分野について包括的でレベルの高い交渉文を妥結するための議論を行っている。

韓・中・日FTAとRCEPは2012年11月に交渉の再開を宣言し、2014年3月まで4回にわたりFTA交渉が行われた。商標・特許分野などの具体的な協定文について議論を開始する計画である。

日本とのFTAは、2003年12月から2004年11月まで6回にわたり行われたが、それ以降、国民の世論の悪化、靖国神社の参拝のような外交的問題及び特定交渉分野における持続した見解の違いなどにより交渉が膠着状態に陥ったが、2008年からFTA交渉の再開に向けて実務協議を毎年2回開催した。

メキシコとは、2006年2月から6月まで3回にわたり戦略的経済補完協定(SECA<sup>40</sup>)形式で交渉が行われたが、商品の開放レベルなどに対する見解の違いにより交渉がしばらく中断され、2007年12月からFTAに転換して第1回の交渉を行い、2008年6月に第2回の交渉を行った。知財権分野の主要争点事項は、地理的表示の保護、音及びにおい商標の認定、PCT ISA/IPEA指定などがある。

GCDとは、2008年7月から2009年7月まで3回にわたりFTA交渉が行われ、第2の交渉から知財権分野について議論されはじめ、知財権分野においてはTRIPS協定に遵守を再確認し、知財権に係わる問題が発生した時には協議体を構成して解決できるように推進中である。

#### ハ．評価及び発展方向

政府のFTA多角化政策により、今後主要国とのFTA交渉はさらに活性化されると見

---

<sup>40</sup> Strategic Economic Complementation Agreement : 全ての商品を交渉の対象にせず、自由化対象商品範囲を交渉を通じて決定する、FTAより自由化程度の低い形態の貿易協定

込まれる。2014年上半期に開催予定である中国との第11回FTA交渉では、知財権分野の協定文(案)の残余争点を妥結するために本格的な議論が開始されるものと予想されるが、韓・中FTAは、両国の経済規模、交易量、地理的隣接性などを考慮すると、他の国とのFTAより一層大きな影響を与えると考えられる。交渉開始前から研究用役を実施し、関係部署(省庁)の意見を収集するなど、政府レベルにおける交渉準備に万全を期し、戦略的な交渉対応により韓国企業に有利な交渉を妥結したく努めている。一方、韓・中FTAとは別に韓・中・日FTAとRCEP交渉などを行い、そのうちに名実共に東北アジア経済時代を迎えることになると見込まれている。韓国は米国及びEUとのFTA締結によって知財権保護においては既に相当なレベルに到達しているため、今後締結するFTAにおいては韓国が既に施行している制度の効果を最大化できる戦略の策定及び持続的な努力が求められる。



## 第5節 グローバル特許行政情報化の先導

### 1. グローバル特許行政情報化のための海外協力強化

産業財産保護協力局 産業財産情報協力チーム 事務官 ソン・トングック

#### イ. 推進背景及び概要

世界知的所有権機関(WIPO)の統計によると、2013年の韓国は、特許協力条約(PCT)による国際特許出願件数が12,386件であり、2012年に続き世界5位の多出願国となった。多出願企業の順位はサムスン電子が14位、LG電子が15位となり、多出願大学順位はKAISTが7位、POSTECHが12位を記録した。また、韓国特許文献が2007年4月から「PCT最小文献」に指定され、国際調査機関(14の特許庁)がPCT国際出願を審査する場合、韓国の特許文献を必ず事前に検討することとなった。2009年からは韓国語がPCT国際公開語として発効されることにより、韓国語でもPCT出願書を作成して提出することができるようになった。一方韓国は、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁と3極文書接近システム(TDA: Trilateral Document Access)を通して相互間の審査情報及び優先権書類を交換できることになり、審査結果の相互活用と行政効率を高めることができた。

特に韓国特許庁は、2013年には米国、ヨーロッパ及び日本特許庁で推進している国民向け特許情報の無料拡散政策に参加することに決め、2014年以降から韓国の国民が他国の審査進行情報を容易に照会できるよう、審査官にだけ提供していた審査情報統合照会システム(OPD:One Portal Dossier)を国民に対し拡大開放する計画である。

一方、知的財産情報化分野の国際的な趨勢をみると、持続的に増加している各国の審査・審判業務の負担を軽減するため、グループ別、地域別のブロック化を通じた共助が活発化されている。先進国は、既存の3極(米・日・ヨーロッパ)体制で庁間業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に注力している。カナダ、イギリス、オーストラリアなどもバンクーバーグループ(Vancouver Group)を設立し、審査結果を互いに

活用する基盤を構築する活動に力の注ぎ、アジア途上国も東南アジア諸国連合 (ASEAN : Association of Southeast Asian Nations)を通して知的財産権共助を強化するとともに、ITインフラ拡充及び共通教育課程案の策定に集中している。

韓国特許庁は、このような急変するグローバル知的財産権の環境において、知的財産権情報化分野を持続的に先導するため、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁などの主要特許庁との情報化協力体系を持続的に強化している。

韓国特許庁は1999年世界で初めてインターネット基盤の特許出願システムを開通し、2005年からは年中24時間の電子出願サービスを開始した。また、2012年はクラウド技術を基盤に3世代特許ネットシステムを開発するなど、特許行政情報化分野において世界最高の技術を整えている。さらに先進む情報通信(IT)技術を基盤に、モンゴル、アゼルバイジャンなど主要開発途上国を対象に特許ネットシステム基盤の情報化システムの構築を助けるなど、特許行政システムの途上国への進出分野においても先進国として浮上している。

## ロ. 推進内容及び成果

### 1)主要国特許庁との情報化協力強化

#### イ)IP5特許庁との情報化協力

全世界において特許出願の急増による審査滞積がグローバルイシューとして台頭し、これを解消するためにIP5協力の必要性が増大された。このような中で、韓国特許庁は、IP5体制の発足を国際社会に提案することにより、2008年10月に済州でIP5特許庁間会合を開催し、その後の実務会合を通して審査協力のための10の基盤課題の推進に合意した。10の基盤課題のうちの6課題が情報化に係わる課題であり、特許庁間の審査協力において情報化に関する支援がかなり重要な役割を占めていることが分かる。

韓国特許庁は機械翻訳の課題を主導する庁として、2011年にはIP5機械翻訳エラー

検収事業を無事完了することに成功し、2012年にはエラー検収結果を反映するための機会翻訳の品質改善事業を遂行した。

2012年下半年には、ヨーロッパ及び米国審査官が参加したアジア3つの特許庁の機会翻訳品質評価を遂行した結果、2008年の機械翻訳基盤課題の推進時に立てた目標である「先行技術調査に使用可能な品質」をアジア3つの特許庁が全て達成したことを確認した。

また、韓国特許庁は審査官が一つの画面でIP5特許庁の審査進行情報を一目で見ることができる審査情報統合照会システム(OPD:One Portal Dossier)を2013年8月に開発を完了し、国内審査官にオープンした。また、2014年には民間のための審査情報統合照会システムを開発する予定である。

他国の主導課題である共通検索文献、優先権書類の電子的交換及び審査結果の共有システムなどに対しても積極的に意見を延べるなどの活動を遂行し、国際情報化の議論において韓国特許庁の立場を強固にしている。

しかし、最近IP5発足5年目を向かえ、当初設定した目標を達成し終了した課題及び技術又は制作問題により、これ以上進展が難しい課題が現れ、これを協力課題全般に対する再調整の議論となっている。

この課程においてIP5は、単純な既存課題の再調整することよりも、根本的な変化が必要であることに認識を共にし、これを契機に特許グローバル化及び大衆化の時代に合う新たな課題として「グローバル特許審査情報システム(Global Dossier : GD)構築が議論された。

GDは、世界の特許庁審査官、出願人、代理人に各国の特許庁が進行する情報を言語の障壁なく一目で見ることができ、希望する国に容易に出願できるシステムである。

しかし、未だ初期の議論段階である。2013年1月にオランダのハーグにおいて、IP5

特許庁とユーザーが参加するTask Force会合が開催され、ユーザーの要求事項と必要な機能について意見を収集した。

GDの未来像を議論する初期段階であるにもかかわらず、IP5特許庁の間でグローバル特許審査情報システムに係わる主導権の争いがかなり高いことに注目する必要がある。これはGDがIP5特許庁をはじめ、世界の特許庁の協力方向を決定する基本枠組みとなる可能性が高いためである。今後システムの構築と係わり先導的位置をしめる特許庁が、世界の特許政策及び技術標準の議論においても、自国の利益と立場を容易に反映できる見通しである。

韓国特許庁も2013年10月に開催されたIP5情報化実務会合時に、OPDの早期国民に対する公開を提案するなど、GD主導権の先占のための努力を持続推進している。

#### ロ)韓・日特許庁の情報化協力

韓・日特許庁は、2013年5月に日本で開催された第16回韓・日情報化専門家会合において、両庁の情報化状況及び今後の計画を共有した。韓国特許庁は、3世代特許ネット及び特許行政情報化戦略計画(ISP)の推進状況及び今後の計画を、日本特許庁は、「特許業務システム最適化計画 (System Optimization Plan)及び国内外の特許出願状況を共有し、今後の韓・日両庁間の情報化 이슈について緊密に協力する意志を確認した。

韓国特許庁は日本とこれからも緊密な情報化協力を行い、既存のIP5情報化の課題はもとより、新たに浮上したGD議論の課題についても積極的な意見を提示した。また、合理的な情報化協力モデルなどを提示することにより、IT分野の最強国としての主導的な役割を強化していく予定である。

#### ハ)韓・中特許庁の情報化協力

韓・中特許庁は、2002年11月に両庁の情報化状況及び今後の計画について共有し、

両庁の情報化協力を強化して能力を高めるために、毎年1回の情報化専門家会合を開催することにした。2013年5月に中国で開催された韓・中情報化専門家会合においては、交換されたデータの自由な利用を要点とする「IP5特許情報普及政策 (IP5 PI Policy)」について両庁の立場を共有し、これを推進するための細部事項を議論した。また、両庁間の二国間基盤優先権書類の交換システム(TDA-PDX)の構築が必要であるという立場を共にし、これにより2013年12月に優先権書類の電子的交換のためのMOU (了解覚書)を締結し、今年1月からは優先権書類を電子的に交換し始めた。

## 二)韓・中・日特許庁の情報化協力

韓・中・日の3国特許庁は、2013年7月に日本において開催された第11回韓・中・日情報化実務会合において、各庁のデータ品質管理プロセスの状況など、各国の情報化推進状況及び今後の計画を共有し、IP5体制下で3国間の共同発展のために持続的に協力していくことに合意した。

韓国特許庁は3国間の情報化協力を通じて、情報化が急速に進行している中国及び日本と共同協力を強化することにより、IP5体制における韓国特許庁の役割及び位置づけの強化が図れるものと期待している。このような努力はグローバル知的財産時代に、東北アジア地域の特許庁間で実質的な協力の枠組みが構築されたという点で重要な意義がある。

## ホ)韓・ヨーロッパ特許庁の情報化協力

韓・ヨーロッパ特許庁(EPO)は、2005年6月に両庁間で包括的な協力事項を含んだ了解覚書(MOU)を締結した以降、了解覚書の充実な履行のために毎年協力計画(Work Plan)を策定して体系的に情報化協力を推進している。

最近両庁は、情報化の 이슈が韓・EPO間の協力を強化し、共同発展のための核心課題であることを認識し、協力計画の多くの部分を情報化協力プロジェクトで構成した。実際に両庁は、情報化協力プロジェクトの一環として、優秀なIT専門家を派遣

して機械翻訳、データ処理プロセスなど情報化システム全般にわたるベンチマーキングの機会を持つことに合意し、これにより韓国特許庁はIT専門家2人を2012年11月にハーグ所在のEPOに派遣した。2014年1月には韓・EPOの実務会合において、データ交換範囲の拡大及び同年下半期にEPO側の専門家派遣などについて議論した。

また、韓国特許庁に先出願しEPOに後出願する場合、韓国特許庁での先行技術調査の結果を電子的にEPOに電送することにし、2013年3月からは、韓国国民がEPC Rule 141（ヨーロッパ特許条約141条）に基づいて、出願人が先行技術検索結果を提供しなければならない義務事項を免除できるようにした。

今後、韓国特許庁はヨーロッパ特許庁との情報化専門家会合を定例的に開催し、韓国特許庁の出願人の便宜と情報化能力がの向上のために、新たな議題と共同協力事業を提案し、戦略的なパートナーシップを構築する計画である。また、韓・EPOで持続的にIT技術を共有し最新技術を導入することにより、韓国特許庁の技術力を強化していく予定であらう。

#### へ)韓・米特許庁の情報化協力

韓・米特許庁は、2008年9月に包括的な協力を行うための了解覚書(MOU)を締結した。同MOUの後続処置として2008年10月に開催された情報化実務会合において、両庁の審査官業務の効率性を高め、両庁の審査官協力の強化のために、PCT文書の両方向交換、仮想協業システムなど多様な協力事業の推進に合意した。

2009年には、両庁間 SHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)プロジェクトを試験的に遂行し、オンラインにより両国の先行技術、検索戦略、審査結果及び審査ノウハウのような多様な情報を相互共有するシステムを構築した。これにより両国は、審査品質を向上させることができ、業務効率性の向上により、審査滞積の解消に大きく寄与できるものと見通している。また、出願人は韓国特許庁の品質の高い審査サービスにより、韓国だけでなく米国でも安定的に強い特許権獲得が可能になると期待している。

一方、韓国特許庁は、グローバル特許審査情報システム(Global Dossier)の概念を最初に提案した米国と、共同による試験的プロジェクトの推進を提案するなど、GDを順調に推進するために両庁が緊密に協力していくことに合意した。

## 2)国際機構との情報化協力事業の拡大

韓国特許庁は、韓・WIPOで共同開発したPCT ROADを2005年に初めてお披露目した。その以降から現在まで、ブラジル、マレーシア、エジプト、フィリピンなど各国に普及され、持続的な品質改善及び機能の高度化作業を行い、2011年4月に新バージョンを出し、世界各国の特許庁の注目を集めた。特に受理官庁から送られるPCT電子出願データの整合性はPCT加盟国から送られる全てのデータの中で最も品質が優秀であり、WIPO内部においてもその優秀性が認められている。

## 3)国家間の特許情報交換・活用システムの構築及び運営

韓国の半導体、電子、移動通信分野の技術が、1990年代末まで国際的な認定とともに、世界市場において優位を占めることになり、関連する韓国特許情報に関する需要も急激に増大され、2007年には、韓国特許文献がPCT国際調査及び国際予備審査機関において必修的に参照すべきPCT最小文献に指定された。これにより韓国特許庁は、韓国特許情報に対する海外特許庁の審査官の接近と理解を高めるために、2005年11月に韓国特許公報の韓・英機械翻訳サービス (K-PION:Korean Patent Information Online Network)を開始し、それ以降サービス情報の範囲と品質改善のために努力を続けている。

このような努力の一環として、2006年11月に審査過程書類の翻訳サービスを追加し、2007年11月には英文のキーワードを利用した韓国特許英文抄録(KPA:Korean Patent Abstract)検索サービスを追加した。また、2008年12月からは韓国特許公報を英文のキーワードで検索できるようにして韓国特許情報の活用手段を多様化にし、2009年にはデザイン及び商標についての検索機能と韓国語PCT文献の検索機能を追加した。2010年

にはユーザーの利便性向上のためにヘルプデスク機能を追加し、2011年と2012年には翻訳の品質改善のために1万件の翻訳メモリーと20万件の単語辞典を構築した。

2013年12月基準に、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁を含む全世界42の海外特許庁においてK-PIONサービスが利用され、これにより韓国特許情報に対する海外拡散に寄与している。

これとは別に韓国特許庁は、2009年12月に国内企業の海外進出を支援するために、国民に対する検索サービスであるKIPRISに、海外登録商標の検索機能を追加して国内外のユーザーにサービスを提供している。2012年12月には、既存の米国、日本、オーストラリア、カナダの登録商標約830万件に、ヨーロッパ商標のDB約95万件を追加で搭載した。

また、韓国特許庁は3極(米・日・ヨーロッパ)特許庁とTDAを基盤とする審査情報及び優先権書類を相互交換・活用している。日本特許庁とは2007年から審査情報を相互交換し、2008年4月からは優先権書類を電子的に交換している。米国特許庁とは2008年10月から優先権書類を、2008年11月からは審査情報を相互交換しており、米国で依頼するPCT国際調査の件数が急増することにより、2008年11月からはPCT文書の電子的交換を実施している。ヨーロッパ特許庁とは2008年12月から優先権書類を相互交換している。また、TDA基盤サービスの安定性向上のために、国及びサービス別の分散システムを構築し、TDAの既存のネットワーク装備(Virtual Private Network)をアップグレードして保安機能を強化した。

韓・米間のTDAにより審査情報及び優先権書類の相互交換が可能となり、2009年9月から韓・米間の審査業務負担の軽減のため、審査業務協力プログラムである韓・米SHARE (Strategic Handling of Application for Rapid Examination)の試験プログラムを施行した。SHAREプロジェクトは両国の共通出願に対し、第1庁が先に審査着手し、第2庁は第1庁の審査結果の活用が可能になる時まで待った後、第1庁の審査結果を利用して審査するプロジェクトであり、韓国特許庁は2009年9月からK-PIONとTDA審査情報共有システムにより審査報告書を提供している。



そして、韓国特許庁は2009年6月にWIPO加盟国間の優先権書類交換システムであるDAS (Digital Access Service)を構築して、IP5の以外のイギリス、スペイン、オーストラリア、フィンランドなど他の主要特許庁とも優先権書類を電子的に交換している。また、2013年12月に本システムを2.0に高度化して出願人の便宜を図った。

#### ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁はK-PION及び3極文書接近システム(TDA)により、韓国特許情報を海外に普及するなど、国内の特許権保護のために努力を続けている。また、IP5基盤課題の中の機械翻訳課題の主導庁として韓・英機械翻訳機の品質を高め、韓国特許文献に対する海外の審査官の接近性を高めるために努力している。

さらに、審査効率性を高めるために努力を続けて推進している。このために審査情報統合照会システム(OPD)を、2013年8月に国内審査官向けにオープンした。オープンした後、既存の米国、ヨーロッパ及び日本特許庁の審査進行情報とともに、過去接近が不可能であった中国特許庁の審査進行情報まで一目でみることができる。このように多様な努力により国際特許権紛争の原因を最小化にし、審査処理期間の短縮にも大きく役立つと期待している。

韓国特許庁は、今後も二国及び多国間において多様で実りのある情報化協力事業を推進する計画である。また、PCT-ROADのような成功事例を基に、韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼の確保に総力を傾け、特許行政情報化分野の世界標準の定立に主導的な位置づけの確保と、世界特許行政情報化の発展に寄与するモデルを積極的に発掘し、国際機構との協力事業として推進して行く予定である。

## 2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

産業財産保護協力局 産業財産情報協力チーム 書記官 イ・スングァン

## イ. 推進背景及び概要

今日世界各国の特許庁は急増する特許出願を効率的に処理し、出願人の利便性を高めるために、特許情報化システムの高度化を重要な政策目標に設定して推進している。特に、3極特許庁と呼ばれる米国、日本及びヨーロッパ特許庁は、自国の特許行政の情報化だけでなく、「グローバル特許システム」を開発して、途上国を含む全世界の特許庁に普及する計画を推進するなど、特許行政情報化分野の主導権確保のために熾烈な競争を展開している。

韓国は、2010年OECD開発援助委員会(DAC : Development Assistance Committee)の加入を契機に持続的にODAを拡大することにより、国際社会において経済規模に合う役割を遂行してきている。2013年のODA予算は2.4兆ウォンであり、国民全体所得対比0.16%の水準である。2015年までに0.25%水準である約4.3兆ウォン規模に増額する方針である。特に短期間で先進国の仲間入りした発展経験を基に、経済発展共有事業(KSP : Knowledge Sharing Program)など韓国型ODAモデルを定立している。特許分野においても、ODAを活用した韓国型特許情報化システムの海外普及活動を活発に広げている。これにより知的財産権行政情報化分野において技術標準の国際的主導権を確保でき、開発途上国との戦略的パートナー関係を形成することにより、国際社会において国益優先の協力関係の形成のための前哨基地を構築するとともに、民間企業の海外市場への進出を支援することにその意義がある。

また、世界知的所有権機関(WIPO)では、毎年「知的財産権情報化の標準会合」を開催し、特許文書及びデータに係わる国際標準の制定と改正の議論を行っている。知的財産権情報化標準の新設又は変更は、特許行政全体のプロセスを電算化にし、膨大な特許ネットシステムを運営している韓国にとって危険要素として作用する可能性が高い。万一、韓国の特許ネットシステムが採択している標準と違った方向へと世界標準が採択されれば、膨大な予算をかけて開発した特許ネットシステムがグローバル情報化の趨勢に遅れ、これを補完するためにさらに追加予算と人材の投入が必要となるからだ。このような予算の浪費を予防して、知的財産権分野の世界標準を韓国に有利

な方向へと誘導し、韓国国民が創出した知的財産権の国際的保護レベルを強化するためには、情報化標準の国際議論において、韓国の立場を十分反映できるように主導権を確保する努力が必ず必要である。

#### ロ. 推進内容及び成果

最近、韓国特許庁が開発・運営している特許情報化システムである特許ネットが、3極特許庁を含む世界各国の特許庁のベンチマーキングの対象となっているだけでなく、APEC域内途上国の特許庁に対する情報化協力事業の担当者及びWIPO PCT国際出願システム開発及び普及事業のパートナーに選定されるなど、韓国特許庁の特許情報化システムが世界で注目を浴びている。

APECは、世界最初にインターネット基盤の電子出願システムを具現した韓国特許庁の特許情報化のレベルを高く評価し、2002年度の途上国特許行政技術協力事業の主パートナーに韓国を満場一致により選定し、韓国特許庁に特別基金の提供を決定した。このように提供受けたAPEC特別基金で、タイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインド特許庁に対し、情報化コンサルティングを順調に遂行し、APEC域内加盟国の高い評価とともに、特許情報分野において先導的な国として浮上した。

特許ネット海外進出の推進は、主要拠点国を中心に2006年から本格的に推進した。2006年2月にタイの商務部は、タイ特許庁の情報化事業(IP Center構築事業)に韓国特許庁の参加を要請し、これを受けて韓国特許庁は、韓国通信、LG-CNSなどとコンソーシアムを構成して、2006年下半期に予備の事業提案書を作成して両庁間でモデル事業について合意したが、クーデターが勃発したために同事業の推進が保留となった。2006年12月末にタイ政局が安定したことにより協議を再開し、2007年9月に両国の特許庁はタイIP Center構築協力のための了解覚書(MOU)を締結するとともに、韓国特許庁がWIPOと共同で開発したグローバル知的財産権コンテンツであるIPパノラマのタイ語バージョンの開発に着手することにより、韓国特許庁はIP Center構築事業の参加のための国際競争において比較的に優位な立場を確保した。

また、2003年8月に韓・インドネシア特許庁間で包括的な協力のために締結した了解覚書(MOU)を基に、2007年上半期にインドネシア特許庁の情報化事業のための事業妥当性の調査事業を遂行し、33百万ドル規模の特許情報化事業を共同で推進することに合意した。2007年9月に両国の特許庁は、インドネシア特許情報システム構築協力のための了解覚書(MOU)を締結し、2008年にインドネシア政府は、事業の妥当性調査の結果を基にインドネシア特許情報システム構築事業を借款事業形態の国策事業として公式的に選定した。2009年にはインドネシア特許庁の情報化事業を韓国政府の借款である経済開発協力基金(EDCF:Economic Development Cooperation Fund)事業として確定し、2010年4月にはインドネシアと特許情報化事業支援のための技術協力了解覚書(MOU)を締結し、両国政府は、2010年8月に33百万ドル規模の借款契約に署名した。

2008年に事業妥当性調査から始まったモンゴル特許情報化事業は、2010年4月に335万ドル規模の韓国国際協力団(KOICA)政府開発援助(ODA)として確定され、主事業者であるLG-CNSがシステムの開発に参加し、2011年12月にモンゴル特許情報化システム(IPOMnet)を開通することに至った。モンゴル特許情報化事業の推進のため、韓国特許庁は2011年6月に韓・モンゴル技術協力MOUを締結し、管理者、実務者の国内招聘研修などを行う能力強化プログラムとコンサルティングを提供した。途上国の特許情報化事業の成敗はシステム開通後の安定的な運営と維持が重要であり、これを達成するために韓・モンゴル情報化実務会合を開催し、老朽サーバー装備の交替、教育場の環境改善及び事務機器支援などの活動を行った結果、モンゴル特許庁の安定的なシステムの運営と定着に成功した。

2009年に知的財産権の教育分野における協力を開始したアゼルバイジャンの特許情報化事業は、2010年に事前の妥当性に関する調査を終え、2011年2月に420万ドル規模のKOICA ODA事業に確定された。2011年8月に事業者として選定されたシリウスソフトが、2013年5月に特許情報システムの構築を完了し、韓国特許庁は事業のモニタリング、評価、技術諮問及び能力培養プログラムの提供などを行い、アゼルバイジャンの特許情報化事業を支援した。

特許ネットシステムは、アジア(モンゴル・アゼルバイジャン)に続きアフリカへの進出も本格化した。韓国特許庁は、2010年11月に策定した「特許ネットアフリカ進出基本推進戦略」において、アフリカ18の英語圏国の政府間知的財産権協力機構であるアフリカ地域知的財産機構(ARIPO)を特許ネット進出拠点に活用することにし、2010年12月にARIPOと知的財産権分野の包括的協力のMOUを締結した。ARIPO本部が所在するジンバブウェ・ハラレにて開催された韓・ARIPO・WIPO情報化実務会合において、韓国特許庁は3者間の技術協力のMOU締結を提案し、同年9月のWIPO総会(ジュネーブ)においてMOUの署名式を行った。2012年10月にARIPO特許情報化事業が、2013年～2015年の3年間で580万ドル規模のKOICA ODA支援事業に確定され、2013年10月7日にハラレにおいて着手報告会を開催したのをスタートに、特許情報システム改善事業を進行し、ARIPO及び18の加盟国の既存システム(POLite, IPAS)を特許ネット技術を基盤とする特許情報システムに改善している最中である。これによりアフリカ諸国の特許情報化インフラ構築に大きく寄与すると期待される。

韓国特許庁は特許ネットの開発・運営の経験を基に、情報化標準会合(SDWG)などWIPO標準の制体及び改正に係る議論に能動的に参加するとともに、3極(米・日・ヨーロッパ)など主要国の特許庁との二国間協力により、情報化国際標準に係わる共同対応策を模索するにあたり、特許ネットの交換性及び安定性の確保に注力している。

情報化分野のWIPO国際標準は、情報化標準グループ(SDWG)傘下に設置された多数の分科委(Task Force)会員間のオンラインブログであるWikiフォーラムの議論を経てその草案ができあがる。従って、標準の実際内容と係わる制度的・行政的・技術的議論及び検討は分科委で取り扱われ、標準の採択に係わる手続き的な検討及び最終承認は、SDWGの本会議にて行われるといえる。このようなWIPO標準の議論活動に係わり、韓国特許庁は2002年から商標標準分科委員長を務め、商標分野の標準作業を主導しているだけでなく、XML4IP(ST.96)など主要分科委に参加して標準についての議論動向を持続的にモニターリングして、韓国の意見を積極的に表明している。

一方、WIPOは、知的財産権情報に対する国家間の共有・交換の持続的な拡大とともに、XML(eXtensible Markup Language)文書などに係る標準の国際的議論の必要性

と重要性が増大していることにより、加盟国の同意を得て2010年から既存の実務グループ協議体であるSDWGを、CWS(Committee on WIPO Standards)常設委員会に格上げして情報化標準の議論を一層強化している。しかし、2010年10月にCWSの目標設定と途上国支援方式に対する途上国グループと先進国間の異見により、CWS会合が最終日に中断された。2012年4月にCWS会合が再開され、既存のSDWGと似た形で運営されている。今後も韓国特許庁は、新しいCWS体制下において自国の制度及び業務手続に適合したWIPO標準の制定及び改正のための努力をさらに強化する見通しである。

標準制定作業は一般的に分科委委員長の主導により行われる。具体的に見ると、まず、CWS加盟国やWIPO事務局から特定分野に対する標準制定及び改正に係わる提案が本会合の議題として提出されれば、既存の課題(task)との重複性などを検討して課題の新設可否を決定した後、分科委委員長(Task Force Leader)を選出する。通常は議題を提案した国が該当分科委の委員長役を遂行することになるが、手続き上加盟国間の満場一致で任命される。任命された分科委委員長は、今後の議論範囲及び方向を含む「事業計画書(Project Brief)」を提出し、CWS会合において承認を受ける。分科委は委任を受けた範囲の標準議論の作業を遂行することになる。

分科委委員長はWikiフォーラムを通して加盟国間で議論を進め、委員との協議を経て作業日程を確定する。定まった作業日程により加盟国の該当標準に係わる技術の活用状況などに関する設問草案をWikiフォーラムを通して提示し、分科委員から検討意見を収集して最終案を作成した後、これをWIPO国際事務局に移管して3つの言語(英語、フランス語、スペイン語)で加盟国に配布することになる。その後集めた設問の結果を土台に新しい標準の草案を作成し、これをWikiフォーラムに上程して分科委員の検討意見を経て標準最終案を作成する。この標準案を次期CWS会合に上程して同意を得れば標準として公表される。

CWS会合時に分科委委員長は、標準制定作業についての経過報告及び加盟国の建議及び質疑事項に対する回答を行い、同期間に開かれる分科委会合を主宰し、Wikiフォーラムを通して提示された主要イシューについて討論した後、その結果を会議録として作成して国際事務局に提出する。

第2回CWS会合においては、ST.10/C(サージデータ構成要素の表記)の過去の出願番号体系に係わる設問案作成に関する議論を行った。既存のXML標準案(特許-ST.36、商標-ST.66、デザイン-ST.86)を代替するXML統合標準案(XML4IP)については、統合標準ST.96の本文及び付録I～IVの制定を承認し、分科委会合で付録V、VIの検証及び改正案の作成について議論が行われた。また、ST.14(引用文献カテゴリ標準)の改正のための新規分科委の構成に合意した。しかし、CWSの組織任務と関連する議論は先進国と途上国間の異見により合意が決裂した。

第3回CWS会合は2013年4月に開催され、CWS本会合においてWIPO標準ST.96の制定のために、規準標準と新規標準間のマッピングテーブルの作成及び変換ツールの開発推進に合意し、音・動作又はマルチメディア商標についての標準開発承認及び新規TF構成などを承認した。また、主要分科委別に商標イメージの電子的処理に関する事項、過去の各国の出願番号体系に関する設問調査の実施、XML s とXML4IP間のデータ交換方式について議論を行った。

2014年の4回目のCWS会合においては、WIPO標準ST.96の改正に関する状況について報告し、ヌクレオチド/アミノ酸の序列目録に対する新しいWIPO標準であるST.26の制定案について議論する予定である。

一方韓国特許庁は、CWS傘下の「商標標準」、「出願番号標準」、「年次技術報告書(ATRs)」、「文書標準」など12の主要分科委に参加し活動している。特に、「商標イメージ処理に関する標準」の該当分科委の委員長を務め制定案の作成を主導し、2010年10月に第1回CWS会合において、本文内容の確定と付録に添付する文書を回覧するなど標準完了のための議論を主導した。同標準を制定するために韓国特許庁は、①加盟国に商標イメージに関する設問紙を配布し回答を回収、②回収した設問紙の分析結果をWikiフォーラムを通して共有、③加盟国の追加意見の収集及び反映する手続きを充実に遂行し、現在、WIPOに商標標準分科委のWikiフォーラムが開設され、加盟国の意思の集約を迅速に遂行している。2012年2回目のCWS会合においては、ST.67(商標イメージの電子的処理に係わる標準)の改正が承認され、2013年の3回目のCWS

会合において、商標分科委の新たな課題発掘及び優先順位決定に関する設問調査の結果を発表した。

#### ハ. 評価及び発展方向

2009年にアジア最大電子商取引協議体であるア・太平洋電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例に選定されるなど、韓国特許庁の情報化レベルはAPEC、WIPOなどの国際機構と海外特許庁から好評を得た。また、スペイン特許庁、フランス特許庁など先進特許庁も自国の基金を提供してまで韓国特許庁との情報化共同協力を希望している。今後特許ネット基盤技術の海外拡散及び援助国としての国のレベルを高めるためにODA財源を多様化にし、専門性を基盤に韓国特許庁のイニシアチブを強化して行く方針である。

また、ヨーロッパ特許庁の場合は、自国のシステム (EPTOSシステム)とPCT-ROADシステムとの統合を提案するなど、これまで3極特許庁主導で進行されていた特許行政情報化の国際協力に変化が起きている。このように韓国特許庁が、情報化システムの開発など情報化の国際協力事業の主要パートナーとして認識されている。

韓国特許庁はシステム開発などの情報化ノウハウを基盤に、先進特許庁の国際機構情報化システムに特化された情報化協力事業モデルを持続的に発掘する予定である。また、情報化標準についての議論においても主導的な役割を遂行するとともに、3極特許庁との協力を強固にし、知的財産権分野の先導特許庁として取り組んでいく予定である。

### 3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用事業

産業財産保護協力局 産業財産情報協力チーム 事務官 ソ・ソンヒョン

#### イ. 推進背景及び概要



韓国特許庁は、特許先進5カ国(米国、日本、ヨーロッパ、中国、韓国)の一員として、知的財産権の二極化を解消することが韓国の国力を高め、海外知的財産権保護環境にも寄与できるものと認識し、国内外の知的財産権専門人材のグローバル競争力の強化のため、知的財産権コンテンツの開発及び普及を目標に、2006年から国際機構との協力を通して知的財産権の英文教育コンテンツを作成し普及するようになった。まず、初心者向けに「世界知的所有権機構国際教育院(WIPO World Academy : WWA)」のオンライン教育課程を活用して大学の教育課程を開設し、世界知的所有権機関の中小企業局の内部資料である「IP for Business」を活用して中級者向けのIPパノラマを開発した。また、米国、日本、オーストラリアなどとAPEC基金を活用して専門家用のIP Xpediteを開発した。

#### ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2006年から2010年までWIPO中小企業局と協力して、知的財産権と国際取引などビジネスの観点からの活用戦略に関する知的財産権英文コンテンツ「IPパノラマ(Panorama)」を開発した。2009年6月には、WIPOとIPパノラマをUN共用語で開発することに合意したことにより、2009年アラブ語、2010年スペイン語、フランス語、2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、UN共用語の6バージョンを全て完成した。また、韓国特許庁は途上国を支援するために、IPパノラマ開発に関する協定を締結し、タイ語、ハンガリー語、ベトナム語、スワヒリ語、ポルトガル語、スロバキア語、エストニア語、ポーランド語、インド語、ブルガリア語、ペルシア語、セルビア語、クロアチア語、アルバニア語、ラオス語、ミャンマー語、カンボジア語など17の言語でIPパノラマを開発するとともに、韓国版も開発して2014年の年度初めから国内に普及した。

また、2012年に初めてIPパノラマを海外の民間企業(インドReliance Industries社、8千ドル)とライセンス契約を締結する成果を収めた。

韓国特許庁はまた、APEC特別基金を確保して2006年から特許情報の検索・分析及

び活用など、特許情報に係わる実証的内容の知的財産権コンテンツ「IP Xpedite」を開発した。2009年にはAPEC基金14万1千ドル(USD)を誘致し、ア・太平洋地域の21の加盟国を対象とするオン・オフラインの知的財産権情報活用の教育課程を運営及びコンテンツ開発事業である「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」を、2010年にはAPEC基金14万7千ドル(USD)を誘致して「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の深化課程」を順調に推進した。これにより2011年10月には、APEC加盟国を対象に教育参加者別のオーダーメイド型教育課程を提供することにより、国内特許情報システムの優秀性を広報でき、APEC加盟国対象の最大規模のオン・オフライン・ブレンデッド教育課程の提供とともに、2012年には「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の深化課程」の主要講義を基に、主要国の特許進歩性判断に係わる判例中心のオンラインコンテンツを開発して普及した。

2013年には、幼・青年時期から知的財産権について楽しく学習できるG-ラーニング発明学習コンテンツProto Typeを開発し、新規学習管理システムを導入してウェブ標準化を通じてユーザーの接近性を高め、IP Discoveryというグローバル知的財産権教育コンテンツを提供するホームページをオープンするなど、途上国の知的財産権教育コンテンツのプラットフォームを構築した。

IPパノラマは世界24カ国の言語で開発して普及しており、民間企業と有償でライセンス契約を行うなど、実質的な初のグローバル知的財産権コンテンツとして好評を得た。しかし、既存のウェブ又はCD形態のコンテンツ普及が、物理的・財政的な限界に直面しており、最近のモバイル情報通信環境に合う教育コンテンツの普及が切実な状況である。また、これまでデジタル環境に慣れている幼・少年を対象とするオーダーメイド型知的財産権コンテンツの不在により、文化体育観光部及び韓国コンテンツ振興院との協業で、知的財産権教育の効果を高めるゲームと学習をうまく取り入れた「G-ラーニングコンテンツ」と、2015年に初等実科正規教科課程に「発明」が反映されることになった。教科課程の履修に役立ち、科学、技術、工学などと融合した知的財産権で実際の事例問題を解決する融合人材養成に向け「デジタル教科書」を開発し、「G-ラーニングコンテンツ」と「デジタル教科書」の相互間の連携が可能な幼・少年の発明学習コンテンツの製作に取り掛かる予定である。また、WIPOと協力してIPパ

ノラマの教育内容を実際の事例を中心に再構成して、中小企業などで勤務するユーザーの実務能力を高める、モバイル基盤の教育コンテンツであるIPパノラマ+の開発に着手する予定である。このようなアプリケーション形態の教育コンテンツ、e-book形態のデジタル教材などの新規コンテンツの開発及び普及により、モバイル形態の知的財産権教育市場において先導的な役割を推進していく計画である。

#### 4. 国内外特許情報の拡散・活用のための特許情報博覧会

産業財産保護協力局 産業財産情報協力チーム 事務官 キム・ワンゴン

##### イ. 推進背景及び概要

特許情報が国と企業の競争力の重要な要素として浮上することにより、特許情報の戦略的で体系的な活用のために政府レベルでの国際イベントが必要となった。そこで韓国特許庁は、国内外の最新特許動向を共有し、特許情報会社にマーケティングの場を提供できる特許情報博覧会を企画し、第1回のイベントとして2005年11月にCOEXにて開催した。

##### ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2005年から2013年まで毎年特許情報博覧会のイベントを開催した。イベントは大きく特許情報分野の主要イシューについて、国内外の有識者による基調演説と講演、特許庁、特許情報会社・企業の特許情報普及政策及び活用の実体を主に紹介する主題発表、特許庁・特許情報会社のサービスと商品を展示するブースの運営、特許情報商品サービスに対するコンサルティング及び教育を行うワークショップで構成された。

PATINEX2013は、2013年9月5日から6日の二日間、ソウルインペリアルパレスホテルで開催され、韓・中・日の特許出願量の増加を考慮して「東アジアIP情報の全て」

を主題に定め、イベント構成を4セクションに細分化して参加者の多様な需要を反映した。

#### ハ. 評価及び発展方向

PATINEX2013により、PATINEXが世界最高レベルの特許情報博覧会として位置づけられた。中国特許庁(SIPO) Yang Tiejun副局長、日本特許庁(JPO) Yoshitake Kihara技監など著名な基調演説者及びスピーカーにより、ヨーロッパ市場での特許情報活用戦略に対するレベルの高い講演を提供した。さらに韓国とヨーロッパ連合(EU)の関連政策と、企業の業界動向を一箇所で見ることができる体系的なプログラムを提供した。今後、国内外の参加者及び展示会社の利便性を高めるために、海外参加者の準備期間を考慮して広報期間の延長及びオンライン決済システムの構築、展示空間の拡大を念頭に入れてイベントの場所などを推進する計画である。

## 第6節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大

### 1. 推進背景及び概要

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 ヤン・ジョンファ

2013年に韓国政府は、政府開発援助(ODA)の基本方向を先進国と差別化した韓国の発展経験の共有とODA事業間の協業に決めた。これにより協力対象国の貧困退治、持続可能な発展及び自律成長に寄与できる韓国型ODA推進報告を構築し、個別的に推進しているODA事業間の連携を促進するために、協業活性化のためのODA効果向上策を整えた。特に、第12回及び第13回の国際開発協力委員会において、韓国型ODAモデルと推進方策をつくり、159のプログラムのうちの一つである適正技術支援を推進することにした。

韓国特許庁は、知的財産5大先進国という国際社会のレベルと期待に応じ、2010年から最貧・途上国を対象に知的財産分野の政府開発援助事業を展開してきた。最貧・途上国に生存型適正技術を開発して提供する一方、途上国の優秀商品についてブランド獲得を支援するシェアリング事業を行い、先・後発国間の開発の格差解消を図り、韓国の知的財産権の外交力の強化に寄与してきた。

適正技術 (Appropriate Technology)とは、「高額投資の必要がなく、エネルギー使用が少ない、誰でも簡単に習って使え、現地の原材料を使用し、小規模の人が集まって生産する技術」である。一語とで先進国では活用価値が高くないが、途上国では効用が大きい技術のことである。飲む水すら不足し、コレラ、疫痢のような水系感染症により苦痛を訴えるアフリカ住民のために、一度に75メートルの水を汲んで簡単に転がして運搬できる円柱形で設計された「キュードラム」と、汚染した浄水源から99.9%のバクテリアを除去できる携帯用浄水器である「ライフストロー」がまさに適正技術の代表的な製品である。

＜図VI-2-1＞適正技術製品の事例

	
<p style="text-align: center;"><b>Q Drum</b></p> <p>飲水源から遠いところまで簡単に水を運搬できる</p>	<p style="text-align: center;"><b>Life Straw</b></p> <p>汚染した上水源のバクテリアを99.9%除去</p>

韓国特許庁は、これまでグットネイバース、ハビタットなどのNGOや国際機構と協力して途上国に適正技術を開発して普及してきた。2010年には政府の伐木禁止令により調理用燃料である木材の需給が難しいチャドに、サトウキビ炭製造技術を開発して提供し、また、ネパールの低所得層のために、土の煉瓦製造技術を普及して住居の環境改善に一助した。2011年には水系感染症が頻繁に起こるカンボジアで、家庭用浄水器を開発してあげ、グアテマラでは呼吸器の病気を誘発する伝統火鉢の代替として簡易調理用ストーブを開発して提供した。2012年に韓国はハビタットと共に、ネパールに断熱効果を改善する竹で作る住宅建築技術を開発・提供し、韓国企業のLG化学が提供した寄付金1千万ウォンを活用して現地の断熱住宅モデル7棟を追加で建設・提供した。

また韓国特許庁は、途上国の農産品、特産品が優秀な品質であるにもかかわらず、ブランドの不備によりまともな価額をもらえない状況を解決するために、途上国にブランドを開発して支援する事業を推進してきた。2010年にはアフリカのチャドに乾燥マンゴ技術についてブランドの獲得を支援し、2011年にはチリの果物カクテル製品についてのブランドを開発してあげた。2012年にはカンボジアの赤米と熱帯果物「リュウガン」についてブランドを開発して提供した。

＜図VI-2-2＞ブランド開発の成果

			
中国の竹繊維製品	チリの果物カクテル	カンボジアの赤米	カンボジアのLogan

一方、韓国特許庁は2009年に、韓国特許文献を始め、エネルギー・住宅など6分野200件の適正技術情報DBを構築して英文のホームページで提供しており、2013年には断熱住宅に関するDBを計87件、オイル抽出機に関し計18件及びウォーターポンプに関し計99件の適正技術特許情報を補充した。このように技術の宝庫といえる特許文献を公開することにより途上国が必要とする技術情報を自ら探し出し活用できるよう支援している。

## 2. 主な推進成果

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 ヤン・ジョンファ

2013年にはアジア太平洋経済協力体(APEC)と協業してAPEC加盟国を対象に適正技術の需要を発掘した。APEC21の加盟国の政府から開発を希望する技術を受付け、その中で最終的にフィリーピンが要請したアロマオイル抽出機と、パプアニューギニアが要請したウォーターポンプを開発して提供した。

韓国特許庁は、適正技術を活用してアロマセラピーに多く使われるエッセンシャルオイルを抽出する機器を開発して、フィリーピンのTarlac州Anao市に普及した。韓国特許庁が開発したオイル抽出機は、Anao地方で主に栽培されるイルランイルラン木の花からエッセンシャルオイルを抽出する機械であり、既存の抽出機に比べ品質が優秀な高純度のオイル抽出が可能である。フィリーピン農務部傘下の研究機関である PHi IMechと共同で開発を推進してオイル抽出機技術の現地化の支援を行い、今後フィリーピン内でオイル抽出機を持続的に開発、活用及び拡大普及できる基盤を構築した。

オイル抽出機の性能検証のためのフィリーピン現地でのテスト場には、Bon Edgardo S. Felipe Anao市長とPHilMechの責任者も参加しており、Anao市長はオイル抽出機がAnao地方の農家の所得増大に一助することを期待していると表明し、内部予算確保によりオイル抽出機の普及拡大計画についても明らかにした。

<図VI-2-3>オイル抽出機



パプアニューギニアはAPEC加盟国の中で最貧国(GDP基準)であり、農業を主とする国であるが、要請したウォータポンプを開発して提供した。灌漑施設が不足していて、乾燥時期には主に井戸の水を汲んで農業用水に使用している実情である。特にPinu地域の場合は灌漑施設と農機械などがほとんどなく、自給的農業に従事する住民のほとんどが、雨水又は半径200メートルを超える所から井戸水を汲んで農業用水として使用していた。このように灌漑施設の不足による現地住民の不便を解消させるために、韓国特許庁は既存の自転車の車輪に簡単なロープとパイプをつなげ、車輪が転がる時に水を汲み上げられるようにしたウォータポンプを開発して提供した。自転車を使用することで手で回した時よりも1/8の力で水を汲み上げることができ、自転車にロープとパイプをつなぐ組み立て時間も20分あれば十分に組み立てられ、組み立て方も簡単であるため、ポンプの移動性を高めた。特に現地で用意に調達できる資材である針金や鉄板を使用しているため住民の活用度も高めた。韓国特許庁は、パプアニューギニア国立農業研究所(NARI)と業務協約を締結し、ウォータポンプをNARI傘下の10のリソースセンターで試験的に設置することにし、NARI側は今後需要者にウォータポンプを販売して収益を創出し、技術を持続的に補強していくことにした。



＜図VI-2-4＞自転車ウォーターポンプ



韓国特許庁は、ボリビアの代表穀物であるキヌア(Quinoa)のブランド開発を支援した。キヌアは栄養素が豊富であり、100%オーガニックで栽培され、穀物の他パン、クッキー、お酒、シリアルなど多様な加工製品として輸出されているボリビアの代表的な輸出穀物であるが、適切なブランドがなく商品の市場競争力が落ちていた。そこで韓国特許庁は、キヌア認証マークを作成して提供した。製品のパッケージにつけた認証マークは品質の保証はもとより、ボリビアキヌアの認知度を広く広めることに一助すると期待される。

＜図VI-2-5＞キヌアブランド



2013年に韓国特許庁は、フィリーピンTarlac州の地域認証ブランドを開発し提供した。Tarlac地域は、主に現地の農業材料を活用して農産品、食品及び工芸品などの製品をつかって販売している地域であり、現地企業の代表団は、韓国特許庁で開発した地域認証のブランドが事業の拡大及び現地の所得増大に大きく寄与すると期待を示した。Tarlac地域州知事は、韓国特許庁が提供した認証ブランドをTarlac地域の主要製品に付着して販売し、認証ブランド管理のためのチームを構成するなど、地域の代表ブ

ランドとして育成していく計画であると明らかにした。

<図VI-2-6> Tarlac地域の認証ブランド



### 3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 ヤン・ジョンファ

韓国特許庁は世界知的所有権機構(WIPO)と共同で、4月25日～26日の二日間、ソウル瑞草區KOTRAチューリッヒホールにて、KIPO-WIPOグローバルブランド戦略コンファレンス(Branding for Development Conference: Intellectual Property and Product Branding for Business and Local Community)を開催し、これまでの間、両機関で推進したブランド開発普及事業を最貧・途上国の経済発展に積極活用する方策を模索する場を設けた。1日目は知的財産権とブランディングの役割・活用に関する認識を共有するコンファレンスを開催し、二日目にはブランド開発プロジェクトを効果的に遂行するための方法論の模索のために専門家会合を開催した。本コンファレンスには、金・ヨンミン特許庁長官及びGeoffrey Onyema WIPO事務次長をはじめ、途上国の政府関係者、地域生産者団体及びブランドコンサルタント、国際機構及びNGO関係者など国内外から210人余りが参加した。

さらに、フィリーピンTarlac市で12月3日に「1村1ブランド」セミナーを開催し、ブランド経営及び知的財産権管理方策、地域商品の付加価値創出のためのデザイン制度の活用方策及び地域自治団体のブランド事業の活性化方策などについて意見を交換した。本セミナーではフィリーピン特許庁長官をはじめ、フィリーピン政府の知的財産

権及び産業関係者、民間商標関係者、専門家など150人が参加した。また、フィリピン国営TVとのインタビューを通して韓国特許庁が推進している知的財産シェアリング活動の趣旨と成果を広く伝えた。

このように韓国特許庁は適正技術の開発とブランド支援事業を積極的に展開し、途上国の国民が知的財産を創出し活用する能力の培養と、生活の質を改善して経済発展を達成できる支援を行っており、今後も知的財産5大強国としてのレベルに合う知的財産分野における開発援助の先導国としてのイメージを構築しく予定である。

## 第7編 出願、審査・審判、登録分野の状況

## 第1章 国内出願分野

### 第1節 産業財産権全般

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 イ・トクファン

#### 1. 産業財産権の出願動向

2013年の産業財産権出願件数は全体で430,164件であり、2012年の396,379件(商標登録更新出願件数を除いた新規出願件数)に比べ8.5%(33,785件)の増加となった。

※商標法改正(2010.7.28)により商標登録更新登録出願が商標登録更新登録申請に変更

各権利別の出願動向をみると、特許出願は204,589件で8.6%、デザイン登録出願は66,940件で6.0%、商標登録出願は147,667件で11.4%と前年度に比べ増加したのに対し、実用新案登録出願は10,968件で前年度に比べ11.7%の減少となった。

<表VII-1-1> 過去5年間の権利別出願状況

(単位：件、%)

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	
特許	163,523	170,101	178,924	188,305	204,589	
増減率	△4.2	4.0	5.1	5.2	8.6	
実用新案	17,144	13,661	11,854	12,422	10,968	
増減率	△1.5	△20.3	△13.2	4.8	△11.7	
デザイン	57,903	57,187	56,522	63,135	66,940	
増減率	2.0	△1.2	△1.2	11.7	6.0	
商標	新規	103,433	108,324	123,807	132,517	147,667
	更新	22,987	12,801	-	-	-

	小計	126,420	121,125	123,807	132,517	147,667
	増減率	3.4(△1.2)	4.7(△4.2)	14.3(-)	7.0(-)	11.4(-)
計	新規	342,003	349,273	371,016	396,379	430,164
	合計	364,990	362,074	371,016	396,379	430,164
	増減率	△0.8(△2.1)	2.1(△0.8)	6.2(-)	6.8(-)	8.5

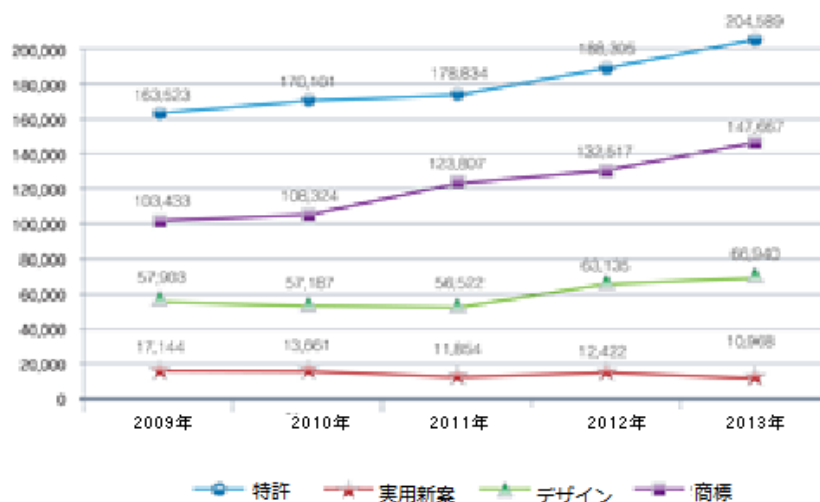
\* 2012年までは受理基準、2013年からは受付基準

\* ( ) は商標更新登録出願件数を含む増加率

\* 複数デザイン、多類商標登録出願の場合は含まない。

産業財産権の年度別出願の推移は、2009年342千件、2010年349千件、2011年371千件、2012年396千件、2013年430千件であり、出願件数の増加傾向が続いた。これは新しい技術とブランドを先占するR&Dなどの未来志向的な投資が行われた結果と見られる。

<図Ⅶ-1-1> 過去5年間の権利別出願推移



## 2. 外国人の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 イ・トクファン

2013年の外国人出願は全体で61,331件であり、産業財産権の全体出願430,164件に対し14.3%を占めた。権利別にみると、前年度に比べ特許出願は11.7%、デザイン登録出願は4.8%、商標登録出願は11.9%でそれぞれ増加となり、実用新案登録出願は前年度に比べ3.6%減少となった。

＜表Ⅶ－1－2＞国内・外国人別の出願状況

(単位：件、%)

区分		2012年		2013年		前年度比 増加率
		件数	比率	件数	比率	
特許	内国人	148,122	78.7	159,995	78.2	8.0
	外国人	40,183	21.3	44,894	21.8	11.7
	計	188,305	100	204,589	100	8.6
実用新案	内国人	11,898	95.8	10,463	95.4	△12.1
	外国人	524	4.2	505	4.6	△3.6
	計	12,422	100	10,968	100	△11.7
デザイン	内国人	59,487	94.2	63,117	94.3	6.1
	外国人	3,648	5.8	3,823	5.7	4.8
	計	63,135	100	66,940	100	6.0
商標	内国人	120,340	90.8	135,258	91.6	12.4
	外国人	12,177	9.2	12,409	8.4	11.9
	計	132,517	100	147,667	100	11.4
合計	内国人	339,847	85.7	368,833	85.7	8.5
	外国人	56,532	14.3	61,331	14.3	8.5
	計	396,379	100	430,164	100	8.5

## 3. 法人及び個人の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 イ・トクファン

2013年の法人出願件数は286,355件で前年度に比べ8.2%の増加、個人出願は143,809で前年度に比べ9.2%の増加となった。

法人及び個人のすべての実用新案登録出願は、前年度に比べそれぞれ13.6%と10.4%減少したのに対し、特許出願、デザイン登録出願、商標登録出願は、法人の場合は、前年度に比べそれぞれ9.8%、7.8%、6.6%の増加となり、個人の場合は4.0%、4.0%、17.7%の増加となった。

&lt;表Ⅶ-1-3&gt;法人、個人別の出願状況

(単位：件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2012年	2013年	増減率	2012年	2013年	増減率	2012年	2013年	増減率
特許	151,349 (80.4)	166,156 (81.2)	9.8	36,956 (19.6)	38,433 (19.6)	4.0	188,305	204,589	8.6
実用 新案	5,138 (41.4)	4,440 (40.5)	△13.6	7,284 (58.6)	6,528 (59.5)	△10.4	12,422	10,968	△11.7
デザイ ン	33,613 (53.2)	36,232 (54.1)	7.8	29,522 (46.8)	30,708 (45.9)	4.0	63,135	66,940	6.0
商標	74,613 (56.3)	79,527 (53.9)	6.6	57,904 (43.7)	68,140 (46.1)	17.7	132,517	147,667	11.4
計	264,713 (66.8)	286,355 (66.6)	8.2	131,666 (33.2)	143,809 (33.4)	9.2	396,379	430,164	8.5

\* ( )は法人・個人別の構成比である。



## 4. 女性及び学生の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 イ・トクファン

2013年の女性出願は32,884件で前年度に比べ20.5%の増加となり、学生出願は3,618件で前年度に比べ8.4%の減少となった。

女性出願の場合は2010年に横這いをみせたが、その後持続的な増加となった。女性の社会進出の拡大と地位向上などの環境変化とともに、女性発明品博覧会、女性発明優秀事例発表など女性発明に対する特許庁の政策的努力が持続的に推進されているため、女性出願は持続的に増加するものと判断される。

学生出願の場合は、出願手数料がこれまで出願件数と関係なく100%減免(商標登録出願手数料は除外)されるメリットが与えられていたが、2009年から権利別に各々年間10件まで手数料の免除が認められることとなり、それ以上の出願手数料は免除の対処から除外され、2009年以降は減少しているものと分析される。

<表Ⅶ-1-4>女性及び学生の出願状況

(単位：件、%)

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
女性	20,726 (2.9)	20,757 (0.1)	26,072 (25.6)	27,291 (4.7)	32,884 (20.5)
学生	4,273 (△34.6)	3,425 (△19.8)	2,970 (△13.3)	3,949 (33.0)	3,618 (△8.4)

\* ( )は前年対比の増減率

\* 学生出願の場合、商標登録出願は除外

## 5. 代理人有無別の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 イ・トクファン

2013年の代理人全体出願件数は348,877件であり、産業財産権の全体出願件数の430,164件に比べ81.1%を占め、直接出願の全体件数は81,287件で全体出願件数の18.9%を占めるものと示された。代理人出願と直接出願は、2010年以降から出願の割合に変動がなく各々1%前後の水準で変動しているものと示された。

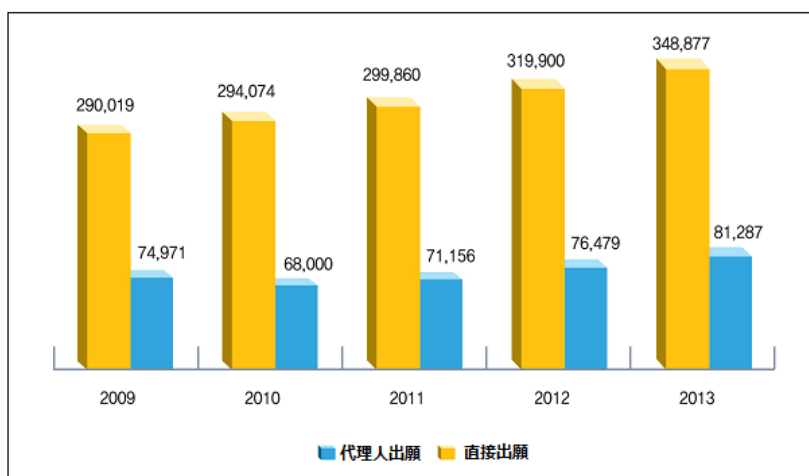
&lt;表Ⅶ-1-5&gt;代理人有無別の出願件数

(単位：件、%)

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
代理人出願	290,019 (79.4)	294,074 (81.2)	299,980 (80.8)	319,900 (80.7)	348,877 (81.1)
直接出願	74,971 (20.6)	68,000 (18.8)	71,136 (19.2)	76,479 (19.3)	81,287 (18.9)
計	364,990 (100)	362,074 (100)	371,116 (100)	396,379 (100)	430,164 (100)

\* ( )は代理人有無別の構成比である。

&lt;図Ⅶ-1-2&gt;代理人有無別出願推移



## 6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)の特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 シム・ウヤン

産業財産権主要4カ国(米・日・中・ヨーロッパ)の過去5年間の特許出願をみると、2012年に最も多い出願件数を記録した国は中国であり、過去5年間の全体出願件数が2,174,808件であった。その次に多い国は米国、日本、ヨーロッパ(EPO)の順であった。

中国の場合、開放化及び産業化の影響で急激な出願増加率を記録し、2012年の特許出願件数は前年度に比べ19.4%の増加となり、初めて米国より多い出願件数を記録した。

&lt;表VII-1-6&gt; 主要国の過去5年間の特許出願状況

(単位：件、%)

区分	2008	2009	2010	2011	2012
米国	456,321 (0.0)	456,106 (△0.0)	490,226 (7.5)	503,582 (2.7)	502,815 (7.8)
日本	391,002 (△3.1)	348,596 (△10.8)	344,598 (△1.1)	342,610 (△0.6)	342,796 (0.1)
中国	289,838 (18.2)	314,604 (8.5)	391,177 (24.3)	526,412 (34.6)	652,777 (24.0)
ヨーロッパ	146,150 (3.8)	134,580 (△7.9)	150,961 (12.2)	142,793 (△5.4)	148,560 (4.0)

\* WIPOホームページ参考

\* ( )は前年比の増減率

## 7. 韓国の主要国(米国、日本、EPO、中国)に対する特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 シム・ウヤン

＜表Ⅶ－1－7＞過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願状況

(単位：件、%)

区分		2008	2009	2010	2011	2012	平均 増加率 <sup>41</sup>
米国	韓国人 出願	23,584 (2.6)	23,950 (1.6)	26,040 (8.7)	27,289 (4.8)	29,481 (8.0)	5.1
	米国 全体出願	456,321 (0.0)	456,106 (△0.0)	490,226 (7.5)	503,582 (2.7)	542,815 (7.8)	3.6
日本	韓国人 出願	6,347 (△12.1)	5,599 (△11.8)	4,782 (14.6)	4,872 (1.9)	5,708 (17.2)	△3.9
	日本全体 出願	391,002 (△3.1)	348,596 (△10.8)	344,598 (△1.1)	342,610 (△0.6)	342,796 (△0.1)	△3.1
ヨーロッパ (EPO)	韓国人 出願	4,934 (7.4)	4,347 (△11.9)	4,193 (△3.5)	4,715 (12.4)	5,721 (21.3)	5.1
	ヨーロッパ (EPO)全体 出願	146,150 (3.8)	134,580 (△7.9)	150,961 (12.2)	142,793 (△5.4)	148,560 (4.0)	1.3
中国	韓国人 出願	8,467 (△7.8)	8,022 (△5.3)	5,909 (△26.3)	7,178 (21.5)	8,985 (25.2)	1.5
	中国全体 出願	289,838 (18.2)	314,604 (8.5)	391,177 (24.3)	526,412 (34.6)	652,777 (24.0)	21.9

\* WIPOホームページ参考

\* ( )は前年比の増減率

<sup>41</sup> 2008～2012年の5年間増減率の平均

## 第2節 権利別・産業通商資源部門別の出願

### 1. 特許・実用新案の登録出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 イ・トクファン

特許出願の産業通商資源部門別の構成比をみると、内国人の場合は、一般機械(10.1%)、化学(8.0%)、コンピュータ・情報処理(7.5%)、光学及び映像・音響機器(6.2%)など各産業分野において万遍なく出願されている。外国人の場合は、化学(18.1%)分野に相対的に傾いている反面、半導体(8.5%)、一般機械(7.6%)などの分野において出願率が高かった。

内国人の場合は、一般機械分野の出願の割合が10.1%で、外国人の同分野出願の割合である7.6%に比べ相対的に高かった。一方、外国人の場合は、化学分野の出願の割合が18.1%で、内国人の同分野出願の割合である8.0%に比べ遥かに高いことが分かった。

また、実用新案登録出願の産業通商資源部門別の構成比をみると、内国人は、家具・事務用品・雑貨(21.7%)、一般機械(19.5%)分野の順で出願が多く、外国人の場合も同様に、一般機械(17.0%)、家具・事務用品・雑貨(13.3%)分野の順で出願が多かった。

<表VII-1-8> 産業部門別の特許、実用新案登録出願状況

(単位：件、%)

区分(特許・実用新案)	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
一般機械	18,116	10.6	3,499	7.8	21,615	10.0
精密機器	5,227	3.1	1,139	2.5	6,366	3.0
自動車	9,110	5.3	1,898	4.2	11,008	5.1

運送装備	4,142	2.4	310	0.7	4,452	2.1
鉄鋼・金属	4,405	2.6	1,439	3.2	5,844	2.7
土木・建築	10,620	6.2	599	1.3	11,219	5.2
化学	12,899	7.6	8,097	17.9	20,996	9.7
材料	2,421	1.4	915	2.0	3,336	1.5
繊維	2,832	1.7	470	1.0	3,302	1.5
食料品	4,925	2.9	394	0.9	5,319	2.5
医療衛生	7,945	4.7	2,951	6.5	10,896	5.1
バイオ	2,067	1.2	607	1.3	2,674	1.2
農林水産	3,462	2.0	243	0.5	3,705	1.7
家具・事務用品・雑貨	9,436	5.5	844	1.9	10,280	4.8
電気機器	7,754	4.5	1,425	3.2	9,179	4.3
電氣的測定・制御	4,063	2.4	785	1.7	4,848	2.2
電子部品	8,587	5.0	2,868	6.4	11,455	5.3
コンピュータ・情報処理	12,231	7.2	2,700	6.0	14,931	6.9
半導体	7,899	4.6	3,831	8.5	11,730	5.4
電子商取引	6,857	4.0	336	0.7	7,193	3.3
光学及び映像・音響機器	10,124	5.9	2,604	5.8	12,728	5.9
通信・放送	3,495	2.1	1,238	2.7	4,733	2.2
無線通信	5,161	3.0	1,815	4.0	6,976	3.2
その他	6,649	3.9	4,123	9.1	10,772	5.0
計	170,427	100	45,130	100	215,557	100

区分(特許)	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数
一般機械	16,079	10.1	3,413	7.6	19,492	9.5

精密機器	4,977	3.1	1,134	2.5	6,111	3.0
自動車	8,627	5.4	1,873	4.2	10,500	5.1
運送装備	3,476	2.2	305	0.7	3,781	1.8
鉄鋼・金属	4,347	2.7	1,431	3.2	5,778	2.8
土木・建築	9,533	6.0	580	1.3	10,113	4.9
化学	12,732	8.0	8,080	18.1	20,812	10.2
材料	2,364	1.5	909	2.0	3,273	1.6
繊維	2,550	1.6	458	1.0	3,008	1.5
食料品	4,586	2.9	381	0.9	4,967	2.4
医療衛生	7,587	4.7	2,922	6.5	10,509	5.1
バイオ	2,059	1.3	605	1.4	2,664	1.3
農林水産	2,992	1.9	239	0.5	3,231	1.6
家具・事務用品・ 雑貨	7,166	4.5	777	1.7	7,943	3.9
電気機器	7,304	4.6	1,396	3.1	8,700	4.3
電氣的測定・制御	3,949	2.5	778	1.7	4,727	2.3
電子部品	8,317	5.2	2,822	6.3	11,139	5.4
コンピュータ・情 報処理	12,065	7.5	2,653	5.9	14,718	7.2
半導体	7,851	4.9	3,803	8.5	11,654	5.7
電子商取引	6,815	4.3	335	0.8	7,150	3.5
光学及び映像・音 響機器	9,900	6.2	2,582	5.8	12,482	6.1
通信・放送	3,449	2.2	1,231	2.8	4,680	2.3
無線通信	5,078	3.2	1,813	4.1	6,891	3.4
その他	6,161	3.9	4,105	9.2	10,266	5.0

計	159,964	100	44,625	100	204,589	100
---	---------	-----	--------	-----	---------	-----

区分(実用新案)	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数
一般機械	2,037	19.5	86	17.0	2,123	19.4
精密機器	250	2.4	5	1.0	255	2.3
自動車	483	4.6	25	5.0	508	4.6
運送装備	666	6.4	5	1.0	671	6.1
鉄鋼・金属	58	0.6	8	1.6	66	0.6
土木・建築	1,087	10.4	19	3.8	1,106	10.1
化学	167	1.6	17	3.4	184	1.7
材料	57	0.5	6	1.2	63	0.6
繊維	282	2.7	12	2.4	294	2.7
食料品	339	3.2	13	2.6	352	3.2
医療衛生	358	3.4	29	5.7	387	3.5
バイオ	8	0.1	2	0.4	10	0.1
農林水産	470	4.5	4	0.8	474	4.3
家具・事務用品・雑貨	2,270	21.7	67	13.3	2,337	21.3
電気機器	450	4.3	29	5.7	479	4.4
電氣的測定・制御	114	1.1	7	1.4	121	1.1
電子部品	270	2.6	46	9.1	316	2.9
コンピュータ・情報処理	166	1.6	47	9.3	213	1.9
半導体	48	0.5	28	5.5	76	0.7



電子商取引	42	0.4	1	0.2	43	0.4
光学及び映像・ 音響機器	224	2.1	22	4.4	246	2.2
通信・放送	46	0.4	7	1.4	53	0.5
無線通信	83	0.8	2	0.4	85	0.8
その他	488	4.7	18	3.6	506	4.6
計	10,463	100	505	100	10,968	100

## 2. デザインの登録出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 イ・トクファン

2013年のデザイン登録出願状況をみると、内国人は住宅設備用品(13.3%)、事務用品及び販売用品(12.6%)、衣服及び身の回り品(12.5%)が比較的高い出願の割合を示した。外国人は電気・電子・通信機械機具(22.0%)が最も高く、その次が生活用品(13.0%)、一般機械器具(12.4%)の順に高い出願の割合を示した。

<表Ⅶ-1-9> 産業部門別のデザイン登録出願状況

(単位：件、%)

区分	自国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数
加工食品及び嗜好品	178	0.3	12	0.3	190	0.28
衣服及び身の回り品	7,902	12.5	331	8.7	8,233	12.30
生活用品	5,915	9.4	499	13.0	6,414	9.58
住宅設備用品	8,423	13.3	280	7.3	8,703	13.00
趣味・娯楽用品及び 運動競技用品	2,057	3.3	190	5.0	2,247	3.36

事務用品及び販売用品	7,939	12.6	240	6.3	8,179	12.22
運輸及び運搬機械	1,617	2.6	298	7.8	1,915	2.86
電気・電子機械器具及び 通信機械器具	7,848	12.4	841	22.0	8,689	12.98
一般機械器具	2,106	3.3	473	12.4	2,579	3.85
産業用機械器具	2,750	4.4	428	11.2	3,178	4.75
土木、建築用品	6,810	10.8	37	1.0	6,847	10.23
その他基礎製品	6,510	10.3	149	3.9	6,659	9.95
その他物品	417	0.7	6	0.2	423	0.63
その他	2,642	4.2	42	1.1	2,684	4.01
計	63,114	100	3,826	100	66,940	100

### 3. 商標の登録出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 イ・トクファン

NICE分類による2013年の産業通商資源部門別の商標登録出願状況をみると、内国人は、サービス業が36.5%で最も高い出願の割合を記録し、機械・電気機械・輸送機械機具(13.5%)、菓子・食品・飲料類(12.5%)で比較的高い出願の割合を示した。外国人の場合は、機械・電気機械・輸送機械機具(24.2%)、化学品・薬剤・化粧品類(23.3%)の順で比較的高い出願の割合を記録した。

<表Ⅶ-1-10> NICE分類別の商標登録出願状況

(単位：件、%)

区分	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比

化学品、薬剤、化粧品	17,475	12.9	2,888	23.3	20,363	13.8
一般金属材、建築材料、 手動利器類、非金属製建 築材料	3,609	2.7	280	2.3	3,889	2.6
機械、電気機械、輸送機 械器具	18,312	13.5	3,008	24.2	21,320	14.4
繊維、繊維製品、衣類	10,032	7.4	1,135	9.1	11,167	7.6
家具、敷物類、台所用品	5,527	4.1	428	3.4	5,955	4.0
貴金属、時計、皮革、カ バン類	5,107	3.8	789	6.4	5,896	4.0
楽器、玩具、運動器具、 タバコ	3,208	2.4	495	4.0	3,703	2.5
紙、文房具、印刷物	4,333	3.2	285	2.3	4,618	3.1
菓子、食品、飲み物	16,947	12.5	1,258	10.1	18,205	12.3
ゴム、プラスチック材料	656	0.5	98	0.8	754	0.5
サービス業	49,317	36.5	1,739	14.0	51,056	34.6
その他	735	0.5	6	0.0	741	0.5
計	135,258		12,409		147,667	

## 第3節 公共機関及び大学の特許出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 イ・トクファン

## 1. 公共機関の特許出願

公共機関の特許出願は2013年10,516件で前年度に比べ7.9%の増加となった。1992年から2013年まで公共機関の中で特許多出願1位の機関は36,174件を出願した韓国電子通信研究院で、公共機関の全体出願件数の32.7%を占め、その次の機関が浦項産業科学研究院、韓国科学技術研究院、韓国機械研究院、韓国電力公社の順であった。

＜表Ⅶ-1-11＞公共機関の特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
公共機関の特許出願	8,496	9,492	8,917	9,748	10,516
前年比の増減率	21.0	11.7	△6.1	9.3	7.9

\* 出願番号基準

＜表Ⅶ-1-12＞公共機関の特許多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	1992～2012出願件	特許占有率
1	韓国電子通信研究所	36,174	32.7
2	浦項産業科学研究院	9,007	8.1
3	韓国科学技術研究院	6,240	5.6
4	韓国機械研究院	4,365	3.9
5	韓国電力公社	3,642	3.3
その他	その他	51,145	46.3
合計	-	110,573	100.0

\* 共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

## 2. 大学の特許出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 イ・トクファン

大学の特許出願は当該特許増加率より高い数値を維持しており、相対的に大学の特許出願が増えていることがわかった。

1992年から2013年まで、大学における多出願一位の大学は10,034件を出願した韓国科学技術院であり、大学の全体出願件数の9.9%を占め、延世大学、高麗大学がそれぞれ2位と3位を占めている。

上位5位までの大学が占める割合が27.4%で、知名度の高い一部の理工系大学の特許出願の割合が相対的に高いことが分かった。

<表Ⅶ-1-13> 大学の特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
大学の特許出願	9,760	10,667	11,581	12,233	13,718
前年比増加率	16.0	9.3	8.6	5.6	12.1

\* 出願番号基準

<表Ⅶ-1-14> 大学の特許多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	1992年～2013年 出願件数	占有率
1	韓国科学技術院	10,034	9.9
2	延世大学校	4,767	4.7
3	高麗大学校	4,600	4.6
4	ソウル大学校	4,285	4.2

5	漢陽大学校	4,087	4.0
その他	その他	73,251	72.5
合計	-	101,024	100.0

\* 共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

## 第4節 内・外国人の地域別・企業別の出願

## 1. 内国人の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 イ・トクファン

## イ. 地域別の出願状況

2013年の内国人の全体出願は368,833件であり、このうちのソウル、仁川、京畿などの首都圏における内国人の出願率は257,162件で、全体出願件数の69.7%を占め、その他の地域は116,671件で、30.3%を占めていることがわかった。これは大半の国内企業が首都圏に本社を置き、本社の住所地から出願をしているのために、首都圏に出願件数が集中していると判断される。

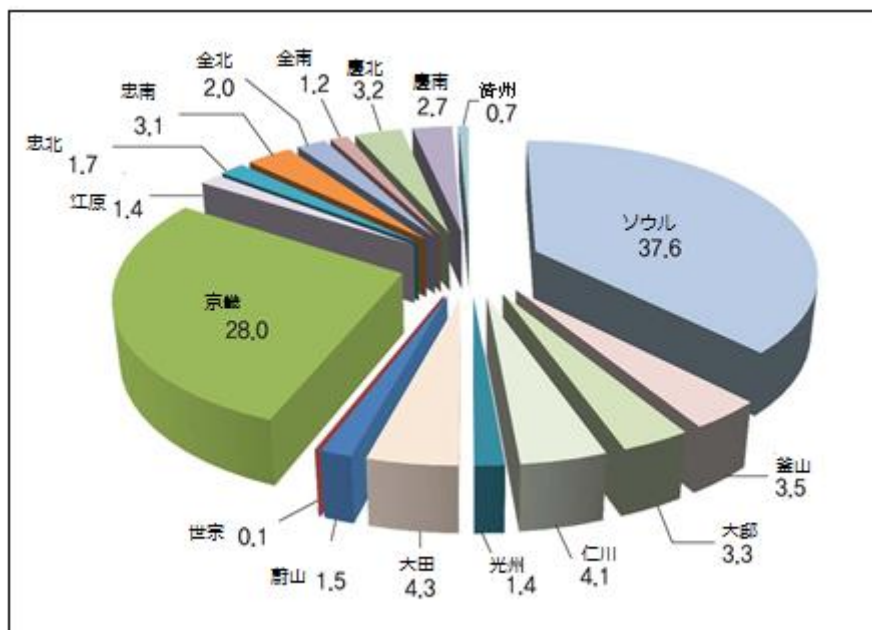
&lt;表Ⅶ-1-15&gt;内国人の地域別出願状況

(単位：件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2012年	2013年	2012年	2013年	2012年	2013年	2012年	2013年	2012年	2013年	2012年	2013年
ソウル	44,537	47,792	3,195	2,983	20,783	21,303	60,381	66,617	128,896	138,695	37.9	37.6
釜山	4,455	4,737	664	559	2,313	2,491	4,301	5,100	11,733	12,887	3.5	3.5
大邱	3,838	4,065	484	386	2,960	3,725	3,045	3,901	10,327	12,077	3.0	3.3
仁川	6,146	6,189	537	506	3,565	3,907	3,640	4,532	13,888	15,134	4.1	4.1
光州	2,386	2,442	160	151	1,364	1,057	1,778	1,678	5,688	5,328	1.7	1.4
大田	11,206	11,204	290	256	1,163	1,270	3,164	3,301	15,823	16,031	4.7	4.3
蔚山	3,215	3,073	1,455	863	485	929	639	761	5,794	5,626	1.7	1.5
世宗	218	266	6	11	63	86	222	190	509	553	0.1	0.1
京畿	44,022	50,204	3,391	3,058	18,894	20,172	25,278	29,899	91,585	103,333	26.9	28.0
江原	1,881	2,183	160	116	644	651	1,834	2,342	4,519	5,292	1.3	1.4

忠北	2,917	2,763	192	182	1,081	1,050	2,265	2,178	6,455	6,173	1.9	1.7
忠南	5,182	6,013	287	303	1,507	1,701	3,980	3,570	10,956	11,587	3.2	3.1
全北	3,536	3,791	169	155	885	944	1,827	2,359	6,417	7,249	1.9	2.0
全南	1,823	2,031	140	128	766	674	1,635	1,746	4,364	4,579	1.3	1.2
慶北	7,315	7,613	283	286	1,221	1,356	2,825	2,475	11,644	11,730	3.4	3.2
慶南	4,933	5,022	465	485	1,602	1,521	2,456	2,869	9,456	9,897	2.8	2.7
済州	498	580	16	32	183	278	1,033	1,733	1,730	2,623	0.5	0.7
その他	14	27	4	3	8	2	37	7	63	39	0.0	0.0
計	148,122	159,995	11,898	10,463	59,487	63,117	120,340	135,258	339,847	368,833	100.0	100.0

<図VII-1-3> 2013年内国人の地域別出願推移



ロ. 国内の最多出願企業別の出願状況

2013年の国内多出願企業のうちの上位10大企業の出願件数は計37,056件であり、内国人の全体出願件数の16.3%を占めている。特に、特許出願の場合は10大多出願企業の出願件数が26,854件で20.8%を占めている。多出願企業をみると、サムスン電子、L



G電子、現代自動車、LG化学、現代重工業が各々1～5位を占めた。

<表Ⅶ-1-16> 国内10大多出願企業の出願状況

(単位：件、%)

順位	企業名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	サムスン電子	7,721	4	2,037	298	10,060
2	LG電子	3,284	2	1,247	420	4,953
3	現代自動車	3,126	0	198	235	3,559
4	LG化学	3,235	2	44	0	3,281
5	現代重工業	1,770	769	348	123	3,010
6	サムスンディスプレイ	2,818	0	19	9	2,846
7	(株)AMORE PACIFIC	199	105	479	1,779	2,562
8	LG生活健康	363	8	260	1,799	2,430
9	韓国電子通信研究所	2,196	0	11	3	2,210
10	LGディスプレイ	2,142	0	3	0	2,145
	小計 (内国人出願中の占有率)	22,669 (15.3)	26,854 (20.8)	890 (21.7)	4,646 (14.4)	4,666 (7.5)
	内国人の出願合計	148,122	128,816	4,098	32,177	62,549

\* 共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

## 2. 外国人の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 イ・トクファン

### イ. 出願人の国籍別出願状況

2013年の多出願国をみると、2012年に続いて日本と米国がそれぞれ1位と2位を占め、2012年と同様に2013年も日本と米国が外国人(法人含む)全体出願の半分以上である63.2%を占め、依然として強みをみせた。主な上位多出願国の順位は昨年度と同じ順位を維持している。

権利別では特許、実用新案及びデザイン部分では日本が、商標部分では米国が優位を示している。

<表Ⅶ-1-17>外国(法)人の国籍別出願状況

(単位：件、%)

順位	区分		特許	実用	デザイン	商標	計		2012 順位
							件数	占有率	
1	日本	2012年	15,854	48	1,427	3,248	20,577	36.3	1
		2013年	16,300	44	1,306	2,674	20,324	33.1	
2	米国	2012年	11,150	47	801	4,404	16,402	28.9	2
		2013年	12,976	50	996	4,420	18,442	30.1	
3	ドイツ	2012年	3,613	19	290	219	4,141	7.3	3
		2013年	4,419	13	221	256	4,909	8.0	
4	フランス	2012年	1,774	8	90	349	2,221	3.9	4
		2013年	1,952	9	119	367	2,447	4.0	
5	スイス	2012年	1,056	5	170	267	1,498	2.6	5
		2013年	1,330	-	164	327	1,823	3.0	
6	オランダ	2012年	824	-	125	72	1,021	1.8	7
		2013年	623	-	127	112	862	1.4	
7	イギリス	2012年	638	2	64	438	1,142	2.0	6
		2013年	773	3	112	633	1,521	2.5	
小計		2012年	34,909	129	2,967	8,997	47,002	82.9	

	2013年	38,373	119	3,045	8,789	50,328	82.1	
その他の国	2012年	5,347	396	690	3,241	9,674	17.1	
	2013年	6,221	384	778	3,620	11,003	17.9	
計	2012年	40,256	525	3,657	12,238	56,676	100.0	
	2013年	44,594	503	3,823	12,409	61,331	100.0	

ロ. 最多出願企業別の出願状況

外国人の10大多出願企業は日本企業が7社で大半を占めており、米国3社、ドイツ2社、フランス1社が含まれている。

多出願順位をみると、米国のクアルコムが1位、米国のアップルが2位、日本のキャノンが3位、ドイツのロバートボッシュと日本の東京エレクトロンが、各々4位と5位を占めた。

<表VII-1-18>外国人の10大多出願企業別の出願状況

(単位：件)

順位	出願人	国名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	クアルコムインコーポレイテッド	米国	1,210	-	-	12	1,222
2	アップルインク	米国	299	1	116	21	437
3	キャノン株式会社	日本	413	-	17	3	433
4	ロバートボッシュ	ドイツ	409	-	1	-	410
5	東京エレクトロン	日本	393	3	10	-	406
6	日東電工	日本	380	-	7	9	396
7	バスプエスイ	ドイツ	386	-	0	5	391

8	マイクロソフトコーポ レーション	米国	334	-	44	8	386
9	Alcatel-lucent	フランス	380	-	-	1	381
10	株式会社半導体エネ ルギー研究所	日本	372	-	-	-	372

\* 共同出願は各々の出願人ごとに1件として処理

## 第2章 PCT及びマドリッド国際出願分野

### 第1節 PCT国際出願

#### 1. 全世界PCT国際出願の状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 パク・ヒジョン

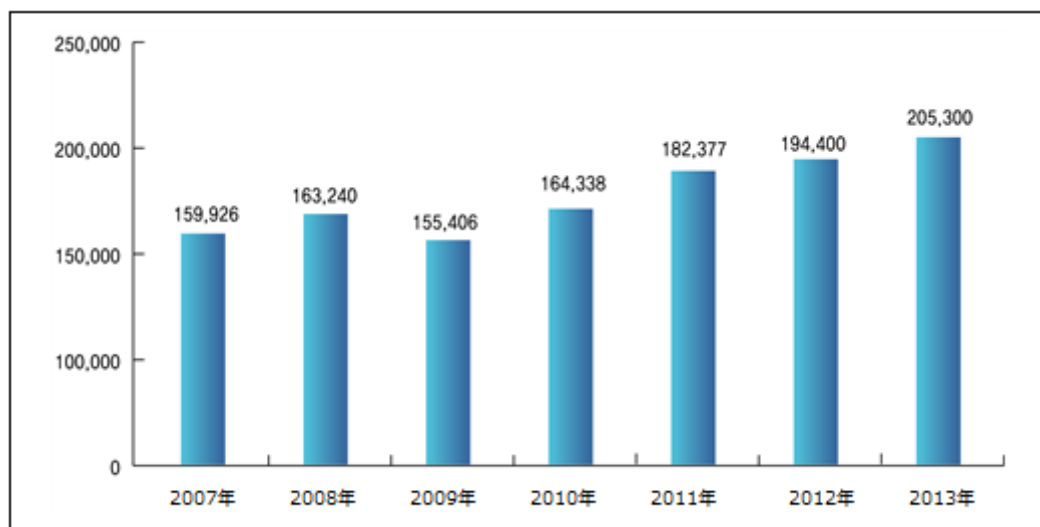
WIPOが発表した資料によると、PCTシステムを利用した国際特許出願が持続的に増加し、2013年では200,000件を超える205,300件で過去最大の件数となり、2012年の194,400件に比べ5.1%増となった。これは、最大出願国である米国のPCT出願件数の増加率が10.8%にのぼり、また、中国も5.6%の出願の割合をみせるなど、両国のG2国が全体の増加件数の85%を占め、PCT国際出願を牽引した結果とみられる。

その結果、中国は21,516件の国際出願を行いドイツ(17,927件)を追い越し、国際出願順位において3位となった反面、ドイツは-4.5%の国際出願減少率をみせ17,927件に留まった。PCT国際出願の上位10カ国のうち、ドイツとイギリス(-0.6%)の2カ国が減少に回り、残り8カ国は増加率をみせた。日本の場合は0.6%の増加率に留まった。

世界PCT国際出願において最も大きい割合を占めている国は米国で、2013年の全世界PCT国際出願の27.9%(57,239件)を占め、日本21.4%(43,918件)、中国10.5%(21,516件)、ドイツ8.7%(17,927件)でその後続いた。

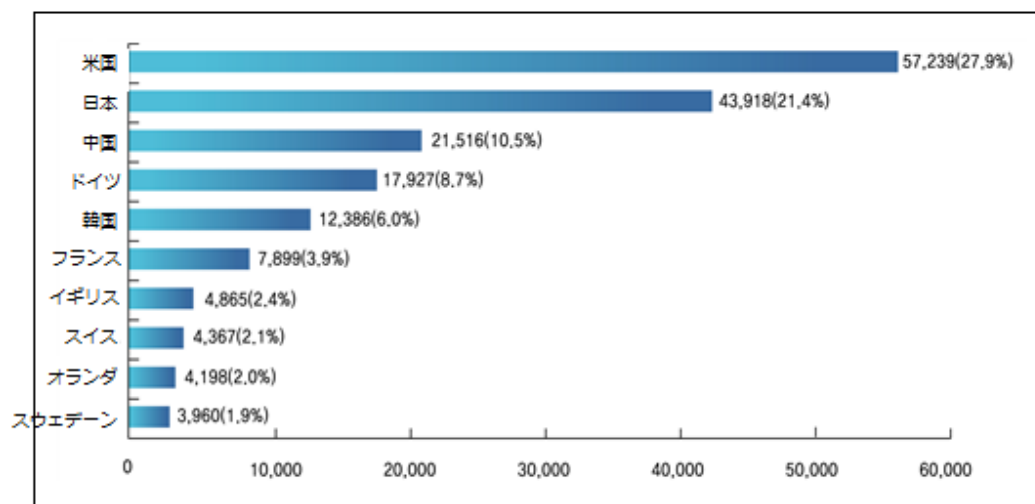
韓国は2012年の11,847件に比べ4.5%増しの12,386件となり、世界全体の出願量の6.0%を占め前年度と同じ世界5位を記録した。2013年上位5カ国による出願は全体出願の74.5%を占め、上位5カ国に集中する現象は依然として続いている。

<図VII-2-1>全世界のPCT国際出願の状況



\* 資料出所：2014.3.14 WIPO発表(暫定)資料

<図VII-2-2>2013年全世界のPCT多出願国の順位

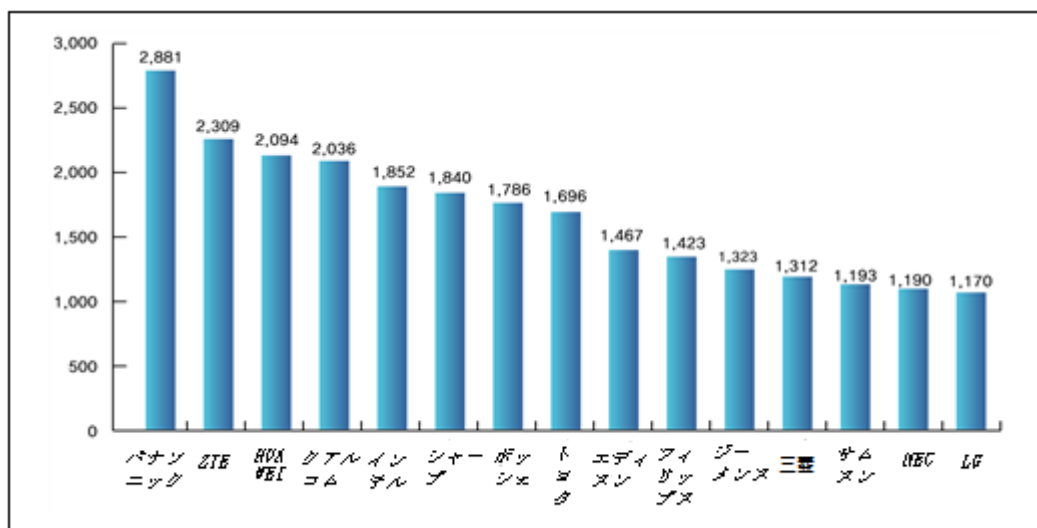


\* 資料出所：2014.3.14 WIPO発表(暫定)資料(WIPO資料は変動可能性があり、韓国特許庁の受付資料と異なる場合がある)

2013年の全世界PCT最多出願企業の状況は、日本のパナソニックが2,881件で1位、中国のZTEが2,309件、HUAWEIが2,094件で各々2位と3位を占めた。上位50位圏内の多出願企業を国別にみると、日本企業が20社、米国企業が15社、中国企業が4社、韓国企業が3社となっている。韓国企業はサムスン電子が1,193件で13位、LG電子が1,1

70件で15位、LG化学が449件で34位を記録した。

<図VII-2-3> 2013年全世界PCT多出願企業の順位



\* 出所：2013.3.14 WIPO発表(暫定)資料

## 2. 韓国のPCT国際出願状況及び見通し

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 パク・ヒジョン

### イ. 内国人のPCTによる海外出願(受理官庁)

2013年に韓国特許庁が受理官庁<sup>42</sup>として受理したPCT国際出願は12,439件であり、2012年の11,869件に比べ570件が増えた4.8%の増加率を記録した。これは前年度の増加率14.0%に比べ低い水準であるが、年度別にみると着実に増加傾向を維持している点で意味がある。

韓国が増加傾向を保っているのは、PCT制度が持つメリットに対する理解と知的財産権の重要性に対する認識拡大、海外における特許権確保について韓国企業と研究所、

<sup>42</sup> 国際出願を受理する国内(または地域)官庁であり、韓国出願人の場合は通常韓国特許庁、国際事務局も受理官庁として役割を果たす。

大学などで持続的に努力している結果であるといえる。

また、2009年から韓国語がPCT国際公開語として採択されたことで、これまで言語的な問題でPCT制度を利用できなかった中小企業や個人発明家らもPCT制度を利用して海外に特許を出願する機会が与えられたことも重要な要素として作用したといえる。

特許庁は、今後もこのような増加傾向を維持できるよう、国際調査及び国際予備審査機関としての水準を高めて役割を果たすとともに、PCT国際出願説明会及び主な出願企業を訪問してコンサルティングのような政策的努力を傾ける予定である。

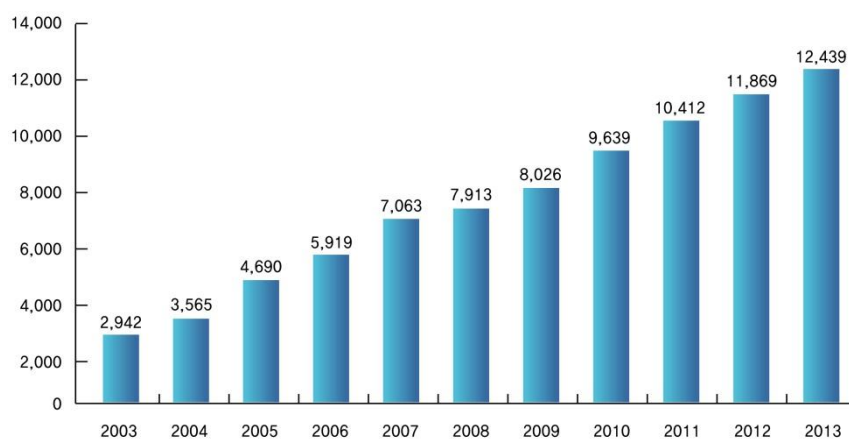
＜表Ⅶ－2－1＞韓国のPCT国際出願件数

(単位：件、%)

年度 区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
出願件数	2,942	3,565	4,690	5,919	7,063	7,913	8,026	9,639	10,412	11,869	12,439
増加率	17.2	21.2	31.6	26.2	19.3	12.0	1.4	20.1	8.0	14.0	4.8

\* 資料出所：KIPO統計

＜図Ⅶ－2－4＞韓国のPCT国際出願状況



\* 韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務所の受付日基準)と若干の差が発生する可能性がある。

\* 資料出所：KIPO統計



## ロ. 韓国国内の10大PCT最多出願法人(企業)の状況

2013年の韓国国内PCT最多出願法人(企業)別の状況をみると、上位10位の最多出願法人の出願件数は3,851件で全体の出願件数の31%を占め、2011年の27.7%、2012年の30.1%に比べ徐々にその比重が高くなっている。これは大企業がグローバル経済危機の中でも大企業が持続的な輸出増加によって海外で積極的な市場確保と特許紛争において優位を占めるために特許出願をしているものと解釈できる。

上位10位の法人のうち一般企業は7社が含まれ、昨年度から10位圏内に含まれなかった韓国エネルギー技術研究院が10位圏内にランキング入りするなど、3つの政府出資研究所の躍進が目立っている。サムスン電子は1,341件を出願し、2012年まで7年連続一位であったLG電子(1,225件)追い抜いて1位となった。これは、最近のICT企業を相手にした特許管理専門会社の特許攻撃とアップルとの特許訴訟により、海外での特許確保のため積極的な処置によるものと見られる。

<表Ⅶ-2-2> 韓国国内の多出願法人(企業)別PCT国際出願状況

(単位：件)

順位	出願人	2009	2010	2011	2012	2013(増減率)	
1	サムスン電子	536	719	752	960	1,341	(39.5)
2	LG電子	1,098	1,361	1,253	1,101	1,225	(11.3)
3	LG化学	197	184	314	401	534	(33.2)
4	第一毛織	35	66	63	97	157	(61.9)
5	LGイノテック	69	140	190	340	132	(△61.2)
6	韓国エネルギー技術研究院	16	24	19	55	111	(101.8)
7	SKプレニック	0	1	1	64	102	(59.4)
8	KT	13	10	44	105	93	(△11.4)

9	パンテック	2	58	90	136	78	(△42.6)
9	韓国電子通信 研究院	184	101	121	85	78	(△8.2)
10	韓国生産技術 研究院	12	27	39	74	74	-

\* 韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務局の受付日基準)と若干の差がある場合もある。

\* 資料出所：KIPO統計

#### ハ. 個人対法人のPCT国際出願状況

2013年のPCT国際出願件数は12,439件で、そのうち個人のPCT国際出願件数は1,999件を占め、2012年の2,056件に比べ減少したが、PCT国際出願全体で占める割合は16.1%で、前年度に比べ1.6%減となった。個人出願の割合が減少した原因は企業に比べて個人は言語、手続き、費用の面において利用するのが容易でないことがわかる。

しかし、2009年から韓国語がPCT国際公開語として適用され、すべての国際出願関連の書類を韓国語文字(ハングル)で提出することが可能となり、言語的な問題で困っていた個人や中小企業がより便利にPCT国際出願制度を利用できる契機が構築された。また、特許庁のPCT出願説明会や海外出願費用の支援事業も持続的に拡大され、個人も創意的なアイデアや技術さえあれば、いくらでも外国で特許権を確保できる道が開かれている。

<表VII-2-3> 個人対法人のPCT 国際出願状況

(単位：件、%)

区分	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
個人	1,477	1,617	1,707	1,831	2,046	1,960	2,056	1,999
(比率)	(25.0)	(22.9)	(21.6)	(22.8)	(21.2)	(18.8)	(17.3)	(16.1)
法人	4,442	5,446	6,206	6,195	7,593	8,452	9,813	10,439

(比率)	(75.0)	(77.1)	(78.4)	(77.2)	(78.8)	(81.2)	(82.7)	(83.9)
計	<b>5,919</b>	<b>7,063</b>	<b>7,913</b>	<b>8,026</b>	<b>9,639</b>	<b>10,412</b>	<b>11,869</b>	<b>12,439</b>
(比率)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

\* 資料出所:KIPO統計

## 二. PCT-EASY(FD<sup>43</sup>出願)及びE-filing(電子出願)によるPCT国際出願状況

書面やPCT-EASYによる出願の割合は9.7%に過ぎない微々たる水準であり、E-filingによるオンライン出願がほとんどを占め、2013年には90.3%を記録した。

<表VII-2-4>媒体別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

区分 \ 年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
On-Line (比率)	4,793 (81.0)	6,094 (86.3)	6,940 (87.7)	7,383 (92.0)	9,015 (93.5)	9,616 (92.4)	10,936 (92.1)	11,228 (90.3)
FD(PCT-EAS Y) (比率)	687 (11.6)	713 (10.1)	775 (9.8)	489 (6.1)	440 (4.6)	611 (5.9)	757 (6.4)	998 (8.0)
その他(書面 など)(比率)	439 (7.4)	256 (3.6)	198 (2.5)	154 (1.9)	184 (1.9)	185 (1.8)	176 (1.5)	213 (41.7)
計 (比率)	5,919 (100.0)	7,063 (100.0)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)

\* 資料出所:KIPO統計

\* 2005年2月からオンライン出願施行

また、出願人としてはE-filingによって出願する場合は、国際出願手数料のうちの30

<sup>43</sup> Floppy Disk

0スイスフラン(約361,000ウォン)の減免、PCT-EASY(Electronic Application System)で出願する場合は100スイスフラン(約118,000ウォン)の減免が適用さらえるため、費用節減の効果も期待できる。

#### ホ. 言語別のPCT国際出願状況

2013年のPCT国際出願の中で、韓国語による出願は10,227件で全体の82.2%を占め、英語による出願は2,209件で全体の17.8%を占めた。韓国語による出願の割合は2008年までは60%を若干上回ったが、2009年に70%、2011年からは80%を維持している。これは2009年1月1日から韓国語がPCT国際公開語に適用されることとなり、すべての国際出願関連の書類を韓国語で作成して出願することが可能になったため、優先日から14ヵ月以内に英語翻訳文を提出していた手続きがなくなったことによって、言語的に便利な韓国語による出願を積極的に利用するようになった結果とみられる。

但し、韓国語による出願が可能になったとしても、出願人が英語で出願したい場合は英語で出願することができるものの、英語で出願した場合は、英語による国際公開、韓国語で出願した場合は、韓国語による国際公開となる。

<表Ⅶ-2-5> 言語別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
韓国語 (比率)	3,741 (63.2)	4,592 (65.0)	4,982 (63.0)	5,800 (72.3)	7,336 (76.1)	8,394 (80.6)	9,628 (81.1)	10,227 (82.2)
英語 (比率)	2,177 (36.8)	2,471 (35.0)	2,928 (37.0)	2,226 (27.7)	2,303 (23.9)	2,018 (19.4)	2,241 (18.9)	2,209 (17.8)
日本語 (比率)	1 (-)	- (-)	3 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (-)
計 (比率)	5,919 (100.0)	7,063 (100.0)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)

\* 資料出所:KIPO統計

### 3. 国際調査・国際予備審査の状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 パク・ヒジョン

#### イ. 韓国特許庁に対する国際調査及び/または国際予備審査の請求状況

韓国特許庁は、1997年のPCT総会で国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を遂行してきた。2013年末基準で、米国をはじめとする13カ国の特許庁と業務協定を締結し、これらの国の出願人の国際調査及び/又は国際予備審査業務を遂行している。

※業務協定締結国(13カ国):フィリピン(2001)、ベトナム(2002)、インドネシア(2004)、モンゴル(2005)、ニュージーランド(2005)、シンガポール(2006)、マレーシア(2006)、米国(2006)、スリランカ(2009)、オーストラリア(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)

2013年に韓国特許庁で受付けた国際調査は全体で29,531件であり、2012年の27,109件に比べ8.9%の増加となった。その中で韓国出願人が申請した件数は11,971件で2012年に比べ11.5%の増加となり、米国をはじめとする外国の出願人が申請した件数は17,560件で2012年に比べ7.2%の増加となった。

また、米国出願人が申請した件数は16,968件であり、韓国特許庁が受付けた全体の国際調査の57.5%で、外国出願人が申請した国際調査物量の96.6%を占め、米国出願人の割合が圧倒的である。

特に、インテル、ヒューレット・パッカード、グーグルなど多数の米国グローバル企業が、PCT国際出願件の大半を韓国特許庁に国際調査を依頼している。これは韓国特許庁の国際調査報告書の品質に満足していることを示している。

＜表Ⅶ－２－６＞PCT国際調査使用写本の受付状況

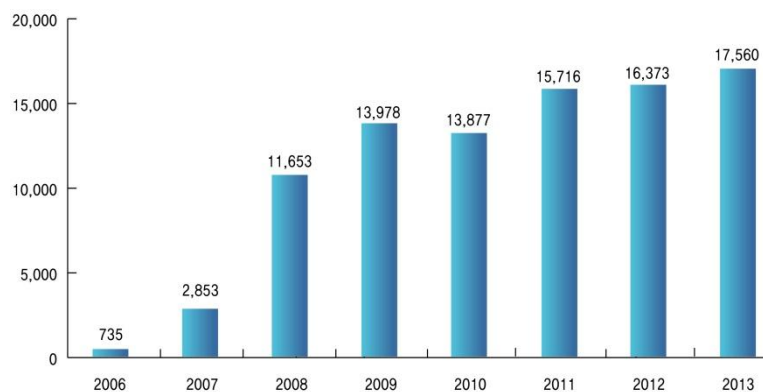
(単位：件、%)

区分 \ 年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
韓国	5,163	6,071	7,165	7,090	8,830	9,950	10,736	11,971
(割合)	(87.5)	(68.0)	(38.1)	(33.6)	(38.9)	(38.8)	(39.6)	(40.5)
米国	690	2,735	11,371	13,356	13,319	15,167	15,805	16,968
(割合)	(11.7)	(30.7)	(60.4)	(63.4)	(58.7)	(59.1)	(58.3)	(57.5)
その他の国	45	118	282	622	558	549	568	592
(割合)	(0.8)	(1.3)	(1.5)	(3.0)	(2.4)	(2.1)	(2.1)	(2.0)
計	5,898	8,924	18,818	21,068	22,707	25,666	27,109	29,531
(割合)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

\* 資料出所:KIPO統計

韓国は、2008年まで23万ウォンであった国際調査費用を、2009年に韓国語による国際調査費用は45万ウォン、英語による国際調査費用は90万ウォンに一度値上げ、さらに2010年から英語による国際調査費用を130万ウォンに値上げた。調査費用の値上げにもかかわらず毎年海外PCT国際調査の受付件数は持続的に増加していることは、海外の顧客が他調査機関より調査費用が安価であるだけでなく、韓国特許庁の国際調査品質にも満足しているとみえる。

＜図Ⅶ－２－５＞海外出願人のPCT国際出願依頼状況



\* 資料出所：KIPO統計

2013年に韓国特許庁が受付けた国際予備審査は252件で、2012年の300件に比べ16.3の減少となった。減少の要因は国際調査の段階において先行技術に対する調査とともに特許性の対する検討資料が提供されるため、必須的な手続きではない国際予備審査を出願人が行う必要がなくなったためであると見られる。

<表Ⅶ-2-7>PCT国際予備審査の請求状況

(単位：件、%)

区分	年度								
	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	
国際予備審査請求書受付	599	511	359	341	270	226	300	252	
増加率	△8.5	△14.7	△29.7	△5.0	△20.8	△16.3	32.7	△16.3	

\* 資料出所:KIPO統計

#### ロ. 韓国出願人の国際調査機関指定状況

韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は韓国特許庁(ISA/KR)以外に、オーストリア特許庁(ISA/AT)、オーストラリア特許庁(ISA/AU)、日本特許庁(ISA/JP)を国際調査機関(ISA)に指定して国際調査を受けることができる。

2013年に韓国特許庁を受理官庁としたPCT国際出願において、韓国特許庁を国際調査機関に指定した件数は12,386件で、全体件数に比べ99.6%に達したのに対し、外国特許庁を国際調査機関に指定した件数は53件(0.4%)に過ぎず、2012年度と同様な割合であった。これはオーストリアやオーストラリアより手数料が安く、国際調査報告書の品質に対する満足度が高いからであるとみられる。

<表Ⅶ-2-8>PCT国際調査機関の指定状況

(単位：件、%)

区分	年度							
	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
大韓民国(KR)	5,368	6,571	7,590	7,442	9,422	10,334	11,828	12,386
(比率)	(90.7)	(93.0)	(95.9)	(92.7)	(97.8)	(99.2)	(99.6)	(99.6)
その他の国	551	497	323	584	217	78	41	53
(比率)	(9.3)	(7.0)	(4.1)	(7.3)	(2.2)	(0.8)	(0.4)	(0.4)
計	5,919	7,063	7,913	8,026	9,639	10,412	11,869	12,439
(比率)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

\* 資料出所:KIPO統計

#### 4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 パク・ヒジョン

##### イ. 2012年度PCT韓国国内段階(指定官庁)移行(出願)件数

PCT国際出願を通じて大韓民国で特許権(実用新案権)を獲得するために、PCT出願後2013年に韓国内段階へ移行した件数は31,729件で、前年度に比べ2.3%の増加となった。

<表Ⅶ-2-9>PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数

(単位:件、%)

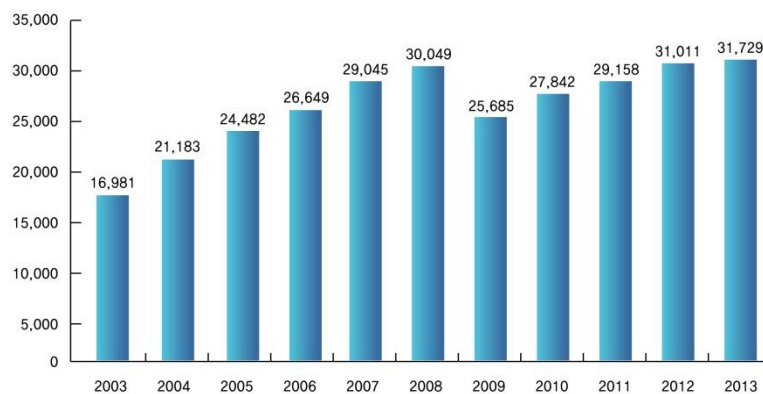
分析	年度										
	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
出願件数	16,981	21,183	24,482	26,649	29,045	30,049	25,685	27,842	29,158	31,011	31,729
増減率(%)	△5.0	24.7	15.6	8.9	9.0	3.5	△14.5	8.4	4.7	6.3	2.3

\* 資料出所:KIPO統計



＜図Ⅶ－２－６＞PCT韓国の国内段階(指定官庁)への移行状況

(単位：件)



\* 資料出所:KIPO統計

## ロ．韓国の国内段階(指定官庁)への移行動向

2003年から2007年まで国内段階への移行件数は大幅な増加率をみせたが、2008年には下半期から始まった世界金融危機によって増加率が3.5%と平年水準より減少し、グローバル景気低迷が本格化した2009年度には△14.5%と急減した。

2010年以後世界経済がグローバル金融危機から脱して安定した回復傾向へと転じ、韓国国内段階への移行件数も再び増加し始め、2010年は8.4%、2011年は4.7%、2012年は6.3%、2013年2.3%の増加を記録した。

## 第2節 マドリッド国際商標出願

### 1. 世界の国際商標出願の状況

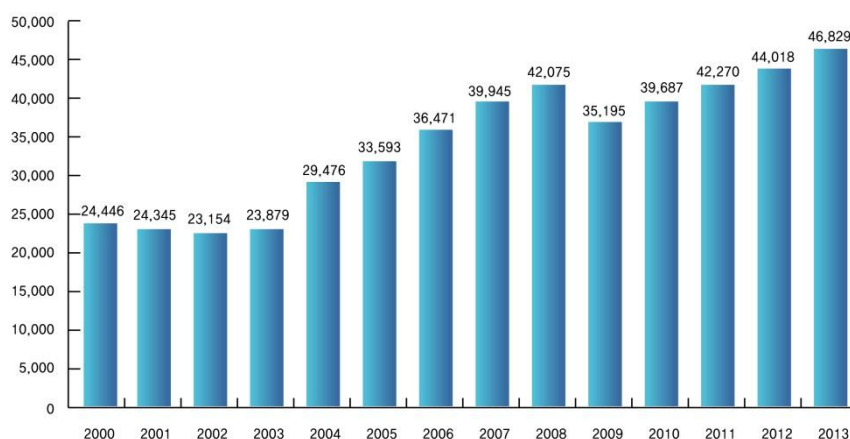
情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 イ・ジュホン

#### イ. 世界の国際商標出願の状況

WIPOが発表した資料(暫定)によると、2013年の世界マドリッド国際商標出願件数は46,829件であり、2012年(44,018件)に比べ6.4%の増加となった。増加となった原因は、オランダ(14.9%)、イギリス(6.7%)、スイス(5.9%)などヨーロッパ国家による出願増加とオーストラリア(20.9%)、米国(11.3%)、中国(8.3%)などのマドリッド国際出願が急増した結果である。

<図VII-2-7>年度別の世界国際商標出願状況

(単位：件)

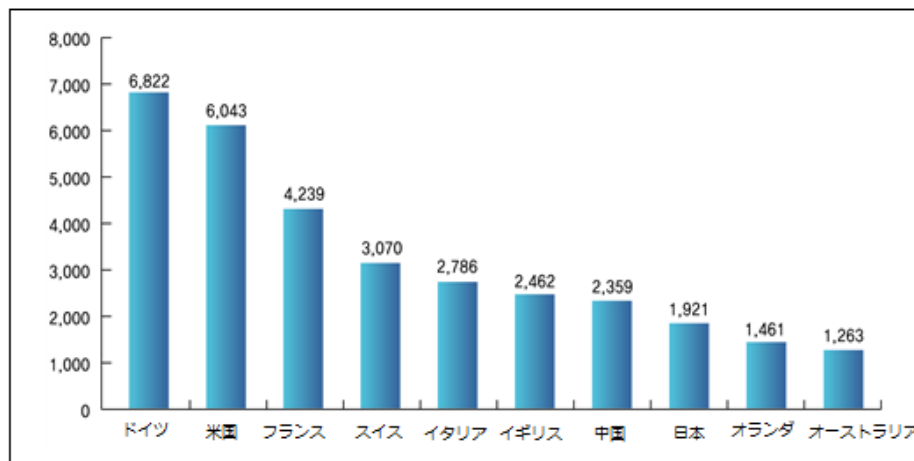


\*資料出所:WIPO統計

2013年のマドリッド国際出願において最も大きな割合を占めている国はドイツで14.6%(6,822件)を占め、米国が12.9%(6,043件)、フランスが9.1%(4,239件)でその後に続いている。韓国は510件で2012年度(499件、18位)に比べ11件(2.2%)増加したが、順位は18位(前年16位)となった。

<図VII-2-8> 2013年世界国際商標10大多出願国

(単位：件)



\* 資料出所:WIPO統計

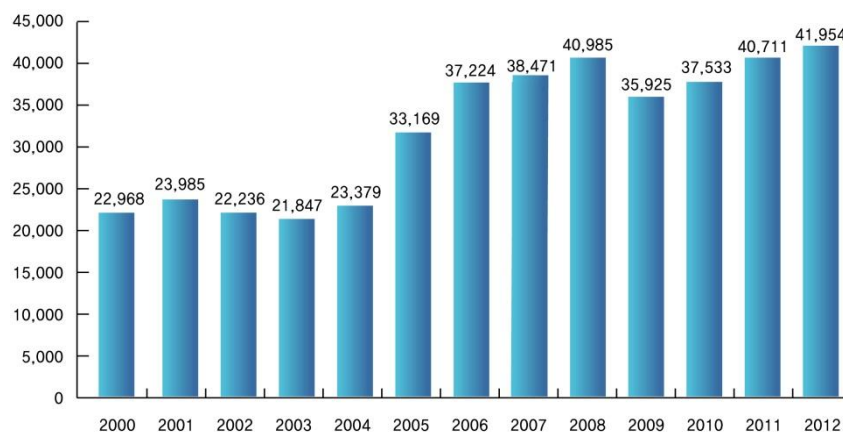
\* WIPO統計はWIPO受付基準で、KIPO統計はKIPO受付の基準であるため、統計値の差が発生(WIPO統計510件、KIPO統計616件)

ロ. 世界の国際商標登録状況

2013年のマドプロ国際登録の標章件数は44,414件であり、このうち韓国を本国官庁としたマドリッド国際出願は430件が登録された。

<図VII-2-9> 年度別の世界国際商標登録状況

(単位：件)



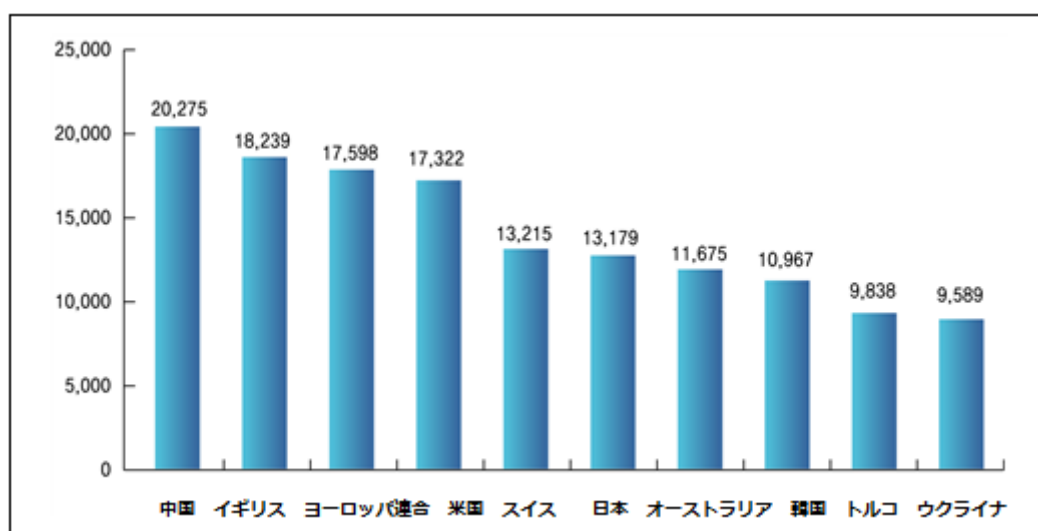
\* 資料出所:WIPO統計

## ハ. 世界10大指定国の状況

WIPOが発表した統計によれば、2013年のマドリッド国際商標出願を通じた指定国の順位は中国が20,275件で1位を占め、ロシア(18,239件)、ヨーロッパ連合(17,598件)、米国(17,322件)などがその後に続いた。外国出願人が韓国を指定した件数は10,967件(国際登録9,352件、事後指定1,615件)で世界8位を記録した。

<図VII-2-10> 2013年の世界10位指定国状況

(単位：件)



\* 資料出所:WIPO統計

## 2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況

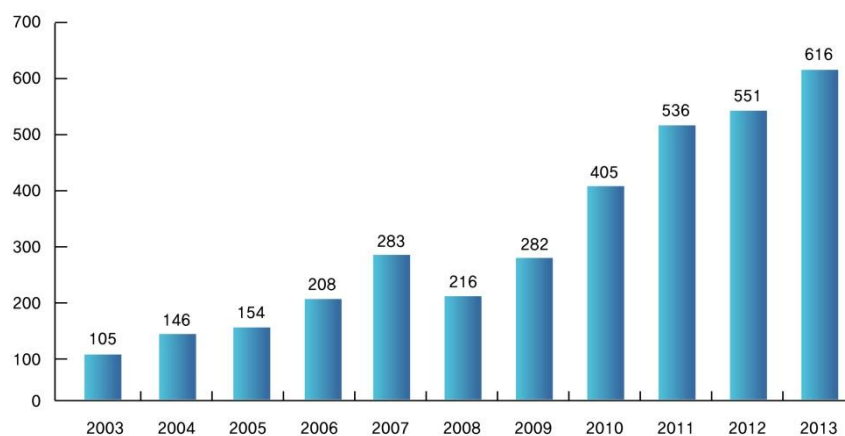
情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 イ・ジュホン

## イ. 国内出願人の国際商標出願状況

2013年の韓国特許庁を本国官庁として受付けたマドリッド国際商標出願は616件であり、2012年度の551件に比べて11.8%の増加となった。

＜図Ⅶ－2－11＞年度別の韓国国際商標出願状況

(単位：件)



\* 資料出所:KIPO統計

\* WIPO統計はWIPO受付基準で、KIPO統計はKIPO受付基準のため統計数値の差が発生(WIPO統計510件、KIPO統計616件)

## ロ．韓国内出願人の国際商標電子出願状況

2003年4月にマドリッドシステム制度の施行時から実施されたオンライン電子出願は、施行初期の利用率が30%台に過ぎなかったが、マドリッド国際出願書書式作成機のMM書式機及び関連プログラムを持続的に改善した結果、2009年以降から着実に90%を上回る水準にまで達している。

＜表Ⅶ－2－10＞年度別の韓国の国際商標電子出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
電子出願	37	44	39	154	196	180	258	384	510	544	583
(占有率)	(35.2)	(30.1)	(25.3)	(74.0)	(69.3)	(83.3)	(91.5)	(94.8)	(95.1)	(98.7)	(94.6)
書面出願	68	102	115	54	87	36	24	21	26	7	33

(占有率)	(64.8)	(69.9)	(74.7)	(26.0)	(30.7)	(16.7)	(8.5)	(5.2)	(4.9)	(1.3)	(5.4)
計	105	146	154	208	283	216	282	405	536	551	616

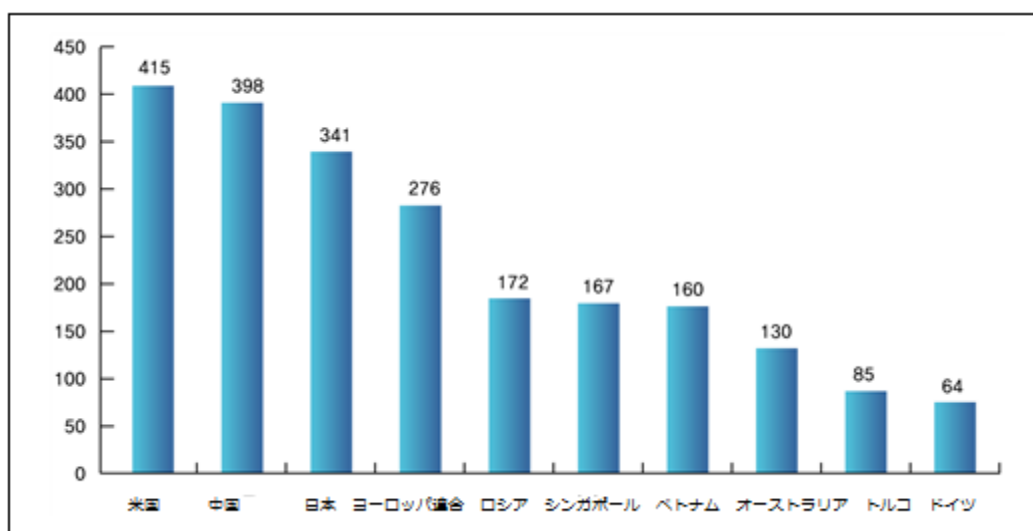
\* 資料出所:KIPO統計

#### ハ. 韓国内出願人の国際商標出願10大指定国の状況

2013年のマドリッド国際商標出願による国内出願人の外国指定件数は4,440件で、2012年度の3,556件に比べ884件(24.9%)増加した中で、米国(415件)、中国(398件)、日本(341件)、ヨーロッパ連合(276件)などを多く指定した。

<図Ⅶ-2-12> 2013年度国内出願人の10大指定国状況

(単位：件)



\* 資料出所:KIPO統計

#### 二. 韓国の10大国際商標多出願企業の状況

2013年の韓国マドリッド国際商標多出願企業は、現代自動車、ハリムホールディングス、韓国冶金の順であった。

＜表Ⅶ－2－11＞2013年の韓国10大国際商標多出願企業状況

(単位：件、%)

順位	出願人	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
1	現代自動車	0	22	2	5	44
2	ハリムホールディングス	0	0	0	0	20
3	韓国冶金	0	0	0	1	16
4	インフラウェア	0	0	0	1	10
5	サムスン電子	1	2	9	25	9
5	メガゼンインプラント	0	0	1	1	9
7	ソウル半導体	0	1	2	26	7
8	起亜自動車	3	0	0	1	6
8	NCソフト	0	0	0	0	6
8	SKケミカル	0	0	0	0	6
8	ハンデルとコンピュータ	3	2	2	0	5
9	韓国タイヤ	3	1	1	0	5

\*資料:KIPO統計

## 3. 韓国内指定国官庁の動向

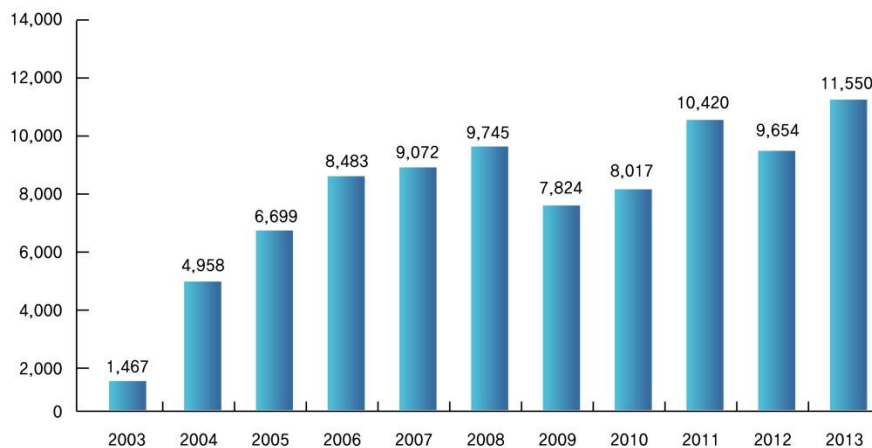
情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 イ・ジュホン

## イ. 外国人が韓国を指定した国際商標登録出願状況

2013年の外国人が韓国を指定したマドリッド国際商標登録出願は11,550件で、2012年の9,654件に比べ19.6%の増加となった。

<図Ⅶ-2-13> 外国人が韓国を指定した国際商標登録出願状況

(単位：件)



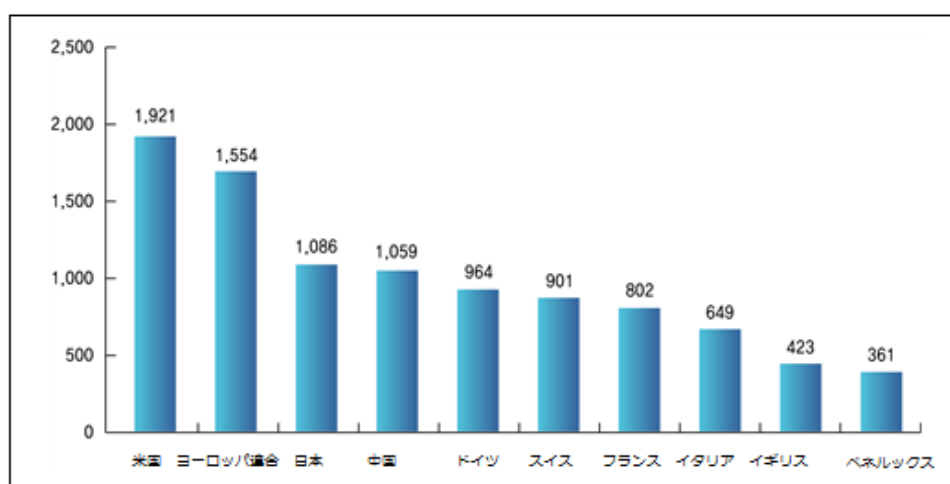
\* 資料出所:KIPO統計

ロ. 韓国を指定した10大国家の状況

2013年のマドリッド国際商標登録出願を通じて韓国を指定した10大国家は米国(1,921件)、ヨーロッパ連合(1,554件)、日本(1,086件)、中国(1,059件)などの順であった。

<図Ⅶ-2-14> 2013年の韓国を指定した10大締約国状況

(単位：件)



\* 資料出所:KIPO統計



## ハ. 韓国を指定した10大外国多出願企業の状況

2013年度のマドリッド国際商標登録出願を通じて海外で韓国を指定した外国企業の出願状況は、スイスの製薬会社であるNovartisが76件、キプロスのOUT FIT 7 LIMITED(スマートフォンアプリ開発)が70件、国際オリンピック組織委員会(Comitte Intemat  
ional Olympique)(衣類)が38件を出願し、外国多出願企業の上位を占めた。

<表Ⅶ-2-12>2013年度の韓国を指定した10大外国多出願企業状況

(単位：件、%)

順位	外国出願企業	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
1	Novartis	20	28	58	37	76
2	OUT FIT 7 LIMITED	0	2	0	8	70
3	Comitte Intemat ional Olympique	0	3	4	10	38
4	Boehringer Ingelheim	17	23	24	34	31
5	Abercrombie & Fitch Europe	8	5	54	35	24
6	Gilead Science	0	11	19	10	22
6	Dunhill Tabacco	0	0	0	0	22
8	Philip Morris	3	48	40	38	21
8	Japan Tabacco	6	6	4	5	21
8	Apple	0	0	1	7	21

\* 資料出所:KIPO統計

## 第3章 登録分野

### 第1節 産業財産権全般

#### 1. 産業財産権登録動向の概要

2006年に新規登録件数が最高点を記録した後、2009年まで持続的な減少傾向にあったが、2010年から漸進的な回復傾向となり、強力な審査処理期間の短縮政策推進の影響で前年度に比べ2012年は14%、2013年は15.1%の高い増加率を示している。

2008～2009年には、米国の金融危機に伴う景気不況と審査品質中心のパラダイムへの転換によって審査処理量及び登録決定率が減少し、新規登録件数が落ちたが、2010年から審査人材の拡充と審査処理量の拡大など、特許庁の積極的な審査処理期間短縮の政策推進により、2012年に引き続き2013年も新規設定登録件数が増加した。

また、権利者の産業財産権保有・活用意志を示す年次登録件数も着実に増加し、2010年は前年比3.5%の増加、2012年は0.8%と多少減少したが、2013年は再び4.1%の増加となった。

#### 2. 2013年度登録の細部状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 パク・ソンヨン

##### イ. 過去5年間の登録状況

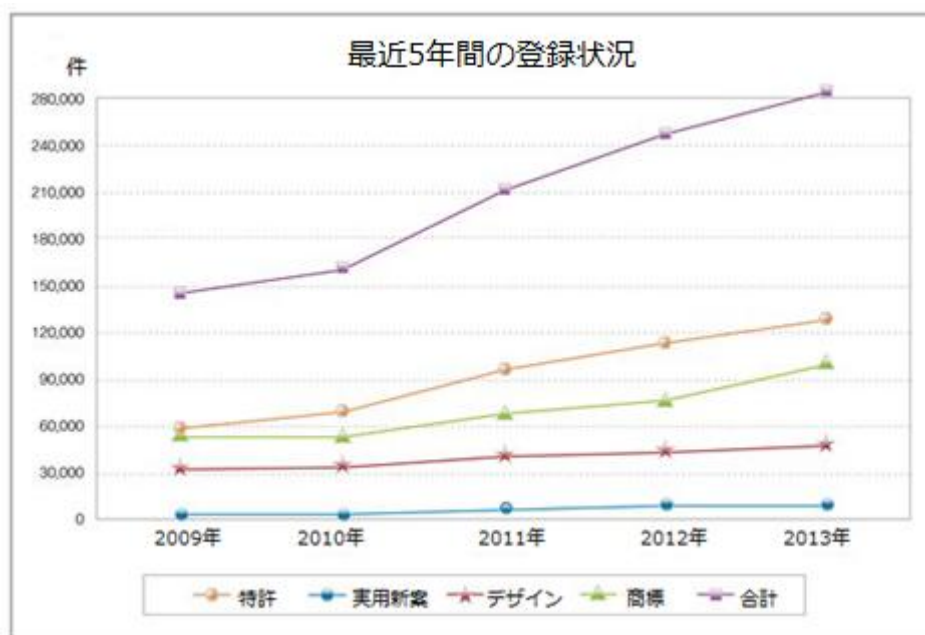
2013年の新規設定登録は280,691件で前年比15.1%の増加となった。各権利別にみると、特許、デザイン及び商標が前年比10.9%、2.5%、25.8%各々増加となり、実用新案は6.2%の減少となった。

＜表Ⅶ－3－1＞過去5年間の登録状況

(単位：件、%)

年度別 権利別	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
特許	56,732 (△32.1)	68,843 (21.3)	94,720 (37.6)	113,467 (19.8)	127,330 (10.9)
実用新案	3,949 (△20.6)	4,301 (8.9)	5,853 (36.1)	6,353 (8.5)	5,959 (△6.2)
デザイン	32,091 (△19.5)	33,697 (5.0)	42,185 (25.2)	46,146 (9.4)	47,308 (2.5)
商標	53,155 (△19.0)	53,136 (0)	71,255 (34.1)	77,903 (9.3)	100,094 (28.5)
合計	145,927 (△24.8)	159,977 (9.6)	214,013 (33.8)	243,869 (14)	280,691 (15.1)

\*( )は前年比の増減率



## ロ．権利別の登録状況

## 1)産業通商支援部門別の特許・実用新案登録状況

2013年の特許・実用新案の新規設定登録件数は133,289件である。産業通商資源部

門別の特許・実用新案設定登録状況をみると、2012年と同様電気通信分野(39.8%)、機械分野(18.5%)の占有率が58.3%で、他産業分野に比べて高い比重を占めている。その次に化学11.5%、飲料衛生8.3%、土木建設6.5%などの順で比重が高いことが分かる。前年に比べてすべての産業通商支援部門の新規設定登録件数が増加し、機械(28%)、採光金属(22.5%)、農林水産(22.2%)部門などの順で増加率が高かった。

＜表Ⅶ-3-2＞2013年の産業部門別特許・実用新案設定登録状況

(単位：件、%)

区分	機械	化学一般	繊維	電気通信	土木建設	採鉱金属	飲料衛生	事務用品印刷	農林水産	雑貨	合計	
2013	件数	24,711	15,292	2,611	53,042	8,718	6,093	11,095	665	2,525	6,287	133,289
	占有率	18.5	11.5	2.0	39.8	6.5	4.6	8.3	0.5	1.9	4.7	100.0
2012	件数	19,312	13,846	2,434	50,343	8,339	4,973	10,027	629	2,067	7,850	119,820
	占有率	16.1	11.6	2.0	42.0	7.0	4.2	8.4	0.5	1.7	6.6	100.0
前年比の増減率	28.0	10.4	7.3	5.4	4.5	22.5	10.7	5.7	22.2	-19.9	11.2	

## 2)物品群別のデザイン登録状況

2013年のデザイン新規設定登録件数は計47,308件である。物品群別の登録占有率をみると、住宅設備用品15.3%、電機電子機械器具及び通信機械器具14%、衣服・身の回り品13.6%、事務用品及び販売用品12%である。前年比の増減率をみると、一般機械器具28.4%、趣味娯楽及び運動競技用品20.5%、電機電子機械器具及び通信機械器具の順で分析された。

＜表Ⅶ-3-3＞2013年の物品群別デザイン登録状況

(単位：件、%)

区分	製造嗜好食品	衣服・身の回り品	生活用品	住宅設備用品	趣味娯楽及び運動競技用品	事務用品及び販売用品	運輸又は運搬機械	電機電子機械器具及び通信機械器具	一般機械器具	産業用機械器具	土木及び建築用品	その他	計

2013	件数	134	6,448	4,370	7,231	1,156	5,678	1,835	6,633	1,901	2,346	4,642	4,934	47,308
	占有率	0.3	13.6	9.2	15.3	2.4	12.0	3.9	14.0	4.0	5.0	9.8	10.4	100.0
2012	件数	144	6,618	3,887	7,050	959	5,390	1,674	5,874	1,481	2,368	6,132	4,569	46,146
	占有率	0.3	14.3	8.4	15.3	2.1	11.7	3.6	12.7	3.2	5.1	13.3	9.9	100.0
前年比 増減率		△6.9	△2.6	12.4	2.6	20.5	5.3	9.6	12.9	28.4	△0.9	△24.3	8.0	2.5

## 3)部門別の商標登録状況(NICE分類)

2013年の商標新規設定登録件数は100,094件であり、部門別の登録占有率をみると、サービス業19.5%、機械・電気機械17%、化学品・薬剤16.5%、菓子・食品・飲料12.9%などの順である。部門別の前年比登録増減率を見ると、大半の部門において増加しており、菓子・食品・飲料43.2%、化学品・薬剤40.8%、家具・厨房用品37.8%の順であった。

＜表Ⅶ－3－4＞2013年の部門別商標登録状況

(単位：件、%)

区分	化学品・薬剤	一般金属、 材、 建築 材料	機械、 電気機 械	織 維、 衣類	家具、 厨房用 品	貴金属、 時計、ガ パン類	楽器、 玩具、 たばこ	紙、 文具	菓 子、 食 品、 飲料	ゴ ム、 プラ スチ ック 材料	サー ビス 業	その他	計	
2013	件数	16,512	2,251	17,022	7,754	3,930	4,489	2,658	3,359	12,953	505	19,546	9,115	100,094
	占有率	16.5	2.2	17.0	7.7	3.9	4.5	2.7	3.4	12.9	0.5	19.5	9.1	100.0
2012	件数	11,725	2,046	13,296	5,892	2,852	3,362	2,130	2,701	9,045	416	16,447	7,991	77,903
	占有率	15.1	2.6	17.1	7.6	3.7	4.3	2.7	3.5	11.6	0.5	21.1	10.3	100.0
前年比増減率		40.8	10.0	28.0	31.6	37.8	33.5	24.8	24.4	43.2	21.4	18.8	14.1	28.5

## ハ．個人・法人別の登録状況

2013年の設定登録件数を個人・法人で区分すると、個人27.1%、法人72.9%の割合であった。

権利別に区分すると、特許の場合は個人14.4%、法人85.6%であり、法人登録の割合が相当高いことが分かった。これは産業の高度化と構造的な変化・調整により資本力と体系的な研究基盤が整った大企業の研究所などが産業財産権の発展を主導しているからである。デザインと商標も同じく開発能力を整えた法人登録の割合が目立つが、個人の産業財産権に対する認識の変化と、個人出願人に対する出願登録料など各種手数料の減免拡大などにより、個人登録も一定の割合を維持している。

但し、実用新案の場合は、個人登録(53.1%)が法人登録(46.9%)より多いのは、特許に比べ相対的にハイレベルでない発明の登録が相対的に容易であるためである。

<表Ⅶ-3-5> 2013年の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

区分	個人		法人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	18,352	14.4	108,978	85.6	127,330	100.0
実用新案	3,162	53.1	2,797	46.9	5,959	100.0
特許・実用小計	21,514	16.1	111,775	83.9	133,289	100.0
デザイン	18,867	39.9	28,441	60.1	47,308	100.0
商標	35,624	35.6	64,470	64.4	100,094	100.0
計	76,005	27.1	204,686	72.9	280,691	100.0

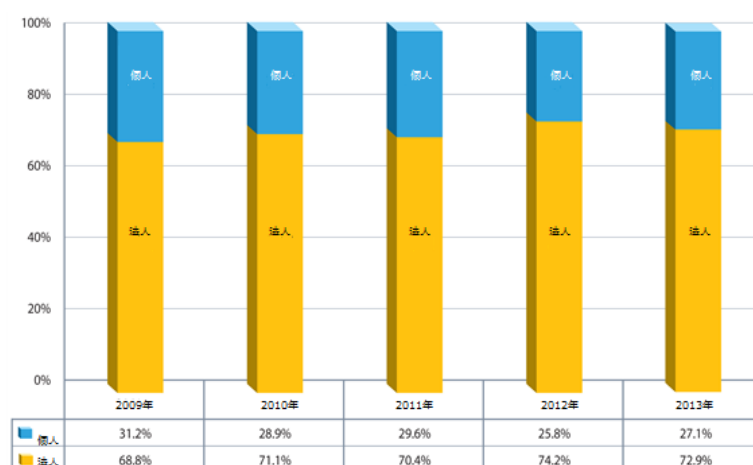
過去5年間の個人・法人別の登録推移は2009年以降毎年増加しており、2012年には法人が前年比13%の増加となり、個人は21%の増加となった。

＜表Ⅶ－3－6＞過去5年間の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	前年比 増加率
個人	45,588 (31.2)	46,313 (28.9)	63,440 (29.6)	62,834 (25.8)	76,005 (27.1)	21.0
法人	100,339 (68.8)	113,664 (71.1)	150,573 (70.4)	181,035 (74.2)	204,686 (72.9)	13.1

＜最近5年間個人・法人別登録状況＞



## 二．代理人有無別の登録状況

登録手続きを誰が行ったかをみると、代理人87.9%、権利者が直接登録手続きを行った割合が12.1%であった。権利別にみると、特許が97.1%で他の権利に比べて代理人の選任した登録の割合が高く、デザインが76.1%で最も低いことが分かる。

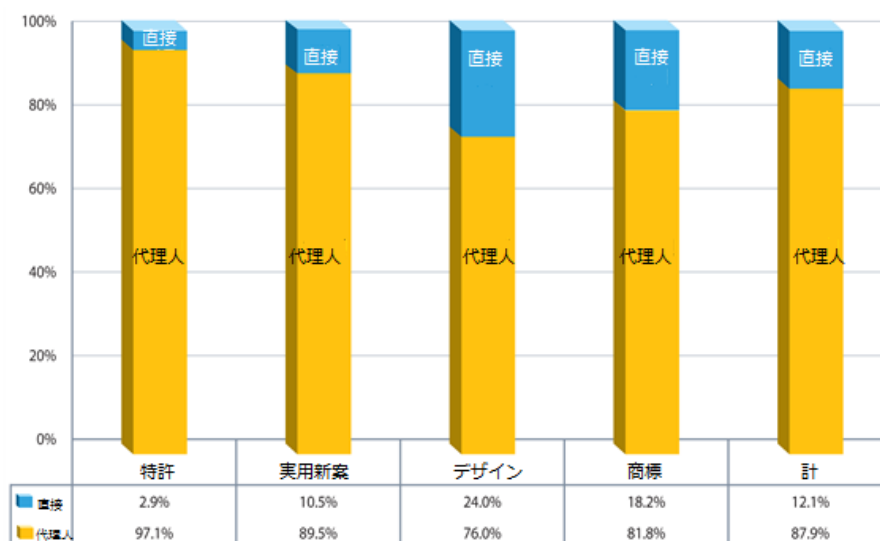
＜表Ⅶ－3－7＞2013年の代理人有無別登録状況

(単位：件、%)

区分	特許	実用新案	デザイン	商標	計

		代理人 登録	直接登 録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	代理人 登録	直接登 録	代理人 登録	直接登録	代理人 登録
2013	件数	123,635	3,695	5,332	627	35,951	11,357	18,175	81,919	246,836	33,855
	構成比	97.1	2.9	89.5	10.5	76.0	24.0	81.8	18.2	87.9	12.1
2012	件数	110,010	3,457	5,647	706	34,483	11,663	62,976	14,927	213,116	30,753
	構成比	97.0	3.0	88.9	11.1	74.7	25.3	80.8	19.2	87.4	12.6
2011	件数	91,808	2,909	5,176	677	31,557	10,628	56,179	15,060	184,720	29,274
	構成比	96.9	3.1	88.4	11.6	74.8	25.2	78.9	21.1	86.3	13.7
2010	件数	66,839	2,004	3,891	410	24,954	8,743	41,695	11,441	137,379	22,598
	構成比	97.1	2.9	90.5	9.5	74.1	25.9	78.5	21.5	85.9	14.1

＜2013年の代理人有無別登録状況＞



## ホ. 内国人・外国人別の登録状況

2013年の設定登録状況を内国人と外国人別に区分してみると、内国人が225,623件(78.4%)、外国人が55,068件(19.6%)で、登録件数が前年度より増加した。内国人の登録件数は前年比16.3%、外国人登録件数は前年比10.2%の増加率を示し、全体的に前年



度に比べて15.1%の増加となった。

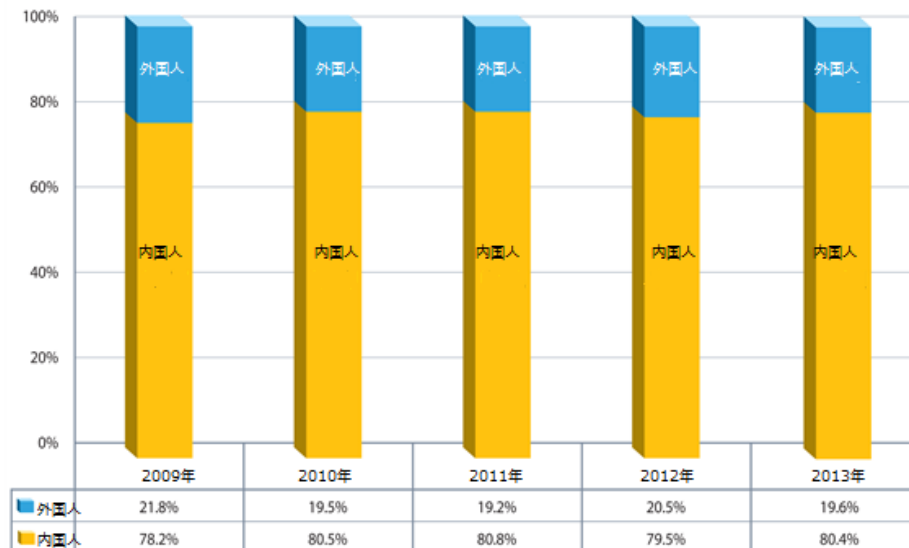
<表Ⅶ-3-8> 過去5年間の内国人・外国人登録状況

(単位：件、%)

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	前年比増減率
内国人	114,175 (78.2)	128,838 (80.5)	172,977 (80.8)	193,918 (79.5)	225,623 (80.4)	16.3
外国人	31,752 (21.8)	31,139 (19.5)	41,036 (19.2)	49,951 (20.5)	55,068 (19.6)	10.2
合計	145,927 (100)	159,977 (100)	214,013 (100.0)	243,869 (100.0)	280,691 (100.0)	15.1

\* ( )は占有率

<過去5年間の内国人・外国人登録状況>



#### へ. 内国人の地域別登録動状況

2013年の内国人登録状況を市・道別住民登録上の住所地を基準にみると、ソウル38.4%、京畿26.3%でソウル・京畿地域の居住者が64.7%で最も高く、ソウル・京畿以外の地方自治体の中では大田市4.8%と仁川市が4.2%、慶尚北道4%、釜山が3.2%の順

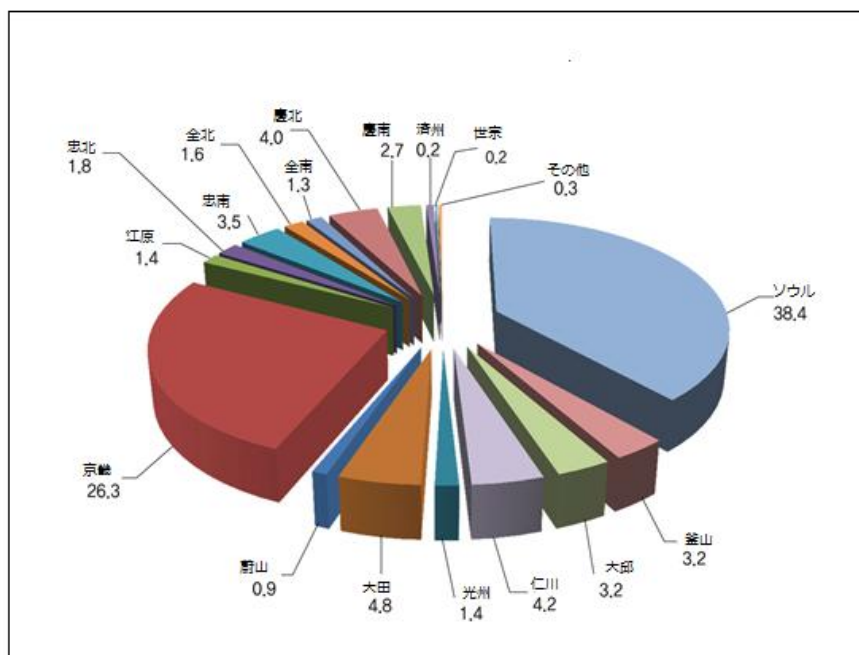
で高かった。道別では京畿・慶北・忠南・慶南の居住者の順であった。

<表Ⅶ-3-9> 2013年市・道別登録状況

(単位：件、%)

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原
件数	86,742	7,321	7,204	9,580	3,247	10,811	1,980	59,304	3,238
構成比	38.4	3.2	3.2	4.2	1.4	4.8	0.9	26.3	1.4
区分	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	世宗	その他
件数	4,152	7,878	3,530	2,897	9,134	6,190	1,455	364	596
構成比	1.8	3.5	1.6	1.3	4.0	2.7	0.6	0.2	0.3

<2013年市・道別の登録状況>



#### ト. 外国国家別の登録状況

2013年の新規設定登録件数のうち外国人登録を国別にみると、全体55,068件の中で日本が19,130件(34.7%)、米国が15,011件(27.3%)を占め、これら2カ国の登録件数が50%以上を占めている。基礎固有技術を保有した技術先進国であるほどデザイン・商

標権よりは特許・実用新案権の登録が多い部分を占めていることが分かる。

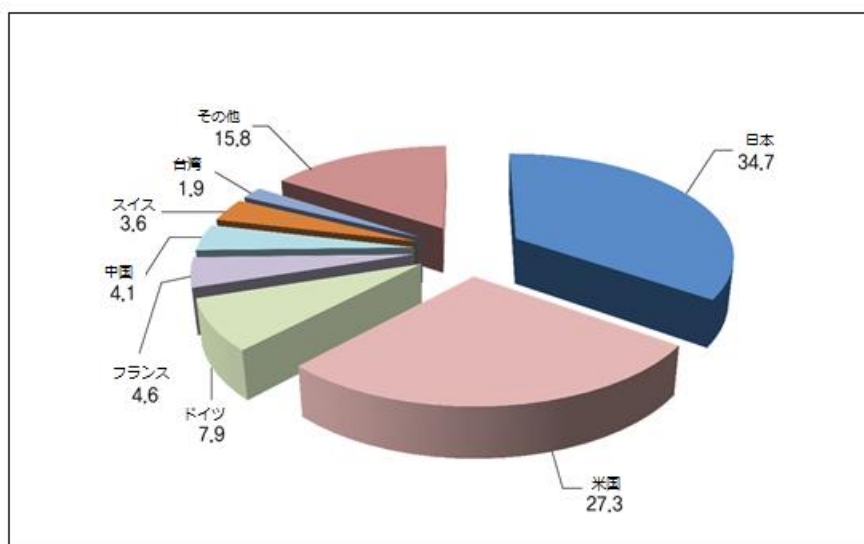
＜表Ⅶ－3－10＞2013年の外国の国別登録状況

(単位：件、%)

区分	日本	米国	ドイツ	フランス	中国	スイス	台湾	その他	合計
特許	13,514	8,835	2,593	1,324	565	859	494	3,479	31,663
実用新案	36	17	6	2	23	1	147	9	241
特・実小計	13,550	8,852	2,599	1,326	588	860	641	3,488	31,904
デザイン	1,473	712	258	70	83	142	95	609	3,442
商標)	4,107	5,447	1,502	1,139	1,590	992	334	4,611	19,722
合計	19,130	15,011	4,359	2,535	2,261	1,994	1,070	8,708	55,068
構成比	34.7	27.3	7.9	4.6	4.1	3.6	1.9	15.8	100.0

\* 商標は国際商標(マドリッド)含む

＜2013年国別の登録状況(構成比)＞



#### チ. 多登録法人の状況

2013年の内国人多登録法人は、サムスン電子(株)、LG電子(株)などの順であった。多登録順位20位内の電子・自動車分野の法人は主に特許・実用新案権登録の割合が高く、生活密着形用品分野の法人は主にデザイン・商標権に相対的に登録の割合が高かった。

これは法人が注力する特許技術戦略と密接な関連があると見られる。

<表Ⅶ-3-11> 2013年の国内多登録法人の状況

(単位：件)

順位	法人名	特許	実用新案	デザイン	商標	計
1	サムスン電子株式会社	2,711	51	1,677	298	4,737
2	LG電子株式会社	2,882	-	835	461	4,178
3	LGディスプレイ(株)	2,774	4	7	6	2,791
4	現代自動車株式会社	2,459	-	143	138	2,740
5	株式会社ポスコ	2,153	-	4	376	2,533
6	AMORE PACIFIC	138	167	500	1,639	2,444
7	(株)LG生活健康	89	-	254	1,252	1,595
8	サムスン重工業(株)	1,298	69	9	8	1,384
9	現代製鉄株式会社	986	1	-	10	997
10	KIA自動車株式会社	716	-	229	3	948
11	ヘテ製菓食品(株)	3	-	11	867	881
12	LGハウシス	511	29	226	106	872
13	株式会社LG化学	865	-	-	1	866
14	LGイノテク株式会社	754	17	84	8	863
15	サムスンディスプレイ(株)	743	-	16	17	776
16	CJ第一精糖	67	13	405	203	688
17	コーロンインダストリー(株)	226	1	211	214	652
18	COWAY株式会社	45	7	81	506	639
19	(株)萬都	521	-	2	83	606
20	ソウル大学産学協力団	541	-	2	57	600

\* 内国人法人を対象、共同権利者基準

## 第2節 年次登録の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 パク・ソンヨン

産業財産権は、新規設定登録の後も権利存続期間の間は所定の年次登録料を納付することにより権利が存続できる。権利者の産業財産権保有・活用意志を示す指標の年次登録件数は2013年は572,875件で前年比4.1%の減少となり、権利別には特許、デザインが各々6.2%、5.1%増加したのに対し実用新案は21.2%の減少となった。

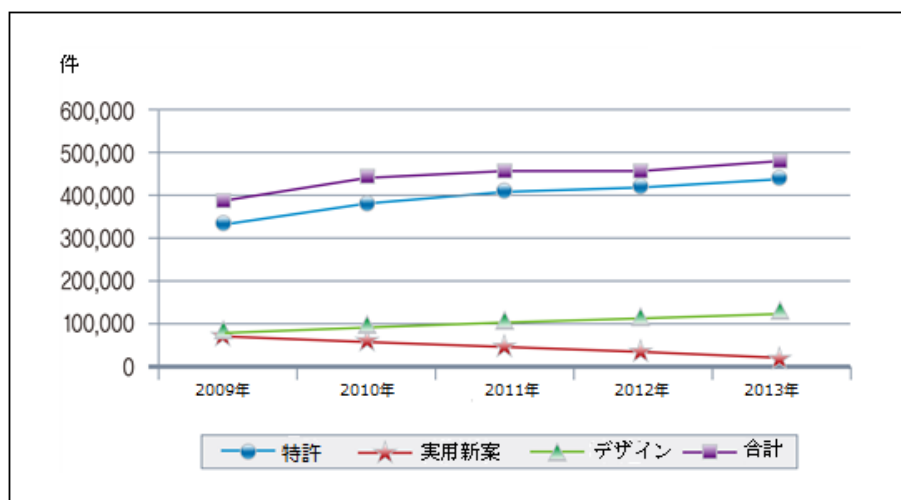
＜表Ⅶ－3－12＞過去5年間の権利別年次登録状況

(単位：件、%)

年度別 権利別	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
特許	332,110(30.7)	382,129(15.1)	400,608(4.8)	404,077(0.9)	429,059(6.2)
実用新案	73,355(△2.8)	57,965(△21.0)	46,903(△19.1)	36,830(△21.5)	29,017(△21.2)
デザイン	83,283(16.0)	95,815(15.0)	106,940(11.6)	109,193(2.1)	114,799(5.1)
合計	488,748(21.8)	535,909(9.6)	554,451(3.5)	550,100(△0.8)	572,875(4.1)

\* ( )は前年比の増減率

＜過去5年間の権利別年次登録状況＞



## 第3節 存続権利の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 パク・ソンヨン

韓国の産業財産権登録は1948年11件(特許4件、実用新案2件、デザイン5件)であったのが、2013年末現在は全体で3,750,084件が登録され、このうち存続期間満了、登録料未納、権利放棄、無効審決などで消滅した権利は1,718,646件であり、存続権利件数は2,031,438件である。

内国人と外国人を区別すると、内国人は全体2,957,805件のうち1,567,988件であり、外国人は全体792,179件のうち436,397件を維持している。権利別の存続割合を見ると、特許・実用新案権は内国人に、デザイン権は外国人に権利存続意志が強く現れている。

＜表Ⅶ－3－13＞2013年現在の存続権利状況

(単位：件、%)

区 分		内国人		外国人		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	登録	912,857	100.0	395,719	100.0	1,308,576	100.0
	消滅	318,747	34.9	177,373	44.8	496,120	37.9
	存続	594,110	65.1	218,346	55.2	812,456	62.1
実用新案	登録	428,254	100.0	14,655	100.0	442,909	100.0
	消滅	374,764	87.5	13,460	91.8	388,224	87.7
	存続	53,490	12.5	1,195	8.2	54,685	12.3
デザイン	登録	645,852	100.0	54,978	100.0	700,830	100.0
	消滅	391,603	60.6	31,111	56.6	422,714	60.3
	存続	254,249	39.4	23,867	43.4	278,116	39.7
商標	登録	970,842	100.0	326,827	100.0	1,297,669	100.0
	消滅	304,703	31.4	106,838	32.7	411,541	31.7

	存続	666,139	68.6	219,989	67.3	886,128	68.3
合計	登録	2,957,805	100.0	792,179	100.0	3,750,084	100.0
	消滅	1,389,817	47.0	328,782	41.5	1,718,646	45.8
	存続	1,567,988	53.0	463,397	58.5	2,031,438	54.2

## 第4節 国際商標(マドリッド)登録状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 パク・ソンヨン

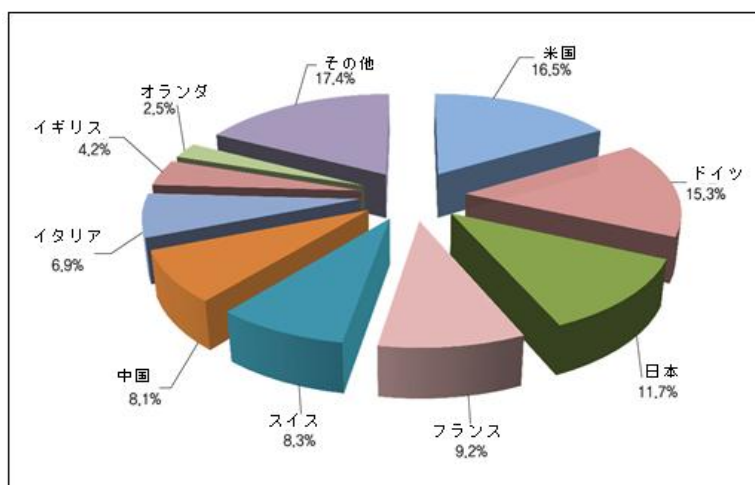
韓国が2003年4月10日にマドリッド議定書に加入した後、2004年4月27日に初めて国際商標が登録されてから2013年末まで、2004年634件、2005年3,083件、2006年4,205件、2007年4,413件、2008年6,751件、2009年8,039件、2010年5,334件、2011年8,226件、2012年7,765件、2013年8,333件であり、全体で56,783件の国際商標が登録され、2013年の国別国際商標多登録国は米国、ドイツ、日本、フランス、スイス、中国などの順であった。

2004年に新規設定登録業務だけ行ったが、2005年からは国際商標登録と関連した商標権の移転、変更、放棄などの登録業務も併行している。

＜表Ⅶ-3-14＞2013年の国別国際商標(マドリッド)登録状況

(単位：件、%)

区分	米国	ドイツ	日本	フランス	スイス	中国	イタリア	イギリス	オランダ	その他	合計
登録	1,372	1,275	978	765	689	673	574	348	205	1,454	8,333
構成比	16.5	15.3	11.7	9.2	8.3	8.1	6.9	4.2	2.5	17.4	100.0





## 第4章 審査分野

### 第1節 総括

特許審査企画局 特許審査企画課 薬務事務官 キム・ヨン

2013年の産業財産権1次審査処理件数は全体で40万3,427件であり、2012年の35万2,831件より14.3%の増加となった。権利別にみると、特許18万1,871件、実用新案1万2,063件、商標14万5,072件、デザイン6万4,421件の審査処理を行い、デザインを除外すると全ての権利において審査処理件数が前年比減少となった。これはPCT国際調査報告書の作成が増加し、審査品質向上のために審査官一人当たりの処理件数を調節したためである。

外国人のPCT国際調査申請件数の増加によってPCT国際調査報告書の作成件数は34,235件で前年度の29,704件より15.3%の増加となった。

一方、特許庁は特許・実用新案13.2ヵ月、商標7.7ヵ月、デザイン7.3ヵ月の1次審査処理期間を達成した

<表Ⅶ-4-1>権利別の審査処理状況

(単位：件)

区分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
2001年	55,766	54,550	110,316	32,276 (33,645)	87,078 (123,067)	229,670 (267,028)
2002年	79,414	49,307	128,721	38,631 (40,618)	100,020 (136,041)	267,372 (305,380)
2003年	93,433	48,578	142,011	40,094 (42,419)	118,796 (157,800)	300,901 (342,230)
2004年	98,404	53,389	151,793	40,541 (42,080)	116,210 (156,147)	308,544 (350,020)

2005年	131,115	49,317	180,432	40,820 (41,987)	124,892 (171,000)	346,144 (393,419)
2006年	195,395	45,270	240,665	46,381 (48,369)	128,457 (172,045)	415,503 (461,079)
2007年	129,147	14,407	143,554	56,584 (58,587)	127,709 (171,858)	327,847 (373,999)
2008年	95,504	13,824	109,328	50,117 (51,492)	117,796 (162,697)	277,241 (323,517)
2009年	94,300	11,208	105,508	41,484 (43,769)	89,638 (109,245)	236,630 (258,522)
2010年	125,633	12,307	137,940	48,023 (49,778)	106,945 (133,212)	292,908 (320,930)
2011年	174,283	17,953	192,236	55,081 (60,550)	123,773 (153,322)	371,090 (406,108)
2012年	163,246	13,615	176,861	62,834 (65,039)	113,136 (137,674)	352,831 (379,574)

\* 1次審査処理基準である。

\* デザイン・商標の場合、( )は複数デザイン・多類商標の基準である。

\* 特・実は、その他処分(審査請求前の取下げ、放棄、無効など)含む、デザイン・商標は、取下げ、放棄、無効は含まない。

## 第2節 特許及び実用新案

### 1. 特許出願審査

特許審査企画局 特許審査企画課 薬務事務官 キム・ヨン

2013年の特許出願の1次審査処理件数は18万,871件で、2012年に比べ11.4%の減少となった。そのうちの10.3%に該当する18,713件が1次審査と同時に登録査定され、7.3%に該当する15万8,828件に対し意見提出が通知された。審査請求した日から1次審査まで必要とされた特許審査処理期間は主要国の中で最も速い13.2ヶ月を維持した。

<表VII-4-2> 特許1次審査処理状況

(単位：件)

区分	計	登録決定	意見提出通知	その他通知	取下げ・放棄	審査処理期間
2007年	129,147 (100.0%)	26,801 (20.8%)	96,997 (75.1%)	693 (0.5%)	4,656 (3.6%)	9.8ヶ月
2008年	95,504 (100.0%)	12,190 (12.8%)	79,461 (83.2%)	505 (0.5%)	3,348 (3.5%)	12.1ヶ月
2009年	94,300 (100.0%)	7,682 (8.1%)	83,280 (88.3%)	491 (0.6%)	2,847 (3.0%)	15.4ヶ月
2010年	125,633 (100.0%)	11,276 (9.0%)	110,822 (88.2%)	573 (0.4%)	2,962 (2.4%)	18.5ヶ月
2011年	174,283 (100%)	17,280 (9.9%)	153,326 (88.0%)	676 (0.4%)	3,001 (1.7%)	16.8ヶ月
2012年	163,246 (100%)	17,115 (10.5%)	141,890 (86.9%)	477 (0.3%)	3,764 (2.3%)	14.8ヶ月
2013年	181,871 (100%)	18,713 (10.3%)	158,828 (87.3%)	431 (0.2%)	3,899 (2.1%)	13.2ヶ月

1次審査処理時に意見提出の通知なしで登録査定される割合は2005年以降約20%を維持し、2008年12.8%、2009年8.1%、2010年9.0%、2011年9.9%、2012年10.5%、2013年10.3%と維持されている。これは2008年6月に、世界的な審査品質重視の基調に

じて審査品質を中心とする特許審査政策のパラダイムへ転換した後、多様な審査品質の向上政策を施行した結果と分析される。

2013年の特許出願の審査終結処理件数は全体で17万9,794件であり、2012年に比べ9.7%の増加となった。このうちの67.8%に該当する12万1,866件が登録査定となり、30.1%に該当する5万4,029件が拒絶査定となった。これは前年比の登録査定割合が9.4%の増加となり、拒絶査定割合は4.1%の減少となった。出願の取下げ・放棄・無効は3,899件であり、全体審査終結処理件数の2.1%に該当し、2012年に比べ3.6%の増加となった。

<表Ⅶ-4-3>特許審査終結処理状況

(単位：件)

区分	計	登録決定	拒絶決定	取下げ・放棄・無効
2007年	152,417 (100.0%)	112,344 (73.7%)	35,417 (23.2%)	4,656 (3.1%)
2008年	108,897 (100.0%)	72,161 (66.3%)	33,388 (30.6%)	3,348 (3.1%)
2009年	89,266 (100%)	52,729 (59.1%)	33,697 (37.7%)	2,840 (3.2%)
2010年	110,356 (100%)	69,162 (62.7%)	38,232 (34.6)	2,962 (2.7%)
2011年	151,184 (100%)	98,979 (65.5%)	49,204 (32.5%)	3,001 (2.0%)
2012年	163,912 (100%)	108,236 (66.0%)	51,912 (31.7%)	3,764 (2.3%)
2013年	179,794 (100%)	121,866 (67.8%)	54,029 (30.1%)	3,899 (2.1%)

## 2. 実用新案登録出願の審査

実用新案出願の1次審査処理件数は1999年7月に実用新案先登録制度の施行前に出願

された出願量の審査請求が減少したことで、2005年17件、2006年10件と審査処理件数が減少したが、2006年10月に実用新案先登録制度が廃止され、実用新案審査主義に転換したことで、実用新案の審査請求件数が増加し、2013年には12,018件が審査処理された。

＜表Ⅶ－4－4＞実用新案1次審査処理状況

(単位：件)

区分	計	登録決定	意見提出通知	その他通知	取下・放棄
2007年	7,342 (100.0%)	1,953 (26.6%)	5,374 (73.2%)	15 (0.2%)	-
2008年	12,708 (100.0%)	1,713 (13.5%)	10,236 (80.5%)	73 (0.6%)	686 (5.4%)
2009年	10,732 (100%)	958 (8.9%)	9,222 (85.9%)	47 (0.5%)	505 (4.7%)
2010年	12,043 (100%)	1,286 (10.7%)	10,189 (84.6%)	52 (0.4%)	516 (4.3%)
2011年	17,796 (100%)	2,220 (12.5%)	14,968 (84.1%)	72 (0.4%)	536 (3.0%)
2012年	13,549 (100%)	1,714 (12.7%)	11,352 (83.8%)	51 (0.4%)	432 (3.2%)
2013年	12,018 (100%)	1,451 (12.1%)	10,085 (83.9%)	41 (0.3%)	441 (3.7%)

実用新案審査最終処理件数も2005年158件、2006年7件と減少が続いたが、2013年には12,719件を記録した。実用新案登録査定率は2005年53.2%、2006年42.9%に減少したが、2007年の74.7%を除外すると、2009年38.9%、2010年43.3%、2011年45.1%、2012年47.0%、2013年47.8%と小幅増加傾向を維持している。

＜表Ⅶ－4－5＞実用新案審査最終処理状況

(単位：件)

区分	計	登録決定	拒絶決定	取下げ・放棄
2006年	7 (100.0%)	3 (42.9%)	4 (57.1%)	-

2007年	3,633 (100.0%)	2,714 (74.7%)	919 (25.3%)	-
2008年	12,266 (100.0%)	5,267 (42.9%)	6,313 (51.5%)	686 (5.6%)
2009年	10,791 (100%)	4,202 (38.9%)	6,084 (56.4%)	505 (4.7%)
2010年	11,216 (100%)	4,862 (43.3%)	5,838 (52.1%)	516 (4.6%)
2011年	15,559 (100%)	7,013 (45.1%)	8,010 (51.5%)	536 (3.4%)
2012年	14,894 (100%)	7,003 (47.0%)	7,459 (50.1%)	432 (2.9%)
2013年	12,719 (100%)	6,086 (47.8%)	6,192 (48.7%)	441 (3.5%)

1999年7月から施行された旧実用新案の先登録制度による実用新案の審査処理件数は2006年10月に先登録制度の廃止により、2013年に1次審査処理45件、審査終結処理5件と大幅減少した。

<表Ⅶ-4-6> 旧実用新案(先登録制度)審査状況

(単位：件)

区分	1次審査処理					審査終結処理			
	設定登録 登録維持	意見提出 補正命令	その他 通知	取下 げ・ 放棄	計	設定登録 登録維持	取消し決 定	取下げ・ 放棄無 効・却下	計
2006年	28,187	16,989	82	2	45,260	37,640	3,285	4,015	44,940
2007年	2,250	4,785	29	1	7,065	6,376	2,738	646	9,760
2008年	233	871	12	-	1,116	900	742	-	1,642
2009年	96	375	5	-	476	306	308	-	614
2010年	52	211	1	-	264	152	180	-	332
2011年	46	111	-	-	157	113	65	-	178
2012年	-	21	45	-	66	1	2	-	3
2013年	5	6	34	-	45	5	-	-	5

## 3. PCT国際調査及び予備審査

2013年PCT国際特許出願の国際調査報告書は、2012年に比べ15.3%増加した34,235件を作成し、PCT予備審査報告書は2012年に比べ4.0%増加した263件を作成した。

＜表Ⅶ－4－7＞PCT国際調査及び予備審査状況

(単位：件)

区分	PCT国際調査		PCT予備審査
	国際調査報告書	不作成宣言書	予備審査報告書
2006年	4,754	35	639
2007年	8,280	51	586
2008年	12,936	84	474
2009年	16,926	124	362
2010年	20,810	165	324
2011年	22,986	180	224
2012年	29,704	215	253
2013年	34,235	197	263

### 第3節 商標及びデザイン

#### 1. 商標登録出願審査

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ヘスク

##### イ. 国内商標登録出願審査

商標登録出願の1次審査処理件数は172,607件であり、このうち47.3%に該当する81,674件は出願公告査定、52.7%に該当する90,933件は意見提出通知である。1次審査の処理期間は2013年7.9ヵ月で2012年の9.1ヵ月より1.2ヵ月短縮した。

<表VII-4-8> 商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	その他	審査処理期間
2009年	109,245 (100)	63,285 (55.0)	45,960 (45.0)	-	9.7ヵ月
2010年	133,212 (100)	75,423 (56.6)	57,789 (43.4)	-	10.6ヵ月
2011年	153,322 (100)	72,732 (47.4)	80,590 (52.6)	-	10.3ヵ月
2012年	137,674 (100)	63,777 (46.3)	73,897 (53.7)	-	9.1ヵ月
2013年	172,607 (100)	81,674 (47.3)	90,933 (52.7)	-	7.9ヵ月

\* 多類商標基準、審査処理期間は2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

\* ( )は構成比

最終的な審査処理件数は168,759件で、このうち77.1%である130,158件が登録査定、22.9%である38,601件が拒絶となり、前年度に比べ登録査定率が多少高くなった。



＜表Ⅶ－４－９＞ 商標登録出願審査の終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定
2008年	169,507 (100)	133,297 (78.6)	36,210 (21.4)
2009年	115,515 (100)	92,013 (79.7)	23,138 (20.3)
2010年	125,161 (100)	99,127 (79.2)	26,034 (20.8)
2011年	127,733 (100)	94,913 (74.3)	32,820 (25.7)
2012年	136,371 (100)	103,660 (76.0)	32,711 (24.0)
2013年	168,759 (100)	130,158 (77.1)	38,601 (22.9)

\* 多類商標基準、( )は構成比

## ロ. 国際商標登録出願の審査

国際商標登録出願の1次審査処理件数は20,692件で、このうち28.2%に該当する5,838件は出願公告査定、71.8%に該当する14,854件は意見提出の通知をした。1次審査処理期間は2013年5.4ヵ月で、2012年6.0ヵ月より0.6ヵ月短縮した。

＜表Ⅶ－４－10＞ 国際商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	その他	審査処理期間
2009年	17,286 (100)	3,779 (21.9)	13,507 (78.1)	-	9.1 ヶ月
2010年	15,932 (100)	3,713 (23.3)	12,219 (76.7)	-	9.9 ヶ月
2011年	24,564 (100)	6,891 (28.1)	17,673 (71.9)	-	7.2 ヶ月
2012年	19,807 (100)	5,510 (27.8)	14,297 (72.2)	-	6.0 ヶ月
2013年	20,692 (100)	5,838 (28.2)	14,854 (71.8)	-	5.4 ヶ月

- \* 多類商標基準、審査処理期間は、09年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準
- \* ( )は構成比

2013年の最終的な審査処理件数は21,143件で、このうち75.1%である15,878件が登録決定され、24.9%である5,265件が拒絶された。

<表Ⅶ-4-11> 国際商標登録出願の審査終結処理状況

(単位：件、%)

区 分	計	登録決定	拒絶決定
2008年	19,009 (100)	13,376 (70.4)	5,633 (29.6)
2009年	23,220 (100)	16,149 (69.5)	7,071 (20.5)
2010年	15,293 (100)	11,712 (76.6)	3,581 (23.4)
2011年	20,954 (100)	16,028 (76.5)	4,926 (23.5)
2012年	20,274 (100)	15,594 (76.9)	4,680 (23.1)
2013年	21,143 (100)	15,878 (75.1)	5,265 (24.9)

## 2. デザイン登録出願審査

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ヘスク

デザイン登録出願の1次審査処理件数は67,021件で、このうち45.9%に該当する30,757件は登録査定、54.1%に該当する36,264件は意見提出の通知をした。前年度に比べ1次審査処理件数が増加したのは、増加傾向にある審査処理期間短縮のために審査官別の処理目標を上方修正したためである。

1次審査処理期間は2013年7.3ヵ月で、2012年8.8ヵ月より1.5ヵ月短縮し、審査処理目標機関である8.3ヵ月以内を達成した。

＜表Ⅶ－４－１２＞デザイン登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	意見提出	その他	審査処理期間
2008年	51,492 (100)	26,844 (52.1)	24,549 (47.7)	99 (0.2)	5.6 ヶ月
2009年	43,769 (100)	23,404 (53.5)	20,365 (46.5)	-	9.0 ヶ月
2010年	49,778 (100)	26,985 (54.2)	22,793 (45.8)	-	10.0 ヶ月
2011年	60,550 (100)	30,274 (50.0)	30,276 (50.0)	-	10.0 ヶ月
2012年	65,039 (100)	31,168 (47.9)	33,871 (52.1)	-	8.8 ヶ月
2013年	67,021 (100)	30,757 (45.9)	36,264 (54.1)	-	7.3 ヶ月

\* 複数デザイン基準、審査処理期間は2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

\* ( )は構成比

2013年の最終的な審査処理件数は64,919件で、このうち82.5%に該当する53,538件は登録査定、17.5%に該当する11,381件は拒絶査定され、前年度に比べ登録査定率が多少低下した。

＜表Ⅶ－４－１３＞デザイン登録出願審査の終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定
2008年	55,514 (100)	42,466 (82.4)	9,048 (17.6)
2009年	44,178 (100)	36,179 (81.9)	7,684 (18.1)
2010年	48,237 (100)	40,387 (83.7)	7,850 (16.3)
2011年	58,222 (100)	49,330 (84.7)	8,892 (15.3)
2012年	63,037 (100)	52,560 (83.4)	10,477 (16.6)

2013年	64,919 (100)	53,538 (82.5)	11,381 (17.5)
-------	-----------------	------------------	------------------

\* 複数デザイン基準、( )は構成比

### 3. 異議審査

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ヘスク

商標登録出願、デザイン登録出願及び国際商標登録出願に対する異議申立て件数及び異議申立て率、異議認容率などは以下の表とおりである。商標登録出願を基準に簡単にみると、2013年の商標登録異議申立て件数は2,278件で出願公告件数の3.1%に該当し、異議決定件数のうち異議申立てに理由があると認容された割合は44.7%であった。

<表Ⅶ-4-14> 異議申立て件数、異議申立て率及び異議認容率

(単位：件、%、ヵ月)

区分	2011年			2012年			2013年		
	商標	デザイン	国際商標	商標	デザイン	国際商標	商標	デザイン	国際商標
公告/登録件数(A)	72,732	10,095	6,891	57,215	17,964	3,891	74,674	4,316	19,365
異議申立て件数(B)	2,345	93	69	2,281	140	61	2,278	45	138
異議申立て率(B/A)	3.2	0.9	1.0	4.0	0.8	1.6	3.1	1.0	0.7
異議決定件数(C)	1,183	60	40	2,453	105	58	2,067	47	130
異議認容件数(D)	533	42	7	1,074	75	7	923	7	92
異議認容率(D/C)	45.1	70.0	17.5	43.8	71.4	12.1	44.7	14.9	70.8

## 第5章 審判分野

### 第1節 審判請求及び処理状況

#### 1. 権利別の審判請求及び処理件数状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 イ・カンヨン

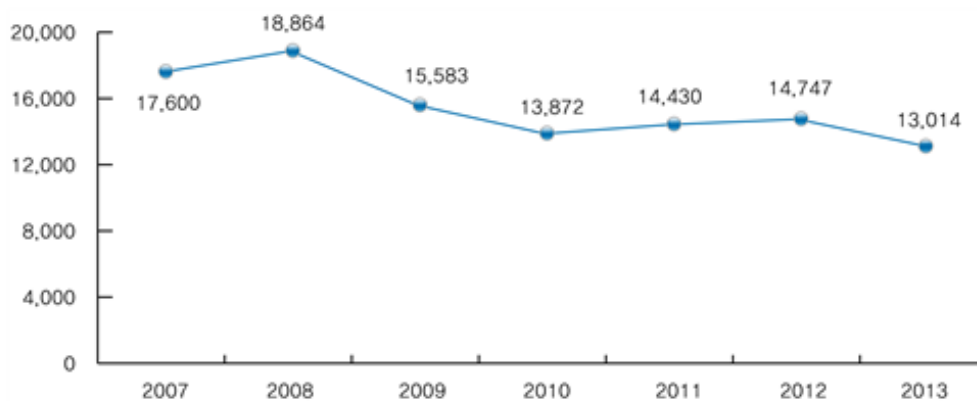
審判請求件数は2013年13,014件で、前年比11.8%増加した。権利別に見ると、特許19.2%、実用新案16.4%、デザイン20.2%増加したが、商標10.1%の増加となった。

<表Ⅶ-5-1> 権利別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
請求 (増加率)	特許	10,950 (12.6)	12,238 (11.8)	10,561 (△13.7)	9,270 (△12.2)	9,664 (4.3)	10,039 (3.9)	8,111 (△19.2)
	実用	753 (△1.6)	906 (20.3)	828 (△8.6)	559 (△32.5)	473 (△15.4)	402 (△15.0)	336 (△16.4)
	デザイン	601 (19.5)	766 (27.5)	663 (△13.4)	689 (3.9)	438 (△36.4)	569 (29.9)	454 (△20.2)
	商標	5,296 (17.7)	4,954 (△6.5)	3,531 (△28.7)	3,354 (△5.0)	3,855 (14.9)	3,737 (△3.1)	4,113 (10.1)
	計	17,600 (13.6)	18,864 (7.2)	15,583 (△17.4)	13,872 (△11.0)	14,430 (4.0)	14,747 (2.2)	13,014 (△11.8)

<図Ⅶ-5-1> 権利別の審判請求状況



審判処理件数は2013年10,194件で、前年比1.6%の減少率を記録し、特許は前年に比

べ3.6%の増加となった。

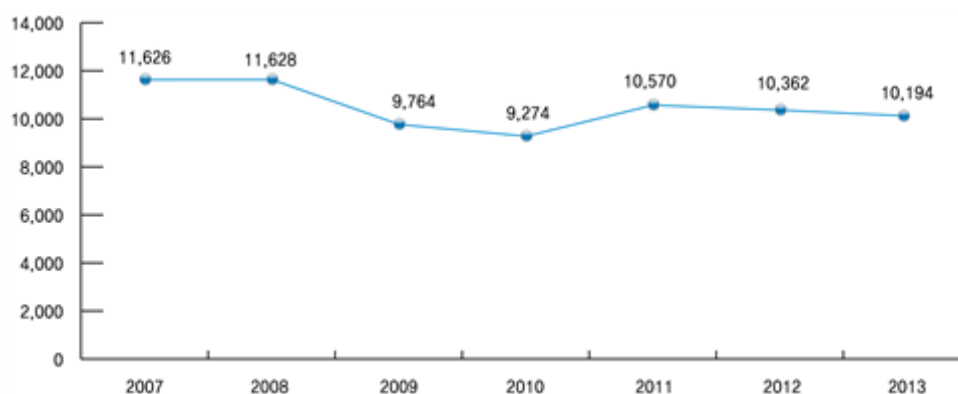
＜表Ⅶ－5－2＞権利別の審判処理及び前置登録状況

(単位：件、%)

年度		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
処理 (増加率)	特許	5,696 (16.8)	5,258 (△7.7)	4,719 (△10.3)	4,969 (5.3)	5,471 (10.1)	5,581 (2.0)	5,353 (△4.1)
	実用	839 (△0.4)	732 (12.8)	545 (△25.5)	500 (△8.3)	543 (8.6)	424 (△21.9)	370 (△12.7)
	デザイン	484 (15.2)	542 (12.0)	605 (11.6)	622 (2.8)	619 (△0.5)	489 (△21.0)	465 (△4.9)
	商標	4,607 (9.8)	5,096 (10.6)	3,895 (△23.6)	3,183 (△18.3)	3,937 (23.7)	3,868 (△1.8)	4,006 (3.6)
	計	11,626 (12.5)	11,628 (0.0)	9,764 (△16.0)	9,274 (△5.0)	10,570 (14.0)	10,362 (△2.0)	10,194 (△1.6)
前置登 録(増加 率)	特許	5,291 (13.8)	5,163 (△2.4)	4,849 (△6.1)	4,370 (△9.9)	4,022 (△8.0)	4,341 (7.9)	3,519 (△18.9)
	実用	9	94 (944.4)	138 (46.8)	104 (△24.6)	66 (△36.5)	39 (△40.9)	20 (△48.7)
	デザイン	29 (△21.6)	39 (34.5)	46 (17.9)	27 (△41.3)	7 (△74.1)	- (△100.0)	- (-)
	商標	-	-	-	-	-	-	-
	計	5,329 (13.7)	5,296 (△0.6)	5,033 (△5.0)	4,501 (△10.6)	4,095 (△9.0)	4,380 (7.0)	3,539 (△19.2)

\* 処理は無効処分及び前置登録件数は除外

＜図Ⅶ－5－2＞年度別の審判処理状況



## 2. 審判請求人別の審判請求状況

請求人別の審判請求件数の割合は国内企業が37.3%、外国企業が42.4%、外国人を含む個人が18.0%を占めている。

<表Ⅶ-5-3> 審判請求別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
内 国 個 人	特許	1,743	1,719	1,664	1,441	1,355	1,025	811
	実用	388	449	474	302	249	210	179
	デザイン	334	354	338	329	196	280	196
	商標	1,163	1,008	677	798	932	867	996
	計	3,628 (20.6)	3,530 (18.7)	3,153 (20.2)	2,870 (20.7)	2,732 (18.9)	2,382 (16.2)	2,182 (16.8)
外 国 個 人	特許	91	94	72	74	81	77	61
	実用	2	-	2	4	1	-	-
	デザイン	1	2	3	7	4	1	1
	商標	70	56	30	32	46	47	100
	計	164 (0.9)	152 (0.8)	107 (0.7)	117 (0.8)	132 (0.9)	125 (0.8)	162 (1.2)
国 内 企 業	特許	4,771	5,195	4,347	3,623	3,757	3,390	3,023
	実用	352	443	335	235	217	183	149
	デザイン	235	363	283	316	178	226	210
	商標	2,022	1,816	1,424	1,386	1,558	1,218	1,471
	計	7,380 (41.9)	7,817 (41.4)	6,389 (41.0)	5,560 (40.1)	5,710 (39.6)	5,017 (34.0)	4,853 (37.3)
外 国 企 業	特許	3,854	4,494	3,775	3,449	3,770	5,116	3,952
	実用	7	6	9	12	4	6	7
	デザイン	26	41	38	33	60	61	45
	商標	1,975	2,020	1,342	1,098	1,297	1,567	1,511
	計	5,862 (33.3)	6,561 (34.8)	5,164 (33.1)	4,589 (33.1)	5,131 (35.6)	6,750 (45.8)	5,515 (42.4)

公 共 研 究 機 関	特許	230	358	324	290	256	134	113
	実用	1	4	4	1	-	-	-
	デザイン	1	6	-	4	-	-	-
	商標	2	3	2	21	-	19	12
	計	234 (1.3)	371 (2.0)	330 (2.1)	316 (2.3)	256 (1.8)	153 (1.0)	125 (1.0)
大 学	特許	200	331	330	364	405	277	129
	実用	1	1	2	2	1	1	1
	デザイン	-	-	1	-	-	1	2
	商標	12	4	26	6	14	13	12
	計	213 (1.2)	336 (1.8)	359 (2.3)	372 (2.7)	420 (2.9)	292 (2.0)	144 (1.1)
そ の 他	特許	61	47	49	29	40	20	22
	実用	2	3	2	3	1	2	-
	デザイン	4	-	-	-	-	-	-
	商標	52	47	30	16	8	6	11
	計	119 (0.7)	97 (0.5)	81 (0.5)	48 (0.3)	49 (0.3)	28 (0.2)	33 (0.3)

\* その他:国、自治団体など

\* ( ) は構成比(%)

### 3. 内国人・外国人間の当事者系の審判請求状況

2013年の当事者系審判は全体で3,647件が請求され、このうち内国人と内国人間の審判請求は2,412件(66.1%)、内国人と外国人間の審判請求は1,075件(29.5%)、外国人と外国人間の審判請求は160件(4.4%)であった。

<表Ⅶ-5-4> 内国人・外国人間の当事者系審判請求状況

(単位:件、%)



年度		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
内国人と内国人	特許	919	1026	899	966	954	872	783
	実用	457	445	313	250	213	192	179
	デザイン	415	495	418	459	272	388	298
	商標	1,073	1,055	957	929	1,104	1,047	1,152
	計	2,864	3,021	2,587	2,604	2,543	2,499	2,412
内国人と外国人	特許	98	107	95	79	136	122	130
	実用	3	8	1	2	-	-	-
	デザイン	2	6	-	3	2	3	4
	商標	205	219	149	203	136	109	244
	計	308	340	245	287	274	234	378
外国人と内国人	特許	58	43	29	16	25	14	29
	実用	5	3	1	-	-	2	2
	デザイン	10	17	3	10	24	23	14
	商標	548	713	457	477	547	609	652
	計	621	776	490	503	596	648	697
外国人と外国人	特許	5	7	5	9	14	10	6
	実用	-	-	-	-	-	-	-
	デザイン	-	1	-	-	-	-	-
	商標	92	124	65	69	89	117	154
	計	97	132	70	78	103	127	160

\* 内国人と内国人:請求人内国人・被請求人内国人

\* 内国人と外国人:請求人内国人・被請求人外国人

\* 外国人と内国人:請求人外国人・被請求人内国人

\* 外国人と外国人:請求人外国人・被請求人外国人

## 4. 国内企業・外国企業間の審判請求状況

2013年度の韓国の国内企業と外国企業間の審判請求件数は計698件で、そのうち商標に対する審判請求が552件で79.1%を占めている。外国企業の審判請求は415件(59.5%)で、韓国の国内企業が審判請求した283件(40.5%)より高く、特許及び実用新案の場合は、国内企業が外国企業に比べ4倍程度多く審判請求をしていることが明らかになった。

＜表Ⅶ－5－5＞韓国の国内企業・外国企業間の審判請求状況

(単位：件、%)

区分			2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
請求人	被請求人	権利別							
国内 企業	外国 企業	特許	73	70	72	58	118	97	107
		実用	-	8	2	1	-	-	-
		デザイン	-	5	-	3	2	3	4
		商標	147	137	105	130	91	83	172
		計	220	220	179	192	211	183	283
外国 企業	国内 企業	特許	55	37	21	12	20	12	27
		実用	5	3	1	-	-	2	1
		デザイン	2	7	-	5	14	7	7
		商標	300	353	226	257	274	362	380
		計	362	400	248	274	308	383	415

## 5. 中小企業・大企業間の審判請求状況

中小企業と大企業間の審判請求件数は2013年全体で229件と前年比とほぼ同じであ

り、そのうち商標が138件で60.3%を占め、中小企業と大企業間で最も紛争が多く発生していることが明らかになった。

＜表Ⅶ－5－6＞ 中小企業・大企業間の審判請求状況

(単位：件、%)

年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
特許	70	63	49	32	55	62	71
実用	18	8	6	4	5	13	11
デザイン	7	18	18	9	3	13	9
商標	138	173	108	123	141	138	138
計	233	262	181	168	204	226	229

\* 中小企業：中小企業基本法に基づく企業

## 6. 審判処理期間の状況

審判処理期間は2013年8.5ヵ月と前年比0.5ヵ月が短縮された。

＜表Ⅶ－5－7＞ 年度別の審判処理期間状況

(単位：件、%)

年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
特許・実用	5.9	5.9	8.0	10.6	10.2	10.2	9.7
商標・デザイン	5.9	5.6	8.0	9.1	8.2	7.4	6.8
計	5.9	5.7	8.0	9.9	9.5	9.0	8.5

## 第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

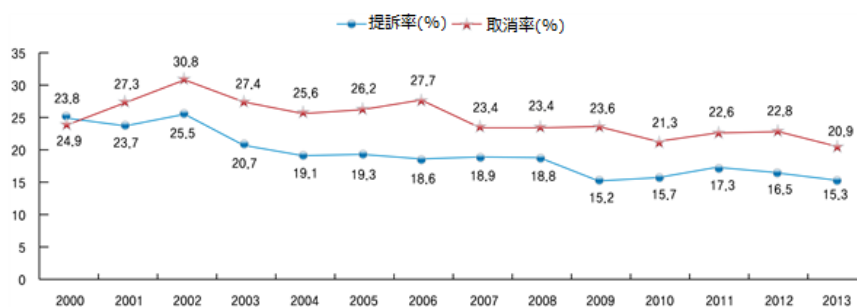
特許審判院 審判政策課 工業事務官 イ・カンヨン

1998年に特許裁判所が設立されて以来、特許審判院の審決に対し特許裁判所に訴を提起した割合は、2000年24.9%から2013年15.3%と減少傾向にある。一方、2013年の審決取消率である20.9%を含む、過去5年間の審決取消率(特許裁判所の判決のうち、特許審判院の審決を取消した割合)は22.3%であり、2007年以降安定的な減少傾向にある。訴訟提起率が2007年以後持続的に減少しているのは特許審判院の審決に対する全般的な受入れ率が高くなったためであり、審決取消率が減少したのは特許審判院の審決の正確度が高まったためであると見られる。

＜表Ⅶ－5－8＞特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

(単位：件、%)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
訴訟提起可能 審決	3,204	3,069	3,293	3,605	4,580	5,754	6,399	7,467	7,599	6,452	6,195	7,267	6,930	6,816
訴訟提起	797	726	840	747	873	1,111	1,191	1,414	1,431	979	973	1,254	1,145	1,044
提訴率(%)	24.9	23.7	25.5	20.7	19.1	19.3	18.6	18.9	18.8	15.2	15.7	17.3	16.5	15.3
判決件数	791	796	766	752	855	938	1,184	1,251	1,453	1,144	992	1,237	1,183	1,025
取消し判決	188	217	236	206	219	246	328	293	340	270	211	280	270	214
取消し率(%)	23.8	27.3	30.8	27.4	25.6	26.2	27.7	23.4	23.4	23.6	21.3	22.6	22.8	20.9



## 第3節 最高裁判所への上告提起及び宣告状況

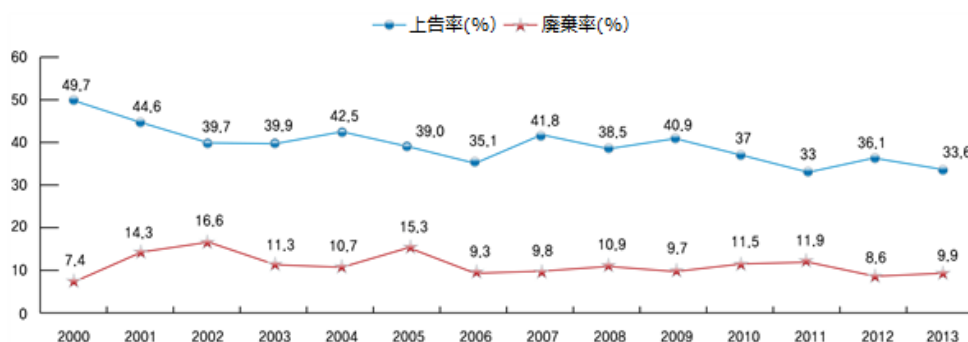
特許審判院 審判政策課 工業事務官 イ・カンヨン

特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した割合は、2013年は前年比2.5%減少した33.6%であり、上告審で特許裁判所の判決を破棄した割合は2013年9.9%で、過去5年間の破棄率10.3%に比べ多少低いことが分かった。

＜表Ⅶ-5-9＞最高裁判所への上告提起及び宣告状況

(単位：件、%)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	
特許裁判所 判決	791	796	776	752	855	938	1,184	1,251	1,453	1,144	992	1,237	1,183	1,025	
上告	件数	393	355	308	300	363	366	416	523	559	468	367	408	427	344
	上告率 (%)	49.7	44.6	39.7	39.9	42.5	39.0	35.1	41.8	38.5	40.9	37.0	33.0	36.1	33.6
最高裁判所 宣告	365	461	368	283	383	294	473	520	580	556	399	369	419	372	
破棄	件数	27	66	61	32	41	45	44	51	63	54	46	44	36	37
	破棄率 (%)	7.4	14.3	16.6	11.3	10.7	15.3	9.3	9.8	10.9	9.7	11.5	11.9	8.6	9.9



# 付録

## 1. 歴代庁長(運営支援課)

歴代	氏名(漢字)	任期期間	任命前の経歴
初代	裴相穢	1977.3.12～1977.12.23	工業団地管理庁長
2代	安永哲	1977.12.23～1978.12.30	特許庁次長
3代	李相燮	1978.12.30～1982.12.18	商工部次官補
4代	洪性佐	1982.12.28～1985.10.19	商工部第1次官補
5代	車秀明	1985.10.19～1988.3.4	商工部第1次官補
6代	朴弘植	1988.3.5～1990.3.19	特許庁次長
7代	金喆寿	1990.3.20～1991.9.18	商工部第1次官補
8代	金俊	1991.9.20～1993.3.3	商工部第2次官補
9代	安光吞	1993.3.4～1995.12.25	商工部第2次官補
10代	鄭海滂	1995.12.26～1996.12.23	通産部次官補
11代	韓惠洙	1996.12.24～1997.3.6	通産部通商貿易室長

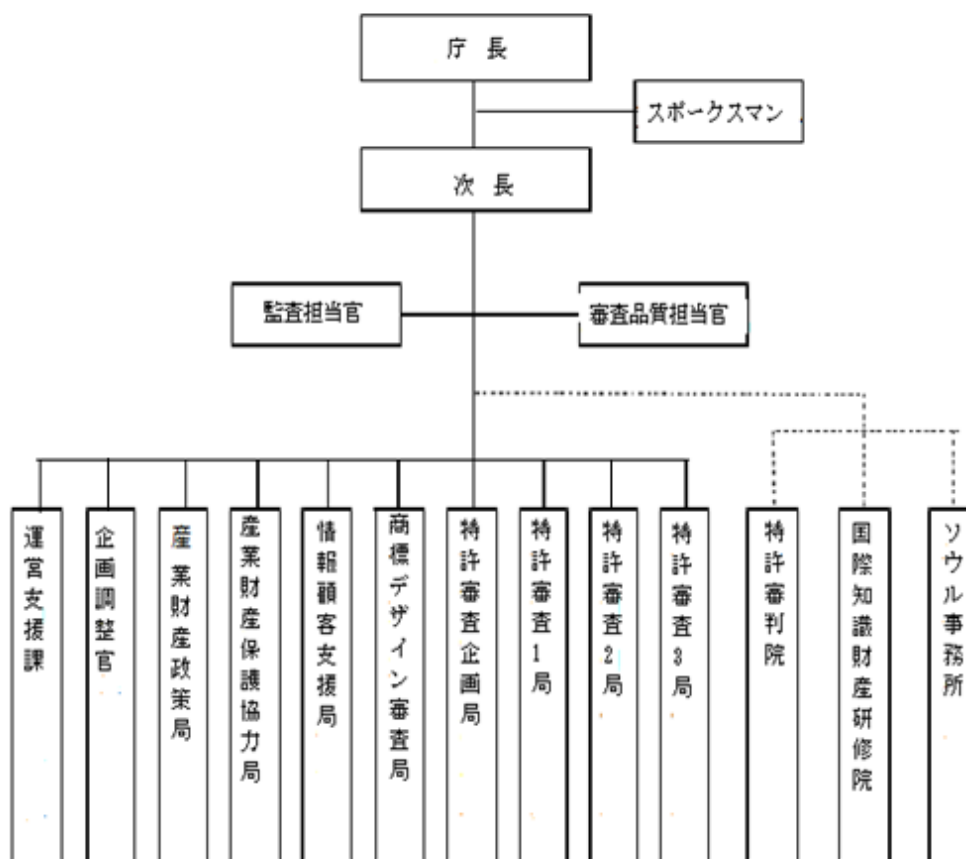
歴代	氏名(漢字)	任期期間	任命前の前経歴
12代	崔弘建	1997.3.7～1998.3.8	通産部企画管理室長
13代	金守東	1998.3.9～1999.5.26	特許庁次長
14代	呉剛鉉	1999.5.26～2000.8.10	産業資源部次官補
15代	林来圭	2000.8.11～2002.2.4	特許庁次長
16代	金光琳	2002.2.5～2003.3.3	予算決算委首席専門委員
17代	河東万	2003.3.3～2004.9.3	国務調整室経済調整官
18代	金鍾甲	2004.9.3～2006.1.31	産業資源部次官補
19代	全湘雨	2006.2.1～2008.4.30	特許庁次長
20代	高廷植	2008.5.1～2010.4.30	産業資源部エネルギー 資源政策本部長
21代	李秀元	2010.5.1～2013.4.30	大統領室非常経済状況室長
22代	金昊源	2012.5.1～2013.3.17	国務総理室国政運営2室長
23代	金榮敏	2013.3.18～現在	特許庁次長

## 2. 機構・定員・予算状況(創造行政担当官室、企画財政担当官室)

### イ. 機構



局 (官)	課 (チーム)	所属機関		
		審判院	研修院	事務所
8 (1)	52 (15)	1課 1チーム	3課	3課



ロ. 定員

(2013.12.31.基準、単位:人)

区分	庁長	高位 公務員	3・4 級	4級	4・5 級	5級	6級	7級	8級	9級	管理 運営	計
本庁	1	10	15	38	177	844	155	55	34	16	36	1,381
所属機関		13	1	44	51	19	20	6	10	7	16	187
計	1	23	16	82	228	863	175	61	44	23	52	1,568

## 3. 特許庁所管の法令状況(規制改革法務担当官)

(2014.4.1基準)

法律(8)	大統領令(11)	付属令(9)	所管部署
特許法	特許法施行令	特許法施行規則	特許審査制度課
	特許権などの登録令	特許権などの登録令施行規則	登録課
	特許権の受容実施などに関する規定		産業財産振興課
		特許料などの徴収規則	情報顧客政策課
実用新案法	実用新案法施行令	実用新案法施行規則	特許審査制度課
デザイン保護法	デザイン保護法施行令	デザイン保護法施行規則	デザイン審査政策課
商標法	商標法施行令	商標法施行規則	商標審査政策課
発明振興法	発明振興法施行令		産業財産政策課
	公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定	公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定施行規則	産業財産振興課
不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令		産業財産保護政策化
半導体集積回路の配置設計に関する法律	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則	標準特許半導体財産チーム
弁理士法	弁理士法施行令	弁理士法施行規則	産業財産人材課

## 4. 2013年の主要マスコミ報道内容及び庁長の広報活動(スポークスマン)

報道 日付	報道内容	報道媒体	担当部署
1.10	タビデとゴリアテ、そして知的財産権	ヘラルド経済	寄稿
1.14	「知的財産スター企業を発掘し、税制優遇・資金支援」	電子新聞	インタビュー
2.2	発明英才と国の未来	韓国経済,	寄稿
2.5	「創造経済の根幹は知的財産…経済成長の新しいパラダイム」	デジタルタイムズ	インタビュー
2.27	特許庁、「創造経済時代の人材養成」座談会	韓国経済	インタビュー
3.5	韓国知的財産戦略院の開院式	ニューシス	懇談会
3.18	中小企業、特許権利化の基礎を磨くべき	ソウル経済	インタビュー
3.19	特許庁・産業銀行の業務協約	ニューシス	政策説明会
3.20	「中小ベンチャーへ特許を担保に産業銀行が最大2億ウォン融資」	東亞日報	インタビュー
3.27	特許評価分析システムのランチング	ニューシス	政策説明会
4.11	地域知的財産政策協議会	ニューシス	懇談会
4.12	KAIST 未来戦略シンポジウムの特別講演	ニューシス	講演会
4.15	地域R&D事業の重複投資をなくす	YTN	放送出演
4.16	15世紀の朝鮮に、創造経済があった	毎日経済	寄稿
4.17	知的財産才能の分ち合い協約式	ニューシス	政策説明会
4.18	企業同士の「才能寄付」	KBS	放送出演
4.22	IP強小企業訪問	ニューシス	懇談会
4.23	アップルに対し大口をたたける力は?…特許戦略	YTN SCIENCE	放送出演
4.24	「生き甲斐を感じる経済」知的財産寄付相次ぐ	大田MBC	放送出演
4.24	知的財産権紛争対応協議会の発足式	ニュース1	政策説明会

4.25	特許攻撃、1億売上げの中小企業も狙う	YTN SCIENCE	放送出演
4.25	知的財産権紛争対応協議会の発足	ナウTV	放送出演
4.25	2013グローバルブランド戦略コンファレンス	ニュース1	講演会
4.26	知的財産の分ち合いと特許強国への道	韓国経済	寄稿
4.26	WIPO事務次長の接見	ニューシス	懇談会
4.29	「点・線・面」戦略で、IP環境の問題を解く	電子新聞	インタビュー
5.1	大韓民国の模倣品実態報告書	KBS1 TV	放送出演
5.1	風船で地球撮影、特許庁創意発明の宇宙船プロジェクト	KBS	放送出演
5.1	青少年発明、夢を乗せて宇宙へ	YTN	放送出演
5.1	青少年発明の宇宙船プロジェクト	ニュース1	懇談会
5.2	POD CAST政策放送	デジタルタイムズ	講演会
5.8	「2017年までIPサービス専門企業2箇所を育成」	電子新聞	インタビュー
5.12	夢をもつ地球撮影に成功	大田MBC	放送出演
5.13	科学青少年が宇宙で撮った地球	KBS	放送出演
5.14	子供の夢を乗せた「宇宙風船」…地球を撮影した後帰還	MBC	放送出演
5.14	発明の日をかみしめる創造経済	ソウル経済	寄稿
5.15	発明の日のイベント開催	ニュース1	懇談会
5.16	知的財産政策諮問委員会の開催	ソウル経済	懇談会
5.21	「知的財産企業中心の成長環境づくり	アジア経済	インタビュー
5.21	知的財産トークコンサートの「ジーパン」開催	アジア経済	講演会
5.22	国際IP及び産業保安コンファレンス	ファイナンシャルニ ュース	講演会
5.24	疎通業、スマート業、特許庁編（映像対談、ポップキャスト、創意発明宇宙船、ジーパンコンサート）	KTV	放送出演

5.24	特許法人の現場懇談会	アジア経済	懇談会
5.28	IPスター企業の訪問	ソウル経済	講演会
5.29	ブランドだけが模倣品?…中小企業もつぶれる	YTN	放送出演
5.29	模倣品「サイ」…笑い事ではない	東亞日報	寄稿
5.29	特許庁・韓国製薬協会の業務協約締結	ソウル経済	政策説明会
5.30	国内企業「模倣品」の被害が年間17兆ウォン…特許庁、模倣品根絶キャンペーン	マネートデイ放送	放送出演
5.30	半導体協会の懇談会	ニュース1	懇談会
5.31	弁理士法全部改正案の公聴会	ニュース1	懇談会
5月	創造経済を先導する自動車産業の核心の鍵は知的財産	KAMAジャーナル	寄稿
6.9	IP-DESKの開所式	ニューシス	政策説明会
6.12	標準特許の政策フォーラム	ニュース1	講演会
6.13	特許庁・農村振興庁と業務協約締結	連合ニュース	政策説明会
6.17	特許庁・関税庁と業務協約締結	連合ニュース	政策説明会
6.19	CIPO朝食セミナー	ニューシス	懇談会
6.21	仁川知的財産フォーラム	ソウル経済	講演会
6.24	特許検索の羅針盤、特許分類	ファイナンシャルニュース	寄稿
6.25	特許庁スター企業の育成拡大	大田KBS	放送出演
6.25	金・ヨンミン特許庁長「技術仕切りをなくすために組織の改変を推進」	電子新聞	インタビュー
6.27	中小企業、特許審査期間を短縮する	YTN	放送出演
6.25	創造経済実現戦略の記者ブリーフィング	ニューシス	政策説明会
6.26	特許庁・海軍・大韓弁理士会の業務協約	電子新聞	政策説明会

6.28	特許技術賞授賞式の開催	ソウル経済	懇談会
7.1	「弁理士試験」理工系のみ受験資格の制限緩和	ソウル新聞	インタビュー
7.2	グランドウジャトウ島の日曜日の午後	韓国経済	寄稿
7.4	創造経済成功のキーワードは知的財産	YTN SCIENCE	放送出演
7.5	「雇用のない成長、脱出のキーは良質の知的財産権」	東亞日報	インタビュー
7.5	釜山知的財産トークコンサート	ソウル経済	講演会
7.9	青いバラ	韓国経済	寄稿
7.10	ハムチャン中学校で特別講演	ニューシス	講演会
7.11	国家オープンデータフォーラム	ニューシス	講演会
7.15	重機の海外特別出願支援が2倍以上増加	ソウル経済	インタビュー
7.16	一番偉大な発明	韓国経済	寄稿
7.18	デザイン公知証明制度の発足式	ソウル経済	懇談会
7.23	ビリーの夢	韓国経済	寄稿
7.24	創造経済の実現、知的財産権に答えがある	電子新聞	寄稿
7.25	2013青少年発明フェスティバル	ニュース1	懇談会
7.29	海軍本部で特別講演	ニューシス	講演会
7.30	発明教育、そしてHealing	朝鮮日報	寄稿
7.31	知的財産、創造経済を盛る器	ソウル新聞	寄稿
8.5	特許庁・信用保証基金の業務協約	デジタルタイムズ	政策説明会
8.6	好感づくり	韓国経済	寄稿
8.8	青少年発明アイデアオリンピック	デジタルタイムズ	講演会
8.9	若いデザイナーの海外進出の道	文化日報	寄稿
8.13	ナスカラインが見たい	韓国経済	寄稿
8.20	良い消費のために	韓国経済	寄稿
8.23	IP-R&D参加企業を訪問	ニュース1	懇談会

8.26	「江原知的財産・経済発展の大きな機会」	江原都民日報	インタビュー
8.28	「技術力を備える中小輸出型企業の育成」	江原日報	インタビュー
8.28	CIPO朝食セミナー	ニュース1	懇談会
9.5	東アジアの特許情報が一箇所に…国際特許情報博覧会の開幕	YTN SCIENCE	放送出演
9.5	「聞く」聴	毎日経済	寄稿
9.5	国際特許情報博覧会	ニュース1	懇談会
9.9	商標登録が簡単になる	大田KBS	放送出演
9.9	商標デザイン登録が簡単になる	YTN	放送出演
9.11	境界を広げる	毎日経済	寄稿
9.11	特許庁・未来創造科学部の業務協約	連合ニュース	政策説明会
9.17	「競争力を持つ特許があれば誰でも創業可能な土台をつくること」	ファイナンシャルニュース	インタビュー
9.25	第51回WIPO総会	忠清トディー	政策説明会
9.30	ソウル市民発明オリンピック大会	メディアアイツ	懇談会
10.2	COMMISSIONER KIM YOUNG-MIN, KOREA IP OFFICE	Managing IP	インタビュー
10.3	ジュネーブ断相	毎日経済	寄稿
10.11	土地 (Earth)	毎日経済	寄稿
10.15	「知的財産は創造経済の貨幣、高品質の特許創出を先導する」	文化日報	インタビュー
10.16	清州知的財産フォーラム	忠清日報	講演会
10.18	二次電池、共存協力の時代に	電子新聞	寄稿
10.19	楽しい広場	毎日経済	寄稿
10.22	発明、既存の常識を破れ	デジタルタイムズ	寄稿
10.22	韓米知財訴訟コンファレンス	ニュース1	講演会

10.24	特許庁・大田支庁の業務協約	アジア経済	政策説明会
10.26	創造の力、知的財産1部 ー見えない戦争、特許情報	YTN	放送出演
10.26	創造の力、知的財産2部 ーIP金融時代が開く	YTN	放送出演
10.28	慎獨	毎日経済	寄稿
10.31	手帳の中のアイデアも特許となる	YTN	放送出演
11.4	創造経済と知的財産権	アリランTV	放送出演
11.6	「豆腐づくりのような人材養成はストップ… 各々違う形に育てよう」	電子新聞	インタビュー
11.8	「知的財産中心のR&Dの大きな成果」	YTN SCIENCE	放送出演
11.8	女性発明オリンピック大会	ソウル経済	講演会
11.12	「海外へ進出する時には、特許防御を先に」	YTN SCIENCE	放送出演
11.12	知的財産権保護コンファレンス	ニュース1	講演会
11.14	第13回韓・中・日特許庁官会合	デジタルタイムズ	政策説明会
11.15	Trademark Office Profile Korean Intellectual Property Office	INTABulletin	インタビュー
11.16	特許が生存の鍵…情報戦熾烈	YTN SCIENCE	放送出演
11.17	一流企業1等コード、不況の中で危機を乗り越える 我々のものではない我々のもの-特許戦争	TV朝鮮	放送出演
11.20	青年創業家と共にする知的財産現場コンサート	電子新聞	講演会
11.21	中小企業の知的財産経営者大会の開催	KBSデグ、デグMB C、 TBSニュース	放送出演
11.21	第5回中小企業知的財産経営者大会	ニュース1	懇談会
11.25	2013キャンパス特許戦略ユニバーシアード	ニューシス	懇談会
11.27	IP情報開放・活用諮問委員会の発足	ソウル経済	政策説明会
11.29	鼻の穴の防毒面まで…今年一番目を引いた特許は？	MBN	放送出演



11.29	商標制度の国際的統一化を期待して	ソウル新聞	インタビュー
11.29	2013大韓民国の知的財産展	連合ニュース	懇談会
11.30	今年の輝かしい最高の発明品	YTN	放送出演
12.3	ソウル国際商標・デザインコンファレンス	デジタルタイムズ	講演会
12.4	WIPO-KIPO国際シンポジウム	ソウル経済	講演会
12.5	商標・デザイン分野の先進5ヵ国に会議開催	YTN SCIENCE	放送出演
12.5	「ブランド経営がグローバル企業の競争力を左右する」	電子新聞	インタビュー
12.5	TM5例年会合	ニューシス	政策説明会
12.5	韓・日特許庁長会合	大田経済	政策説明会
12.6	韓・米・日・中・ヨーロッパ5ヵ国、商標・デザイン 共同の基準をつくる	毎日経済	政策説明会
12.9	韓・中特許庁長会合	デジタルタイムズ	政策説明会
12.12	職務発明の能力を備える予備技術専門家養成事業授 賞式	大田経済	懇談会
12.13	歴代の特許庁長招聘の懇談会	デジタルタイムズ	懇談会
12.14	特許一つで数十兆ウォン…未来有望技術	YTN	放送出演
12.17	2013下半期の特許技術賞授賞式	大田経済	懇談会
12.18	第3回知的財産教育先導大学の業務協約式	ニューシス	政策説明会
12.20	第2回地域知的財産政策協議会	ニューシス	政策説明会
12.23	特許紛争解決士「選考技術検索」	マネートディー	寄稿

---

## 2013年度知識財産白書

---

発行日 : 2014年5月  
発行人 : キム・ヨンミン  
発行処 : 特許庁

郵便番号 302-701  
大田広域市 西区庁舎路189  
(政府大田庁舎4棟)

定 価 : 15,000ウォン

- 
- ◆ 2013年度知識財産白書は政府刊行物販売センター ([www.gpcbooks.co.kr](http://www.gpcbooks.co.kr))で販売しています。
  - ◆ 本冊子は、著作権法により保護される著作物であり、無断転載や複製を禁じます。
  - ◆ 本冊子に関する疑問等がありましたら、下記の連絡先までにお問い合わせ下さい。
    - －住所:(302-701)大田市広域市 西区庁舎路189、4棟  
企画財政担当官室
    - －電話:042-481-8616